

湖西市地域防災計画

資 料 編

令和8年2月

湖西市防災会議

目次

1 条例等	- 1 -
1-1 湖西市防災会議条例	- 3 -
1-2 湖西市防災会議編成図	- 5 -
1-3 湖西市災害対策本部条例	- 5 -
1-4 湖西市地震災害警戒本部条例	- 6 -
1-5 湖西市震災復興本部設置要綱（案）	- 7 -
1-6 湖西市地震・津波対策アクションプログラム 2023	- 11 -
1-7 湖西市災害対応マニュアル	- 21 -
1-8 標識等	- 62 -
2 組織	- 63 -
2-1 報道機関一覧表	- 65 -
2-2 自衛隊緊急時連絡先一覧表・湖西市を担当する自衛隊	- 67 -
3 避難体制	- 69 -
3-1 避難情報等の判断・伝達マニュアル	- 71 -
3-2 湖西市津波避難計画	- 95 -
4 災害危険区域	- 109 -
4-1 土石流危険渓流	- 111 -
4-2 急傾斜地崩壊危険区域	- 111 -
4-3 土砂災害警戒区域指定箇所	- 112 -
4-4 水防危険箇所	- 121 -
4-5 山腹崩壊流出危険地区一覧表	- 121 -
4-6 重要水防箇所に対する避難所等一覧表	- 122 -
5 気象・地震観測、気象予警報	- 123 -
5-1 気象注意報、警報等の種類及び発表基準	- 125 -
6 水防	- 127 -
6-1 水防計画（本文）	- 129 -
6-2 水防信号	- 147 -
6-3 水防資機材備蓄一覧表	- 148 -
7 被害報告	- 149 -
7-1 被害程度の認定基準	- 151 -
7-2 被害速報（随時）	- 154 -
7-3 災害定時及び確定報告書（県様式第4号）	- 155 -
7-4 「火災・災害等即報要領」様式	- 157 -
7-5 原子力災害被災地住民登録様式	- 163 -

7-6	市が災害対策本部を設置した時に連絡すべき機関一覧	- 164 -
8	通信	- 165 -
8-1	大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領	- 167 -
8-2	湖西市防災行政無線固定系一覧表	- 167 -
8-3	湖西市防災行政無線移動系一覧表	- 173 -
8-4	湖西市防災相互無線一覧表	- 175 -
8-5	湖西市消防無線一覧表	- 175 -
8-6	避難所用特設公衆電話設置場所一覧表	- 177 -
8-7	スマートフォン型多機能 IP 無線機配置一覧表	- 178 -
8-8	通信広報連絡系統図	- 182 -
8-9	異常現象発見時の連絡系統図	- 183 -
8-10	災害時情報収集伝達用無線系統図	- 184 -
8-11	警戒宣言等伝達体系	- 185 -
8-12	広報車巡回区分図	- 186 -
8-13	地震防災活動に関する収集及び伝達すべき情報の種類等	- 187 -
8-14	情報拠点	- 189 -
8-15	情報拠点の位置及びその圏域図	- 190 -
8-16	災害応急活動に関する収集及び伝達すべき情報の種類等	- 191 -
8-17	災害時優先電話一覧表	- 191 -
9	消火・救急・救助、危険物等施設	- 193 -
9-1	湖西市消防計画（本文）	- 195 -
9-2	湖西市消防本部 緊急消防援助隊受援計画	- 257 -
9-3	市内危険物施設一覧	- 285 -
9-4	都市ガス事業者及び高圧ガス事業者	- 287 -
10	輸送・交通	- 289 -
10-1	緊急輸送路図	- 291 -
10-2	緊急輸送道路一覧表（情報拠点⇄本部）	- 292 -
10-3	道路・橋梁の状況	- 294 -
10-4	市内の交通量	- 294 -
10-5	市内の交通事故件数等	- 295 -
10-6	公用車一覧表	- 296 -
10-7	都市計画道路の状況	- 299 -
10-8	輸送業者一覧表	- 299 -
10-9	私鉄道・私バスの運転停止基準	- 300 -
10-10	ヘリポートの具備すべき条件	- 301 -
11	要員の確保	- 303 -

1 1-1	中学校及び高校一覧表	- 305 -
1 2	物資の備蓄・調達・供給	- 307 -
1 2-1	緊急物資調達計画	- 309 -
1 2-2	給水計画	- 311 -
1 2-3	応急食料調達予定先一覧表	- 323 -
1 2-4	備蓄計画及び保有状況	- 324 -
1 2-5	衣料・生活必需品・その他の物資調達予定先一覧表	- 325 -
1 2-6	市の水道施設	- 327 -
1 2-7	市上水道配水池一覧表	- 328 -
1 2-8	建築資材調達予定先一覧表	- 328 -
1 2-9	市内建設業者一覧表	- 329 -
1 2-10	自主防災会防災用資機材一覧表	- 331 -
1 2-11	医薬品等調達予定先一覧表	- 335 -
1 2-12	消毒薬調達予定先一覧表	- 335 -
1 2-13	燃料確保先一覧表	- 335 -
1 2-14	防災資機材保有状況（災害対策倉庫）	- 335 -
1 2-15	保守委託業者一覧表	- 336 -
1 2-16	物資集積場所一覧表	- 337 -
1 2-17	市の備蓄用品一覧表	- 337 -
1 3	避難場所・避難所	- 339 -
1 3-1	湖西市災害時避難行動要支援者支援プラン	- 341 -
1 3-2	市長以外の指示権者	- 347 -
1 3-3	津波避難対象地区（自主防災会）	- 347 -
1 3-4	避難対象地区一覧表	- 347 -
1 3-5	要避難地区一覧表	- 347 -
1 3-6	指定避難所一覧表	- 348 -
1 3-7	津波避難場所等一覧表	- 349 -
1 3-8	協定福祉避難所一覧表	- 350 -
1 3-9	自治会（自主防災会）一覧表	- 350 -
1 3-10	活動拠点一覧表	- 352 -
1 3-11	地区防災計画策定地区一覧	- 353 -
1 3-12	津波・土砂災害・洪水・高潮により被害の恐れのある 災害時要配慮者利用施設一覧	- 353 -
1 4	医療	- 355 -
1 4-1	湖西市医療救護計画	- 357 -
1 4-2	医療関係団体等一覧表	- 368 -

1 4-3 救護班等編成一覧表	- 370 -
1 4-4 災害医療救護体制図	- 371 -
1 4-5 救護班備蓄資機材	- 372 -
1 5 衛生	- 375 -
1 5-1 災害廃棄物処理計画	- 377 -
1 5-2 大規模災害遺体対応計画（遺体措置計画）	- 389 -
1 6 ライフライン	- 401 -
1 6-1 給水資機材一覧表	- 403 -
1 7 応急復旧	- 405 -
1 7-1 災害時の応急住宅対策マニュアル	- 407 -
1 7-2 応急仮設住宅建設予定地一覧表	- 449 -
1 8 広域応援	- 451 -
1 8-1 湖西市広域受援計画（本編）	- 453 -
1 8-2 自衛隊の駐留場所	- 472 -
1 8-3 自衛隊地震防災派遣の概要	- 472 -
1 9 災害協定等	- 473 -
1 9-1 災害に関する協定等一覧表	- 475 -
1 9-2 湖西市と区域内事業所との災害応援活動に関する協定書（例）	- 482 -
2 0 関係法令及び規約等	- 489 -
2 0-1 災害救助法費用限度額一覧表	- 491 -
2 1 相談窓口・巡回業務	- 495 -
2 1-1 相談・受付等窓口一覧表	- 497 -
2 1-2 巡回業務一覧表	- 498 -
2 2 湖西市の地勢・気象	- 499 -
2 2-1 湖西市の気象	- 501 -
2 2-2 河川の概況	- 502 -
2 2-3 湖西市主要河川水系図	- 503 -
2 3 過去の災害等	- 505 -
2 3-1 過去の災害（地震・津波）	- 507 -
2 3-2 過去の災害（風水害）	- 509 -
2 3-3 過去の災害（火災）	- 510 -
2 4 被害想定	- 511 -
2 4-1 静岡県第4次地震被害想定結果	- 513 -

1 条例等

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき湖西市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（平 12 条例 16・一部改正）

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 湖西市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

（平 12 条例 16・平 21 条例 2・平 24 条例 23・平 24 条例 27・一部改正）

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 静岡県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 3 人以内
- (2) 静岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1 人
- (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 8 人以内
- (4) 教育長
- (5) 消防長及び消防団長
- (6) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 1 人
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 4 人以内
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 5 人以内
- (9) その他市長が特に必要と認めた者 3 人以内

6 前項第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は再任されることができる。

（平 14 条例 3・平 24 条例 27・一部改正）

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、静岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年12月20日条例第22号)

1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

2 この条例施行の際、従前の規定により取り扱ったものはこの条例の改正規定により取り扱ったものとみなす。

3 この条例施行の際、従前の規定により作成した帳簿用紙等は、当分の間使用できるものとする。

附 則 (平成12年3月30日条例第16号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日条例第3号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月5日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年6月21日条例第23号)

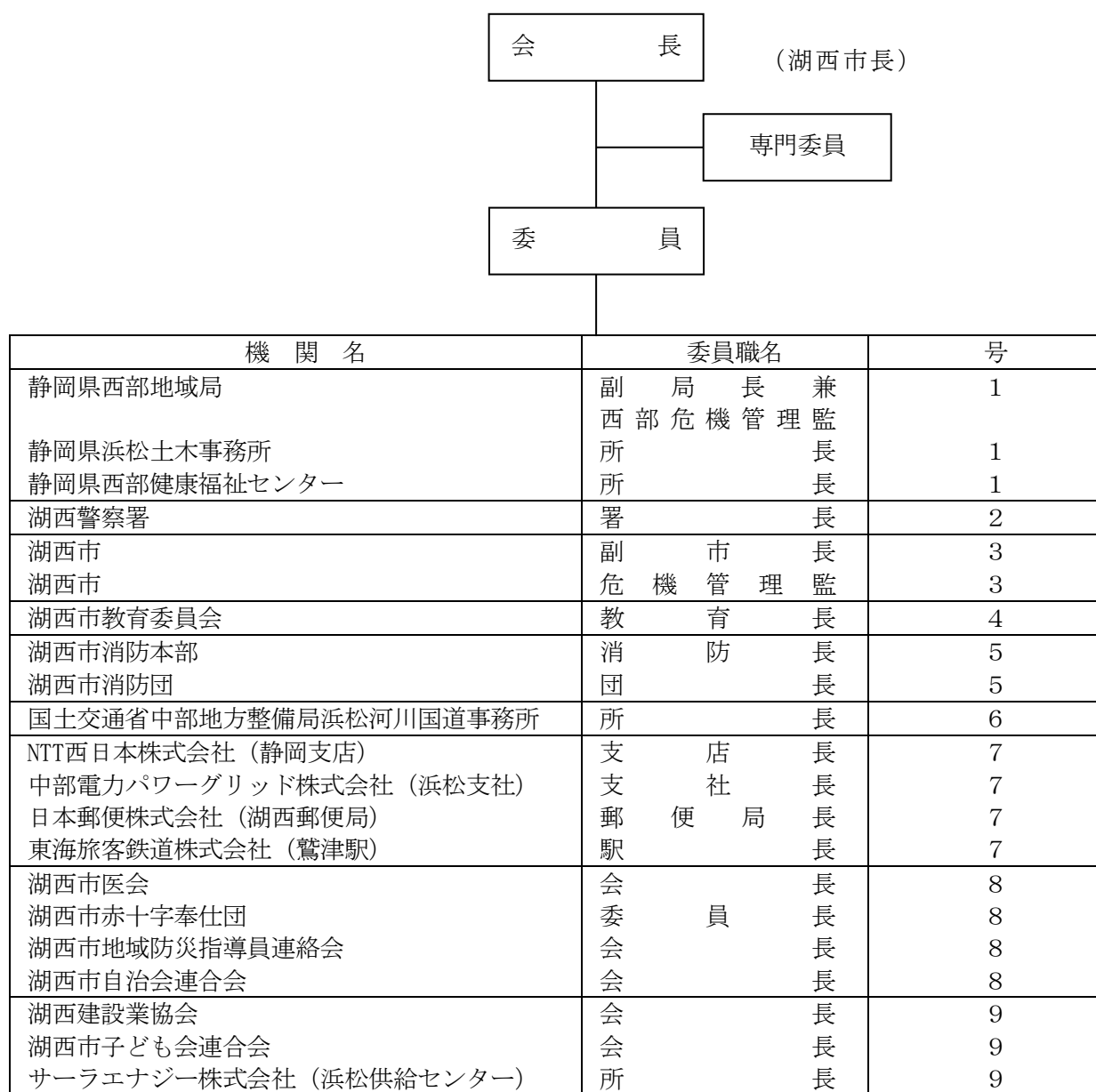
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月18日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 湖西市防災会議編成図

(危機管理課)



1-3 湖西市災害対策本部条例

(危機管理課)

昭和 37 年 12 月 12 日

条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 の第 8 項の規定に基づき、湖西市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平 8 条例 1・平 24 条例 28・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長が指名する災害対策本部員をこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(平8条例1・一部改正)

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年12月20日条例第22号)

1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

2 この条例施行の際、従前の規定により取り扱ったものはこの条例の改正規定により取り扱ったものとみなす。

3 この条例施行の際、従前の規定により作成した帳簿用紙等は、当分の間使用できるものとする。

附 則 (平成8年3月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月18日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 湖西市地震災害警戒本部条例

(危機管理課)

昭和55年3月31日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、湖西市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 市の職員のうちから市長が指名する者

(4) 消防長

(5) 湖西市消防団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(昭 61 条例 30・平 22 条例 45・一部改正)

(班)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に班を置くことができる。

2 前項の班に属すべき本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の班に班長を置き、本部長が指名する本部職員がこれに当たる。

4 前項の班長に事故があるときは、第1項の班に属する本部職員のうちから前項の班長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 10 月 1 日条例第 30 号）

この条例は、昭和 61 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 1 月 4 日条例第 45 号）

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

1-5 湖西市震災復興本部設置要綱（案）

（危機管理課）

(設置)

第1条 震災からの復興を迅速かつ計画的に推進するため、湖西市震災復興本部（以下

「復興本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 復興本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 震災復興の総括及び企画調整に関すること。
- (2) 湖西市復興計画の決定、進行管理及び見直しに関すること。
- (3) その他復興に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 復興本部は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

2 本部長は、復興本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(市民、関係団体等の意見の反映)

第5条 復興本部は、復興計画の策定に当たっては、市民、関係分野の有識者等及び学識経験者の意見を反映させるものとする。

(関係課長会議)

第6条 復興計画案の策定その他必要な事項の処理のため、復興本部に関係課長会議を置く。

(事務局)

第7条 復興本部の事務局を総合政策部政策推進課震災復興推進室に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、復興本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

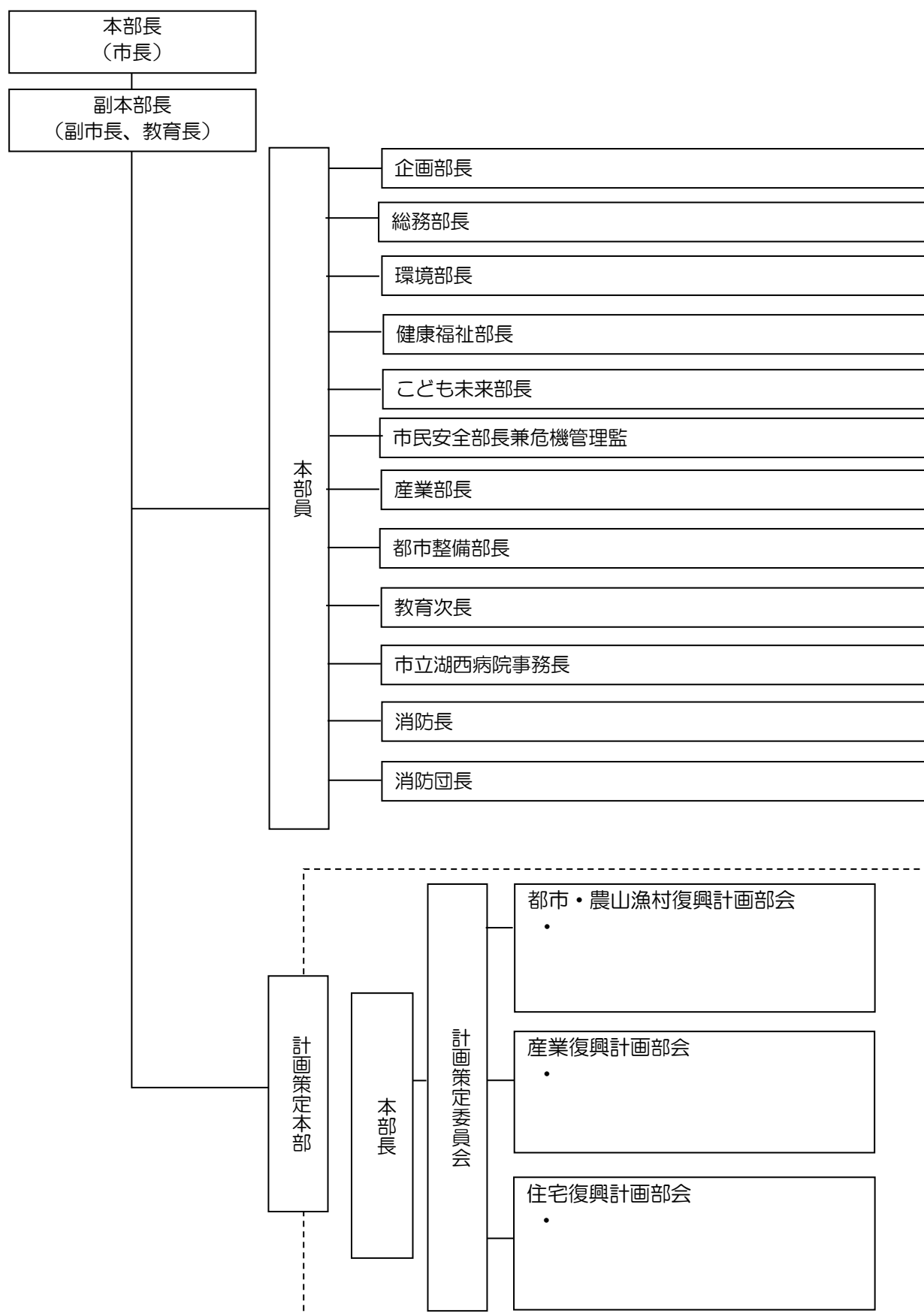
区 分	職 名
本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本部員	企画部長
	総務部長
	環境部長
	健康福祉部長
	こども未来部長
	市民安全部長兼危機管理監
	産業部長
	都市整備部長
	教育次長
	市立湖西病院事務長

	消防長
	消防団長

○計画策定本部

区 分	職 名	
本部長	市長	
副本部長	副市長	
計画策定 委員会	都市・農山漁村復興計画部会	
	住宅復興計画部会	
	産業復興計画部会部会	

○湖西市震災復興本部編成図



1-6 湖西市地震・津波対策アクションプログラム2023

1 基本方針

(1) 基本理念

- ・犠牲者の最小化・減災効果の持続化とともに、被災後も命と健康を守り、健全に生活できる社会を実現

(2) 基本目標

- ・地震・津波から着実に命を守る
- ・被災後も命と健康を守り、生活再建に繋げる
- ・地域を迅速に復旧し、復興に繋げる

(3) 減災目標

- ・令和7年度までの3年間で想定犠牲者の9割減災を達成し、その後も9割以上の減災を維持する。
- ・令和14年度までの10年間で被災後生活の質的向上により、被災者の健康被害等の最小化を図る。

2 計画期間

令和5年度（2023）から令和14年度（2032）

3 アクションと個別指標

- ・減災及び被災後も健全に生活できる社会の実現を達成するため、アクションの取り組みを進めます。
- ・アクションごとに具体的な取組及び達成すべき数値目標を定めます。
- ・数値目標は、本アクション最終年度である令和14年度末と、想定犠牲者9割減少を目指して集中的に取り組む3年間の期末にあたる令和7年度末の2段階の目標を定めます。（現状の維持を目標とするものは、数値目標に「（維持）」を付記しています。）

4 実施主体

- ・アクションプログラム2013に引き続き、「自助」・「共助」・「公助」の観点から、市が実施主体となるアクションはもとより、市民、事業所、市町等が実施主体となるアクションについても可能な限り取り組みます。

5 今後の取組み

- ・定期的な達成状況の検証とその結果を踏まえた見直しを継続的に実施する。

6 個別アクション一覧

I 地震・津波から着実に命を守る＜52＞

1 建築物等の耐震化を進めます＜6＞

- (1) 住宅等の耐震化＜3＞
- (2) 公共建築物等の耐震化＜2＞
- (3) 公共構造物等の耐震化＜1＞

2 命を守るための施設等を整備します＜15＞

- (1) 津波を防ぐ施設の整備＜1＞

- (2) 津波から逃げる環境の整備<7>
- (3) 津波に備える体制の整備・持続化<3>
- (4) 土砂災害防止施設等の整備<1>
- (5) 緊急輸送路等の整備<3>

3 災害時の応急体制を強化します<20>

- (1) 防災拠点等の強化<7>
- (2) 情報収集・連絡体制の強化<4>
- (3) 消防力の充実・強化<7>
- (4) 広域支援の受け入れ体制の強化<2>

4 地域の防災力を強化します<11>

- (1) 自主防災組織の活性化<4>
- (2) 市民等の防災意識の高揚、防災教育の充実<2>
- (3) 防災訓練の充実・強化<2>
- (4) 要配慮者の避難体制の整備<3>

Ⅱ 被災後も命と健康を守り、生活再建に繋げる<18>

5 被災後の生活の質を向上します<15>

- (1) 避難所運営体制の整備・避難生活の健全化<7>
- (2) 要配慮者の支援体制の整備<4>
- (3) 地域やボランティアとの連携強化<1>
- (4) 被災者の迅速な生活再建の支援<3>

6 被災後の生活に備え、備蓄を徹底します<3>

- (1) 飲料水・食料等の備蓄の徹底<3>

Ⅲ 地域を迅速に復旧し、復興に繋げる<7>

7 災害廃棄物などの処理体制を確保します<2>

- (1) 災害廃棄物などの処理体制の確保<2>

8 地域の迅速な再建を目指し着実に復旧し、復興に繋がります<5>

- (1) ライフライン、事業所等の事業継続の強化<1>
- (2) 地域の迅速な復旧、復興の推進<2>
- (3) 遺体への適切な対応<2>

I 地震・津波から着実に命を守る

1 建築物等の耐震化を進めます

(1) 住宅等の耐震化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
1	住宅の耐震化の促進	住宅（2.3万戸）の耐震化率	89%	95%	おおむね解消 (2025年度)	建築住宅課
2	家庭内の地震対策の促進（家具固定）	家庭における家具類を固定している部屋又は家具類を置いていない安全な部屋がある割合	34%	40%	50%	危機管理課
3	家庭内の地震対策の促進（耐震シェルター）	耐震シェルターの普及件数 目標：25台	—	1件	25戸	建築住宅課

(2) 公共建築物などの耐震化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
4	公立学校の校（園）舎・体育館等の耐震化の促進	市立幼稚園の園舎等（18棟）、小中学校の校舎・体育館等（72棟）の耐震化率（Is/ET値1.0以上）	70%	70%	79%	教育総務課
5	市有公共建築物（避難所となる施設を除く）の耐震化	市有公共建築物（避難所となる施設を除く）（164棟）の耐震化率	91%	94%	100%	各課

(3) 公共構造物等の耐震化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
6	管理 JR 東海道本線跨線橋の耐震化の促進	市管理 JR 東海道本線跨線橋（6橋）の耐震化	67%	67%	100%	土木課

2 命を守るための施設等を整備します

(1) 津波を防ぐ施設の整備

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
7	南海トラフ巨大地震による津波に対して更なる安全度の向上を図る「静岡モデル」の推進	「静岡モデル」推進検討会による津波防災地域づくりに関する整備方針の策定	50%	50%	100%	危機管理課 都市政策課

(2) 津波から逃げる環境の整備

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
8	災害時における避難行動の理解の促進	自分の住んでいる地域の危険度を理解している市民の割合	100%	100% (維持)	100% (維持)	危機管理課
9	津波避難訓練の充実・強化	津波避難訓練の実施率	100%	100% (維持)	100% (維持)	危機管理課
10	津波避難訓練の充実・強化（自主防災組織）	津波浸水想定区域にある自主防災組織の津波避難訓練の実施率	100%	100% (維持)	100% (維持)	危機管理課
11	津波避難訓練の充実・強化（社会福祉施設）	津波浸水想定区域にある社会福祉施設の災害対応マニュアル見直し及び津波避難訓練の実施率	83%	それぞれ 100% (維持)	それぞれ 100% (維持)	地域福祉課 高齢者福祉課
12	津波避難誘導標識の整備	津波避難警告標識（222 か所）の充足率	91%	94%	100%	危機管理課
13	津波に強いまちづくりの推進	津波防災地域づくり推進計画の策定・見直し率	0%	100% (維持)	100% (維持)	危機管理課
14	ハザードマップ等の整備	想定区域に対するハザードマップの作成及び配布率	100%	100% (維持)	100% (維持)	危機管理課

(3) 津波に備える体制の整備・持続化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	令和4年度末 (2022) 達成状況
15	津波避難施設の長寿命化の推進	津波避難施設（津波避難タワー）の長寿命化計画の策定率	0%	100%	100% (2025 年度)	危機管理課
16	津波避難施設の滞在時環境の整備	津波避難施設の雨よけ、風よけ、トイレ等の整備率	0%	20%	100%	危機管理課
17	災害時の情報伝達の強化・促進（戸別受信機）	同報無線のデジタル化に伴う戸別受信機の普及	46%	100% (2024 年度)	100% (2024 年度)	危機管理課

(4) 土砂災害防止施設等の整備

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
18	避難所を保全する土砂災害防止施設の整備	土砂災害警戒区域に係る避難所（4 施設）を保全する土砂災害防止施設の整備率（新居幼稚園、新居小学校、浜名特別支援学校、東小学校）	25%	25%	100%	危機管理課 土木課

(5) 緊急輸送路等の整備

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
19	緊急輸送路の整備・補修の促進	緊急輸送路である道路区間の延長(22km)に対する整備率	79%	89%	100%	土木課 都市政策課
20	緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震化の促進	緊急輸送路等沿いの危険なブロック塀の耐震化に対する助成件数の割合	100%	100% (維持)	100% (維持)	建築住宅課
21	災害に強い幹線道路の整備(都市計画道路)	市街化区域内に都市計画決定されている都市計画道路(3路線)の整備率	5%	60%	100%	土木課 都市政策課

3 災害時の応急体制を強化します

(1) 防災拠点等の強化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
22	防災拠点施設のガラス飛散防止措置の実施	防災拠点施設のうち、避難所(市有13施設)のガラス飛散防止措置の実施率	92%	92%	100%	スポーツ・生涯学習課
23	防災拠点における非常用電源の整備	防災拠点施設(35施設)における非常用電源の整備・維持率	91%	94%	100% (2027年度)	各課
24	公用防災資機材の整備	公用資機材の充足率	100%	100% (維持)	100% (維持)	各課
25	業務継続計画(BCP)の策定、見直し	業務継続計画(BCP)の策定、見直し	100%	100% (維持)	100% (維持)	総務課 各課
26	災害対策本部運営訓練の実施	災害対策本部運営訓練の実施率(1回/年)	100%	100% (維持)	100% (維持)	危機管理課
27	災害対策本部機能の強化	湖西市消防防災センター建設に伴う災害対策本部(警備本部室も含む)及び災害対策本部会議室等の整備	0%	100%	100% (2025年度)	危機管理課 消防総務課
28	救護所、救護病院等の資機材の整備・更新	救護所の資機材の整備・更新率	100%	100% (維持)	100% (維持)	健康増進課

(2) 情報収集・連絡体制の強化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
29	災害用テレビ会議システムの拡充	災害用テレビ会議システムの整備率	0%	100%	100% (2025年度)	危機管理課
30	災害時の情報共有強化	災害対策本部と各対策班との情報共有システムの導入	0%	100% (2024年度)	100% (2024年度)	危機管理課 消防総務課
31	通信指令装置及び消防救急デジタル無線システム更新	通信指令装置及び消防救急デジタル無線システム更新	0%	100%	100% (2025年度)	警防課

32	情報収集体制の強化	ドローンによる情報収集体制の構築に向けて、協定の締結	100%	100%	100% (2025 年度)	危機管理課

(3) 消防力の充実・強化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
33	消防防災センターの整備	コミュニティ消防センターとして、備蓄・資機材保管及び展示・防災教育施設の機能を備えた、消防・防災複合施設の整備（施設の耐震化、サーバー室・デジタル技術の機能強化）	0%	0%	100% (2026 年度)	消防総務課 危機管理課 DX 推進課
34	消防本部の広域化の推進	浜松市との西遠地域消防救急広域化	0%	0%	100%	消防総務課
35	警防・救急・救助体制の整備の促進	運用救急救命士（24 人）の確保率	88%	92%	100%	警防課
36	消防施設・設備の整備の促進	耐震性貯水槽（177 基）の整備率	91%	91%	100%	消防総務課
37	地域の消防力の確保	条例定数（387 人）に対する消防団員の確保率	94%	94%	100%	消防総務課
38	常備消防用防災資機材の整備	常備消防用防災資機材の充足率	100%	100% (維持)	100% (維持)	警防課 消防署
39	消防団用防災資機材の整備	消防団用防災資機材の充足率	100%	100% (維持)	100% (維持)	消防総務課

(4) 広域支援の受け入れ体制の強化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
40	広域受援体制の強化	広域受援計画の策定	0%	100%	100%	危機管理課
41	医療体制の強化	医療救護体制の検討をし、医療機関と連携した訓練を実施（1 回／年）	0%	100%	100%	健康増進課

4 地域の防災力を強化します

(1) 自主防災組織の活性化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
42	地域における防災人材の活用	自主防災組織における地域防災指導員の認知率	100%	100% (維持)	100% (維持)	危機管理課
43	静岡県ふじのくに防災士等の養成・活用	地域防災指導員における静岡県ふじのくに防災士認定者の割合	32%	72%	100% (維持)	危機管理課

44	地域の防災活動を支える人材の育成	地域防災指導員の充足（定員45人）	56%	100%	100%	危機管理課
45	自主防災組織の資機材整備の促進	自主防災組織（61組織）の資機材充足率	51%	100%	100%	危機管理課

（２）市民等の防災意識の高揚、防災教育の充実

No.	アクション名	目標指標	令和４年度末 (2022) 達成状況	令和７年度 (2025) 数値目標	令和１４年度 (2032) 数値目標	担当部課
46	男女共同参画の視点からの防災体制の推進	自主防災組織（61 自主防災会）の女性防災講座参加割合	52%	100% (維持)	100% (維持)	危機管理課 市民課
47	市民・事業所等の防災意識高揚の促進（出前講座・啓発活動）	市民・事業所等の防災意識高揚の促進（出前講座・啓発活動）参加者数（6万人）	100%	100% (維持)	100% (維持)	各課

（３）防災訓練の充実・強化

No.	アクション名	目標指標	令和４年度末 (2022) 達成状況	令和７年度 (2025) 数値目標	令和１４年度 (2032) 数値目標	担当部課
48	防災訓練の充実・強化（自主防災組織）	自主防災組織における防災訓練の実施率	100%	100% (維持)	100% (維持)	危機管理課
49	防災訓練の充実・強化（中・高校生）	中・高校生の防災訓練への参加促進	100%	100% (維持)	100% (維持)	危機管理課

（４）要配慮者の避難体制の整備

No.	アクション名	目標指標	令和４年度末 (2022) 達成状況	令和７年度 (2025) 数値目標	令和１４年度 (2032) 数値目標	担当部課
50	要配慮者の避難訓練の充実・促進	優先度が高い要配慮者の個別避難計画に基づいた避難訓練の実施（１回／年）	100%	100% (2025)	100% (維持)	地域福祉課 高齢者福祉課 危機管理課
51	避難行動要支援者の避難支援体制の確保	優先度が高い要配慮者の個別避難計画の作成件数（避難支援等実施者記載あり）	7%	40%	100% (2025 年度)	地域福祉課
52	津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画策定の推進	津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の策定が完了した事業所の割合	0%	100%	100% (2025 年度) (維持)	危機管理課

Ⅱ 被災後も命と健康を守り、生活再建に繋げる

5 被災後の生活の質を向上します

(1) 避難所運営体制の整備・避難生活の健全化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
53	公立学校の防災体制の強化・推進	保・幼・こ・小・中・高と地域が連携した「防災教育推進のための連絡会議」の開催率	100%	100% (維持)	100% (維持)	学校教育課
54	避難所の天井落下防止	避難所（市有13施設）の天井等落下防止の実施率	84%	92%	100%	教育総務課 スポーツ・生涯学習課
55	避難所運営支援体制の充実・強化	避難所運営マニュアルの作成率	80%	100% (維持)	100% (維持)	危機管理課 教育委員会
56	避難所の生活環境の充実	避難所の生活環境向上のための倉庫及び資機材を更新	100%	100% (維持)	100% (維持)	危機管理課
57	避難所運営体制における男女共同参画の視点からの防災対策の推進	避難所運営連絡会に女性がいる組織（指定避難所15か所）の割合	0%	67%	100%	危機管理課
58	被災動物保護・収容体制の整備	避難所における愛玩動物の同行避難受入れ体制の確立（避難所運営マニュアルに位置付け）	60%	100%	100% (2026年度)	環境課 危機管理課 教育委員会
59	災害時の健康支援体制の確立（マニュアルの整備）	災害時健康支援マニュアルの見直し	0%	100%	100%	健康増進課

(2) 要配慮者の支援体制の整備

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
60	重度障がい者への支援促進	人工呼吸器外部電源の充足率 目標：10台	0%	30%	100%	地域福祉課
61	福祉避難所等の要配慮者の生活環境の充実	避難生活用の資機材（感染対策用品を含む）の整備	0%	17%	100%	地域福祉課
62	市内在住外国人のための防災研修の実施	市内在住外国人向けに防災研修（出前講座等）を実施。 （1回／年）	100%	100% (維持)	100% (維持)	市民課
63	災害時の観光客に対する安全確保の促進	観光客の災害対応指針（避難誘導等）の策定率	0%	0%	100% (2026年度)	文化観光課

(3) 地域やボランティアとの連携強化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
64	災害ボランティアの連携強化	災害ボランティア団体との共同訓練（1回／年）	100%	100% (維持)	100% (維持)	スポーツ・生涯学習課 危機管理課

(4) 被災者の迅速な生活再建の支援

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
65	被災者の住宅の確保 (応急建設住宅等)	建設型応急住宅等の確保 (第4次地震被害想定2次報告で算出される必要戸数)	36%	40%	45%	建築住宅課
66	被災者生活再建支援体制の確保	住家被害認定調査、罹災証明書発行等の被災者生活再建支援業務の効率化を目的としたシステムの導入	0%	100%	100% (2025年度)	危機管理課 地域福祉課
67	住家被害認定調査研修及び罹災証明書発行訓練の実施	住家被害認定調査研修及び罹災証明書発行訓練の実施 (1回/年)	100%	100% (維持)	100% (維持)	税務課 危機管理課

6 被災後の生活に備え、備蓄を徹底します

(1) 飲料水・食料等の備蓄の徹底

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
68	市民の備蓄の促進(食料)	市民の1週間以上の必要な食料の確保率	0%	30%	75%	危機管理課
69	市民の備蓄の促進(飲料水)	市民の1週間以上の必要な飲料水の確保率	0%	30%	75%	危機管理課
70	市の緊急物資備蓄	市の緊急物資の備蓄(食料174,800食、飲料水174,800ℓ)	食料92% 水22%	食料100% 水30%	食料100% 水40%	危機管理課
71	感震ブレーカーの設置促進	感震ブレーカーを設置している世帯の割合	0%	15%	30%	危機管理課

Ⅲ 地域を迅速に復旧し、復興に繋げる

7 災害廃棄物などの処理体制を確保します

(1) 災害廃棄物などの処理体制の確保

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
72	災害対応能力の向上	県が主催する災害廃棄物処理に関する研修会への参加 (1回/年)	100%	100% (維持)	100% (維持)	廃棄物対策課
73	災害対応能力の向上	災害廃棄物仮置場資機材の整備(6箇所)	17%	100%	100% (維持)	廃棄物対策課

8 地域の迅速な再建を目指し着実に復旧し、復興に繋がります

(1) ライフライン、事業所等の事業継続の強化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
74	事業所の防災対策(地震防災応急計画の策定)の促進	地震防災応急計画の策定の促進	96%	100%	100% (2025年度)	予防課

(2) 地域の迅速な復旧、復興の推進

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
75	復興事前準備の推進	事前都市復興計画の策定	0%	0%	100%	都市政策課
76	被災地域の迅速な復旧 対策を図る地籍調査の 推進	R3事業計画における津波浸水 想定区域の地籍調査実施率	64%	79%	100%	土木課

(3) 遺体への適切な対応

No.	アクション名	目標指標	令和4年度末 (2022) 達成状況	令和7年度 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
77	遺体の適切な対応の促 進	遺体処理計画の見直し	0%	100%	100%	環境課
78	広域火葬共同運用体制 による訓練の促進	県広域火葬訓練への参加（1 回／年）	100%	100% （維持）	100% （維持）	環境課

1-7 湖西市災害対応マニュアル

(危機管理課)
(令和8年4月1日時点)

I はじめに

湖西市災害対応マニュアルは、風水害、地震などの自然災害、大規模な火災・列車事故等の一般災害、原子力災害・パンデミック・テロ等のほか、地震予知での地震警戒や災害応援協定市町等の支援を含めた、統合した湖西市職員の災害対応マニュアルである。

優先すべき対策は、情報収集・市民広報・救護とし、市民の生命・身体を災害から保護することを大原則とし、全職員一致団結して横断的に災害対応に当たる。

湖西市において、非常事態が発生した場合は、速やかに各種対策本部を設置し、全市を挙げて非常事態の対策に従事する必要がある。したがって、適切な応急活動を実施するに当たり、職員の役割を明確にするとともに、その初動体制、組織及び事務分掌を定めるが、災害は多種多様であるため、災害時等は、組織・人員を活用して、本部長、部長等の指揮に従い柔軟に対応すること。

職員を動員する場合は、A S K（職員安否参集システム）にて招集をかけるが、各部・各課においても、連絡網を作成し招集体制を確立すること。

休日夜間等でも、動員招集報がなくても災害等の情報を入手した場合、動員招集報の有無にかかわらず、対象職員は直ちに登庁すること。

A S Kは職員の安否確認システムであり、湖西市職員は必ず登録をすること。

A S K未登録者、A S K回答不能者の職員安否確認は、各所属長の責任において必ず実施すること。

職員は、災害対応において、すぐには帰宅できない場合があるため、7日分（最低3日分）の食料、飲料水、着替え等生活に必要なものを参集先に常備し、勤務する職場の家具等の固定は確実に実施すること。

また、家庭において建物の耐震化及び家具固定を実施するとともに、家族間の災害時の連絡方法を確認しておくこと。

Ⅱ 配備体制

市は、市内で災害等が発生した場合は、市民、自主防災会、民間団体等を含め、一致協力して、災害等の拡大防止と被災者の救護救援に努め、被害を最小限にとどめなければならない。市は速やかに対策本部等を設置し、その対策に当たる。

1 職員配備体制基準

職員配備体制は、事前配備体制、第1次配備体制、第2次配備体制、第3次配備体制とする。（別紙1：配備体制及び配備基準表）

① 事前配備体制基準

- 気象警報（波浪警報を除く）※1・津波注意報発表時
- 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時※別紙9
- 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時※別紙9
- 市内震度4の地震発生
- その他危機管理課長が対応の必要性を認める災害（大火災、原子力、大規模事故、テロ、パンデミックなど）

② 第1次配備体制基準

- 事前配備体制の情報等により、必要な対策班・人員の動員を実施した配備体制
- 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、かつ危機管理課長が対応の必要性を認める場合※別紙9
- 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時※別紙9

③ 第2次配備体制基準

- 静岡県に津波警報が発表された場合※特命配備：避難所支援班は避難所を開設
- 市内震度5弱の地震発生
- 市内に土砂災害警戒情報※1が発表された場合※生活対策部及び任命された災害対策班員は避難場所を開設
- 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、かつ危機管理監が対応の必要性を認める場合※別紙9
- 第1次配備体制では対応が困難な災害（局地的な土砂災害・竜巻など）
- その他危機管理監が対応の必要性を認める災害（パンデミック・テロ・原子力災害など）

④ 第3次配備体制基準（全職員参集体制）

- 特別警報※1が発表された場合
- 市域に土砂災害警戒情報※1が発表され、かつ市長が対応の必要性を認める場合
- 市内震度5強以上の地震の発生
- 静岡県に大津波警報が発表された場合
- 第2次配備体制では対応が困難な大規模災害
- その他市長が対応の必要性を認める災害（パンデミック・テロ・原子力災害など）

※1 令和8年5月下旬から、以下のとおり、新たな気象情報に変更

	（旧）令和8年5月下旬まで		（新）令和8年5月以降
事前配備	気象警報	→	レベル3 土砂災害／大雨／高潮警報 ※その他警報変更なし
第2次配備	土砂災害警戒情報	→	レベル4 土砂災害危険警報
	—	→	レベル4 大雨／高潮危険警報
第3次配備	特別警報	→	レベル5 土砂災害／大雨／高潮特別警報

2 配備体制指揮命令系統

体制	指揮命令系統				
	第1責任者	第2責任者	第3責任者	第4責任者	第5責任者
第3次配備体制	市長 (本部長)	副市長	教育長	危機管理監	危機管理課長
第2次配備体制	危機管理監	危機管理課長	対策事案 担当部長	対策事案 担当課長	危機管理課 課長代理
第1次配備体制	危機管理課長	対策事案 担当課長	危機管理課 課長代理	対策事案 担当課長代理	危機管理課 係長
事前配備体制	危機管理課長	危機管理課 課長代理	危機管理課 係長	危機管理課員	-

Ⅲ 本部・部・室設置及び廃止基準等

1 本部・部・室設置基準

災害対策及び災害警戒に応じて以下の本部・部・室を設置する

① 対策室

- 湖西市災害警戒対策室 (事前配備体制)
- 湖西市災害対策室 (第1次配備体制)

② 対策部

- 湖西市災害対策部 (第2次配備体制)
- 湖西市地震警戒対策部 (第2次配備体制)
- 湖西市緊急対処事態対策部 (第2次配備体制)

③ 対策本部

- 湖西市国民保護対策本部 (第3次配備体制)
- 湖西市新型インフルエンザ等対策本部 (第3次配備体制)
- 湖西市地震警戒本部 (第3次配備体制)
- 湖西市災害対策本部 (第3次配備体制)
- 湖西市緊急対処事態対策本部 (第3次配備体制)
- 湖西市鳥インフルエンザ等対策本部 (第3次配備体制)

2 本部等設置場所

- ① 事前配備体制：湖西市消防防災センター4階
- ② 第1次・第2次・第3次配備体制：湖西市消防防災センター4階
- ③

※湖西市消防防災センター被災時は、暫定的に市庁舎内・図書館・健康福祉センター・アメニティプラザ・湖西運動公園・新居地域センター・西部地域センターのいずれかに設置。

3 対策本部の設置広報

対策本部が設置された場合は、速やかに同報無線・防災ほっとメール及びLINE等にて対策本部設置の広報を実施し、市民等への周知を実施する。

4 対策本部・対策部・対策室等廃止基準

① 対策本部

各対策本部は、本部長（市長）が応急対策の業務が完了し、被害の拡大するおそれがないと判断した場合に、本部を廃止し、又は、対策部・対策室へ縮小する。

② 対策部

災害対策部は、危機管理監又は代理者が被害の拡大するおそれがないと判断した場合に、廃止し、又は、対策室へ縮小する。

③ 対策室

各対策室は、危機管理課長又は代理者が被害の拡大するおそれがないと判断した場合に、廃止する。

5 その他

対策室・対策部指揮者は、事態終了後に速やかに市長・危機管理監に書面にて報告を実施する。

IV 本部編成（第3次配備体制）

災害対策基本法第23条の2第3項及び湖西市国民保護対策本部及び湖西市緊急事態対処本部条例第2条に基づき以下のとおり指名する。

1 地震災害警戒本部・災害対策本部・国民保護対策本部・緊急対処事態対策本部 副本部長

No.	役 職 名
1	副市長
2	教育長

2 地震災害警戒本部・災害対策本部・国民保護対策本部・緊急対処事態対策本部 本部員

No.	役 職 名
1	危機管理監（統制部長）
2	健康福祉部長（救護対策部長）
3	教育次長（生活対策部長）
4	総務部長（総務対策部長）
5	環境部長（環境対策部長）
6	都市整備部長（都市対策部長）
7	産業部長（物資対策部長）
8	企画部長（情報対策部長）
9	こども未来部長（こども対策部長）

3 連絡員

各部・各班から情報を収集し、収集した情報を整理し、本部員が意思決定を行うための情報伝達及び意見具申を行う。

連絡員は本部員があらかじめ各3名（ただし、こども対策部については2名とする。）を指名するが、必要に応じ、代理の者を指名することができる。

No.	役 職 名
1	救護対策部連絡員
2	生活対策部連絡員
3	総務対策部連絡員
4	環境対策部連絡員
5	都市対策部連絡員
6	物資対策部連絡員
7	こども対策部連絡員
8	その他、本部長が災害に応じて指名したもの

4 関係機関リエゾン

関係機関から連絡幹部（リエゾンオフィサー）を市災害対策本部に派遣してもらい、関係機関本部と直接情報伝達を行う。市災害対策本部からの要請を関係機関本部に伝達するとともに、関係機関が必要とする市の被災状況等情報収集を行う。

No.	関係機関名
1	静岡県警察本部（湖西警察署）
2	陸上自衛隊
3	その他、本部長が災害に応じて指名したもの

なお、市災害対策本部が、災害対応を行う上で必要と判断した場合、各関係機関の長又は各関係機関の長が指名した者を市災害対策本部に招集することができる。

また、各関係機関の長が、災害対応を行う上で必要と判断した場合、市災害対策本部長の許可を得て、市災害対策本部へ参加することができる。

V 地震災害警戒本部・災害対策本部・国民保護対策本部・緊急事態対策本部 各部長・各班長

1 地震災害警戒本部・災害対策本部・国民保護対策本部・緊急事態対策本部 対策部部長

対策部役職	部長等	対策部役職	部長等
統制部長	危機管理監	環境対策部長	環境部長
救護対策部長	健康福祉部長	都市対策部長	都市整備部長
生活対策部長	教育次長	物資対策部長	産業部長
総務対策部長	総務部長	情報対策部長	企画部長
こども対策部長	こども未来部長		

2 地震災害警戒本部・災害対策本部・国民保護対策本部・緊急事態対策本部 対策部班長・副班長

部	班	班長	副班長
統制部	統制班	危機管理課長	班長が指名した者※
	通信・記録班	議会事務局長	企画政策課長・文化観光課長
	総務班	総務課長	班長が指名した者※
情報対策部	広報班	秘書広報課長	班長が指名した者※
	ネットワーク管理班	D X 推進課長	班長が指名した者※
	外国人支援班	市民課長	班長が指名した者※
救護対策部	救護班	健康増進課長	こども未来課長
	要支援者対策班	地域福祉課長	高齢者福祉課長
生活対策部	避難所支援班	教育総務課長	学校教育課長
	ボランティア受援班	スポーツ・生涯学習課長	班長が指名した者※
総務対策部	会計財政班	財政課長	会計管理者
	調査班	税務課長	班長が指名した者※
	庁舎車両管理班	資産経営課長	契約検査室長
環境対策部	上下水道班	上下水道課長	班長が指名した者※
	遺体対策班	環境課長	班長が指名した者※
	廃棄物対策班	廃棄物対策課長	班長が指名した者※
都市対策部	道路河川対策班	土木課長	都市政策課長
	住宅対策班	建築住宅課長	都市計画課長
物資対策部	農水対策班	産業振興課長	班長が指名した者※
	物資対策班	保険年金課長	班長が指名した者※
こども対策部	園児対策班	こども政策課長	保育幼稚園課長

Ⅵ 平常時事務分掌

1 共通事項

区 分	事 務 分 掌
組 織 運 営 に 係 る 事 務	(1) 災害時等の所属職員の連絡体制及び動員・配備計画に関する こと。 (2) 所属職員の災害等に関する事務分掌の整備に関すること。 (3) 所属職員の災害等に係る職務習熟、個別訓練に関すること。 (4) 災害時等の A S K 未応答所属職員とその家族の安否に関する こと。 (5) 災害時等の所管する施設との連絡体制に関すること。 (6) 各部等及び各課等の連携協力に関すること。 (7) 各部班の災害マニュアル等の策定及び様式の整備に関すること。 (8) 情報の受伝達体制に関すること（各種要請・県様式含む）。 (9) 各種団体等との連携協力に関すること。 (10) 災害協定に関すること。 (11) 災害救助法・被災者生活再建支援法・災害弔慰金の事務体制に 関すること。
事 業 執 行 に 係 る 事 務	(1) 家具等の固定・書籍の整理等の職員の安全管理に関すること。 (2) 職員の食料・飲料水の備蓄に関すること。 (3) 各部班の対策資機材等の整備に関すること。 (4) 所管業務に係る災害予防対策に関すること。 (5) 所管業務に係る防災応急対策の実施に関すること。 (6) 所管業務に係る防災応急対策の記録に関すること。 (7) 所管施設の安全対策、防災関係計画の整備等の災害対策の推進に 関すること。 (8) 所管施設等の被害調査及び災害応急対策の実施体制に関するこ と。 (9) 所管施設利用者の避難誘導、負傷者処置及び負傷者搬送対策に 関すること。 (10) 災害応急用資機材の確保に関すること。 (11) 所管災害応急対策業務に係る他市等の応援職員の受入体制に 関すること。 (12) 災害時等の来訪者、入場者等の避難及び安全確保対策に 関すること。 (13) 災害救助法事務・被災者生活再建支援法・災害弔慰金に 関すること。 (14) 災害時等の窓口業務に関すること。 (15) スマートフォン型多機能 I P 無線機等の機器習熟に関する こと。

2 事務分掌

【総務部】

課 名	事 務 分 掌
総 務 課	(1) 災害時等の市役所事業継続計画に関すること。 (2) 災害時等の職員の服務に関すること。 (3) 災害時等の職員の健康管理体制に関すること。 (4) 職員の災害対応時の補償体制に関すること。 (5) 災害時等の文書の収受・発送に関すること。 (6) 災害時等の公印の管理体制に関すること。 (7) 会計年度任用職員等の災害時等の参集に関すること。 (8) 職員の食料及び飲料水の備蓄に関すること。
財 政 課	(1) 災害対策等の予算措置体制に関すること。

課 名	事 務 分 掌
契 約 検 査 室	(1) 災害時応援協定に関する事。
税 務 課	(1) 災害時等の家屋等の被害状況の調査体制に関する事。 (2) 風水害時の家屋等の被害状況調査に関する事。 (3) 災害時等の罹災証明書等発行体制及び実施の整備に関する事。 (4) 災害時等の被災証明発行体制及び実施の整備に関する事。 (5) 災害等による市税の救済措置の実施体制に関する事。 (6) 市税情報の安全対策に関する事。

【企画部】

課 名	事 務 分 掌
企 画 政 策 課	(1) 災害救助法適応申請及びその取りまとめに関する事。 (2) 災害時等の対策の会議録及び災害記録に関する事。 (3) 静岡県防災情報共有システムの運用実施に関する事。
D X 推 進 課	(1) 災害時等のコンピューター及び庁内情報システム等の安全対策及び緊急時運用及び復旧体制に関する事（ICT-BCP）。 (2) 災害支援システムの整備及び運用体制構築実施に関する事。
資 産 経 営 課	(1) 市有建築物の耐震化の支援に関する事。 (2) 被災建築物の応急判定士の連絡体制の支援に関する事。 (3) 被災建築物応急判定の訓練の支援に関する事。 (4) 施工中の市有建築物に係る防災対策の支援に関する事。 (5) 災害時の市有建築物の緊急解体の支援に関する事。 (6) 市有建築物の耐震化計画の支援に関する事。 (7) 災害時等の庁舎の機能維持管理（更衣室含む）に関する事。 (8) 災害時等の公用車の配車体制に関する事。 (9) 緊急輸送車両の手続に関する事。 (10) 災害対策車両の確保に関する事。 (11) 庁舎内の避難誘導體制に関する事。 (12) 庁舎の耐震化、落下防止、転倒防止、ガラス飛散対策に関する事。 (13) 庁舎の消火・警報設備の管理に関する事。 (14) 市役所自衛消防の運営に関する事。
秘 書 広 報 課	(1) 災害時等の広報及び記者会見の実施体制に関する事。 (2) 災害時等の報道機関との協力体制に関する事。 (3) 災害時等の本部長及び副本部長の連絡体制に関する事。 (4) 災害時等の本部長及び副本部長の秘書業務に関する事。

【環境部】

課 名	事 務 分 掌
環 境 課	(1) 災害時等の遺体安置所設置開設・運営に関する事。 (2) 災害時等の火葬の実施体制に関する事。 (3) 災害時等の火葬業務委託業者との連携体制に関する事。 (4) 災害時等の放射性物質を含む大気汚染及び水質汚濁に係る監視体制に関する事。 (5) 有害物質による災害の未然防止対策に関する事。 (6) 災害時等の防疫対策に関する事。 (7) 避難所のペット対策に関する事。
廃 棄 物 対 策 課	(1) 廃棄物処理施設及び関連施設の地震防災体制に関する事。 (2) 災害廃棄物（生活系ごみ・がれき等）の収集処理体制に関する事。

課 名	事 務 分 掌
	(3) 災害廃棄物の処理に係る広域支援体制に関すること。 (4) 廃棄物収集・運搬業者との連携に関すること。 (5) 災害廃棄物処理体制に係る市民、事業者の協力啓発に関すること。 (6) 災害時等の管理施設の機能維持対策に関すること。 (7) 災害時等のし尿の収集及び処理体制に関すること。 (8) し尿収集・運搬業者等との連携体制に関すること。 (9) 部内防災業務の支援に関すること。
上 下 水 道 課	(1) 上下水道施設の地震予防対策の推進に関すること。 (2) 下水道施設の修理、復旧体制に関すること。 (3) 上下水道工事者との連絡体制に関すること。 (4) 下水道施設の応急復旧体制に関すること。 (5) 上下水道応急復旧資材の調達実施体制に関すること。 (6) 上下水道施設の復旧に係る広域応援体制に関すること。 (7) 部内防災業務の支援に関すること。

【健康福祉部】

課 名	事 務 分 掌
地 域 福 祉 課	(1) 福祉事務所内の連携体制に関すること。 (2) 災害救助法のとりまとめ及び申請、各課指導に関すること。 (3) 被災者台帳の整備に関すること。 (4) 災害時等の民生委員・児童委員に関すること。 (5) 被災者及び武力攻撃り災者に対する衣料、生活必需品に関すること。 (6) 災害時等の義援金受入体制及び分配に関すること。 (7) 被災者生活再建支援法の適応申請及び事務に関すること。 (8) 災害弔慰金、災害障害者見舞金に関すること。 (9) 災害援護資金貸付けに関すること。 (10) 避難行動要支援者支援プラン(個別避難計画)実施に関すること。 (11) 災害時等の要援護者対策支援に関すること。(高齢者福祉課連携) (12) 災害時等の健康支援活動に関すること。(健康増進課・こども未来課・高齢者福祉課連携) (13) 福祉避難所設置に関すること。(高齢者福祉課連携) (14) 日赤、その他の福祉団体との連絡及び協力体制に関すること。 (15) 障害(児)者福祉施設との連携に関すること。 (16) 被災障害(児)者及び武力攻撃り災障害(児)者の援護体制及び精神保健対策に関すること。 (17) 国民保護法に基づく救援に関すること。
高 齢 者 福 祉 課	(1) 介護保険対象者の援護体制に関すること。 (2) 災害時等要援護者対策支援に関すること。(地域福祉課連携) (3) 福祉避難所設置に関すること。(地域福祉課連携) (4) 医療救護計画の整備、医療救護に係る訓練・研修等、医療救護体制に関すること。(健康増進課・こども未来課連携) (5) 災害時等の健康支援活動に関すること。(健康増進課・こども未来課・地域福祉課連携) (6) 介護事業者との連携に関すること。 (7) 管理施設における施設利用者の安全措置に関すること。
健 康 増 進 課	(1) 医療救護計画の整備等、医療救護に係る訓練・研修等、医療救

課 名	事 務 分 掌
	護体制に関する事。 (高齢者福祉課・こども未来課連携) (2) 災害時等の医療関係機関・団体との連絡体制に関する事。 (3) パンデミック対策に関する事。 (4) 救護所等の備蓄品の整備に関する事。 (5) 災害時等における医療品・衛生資材・医療資材・血液等の確保及び供給に関する事。 (6) 災害時等の健康支援活動に関する事。 (高齢者福祉課・こども未来課・地域福祉課連携) (7) 災害時等の救護所、避難所等の医療廃棄物の処理体制に関する事。

【こども未来部】

課 名	事 務 分 掌
こども政策課	(1) 被災児童、母子世帯の援護体制に関する事。 (2) 部内の防災事務分掌の応援体制に関する事。
こども未来課	(1) 子育て支援センターにおける施設利用者の安全措置に関する事。 (2) ふれあい交流館における施設利用者の安全措置に関する事。 (3) 医療救護計画の整備、医療救護に係る訓練・研修等、医療救護体制に関する事。 (高齢者福祉課・健康増進課連携) (4) 災害時等の健康支援活動に関する事。 (高齢者福祉課・健康増進課・地域福祉課連携)
保育幼稚園課	(1) 園児の防災教育及び訓練に関する事。 (2) 園職員の配備体制に関する事。 (3) 災害時等の教育・保育施設の運営に関する事。 (4) 私立教育・保育施設との連絡体制に関する事。 (5) 災害時等の園児の安否確認に関する事。 (6) 災害時等の職員の確保体制に関する事。 (7) 災害時等の園児の措置及び応急保育に関する事。 (8) 災害時等の園児用品等の確保及び調達・支給・給食に関する事。 (9) 災害時等の施設の活用支援体制に関する事。 (10) 園児の避難誘導體制に関する事。

【市民安全部】

課 名	事 務 分 掌
危機管理課	(1) 市の災害対応組織及び人事の企画立案に関する事。 (2) 各部各課の危機管理における連絡調整に関する事。 (3) 職員の総合訓練及び職員の防災意識の高揚に関する事。 (4) 気象等に係る予報及び警報の伝達に関する事。 (5) 災害警戒本部及び災害対策本部等の運営に関する事。 (6) 湖西市防災会議・湖西市国民保護協議会に関する事。 (7) 湖西市地域防災計画に関する事。 (8) 湖西市水防計画に関する事。 (9) 湖西市国民保護計画に関する事。 (10) 自主防災組織の育成に関する事。 (11) 防災対策を推進するための調査及び研究に関する事。 (12) 防災行政無線の運用、管理及び指導に関する事。 (13) 防災倉庫及び防災資機材の整備に関する事。 (14) 災害関係機関等との連絡調整に関する事。

課 名	事 務 分 掌
	(15) 災害時応援協定に関する事。 (16) 各対策部・対策班の災害マニュアル等の策定協力に関する事。 (17) 災害時応援協定市町との連携に関する事。 (18) 被災証明等の申請及び証明に関する事。 (19) 社会福祉協議会との防災上の連携に関する事。(スポーツ・生涯学習課連携) (20) 他課の所掌に属さない災害、テロ等の事務に関する事。 (21) 自衛隊等の受入に関する事。 (22) 自主防災会の連絡体制に関する事。 (23) 運動公園ヘリポートの運用に関する事。 (24) パンデミック対策に関する事。 (25) 受援体制に関する事。
市 民 課	(1) 戸籍・住民基本台帳の安全対策に関する事。 (2) 災害時等の安否・行方不明者の公表リストに関する事。 (3) 災害時等の埋火葬の手続等の実施に関する事。 (4) 共生による防災対策の支援に関する事。 (5) 災害時等の外国人に対する情報提供等の情報支援に関する事。 (6) 自治会との連絡体制に関する事。
保 険 年 金 課	(1) 災害時等の物資管理体制に関する事。(産業振興課連携)
新 居 支 所	(1) 施設利用者の安全管理に関する事。 (2) 災害時等の施設の活用支援体制に関する事。 (3) 避難収容施設の支援に関する事。

【産業部】

課 名	事 務 分 掌
文 化 観 光 課	(1) 観光客に対する防災対策・避難誘導に関する事。 (2) 観光施設に対する防災対策に関する事。 (3) 文化財の災害予防に関する事。
産 業 振 興 課	(1) 農林水産物の被害状況の調査体制に関する事。 (2) 救助用食料の調達・斡旋体制に関する事。 (3) 地震・津波に備えた漁港施設の整備に関する事。 (4) 災害時等における漁協施設の復旧対策に関する事。 (5) 災害時等の漁船の協力体制に関する事。 (6) 産業振興課の管理する排水機場の災害対策促進に関する事。 (7) 土地改良区の災害対策促進に関する事。 (8) 災害時等の排水機場の開閉及び排水等の対策に関する事。 (9) 企業及び商工団体等の地震対策促進に関する事。 (10) 災害物資調達・配送体制に関する事。 (11) 中小企業関係の激甚災害支援制度の施行体制に関する事。 (12) 災害時等の企業及び商工団体等との連絡体制に関する事。 (13) 中小企業に対する災害金融に関する事。 (14) 勤労者に対する災害金融に関する事。 (15) 災害時等の雇用維持対策に関する事。 (16) 災害時等の離職者の生活安定と再就職の支援体制に関する事。 (17) 事業所への被災証明手続体制に関する事。 (18) 災害時等の不正取引事業者の県への通報体制に関する事。 (19) 災害時等の生活関連物資の価格需給動向調査、情報提供体制に

課 名	事 務 分 掌
	関すること。 (20) 災害時等の物資調達・分配体制に関すること。(保険年金課連携) (21) 中小企業の事業継続計画に関すること。

【都市整備部】

課 名	事 務 分 掌
都 市 政 策 課	(1) 緊急輸送路の選定に関すること。 (2) 災害に強い安全な道路・橋梁・河川づくりの実施に関すること (3) 災害に強い安全な都市づくりの実施に関すること。
土 木 課	(1) 部内の水防体制、水防活動及び動員体制に関すること。 (2) 土砂災害防止法及び土砂災害警戒情報等に関すること。 (3) 災害時等の道路・河川・橋梁等の応急対策の実施体制に関すること。 (4) 土木工事者等との連絡体制に関すること。 (5) 河川施設の保全に関すること。 (6) 災害時等の建設資材等の確保の実施に関すること。 (7) 河川の警戒・監視に関すること。 (8) 課の管理する水門等の災害対策促進に関すること。 (9) 課の管理する水門等の管理・運用に関すること。 (10) 建設中の施設の災害保全対策に関すること。
都 市 計 画 課	(1) 執行中の開発行為の防災応急対策の実施指導に関すること。 (2) 災害時等の公共交通に関すること。
建 築 住 宅 課	(1) 民間建築物の耐震化促進に関すること。 (2) 市営住宅等管轄施設の家具の固定の促進に関すること。 (3) ブロック塀の耐震化の促進に関すること。 (4) 落下物対策に関すること。 (5) 公共住宅等の耐震化に関すること。 (6) 災害時等の公共住宅の応急対策の実施体制に関すること。 (7) 応急仮設住宅の設置の実施体制に関すること。 (8) 建設資材等の確保の実施に関すること。 (9) 被災建築物の応急判定士の連絡体制に関すること。 (10) 被災建築物応急判定の訓練に関すること。 (11) 施工中の市有建築物に係る防災対策に関すること。 (12) 災害時等の市有建築物の緊急解体に関すること。 (13) 市有建築物の耐震化計画に関すること。

【会計課】

課 名	事 務 分 掌
会 計 課	(1) 災害時等の会計処理体制に関すること。 (2) 災害時等の現金及び物品管理体制に関すること。

【教育委員会事務局】

課 名	事 務 分 掌
教 育 総 務 課	(1) 学校施設等の耐震化促進に関すること。 (2) 災害時等の教育施設の活用体制に関すること。 (3) 災害時等の学校施設応急対策に関すること。 (4) 災害時等の避難収容施設の開設計画に関すること。
学 校 教 育 課	(1) 児童・生徒の防災教育及び訓練に関すること。

課 名	事 務 分 掌
	(2) 市立学校等の教職員の配備体制に関する事 (3) 災害時等の児童・生徒等の安否確認に関する事 (4) 災害時等の教職員の確保体制に関する事 (5) 災害時等の児童・生徒等の措置及び応急教育に関する事 (6) 災害時等の学校用品等の確保及び調達・支給・給食に関する事 (7) 避難収容施設の支援に関する事
スポーツ・生涯 学 習 課	(1) 避難収容施設の支援に関する事 (2) 災害時等の施設の活用支援体制に関する事 (3) 施設利用者の安全措置に関する事 (4) 管理施設の耐震化促進に関する事 (5) 青少年団体を通じての防災教育に関する事 (6) 災害時等の青少年団体の応援協力体制に関する事 (7) 施設のボランティアセンターの利用に関する事。（西部地域センター） (8) 施設の災害時の利用形態の維持に関する事 (9) 遺体安置所の開設に関する事。（勤労者体育センター） (10) 緊急物資集積場所の管理体制に関する事。（アメニティプラザ） (11) 社会福祉協議会との防災上の連携に関する事。（スポーツ・生涯学習課連携）
図 書 館	(1) 施設利用者の安全措置に関する事 (2) 災害時等の施設の活用体制に関する事 (3) 災害時等の施設の活用支援体制に関する事

【議会事務局】

部署名	事 務 分 掌
議 会 事 務 局	(1) 災害時等の議員との連絡体制に関する事 (2) 災害時等の議員の安否確認に関する事 (3) 災害時等の議会運営体制に関する事

【監査委員事務局】

部署名	事 務 分 掌
監査委員事務局	(1) 局内の応援体制に関する事。

【市立湖西病院】

部署名	事 務 分 掌
市 立 湖 西 病 院	(1) 外来、入院患者等の安全確保に関する事 (2) 救護病院としての体制確保に関する事 (3) 災害の院内の職員訓練に関する事 (4) 災害時等の医療救護体制の協力に関する事（健康増進課連携）。

【湖西市消防本部】

部署名	事 務 分 掌
湖西市消防本部	(1) 初動情報収集に関する事 (2) 救急・救助・消火体制に関する事 (3) 災害時等の消防関係の相互応援に関する事 (4) 緊急消防援助隊等の受援に関する事

Ⅶ 地震災害警戒本部 事務分掌

部 名	事 務 分 掌
統 制 部	(1) 警戒本部の統制に関する事。 (2) 警戒対策活動の総括及び調整に関する事。 (3) 地震警戒本部設置及び本部会議に関する事。 (4) 職員の動員、配備・調整及び解除に関する事。 (5) 県・警察・防災関係機関・自主防災会との連絡調整に関する事。 (6) 各班、防災関係機関との情報収集・伝達に関する事。 (7) 住民に対する指示・要請及び情報等の伝達に関する事。 (8) 議員との連絡体制に関する事。 (9) 災害救助法の適用に係る事務に関する事。(4号適用) (10) 職員及び対策活動協力者への給食、宿泊等の準備に関する事。 (11) 市役所事業継続計画実施準備に関する事。 (12) 運動公園でのヘリポート開設及び自衛隊・消防隊受入に関する事。
情 報 対 策 部	(1) 管理施設の安全措置に関する事。 (2) 市民混乱情報及び道路渋滞情報に関する事。 (3) 報道対応、本部来訪者に関する事。 (4) 本部長及び副本部長の秘書業務に関する事。 (5) その他、情報対策部各班の対策に関する事。
救 護 対 策 部	(1) 管理施設の安全措置に関する事。 (2) 医療救護体制に関する関係機関との調整に関する事。 (3) 災害時要援護者の避難に関する事。 (4) 避難行動要支援者名簿開示に関する事。 (5) 避難者の衛生管理・心のケアに関する事。 (6) 救護所の設置準備及び応急救護準備に関する事。 (7) 福祉避難所の設営場所に関する事。 (8) 医薬品・衛生資機材の調達準備に関する事。 (9) 災害救助法の適用後の取りまとめ事務に関する事。 (10) 義援物資の受付、義援金の事務の準備に関する事。 (11) 病院施設の安全措置に関する事。 (12) 外来、入院患者等の避難誘導及び安否確認に関する事。 (13) 救護者の受入れ及び治療に関する事。 (14) 救護病院としての運営に関する事。 (15) その他、救護対策部各班の対策に関する事。
生 活 対 策 部	(1) 管理施設の安全措置に関する事。 (2) 学校教育施設等の警戒対策に関する事。 (3) 児童・生徒・保護者等の安全対策及び避難指導に関する事。 (4) 教職員等の警戒体制及び応急教育に関する事。 (5) 生徒等の帰宅状況及び避難状況の集約に関する事。 (6) 教育関係機関への連絡調整に関する事。 (7) 避難所の確保・開設及び運営補助に関する事。 (8) ボランティアセンターの連絡調整及び支援に関する事。 (9) 災害救助法の適用後の事務に関する事。 (10) その他、生活対策部各班の対策に関する事。
総 務 対 策 部	(1) 来庁者の避難及び管理施設の安全措置に関する事。 (2) 緊急輸送用車両の確保及び配車準備に関する事。 (3) 被災調査及び被災証明の準備に関する事。 (4) 戸籍・住民台帳等の保守に関する事。 (5) 災害救助法の適用に係る事務に関する事。(4号適用)

部 名	事 務 分 掌
	(6) その他、総務対策部各班の対策に関する事。
環 境 対 策 部	(1) 管理施設の安全措置に関する事。 (2) 遺体安置所の設営準備に関する事。 (3) 管理施設来庁者の避難に関する事。 (4) 一般廃棄物、し尿の収集及び処理の広報に関する事。 (5) 飲料水・生活用水の確保、応急給水に関する事。 (6) 指定工事店等の協力要請に関する事。 (7) 災害救助法の適用後の事務に関する事。 (8) その他、環境対策部各班の対策に関する事。
都 市 対 策 部	(1) 管理施設の安全措置に関する事。 (2) 道路、橋梁、河川等の被害調査、警戒準備に関する事。 (3) 危険度判定士会等の関係応援機関との連絡調整に関する事。 (4) 交通規制等の応急交通対策に関する事。 (5) 土木復旧事業の統括、資材の確保等に関する事。 (6) 災害救助法の適用後の事務に関する事。 (7) その他、都市対策部各班の対策に関する事。
物 資 対 策 部	(1) 管理施設の安全措置に関する事。 (2) 農業・商工業・水産業等関係機関への連絡調整に関する事。 (3) 応急物資及び食料の確保・義援物資の受付に関する事。 (4) 協定業者の物資在庫量の確認に関する事。 (5) 生活必需品等の価格安定の広報に関する事。 (6) 排水機場の管理・運営に関する事。 (7) 災害救助法の適用後の事務に関する事。 (8) その他、物資対策部各班の対策に関する事。
こ ども 対 策 部	(1) 管理施設の安全措置に関する事。 (2) 園施設等の警戒対策に関する事。 (3) 児童・保護者等の安全対策及び避難指導に関する事。 (4) 災害救助法の適用後の事務に関する事。 (5) その他、こども対策部各班の対策に関する事。

【関係機関】

関 係 機 関 名	事 務 分 掌
消 防 本 部	(1) 消防団等の連携に関する事。 (2) 発災時の初動情報収集に関する事。 (3) 火災予防及び安全対策等の広報に関する事。 (4) 人命救助資機材等の準備及び水利の確保に関する事。 (5) ヘリポート誘導準備に関する事。 (6) 災害救助法の適用及び適用後の事務に関する事。(4号適用)
消 防 団	(1) 消防団等の団員召集及び配置に関する事。 (2) 火災予防及び安全対策等の広報に関する事。 (3) 人命救助資機材等の準備及び水利の確保に関する事。

VIII

災害対策本部・国民保護対策本部・緊急事態対処対策本部 事務分掌

部名	事 務 分 掌
統 制 部	(1) 対策本部の統制に関すること。 (2) 対策本部設置及び本部会議に関すること。 (3) 職員の動員及び配備・調整及び解除に関すること。 (4) 本部運営に関すること。 (5) 災害対策活動等の総括及び調整に関すること。 (6) 国・県・隣接市・警察・防災関係機関・自主防災会との連携に関すること。 (7) 災害情報・被害情報・道路情報・対応状況の収集及び集計・掲示・記録に関すること。 (8) 各班、県・隣接市・警察・防災関係機関・自主防・企業との情報収集・伝達・記録に関すること。 (9) 自衛隊派遣等の広域応援要請に関すること。 (10) 緊急輸送路の道路啓開順位決定に関し、本部会議へ上程すること。 (11) 職員の非常招集及び解除に関すること。 (12) 職員の動員及び配備・調整・安否確認に関すること。 (13) 自主防災会及び避難所からの必要物資等要請取りまとめに関すること。 (14) 静岡県防災情報共有システムの実施に関すること。 (15) 災害救助法の適用申請に関すること。 (16) 災害救助法書類の受付に関すること。 (17) 国民保護措置を行う職員等に対する特殊標章等の交付・使用許可等に関すること。 (18) 災害時等の公印管理に関すること。 (19) 災害時等の文書の收受・発送に関すること。 (20) 災害時等の職員の服務・健康管理・補償に関すること。 (21) 臨時雇用等、人員確保に関すること。 (22) 臨時議会及び議員への情報提供に関すること。 (23) 市役所事業継続計画実施に関すること。 (24) 職員及び対策活動協力者への給食、宿泊等に関すること。 (25) 運動公園でのヘリポート開設及び自衛隊・消防隊受入に関すること。 (26) 災害派遣職員の受入、配置等に関すること。 (27) 災害情報・被害情報・道路情報・対応状況の収集及び集計・掲示・記録に関すること。 (28) 各班、県・隣接市・警察・防災関係機関・自主防・企業との情報収集・伝達・記録に関すること。 (29) 観光客に関すること。
情 報 対 策 部	(1) 管理施設の安全措置に関すること。 (2) 住民（外国人を含む）に対する指示・要請及び情報等の受伝達・広報に関すること。 (3) 報道対応（記者発表含）、本部来訪者に関すること。 (4) 本部長及び副本部長の秘書業務に関すること。 (5) 災害時等のコンピューター及び庁内情報システム等の復旧・運用に関すること。 (6) 静岡県防災情報共有システムの実施に関すること。 (7) 国民保護措置の状況及び災害写真・映像等の収集、整理に関すること。

部名	事 務 分 掌
	(8) 共生に係る防災対策の実施に関すること。 (9) 通訳の確保及び派遣に関すること。 (10) 情報対策部における対応状況の記録に関すること。 (11) 情報対策部に所属する課の業務に係る活動に関すること。
救 護 対 策 部	(1) 所属職員の参集状況及び配置に関すること。 (2) 管理施設の安全措置に関すること。 (3) 救護所の設置及び応急救護に関すること。 (4) 福祉避難所の設置及び運営に関すること。 (5) 医薬品・衛生資機材の調達・供給に関すること。 (6) 医療機関との連絡調整に関すること。 (7) 日赤、その他福祉団体との連絡及び協力要請に関すること。 (8) 災害時等の民生・児童委員との連携に関すること。 (9) 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (10) 障害のある人・高齢者世帯・介護保険対象者・訪問看護者・災害時要援護者等の援護対策に関すること。 (11) 義援金の取扱いに関すること。 (12) り災台帳の作成に関すること。 (13) パンデミック対策に関すること。 (14) 災害時等の妊産婦、新生児の保険医療対策に関すること。 (15) 被災者及び武力攻撃り災者の健康・栄養・衛生の管理・指導に関すること。 (16) 被災者及び武力攻撃り災者の心のケア・相談に関すること。 (17) 病院施設の安全措置に関すること。 (18) 外来、入院患者等の避難誘導及び安否確認に関すること。 (19) 救護者の受入れ及び治療に関すること。 (20) 重傷者搬送に関すること。 (21) 災害救助法の適用事務に関すること。 (22) 被災者生活再建支援法の適用申請及び事務に関すること。 (23) 生活福祉資金、災害弔慰金、災害障害者見舞金に関すること。 (24) 応急仮設住宅における入居者の選定及び入居者情報の管理に関すること。 (25) 被災児童・母子世帯の対策に関すること。(こども対策部連携) (26) 救護対策部における対応状況の記録に関すること。 (27) その他、救護対策部の活動及び救護病院としての運営に関すること。 (28) その他、各部の応援に関すること。
生 活 対 策 部	(1) 所属職員の参集状況及び配置に関すること。 (2) 管理施設の安全措置に関すること。 (3) 避難所及び受援施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (4) 私立教育施設との連絡に関すること。 (5) 避難所の確保・開設及び運営補助に関すること。 (6) 土砂災害・台風等避難場所の開設及び避難者対応に関すること。(公共施設に限る) (7) 教科書・学用品の調達あつせん・支給に関すること。 (8) 避難者の把握及び名簿の作成に関すること。 (9) 避難所における必要物資等の調査及び配分に関すること。 (10) 教職員の安否確認及び応急教育の実施に関すること。 (11) 施設利用者の避難及び救護に関すること。 (12) 生徒、各種団体等の奉仕に関すること。 (13) 応急教育及び保育に関すること。

部名	事 務 分 掌
	(14) リ災者に対する炊き出し、その他応急食料の配分に関する こと。 (15) ボランティアセンター設置に関すること。（西部地域セン ター） (16) ボランティア受援に関しての社会福祉協議会との連携に関する こと。 (17) 各学校災害対策本部との連絡調整に関すること。 (18) 生活対策部における対応状況の記録に関すること。 (19) 生活対策部に所属する課の業務に係る活動に関すること。 (20) 災害救助法の適用に係る事務に関すること。 (21) その他、各部の応援に関すること。
総 務 対 策 部	(1) 所属職員の参集状況及び配置に関すること。 (2) 管理施設の安全措置に関すること。 (3) 公有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 (4) 来庁者の避難誘導等に関すること。 (5) 緊急輸送用車両の確保及び配車に関すること。 (6) 災害救助用自動車の借り上げに関すること。 (7) 被災調査及び被災証明に関すること。 (8) 災害等による税の減免に関すること。 (9) 災害対策の予算措置に関すること。 (10) 総務対策部における対応状況の記録に関すること。 (11) 総務対策部に所属する課の業務に係る活動に関すること。 (12) 災害時等の会計処理に関すること。 (13) 災害対策に必要な現金及び物品に関すること。 (14) 災害救助法の適用に係る事務に関すること。 (15) その他、各部の応援に関すること。
環 境 対 策 部	(1) 所属職員の参集状況及び配置に関すること。 (2) 管理施設の安全措置に関すること。 (3) 廃棄物処理施設及びし尿処理施設の被害調査及び応急対策に関 する こと。 (4) 一般廃棄物、塵芥及びし尿の収集及び処理に関すること。 (5) 防疫に関すること。 (6) 遺体安置所の設置・運営に関すること。 (7) 遺体搬送に関すること。 (8) 遺体の火葬に関すること。 (9) 災害時等の安否・行方不明者の公表リストに関すること。 (10) 災害時等の埋火葬の手続等に関すること。 (11) 災害廃棄物・し尿処理体制に係る市民、事業者の協力に関する こと。 (12) 災害時等の放射性物質を含む大気汚染及び水質汚濁に係る監視 に関 する こと。 (13) 管路・配水池の被害状況の点検及び応急復旧に関すること。 (14) 飲料水・生活用水の確保、応急給水に関すること。 (15) 水質検査に関すること。 (16) 死亡獣畜の処理に関すること。 (17) 給排水施設及び下水道施設の修理、復旧に関すること。 (18) 水道施設及び下水道施設の被害調査に関すること。 (19) 水道工事及び下水道工事業者への協力要請に関すること。 (20) 災害廃棄物・し尿処理・応急給水の広域受援に関すること。 (21) 環境対策部における対応状況の記録に関すること。

部名	事 務 分 掌
	(22) 災害救助法の適用に係る事務に関する事。 (23) 環境対策部に所属する課の業務に係る活動に関する事。 (24) その他、各部の応援に関する事。
都 市 対 策 部	(1) 所属職員の参集状況及び配置に関する事。 (2) 水防対策に関する事。 (3) 管理施設の安全措置に関する事。 (4) 道路（林道含む）、橋梁、河川、都市施設等の被害調査、警戒・監視、緊急処置及び応急復旧に関する事。 (5) 緊急輸送路、幹線道路の確保に関する事。 (6) 仮設道路、交通規制等の応急交通対策に関する事。 (7) 土地収用法に基づく非常災害の際の土地の使用に関する事。 (8) 土木復旧事業の統括、資材の確保等に関する事。 (9) 被災建物の応急危険度判定に関する事。 (10) 応急仮設住宅の設置・運用に関する事。 (11) 被災者及び武力攻撃被災者の応急住宅修理に関する事（災害時のみ災害救助法適用）。 (12) 公営住宅の応急修理に関する事。 (13) 災害で発生した障害物・がれき等の除去処理及び道路啓開に関する事。 (14) 土砂災害に関する事 (15) 水門等の操作に関する事 (16) 都市対策部に所属する課の業務に係る活動に関する事。 (17) 建設及び建築業者への協力要請に関する事。 (18) 建物応急危険度判定士に関する事。 (19) 建築物の災害復旧の技術指導に関する事。 (20) 住宅関係融資に関する事。 (21) 都市対策部における対応状況の記録に関する事。 (22) 災害救助法の適用に係る事務に関する事。 (23) その他、各部の応援に関する事。
物 資 対 策 部	(1) 所属職員の参集状況及び配置に関する事。 (2) 管理施設の安全措置に関する事。 (3) 排水機場の操作に関する事。 (4) 排水機場の管理・運営に関する事。 (5) 応急食料、応急飲料水及び応急物資の把握、調達、幹旋、配分に関する事。 (6) 協定業者の物資在庫量の確認に関する事。 (7) 生活必需品等の価格安定に関する事。 (8) 被災者及び武力攻撃被災者への食糧・生活必需品の給与に関する事。 (9) 義援物資の受付・管理に関する事。 (10) 中小企業の被災状況及び武力攻撃被災状況の取りまとめに関する事。 (11) 緊急輸送に関する事。 (12) 物資対策部に所属する課の業務に係る活動に関する事。 (13) 農業、水産業及び家畜の被害調査に関する事。 (14) 家畜の伝染病の予防防疫に関する事。 (15) 中小企業者及び農林漁家に対する被害調査に関する事。 (16) 災害救助法の適用に係る事務に関する事。 (17) その他、各部の応援に関する事。
こども対策部	(1) 所属職員の参集状況及び配置に関する事。

部名	事 務 分 掌
	(2) 管理施設の安全措置に関すること。 (3) 園児等の避難指導及び安否確認に関すること。 (4) 保育所措置児童に関すること。 (5) 保育施設との連絡に関すること。 (6) 園児用品の調達あっせん・支給に関すること。 (7) 被災児童・母子世帯の対策に関すること。(救護対策部連携) (8) こども対策部における対応状況の記録に関すること。 (9) こども対策部に所属する課の業務に係る活動に関すること。 (10) 災害救助法の適用に係る事務に関すること。 (11) その他、各部の応援に関すること。

【関係機関】

関 係 機 関 名	事 務 分 掌
消 防 本 部	(1) 消防職員の参集状況及び職員の安否確認に関すること。 (2) 被害情報収集に関すること。 (3) 負傷者の医療機関への搬送に関すること。(救護所搬送は除く) (4) 救出・救助・消火・災害対応に関すること。 (5) 遺体搬送の応援に関すること。 (6) 本部長への緊急消防援助隊応援要請に関すること。 (7) ヘリポートにおいてのヘリ離発着に関すること。 (8) 火災即報及び市内被害状況に関すること。 (9) 行方不明者の捜索に関すること。 (10) 消防本部における対応状況の記録に関すること。 (11) 災害救助法の適用に係る事務に関すること。 (12) その他、消防本部の活動に関すること。
消 防 団	(1) 消防団の参集状況及び団員の安否確認に関すること。 (2) 管轄区域の被害情報収集に関すること。 (3) 救出・救助・消火・災害対応に関すること。 (4) 行方不明者の捜索に関すること。 (5) その他、消防団の活動に関すること。

別紙 1 配備体制及び配備基準表

区分	体制	配備基準	配 備 体 制		配備解除
			配備体制責任者	配備要員	
対策室設置	事前配備体制	○ 気象警報（波浪警報を除く）※1・津波注意報発表時 ○ 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時※別紙9 ○ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時※別紙9 ○ 市内震度4の地震発生 ○ その他危機管理課長が対応の必要性を認める災害（大火災、原子力、大規模事故、テロ、パンデミックなど）	第1責任者 危機管理課長 第2責任者 危機管理課課長代理 第3責任者 危機管理課係長	危機管理課職員	気象警報等の解除又は危機管理課長の判断により解除
	第1次配備体制	○ 事前配備体制の情報等により、必要な対策班・人員の動員を実施した配備体制 ○ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、かつ危機管理課長が対応の必要性を認める場合※別紙9 ○ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時※別紙9	第1責任者 危機管理課長 第2責任者 対策事案担当課長 第3責任者 危機管理課課長代理	統制班 通信・記録班 広報班 対策事案担当各班 以下必要に応じて 水防対策班 （40歳以下男性） 災害対策班 生活対策部 道路河川対策班 農水対策班	危機管理課長の判断により解除
対策部設置	第2次配備体制	○ 静岡県に津波警報が発表された場合※特命配備（避難所支援班は避難所を開設） ○ 市内震度5弱の地震発生 ○ 市内に土砂災害警戒情報※1が発表された場合 ○ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、かつ危機管理監が対応の必要性を認める場合※別紙9 ○ 第1次配備体制では対応が困難な災害 ○ その他危機管理監が対応の必要性を認める災害、テロ等	第1責任者 危機管理監 第2責任者 危機管理課長 第3責任者 対策事案担当部長	統制班 通信・記録班 広報班 以下必要に応じて 対策事案担当部長 対策事案担当各班 水防対策班 （40歳以下男性） 災害対策班 生活対策部 道路河川対策班 農水対策班	危機管理監の判断により解除
対策本部設置	第3次配備体制	○ 特別警報※1が発表された場合 ○ 市内に土砂災害警戒情報※1が発表され、かつ市長が対応の必要性を認める場合 ○ 市内震度5強以上の地震の発生 ○ 静岡県に大津波警報が発表された場合 ○ 第2次配備体制では対応が困難な大規模災害 ○ その他市長が対応の必要性を認める災害、テロ等	第1責任者 市長（本部長） 第2責任者 副市長（副本部長） 第3責任者 教育長（副本部長）	全職員動員	市長（本部長）判断により解除（復興・復旧本部へ移行）

全職員及び各班員には再任用職員を含むが、会計年度任用職員は含まない。

※1 令和8年5月下旬から気象情報の名称変更（災害対応マニュアル2ページ参照）

別紙 2 主な突発災害ごとの配備目安

区分	体制	地震	津波	風水害	その他
対策室	事前	○「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時※別紙 9 ○「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時※別紙 9 ○市内震度 4 の地震	○静岡県への津波注意報の発表	○気象警報（波浪警報を除く）※ 1 ・津波注意報発表時	○全国瞬時警報システム作動時 ○危機管理課長が対応の必要性を認める災害（大火災、原子力、大規模事故、テロ、パンデミックなど）
		統制班	統制班	統制班 道路河川対策班	統制班
	第 1 次	○事前配備体制の情報等により、必要な対策班・人員の動員を実施した配備体制（危機管理課長が対応の必要性を認める災害） ○「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、かつ危機管理課長が対応の必要性を認める場合※別紙 9 ○「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時※別紙 9	○事前配備体制の情報等により、必要な対策班・人員の動員を実施した配備体制（危機管理課長が対応の必要性を認める災害）	○台風の上陸若しくは最接近する概ね 6 時間前 ○事前配備体制の情報等により、必要な対策班・人員の動員を実施した配備体制（危機管理課長が対応の必要性を認める災害）	○事前配備体制の情報等により、必要な対策班・人員の動員を実施した配備体制（危機管理課長が対応の必要性を認める災害）
		統制部	統制部	統制部（統制班、通信・記録班） 情報対策部（広報班） 生活対策部 都市対策部（道路河川対策班） 物資対策部（農水対策班） 災害対策班のうち指名された職員	統制部
		必要に応じ各対策部・班を招集する	必要に応じ各対策部・班を招集する		必要に応じ各対策部・班を招集する
	第 2 次	○「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、かつ危機管理監が対応の必要性を認める場合※別紙 9 ○市内震度 5 弱の地震	○静岡県への津波警報の発表	○市内に土砂災害警戒情報※ 1 が発表された場合 ○その他危機管理監が対応の必要性を認める場合	○危機管理監が対応の必要性を認める場合

区分	体制	地震	津波	風水害	その他
		統制部 都市対策部 情報対策部 ※各施設管理部署対応については別紙 3 を参照	統制部（統制班、通信・記録班） 情報対策部（広報班） 生活対策部 （避難所支援班） 警備本部 救護対策本部（要支援者対策班） 物資対策部（農水対策班）	統制部（統制班、通信・記録班） 情報対策部（広報班） 救護対策本部（要支援者対策班） 生活対策部 警備本部 都市対策部（道路河川対策班） 物資対策部（農水対策班） 災害対策班のうち指名された職員	統制部 必要に応じ各対策部・班を招集する
対策本部	第3次	○市内震度 5 強以上の地震	○静岡県に大津波警報が発表された場合	○特別警報※ 1 の発表 ○市域に土砂災害警戒情報※ 1 が発表され、かつ市長が対応の必要性を認める場合 ○その他市長が対応の必要性を認める場合	○市長が対応の必要性を認める場合
		全職員	全職員	全職員	全職員

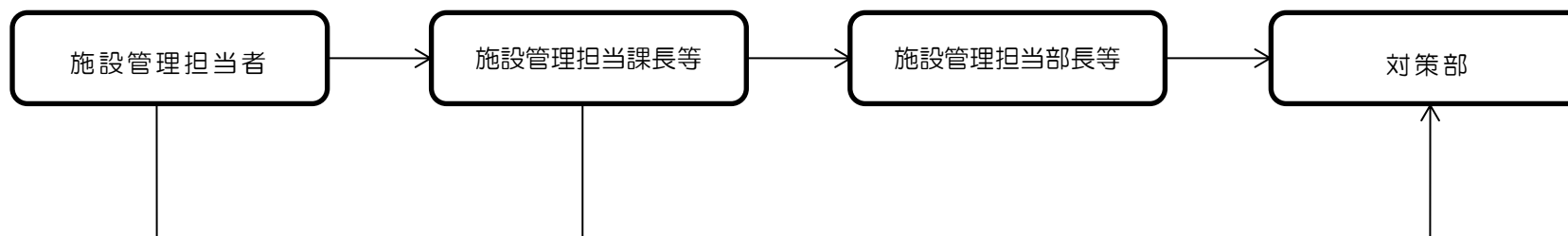
上記は一例であり、配備責任者が必要な参集指示を出すこととなる。

※ 1 令和 8 年 5 月下旬から気象情報の名称変更（災害対応マニュアル 2 ページ参照）

別紙3 震度5弱の場合の各施設管理部署対応について

市内で震度5弱の地震が発生した場合、各施設管理部署の対応は次のとおり。

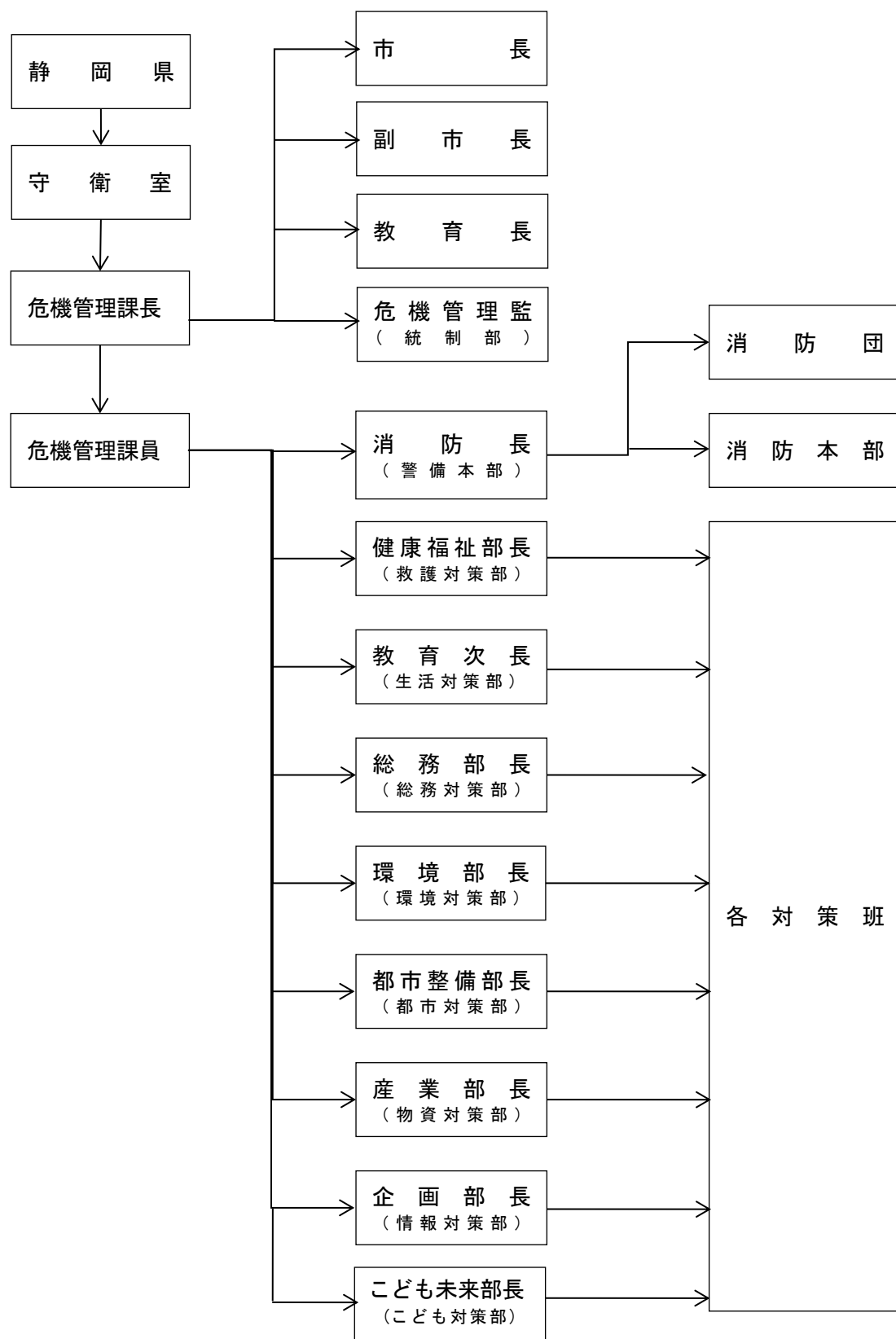
- ① 各施設のBCPにより初動する。
- ② 利用者等の安全確認・確保を行ったのち、施設の外観などから損傷がないことが判断できる場合は、内部の被害を確認する。
- ③ 被害の有無や程度について上位者へ報告する。連絡体制については各所属のBCPによる。
- ④ 各報告者は上位者への連絡に時間を要すると判断した場合や上位者への連絡が不能な場合は、対策部への直接報告を行う。



【補足】

- (1) 各施設管理の担当者・課長・部長等の本部参集は原則として要しない。（対策部として招集される者を除く。）
- (2) ただし本部が各施設管理の担当者・課長・部長等の本部参集が必要であると判断した場合は、必要に応じて招集する。
- (3) 時間外の場合、対策部（統制部等）の参集は、おおむね15分から30分を要するので、それ以前の報告は電話での報告は守衛室（代表電話）への電話とする。
- (4) 屋内の確認に際しては、ヘルメットを着用するなど、安全には十分配慮するほか、停電を考慮して懐中電灯を持参すること。
- (5) 建物の外観上、損傷のおそれがあると判断した場合は、無理に屋内の調査を行わず、その旨を上位者へ報告すること。

別紙4 第3次配備体制連絡網（職員安否確認参集システム(ASK)以外）



※ASKが使えない場合の連絡系統図

別紙 5 地震災害警戒・災害対策本部・国民保護対策本部・緊急事態対処対策本部編成図

本部		班（人数※2）	所属（人数※2）	主な活動場所（参考）	関連団体
本部長 ◎市長 副本部長 ◎副市長 ◎教育長	統制部 ◎危機管理監	統制班 9	危機管理課 9	消防防災センター本部 内他	消防本部 消防団 湖西警察署 陸上自衛隊
		統制班（受援担当） 3	総務課 行政係 3		
		通信・記録班 26	企画政策課 7 文化観光課 12 議会事務局 5 監査委員事務局 2		
		総務班 8	総務課 人事係 7		
	情報対策部 ◎企画部長	広報班 7	秘書広報課 7		
		ネットワーク管理班 7	D X 推進課 7		
		外国人支援班 5	市民課 協働共生係 4	執務室 他	
	救護対策部 ◎健康福祉部長	救護班 39＋病院	健康増進課 13 こども未来課 20 高齢者福祉課 7 市立湖西病院	救護所開設 ・新居幼稚園遊戯室 ・湖西病院前 ・浜名病院前 救護病院開設 ・湖西病院 ・浜名病院	湖西市医会 浜名歯科医師会 浜松市薬剤師会湖 西地区 浜名病院
		要支援者対策班 25	地域福祉課 17 高齢者福祉課（※1）7	浜名学園	
	生活対策部 ◎教育次長	避難所支援班 56	教育総務課 14 学校教育課 19 スポーツ・生涯学習課 生涯学習係 4 スポーツ推進係 4 図書館 7 新居支所 8	避難所開設 ・各小中学校 ・新居幼稚園 ・湖西高等学校 ・浜名特別支援学校 ・アメニティプラザ	自治会 自主防災会
		ボランティア受援班 4	スポーツ・生涯学習課 センター係 2 市民課 西部市民サービスセンター所属 1	拠点開設準備 ・西部地域センター 他	湖西市社会福祉協 議会 災害ボランティア 等
	総務対策部 ◎総務部長	会計財政班 11	財政課 5 会計課 6		
		調査班 22	税務課 22		
		庁舎車両管理班 9	資産経営課 6 契約検査室 3	本部内 他	
	環境対策部 ◎環境部長	上下水道班 18	上下水道課 18		
		遺体対策班 20	環境課 13 市民課 市民係 7	勤労者体育センター	湖西市医会 湖西警察署
		廃棄物対策班 10	廃棄物対策課 10	環境センター 他	
	都市対策部 ◎都市整備部長	道路河川対策班 20	土木課 15 都市政策課 5		
		住宅対策班 21	建築住宅課 7 都市計画課 14		
	物資対策部 ◎産業部長	農水対策班 7	産業振興課 農業水産振興係 6		
		物資対策班 19	産業振興課 農業水産振興係以外 8 保険年金課 11	アメニティプラザサ ブアリーナ 他	
	こども対策部 ◎こども未来部長	園児対策班 88	こども政策課 9 保育幼稚園課 7 各幼稚園・こども園 72	健康福祉センター・各 幼稚園・こども園	

※1 専門職（保健師・栄養士・社会福祉士）を除く。

※2 連絡員を差し引く前の人数

別紙 6 湖西市水防対策班 班員名簿

班長：跡見 俊介（会計課） 副班長：鳥井 貴史（環境課）

活動班	班長	氏名	所属	備考	
1	◎長	跡見 俊介	会計課		
		三浦 聡	上下水道課		
		鈴木 開	税務課		
2	◎副	鳥井 貴史	環境課		
		柴田 優	総務課		
		天野 優希	地域福祉課		
3	○	高橋 義知	文化観光課		
		中畑 秀規	企画政策課		
		吉原 大登	市民課		
4	○	吉野 裕之	保育幼稚園課		
		中村 好佑	保険年金課		
		松下 真冴	環境課		
5	○	山下 太洋	総務課		
		倉田 智哉	D X推進課		
		種茂 竜成	税務課		
6	○	山本 和敏	税務課		
		井口 涼	資産経営課		
		大須賀 広夢	文化観光課		
7	○	江藤 周平	地域福祉課		
		石田 貴啓	建築住宅課		
		村上 公一	文化観光課		
8	○	青澤 智	企画政策課		
		疋田 裕也	総務課		
		石原 寛紀	こども未来課		
9	○	金子 正太郎	税務課		
		鈴木 章真	会計課		
		杉山 遥	環境課		
10	○	鈴木 啓介	高齢者福祉課		
		鈴木 則達	市民課		
		野中 飛呂	資産経営課		
11	○	伊藤 真崇	税務課		
		居川 慧	D X推進課		
		菅沼 貴大	総務課		
12	○	太田 翔也	保険年金課		
		星野 誠	企画政策課		

		関 由比	上下水道課		
13	○	田中 佑弥	建築住宅課		
		尾崎 圭介	地域福祉課		
		原瀬 大輔	税務課		
14	○	吉田 有貴	契約検査室		
		中村 祥平	廃棄物対策課		
		山本 光槻	税務課		
15	○	大橋 彰吾	財政課		
		山崎 洵	会計課		
		酒井 駿	上下水道課		
16	○	山本 吉幸	地域福祉課		
		越川 貴史	建築住宅課		
		宮田 雄太	税務課		
17	○	小島 将実	総務課		
		尾崎 聖也	廃棄物対策課		
		益留 広貴	こども政策課		
18	○	飯田 大介	財政課		
		高橋 俊貴	議会事務局		
		尾崎 慎太郎	市民課		

※ ◎は対策班班長・副班長（訓練時のみ） ○は各活動班長を示す。活動班は1班1車両で活動する。

※ 出動隊（2以上の活動班で現場に向かう場合）の指揮者は対象活動班のなかの年長者（生年月日順）とする。

※ 以下の課・室に所属する職員は、風水害時に別の対応をとるため、水防対策班の編成から外す。

土木課 都市政策課 都市計画課	道路パトロール・通行止め、倒木初動対応等を行う。
産業振興課	排水機場の操作・管理を行う。
上下水道課の技師	停電時の水道ポンプ、下水道ポンプの点検作業を行う。
秘書広報課	情報発信を行う。
教育委員会 新居支所	避難場所の開設を行う。

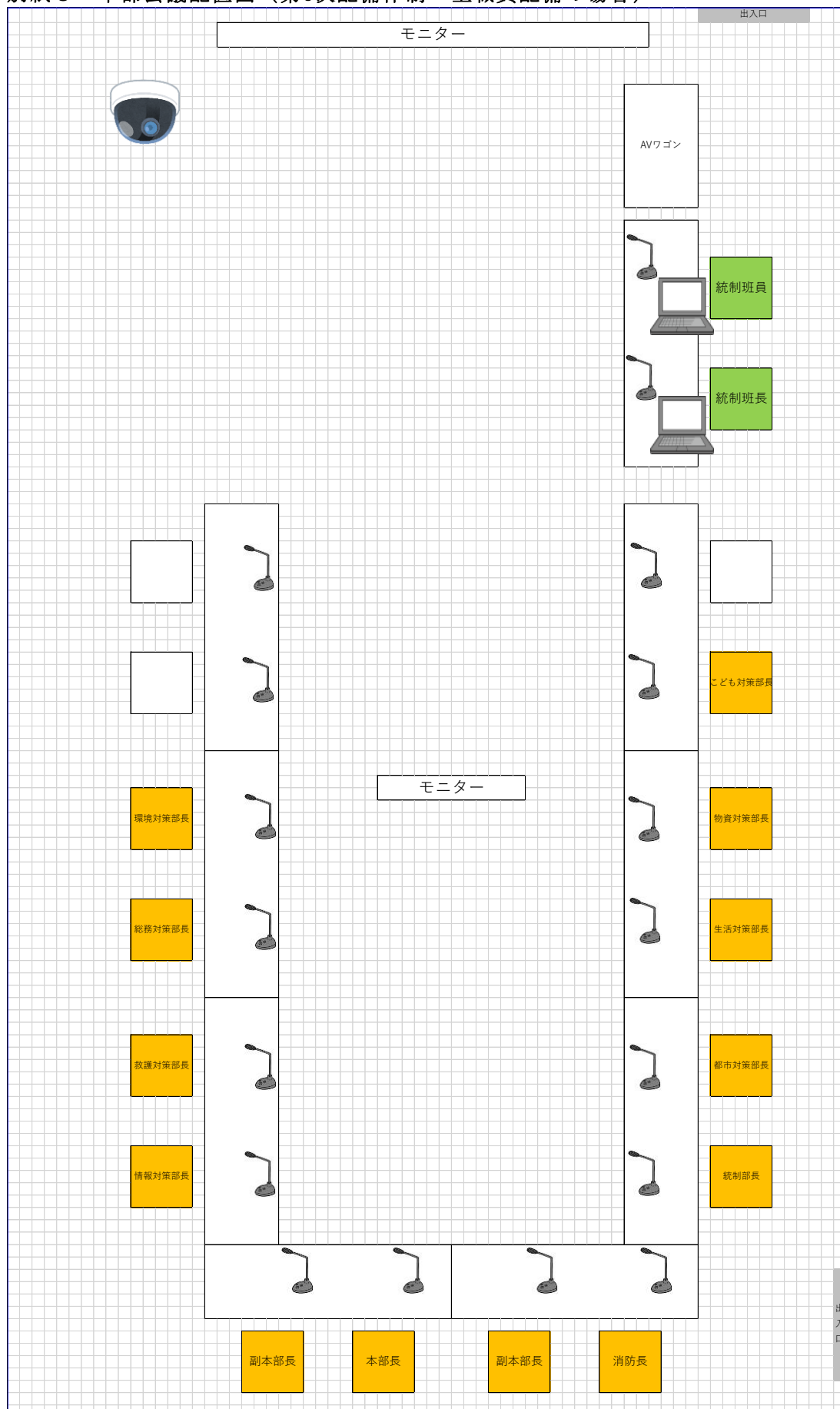
別紙 7 災害対策班 班員名簿

対策部	対策班	課名	役職	災害対策班員氏名	備考
統制部	統制班	危機管理課			
	通信・記録班	企画政策課	係長	小手川 美音	
		文化観光課	課長代理	疋田 卓也	
		議会事務局	係長	三浦 梨紗	
		監査委員事務局	主幹	柴田 康裕	
	総務班	総務課（人事係）	主任	朝倉 麻貴	避難場所支援
情報 対策部	広報班	秘書広報課	副主任	関 兆貴	
	ネットワーク管理班	D X推進課	主任	倉田 智哉	避難場所支援
	外国人支援班	市民課 （協働共生係）	遺体対策班（市民課）と同じ		
救護 対策部	救護班	健康増進課	課長	竹内 通晃	避難場所支援
		こども未来課	主査	疋田 友紀	避難場所支援
	救護班・要支援者 対策班	高齢者福祉課	課長代理	白井 信行	避難場所支援
	要支援者対策班	地域福祉課	係長	楠野 泰弘	避難場所支援
生活 対策部	避難所支援班	教育総務課	主幹	佐々木 賢二	
		学校教育課	主査	日恵野 友也	
		スポーツ・生涯学習 課	課長代理	稲垣 慎介	
		図書館	主査	尾崎 正浩	
		新居支所	主査	田中 裕章	
	ボランティア受援班	スポーツ・生涯学習 課（センター係）	避難所支援班（スポーツ・生涯学習課）と同じ		
		市民課（西部地域セ ンター）	遺体対策班（市民課）と同じ		
総務 対策部	会計財政班	財政課	係長	小木 智貴	避難場所支援
		会計課	主事	小島 瑠月	避難場所支援
	調査班	税務課	係長	小池 文紀	避難場所支援
	庁舎車両管理班	資産経営課	係長	置田 幸児	
		契約検査室	室長代理	藤田 貴伸	避難場所支援
環境 対策部	上下水道班	上下水道課	主事	相羽 鈴伽	避難場所支援
	遺体対策班	環境課	係長	古畑 翔治	避難場所支援
		市民課市民係	主事	土屋 美咲	避難場所支援
	廃棄物対策班	廃棄物対策課	主査	田村 満教	避難場所支援
都市 対策部	道路河川対策班	土木課	主事	持田 健太	
		都市政策課	副主任	田中 涼介	

	住宅対策班	建築住宅課	係長	市川 和子	避難場所支援
		都市計画課	係長	山下 祐介	
物資 対策部	農水対策班	産業振興課（農業水産振興係）	物資対策班（産業振興課）と同じ		
	物資対策班	産業振興課（農業水産振興係以外）	係長	高柳 佳世	避難場所支援
		保険年金課	主任	花村 知衿	避難場所支援
	こども 対策部	こども政策課	係長	吉田 真帆	避難場所支援
		保育幼稚園課	主任主査	鈴木 真由美	避難場所支援

※班員は水防対策班を除く職員とし、性別は問わない。

別紙 8 本部会議配置図（第3次配備体制 全職員配備の場合）



別紙 9 「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応（暫定）」

I 要旨

平成29年11月1日から、気象庁は従来の「東海地震に関する情報」に替えて、「南海トラフ地震に関する情報」を公表することとしました。

この「南海トラフ地震に関する情報」の公表は、新たな防災対応が定められるまでの暫定的な対応であり、大規模地震対策特別法に基づく「東海地震に関する情報」（東海地震調査情報（臨時）、東海地震注意情報）は今後、発表されることはありません。

これに伴い、以下の防災対応を暫定的に行うこととしますが、この対応は、国や県の運用等に応じて、適宜、見直しを行うものとします。

II 配備基準及び体制

情報の種類	市の配備体制	実施事項
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	事前配備体制	情報収集及び連絡を行い、第1次配備体制へ移行できるよう準備
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	事前配備体制 又は 第1次配備体制（危機管理課長が対応の必要性を認める場合）	以下の措置を講じる。 ・ 国、県からの情報収集 ・ 市が所管する防災拠点等の点検 ・ 発災後の応急対策の事前検討 ・ 必要な業務を継続するための措置 ・ 市民への注意喚起広報 ・ 第2次配備体制に向けての準備 ※ 本体制は 1 週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	第1次配備体制 又は 第2次配備体制（危機管理監が対応の必要性を認める場合）	臨時の会議を開催し、必要な対応について検討及び庁内情報共有を図る。 その他以下の措置を講じる。 ・ 国、県からの情報収集 ・ 市が所管する防災拠点等の点検 ・ 発災後の応急対策の事前検討 ・ 必要な業務を継続するための措置 ・ 市民への注意喚起広報 ・ 第3次配備体制に向けての準備 ※ 本体制は 1 週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。 ※ 本体制を 1 週間継続した後、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応に切り替える。

資料 1

湖西市地震災害対応マニュアルについて

第 1 章 湖西市地震災害対応マニュアルの目的

阪神淡路大震災・中越地震・東日本大震災など貴重な教訓を踏まえ、突発型地震に迅速かつ的確に対応するため、湖西市職員の「地震災害対応マニュアル」を作成したものです。

一旦、大震災が発生すると、単なる一次災害にとどまらず、災害が災害を引き起こし、計り知れない被害に拡大するおそれがあります。このような災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止めるためには、市の全組織を挙げて的確、果敢に対処しなければなりません。全職員が災害対策本部職員であり、その活動を担う職員一人一人の役割は極めて重要です。全職員が災害時の重要な役割を十分理解・認識し、突発型地震が発生したときは、市民の期待に応えるため、この「地震災害対応マニュアル」に従って迅速に行動してください。以下特に地震及び津波の場合について記載します。

第 2 章 初動体制の確立

第 1 節 勤務時間外

災害から市民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、迅速な初動体制及び正確な情報収集が極めて重要となる。

このため、突発地震に対する職員配備体制は、震度階級による参集とし、次に定めるところにより迅速に行動しなければならない。

● 震度 5 弱（第 2 次配備体制） 対策部

危機管理監、統制部、都市対策部、情報対策部は参集する。湖西市内で地震による被害が発生した場合は、他の課へ参集要請する。

各施設管理担当部局は、所管施設の被害状況を確認し、対策部へ報告する。

津波に対する初動体制については＜津波対応＞に定める。

- ① 湖西市で震度 5 弱の揺れがあったときは、危機管理監、統制部、都市対策部、情報対策部は直ちに登庁して対策部を設置する。震度については、気象庁の震度情報及び＜震度の判断基準＞によるものとする。
- ② 統制部は守衛及び消防署に震度情報、被害報告等を聞くとともに、防災 FAX、震度計、J-アラート等を確認する。通信・記録班は静岡県防災情報共有システムへの情報入力を行う。
- ③ 都市対策部は偵察チームを編成し、市内の道路状況を含む市域の被害状況の確認を行う。
- ④ 情報対策部は広報班による報道対応などを行う。
- ⑤ 各施設管理部局は BCP による初動を行うほか、施設外観に損傷がなく屋内の確認が可能であると判断できる場合は内部の被害確認を行い、上位者へ報告し、上位者は対策部へ被害の有無及び程度を報告する。（対策部への参集は要しない。）
- ⑥ 市内の被害報告がないときは、1 時間を目途に随時解散とする。
- ⑦ 市内に被害があったときは、他の課に参集を要請する。
- ⑧ 危機管理監は、被害状況に応じて、改めて被害調査及び被害対応等の指示をする。

● 震度 5 強以上（第 3 次配備体制） 対策本部

突発地震により震度 5 強以上の揺れがあったときは、全職員が参集する。

- ① 湖西市で震度 5 強以上の揺れがあったとき全職員は、我が身及び家族の安全を確保し、直ちにそれぞれの勤務場所へ参集する（勤務場所が各班の災害対応に不都合がある場合は、別途班で参集場所を決めておく）。震度については、気象庁の震度情報及び＜震度の判断基準＞によるものとする。

※参集時は市民の直接的な救助よりも市の対策業務（市民の包括的な救助）を優先するため防災服は着用しない。直接的な救助を求められた場合は、自主防災会にその救助を依頼し、直ちに登庁する。

- ② 全職員は、それぞれの参集場所への出勤途上における被害状況等の把握に努め、登庁後、速やかに各班の班長に報告する。また、各参集先で準備した登庁記録簿に登庁記録を記入する。

- ③ 班長は、各班員の参集状況を30分報、60分報等(別表のとおり)随時登庁記録簿にて取りまとめ、各班員から報告のあった被害状況等とあわせて、情報連絡員に伝達する。
- ④ 情報連絡員は各部の登庁報告書、参集状況及び被害状況等を本部へ報告する。本部との情報の受伝達は直接、使用可能な電話、FAX又はスマートフォン型多機能IP無線機で行う。

<津波対応>

津波に対する職員初動配備体制は、以下のとおりとし、登庁後は必要な対策を講ずるものとする。

● 津波警報が発表されたとき(第2次配備体制) 対策部

- ① 危機管理監、統制部、生活対策部(避難所支援班)、警備本部、救護本部(要支援者対策班)、物資対策部(農水対策班)、情報対策部は出動する。
- ② 登庁後、危機管理監は、出動した職員の指揮をとる。ただし、危機管理監が登庁不能のときは、危機管理課長が指揮をとる(危機管理課長が登庁不能のときは情報対策部長)。
- ③ 生活対策部、警備本部、救護本部、物資対策部、情報対策部の各本部員は危機管理監を中心とした対策部会議を行い、状況の把握と迅速な対応指揮に努める。
- ④ 生活対策部、警備本部、救護本部、物資対策部、情報対策部の各本部員は各部の中から本部職員を指名し、危機管理課長を中心とした本部職員会議を行い、対策部会議で必要となる情報の収集と分析を行う。
- ⑤ 統制部は、静岡県西部地域局、静岡県警察(湖西警察署)、浜松土木事務所、浜名漁協等関係機関との連携を図る。
- ⑥ 生活対策部(避難所支援班)は、津波浸水想定地域の避難所開設の準備を行う。
- ⑦ 警備本部は、津波到達想定時間に注意しつつ、海岸や港湾などのレジャー客やサーファーなどに対し、海岸からの避難を促す。なおこの場合、警備本部職員は警備本部長の指示により、津波到達想定時間前には安全な範囲へ退避を完了する。
- ⑧ 救護本部(要支援者対策班)は、避難行動支援の準備を行う。
- ⑨ 物資対策部(農水・物資対策班)は、津波到達までに時間的余裕のある場合限り、水門閉鎖等の措置を行う。ただし、閉鎖措置後の退避に当たり、到達時間までに余裕のない場合、閉鎖措置等は行わない。
- ⑩ 情報対策部は広報班による同時通報用無線等を使用した海岸や港湾などのレジャー客やサーファーなどに対する海岸からの避難を促す放送や報道機関対応、情報伝達、静岡県防災情報共有システムへの入力などを実施する。
- ⑪ 危機管理監は、必要に応じて他の部へ応援を要請する。
- ⑫ 情報収集及び海面監視の結果、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、直ちに市長に連絡して第3次配備体制へ移行し、市長の指示に基づいて住民に対して避難指示等必要な措置をとる。ただし、市長が不在のときは、副市長、教育長の順で、市長の職務を代理する。
- ⑬ 市長の指示があったときは、消防団係を通じて消防団の出動を要請する。
- ⑭ 津波警報が解除されたとき又は予想される津波が極めて小さいときは、出動した職員は、危機管理監の指示により解散する。

● 大津波警報が発表されたとき(第3次配備体制) 対策本部

- ① 職員全員が出動する。消防団係は出動し、消防団を出動させる。
- ② 登庁後、市長は、出動した職員の指揮をとる。ただし、市長が登庁不能のときは、副市長が指揮をとる。副市長が登庁不能のときは教育長が指揮をとる。
- ③ 各班員は各部長・各班長の指示に基づき活動を開始する。この場合の注意事項は次のとおりである。
 - (1) 班員の安全を第一とし、二重遭難を防ぐため、浸水想定区域内で活動する場合、班員は津波到達予想時間前に安全な場所へ退避する。
 - (2) 各部長・各班長は、班員が津波到達予想時間前に安全な場所へ退避できないと予想される場所での活動を指示してはならない。

- (3) 津波の到達時刻等はスマートフォン型多機能 I P 無線機等で随時、情報を伝達するとともに、班員は作業を浸水区域内で行う場合は、現場到着時に班長等へ現場到着をスマートフォン型多機能 I P 無線機等で報告し、情報伝達が確実に行える場所や状況であるか確認を行ってから活動を開始する。情報伝達が確実に行えない場所や状況でない場合は、活動を行ってはならない。
- (4) 班員は退避が指示された場合又は退避の必要が生じた場合は、いかなる状況にあっても活動を中断し、安全な場所へ退避しなければならない。
- ④ 大津波警報が解除されたとき又は予想される津波が極めて小さいときは、市長の指示により解散する。

<情報の受伝達基準>

全職員は被害状況等を覚知した場合及び各班による対策を講じた場合は、班長に報告する。班長は班員の報告や班の講じた対策をとりまとめ、記録しておく。

各班長は各班の情報を取りまとめ、本部へ報告すべき事項、重要である事項及び部内で対応できない事項については状況報告書を作成し、情報連絡員を通じて本部へ提出する（原本は作成した対策班が保管する）。

情報連絡員は直接、FAX又はスマートフォン型多機能 I P 無線機（災害時優先電話が使える場合は電話でも可）で部内の情報の受伝達を行い、直接、FAX又はスマートフォン型多機能 I P 無線機（災害時優先電話が使える場合は電話でも可）で本部と情報の受伝達を行う。

<被害情報等>

- ・車が通れるか、橋梁の状況、渋滞しているか
- ・停電等の情報、ガスの臭い
- ・建物倒壊状況（概略）全壊・半壊の軒数の概算
- ・煙の状況（延焼状況）
- ・パニック状態
- ・避難者が集っていた場所と人数の概算、避難者の主な要望など

<震度の判断基準>

- ① 地震発生後に、テレビ、ラジオ等により気象庁から発表される近隣市町の震度により判断する。
- ② テレビ、ラジオ等から情報が得られない場合は、気象庁震度階級による地震の揺れと被害想定により各自判断する。
- ③ 電気や電話等の被災により情報を得ることが不能な場合は、震度 5 強以上と判断する。

気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況
0	・人は揺れを感じない。		
1	・屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。		
2	・屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。 ・眠っている人の一部が、目を覚ます。	・電灯などつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	・屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。 ・恐怖感を覚える人もいる。	・棚にある食器類が音を立てることがある。	・電線が少し揺れる。
4	・かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。 ・眠っている人のほとんどが目覚ます。	・つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 ・座りの悪い置物が倒れることがある。	・電線が大きく揺れる。 ・歩いている人も揺れを感じる。 ・自転車を運転していて、揺れに気付く人がいる。

階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況
5 弱	・多くの人が、身の安全を図ろうとする。 ・一部の人は行動に支障を感じる。	・つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類や戸棚の本が落ちることがある。 ・座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	・窓ガラスが割れて落ちることがある。 ・電柱が揺れるのがわかる。 ・補強されていないブロック塀が、崩れることがある。 ・道路に被害が生じることがある。
5 強	・非常な恐怖感を感じる。 ・多くの人が行動に支障を感じる。	・棚にある食器類、本棚の本の多くが落ちる。 ・テレビが台から落ちたり、タンスなど重い家具が倒れたりすることがある。 ・変形によりドアが開かなくなるがある。 ・一部の戸がはずれる。	・補強されていないブロック塀の多くが崩れる。 ・据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 ・多くの墓石が倒れる。 ・自動車の運転が困難となり停止する車が多い。
6 弱	・立っているのが困難になる。	・固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。 ・開かなくなるドアが多い。	・かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6 強	・立っていることができなくて、はわないと動くことができない。	・固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。 ・戸がはずれて飛ぶことがある。	・多くの建物の壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。 ・補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	・揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	・ほとんどの家具が大きく移動又は転倒し、飛ぶものもある。	・ほとんどの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。 ・補強されているブロック塀も、破損するものがある。

第2節 勤務時間内

勤務時間内に突発的な地震が発生した場合は、次に定めるところにより行動しなければならない。

● 震度5弱（津波警報が発表されたときを含む。）（第2次配備体制） 対策部

- ① 統制部は、できる限り正確な情報の収集に努め、状況に応じて初動体制及び被害調査等の指示をする。
- ② 統制部は、津波に関する情報の聴取及び海面の監視を行い、状況に応じて必要な対策を講ずる。

● 震度5強以上（大津波警報が発表されたときを含む。）（第3次配備体制） 対策本部

- ① 市長、副市長、教育長を始め各部長（本部員）は、情報の収集及び被害状況の把握に努め、速やかに対応を検討する。
- ② 統制部は、津波に関する情報の聴取及び海面の監視を行う。消防主任は消防団を出動させる。
- ③ 市長（本部長）は直ちに災害対策本部の設置を指示する。市長が不在の時は、副市長、教育長の順で、災害対策本部長の職務を代理する。
- ④ 外出中の職員は、できる限り速やかに帰庁する。

- ⑤ 災害対策本部が設置されたときは、全ての職員は災害対策本部の指示により行動する。

第3章 災害時の応急活動

災害発生時には、状況に応じて被災地及び避難所等で各種の応急活動を迅速、的確に実施し、市民生活の安定を図るよう努めなければならない。

突発的な地震等により市内に大災害が発生した場合は、次に示すところにより、遅滞なく対策活動を行うものとする。

第1段階 (発生当日及びその翌日)	自身の安全確保・家族の安否確認 (人命救助・情報収集・二次災害防止重点段階) (1) 救出・救護活動 (2) 消火活動 (3) 地震情報聴取等の情報収集 (4) 建物等の被害状況調査 (5) 広報活動 (6) 救護所の開設 (7) 避難所の準備・開設 (8) 非常食、飲料水、その他必要な生活物資の確保と給付 (9) 緊急輸送手段(道路、車両、船舶、要員、燃料等)の確保 (10) 犠牲者への対応(遺体安置所設置等) (11) 応援要請(自衛隊・警察・消防・協定先など)
第2段階 (2日目から7日目程度)	(生活支援重点段階) (1) 第1段階の継続 (2) 被災者の生活支援 (3) ごみ、し尿の処理 (4) 防疫、保健衛生活動 (5) 住民の安否情報等の収集と提供 (6) 公共施設の応急復旧 (7) ライフラインの応急復旧 (8) ボランティア、協定に基づく応援、その他外部支援の受け入れ (9) 生活相談室等の開設
第3段階 (発生後7日目程度以降)	(復旧活動重点段階) (1) 第1段階及び第2段階の継続 (2) ライフラインの本格復旧 (3) がれき、残骸物等の処理 (4) 仮設住宅等の確保と供給

第4章 突発地震に対する職員の心構えと基本的な行動基準

○ 職員としての心構え

災害時には、市は防災関係機関と一体となり、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、広範囲な災害応急対策活動を行うことになります。この場合、日常の行政事務とは異なった組織の下で、異なった職務を行うケースが多くあります。

いかなる場合でも職員自身が混乱することなく、災害対策活動を円滑に行うためには、日頃からの心構えが大切です。

- 1 全ての職員及び全ての課は、災害時に限らず平常時からそれぞれが重要な災害対策業務を分担しています。いつ災害が発生しても慌てないように、災害時及び平常時に各自・各課がどのような場合に、どのような体制の下で、どのような行動をするべきなのかを日頃から十分認識し、対策しておくこと。
- 2 災害時に職員自身に混乱を生じさせないためにも、職員相互のチームワークが極めて重要です。日頃から課内での自分の通常時の防災分担業務、実災害時の防災分担業務を確認しておくとともに、課内の職員間のネットワークを作成しておくこと。
- 3 災害対策は誰かがやってくれるものではなく、職員一人一人の力の積み重ねが大きな力となって実現されるものです。各種の防災訓練も人任せにせず計画の段階からその振り返りまで積極的に参加し、防災資機材の取扱方法や応急救護等の知識を身に付けておくこと。
- 4 いざ災害が発生したら、職員は市民の先頭に立って活動しなければなりません。家族の心配をすることなくいつでも安心して出動できるよう、常日頃から家具の転倒防止、非常持ち出し品の整備等、家庭での防災対策を実施しておくこと。また、災害時の家族間の連絡方法を日頃から確認しておくこと。
- 5 市内の被害を少しでも減らすためには、市民全体の防災意識を高揚させることが重要です。職員は、あらゆる方法、機会を通して、自らの防災意識を高揚させるとともに、市民の防災意識の普及と高揚に努めること。

○ 職員の基本的な行動基準

突発的な地震により大災害が発生した場合には、ふだんでは考えられないような混乱が生じるおそれがあります。市民の混乱を抑え、適切な災害応急活動を円滑に行うため、職員は、以下の行動基準を十分認識しておいてください。

1 自覚を持って行動する

市民の生命、身体及び財産を守るのは、職員一人一人の働きかけに懸かっています。職員でも家庭でも、日頃から防災対策や災害対策に関心を持ち、自らが果たすべき責務の自覚を持つことが大切です。

2 迅速、的確に行動する。

災害応急活動は、時間との勝負であり、対応が早ければ早いほど大きな効果があります。常に先手を取って迅速に、しかも的確に実施することが大切です。

また、警察、消防、自衛隊等災害時に活動する隊は、即応能力を求められるため、指揮命令系統が敷かれています。市の災害対策本部においても同様に指揮命令系統が敷かれますので、上司の命令に従い活動するよう心掛けてください。

なお、大局的な事案に対する判断は災害対策本部で、中程度の事案に対する判断は班長等上司が判断します。判断に迷った場合は上司の指示を受けてください。ただし、小局的な事案に関しては、自ら迅速かつ的確に判断し、臨機応変に応急対策を個々に実行する必要性もあります。また、本部から必要な情報が入ってこない場合、指示がない場合は、積極的に情報を入手するよう、指示を受けるよう努めてください。

3 積極的に行動する

災害対応に正解はありませんが、災害時には、職員の積極的な行動によって被害を減少させることができます。緊迫した状況で、いろいろな方法や手段について判断に迷うときは、より積極的な対策をとることが大切です。

4 責任ある行動をする

災害時に、自らの言動や行動によって市民に不安を与え、誤解を招き、市や防災関係機関の活動に支障を来すようなことがあってはなりません。また、組織内での身勝手な言動や行動は、職員相互を混乱させます。流言飛語の防止に努めるととも

に、自らの言動や行動に責任を持つことが大切です。

5 親切な行動をする

相手の立場に立って親切に対処することは、平常の業務でも大切なことですが、特に災害時には、平常時には考えられない特異な状況になることが予想されます。被災者の立場を理解し、できる限り親切に行動することが大切です。

資料 2

各課において作成すべきマニュアル（暫定版）

マニュアル名等	各担当部署
災害時初動対応マニュアル ※施設を有する課は施設対応を含む	全課
受援マニュアル	全課
事業継続計画（BCP）	総務課
職員参集マニュアル	危機管理課
本部設置マニュアル	危機管理課
情報活動マニュアル	危機管理課
国民保護避難誘導マニュアル	危機管理課
応援要請マニュアル	危機管理課・消防本部
被災外国人対応マニュアル	市民課
ボランティア対策マニュアル	社会福祉協議会・スポーツ・生涯学習課
広報活動マニュアル	秘書広報課
被害情報等の収集・伝達マニュアル	企画政策課・秘書広報課
情報管理マニュアル	D X 推進課
応急危険度判定マニュアル	建築住宅課
応急仮設住宅マニュアル	建築住宅課
被災調査マニュアル	税務課
庁舎管理マニュアル	資産経営課及び公的施設管理課（学校等含む）
避難誘導マニュアル	資産経営課及び公的施設管理課（学校等含む）
緊急輸送手段確保対策マニュアル	産業振興課・保険年金課
物資調達マニュアル	産業振興課・保険年金課
物資管理・分配マニュアル	産業振興課・保険年金課
給水マニュアル	上下水道課
避難所運営マニュアル（＋避難所ごと）※ ¹	教育総務課・学校教育課・スポーツ・生涯学習課・新居支所・図書館・危機管理課
避難所支援マニュアル	教育総務課・学校教育課・スポーツ・生涯学習課・図書館・新居支所
応急教育マニュアル	学校教育課
ごみ・障害物除去がれき等処理マニュアル	廃棄物対策課
し尿処理マニュアル	廃棄物対策課
防疫マニュアル	環境課
遺体処理マニュアル	環境課・市民課（戸籍）
埋火葬計画	環境課
救護所設置運営マニュアル	健康増進課・こども未来課・高齢者福祉課
医療救護マニュアル	健康増進課・こども未来課・高齢者福祉課
健康支援マニュアル	健康増進課・こども未来課・高齢者福祉課
避難行動要支援者支援マニュアル	地域福祉課・高齢者福祉課
福祉用具調達マニュアル	地域福祉課・高齢者福祉課
災害救助法マニュアル	地域福祉課・危機管理課
被災者生活再建支援法マニュアル	地域福祉課・危機管理課
樋門管理マニュアル	産業振興課
水門管理マニュアル	土木課

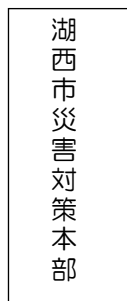
※¹避難運営マニュアルは、避難所運営連絡会が主に作成する。

※²上記の他、長引く災害対応にも対応できるマニュアルや手順書を各班において作成する。

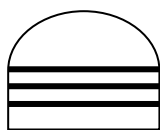
1-8 標識等

(危機管理課)

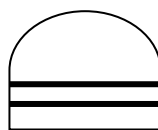
1 本部の標識



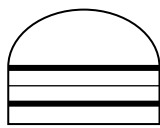
2 ヘルメット



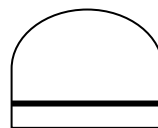
(本部長用)



(本部員)

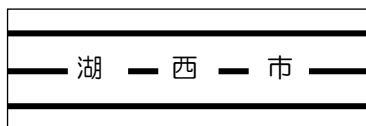


(副本部長用)

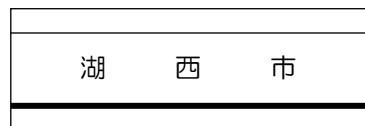


(班長・副班長・班員用)

3 腕章



(本部長用)



(本部員用)



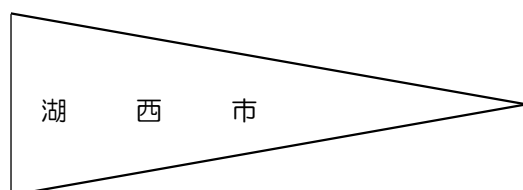
(副本部長用)



(班長・副班長・班員)

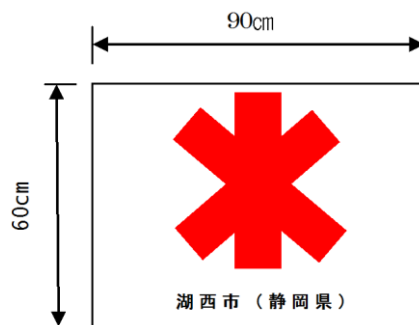
腕章の地の色彩は黄色、文字は黒色、中の線は赤色とする。

4 標旗



(標旗は地の色彩を黄色、文字は黒色とする。)

5 水防標識 (車馬標識)



水は赤色、外は白色

車載標識の寸法については、任意とする

2 組織

2-1 報道機関一覧表

(秘書広報課)

(令和8年2月現在)

社名	電 話 (FAX)	所在地
読売新聞浜松支局	053-452-1166 (053-452-1213)	浜松市中央区板屋町110-5 第一生命日通ビル8F
朝日新聞浜松支局	053-452-3105 (053-452-3106)	浜松市中央区常盤町145-1 大樹生命浜松ビル406
毎日新聞浜松支局	053-453-2181 (053-459-0333)	浜松市中央区大工町91-501
産経新聞静岡支局	054-255-5026 (054-205-0038)	静岡市葵区伝馬町9-1
中日新聞東海本社	053-421-6036 (053-421-5218)	浜松市中央区薬新町45
中日新聞湖西支局	053-576-5081 (053-576-5078)	湖西市鷺津5058
静岡新聞社浜松総局編集部	053-455-3355 (053-453-5220)	浜松市中央区旭町11-1 プレスタワー 5F
静岡新聞社湖西支局	053-528-7505 (053-528-7515)	湖西市吉美3270-5 飯田ビル302号
日本経済新聞浜松支局	053-452-8593 (053-456-1857)	浜松市中央区伝馬町311-14 出雲殿互助会伝馬ビル5F
中部経済新聞三遠支局	0532-54-2668 (0532-35-7100)	愛知県豊橋市松葉町2-45 柴田ビル3F
日刊工業新聞社浜松支局	053-454-7496 (053-454-7497)	浜松市中央区中央1丁目18-4 ウィステリアピーク204
時事通信社浜松支局	053-453-4335 (053-452-7474)	浜松市中央区鍛冶町124 Hビル6F
東愛知新聞社本社	0532-32-3111 (0532-32-3115)	愛知県豊橋市新栄町鳥瞰62
東海日日新聞社	0532-53-2800 0532-53-7222	愛知県豊橋市東松山町90
NHK浜松支局	053-451-5000 (053-451-5020)	浜松市中央区中区板屋町111-2 浜松アクトタワー 1F103区
SBS静岡放送浜松総局 報道部	053-455-3358 (053-455-3330) (054-284-8959)	浜松市中央区旭町11-1 プレスタワー 5F
テレビ静岡浜松支社	053-454-9345 (053-455-1611)	浜松市中央区常盤町145-1 大樹生命浜松ビル9F
静岡朝日テレビ浜松総支社 報道	053-456-3310 (053-456-2801)	浜松市中央区中央1丁目2-1 イーステージ浜松オフィス棟4F
静岡第一テレビ本社	054-283-8111 (054-283-6509)	静岡市駿河区中原563

静岡第一テレビ浜松支局	053-456-7577 (053-452-1780)	浜松市中央区板屋町111-2 アクトタワー18F
静岡エフエム放送 (K-MIX)	053-457-1152 (053-457-1174)	浜松市中央区常盤町133-24
浜松エフエム放送 (FM Haro!)	053-458-8600 (053-458-8611)	浜松市中央区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館 4 F
浜松ケーブルテレビ株式会 社	053-445-2880 (053-445-2881)	浜松市中央区佐鳴台1-11-27
浜松ケーブルテレビ株式会 社湖西営業所	053-555-9000 (053-555-4556)	湖西市古見901-7
エフエム豊橋ココロ事務所	0532-75-0840 (0532-75-0841)	愛知県豊橋市駅前大通1丁目55

2-2 自衛隊緊急時連絡先一覧表・湖西市を担当する自衛隊

(危機管理課)

(静岡県地域防災計画資料編から)

部隊名 (駐屯地名等)	時間内	時間外	電話番号		
			代表番号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第34普通科連隊 (板妻)	第3科長	駐屯地 当直司令	御殿場 0550-89-1310 <防災行政無線150-9002>	235 236 237	301 302
富士学校 (富士)	企画室総括班 長又は防衛業 計係長	駐屯地 当直司令	須走 0550-75-2311 <防災行政無線151-9000>	2200 2234	2302
第11飛行教育団 (静岡)	団司令部 計画班長	基地 当直幹部	大井川 054-622-1234 <防災行政無線154-9000>	231	225
航空自衛隊 第1航空団司令 部 (浜松)	防衛部防衛班 長	基地 当直幹部	浜松 053-472-1111 <防災行政無線843-9106>	3230 ∫ 3232	3224 3225
海上自衛隊 横須賀地方総監 部 (横須賀)	防災総括幕僚 又は作戦室	オペレーション室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 <防災行政無線156-9001>	2543 2222	2222 2223
海上自衛隊 第4航空群 (厚木)	司令部 作戦室	当直室 当直幕僚	厚木 0467-78-8611	2245	2245
海上自衛隊 第21航空群 (館山)	司令部	〃	館山 0470-22-3191	221	222 223
第1師団司令部 (練馬)	第3部長又は 第3部防衛班 長	司令部当直 長	東京 03-3933-1161～8	230 238	207 228
第12旅団司令部 (相馬原)	〃	〃	北群馬 0279-54-2011	230 234 239	208
東京方面総監部 (朝霧)	防衛部長又は 防衛課長	運用室	東京 03-3133-1161	2250 2251 2255	2461 (03-3924- 4499)
第9師団司令部 (青森)	第3部防衛班 災害派遣担当 幹部	駐屯地 当直司令	青森 017-781-0161	6262	6204
第32普通科連隊 (大宮)	第3科長	駐屯地 当直指令	埼玉 048-663-4241	437	402
第1空挺団 (習志野)	第3科長	駐屯地 当直指令	千葉 047-466-2141	236 218	301

3 避難体制

第1章 共通事項

1 市の責務

災害対策基本法第五条において、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、実施する責務を有するとされている。この責務を果たすため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難情報を発令するものとされており、その権限は市町村長に付与されている。

市町村長は、災害時には関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。

また、市町村は、居住者等の一人一人が適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援する情報を提供する責務を有する。

2 住民等が持つべき避難に対する基本姿勢

住民等は、既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかりと認識するとともに、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。

第2章 避難行動

1 避難行動の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

住民等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

- ① 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか特定すること。
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）明確にすること。
- ③ どのタイミングで避難行動をとれば良いか明確にすること。

2 避難行動の分類

「立退き避難（水平避難）」、「屋内安全確保（垂直避難）」、「緊急安全確保」について、以下のとおり示す。

■ 立退き避難（水平避難）

その場にとどまることが危険な場合は、立退き避難を行う。

立退き避難は、災害が発生する前に行うことが原則だが、災害がすでに発生している場合は、状況をよく確認し、安全を確保したうえで避難行動をとる。避難先は、避難場所だけでなく、親戚や知人宅なども事前に検討する。

- ① 避難場所（市が指定した施設・場所）への立退き避難（水平避難）
- ② 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難（水平避難）

■ 屋内安全確保（垂直避難）

屋外へ出ることが危険な場合は、自宅にとどまり上階へ移動するなど、在宅避難となる屋内安全確保を行う。

- ① 自宅・施設等の浸水しない上階への移動（垂直避難）
- ② 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）

■ 緊急安全確保

すでに災害が発生しているか、あるいは発生が確実で命の危険な状況となり、安全な場所への避難（立退き避難）が困難となっている可能性が高い。

- ① 洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高い堅牢な建物等に緊急的に移動する。
- ② 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

3 避難情報等と住民等がとるべき行動

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「住民がとるべき行動等」と、その「行動を住民等に促す情報」（避難情報等：市が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

なお、令和8年5月下旬から運用を開始する新たな防災気象情報を適用し、気象庁が令和8年2月時点で公表している内容とする。

表2-1 警戒レベル・住民がとるべき行動等

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民自ら行動をとる際の判断の参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動等
警戒レベル1	早期注意情報 （気象庁が発表）		・ 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	・ レベル2大雨注意報 ・ レベル2土砂災害注意報 ・ レベル2高潮注意報 （気象庁が発表）	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「注意」（黄）	・ 自らの避難行動を確認 ・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難 （市長が発令）	・ レベル3大雨警報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「警報」（赤）	・ 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・ 高齢者等以外の住民は避難準備 ※高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例え

			ば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4	避難指示 (市長が発令)	・レベル4大雨危険警報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「危険」(紫)	・危険な場所から全員避難 ※安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ※避難地への立退き避難(水平避難)に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保 (市長が発令)	・レベル5大雨特別警報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「災害切迫」(黒)	・命の危険、直ちに安全確保 ※避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

第3章 避難指示等の発令の判断基準の基本的な考え方

市は、避難指示等を発令し、対象地域において、立退きが必要な住民等と屋内安全確保が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとってもらわなければならない。避難指示等は、避難行動が必要な地域を示して発令する。

ただし、避難指示等は、一定の範囲で発令せざるを得ない面があることから、対象地域内の個々の住民が避難行動を必要なのかどうか、あらかじめわかるようにしておく必要がある。避難指示等の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立退き避難が必要な場合を想定して設定する。

また事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベルの順に発令する必要はなく段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。

第4章 水害

1 避難指示等を判断する情報

避難指示等を判断する情報として、気象庁が令和8年5月下旬から運用を開始する新たな防災気象情報の基準を適用し、以下のとおり定める。なお、令和8年2月時点で公表されている内容とする。

表4-1 防災気象情報（気象庁）

基準（洪水予報河川以外の外水氾濫）	
レベル5大雨特別警報	基準4（大雨特別警報（浸水害）表面雨量指数基準 基準4（大雨特別警報（浸水害）流域雨量指数基準
レベル4大雨危険警報	基準3（洪水警報の流域雨量指数基準を大きく超過した基準）
レベル3大雨警報	基準2（洪水警報の流域雨量指数基準）
レベル2大雨注意報	基準1（洪水注意報の流域雨量指数基準）

2 避難指示等の対象とする地区

避難指示等を発令する地区を以下のとおり定める。

（1）対象河川

以下の6河川を対象とする。ただし、その他の準用河川についても状況により避難指示等の対象とする。

【都田川水系】今川、入出太田川、笠子川、坊瀬川

【梅田川水系】梅田川、境川

※令和7年3月31日に静岡県が水防法に基づき上記6河川の洪水浸水想定区域を指定

（2）避難指示等の対象とする地区

避難指示等の対象とする地区を以下のとおり定める。

表4-2 避難指示等の対象地区

河川名	地区	自治会（自主防災会）	避難場所
今川	知波田	大知波	北部多目的センター
入出太田川	知波田・入出・新所	太田、神座、入出、新所	北部多目的センター
	岡崎	大森、上ノ原	西部地域センター
笠子川・坊瀬川	新所	新所	北部多目的センター
	鷺津	河美、古見、川尻、市場坊瀬	鷺津中学校・体育館
	岡崎	岡崎	西部地域センター

梅田川・境川	知波田	神座	北部多目的センター
	岡崎	大森、上ノ原、新所原、梅田 南上の原第1、南上の原第2 南上の原第3	西部地域センター
	白須賀	白須賀第5、白須賀第6	白須賀中学校・体育館

3 避難指示等の発令の判断基準

避難指示等の発令の判断基準を以下のとおり定める。

(1) 配備体制及び配備基準

配備体制及び配備基準を以下のとおり定める。

表4-3 配備体制及び配備基準

配備体制	区分	配備基準
事前配備体制	対策室設置	・レベル3大雨警報が発表された場合
第1次配備体制		・事前配備体制の情報等により、必要な対策班・人員の動員を実施した配備体制
第2次配備体制	対策部設置	・レベル4大雨危険警報が発表された場合 ・その他危機管理監が対応の必要性を認める場合
第3次配備体制	対策本部設置	・レベル5大雨特別警報が発表された場合 ・レベル4大雨危険警報が発表され、かつ市長が対応の必要性を認める場合 ・その他市長が対応の必要性を認める場合

(2) 発令基準

「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の発令基準を以下のとおり定める。

表4-4 発令基準

【警戒レベル3】高齢者等避難
以下のいずれかに該当する場合、洪水浸水想定区域に対して「高齢者等避難」を発令する。 ・気象庁から「レベル3大雨警報」が発表され、かつ気象庁から強い降雨が継続する旨が県気象情報や記者会見等により周知された場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され、市長が発令の必要性を認める場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】避難指示
以下のいずれかに該当する場合、洪水浸水想定区域に対して「避難指示」を発令す

る。

- ・気象庁から「レベル4大雨危険警報」が発表された場合
- ・氾濫するおそれが極めて高い状況となっており、緊急に避難する必要がある場合

【警戒レベル5】緊急安全確保

以下のいずれかに該当する場合、対象地区に対して「緊急安全確保」を発令する。

- ・気象庁から「レベル5大雨特別警報」が発表された場合
- ・氾濫が発生した場合

4 避難指示等の伝達内容

「事前周知」、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」の伝達内容を以下のとおり定め、緊急性・災害状況を伝えるものとする。

（１）事前周知

不要な外出を控え、飛来物を取り除く呼びかけ・非常持ち出し品の確認の呼びかけを住民等に伝達する。

【伝達方法】同報無線・防災ほっとメール・市公式LINE

こちらは、広報こさいです。

現在、（台風〇号が接近して・集中豪雨が予想されて）おります。不要な外出を避け、家の周りの物を片づけるなど、（台風・大雨）に備えましょう。

また、いつでも避難できるように、必要なものを持ち出せる準備をしましょう。

（２）高齢者等避難

避難に時間のかかる方やその支援者に対して、以下のとおり伝達する。

【伝達方法】同報無線・防災ほっとメール・市公式LINE、緊急速報メール

こちらは、広報こさいです。

（台風〇号の接近、集中豪雨等）により大雨が予想されるため、洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

それ以外の方も、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

（３）避難指示

氾濫の危険性が高まった河川の周辺住民等に対して、以下のとおり伝達する。

ア．「レベル4土砂災害危険警報の発表に伴う避難指示」を発令している場合

【伝達方法】同報無線・防災ほっとメール・市公式LINE、緊急速報メール

こちらは、広報こさいです。

緊急放送、〇〇川の水位が上昇し、氾濫の危険性が高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。〇〇地区の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人 宅等に今すぐ避難してください。避難に危険を伴う場合は、建物の 2 階以上など安全な場所に避難し、命を守る行動をお願いします。

なお、土砂災害による避難指示も発令しているため、避難の際は土砂災害警戒区域をできるだけ避けて避難してください。

イ. 「レベル4土砂災害危険警報の発表に伴う避難指示」を発令していない場合

【伝達方法】同報無線・防災ほっとメール・市公式LINE、緊急速報メール

こちらは、広報こさいです。

緊急放送、〇〇川の水位が上昇し、氾濫の危険性が高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。〇〇地区の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人 宅等に今すぐ避難してください。避難に危険を伴う場合は、建物の 2 階以上など安全な場所に避難し、命を守る行動をお願いします。

なお、土砂災害が発生するおそれも高まっているため、避難する際には、土砂災害にも注意して避難してください。

（4）緊急安全確保

河川氾濫の発生など、命の危険がせまっていることを河川の周辺住民に対して緊迫感をもって以下のとおり伝達する。

【伝達方法】同報無線・防災ほっとメール・市公式LINE、緊急速報メール

こちらは、広報こさいです。

緊急放送、緊急放送、〇〇付近で、〇〇川が氾濫したため、〇〇地区に、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

命の危険がせまっています。命を守る最善の行動をとってください。

大至急、近くの高い場所や、屋内の高い場所に避難してください。

5 避難指示等の解除

避難指示等の解除について、以下のとおり定める。

（１）解除の基準

避難指示等の実施は、住民の安全を確保するため重要な事項である一方、社会活動への影響、多人数の移動の不自由など負担もあることから、災害の危険性或は気象状況等も踏まえ、避難指示等の解除の基準を定める。

下記の情報を総合的に判断し、解除する。

- ・ レベル4大雨危険警報が解除された場合
- ・ 対象河川の水位が十分に下がり、上流域の降雨がほとんど予想されない場合
- ・ 堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった場合

（２）伝達内容

避難指示等の解除について、以下のとおり伝達する。

ア. 「レベル4土砂災害危険警報の発表に伴う避難指示」を発令している場合

【伝達方法】同報無線+防災ほっとメール・市公式LINE

こちらは、広報こさいです。

レベル4大雨危険警報が解除された（河川氾濫の危険性が低くなった）ため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に発令していた「避難指示」は解除しました。

なお、引き続き、土砂災害による避難指示は発令されているため、注意してください。

イ. 「レベル4土砂災害危険警報の発表に伴う避難指示」を発令していない場合

【伝達方法】同報無線+防災ほっとメール・市公式LINE

こちらは、広報こさいです。

レベル4大雨危険警報が解除された（河川氾濫の危険性が低くなった）ため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に発令していた「避難指示」は解除しました。

なお、引き続き、土砂災害が発生するおそれも高まっているため、注意してください。

第5章 土砂災害

1 避難指示等を判断する情報

避難指示等を判断する情報として、気象庁が令和8年5月下旬から運用を開始する新たな防災気象情報の基準を適用し、以下のとおり定める。なお、令和8年2月時点で公表されている内容とする。

表5-1 防災気象情報（気象庁）

基準	
レベル5 土砂災害特別警報	土砂災害の発生確率がより高い状況を示す情報として発表基準を設定
レベル4 土砂災害危険警報	発表基準の設定方法は従来と同様。今後も基準値の検証を継続的に実施し、適宜改善を図る
レベル3 土砂災害警報	警戒レベル4相当情報の基準（レベル4基準）に到達すると予想される時刻からのリードタイムを3時間※確保して発表
レベル2 土砂災害注意報	雨による土砂災害への注意を広く呼び掛ける情報として、発表頻度やレベル4基準に到達するまでのリードタイムを考慮しつつ、災害捕捉率や発表頻度が現行の注意報と同等となるように発表基準を設定

※4～6時間先にレベル4基準に到達すると予想が可能な場合にも発表

2 避難指示等の対象とする地区

避難指示等を発令する地区を以下のとおり定める。

（1）対象箇所

以下の土砂災害警戒区域を対象とする。なお、区域の詳細は「湖西市地域防災計画・資料編4-3」に定める。

土砂災害警戒区域

- ・ 土石流 5箇所
- ・ 急傾斜地 224箇所
- 計 229箇所

（2）避難指示等の対象とする地区

避難指示等の対象とする地区を以下のとおり定める。

表5-2 対象地区

避難場所一覧【土砂災害・台風・洪水・高潮】					
自治会・町内会	土砂災害避難場所	住所	台風・洪水・高潮 避難場所	住所	
鷺津中学校区	表鷺津	表鷺津コミュニティ防災センター	鷺津2837	鷺津中学校体育館	鷺津629
	鷺津	鷺津コミュニティ防災センター	鷺津1163-2		
	河美	河原公民館	鷺津194-19		
		河原南集会所	古見1015-6		
		鷺津中学校体育館	鷺津629		
	古見	古見公会堂	古見895-6		
	川尻	川尻公会堂	吉美2798-4		
	市場	市場公会堂	吉美1570-1		
	山口	山口公会堂	山口151-2		
白須賀中学校区	坊瀬	坊瀬公民館	坊瀬161-1	白須賀中学校体育館	白須賀986
	白須賀第1	1区公民館	白須賀141-1		
		坂下公民館	白須賀725-1		
	白須賀第2	中丁公民館	境宿674-1		
		東丁公民館	白須賀408-2		
		宮本公民館	白須賀499-1		
		白須賀中学校体育館	白須賀986		
	白須賀第3	白須賀三区公会堂	白須賀4902		
	白須賀第4	南五子集会所	白須賀986		
間崎中学校区	白須賀第5	5区公会堂	白須賀3010-3	西部地域センター ※高潮浸水想定区域の指定はありません。	駅南2丁目4-1
		白須賀中学校体育館	白須賀986		
	白須賀第6	西長谷公会堂	白須賀2679-1		
	大森	土砂災害警戒区域はありません。			
	間崎	間崎公会堂	間崎1706		
	上ノ原	上ノ原公会堂	間崎709-10		
	南上の原第1	土砂災害警戒区域はありません。			
	南上の原第2	土砂災害警戒区域はありません。			
	南上の原第3	土砂災害警戒区域はありません。			
湖西中学校区	新所原	ふれあい会館	新所原3丁目5840-27	北部多目的センター	太田458-1
	梅田	西部地域センター	駅南2丁目4-1		
	新所	新所むつみ荘	新所6079-7		
		あさひ会館	新所3804-2		
	入出	入出集落センター	入出1799-2		
	神座	神座集落センター	神座116-1		
	太田	太田公民館	太田210-3		
		中尾平集会所	太田1250-189		
	青平	北部多目的センター	太田458-1		
新居中学校区	大知波	北部多目的センター	太田458-1	新居地域センター ※洪水浸水想定区域の指定はありません。	新居町浜名519-1
		大知波公会堂	大知波923-2		
	利木	利木集会所	利木164-4		
	横山	北部多目的センター	太田458-1		
	栄町	土砂災害警戒区域はありません。			
	向島	土砂災害警戒区域はありません。			
	新井天	土砂災害警戒区域はありません。			
	泉町	泉町公民館	新居町新居1314		
	船町	土砂災害警戒区域はありません。			
	徳町	土砂災害警戒区域はありません。			
	中町	中町公民館	新居町新居1391		
	中田町	土砂災害警戒区域はありません。			
	上田町	新居地域センター	新居町浜名519-1		
	高見	土砂災害警戒区域はありません。			
	西町	新居地域センター	新居町浜名519-1		
	内山	新居地域センター	新居町浜名519-1		
	柏原	土砂災害警戒区域はありません。			
	ベイリーフ	土砂災害警戒区域はありません。			
	港町	土砂災害警戒区域はありません。			
	ひばりヶ丘	土砂災害警戒区域はありません。			
	新居井天	土砂災害警戒区域はありません。			
	住吉西	土砂災害警戒区域はありません。			
	住吉東	土砂災害警戒区域はありません。			
	源太山	新居地域センター	新居町浜名519-1		
	日ヶ崎	日ヶ崎公民館	新居町浜名654-2		
	石磯				
	仙川	仙川公民館	新居町浜名1353		
	高師山	高師山公民館	新居町浜名1463-1		
	松山				
	大倉戸	大倉戸公民館	新居町浜名2237-1		
	郷南	中之郷南公民館	新居町中之郷3654-22		
	郷北	中之郷北公民館	新居町中之郷455-6		
	三ツ谷	三ツ谷公民館	新居町中之郷1047-1		
	あけぼの	あけぼの公民館	新居町中之郷3886		

※土砂災害警戒区域にお住まいの人は「土砂災害避難場所」へ、土砂災害警戒区域外にお住まいの人は校区の「台風・洪水・高潮避難場所」へ避難してください。

※洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域にお住まいの人は校区の「台風・洪水・高潮避難場所」へ避難してください。

3 避難指示等の発令の判断基準

避難指示等の発令の判断基準を以下のとおり定める。

(1) 配備体制及び配備基準

配備体制及び配備基準を以下のとおり定める。

表5-3 配備体制及び配備基準

配備体制	区分	配備基準
事前配備体制	対策室設置	・ レベル3土砂災害警報が発表された場合
第1次配備体制		・ 事前配備体制の情報等により、必要な対策班・人員の動員を実施した配備体制
第2次配備体制	対策部設置	・ レベル4土砂災害危険警報が発表された場合 ・ その他危機管理監が対応の必要性を認める場合
第3次配備体制	対策本部設置	・ レベル5土砂災害特別警報が発表された場合 ・ レベル4土砂災害危険警報が発表され、かつ市長が対応の必要性を認める場合 ・ その他市長が対応の必要性を認める場合

(2) 発令基準

「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の発令基準を以下のとおり定める。

表5-4 発令基準

【警戒レベル3】高齢者等避難
以下のいずれかに該当する場合、土砂災害警戒区域に対して「高齢者等避難」を発令する。 ・ 気象庁から「レベル3土砂災害警報」が発表され、かつ気象庁から継続的に強い降雨が予報される旨、県気象情報や記者会見等により周知された場合 ・ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】避難指示
以下のいずれかに該当する場合、土砂災害警戒区域に対して「避難指示」を発令する。 ・ 気象庁から「レベル4土砂災害危険警報」が発表された場合 ・ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合

【警戒レベル5】緊急安全確保

以下のいずれかに該当する場合、土砂災害警戒区域に対して「緊急安全確保」を発令する。

- ・ 気象庁から「レベル5土砂災害特別警報」が発表された場合
- ・ 土砂災害が発生した場合

4 避難指示等の伝達方法

「事前周知」、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」の伝達内容は、以下のとおり、緊急性・災害状況を伝えるものとする。

（1）事前周知

不要な外出を控え、飛来物を取り除く呼びかけ・非常持ち出し品の確認の呼びかけを住民等に伝達する。

【伝達方法】 同報無線・防災ほっとメール・市公式LINE

こちらは、広報こさいです。

現在、（台風〇号が接近して・集中豪雨が予想されて）おります。不要な外出を避け、家の周りの物を片づけるなど、（台風・大雨）に備えましょう。

また、いつでも避難できるように、必要なものを持ち出せる準備をしましょう。

（2）高齢者等避難

避難に時間のかかる方やその支援者に対して、以下のとおり伝達する。

【伝達方法】 同報無線・防災ほっとメール・市公式LINE、緊急速報メール

こちらは、広報こさいです。

（台風〇号の接近、集中豪雨等）により大雨が予想されるため、土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。避難に時間のかかる方や、その支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

それ以外の方も、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

（3）避難指示

土砂災害の危険性の高まりを土砂災害警戒区域の住民等に対して、以下のとおり伝達する。

ア. 「レベル4大雨危険警報の発表に伴う避難指示」を発令していない場合

【伝達方法】 同報無線・防災ほっとメール・市公式LINE、緊急速報メール

こちらは、広報こさいです。

緊急放送、市内に土砂災害が発生するおそれが高まったため、土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

なお、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

(また、〇〇地区・〇〇川の水位が上がっているため、避難する際には、洪水浸水想定区域をできるだけ避けて避難してください。)

イ. 先に「レベル4大雨危険警報の発表に伴う避難指示」を発令している場合

【伝達方法】同報無線・防災ほっとメール・市公式LINE、緊急速報メール

こちらは、広報こさいです。

緊急放送、市内に土砂災害が発生するおそれが高まったため、土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

なお、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

(また、〇〇地区・〇〇川の洪水浸水想定区域に対して、避難指示を発令しているため、避難する際には、洪水浸水想定区域を避けて避難してください。)

(4) 緊急安全確保

土砂災害の発生など、命の危険がせまっていることを対象地区の住民等に対して、緊迫感をもって以下のとおり伝達する。

【伝達方法】同報無線・防災ほっとメール・市公式LINE、緊急速報メール

こちらは、広報こさいです。

緊急放送、緊急放送、〇〇地区・〇〇付近で土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況にあるため、土砂災害警戒区域に対して、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

命の危険がせまっています。命を守る最善の行動をとってください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や、自宅内の部屋に移動するなど、ただちに身の安全を確保してください。

5 避難指示等の解除

避難指示等の解除について、以下のとおり定める。

(1) 解除の基準

避難指示等の実施は、住民の安全を確保するため重要な事項である一方、社会活動への影響、多人数の移動の不自由など負担もあることから、災害の危険性や気象状況等も踏まえ、避難指示等の解除の基準を定める。

下記の情報を総合的に判断し、解除する。

- ・ レベル4土砂災害危険警報が解除された場合

(2) 伝達内容

避難指示等の解除について、以下のとおり伝達する。

ア「レベル4大雨危険警報の発表に伴う避難指示」を発令していない場合

【伝達方法：同報無線+防災ほっとメール・市公式LINE】

こちらは、広報こさいです。
レベル4土砂災害危険警報が解除されたため、土砂災害警戒区域に発令していた「避難指示」を解除します。
なお、引き続きレベル3大雨警報は発表されているため、注意してください。

イ「レベル4大雨危険警報の発表に伴う避難指示」を発令している場合

【伝達方法：同報無線+防災ほっとメール・市公式LINE】

こちらは、広報こさいです。
レベル4土砂災害危険警報が解除されたため、土砂災害警戒区域に発令していた「避難指示」を解除します。
なお、引き続き〇〇地区・〇〇川の洪水浸水想定区域に避難指示を発令しているため、注意してください。

第6章 高潮災害

1 避難指示等を判断する情報

避難指示等を判断する情報として、気象庁が令和8年5月下旬から運用を開始する新たな防災気象情報の基準を適用し、以下のとおり定める。

なお、令和8年2月時点で公表されている内容とする。

表6-1 防災気象情報（気象庁）

基準	
レベル5高潮特別警報	浸水がすでに発生 or 切迫
レベル4高潮危険警報	浸水被害のおそれがある状況となる約6時間前までに発表
レベル3高潮警報	浸水被害のおそれがある状況となる約12時間前までに発表
レベル2高潮注意報	浸水被害のおそれがある状況となる約18時間前までに発表
早期注意情報	5日先までにレベル4相当の現象が予想される場合に「高」「中」の2段階で発表

2 避難指示等の対象とする地区

避難指示等を発令する地区を以下のとおり定める。

（1）対象とする区域

静岡県が水防法に基づき指定した高潮浸水想定区域とする。（R7.10.31指定）

（2）避難指示等の対象とする地区

避難指示等の対象とする地区を以下のとおり定める。

表6-2 避難指示等の対象地区

< 新居地区（町内会単位） >

地区	自主防災会（町内会）	避難場所
新居中央	栄町、向島、新弁天、泉町、船町、源太山	新居地域センター
柏原	柏原	
ベイリーフ	ベイリーフ	
新居南	港町、ひばりヶ丘、新居弁天	
住吉	住吉東、住吉西	
橋本	日ヶ崎、若磯、杣川、高師山	

西浜名	大倉戸、松山	
郷南郷北	郷南、郷北	

< 湖西地区（自治会単位） >

地区	自主防災会（自治会）	避難場所
鷺津東	表鷺津、鷺津、河美	鷺津中学校・体育館
鷺津西	古見、川尻、市場	
白須賀	白須賀第1・2・5	白須賀中学校・体育館
岡崎	岡崎	西部地域センター
新所	新所	北部多目的センター
入出	入出	
知波田	青平、大知波、利木、横山	

3 避難指示等の発令の判断基準

避難指示等の発令の判断基準を以下のとおり定める。

（１）配備体制及び配備基準

配備体制及び配備基準を以下のとおり定める。

表6-3 配備体制及び配備基準

配備体制	区分	配備基準
事前配備体制	対策室設置	・レベル3高潮警報が発表された場合
第1次配備体制		・事前配備体制の情報等により、必要な対策班・人員の動員を実施した配備体制
第2次配備体制	対策部設置	・レベル4高潮危険警報が発表された場合 ・その他危機管理監が対応の必要性を認める場合
第3次配備体制	対策本部設置	・レベル5高潮特別警報が発表された場合 ・レベル4高潮危険警報が発表され、かつ市長が対応の必要性を認める場合 ・その他市長が対応の必要性を認める場合

（２）発令基準

「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の発令基準を以下のとおり定める。

表6-4 配備体制及び配備基準

【警戒レベル3】高齢者等避難 以下のいずれかに該当する場合、高潮浸水想定区域に対して「高齢者等避難」を発令する。 ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、気象庁から、レベル5高潮特別警報発表の可能性のある旨、県気象情報や記者会見等により周知された場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】避難指示 基本的には、台風の暴風域等に入る前に避難指示が発令されていることを前提とし、以下のいずれかに該当する場合、高潮浸水想定区域に対して「避難指示」を発令する。 ・気象庁から「レベル4高潮危険警報」が発表された場合 ・海岸堤防の倒壊のおそれがある場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】緊急安全確保 以下のいずれかに該当する場合、高潮浸水想定区域に対して「緊急安全確保」を発令する。 ・気象庁から「レベル5高潮特別警報」が発表された場合 ・海岸堤防が倒壊した場合 ・高潮氾濫が発生した場合

4 避難指示等の伝達方法

「事前周知」、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」の伝達内容を以下のとおり定め、緊急性・災害状況を伝えるものとする。

（1）事前周知

不要な外出を控え、飛来物を取り除く呼びかけ・非常持ち出し品の確認の呼びかけを住民等に伝達する。

【伝達方法】同報無線・防災ほっとメール・市公式LINE

こちらは、広報こさいです。

現在、（台風〇号が接近して・集中豪雨が予想されて）おります。不要な外出を避け、家の周りの物を片づけるなど、（台風・大雨）に備えましょう。

また、いつでも避難できるように、必要なものを持ち出せる準備をしましょう。

（2）高齢者等避難

避難に時間のかかる方やその支援者に対して、以下のとおり伝達する。

【伝達方法】同報無線・防災ほっとメール・市公式LINE、緊急速報メール

こちらは、広報こさいです。

（台風口号の接近、集中豪雨等）により大雨が予想されるため、高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

避難に時間のかかる方や、その支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

それ以外の方も、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

（３）避難指示

高潮災害の危険性が高まったことを高潮浸水想定区域の住民等に対して、以下のとおり伝達する。

こちらは、広報こさいです。

緊急放送、市内に高潮被害が発生するおそれが高まったため、高潮浸水想定区域に対し、「避難指示」を発令しました。

高潮浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。なお、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、屋内の高いところに避難するなど、身の安全を確保してください。

（４）緊急安全確保

河川氾濫の発生など、命の危険がせまっていることを河川の周辺住民に対して緊迫感をもって以下のとおり伝達する。

【伝達方法】同報無線・防災ほっとメール・市公式LINE、緊急速報メール

こちらは、広報こさいです。

緊急放送、緊急放送、〇〇地区の〇〇付近で高潮災害が既に発生している可能性が極めて高い状況にあるため、高潮災害警戒区域に対して、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

命の危険がせまっています。命を守る最善の行動をとってください。

大至急、近くの安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

5 避難指示等の解除

避難指示等の解除について、以下のとおり定める。

（１）解除の基準

避難指示等の実施は、住民の安全を確保するため重要な事項である一方、社会活動への影響、多人数の移動の不自由など負担もあることから、災害の危険性や気象状況等も踏

まえ、避難指示等の解除の基準を定める。

下記の情報を総合的に判断し、解除する。

- ・ レベル4高潮危険警報が解除された場合
- ・ 浸水被害が発生した場合においては、住宅等での浸水が解消したとき

(2) 伝達内容

避難指示等の解除について、以下のとおり伝達する。

【伝達方法：同報無線+防災ほっとメール・市公式LINE】

こちらは、広報こさいです。

レベル4高潮危険警報が解除されたため、高潮浸水想定区域に発令していた「避難指示」を解除しました。

(なお、レベル3〇〇警報は引き続き発表されているので、注意してください。)

第7章 津波災害

1 避難指示等を判断する情報

湖西市津波避難計画第4章・3 津波情報の収集・伝達のとおり

2 避難指示等の対象とする地区

避難指示等を発令する地区を以下のとおり定める。

(1) 対象とする津波災害

本市は、南海トラフ巨大地震等の発生が想定されている地域で、平成25年6月37日に公表された「静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）」によれば、発生頻度は極めて低い、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波が発生した場合、想定津波高は最大15m、津波浸水区域は10.8 km²、津波による死者は約4,300人と想定されている。

(2) 避難指示等の対象とする地区

湖西市津波避難計画第1章・3 (2) 避難対象地域のとおり

(3) 市内の高台及び津波避難施設

湖西市地域防災計画・資料編 13-7 のとおり

3 避難指示等の発令の判断基準

(1) 配備体制等について

配備体制及び配備基準は、以下の表に示すとおり。

表7-1 配備体制及び配備基準

配備体制	区分	配備基準
事前配備体制	対策室設置	・ 津波注意報が発表された場合
第1次配備体制		・ 事前配備体制の情報等により、必要な対策班・人員の動員を実施した配備体制
第2次配備体制	対策部設置	・ 津波警報が発表された場合
第3次配備体制	対策本部設置	・ 大津波警報が発表された場合

(2) 避難指示等の発令基準

湖西市津波避難計画第5章 1 (1) 発令基準のとおり

4 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達内容について、以下のとおり定める。

(1) 注意喚起（津波注意報が発表された場合）

海水浴や釣りの他、マリンスポーツやレジャーなどは行わないことを注意喚起する。

【伝達方法：同報無線・防災ほっとメール・市公式LINE】

こちらは、広報こさいです。市役所からお知らせします。
現在、気象庁から津波注意報が発表されています。
海岸や河口付近には近づかないでください。様子を見に行かないでください。

(2) 避難指示（大津波警報又は津波警報が発表された場合※）

津波浸水想定区域の住民等に対し、直ちに津波避難場所や津波避難施設など、海岸から離れた安全な場所に避難するよう指示する。なお、大津波警報が発表された場合は、緊急性が伝わるように指示する。

【伝達方法：同報無線・防災ほっとメール・市公式LINE、緊急速報メール】

こちらは、広報こさいです。
緊急放送、大津波警報（または津波警報）が発表されたため、津波浸水想定区域に対して「避難指示」を発令しました。
ただちに、海岸や河口から離れ、高台や津波避難施設など、安全な場所に避難してください。

※震度4以上の強い地震を感じた場合、もしくは弱い地震であっても長時間にわたりゆっくりとした揺れを感じた場合で、市長が避難の必要を認めた場合を含む

(3) 避難指示（遠地津波により津波警報が発表された場合）

太平洋沿岸及び津波浸水想定区域における避難対象地域の住民等に対し、直ちに津波避難場所や津波避難施設など、海岸から離れた安全な場所に避難するよう指示する。

【伝達方法：同報無線・防災ほっとメール・市公式LINE、緊急速報メール】

こちらは、広報こさいです。
緊急放送、津波警報が発表されたため、太平洋沿岸と、新居・白須賀地区の津波浸水想定区域に対して、「避難指示」を発令しました。
ただちに、海岸や河口から離れ、高台や津波避難施設など、安全な場所に避難してください。

5 避難指示等の解除

避難指示等の解除について、以下のとおり定める。

(1) 避難指示等の解除の基準

湖西市津波避難計画第5章・1 (2) 避難指示の解除の基準のとお

（２）避難指示等解除の伝達

避難指示等解除の伝達は、以下のとおり伝達する。

ア．津波注意報（津波警報）の解除

【伝達方法：同報無線・防災ほっとメール・市公式LINE】

こちらは、広報こさいです。市役所からお知らせします。
気象庁から発表されていた津波注意報（津波警報）は、解除されました。
引き続き、海岸や河口付近での活動には、ご注意ください。

イ．津波警報から津波注意報にかわった場合

【伝達方法：同報無線・防災ほっとメール・市公式LINE】

こちらは、広報こさいです。市役所からお知らせします。
気象庁から発表されていた津波警報が、津波注意報に変わりました。
津波注意報が解除されるまでは、海岸や河口付近には近づかないでください。

3-2 湖西市津波避難計画

(令和8年3月 改訂)

第1章 総則

1 計画の目的

本計画は、南海トラフ巨大地震による津波の発生に備え、本市における避難対象地域や基本的な対応を策定することにより、市民や観光客等の人命を守るため、適切な避難行動の実施、並びに市民や各団体等の津波避難対策に資することを目的とする。

過去の津波災害の教訓を活かし、少しでも早く少しでも高いところへ避難することを基本とし、津波避難を補強するための対策を本計画の重点項目とする。

なお、本計画は、「湖西市津波防災地域づくり推進計画第2版」の内容を反映して作成している。

2 計画の修正

この計画は、被害想定や土地利用の条件、施設整備等の状況変化に合わせ、必要に応じて適宜修正を行う。

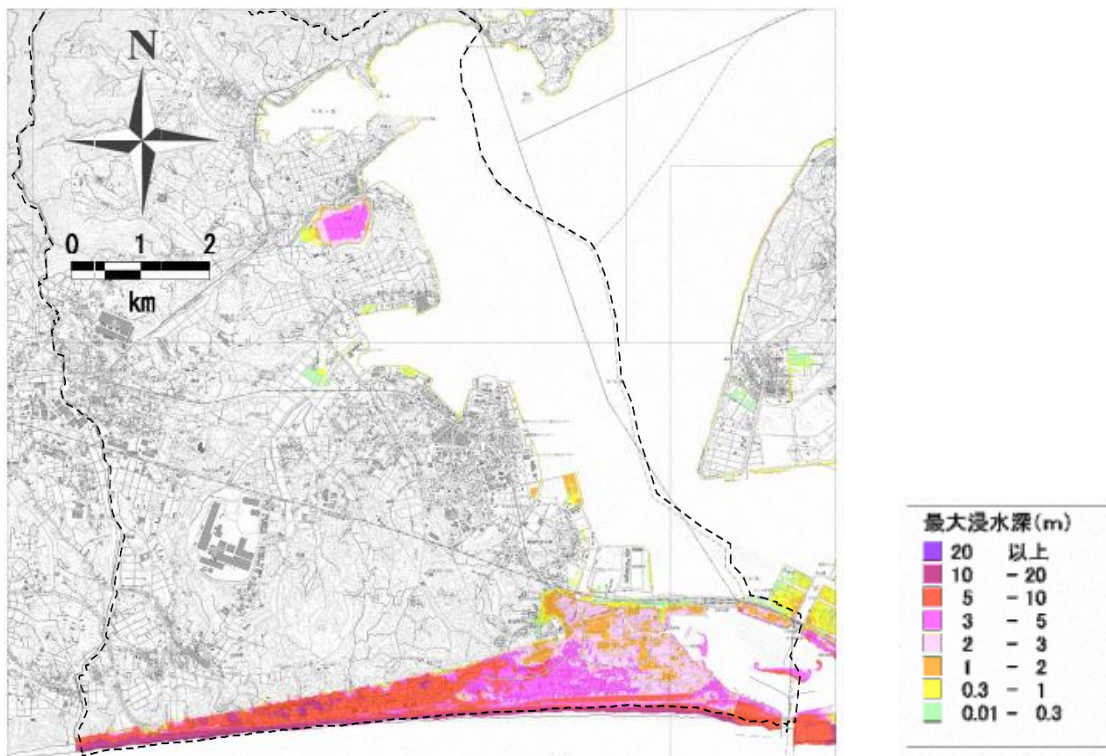
3 用語の説明

この計画において、使用する用語の意味を次のとおり示す。

(1) 津波浸水想定区域

津波浸水想定区域とは、静岡県第4次地震被害想定に基づき、最大クラスの津波を想定した南海トラフ巨大地震（レベル2）が発生した場合の津波浸水想定区域をいう。

津波浸水想定図（レベル2の地震：南海トラフ巨大地震）



出典：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）（平成25年6月）

(2) 避難対象地域

避難対象地域は、津波浸水想定区域のうち、特に避難が必要な東海道新幹線路以南の地域とし、市が範囲を定める。

ただし、東海道新幹線路以北の浜名湖岸の浸水想定区域、堤防決壊による浸水想定区域及び過去の安政東海地震による津波浸水区域等については、本計画の区域には含まない。なお、これらの区域についても浸水に対する注意が必要である。

市が範囲を定める地域となる自治会又は町内会は次のとおりである。

■ 新居地区（町内会単位）

地区	自治会	町内会
新居中部	新居中央	栄町、向島、新弁天、泉町、船町、俵町、中町 中田町、上田町、高見、西町、源太山、
	内山	内山
新居南部	柏原	柏原
	ベイリーフ	ベイリーフ
	新居南	港町、ひばりヶ丘、新居弁天
	住吉	住吉西、住吉東
浜名	橋本	日ヶ崎、若磯、杣川、高師山
	西浜名	松山、大倉戸
中之郷	郷南郷北	郷南

■ 白須賀地区（自治会単位）

- ・白須賀第1、白須賀第2、白須賀第5

(3) 避難経路

津波から避難する道路で、それぞれの場所から津波による浸水の恐れのない地域、避難施設、高台等へ安全に避難できる道路、私有地等をいう。

(4) 津波避難場所（高台）

津波の危険から避難するための高台をいう。

(5) 津波避難施設（A）

大人数を収容可能な津波避難タワー・津波避難ビル・マウント（命山）等、津波から一時若しくは緊急に避難する施設をいう。

(6) 津波避難施設（B）

小人数を収容可能な津波避難ビル等の施設をいう。

(7) 要配慮者

高齢者世帯、要介護者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れた外国人等といった災害時に一人で避難することが困難な住民をいう。

(8) 避難支援者

災害時に要配慮者の避難支援に協力する近隣住民等をいう。

(9) 指定避難所

災害によって居住場所を失った者又は居住場所に戻れない者が、避難生活を送る場所をいう。

No.	名称	住所	連絡先
1	湖西高等学校	鷺津1510-2	575-0511
2	鷺津小学校	鷺津670	576-0049
3	鷺津中学校	鷺津629	576-0032
4	白須賀小学校	白須賀5030	579-0330
5	白須賀中学校	白須賀986	579-0016
6	東小学校	新所680	578-1094
7	岡崎小学校	岡崎634-2	577-0003
8	岡崎中学校	岡崎587-2	577-2828
9	湖西中学校	太田135	578-0033
10	知波田小学校	大知波1144	578-0034
11	アメニティプラザ	吉美3294-48	573-0777
12	新居幼稚園	新居町新居1730	594-0249
13	新居小学校	新居町新居1770	594-0058
14	新居中学校	新居町中之郷1181	594-0004
15	県立浜名特別支援学校	新居町浜名1855-71	594-5658

第2章 住民の役割

津波から人的被害を出さないためには、強い地震の揺れを感じたら、住民一人ひとりが少しでも早く、少しでも高いところへ避難することが重要である。そのためには、津波に関する情報を積極的に取得し、正しく理解すると共に、それぞれの地区の津波避難計画に基づき避難することが必要不可欠である。

巨大地震の発生直後は、行政や消防も被害を受け、十分な機能を発揮できない。住民の一人ひとりが、「自分の命は自分で守る。自らの地域は皆で守る。」という自助共助の意識を持ち、住民自らが防災活動を実践していくことが何よりも重要である。

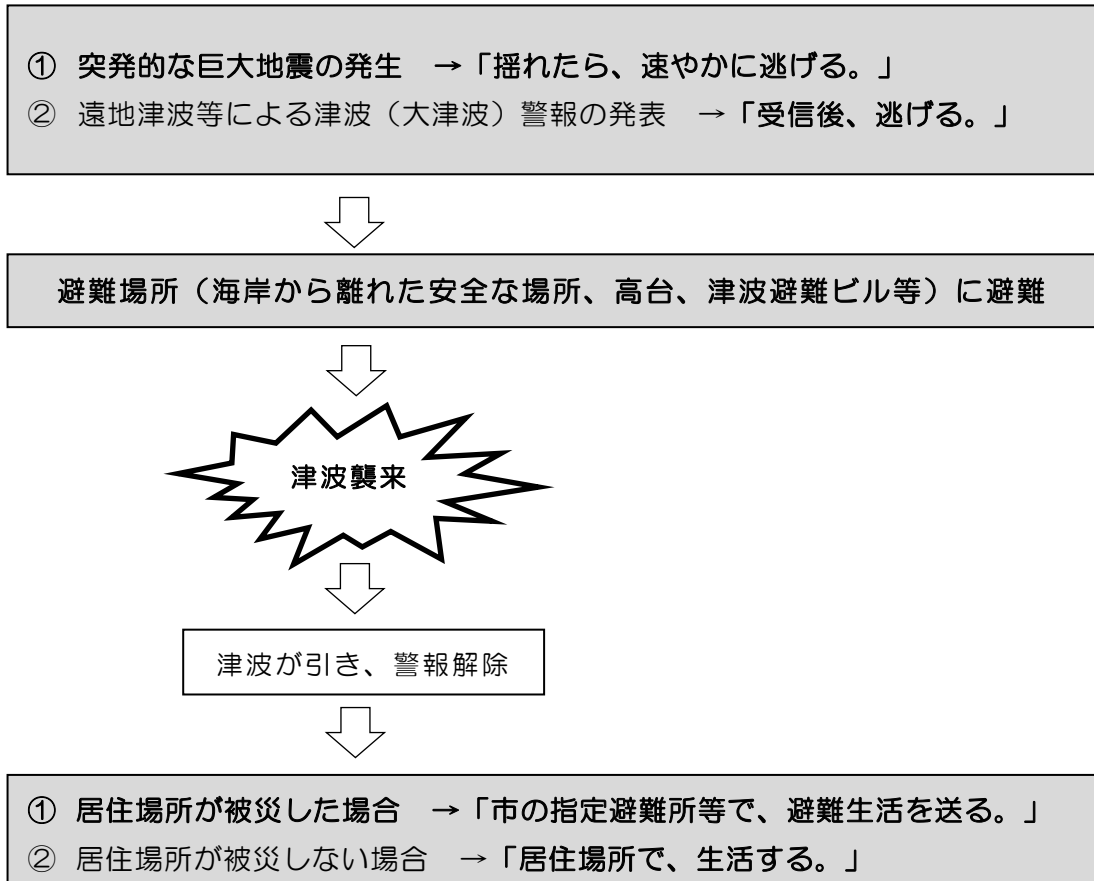
1 自助（自分の命は自分で守る）

(1) 「揺れたら逃げる」という意識の徹底

【津波避難の方法】

避難方法は、徒歩を基本とする。

【避難イメージ】



- (2) 住宅の耐震化
- (3) 家庭内の地震対策
- (4) 非常持ち出し品（懐中電灯を含む）・備蓄品等の備え

2 共助（自らの地域は皆で守る）

- (1) 自主防災会の活動
- (2) 積極的な訓練参加（総合防災訓練・地域防災訓練・夜間防災訓練等）
- (3) 要配慮者の支援

第3章 避難計画

巨大地震の発生直後、若しくは津波（大津波）警報発令直後は、少しでも早く少しでも高いところへ自主的に徒歩で避難することを基本とする。

避難は津波避難場所（高台）への避難を原則とし、津波避難場所（高台）への避難が

見込めない場合は津波避難施設（Ａ）への避難を行う。

但し、地震動により、津波避難場所（高台）や津波避難施設（Ａ）が利用できなくなる場合を考慮し、住民は緊急避難に有効な場所を日頃から確認しておくことも重要である。

また、津波避難場所（高台）や津波避難施設（Ａ）は、一時的な緊急避難場所であるため、居住場所が被災し、津波が引いた後も長期にわたり避難が必要な場合は、市の指定避難所等へ移動する。

第４章 初動体制

１ 市職員等の連絡・参集体制

（１）市職員・消防職員・消防団員

本市に震度４以上の地震を観測した場合、津波警報・大津波警報及び津波注意報が発表された場合の市職員等の連絡・参集体制は、「湖西市地域防災計画」、「湖西市災害対応マニュアル」に定める。

（２）自主防災会

自主防災会の連絡・参集体制は、自主防災会が定める。

２ 防潮水門等の閉鎖措置

（１）水防上注意を要する水門の位置

水門の位置は、下記のとおりである。

① 都田川水系	入出太田川	内浦排水樋門	（手動）
② 都田川水系	日の岡川	日の岡排水機場	（電動）
③ 都田川水系	浜名川	新居排水機場	（電動）
④ 都田川水系	浜名川	港町樋門	（電動）

（２）閉鎖措置

① 突発地震の発生等で、時間的な余裕がない場合

水門やその付属設備が、地震動による損傷や停電等の影響で、水門を開閉できない可能性が大であり、操作員の安全を確保するため、水門は閉鎖しない。

② 遠地津波等で、時間的な余裕がある場合

操作員の安全が確保されている場合に限り、河川の水流や水量、潮の干満、降雨量等を考慮し、河川の水門を下記のとおり閉鎖する。

【水門の閉鎖要領（原則）】

- ・ゲート付近に危険がないか確認後、水門を閉鎖する。
 - ・ゲートの全閉を確認後、河川から海岸への流入を考慮した分を少しだけ開放する。
- ※ 操作員は、水門により構造が異なるため、日頃から操作方法を熟知しておくこと。

3 津波情報の収集・伝達

(1) 津波予警報、津波情報

津波予警報の伝達系統及び伝達方法は、全国瞬時情報システム（J-ALERT）により、防災行政無線（同報系）を自動起動させ、住民へ緊急情報を伝達する。

津波に関する情報で特に住民へ広報を要する内容は、市職員が防災行政無線（同報系）、防災ほっとメール、市公式 LINE 及び緊急速報メールで住民へ緊急情報を伝達する。

【参考資料】

（気象庁ホームページから抜粋）

津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

【津波警報・注意報の種類】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにい
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		

報 *		5 m (3m<予想される津波の最大波 の高さ≤5m)		る人は、ただちに高 台や避難ビルなど安 全な場所へ避難して ください。
津 波 警 報	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで1 mを 超え、3 m以下の 場合。	3 m (1m<予想される津波の最大波 の高さ≤3m)	高い	標高の低いところで は津波が襲い、浸水 被害が発生します。 人は津波による流れ に巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにい る人は、ただちに高 台や避難ビルなど安 全な場所へ避難して ください。
津 波 注 意 報	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで0. 2 m以上、1 m以下 の場合であって、 津波による災害の おそれがある場 合。	1 m (0. 2m≤予想される津波の最大 波の高さ≤1m)	(表記し ない)	海の中では人は速い 流れに巻き込まれ、 また、養殖いかだが 流失し小型船舶が転 覆します。 海の中にいる人はた だちに海から上がっ て、海岸から離れて ください。

* 大津波警報は「特別警報」に位置付けています。

津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表します。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される岸での津波の到時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

発表される場合	内容
0. 2m未満の海面	高いところでも0. 2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特

変動が予想されたとき	段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(2) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)

緊急地震速報や武力攻撃に関する有事情報など、対処に時間的余裕のない緊急情報が国から人工衛星を介して送信され、これを市が受信し、防災行政無線（同報系）を自動的に起動することにより、住民へ 24 時間体制で緊急情報を伝達するシステムである。

■ 緊急情報が放送されるまで（流れ）

- ① 内閣官房や気象庁が緊急事態の発生を把握



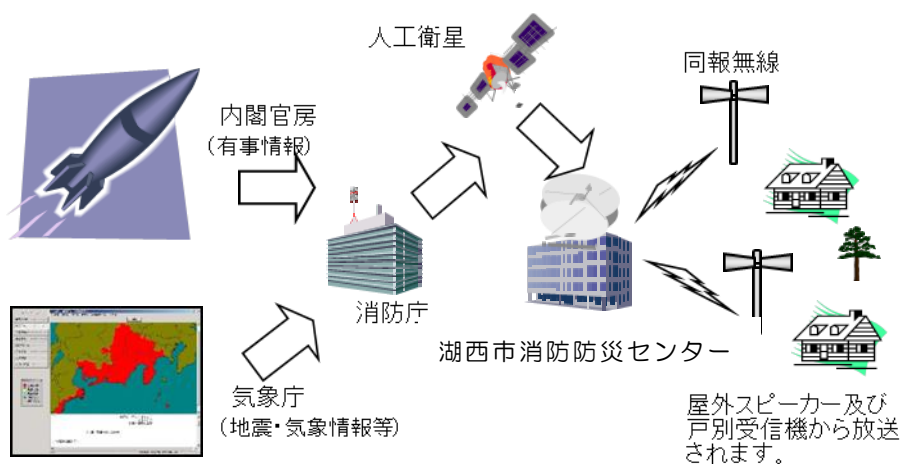
- ② 緊急事態を消防庁へ情報伝達



- ③ 消防庁が通信衛星を経由して緊急情報を全国に配信



- ④ 防災行政無線（同報系）が自動的に起動し、緊急情報を放送



■ 緊急情報の放送内容

受信情報	警報音等	放送内容
緊急地震速報	NHKチャイム	「大地震（おおじしん）です。大地震です。」
弾道ミサイル情報	有事サイレン (14 秒)	「ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」
震度速報 (震度 4 以上)	上り 4 音 チャイム	「震度〇の地震が発生しました。火の始末をして下さい。テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動して下さい。」
大津波警報	消防サイレン 3 秒吹鳴 2 秒休 ×3 回	「大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。」
津波警報	消防サイレン 5 秒吹鳴 6 秒休 ×2 回	「津波警報が発表されました。海岸付近の方は避難してください。」
気象警報	上り 4 音 チャイム	「当地域に〇〇警報がでました。今後の気象情報に注意してください。」

発表中のそれぞれの放送内容は、3 回繰り返した後、「こちらは広報こさいです。」
「（下り 4 音チャイム）」が鳴り放送を終了します。

- ※ 1 気象庁は、「南海トラフ地震に関する情報」の運用開始に伴い、平成 29 年 11 月から「東海地震に関する情報」の発表は行っていません。
- ※ 2 緊急地震速報は大規模地震（震度 4 以上）が発生した際に、強い揺れを事前にお知らせしますが、震源が近い場合は間に合わないことがあります。
- ※ 3 NHK チャイムの音は NHK の緊急地震速報のサイトで視聴することができます。
(<https://www.nhk.or.jp/sonae/bousai/index.html>)
- ※ 4 有事サイレンの音は内閣官房の国民保護ポータルサイトで聴くことができます。
(<https://www.kokuminhogo.go.jp/>)

■ 緊急情報が放送された場合における住民の対応

情報種別	住民の対応
緊急地震速報	地震が来る数秒前の放送のため、直ちに身の安全を確保して、危険な場所から遠ざかってください。 沿岸地域は、津波が襲来する可能性がありますので、高台や高い建物などへ避難してください。
弾道ミサイル、航空攻撃、ゲリラ攻撃、大規模テロ情報	家の中に避難し、テレビやラジオから詳しい情報を得るとともに、市役所からの情報に注意してください。

- ※ 地震発生サイレンは鳴りませんので、大きな揺れを感じたら行動を開始してください。

■ キャンセル放送について

全国瞬時警報システムは、消防庁が送信した情報を受信し、自動で市の防災行政無線（同報系）を起動させて放送するため、誤報などの可能性もありますが、その場合には自動的に訂正放送を行います。

第5章 避難情報の発令

1 発令基準

避難指示の発令基準及び解除基準を次のとおり定める。

（1）避難指示の発令基準

① 気象庁から「**大津波警報**」が発表された場合

- ・市長は津波浸水想定区域の住民等に対し、直ちに津波避難ビル、高台、海岸から離れた安全な場所に避難するよう指示する。

② 気象庁から「**津波警報**」が発表された場合、または**強い地震（震度4程度以上）**を感じた場合、もしくは**弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れ**を感じた場合、市長が避難の必要を認めた場合

- ・津波浸水想定区域の住民等に対し、直ちに津波避難場所（高台）や津波避難施設（A）など、海岸から離れた安全な場所に避難するよう指示する。

③ 遠地津波により気象庁から「**津波警報**」が発表された場合

- ・太平洋沿岸及び津波浸水想定区域における避難対象地域の住民等に対し、直ちに津波避難場所（高台）や津波避難施設（A）など、海岸から離れた安全な場所に避難するよう指示する。

④ 気象庁から「**津波注意報**」が発表された場合

- ・海水浴や釣りのほかマリンスポーツやレジャーなどは行わないことを注意喚起する。

⑤ 気象庁から「**南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**」が発表され、国から指示が発せられた場合

- ・事前避難対象地域※内の住民等に対して避難するよう指示する。

※地域の実情等を踏まえ、以下の2種類に区分する。

<住民事前避難対象地域>

- ・市の津波避難施設等の整備状況や避難訓練実施状況等を踏まえ、設定しないものとする。

<高齢者等事前避難対象地域>

- ・津波浸水想定区域における避難対象地域

(2) 避難指示の解除の基準

大津波・津波警報又は津波注意報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。

2 発令の時期及び手順

避難指示の発令は、市長が基準に該当する事態を認知したのち、直ちに行う。

市長が不在、或いは連絡がとれない場合は、副市長、危機管理監、危機管理課長の順位でこれを代行する。

3 伝達方法

避難指示の発令の住民等への伝達方法は、防災行政無線（同報系）、防災ほっとメール、市公式 LINE 及び緊急速報メールを原則とし、津波の到着予想時刻までに時間的な余裕がある場合に限り、広報車を活用する。

第6章 要配慮者、観光客等の避難対策

1 要配慮者の避難対策

(1) 市の対応

要配慮者に関する情報は、可能な範囲内で地元自主防災会に提供する。

ただし、情報提供は、承諾してくれた要配慮者の内容に限る。

(2) 自主防災会の対応

地元自主防災会は、避難対象地域内における要配慮者の現状把握に努めるとともに、「自らの地域は皆で守る。」という共助の意識を啓発し、避難行動を支援するよう啓発する。

ただし、地震発生直後に要配慮者が見あたらない場合、避難支援者は速やかに自身の避難活動を開始する。

(3) 市と自主防災会等の連携した対応

津波浸水想定区域内の避難行動要支援者を対象として一人ひとりの状況に合わせた個別避難計画の作成を進める。

また、避難行動要支援者の自宅から避難場所までの避難経路を自治会や民生委員、サポーター等と一緒に確認する「ひなんさんぽ」の取組を進め、個別避難計画の作成に結び付ける。

2 観光客等の避難対策

市は、地元自主防災会、商工会、観光協会等の関係団体と共同で、避難場所が記載された防災マップを閲覧又は配布できるように努める。また、海水浴場などに避難路

看板、海拔表示等を計画的に設置し、有事の際には観光客、釣り客等が迷うことなく、避難場所へ緊急避難できるように周知する。

第7章 津波に対する教育・啓発及び訓練の実施

1 津波に対する教育・啓発

市は、自主防災会を対象とした研修会や地域防災指導員や危機管理課・消防職員による出前講座を積極的に開催し、津波に関する基礎的な知識や地区の災害特性の理解、応急対策、避難等について住民に啓発活動を行う。

【重点項目】

- ・強い地震（震度4以上）を感じた場合、若しくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、避難指示を待たず、直ちに避難場所に緊急避難する。
- ・自主防災会が中心となり、地区の災害特性に応じた地区防災計画の作成を推進する。

2 津波避難訓練の実施

市及び避難対象地域の自主防災会は、円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、年1回以上、津波避難訓練又は津波情報等の伝達訓練を実施するように努める。また、実施後は、検討会等を実施し、問題点の検証を行う。

【重点項目】

- ・訓練参加者に、個人のスマートフォンに専用のアプリケーションをインストールしてもらい、自宅から避難場所までの避難時間や移動速度、避難経路などのデータを取得し、収集されたデータの集計・分析を行う。結果については、地区の防災計画見直しや防災活動に活用し、地域の実情に即した実効性の高い避難体制の構築につなげる。

第8章 津波避難可能エリア

1 津波避難可能エリアの基準

津波避難場所（高台）及び津波避難施設（A）ごとの津波避難可能エリアを、次の基準により定める。

- ① 避難速度は徒歩により 0.62m/s とする。
- ② 避難開始時刻は発災時から 5 分後とする。
- ③ 各津波避難場所（高台）及び津波避難施設（A）への避難可能時間は、各津波避難場所（高台）及び津波避難施設（A）への津波到達時間から求める。
- ④ 避難距離は実際に避難経路を歩行した距離とする。
- ⑤ 避難経路は、湖岸や河川沿いの堤防上を極力避けて設定する。

- ⑥ 津波避難場所（高台）を避難のための第一目標とするが、津波避難場所（高台）への時間内避難が不可能な地域においては、津波避難施設（A）を目標として設定する。
- ⑦ 津波避難施設（B）は、津波避難場所（高台）または津波避難施設（A）への避難が困難な場合に、やむを得ず避難するための施設とし、本計画において津波避難可能エリアを定めない。
- ⑧ 津波避難場所（高台）及び津波避難施設（A）が必要とする高さは、基準水位に1mを加えた高さとし、津波避難タワーにおいては最低でも7mの高さを確保する。

2 津波避難可能エリアの範囲

津波避難場所（高台）及び津波避難施設（A）の津波避難可能エリアは、別図のとおりとする。

各津波避難場所（高台）及び津波避難施設（Ａ）の一覧					
	No.	名称		No.	名称
津波避難場所（高台）	H01	中之郷浄水場前（道路）	津波避難場所（高台）	H31	（有）丸伸製作所 西（道路）
	H02	市立新居中学校（校庭）		H32	（有）丸伸製作所 西（道路）
	H03	市立新居中学校（校庭）		H33	浜名湖ＣＣ取付道路
	H04	新福寺		H34	浜名湖ＣＣ取付道路
	H05	泉町公民館		H35	清正公大神社前（畑ほか）
	H06	市立新居中学校（校庭）		H36	元町東公民館西（道路）
	H07	市立新居中学校（校庭）		H37	神明神社内宮
	H08	市立新居中学校（校庭）		H38	分教場跡地（畑ほか）
	H09	中町遊園地		H39	蔵法寺（駐車場ほか）
	H10	浜名湖ユースホテル跡地		H40	旧東海道
	H11	浜名湖ユースホテル跡地		H41	道の駅東側
	H12	鷺栖院		H42	道の駅西側
	H13	鷺栖院		H43	白須賀第５北側斜面
	H14	市立新居小学校（校庭）		H44	白須賀第５北側斜面
	H15	源太ノ山		H45	白須賀第５北側斜面
	H16	源太ノ山		H46	上田町地区命山
	H17	源太ノ山	津波避難施設（Ａ）	B01	県立新居高等学校
	H18	市立新居小学校（校庭）		B02	イオ インダストリー（株）
	H19	市立新居小学校（校庭）		B03	COSTA浜名湖
	H20	市立新居小学校（校庭）		B04	特別養護老人ホーム燦光
	H21	鷺栖院		B05	ビューテック（株）新居工場
	H22	若宮八幡宮		B06	新居雇用促進住宅１，２
	H23	愛宕山周辺		B07	市営松山住宅Ａ～Ｃ
	H24	北山法面		B09	新居地域センター
	H25	天神社		B10	新居跨線橋※
	H26	内山公民館		B11	㈱紀和産業
	H27	県立浜名特別支援学校		T01	わんぱくランド津波避難タワー
	H28	東新寺		T02	日ヶ崎地区津波避難タワー
	H29	東新寺		M01	住吉地区命山（おたすけ山）
	H30	恵比寿神社北（道路）		T03	高師山地区津波避難タワー
				M02	上田町地区命山

※新居跨線橋撤去工事により通行止めとなるため、令和8年4月1日をもって対象施設から除外する。

別図省略

4 災害危険区域

4-1 土石流危険渓流

(土木課)

(令和8年1月1日現在)

河川名	渓流名	字	保全対象		流域面積 (km ²)	区分
			人家戸数	公共施設等		
都田川	横山沢	横山	42	0	0.02	I
都田川	大谷沢	横山	7	2	0.03	I
入出太田川	新所・岡崎・梅田入 会地沢A	梅田	152	1	0.05	I
入出太田川	神座沢B	太田	1	0	0.05	II
入出太田川	神座沢C	太田	0	0	0.11	III

土石流危険渓流等の定義（静岡県地域防災計画資料編より）

土石流の発生の危険があり、人家に被害を及ぼす恐れのある渓流を「土石流危険渓流」とし、これに人家はないものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流（一定の要件を満たしたもの）を含めたものを「土石流危険渓流等」とした。

土石流危険渓流等は人家戸数により以下に区分する。

- ① 人家5戸以上等（5戸未満であっても、官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設がある場合を含む）の渓流…（土石流危険渓流I）
- ② 家1～4戸の渓流…（土石流危険渓流II）
- ③ 家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流…（土石流危険渓流に準ずる渓流III）

4-2 急傾斜地崩壊危険区域

(土木課)

箇所名	大字	地形			人家	公共的 建物	危険度		適要
		傾斜度	長さ	高さ			降雨	地震	
元町	白須賀	37	250	43	19		A	B	H29.1.10指定 白須賀宿北A
潮見坂	白須賀	40	250	12	7		A	A	55.8.5 指定
鵜殿山	鷺津	40	300	13	38		A	A	56.2.20 指定
神明	新所	41	750	21	70		A	A	神明 60.3. 12 指定
中岡	新所						A	A	中岡 56.2. 20 指定
入出1	入出	36	400	15	28		A	A	48.2.2 指定

箇所名	大字	地形			人家	公共的 建物	危険度		適要
		傾斜度	長さ	高さ			降雨	地震	
入出 2	入出	35	300	8	24		A	B	(No.2) 53. 3. 28 指定 (No.3) 53. 10. 6 指定
大倉戸 1	新居町 浜名	40	120	42	5		A	A	48. 2. 2 指定
大倉戸 2	新居町 浜名	37	150	43	9		A	A	62. 5. 19 指定
上田町	新居町 浜名	35	200	17	6	幼稚園	A	A	62. 5. 19 指定
上田町 2	新居町 浜名	23	320	23	2	幼稚園	A	A	H28. 3. 1 指定
内山 2	新居町 浜名	40	70	13	0		A	A	58. 11. 1 指定
新居 源太山	新居町 新居	43	224	21. 1	24		-	-	R6. 8. 23 指定

4-3 土砂災害警戒区域指定箇所

(土木課)

	指定年月日	告示 番号	区域名	区域 指定		急傾斜地崩壊危険箇所	
				イエ ロー	レ ッド	危険箇所番 号	箇所名
1	H20. 3. 28	324	大倉戸	○		111- I -2556 111- I -2557	大倉戸 (1) 大倉戸 (2)
2	H20. 3. 28	324	炭焼No.2	○		111- I -2565	内山 (2)
3	H20. 3. 28	324	浜名養護	○	○	111- I -3992	松山
4	H21. 3. 23	270	浜名諏訪山	○	○	111- I -2558	松山
5	H21. 3. 23	270	浜名高師山	○	○	111- I -2559 111- II -5413 111- II -5414	高師山 高師山 (A) 高師山 (B)
6	H22. 3. 30	290	内山北山A	○	○	111- I -2563	内山 (1)

	指定年月日	告示 番号	区域名	区域 指定		急傾斜地崩壊危険箇所	
				イエ ロー	レ ッド	危険箇所番 号	箇所名
7	H22. 3. 30	290	内山馬黒谷	○	○	111-Ⅱ-5411	内山 (B)
8	H22. 3. 30	290	内山北山B	○	○	111-Ⅱ-5412	内山 (C)
9	H22. 11. 19	773	入出白木	○	○	111-Ⅰ-3977	入出
10	H22. 11. 19	773	入出高山A	○	○	111-Ⅱ-5326	高山 (A)
11	H22. 11. 19	773	入出高山B	○	○	111-Ⅱ-5327	高山 (B)
12	H22. 11. 19	773	入出高山C	○	○	111-Ⅱ-5328	高山 (C)
13	H22. 11. 19	773	入出宇津山A	○	○	111-Ⅱ-5329	宇津山 (A)
14	H22. 11. 19	773	入出宇津山B	○	○	111-Ⅱ-5330	宇津山 (B)
15	H22. 11. 19	773	入出宇津山C	○	○	111-Ⅱ-5331	宇津山 (C)
16	H22. 11. 19	773	入出村前	○	○	111-Ⅱ-5332	総木戸 (A)
17	H22. 11. 19	773	入出虫喰	○	○	111-Ⅱ-5333	総木戸 (B)
18	H22. 11. 19	773	入出恩名河原	○	○	111-Ⅲ-1044	ヤマハマリ-ナ浜名 湖
19	H22. 11. 19	773	入出姥欠	○	○	111-Ⅲ-1045	姥欠
20	H22. 11. 19	773	入出城山	○	○	111-Ⅲ-1046	山崎
21	H22. 11. 19	773	神明入江中岡	○	○	111-Ⅰ-2550	神明中岡
22	H22. 11. 19	773	新所大口A	○		111-Ⅰ-3978	新所 (1)
23	H22. 11. 19	773	新所大谷	○	○	111-Ⅱ-5337	大谷
24	H22. 11. 19	773	新所東山A	○	○	111-Ⅱ-5339	東山 (B)
25	H22. 11. 19	773	新所東山B	○	○	111-Ⅱ-5340	東山 (C)
26	H22. 11. 19	773	新所東山C	○	○	111-Ⅲ-1047	女河浦海水 浴場
27	H22. 11. 19	773	新所板屋	○	○	111-Ⅱ-5341	日の岡
28	H22. 11. 19	773	新所二ノコA	○	○	111-Ⅱ-5342	大坪 (A)
29	H22. 11. 19	773	新所岡A	○	○	111-Ⅱ-5343	大坪 (B)
30	H22. 11. 19	773	新所岡B	○	○	111-Ⅱ-5344	大坪 (C)
31	H22. 11. 19	773	新所東岡	○	○	111-Ⅱ-5345	東岡
32	H22. 11. 19	773	新所赤松	○	○	111-Ⅲ-1048	赤松 (a)
33	H22. 11. 19	773	新所大口B	○	○	111-Ⅲ-1049	赤松 (b)
34	H22. 11. 19	773	新所二ノコB	○	○	111-Ⅲ-1051	梅の木坂

	指定年月日	告示 番号	区域名	区域 指定		急傾斜地崩壊危険箇所	
				イエ ロー	レ ッド	危険箇所番 号	箇所名
35	H22. 11. 19	773	白須賀道間ヶ谷	○	○	111-I-2534	新町
36	H22. 11. 19	773	白須賀元宿	○	○	111-I-2536	坂下
37	H22. 11. 19	773	潮見坂	○	○	111-I-2537	潮見坂
38	H22. 11. 19	773	白須賀井戸ヶ谷	○	○	111-II-5400	汐見坂
39	H22. 11. 19	773	白須賀菱池	○	○	111-III-1062	汐見坂
40	H22. 11. 19	773	白須賀宿北A	○	○	111-I-2535 111-II-5405	元町 元町 (C)
41	H22. 11. 19	773	白須賀宿北B	○	○	111-II-5401 111-III-1063	宿北 宿南 (d)
42	H22. 11. 19	773	白須賀宿北C	○	○	111-II-5402	元町 (A)
43	H22. 11. 19	773	白須賀宿北D	○	○	111-II-5403	元町 (B)
44	H22. 11. 19	773	白須賀宿北E	○	○	111-II-5404	元町北
45	H22. 11. 19	773	白須賀宿北F	○	○	111-III-1064	宿北
46	H23. 3. 29	325	伝馬町	○	○	111-I-2538	伝馬町
47	H23. 3. 29	325	鵜殿山	○	○	111-I-2545	鵜殿山
48	H23. 3. 29	325	広谷西	○	○	111-I-2546	広谷 (1)
49	H23. 3. 29	325	広谷東	○	○	111-I-2547	広谷 (2)
50	H23. 3. 29	325	笠子住宅西	○	○	111-I-3991	宿北
51	H23. 3. 29	325	尻枝北	○	○	111-II-5377 111-II-5378	栄町 (A) 栄町 (B)
52	H23. 3. 29	325	尻枝南	○		111-II-5379	栄町 (C)
53	H23. 3. 29	325	谷上	○	○	111-II-5380	栄町 (D)
54	H23. 3. 29	325	白須賀西町	○	○	111-II-5391 111-II-5392	宿北 (A) 宿北 (B)
55	H23. 3. 29	325	若葉台	○	○	111-II-5393	宿北 (C)
56	H23. 3. 29	325	西長谷	○	○	111-II-5394	西長谷
57	H23. 3. 29	325	長谷向側A	○	○	111-II-5395	宿根 (A)
58	H23. 3. 29	325	長谷向側B	○	○	111-II-5396 111-III-1059	宿根 (B) 宿南 (a)
59	H23. 3. 29	325	長谷向側C	○	○	111-II-5397	宿根 (C)
60	H23. 3. 29	325	潮見坂上南A	○		111-II-5398	宿南 (A)
61	H23. 3. 29	325	潮見坂上南B	○	○	111-II-5399	宿南 (B)

	指定年月日	告示 番号	区域名	区域 指定		急傾斜地崩壊危険箇所	
				イエ ロー	レ ッド	危険箇所番 号	箇所名
62	H23. 3. 29	325	笠子神社西	○	○	111-Ⅲ-1054	宿北 (a)
63	H23. 3. 29	325	笠子住宅東	○	○	111-Ⅲ-1055	宿北 (b)
64	H23. 3. 29	325	長谷向側D	○	○	111-Ⅲ-1060	宿南 (b)
65	H24. 3. 30	327	吉美市場A	○	○	111-Ⅰ-2539	市場
66	H24. 3. 30	327	古見宮ノ谷A	○	○	111-Ⅰ-2541	川尻
67	H24. 3. 30	327	古見殿田A	○	○	111-Ⅰ-2542	殿田
68	H24. 3. 30	327	鷺津松本B	○	○	111-Ⅰ-2544	松本
69	H24. 3. 30	327	古見北ノ谷	○	○	111-Ⅰ-3019	北ノ谷
70	H24. 3. 30	327	古見大沢	○	○	111-Ⅰ-3020	椎ノ木鼻 (2)
71	H24. 3. 30	327	岡崎後田面A	○	○	111-Ⅰ-3980	月見ヶ岡 (1)
72	H24. 3. 30	327	岡崎後田面B	○	○	111-Ⅰ-3981	月見ヶ岡 (2)
73	H24. 3. 30	327	吉美前田A	○	○	111-Ⅰ-3987	吉美 (6)
74	H24. 3. 30	327	鷺津後庵A	○	○	111-Ⅰ-3988	河原・中
75	H24. 3. 30	327	鷺津後庵B	○	○	111-Ⅰ-3989	河原・南
76	H24. 3. 30	327	古見殿田B	○	○	111-Ⅰ-3990	上田
77	H24. 3. 30	327	吉美筒川A	○	○	111-Ⅱ-5352	筒川
78	H24. 3. 30	327	吉美市場B	○	○	111-Ⅱ-5353	市場 (A)
79	H24. 3. 30	327	吉美市場C	○	○	111-Ⅱ-5354	市場 (B)
80	H24. 3. 30	327	吉美前田B	○	○	111-Ⅱ-5355	向田
81	H24. 3. 30	327	鷺津後庵C	○	○	111-Ⅱ-5372 111-Ⅱ-5373	河原中 (A) 河原中 (B)
82	H24. 3. 30	327	鷺津後庵D	○	○	111-Ⅱ-5374	河原南 (A)
83	H24. 3. 30	327	鷺津後庵E	○	○	111-Ⅱ-5375	河原南 (B)
84	H24. 3. 30	327	鷺津後庵F	○	○	111-Ⅱ-5376	河原南 (C)
85	H24. 3. 30	327	古見茶屋松	○	○	111-Ⅱ-5381	下町
86	H24. 3. 30	327	古見高田	○	○	111-Ⅱ-5382	後庵 (A)
87	H24. 3. 30	327	鷺津後庵G	○	○	111-Ⅱ-5383	後庵 (B)
88	H24. 3. 30	327	古見宮ノ谷C	○	○	111-Ⅱ-5385	郷土

	指定年月日	告示 番号	区域名	区域 指定		急傾斜地崩壊危険箇所	
				イエ ロー	レ ッド	危険箇所番 号	箇所名
89	H24. 3. 30	327	古見椎ノ木鼻	○	○	111-Ⅱ-5386	椎ノ木鼻
90	H24. 3. 30	327	吉美前田 C	○	○	111-Ⅱ-5387	宮後
91	H24. 3. 30	327	坊瀬丸田 B	○	○	111-Ⅱ-5389	大坪ヶ谷 (B)
92	H24. 3. 30	327	坊瀬前田	○	○	111-Ⅱ-5390	前田
93	H24. 3. 30	327	吉美筒川 B	○	○	111-Ⅲ-1052	筒川 (a)
94	H24. 3. 30	327	坊瀬丸田 C	○	○	111-Ⅲ-1056	丸田
95	H24. 3. 30	327	吉美川尻	○	○	111-Ⅰ-3985	吉美 (4)
96	H25. 3. 29	337	鷺津松本 C	○	○	111-Ⅰ- 2542(1)	鷺津松本 C
97	H25. 3. 29	337	鷺津松本 A	○	○	111-Ⅰ-2543	馬黒
98	H25. 3. 29	337	吉美川尻 A	○	○	111-Ⅰ-3982	吉美 (1)
99	H25. 3. 29	337	吉美川尻 B	○	○	111-Ⅰ-3983	吉美 (2)
100	H25. 3. 29	337	吉美川尻 C	○	○	111-Ⅰ-3984	吉美 (3)
101	H25. 3. 29	337	吉美川尻 E	○	○	111-Ⅱ-5357	川尻 (B)
102	H25. 3. 29	337	吉美川尻 F	○	○	111-Ⅱ-5358	川尻 (C)
103	H25. 3. 29	337	吉美川尻 G	○	○	111-Ⅱ-5359	川尻 (D)
104	H25. 3. 29	337	吉美川尻 H	○	○	111-Ⅱ-5360 111-Ⅱ-5361	川尻 (E) 川尻 (F)
105	H25. 3. 29	337	吉美川尻 J	○	○	111-Ⅱ-5362	川尻 (G)
106	H25. 3. 29	337	吉美川尻 K	○	○	111-Ⅱ-5363	川尻 (H)
107	H25. 3. 29	337	吉美川尻 L	○	○	111-Ⅱ-5364	川尻 (I)
108	H25. 3. 29	337	吉美川尻 M	○		111-Ⅱ-5365	川尻 (J)
109	H25. 3. 29	337	吉美川尻 N	○	○	111-Ⅱ-5366	川尻 (K)
110	H25. 3. 29	337	山口北野	○	○	111-Ⅱ-5367	山口 (A)
111	H25. 3. 29	337	吉美山口	○	○	111-Ⅱ-5368	山口 (B)
112	H25. 3. 29	337	吉美川尻 O	○	○	111-Ⅱ-5369	山口 (C)
113	H25. 3. 29	337	山口北野 A	○	○	111-Ⅱ-5370	山口 (D)
114	H25. 3. 29	337	山口小満中	○	○	111-Ⅱ-5371	小満中
115	H25. 3. 29	337	古見馬黒	○	○	111-Ⅱ-5384	後庵 (C)
116	H25. 3. 29	337	坊瀬丸田 A	○	○	111-Ⅱ-5388	大坪ヶ谷 (A)

	指定年月日	告示 番号	区域名	区域 指定		急傾斜地崩壊危険箇所	
				イエ ロー	レ ッド	危険箇所番 号	箇所名
117	H25. 3. 29	337	吉美西田	○	○	111-Ⅲ-1053	筒川 (b)
118	H25. 3. 29	337	古見宮ノ谷D	○	○	111-Ⅲ-1057	山口 (a)
119	H25. 3. 29	337	吉美山口A	○	○	111-Ⅲ-1058	山口 (b)
120	H26. 3. 18	204	岡崎前田面A	○	○	111-Ⅰ-2549	長光寺
121	H26. 3. 18	204	浜名若磯新居西 町	○	○	111-Ⅰ-2560 111-Ⅰ-2561	若磯 西町
122	H26. 3. 18	204	新居三十ヶ谷	○	○	111-Ⅰ-2564	中町
123	H26. 3. 18	204	新居源太山	○	○	111-Ⅰ-3994	源太山中
124	H26. 3. 18	204	岡崎小俣B	○	○	111-Ⅱ-5347	上の原
125	H26. 3. 18	204	岡崎藤ヶ池	○	○	111-Ⅱ-5348	上の原西
126	H26. 3. 18	204	岡崎前田面B	○	○	111-Ⅱ-5349	新古
127	H26. 3. 18	204	岡崎前田面C	○	○	111-Ⅱ-5350	前田面 (A)
128	H26. 3. 18	204	岡崎前田面D	○	○	111-Ⅱ-5351	前田面 (B)
129	H26. 3. 18	204	内山三ノ輪	○	○	111-Ⅱ-5415	上田
130	H26. 3. 18	204	入出百手	○	○	111-Ⅱ-1043	百手
131	H27. 3. 31	312	古見宮ノ谷B	○	○	111-Ⅰ-3986	吉美 (5)
132	H27. 3. 31	312	太田元屋敷	○	○	111-Ⅰ-2551	元屋敷
133	H27. 3. 31	312	大知波川岸	○	○	111-Ⅰ-2554	川岸
134	H27. 3. 31	312	利木藤江	○	○	111-Ⅰ-2555	藤江
135	H27. 3. 31	312	中之郷天当山	○	○	111-Ⅰ-2566	天当山
136	H27. 3. 31	312	中之郷殿ヶ谷	○	○	111-Ⅰ-2567	殿ヶ谷
137	H27. 3. 31	312	中之郷三ツ谷	○	○	111-Ⅰ-2568	三ツ谷
138	H27. 3. 31	312	大知波南山	○	○	111-Ⅰ-3976	大知波
139	H27. 3. 31	312	大知波市地	○	○	111-Ⅱ-5319	大知波 (A)
140	H27. 3. 31	312	大知波イノコ	○	○	111-Ⅱ-5320	大知波 (B)
141	H27. 3. 31	312	大知波前河岸	○	○	111-Ⅱ-5321	前河岸
142	H27. 3. 31	312	横山山田	○	○	111-Ⅱ-5322	横山・山田
143	H27. 3. 31	312	横山ウバユ	○	○	111-Ⅱ-5323	横山・山田
144	H27. 3. 31	312	横山スノハナ	○	○	111-Ⅱ-5324	横山・スノ ハナ
145	H27. 3. 31	312	横山新場	○	○	111-Ⅱ-5325	横山・新場
146	H27. 3. 31	312	太田中尾平	○	○	111-Ⅱ-5334	中尾平

	指定年月日	告示 番号	区域名	区域 指定		急傾斜地崩壊危険箇所	
				イエ ロー	レ ッド	危険箇所番 号	箇所名
147	H27. 3. 31	312	太田鯉水A	○	○	111-Ⅱ-5335	鯉水 (A)
148	H27. 3. 31	312	太田鯉水B	○	○	111-Ⅱ-5336	鯉水 (B)
149	H27. 3. 31	312	梅田新所原 1 丁 目	○	○	111-Ⅱ-5346	新所原 1 丁 目
150	H27. 3. 31	312	中之郷三ツ谷A	○	○	111-Ⅱ-5407	三ツ谷 (A)
151	H27. 3. 31	312	中之郷三ツ谷B	○	○	111-Ⅱ-5408	三ツ谷 (B)
152	H27. 3. 31	312	中之郷郷南A	○	○	111-Ⅱ-5409	郷南
153	H27. 3. 31	312	内山太田ヶ谷	○	○	111-Ⅱ-5410	内山 (A)
154	H27. 3. 31	312	大知波毛古谷A	○	○	111-Ⅲ-1041	毛古 (a)
155	H27. 3. 31	312	大知波毛古谷B	○	○	111-Ⅲ-1042	毛古 (b)
156	H27. 3. 31	312	内山野奥	○	○	111-Ⅲ-1065	内山 (a)
157	H27. 3. 31	312	中之郷郷南B	○	○	111-Ⅲ-1066	郷南
158	H27. 3. 31	312	浜名一後坂	○	○	111-Ⅲ-1067	大倉戸
159	H27. 3. 31	312	内山光頭	○	○	111-Ⅲ-1068	新居
160	H27. 3. 31	312	内山足洗田	○	○	111-Ⅲ-1069	内山 (b)
161	H29. 2. 28	112	山口丑ヶ谷	○	○	111-Ⅰ-2540	山口
162	H29. 2. 28	112	新所岡崎梅田入 会地藤ヶ池	○	○	111-Ⅰ-2548	藤ヶ池
163	H30. 12. 4	813	新居中町裏	○	○	111-S-0009	新居町新居B
164	H30. 12. 4	813	新居三十ヶ谷A	○	○	111-S-0012	新居町内山C
165	H30. 12. 4	813	内山見録ヶ谷	○	○	111-S-0015	新居町内山E
166	H30. 12. 4	813	内山林ノ谷A	○	○	111-S-0016	新居町内山F
167	H30. 12. 4	813	吉美西田A	○	○	111-S-0081	吉美I
168	H30. 12. 4	813	利木赤羽根	○	○	111-S-0177	利木L
169	R2. 3. 13	179	中之郷釜崎	○	○	111-S-0001	新居町中之 郷A
170	R2. 3. 13	179	中之郷坊中A	○	○	111-S-0003	新居町中之 郷C
171	R2. 3. 13	179	中之郷坊中B	○	○	111-S-0005	新居町中之 郷E

	指定年月日	告示 番号	区域名	区域 指定		急傾斜地崩壊危険箇所	
				イエ ロー	レ ッド	危険箇所番 号	箇所名
172	R2. 3. 13	179	中之郷権現鼻	○	○	111-S-0006	新居町中之郷F
173	R2. 3. 13	179	中之郷役出	○	○	111-S-0007	新居町中之郷G
174	R2. 3. 13	179	新居泉町裏	○	○	111-S-0008	新居町新居A
175	R2. 3. 13	179	内山八反田	○	○	111-S-0018	新居町内山H
176	R2. 3. 13	179	内山炭焼	○	○	111-S-0020	新居町内山J
177	R2. 3. 13	179	中之郷堂ヶ谷	○	○	111-S-0022	新居町中之郷H
178	R2. 3. 13	179	中之郷大平	○	○	111-S-0028	新居町中之郷L
179	R2. 3. 13	179	中之郷あけぼの	○	○	111-S-0029	鷺津A
180	R2. 3. 13	179	浜名西山	○	○	111-S-0032	新居町浜名C
181	R2. 3. 13	179	鷺津後庵H	○	○	111-S-0033	鷺津B
182	R2. 3. 13	179	鷺津分川	○	○	111-S-0035	鷺津D
183	R2. 3. 13	179	鷺津小名川	○	○	111-S-0036	鷺津E
184	R2. 3. 13	179	白須賀道間ヶ谷 A	○	○	111-S-0047	新居町浜名D
185	R2. 3. 13	179	白須賀元町東	○	○	111-S-0048	白須賀C
186	R2. 3. 13	179	白須賀宿北G	○	○	111-S-0051	白須賀F
187	R2. 3. 13	179	白須賀宿北H	○	○	111-S-0065	白須賀T
188	R2. 3. 13	179	白須賀宿北I	○	○	111-S-0068	白須賀W
189	R2. 3. 13	179	白須賀菱池A	○	○	111-S-0053	白須賀H
190	R2. 3. 13	179	白須賀宿南A	○	○	111-S-0054	白須賀I
191	R2. 3. 13	179	白須賀宿南B	○	○	111-S-0055	白須賀J
192	R2. 3. 13	179	白須賀宿南C	○	○	111-S-0057	白須賀L
193	R2. 3. 13	179	岡崎伊賀谷	○	○	111-S-0085	岡崎A
194	R2. 3. 13	179	新所岡C	○	○	111-S-0090	新所A
195	R2. 3. 13	179	新所中岡	○	○	111-S-0092	新所C
196	R2. 3. 13	179	神座坂下	○	○	111-S-0103	神座B

	指定年月日	告示 番号	区域名	区域 指定		急傾斜地崩壊危険箇所	
				イエ ロー	レ ッド	危険箇所番 号	箇所名
197	R2.3.13	179	太田谷	○	○	111-S-0114	太田J
198	R2.3.13	179	太田田ヶ浜	○	○	111-S-0124	太田T
199	R2.3.13	179	太田深嵯峨谷A	○	○	111-S-0126	太田V
200	R2.3.13	179	太田深嵯峨谷B	○	○	111-S-0128	入出A
201	R2.3.13	179	入出小白木	○	○	111-S-0135	入出G
202	R2.3.13	179	入出地面	○	○	111-S-0136	入出H
203	R2.3.13	179	入出百手A	○	○	111-S-0137	入出I
204	R2.3.13	179	大知波南田	○	○	111-S-0141	大知波C
205	R2.3.13	179	大知波南山A	○	○	111-S-0146	大知波H
206	R2.3.13	179	大知波上小路A	○	○	111-S-0152	大知波N
207	R2.3.13	179	大知波上小路B	○	○	111-S-0153	大知波O
208	R2.3.13	179	大知波川岸A	○	○	111-S-0154	大知波P
209	R2.3.13	179	大知波カン寺A	○	○	111-S-0156	大知波R
210	R2.3.13	179	大知波カン寺B	○	○	111-S-0157	大知波S
211	R2.3.13	179	利木神門前	○	○	111-S-0169	利木D
212	R2.3.13	179	利木浦山	○	○	111-S-0175	利木J
213	R2.3.13	179	利木赤羽根	○	○	111-S-0176	利木K
214	R2.3.13	179	横山東坂	○	○	111-S-0180	横山B
215	R2.3.13	179	横山北カイド	○	○	111-S-0181	横山C
216	R2.3.13	179	横山東内平	○	○	111-S-0183	横山E
217	R2.3.13	179	横山持田	○	○	111-S-0187	横山I
218	R2.3.13	179	横山大久保A	○	○	111-S-0195	横山Q
219	R2.3.13	179	横山大久保B	○	○	111-S-0196	横山R
220	R2.3.13	179	横山南カイド	○	○	111-S-0197	横山S
221	R2.3.13	179	入出谷名尻	○	○	111-I-2552	入出(1)
222	R2.3.13	179	入出根古屋	○	○	111-I-2553	入出(2)
223	R2.3.13	179	新所東山D	○	○	111-II-5338	東山(A)
224	R2.3.13	179	潮見坂上南C	○	○	111-III-1061	宿南(c)

	指定年月日	告示 番号	区域名	区域 指定		土石流危険溪流	
				イエロー	レッド	危険箇所番号	箇所名
1	H27. 3. 31	311	横山沢	○		221-Ⅱ-001	横山沢
2	H27. 3. 31	311	大谷沢	○		221-Ⅱ-002	大谷沢
3	R2. 3. 13	192	新所・岡崎・梅田 入会地嵩山深山沢	○	○	221-S-005	新所・岡崎・ 梅田入会地 A
4	R2. 3. 13	192	神座稗糠田沢A	○	○	221-S-007	神座沢 B
5	R2. 3. 13	192	神座稗糠田沢B	○	○	221-S-008	神座沢 C

4-4 水防危険箇所

(土木課)

河川名	大字	延長 (m)	注意を要 する理由	水防工法	位置※ (k m)
早稲川 (準用)	太田	300	断面狭小	積み土のう工	0～0.3
一の宮川 (準用)	市場	3510	断面狭小	積み土のう工	0.59～4.1

※起点からの距離を表す。

4-5 山腹崩壊流出危険地区一覧表

(産業振興課)

危険地区番号	大字	字	災害種類	危険度	治山事業 進捗状況
221-001	白須賀	元町	がけ崩れ	B	一部概成
221-002	白須賀	元町	がけ崩れ	B	無
221-003	白須賀	道間谷	がけ崩れ	B	一部概成
221-004	太田	イボ沢	がけ崩れ	A	無
221-005	太田	南山	がけ崩れ	C	無
503-001	浜名	高師山	がけ崩れ	B	未成
503-002	新居	若磯	がけ崩れ	B	未成
503-003	浜名	—	がけ崩れ	B	無
503-004	浜名	—	がけ崩れ	B	無
503-005	内山	—	がけ崩れ	B	無

4-6 重要水防箇所に対する避難所等一覧表

(危機管理課・教育総務課)

避難所	所在地	電話番号	対象地区	運動場面積	建物延面積	室数	収容人数
湖西 中学校	太田 135	053- 578- 0033	神座 太田 入出 青平	13,733m ²	校舎鉄筋 6,025m ² 体育館鉄骨 1,768m ² 武道場鉄骨 631m ²	34	1,403人

5 気象・地震観測、気象予警報

5-1 気象注意報、警報等の種類及び発表基準

(危機管理課)

(静岡県地方気象台 湖西市)

注意報・警報等の種類			基準値	
気象 注意報	風雪		平均風速	陸上：12m/s以上、雪を伴う 海上：15m/s以上、雪を伴う
	強風		平均風速	陸上：12m/s以上 海上：15m/s以上
	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	79	
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	濃霧	視程	陸地：100m	
			海上：500m	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	乾燥		最小湿度30%で実効湿度50%	
	なだれ		1. 降雪の深さが30cm以上であった場合 2. 積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合	
	着氷（雪）		著しい着氷（雪）が予想される場合	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
	低温		冬期：最低気温－4℃以下	
	高潮	潮位	1.1m	
	波浪	有義波高	3.0m	
洪水	流域雨量指数基準	入出太田川流域＝6.1、笠子川流域＝6.3		
	複合基準*1	－		
	指定河川洪水予報による基準	－		
気象 警報	暴風		平均風速	陸上：20m/s 海上：25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上：20m/s以上、雪を伴う 海上：25m/s以上、雪を伴う
	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	22
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	132
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	高潮		潮位	1.5m
	波浪		有義波高	6.0m
	洪水	流域雨量指数基準	入出太田川流域＝7.7、笠子川流域＝7.9	
		複合基準*1	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm以上	

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

6 水防

第1章 総 則

第1節 目 的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）第33条第1項の規定及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき作成するもので、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって市内の河川、湖沼、海岸の洪水又は高潮（津波を含む）による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

第2節 用語の定義

この水防計画書における用語の定義は、以下のとおりである。

1 湖西市水防本部

市の地域に係る水防を総括するため設置するもので、水防に関係の深い部、課で編成し、湖西市消防防災センター又は湖西市役所内に置くものをいう。
また、水防本部は災害対策本部でもある。

2 水防管理団体（法第2条第2項）

水防の責任を有する市をいう。

3 指定水防管理団体（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう。

4 水防管理者（法第2条第3項）

水防管理団体である市長をいう。

5 消防機関の長（法第2条第5項）

消防本部を置く市にあっては消防長をいう。

6 湖西市災害対策本部（災害対策基本法第23条の2）

災害対策に関する一元的体制を確立し防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速、かつ、強力に実施するため災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めたとき災害対策基本法に基づき設置する機関をいう。

7 水防協力団体（法第36条第1項）

次に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国道交通省令で定める団体で、申請により水防協力団体として指定されたものをいう。

- （1）水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- （2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- （3）水防に関する状況又は資料の収集、提供
- （4）水防に関する調査研究
- （5）水防に関する知識の普及、啓発
- （6）前各号に附帯する業務

第3節 水防の責任等

水防の責任は、水防法又は河川法に基づき、おのおの次のように規定されている。

1 水防管理団体の責任（法第3条）

水防管理団体たる市は、おのおのその管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立（法第3条）
- (2) 水防団の整備（法第5条）
- (3) 水防団等の公務災害補償（法第6条の2）
- (4) 水防倉庫、資器材の整備
- (5) 通信連絡系統の確立（法第27条）
- (6) 平常時における河川、遊水池、海岸等の巡視（法第9条）
- (7) 水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

- イ 水防に要する費用の自己負担の確保（法第41条）
- ロ 水防団の出動体制の確保（法第17条）
- ハ 通信網の点検
- ニ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保
- ホ 雨量観測の的確な実施
- ヘ 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置（法第25、26条）
- ト 水防上緊急に必要な時の公費負担権限の行使（法第28条）
- チ 住民の水防活動従事の指示（法第24条）
- リ 警察官の出動要請（法第22条）
- ヌ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ル 自衛隊の出動依頼（知事を経由する 自衛隊法第83条）
- ヲ 水防解除の指示
- ワ 水防てん末報告書の提出（法第47条）

なお、指定水防管理団体は上記の外に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- (8) 水防機関の整備（法第5条）
- (9) 水防計画の樹立（法第33条第1項）

市の水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。

- (10) 水防計画の県知事への届出（法第33条第2項及び第3項）

水防計画を定め、または変更しようとするときは、市防災会議に諮るとともに県知事に届け出るものとする。

- (11) 水防計画を定め、または変更しようとするときは、市防災会議に諮るとともに県知事に届け出る。

- (12) 水防計画を定め、変更したときは、その要旨の公表（法第33条第3項）

(13) 消防機関との水防訓練（法第32条の2）

(14) 指定水防管理団体の水防協議会設置（法第34条）

(15) 水防協議会を置かない指定水防管理団の市防災会議への諮問（法第33条）

(16) 水防事務組合及び水害予防組合の水防協議会設置（法第34条）

2 放送局、NTT西日本株式会社、その他報道機関の責任（法第27条）

水防上緊急を要する通信報道がもっとも迅速に行われるよう協力をしなければならない。

3 一般住民の義務（法第24条）

常に気象情報、水防状況等に注意し水防管理者の要請のある場合又は水害が予想される場合は進んで水防活動に従事するよう努めなければならない。

4 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能であることがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

5 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、消防団自身の安全は確保しなければならない。

水防活動時にはライフジャケット等を着用する。

第2章 水防組織及び事務

水防管理者（市長）は、水防に関係のある気象の注意報、警報等により、本市に水害の発生のおそれが生じたときは、水防事務を処理するため、湖西市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。

第1節 水防本部設置前の配備体制

水防本部設置前の配備体制は事前配備体制、1次配備体制、2次配備体制のいずれかとする。

1 配備基準

水防本部設置前の配備体制は、資料 表2-1＜配備体制及び配備基準表＞で定める情報収集体制であり、その基準は次のとおりである。

(1) 湖西市に大雨、洪水、暴風雨、暴風雪、高潮の各警報が発表されたとき

- (2) 静岡県に津波注意報又は警報が発表されたとき
- (3) 市内に土砂災害警戒情報が発表された場合
- (4) その他の状況により、危機管理監又は危機管理課長が対応の必要性を認める場合

2 活動の内容

関係部課等が積極的に水防情報の収集及び河川、排水路等並びに既往の災害箇所の巡視警戒にあたるとともに、必要な処置を行うものとする。

第2節 水防本部の設置

1 水防本部の設置基準

水防管理者（市長）は、洪水等について水防活動の必要があると認めたときから、その危険がなくなるまでの間、水防本部を設置し、水防本部長として水防本部を統括するものとする。

水防本部の設置基準は、資料 表2-1＜配備体制及び配備基準表＞で定める配備体制であり、その基準は次のとおりである。

- (1) 特別警報が発表されたとき
- (2) 警報（大雨、洪水、暴風雨、暴風雪、高潮）が発表され、災害の発生の恐れがあると判断されたとき
- (3) 津波注意報又は警報が発表され、災害の発生の恐れがあると判断されたとき
- (4) 土砂災害警戒情報が発表され、かつ水防本部長が対応の必要性を認める場合
- (5) その他の状況により本部長が指令したとき

2 水防本部の設置

- (1) 湖西市消防防災センター又は湖西市役所内に水防本部を設置する。
- (2) 水防本部の庶務は危機管理課において処理する。

3 水防本部の組織及び事務分掌

水防本部の組織は、資料 表2-2＜水防本部編成図＞のとおりとし、事務分掌は資料 表2-3＜水防本部における事務分掌＞の定めるところによるものとする。

- (1) 水防本部長は、市長をもって充てる。
- (2) 水防副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- (3) 水防本部員は、水防を所掌する関係部長をもって充てる。
- (4) 各班の班長には、水防を所掌する関係課長をもって充てる。

第3節 水防本部の廃止等

1 水防本部の廃止

水防本部長（市長）は、水害応急対策が完了したと認めたとき、被害がなく河川水位が氾濫注意水位以下に至ったとき又は氾濫注意水位以上であっても水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防本部を廃止する。

第3章 重要水防箇所等

第1節 重要水防箇所

市内の主要河川は、資料 表3-1＜主要河川の概況＞及び資料 表3-2＜主要河川水

系図>のとおりである。「重要水防箇所」とは、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所をいい、市内の２級河川及び海岸等のうち重要水防箇所は、資料表３－３＜重要水防箇所一覧表＞及び資料表３－４＜土石流危険渓流一覧表＞のとおりである。

水防管理団体は、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておかなくてはならない。

第２節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するもの

１ たん水注意箇所

時間雨量50mm及び異常潮位によるたん水注意箇所は、資料表３－５＜たん水注意箇所一覧表＞のとおりである。これらの箇所については通常時の点検並びに洪水出水中の定期的巡回、監視を行い水害の軽減、防止に努めなければならない。

２ 水防上特に重大な影響をもつ橋梁

水防上特に重大な影響をもつ橋梁は、資料表３－６＜水防上重大な影響のある橋梁一覧表＞のとおりである。

第３節 水防上注意を要する水門等

水防上重要な水門等は、資料表３－７＜水防上注意を要する水門等一覧表＞のとおりである。

１ 管理

- (１) 水防管理者（市長）は、水防上重要な水門等の規模、能力等を熟知するとともに、緊急時に対処できる応急対策を確立するものとする。
- (２) 水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。

２ 操作

水門等の管理者は、水防時において気象警報・注意報等を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、適正操作を図り、水害の軽減防止に努めるとともに操作状況を必要に応じ、水防管理者（市長）に報告するものとする。

ただし、河口部及び海岸部の水門等については、津波警報が発令された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、適正操作を図るものとする。

第４章 避難

第１節 避難の指示

１ 避難の指示

洪水又は高潮等により、住民に著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき、水防本部長（市長）は危険地域の住民に対し、立退きの指示をする。

避難の指示をする場合を例示すれば、次のとおりである。

- (１) 河川が警戒水位を突破し、洪水の恐れがあるとき
- (２) 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき

- (3) 豪雨、台風、高潮、津波等災害に関する警報又は通報があり避難を要すると判断されるとき

2 避難の指示の周知徹底

水防本部長（市長）は、危険地域の自主防災会、住民及び事業所等に対し、同報無線、広報車（消防団車両を含む。）等により次の事項を周知徹底するものとする。その際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等、特に配慮を要する方（以下「要配慮者」という。）への的確な情報提供に配慮するよう努める。

ア 避難の指示の主旨

イ 避難の指示が出された地域名

ウ 避難所（所在地、名称）

エ 避難経路及び誘導方法

3 避難誘導

避難にあたっては、自主防災会等の避難誘導のもとに、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方（以下「避難行動要支援者」という。）の保護を優先するなど、避難行動要支援者に配慮した避難誘導を実施する。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、消防団員を配置するほか警察官と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求める。

4 避難所の管理、運営

- (1) 避難所内の混乱を防止し、安全、かつ、適切な管理を図るため、避難所に避難所支援班（市職員）を配置する。
- (2) 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要に応じて警察官の配置を要請する。
- (3) 避難所の安全管理に必要な収容人員の把握に努め、収容能力からみて危険があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずる。
- (4) 常に水防本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。
- (5) 河川の氾濫の状況、周囲の状況その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報を収集し、把握に努める。
- (6) 避難所に傷病者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- (7) 給食、給水その他当面必要とされる物資の配給等にあたっては、適切、迅速な措置をとり、避難者に不平不満が生じないように努める。
- (8) 避難所の運営にあたっては、要配慮者に配慮するものとする。

5 避難場所等

- (1) 重要水防箇所に対する避難所は、資料表4-1＜重要水防箇所に対する避難所等一覧表＞のとおりである。ただし、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に収容しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して野外に建物を仮設し、又はテントを設営するなどの措置をとる。

- (2) 避難所として使用する土地建物は、公私の区別なく使用前に管理者（所有者）に協議し、使用承諾を得るものとする。また、避難所の設備・備品（水道、ガス、電気、電話）等についても同様とする。

6 福祉避難所、2 次的避難所

市は、2 次的な避難所への避難を要する要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保するように努める。また、市は、福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。

7 知事等への報告

水防本部長（市長）は、立退きを指示する場合及び避難所を開設する場合には、指示の別、発令の理由、日時、避難の対象区域、避難先などを記録し、直ちに所轄する警察署長へ報告するとともに、静岡県浜松土木事務所長を経由して県知事へその旨を報告しなければならない。

第2節 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

洪水又は高潮等により著しい危険が切迫している場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、本部長（市長）は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

2 知事による代行

知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

第3節 避難のための立退き計画

水防管理者（市長）は、避難所として適当な施設について十分調査し、当該区域を所轄する警察署長及び関係者と事前に協議の上、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じておくものとする。

第5章 決壊等の通報及び決壊後の処置

第1節 決壊等（被害情報）の通報（法第25条）

1 決壊等の通報

堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者（市長）、消防団長又は消防機関の長は、速やかに一般住民、所轄水防区長（静岡県浜松土木事務所長）、所轄警察機関及び隣接水防管理者に通報するものとする。

なお、一般住民への通報に際しては、報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努めるものとする。

2 隣接水防管理者からの通報に対する処置

水防管理者（市長）は、前記1の通報を受けたときは、さらに、氾濫及びその恐れ

のある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

第2節 決壊後の処置（法第26条）

決壊箇所については、水防管理者（市長）、消防団長、消防機関の長、県水防本部長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第6章 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送

第1節 水防用資器材及び設備の整備

1 水防倉庫、水防用資器材整備

水防倉庫の設置状況並びにこれに備蓄されている水防用資器材の整備状況は資料表6-1＜水防倉庫及び水防用資器材備蓄一覧表＞のとおりである。

なお、水防倉庫及び水防用資器材は、地震対策用防災倉庫及び防災用資器材を兼用する。

2 水防資器材等の調達

水防管理者（市長）は、資器材確保のため水防地域近在の竹木等の所在、農業協同組合などの資器材保有業者等の保管数量の概要等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、速やかに補充しておくものとする。

3 県への要請

水防管理者（市長）は、水防資器材について緊急調達してもなお不足をきたした場合には、静岡県浜松土木事務所長に要請するものとする。

第2節 輸送路の確保

1 輸送経路の選定

非常の際、水防用資器材、作業員その他の輸送を確保するため、輸送経路等についてあらかじめ定めておくものとする。

2 迂回路の設定

災害時において、道路冠水等により交通の途絶が予想される主要輸送道路等については、あらかじめ迂回路を設定しておくものとする。

第7章 通信連絡

第1節 水防通信連絡

水防本部長（市長）は、水防時において情報及び連絡が迅速、かつ、的確に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。

1 通信連絡の基本系統

水害等が発生し、若しくは発生する恐れがある場合における必要な情報の収集又は通報のための通信系統は、資料表7-1＜水防時における通信連絡基本系統図＞のとおりである。

2 通信連絡方法

通信連絡方法は、防災行政無線、消防無線、有線電話、ファクシミリ、スマートフ

オン型多機能 I P 無線機、等を利用する。

なお、詳細は資料 表 7 - 2 <水防関係機関の電話一覧表>、資料 表 7 - 3 <湖西市防災行政無線一覧表>及び資料 表 7 - 4 <湖西市消防無線局一覧表>のとおりである。

3 災害時優先電話

大きな災害が起きると、被災地への電話が殺到するため、NTT西日本株式会社（NTT）では、一般の通話に対して規制を行う。災害時優先電話とは、こうした規制の対象とならない特別な指定を受けている電話のことである。

災害時優先電話の指定にあたっては、NTTにおいて国や地方公共団体等の一定の機関に限定している。一定の機関とは、電話サービス契約約款に定めっているとおり、「災害の予防もしくは救援、交通、通信、電力の供給確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話」が行われる機関である。

第8章 水防等に関する予警報

第1節 静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報

1 気象予報

気象業務法（昭和27年法律第165号）の規定に基づき、静岡地方気象台が水防活動のために発表する注意報、警報の種類及び発表基準は、資料 表8-1<静岡地方気象台発表の注意報、警報の種類とその発表基準>のとおりである。

2 気象等の予報及び警報伝達系統（津波注意報、警報は除く。）及び周知方法

気象予報、警報の伝達系統は、資料 表8-2<気象等の注意報及び警報伝達系統図>により行うものとし、可能な限り災害時要援護者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

第2節 津波注意報、警報の種類

1 津波予報

気象業務法の規定に基づき、気象庁本庁は静岡県が属する津波予報区内に予想される津波の規模、範囲について津波予報を発表する。

また、予想される津波の到達時刻や高さ、実際に観測された津波の到達時刻や高さ等を津波情報として発表する。地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、まず予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で非常事態であることが発表され、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さを数値で発表する。

津波予報の種類は、資料 表8-3<津波予報の種類、解説及び発表される津波の高さ>のとおりである。

2 津波予報等の伝達系統

気象予報等の伝達系統は、資料 表8-4<津波予報等の伝達系統図>により行うも

のとし、可能な限り災害時要援護者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

3 津波注意報及び警報標識

津波注意報及び津波警報に係る標識（鐘、サイレンによる伝達）は、資料 表8-5 <津波注意報及び警報標識>のとおりである。

第3節 水防に関する予警報

1 「水防活動」の気象注意報、気象警報等

流域面積の大きい河川で、洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として国土交通省又は県が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、国土交通省と気象庁が共同又は県と気象庁が共同して洪水予報を発表する。

国土交通省と気象庁が共同又は県と気象庁が共同で洪水予報を発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知する。

洪水予報の発令基準は、基準地点の水位が設定された水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき、又は、その水位を超える洪水となることが予想されるときとし、国土交通省と気象庁が共同又は県と気象庁が共同で洪水注意報、洪水警報を洪水による危険がなくなったと認められるまでの間、発表する。

なお、本市において洪水予報河川及び区域は指定されていない。

【静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報】

水系名	河川名	区域
都田川水系	都田川	左岸 静岡県浜松市浜名区都田町（大明神橋）から 浜松市浜名区細江町中川（落合橋）まで
		右岸 静岡県浜松市浜名区都田町（大明神橋）から 浜松市浜名区細江町気賀（落合橋）まで

（※県水防計画書 第10章 第2節 3「都田川水系都田洪水予報計画」より抜粋）

2 水防警報

洪水、津波又は高潮により重要な損害が生ずるおそれがある河川又は海岸として国土交通省又は県が指定した河川又は海岸について、災害が起こると認められたときに、水防を行う旨を警告して国土交通省又は県が水防警報を発表する。

国土交通省が水防警報を発表した場合、又は県が発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知する。

水防警報の発令期基準は、対象水位観測所の水位が定められた氾濫注意水位（警戒水位）に達するか、又は超えるおそれがあるときとし、県は解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について適宜発令する。

なお、本市において対象となる河川又は海岸は指定されていない。

3 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報

洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、国土交通省又は県は氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）基準を定め、この水位に達した水位到達情報が国土交通省

から通知された場合、又は県が通知した場合は、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知する。

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）とは、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、市の避難の目安となる水位である。

本市において氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報河川及び区域は指定されていない。

【静岡県知事が行う氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報】

河川名	区 域		区域延長
都田川	幹川	左岸 浜松市浜名区細江町中川（落合橋）～浜名湖合流点 右岸 浜松市浜名区細江町気賀（落合橋）～浜名湖合流点	2,000m
	支川 （井伊谷川）	左岸 浜松市浜名区引佐町井伊谷谷津神宮寺川合流点～幹川合流点 右岸 浜松市浜名区引佐町南神宮寺神宮寺川合流点～幹川合流点	3,200m
	支川 （釣橋川）	左岸 浜松市浜名区三ヶ日町只木川名宮川合流点下流～浜名湖合流点 右岸 浜松市浜名区三ヶ日町福長川宮川合流点下流～浜名湖合流点	3,400m

（※県水防計画書 第12章 第2節 1「水位周知河川における水位到達情報」より抜粋）

4 水位の観測及び雨量観測

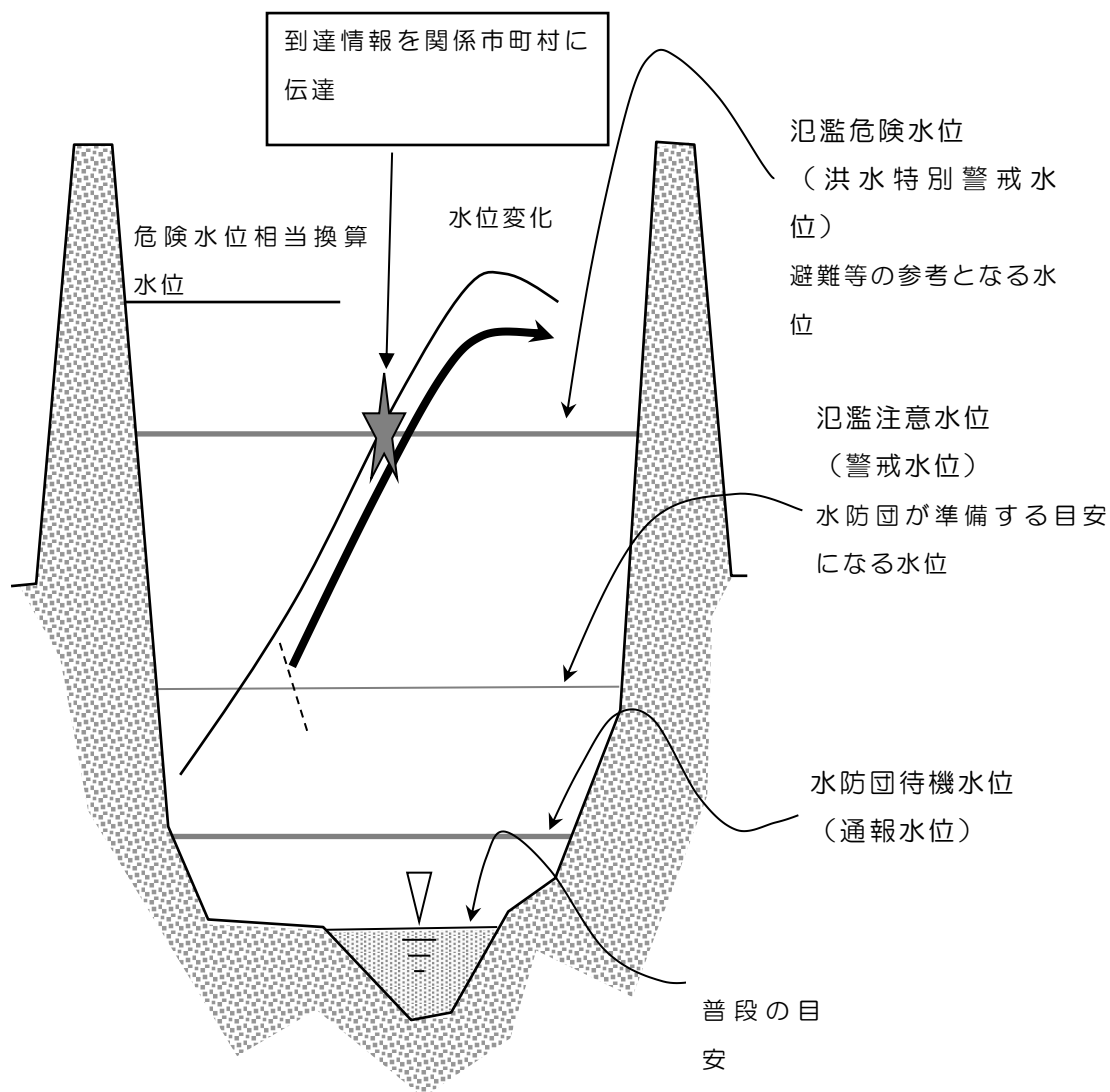
水位の観測及び雨量の観測地点については以下のとおりである。

県は、水位が水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、水防管理者等に通報する。

【水位観測所一覧】

観測所	流域 河川	大字	水位		種別	観測 区間	観測	
			水防団待機	氾濫注意水位			所属	電話
浜名港	都田川	新居	1.20	1.50	自記 (テレ)	定時	浜松土木	053-458 -7268
瀬戸	都田川	横山	1.50	2.00	〃	〃	〃	〃
笠子川	都田川	吉美	(1.40)	(2.10)	〃	〃	〃	〃

（※県水防計画書 資料編 別表（第14表）より抜粋）



(※県水防計画書 第12章 第2節「氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の基準」より抜粋)

【雨量観測所一覧】

観測所	水系名	河川名	所在地	テレメーター	観測者
新居	都田川	都田川	湖西市新居町新居	○	浜松土木事務所
湖西	都田川	笠子川	湖西市吉美	○	浜松土木事務所

5 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報

県又は市は、県又は市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水におり相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに県にあっては関係市町長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

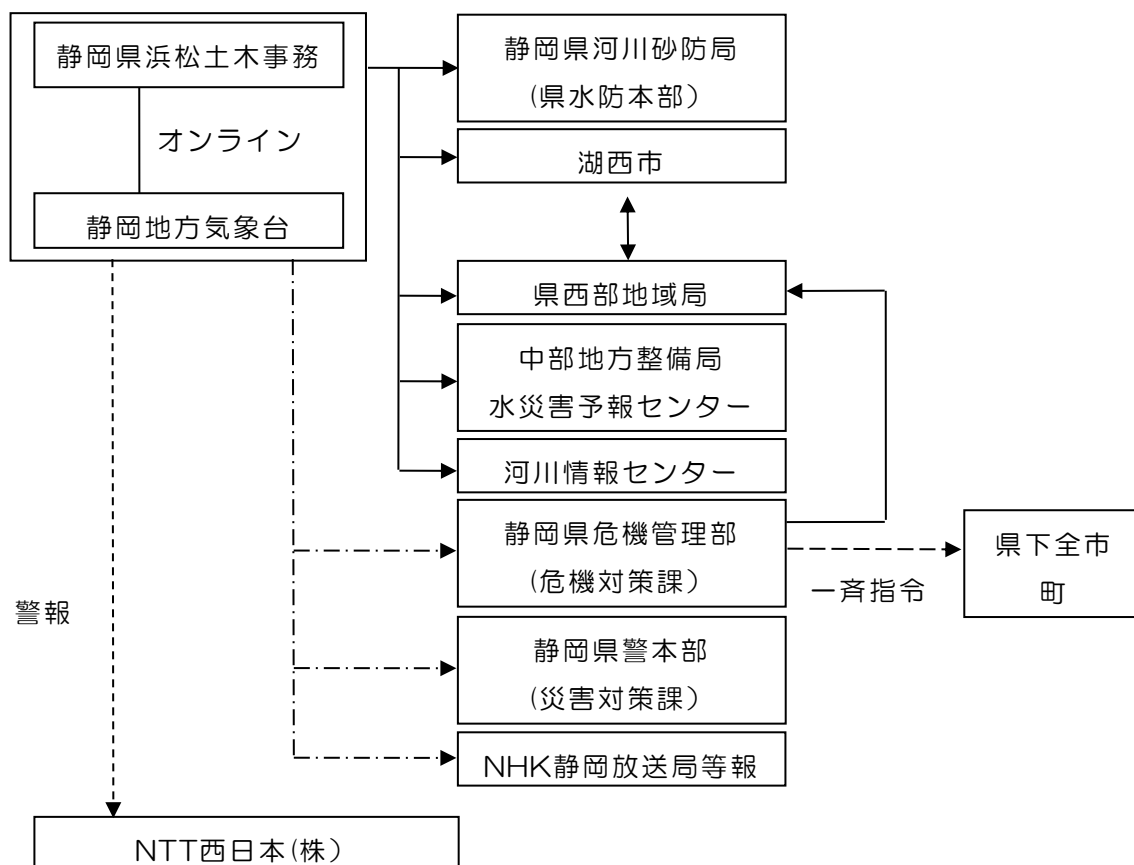
6 高潮特別警戒水位の水位到達情報

県は、高潮特別警戒水位を定める海岸において、その水位に到達したときは、水位を示

してその状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

7 情報連絡体制

(1) 県管理河川の場合



第4節 気象予警報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のホームページでパソコンや携帯電話から確認することができる。

1 気象情報

気象庁 <https://www.jma.go.jp/>

2 雨量・河川水位

国土交通省 川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>

サイポスレーダー <http://sipos.pref.shizuoka.jp/>

川の水位情報 <https://k.river.go.jp/>

静岡県土砂災害警戒情報(静岡県GIS) <https://www.gis.pref.shizuoka.jp>

3 潮位

気象庁 <http://www.data.jma.go.jp/kaiyou/db/tide/suisan/>

第9章 水防活動

第1節 水防時の配備基準

1 市の配備体制

水防本部長（市長）は、水防に係る配備の必要を認めたときは、水防配備体制を指令する。ただし、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

なお、常時勤務から水防配備体制への移行を迅速、かつ、確実に行うため資料 表 2－1＜配備体制及び配備基準表＞により行う。

2 消防団の非常配備

水防本部長（市長）が消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものであり、具体的には、資料 表 9－1＜消防団に対する非常配備基準＞の基準により配備につく。ただし、津波の場合等、配備団員の安全確保を図らなくてはならない。

(1) 水防本部長自らの判断により必要と認める場合

この場合には、速やかに静岡県浜松土木事務所長を経由して静岡県水防本部長（県知事）に報告する。

(2) 静岡県水防本部又は国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所、静岡県浜松土木事務所より警報又は指令を受けた場合

(3) 緊急にその必要があるとして静岡県水防本部長（県知事）からの指示があった場合

第2節 雨量の監視

1 雨量観測所

市内の雨量観測所は資料 9－2＜雨量観測所一覧表＞のとおりである。

2 雨量の監視

雨量はインターネットサイト「サイポスレーダー（<http://sipos.pref.shizuoka.jp/>）」で監視をするとともに、必要に応じ関係機関より雨量情報を補う。

第3節 監視及び警戒とその措置

1 監視

水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、管轄区域内の河川、遊水地、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

市内の水位観測所は資料 9－3＜水位観測所一覧表＞のとおりである。

2 警戒

水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、県から非常配備体制が発令されたとき又は気象等の悪化が予想されるときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視にあたらせる。

なお、異常を発見した場合は、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡するとともに水防活動を開始する。

(1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位（潮位）の上昇

- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側（又は海側）堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門・こう門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第4節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、消防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、消防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第5節 水防信号及び水防標識

1 水防信号及び水防標識

水防法第20条の規定による水防信号及び水防法第15条の7の規定による水防標識は、資料 9－4＜水防信号及び水防標識＞のとおりである。

第6節 水防配備の解除

1 市の水防配備の解除

水防本部長（市長）は、静岡地方気象台、国土交通省浜松河川国道事務所の情報及び県からの通知になどに基づき、市域における水防活動の必要がなくなったと認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知する。

なお、配備の解除を発令したときは、静岡県浜松土木事務所長を経由して静岡県水防本部長（県知事）に報告する。

2 水防団及び消防団の配備の解除

- (1) 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり水防本部長（市長）が水防解除の指令をしたときとする。
- (2) 水防団員及び消防団員は、水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- (3) 水防解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- (4) 使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。

第10章 協力応援

第1節 水防管理団体相互の協力及び応援

1 応援の要請

水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。（法第23条）

2 要請に対する協力

応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障のな

い限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。

3 応援協定の締結

水防管理者は、隣接する水防管理団体と協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定を締結しておくものとする。

第2節 自衛隊の応援要請の要求

水防管理者は、水防上必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣について要請するよう要求するものとする。

第3節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。（法第22条）

第11章 水防てん末報告

水防管理者は、洪水、高潮等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときには、次の事項を取りまとめ、資料 表11-1<水防管理団体水防活動実施報告書>により、水防活動実施後10日以内に静岡県浜松土木事務所を経由し、県水防本部長に報告するものとする。

1 水防てん末報告事項

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動を実施した河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 消防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲消防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防活動実施報告作成上の注意事項

- (1) 水防を行った箇所ごとに作成すること。
- (2) 箇所ごとの報告書に集計表を添付し、3部提出すること。

- (3) 集計表は、資料 表11-1<水防管理団体水防活動実施報告書>の様式を使用し、水防実施箇所欄には、箇所数のみを記入すること。
- (4) 氾濫した場合には、箇所図（1/5,000以上）に、氾濫区域及び実施箇所を明示し添付すること。

第12章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練

第1節 水防計画

1 水防計画の策定

- (1) 静岡県水防計画に基づき毎年策定し、知事と協議するものとする。
- (2) 水防計画は、各種の事態を想定してできる限り具体的に策定し、一般住民に周知するよう努めるものとする。

2 水防計画の配布

水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

第2節 水防訓練

1 水防訓練の実施

指定水防管理団体は、毎年1回以上県の指導により消防機関と水防訓練を実施し、訓練要領は、浜松土木事務所長と協議のうえ水防管理者が定めるものとする。

2 水防協力団体との連携

水防協力団体は、水防組織及び消防機関が実施する水防訓練に参加するものとする。

第13章 そ の 他

第1節 費用負担及び公用負担

1 費用負担

水防に要した費用は、水防管理団体が負担するものとする。

ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを求めるものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受けた市町の一部負担

2 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（法第28条第1項）

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬用機器の使用
- (5) 工作物、その他障害物の処分

3 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長にあつて

は、その身分を示す証明書を、その他、これらの者の委任を受けた者にあつては、図 1 のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担命令権限書 湖西市消防団第〇〇分団長 何 某			
右の者 の区域における水防法第 2 8 条第 1 項の規定の権限行使を委任したことを証明する。			
年 月 日			
湖西市長 氏 名 印			

図 1 . 公用負担権限委任証明書

4 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、図 2 のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。

公用負担命令書					
第	号	目的物	種類	員数	
		負担内容	使用	収用	処分
年	月	日			
殿			湖西市長 氏 名 印		
			事務取扱者 氏 名 印		
----- 切取線 -----					

第	号	受領書	
公用負担命令書			
右受領した			
年	月	日	
湖西市長		氏	名 印
殿			

図 2. 公用負担命令書

5 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使した場合、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。（法第28条第2項）

第2節 公務災害補償

消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり又は公務による負傷若しくは病気により死亡し若しくは障害の状態となったときは、条例の定めるところにより損害を補償するものとする。（法第6条の3）

6-2 水防信号

（危機管理課）

「水防法」第20条の規定による水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、次のとおりである。

ア 信号は、適當の時間継続する。

イ 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。

ウ 上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること

区別/方法	説明	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第二信号	水防団員及び、消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○—○—○—	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる	○—○—○—○—○—○—○—○—	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止

区別/方法	説明	警鐘信号	サイレン信号
第四信号	必要と認める区域内 居住者の避難のため 立ち退くべきことを 知らせるもの	乱打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○— 休 止 ○— 休 止
注 意	(ア) 信号は、適切な時間継続すること (イ) 必要があれば警鐘、サイレンを併用することをさまたげない (ウ) 危険が去ったときは、口答伝達により周知させる		

6-3 水防資機材備蓄一覧表

(危機管理課)
(令和8年2月現在)

河川海岸		都田川	都田川	都田川
水防倉庫	名称	湖西市役所 (湖西市消防防災セ ンター)	湖西市役所 (新居防災倉庫)	笠子 (廃棄物処理場)
	面積㎡	80.00	13.20	79.20
位置	大字	吉美	新居町新居	白須賀
資材	杭木 (本)		80	100
	空俵 (枚)	8,000	3,000	
	縄 (kg)			
	鉄線 (kg)			
	蛇籠 (本)			
	筵 (枚)			
機器材	蛸木 (丁)			
	掛矢 (丁)	11	3	10
	担架 (本)	2		
	ショベル (丁)	37	7	20
	つるはし (丁)	16	5	
	鋸 (丁)	14	2	
	斧 (丁)			
	ペンチ (丁)	5	3	
	鎌 (丁)		2	
	ジョレン (丁)			
	照明具 (灯)	12		
	救命綱 (本)	23		
	石箕 (ヶ)	9		

※自主防災会の資機材は12-10＜自主防災会防災用資機材一覧表＞を参照。

7 被害報告

被害程度の認定基準は、次に定めるところによる。

1 人的被害

次により区分して掲げるが重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。

- (1) 「死亡者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「負傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者をいい、「重傷者」とは1箇月以上の治療を受ける見込みのものとし、「軽傷者」とは1箇月未満で治癒できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「世帯」とは、生活をつつにしている実際の生活単位とする。
- (3) 「全壊（流失）」とは、住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のものとする。
- (4) 「半壊」とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものとする。
- (5) 「一部破損」とは、損壊の程度が半壊に至らないが相当の復旧費を要する被害を受けたものとする。ただし、ガラスが2～3枚割れた程度のものは除く。
- (6) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土石竹林のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (7) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家の被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立こども園等の公用または公共の用に供する建物とする。

ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害は、非住家に対する全壊または半壊程度の被害を受けたものとする。

4 その他の被害

(1) 「田の流出・埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等の体積のため耕作が不能となったもの。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸ったもの。

(3) 「畑の流出・埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「文教施設被害」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害をいう。

(5) 「道路決壊」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害をいう。

(6) 「橋梁流失」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設した橋が一部または全部流出し、一般の渡橋が不能となった程度の被害をいう。

(7) 「河川被害」とは、河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、または準用される河川若しくはその他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする海岸で被害を受け復旧工事を要する程度の被害をいう。

(8) 「港湾被害」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、繫留施設または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設であって、復旧工事を要する程度の被害をいう。

(9) 「砂防被害」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、または同法第3条の2の規定によって準用される天然河岸とし、これらが決壊または埋没し、復旧工事を要する程度の被害をいう。

(10) 「水道被害」とは、断水戸数をいう。

(11) 「清掃施設被害」とは、ごみ処理及びし尿処理施設の一部が破損し、一次使用不能程度の被害をいう。

(12) 「山（がけ）くずれ」とは、山（がけ）くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、または復旧工事を必要とする程度の被害をいう。

(13) 「鉄道不通」とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。

(14) 「被害船舶」とは、櫓櫓のみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。

(15) 「電話被害」とは、電話が故障し、通話不能となった回線数をいう。

(16) 「電気被害」とは、停電戸数をいう。

(17) 「ガス被害」とは、供給停止戸数をいう。

(18) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。

5 り災世帯・り災者

(1) 「り災世帯」とは、災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。

例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に常時宿泊する者については、当該施設は宿泊するすべての者の集まりを一世帯として取り扱う。また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯として取り扱う。

(2) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

6 火災発生

火災発生件数については、地震または火山噴火の場合のみ報告する。

7 被害額

(1) 指定公共機関の代表者及び指定行政機関の長が報告すべき、次の報告を除く物的被害の概算額を百万円単位として計上する。(災害対策基本法施行規則第1条)

ア 法令または予算によりその災害復旧事業費につき国庫負担金若しくは国庫補助にある施設の被害

イ 農作物・林産物・畜産物(家畜・家きんを含む)養繭及び水産物の被害

ウ 国及び県の有する財産・施設の被害

エ 指定公共機関の被害

(2) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(3) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で例えば、工業原材料・商品・生産機械器具等とする。

8 その他

備考欄には、災害発生年月日・災害発生場所・災害の種類及び概況・消防機関の活動状況について簡潔に記入し、消防機関の活動状況の報告にあたっては被害が発生し、防災活動に従事した者で待機は含まない。

報告は、消防職員、消(水)防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。なお、正確な員数が早急に把握することが困難な場合は、当初は概数でも差し支えない。

(昭和45年4月10日付消防災246号「災害による被害報告について」による。)

7-2 被害速報（随時）

（関係各課）

1. 人的被害

2. 住家被害

非住宅・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・

3. その他の被害 港湾漁港・田畑・文教施設・病院・水道・ の被害 } 該当項目に○印
 鉄道・通信船舶・その他（ ）

供 覧											
情報源	住 民	消防団		自主防		確認	確認済（どこで）		警 察		
	その他（			）			未確認		その他		
市町村名	湖西市	第 号	調査者	課		発信者		発信時間	月	時	日
支部名	第 号	受信者				発信者		発信時間	月	日	
本部	湖西市	第 号	受信者	課		発信時間					
件 名			(第 報) 月 日 時 分現在								
発生	日	時									
	場	所									
	原	因									
状 況 (人的被害) ・被害者の住所氏名 ・年齢等 (住家被害) ・居住者名 ・避難状況等 (その他被害) ・路線、河川名 ・被災延長、崩土量 ・被災の状況 ・規制内容 ・復旧見込等											
死 者	行方不明	負傷者		全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水			
人	人	重傷	人	棟	棟	棟	棟	棟			
		軽傷	人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯		
		計	人	人	人	人	人	人	人		
この情報は		警第 号		その他		}で記者発表		済 未 発 表			
		()									

7-3 災害定時及び確定報告書（県様式第4号）

（危機管理課）

供 覧											
被害状況報告書						整理 報告 検印					
(湖西市 第 報) 月 日 時 分現在											
発信者	湖西市		受信者	西部方面本部		発信時刻	月 日 時 分				
災害発生の日時			月 日 時 分								
災害発生の場所			市 町								
災害対策本部設置状況											
区 分		件 数	備 考	区 分		件 数	備 考				
人的被害	死者		人		その 他 の 被 害	文教施設		箇所			
	行方不明		人			病院		箇所			
	負傷者	重傷者				人	道路			箇所	
		軽傷者				人	橋梁			箇所	
		計				人	河川			箇所	
住家の被害	棟数世帯および人員	全 壊 (流失)				棟	火災発生	港湾		箇所	
						世帯		砂防		箇所	
		半 壊				棟		清掃施設		箇所	
						世帯		山(崖)くずれ		箇所	
						人		鉄道不通		箇所	
		一部破損				棟		被害船舶		隻	
						世帯		水道		戸	
						人		電話		回線	
		床上浸水				棟		電気		戸	
					世帯	ガス		戸			
					人	ブロック塀		箇所			
		床下浸水			棟						
					世帯						
					人						
非被災住の被害	官公署庁舎・公民館棟		棟		り災世帯		世帯				
	倉庫・土蔵・車庫・納屋棟		棟		り災者数		人				
					被害総額		百万円				
田畑の被害	田	流失・埋没			ha	避難指示 の状況	地 区 数		箇所		
		冠 水			ha		避難場所		箇所		
	畑	流失・埋没			ha	消防機関 の活動 出動状況	人 員		人		
		冠 水		ha	消 防 職 員		人				
					消(水)防団員		人				
					計		人				

被害総額の細			備考
区分		被害	
公共文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小計		千円	
公共施設被害棟数		千円	
	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	特産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
		千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	
備考	災害の概要		
	消防機関の活動状況		
	その他 (避難の指示の状況)		

7-4 「火災・災害等即報要領」様式

(消防本部)

この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。FAX又は電話により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡してください。

第1号様式（火災）

		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報告者名	
※ 特定の事故を除く。			
火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出 火 場 所			
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・ 用 途		事 業 所 名 (代表者氏名)	
出 火 箇 所		出 火 原 因	
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人	死者の生じた 理 由	
建 物 の 概 要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²
焼 損 程 度	焼損棟数 全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟 } 計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯	気 象 状 況	
消防活動状況	消防本部 (署) 消 防 団 その他 (消防防災ヘリコプター等)	台 台 台・機	人 人 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	(レイアウト第一種, 第一種 第二種、その他)		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要		危険物施設の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) { 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部 (署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		消防防災ヘリコプター	機 人		
		海上保安庁	人		
警戒区域の設定	月 日 時 分	自 衛 隊	人		
使用停止命令	月 日 時 分	そ の 他	人		
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）
分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれて
いない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 人（ 人） { 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助 活 動 状 況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注)負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注)第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）
 分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれて
 いない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）
（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人		半壊				棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数												
	応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)						
消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
自衛隊派遣要請の状況														
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）

(被害狀況即報)

[illegible]

※1 被害額は省略することができるものとする。 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記

7-5 原子力災害被災地住民登録様式

(危機管理課)

1ページ		2ページ	
被災地住民登録票		第 号	
		ふりがな氏名	男 女 明大昭平 年 月 日生
		職 業	年 令 満 才
		居住地	
		事故発生時の場所	屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外
			事故現場からの距離(km) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
		事故発生直後の行動	0時間～1時間 1時間～2時間 2時間～3時間 3時間～6時間 屋内 屋外 屋内 屋外 屋内 屋外 屋内 屋外 6時間～9時間 9時間～12時間 12時間～18時間 18時間～24時間 屋内 屋外 屋内 屋外 屋内 屋外 屋内 屋外
		汚染の程度	
		除 染 そ の 他 措置状況	衣 服 A. B(携行、支給) 身 体 A. B. C. D 医療措置 A. B. C. D. E
		被ばく当時の急性症状	
平成 年 月 日			
市町名			

3ページ		4ページ	
退避所名		この登録票について 1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから、なくさないように大切に保存して下さい。 2 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。 3 この登録票をなくしたり、使用できないようにしたりしたときは、再交付を申し出てください。 4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。	
退避期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
その他参考事項			
発行年月日	年 月 日		
発行者	〇〇市町長 氏 名 印		

(記載上の注意) 衣服の欄 A 更衣せず B 更衣
 身体 の 欄 A 無処置 B 水により洗浄 C 洗剤により洗浄 D 特殊洗剤により洗浄
 医療措置の欄 A 要せず B 薬品投与 C 一般検査 D 精密検査 E 治療

7-6 ■■■市が災害対策本部を設置した時に連絡すべき機関一覧

(危機管理課)

機 関 名	N T T	その他
湖西市消防本部（通信指令室）	053-574-0119	053-574-0219 (時間内のみ)
湖西警察署	053-574-0110	
静岡県西部地域局	0538-37-2204	スマートフォン型多機能 I P 無線 機 115 TEL地上系 5-107-6600 TEL衛星系 8-107-6600 FAX地上系 5-107-6605 FAX衛星系 8-107-6605
浜松土木事務所	053-458-7268	
国土交通省 浜松河川国道事務所	cbr-hamasai@mlit.go.jp ※一次配備以上でメール連絡	

8 通信

8-1 大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領

(秘書広報課)

1 広報事項

広報事項は、県が定めた「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」の定めるところによるが、その主なものと優先順位は、次のとおりである。

- (1) 避難情報、その他、市民の生命・財産に関わること
- (2) 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況
- (3) 災害応急対策状況及び復旧見込み

2 広報実施方法

広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。この場合、県及び市との連携を密にするものとする。

3 市の広報手段

- ・ 記者会見及び報道機関への資料提供
- ・ 湖西市ウェブサイト (<https://www.city.kosai.shizuoka.jp/index.html>)
- ・ 湖西市防災行政無線（同報無線）
- ・ 湖西市防災ほっとメール
- ・ 湖西市公式SNS
 - ・ 市公式X（旧Twitter（アカウント名：湖西市役所【公式】、ID：@kosaicity））
 - ・ 市公式Facebook（アカウント名：静岡県湖西市）
 - ・ 市公式LINE（アカウント名：湖西市、ID：@kosaicity）

その他、必要に応じて広報車や広報紙などを活用し、市民等への広報に努める。

8-2 湖西市防災行政無線固定系一覧表

(危機管理課)

(令和8年2月現在)

湖西市防災行政無線固定系総括表			
(1) 親局	1局		
(2) 中継局	1局		
(3) 子局	ホーンアレイ	ホーンアレイ 以外	小計
デジタル 60.920MHz・63.665MHz	11局 (22基)	152局	163局

(1) 親局

呼出内名称	区分	空中線 電力	周波数	設置場所	遠隔制御装置
こうほうこさい	デジタル(D1)	1W	60.920MHz	湖西市役所	湖西市消防本部

(2) 中継局

呼出内名称	区分	空中線電力	周波数	設置場所	遠隔制御装置
こほうこさいしらすか	デジタル(D2)	0.1W	63.665MHz	白須賀中継所	湖西市消防本部

(3) 子局 (デジタル D1=60.920MHz D2=63.665MHz)

①ホーンアレイ

番号	区分	所在地	設置場所	設置基数	備考
K01	D1	吉美3268	湖西市役所	1基	
K02	D2	白須賀5030	白須賀小学校	2基	
K03	D1	鷺津670	鷺津小学校	2基	
K04	D1	鷺津2837	表鷺津防災センター	1基	
K05	D1	大知波1144	知波田小学校	2基	
K06	D1	駅南2-4-1	西部地域センター	3基	
K07	D1	内浦316	入出排水機場	3基	
A01	D2	新居町新居612-2	旧新居保育園	2基	
A02	D2	新居町浜名2800	新居浄化センター	2基	
A03	D2	新居町浜名519-1	新居地域センター	3基	
A04		新居町新居1181	新居中学校	1基	

計11局 22基

②ホーンアレイ以外

番号	区分	自治会名	所在地	設置場所	備考	
K08	D1	川尻	吉美3155-2-1	飯田昌男所有山		
K09	D2	白須賀第1	白須賀5852-2	新町公会堂		
K10	D2	白須賀第2	白須賀5451	神明神社境内		
K11	D2	白須賀第2	白須賀849-4	旧ホテル「ラ・コスタ」西		
K12	D1	白須賀第4	白須賀3898-10	白須賀連絡所		
K13	D1	白須賀第5	白須賀2680-1	西長谷公会堂		
K14	D1	白須賀第5	白須賀2940-1	増田哲雄所有畑		
K15	D1	鷺津	鷺津2267-1	市立湖西病院南		
K16	D1	白須賀第4	白須賀3705-1	西町公会堂		
K17	D1	古見	古見415	本寿寺		
K18	D1	白須賀第5	白須賀3055	長谷西町公会堂		
K19	D1	鷺津	鷺津889	谷上池横		
K20	D1	川尻	吉美2918-1	職業訓練センター		
K21	D1	白須賀第3	白須賀4815-1	旧白須賀幼稚園		
K22	D1	鷺津	鷺津1163-1	鷺津防災センター		

番号	区分	自治会名	所在地	設置場所	備考	
K23	D1	白須賀第3	白須賀985-1	白須賀中学校プール横		
K24	D1	白須賀第2	白須賀5665-9	第3分団詰所		
K25	D1	川尻	吉美2431-3	市道川尻西2号線法面		
K26	D1	白須賀第5	白須賀3465-124	湖西市衛生プラント		
K27	D1	白須賀第5	白須賀1753-7	鈴木康幸所有山林		
K28	D1	鷺津	鷺津2805	(株)三晃製作所		
K29	D1	白須賀第1	白須賀858-11	なめしでんがく南		
K30	D1	白須賀第2	白須賀858-13	プレマリン湖西		
K31	D1	白須賀第2	白須賀858-78	滝本モータース南西		
K32	D1	白須賀第2	白須賀858-1	汐見坂神明神社南		
K33	D1	表鷺津	鷺津3132	表鷺津3号緑地		
K34	D1	表鷺津	鷺津1822-18	表鷺津公園		
K35	D1	表鷺津	鷺津1544-72	ビレッジハウス鷺津横公園		
K36	D1	表鷺津	鷺津2466-9	ザ・ビッグ湖西店西		
K37	D1	表鷺津	鷺津2773	大畑公園		
K38	D1	南上の原	岡崎1129-2	南上の原集会所		
K39	D1	白須賀第4	白須賀3985-80	笠子公会堂		
K40	D1	坊瀬	坊瀬161-1	坊瀬公会堂		
K41	D1	市場	吉美3454	東笠子緑地公園		
K42	D1	白須賀第3	白須賀6237	笠子流通南		
K43	D1	白須賀第3	白須賀6149	東笠子南公園		
K44	D1	坊瀬	坊瀬800	東笠子中央公園		
K45	D1	白須賀第4	白須賀4520	スズキ(株)湖西工場		
K46	D1	白須賀第6	境川178	民有地内		
K47	D1	白須賀第6	境宿395-75	堤下第1公園		
K48	D1	白須賀第6	白須賀3985-1961	笠子廃棄物処理場		
K49	D1	鷺津	鷺津1247-1	横須賀神社境内		
K50	D1	河美	鷺津393-4	伊奈義夫宅東		
K51	D1	河美	鷺津155-3	八幡諏訪神社境内		
K52	D1	鷺津	鷺津1038-1	ふれあい交流館		
K53	D1	鷺津	鷺津696-1	鷺津中学校		
K54	D1	梅田	梅田128-3地先	梅田公園		
K55	D1	古見	古見857	古見公会堂		
K56	D1	市場	吉美1600	熱田神社境内		
K57	D1	山口	山口113-2	山口公会堂		

番号	区分	自治会名	所在地	設置場所	備考	
K58	D1	市場	吉美1816-14	一の宮公会堂		
K59	D1	新所	新所6079-3	新所区民広場		
K60	D1	新所	新所3819	JA選果場南		
K61	D1	新所	岡崎2191-45	月見ヶ丘団地		
K62	D1	新所原	梅田810-1	旧新所原集会所		
K63	D1	南上の原	入会地12-37	市営上の原第3住宅		
K64	D1	南上の原	岡崎1279-2, 7	新所原南配水池		
K65	D1	大知波	大知波198-1	里見宅前電話ボックス横		
K66	D1	上の原	新所5808-8	大東板金南		
K67	D1	岡崎	岡崎1615-2	デイサービスひなたぼっこ北		
K68	D1	大森	入会地19-6	岡崎中学校進入路(ワッフルクレープはっち北)		
K69	D1	大森	新所5430-2	大森公会堂		
K70	D1	南上の原	入会地15-116	南上の原北集会場(喫茶みずしま西)		
K71	D1	入出	入出1799-1	はつらつセンター		
K72	D1	入出	入出934-2	正太寺より南西300m付近		
K73	D1	入出	新所1551-1	親協製作所		
K74	D1	入出	入出82-6	入出北部グランド北		
K75	D1	太田	太田173-3	太田公会堂前		
K76	D1	神座	神座118-3	神座公会堂		
K77	D1	青平	大知波503	知波田幼稚園		
K78	D1	利木	利木164-1	利木集会所		
K79	D1	横山	横山112-4	横山公会堂		
K80	D1	太田	太田1263	中尾平集会場より東へ400m付近		
K81	D1	新所	新所2-1	女河八幡宮		
K82	D1	上の原	入会地19-17	岡崎小学校		
K83	D1	太田	太田633-142	コサイ化学工業北		
K84	D1	可美	古見1015-6	河原南集会場		
K85	D1	大知波	大知波314-20	市地公園		
K86	D1	梅田	梅田72-3	ミシロ&バックエース東海北		
K87	D1	上ノ原	岡崎693-2	藤ヶ池北公園隣		
K88	D1	新所	吉美948-30	梶田公園		

番号	区分	自治会名	所在地	設置場所	備考	
K89	D1	市場	吉美3296-9	湖西運動公園野球場横		
K90	D1	新所原	梅田792-25	新所原児童公園広場		
K91	D1	南上の原	岡崎1009-1	上ノ原中集会所		
K92	D1	新所	新所2527	西部会館北		
K93	D1	太田	太田159-2	湖西中学校グラウンド東		
K94	D1	大知波	大知波730-3	大神山八幡宮境内		
K95	D1	横山	横山218-1	こでまりの館公衆トイレ横		
K96	D1	入出	入出380-2	しらゆりこども園南		
K97	D1	大森	新所5665-3	トヨタバッテリー東		
K98	D1	南上の原	岡崎1116-77	旧ソニ-駐車場		
K99	D1	新所	新所705-2	東小学校		
K100	D1	川尻	吉美959-1	五田多目的運動広場		
K101	D1	市場	吉美546	市場西集会所南		
K102	D1	市場	山口630-30	一ノ宮公園		
K103	D1	古見	古見731-1	大沢公園		
K104	D1	利木	利木422-1	藤田静雄所有畑		
K105	D1	太田	太田393-14	旧花の山住宅敷地		
K106	D1	神座	神座10-3	大代交差点西		
K107	D1	梅田	梅田933-1	鈴木保所有畑		
K108	D1	岡崎	岡崎1430-1	藤が池跨線橋北		
K109	D1	神座	神座522-2	県道太田中原線道路敷		
K110	D1	梅田	梅田390	デンソー湖西製作所敷地内		
K111	D1	南上の原	境宿555-1	G Sユアサ所有地		
K112	D1	可美	鷺津2511-5	旧シルバー人材センター敷地		
K113	D1	上ノ原	入会地19-153地先	岡崎中学校北門		
K114	D1	横山	横山42-1	国道301号沿い		
A05	D1	あけぼの	新居町中之郷3885	あけぼの公民館		
A06	D1	あけぼの	新居町中之郷2274-1	清源坂		
A07	D1	あけぼの	新居町中之郷4083	あけぼの工業団地		
A08	D1	三ツ谷	新居町中之郷1358-2	三ツ谷		
A09	D1	三ツ谷	新居町中之郷1066-63	さつき苑		
A10	D1	三ツ谷	新居町中之郷1829-4	三ツ谷水源地		
A11	D1	郷南郷北	新居町中之郷421-2	郷北		
A12	D1	郷南郷北	新居町中之郷323	二宮神社		

番号	区分	自治会名	所在地	設置場所	備考	
A13	D1	郷南郷北	新居町中之郷227	市営殿ヶ谷住宅		
A14	D1	郷南郷北	新居町中之郷3615-6	新居交番北側		
A15	D1	郷南郷北	新居町中之郷932-1	中之郷浄水場		
A16	D1	内山	新居町内山103	普門寺		
A17	D1	内山	新居町内山366-145	八幡台		
A18	D1	内山	新居町内山902-6	内山西		
A19	D1	橋本	新居町浜名3288-7	表浜西		★海岸向け
A20	D1	橋本	新居町浜名3370-6	新切		
A21	D2	西浜名	新居町浜名3463-3	松山公民館		
A22	D2	新居南	新居町新居弁天無番地	海釣公園		★海岸向け
A23	D1	新居南	新居町新居3288-98	新居弁天公民館		★海岸向け含む
A24	D1	新居南	新居町新居2307-14	新居弁天北		
A25	D1	新居南	新居町新居3405-27	ヤマハ南		★海岸向け含む
A26	D1	住吉	新居町新居3288-2	表浜東		★海岸向け
A27	D1	新居中央	新居町新居1379	中町かきこや		
A28	D1	新居中央	新居町新居1736	西町思案橋		
A29	D1	新居中央	新居町新居1758-3	上田町公民館		
A30	D1	新居中央	新居町新居3450-1	旧浜松土木事務所新居駐在所東		★海岸向け
A31	D1	新居中央	新居町新居3380-8	向島商工会西		
A32	D1	柏原	新居町浜名4227	柏原		
A33	D1	新居中央	新居町新居3389-1	新弁天		
A34	D1	郷南郷北	新居町中之郷3727-9	浜名湖ボートレース場		★海岸向け
A35	D1	新居南	新居町新居2895-26	ひばりヶ丘遊園地		
A36	D2	新居中央	新居町新居3380-458	向島公民館		
A37	D2	新居中央	新居町内山2028-3地先	新居高校北		
A38	D1	新居中央	新居町新居3357-6	船町中央遊園地		
A39	D1	新居中央	新居町新居1241	新居関所前		
A40	D1	新居中央	新居町新居1314	泉町公民館		

番号	区分	自治会名	所在地	設置場所	備考	
A41	D1	新居中央	新居町新居1010	中田町公民館		
A42	D1	橋本	新居町浜名1463-1	高師山公民館		
A43	D1	住吉	新居町新居3033-5	住吉公民館		
A44	D1	住吉	新居町新居2650-1	ビレッジハウス新居北		
A45	D1	橋本	新居町浜名3946-4	日ヶ崎南		
A46	D1	新居南	新居町新弁天無番地	新弁天西		
A47	D1	西浜名	新居町浜名4343	渚遊歩道		★海岸向け
A48	D1	柏原ベイリーフ	新居町新居250-11	水門橋東		
A49	D1	柏原ベイリーフ	新居町新居248-78	文化公園北		

計152局

8-3 湖西市防災行政無線移動系一覧表

(危機管理課)

(令和8年2月現在)

(1) 固定局

呼出名称	空中線電力	周波数	設置場所
ぎょうせいこさい	0.1W	407.250MHz	防災センター
遠隔制御装置	環境課、上下水道課、水道課倉庫、土木課、危機管理課、防災センター2台		
こさいしらすか	0.1W	407.250MHz	白須賀無線中継局

(2) 基地局

呼出名称	空中線電力	周波数	設置場所
ぎょうせいこさいしらすか	2W	466.200MHz	白須賀無線中継局

(3) 陸上移動局 周波数 466.200MHz

呼出名称	使用課	型式	空中線電力	搭載車種
こさい 8	上下水道課	車載型	5W	トヨタワンエース 45た3904
〃 9	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 10	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 13	危機管理課	〃	〃	防災センター

呼出名称	使用課	型式	空中線電力	搭載車種
〃 14	土木課	〃	〃	ヒノダン [®] 400な623
〃 15	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 16	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 17	土木課	〃	〃	スズキ [®] ブリ 41す3028
〃 18	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 19	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 20	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 21	土木課	〃	〃	スズキ [®] ブリ 480あ4492
〃 22	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 23	環境課	〃	〃	アケティダン [®] 480い6569
〃 24	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 25	上下水道課	〃	〃	イス [®] エルフ 100さ 15
〃 26	危機管理課	携帯		防災センター
〃 27	危機管理課	〃		〃
〃 28	危機管理課	〃		〃
〃 29	危機管理課	〃		〃
〃 30	危機管理課	〃		〃
〃 31	上下水道課	車載型	〃	エスクート [®] 800す2019
〃 32	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 33	危機管理課	可搬局	〃	防災センター
こさい 34	危機管理課	可搬局		防災センター
〃 35	危機管理課	車載型		防災センター
〃 36	上下水道課	〃	5W	日野 [®] トラック 88ろ5675
〃 37	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 38	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 39	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 40	危機管理課	〃	〃	防災センター
〃 41	廃棄物対策課	可搬局	〃	笠子廃棄物処理場
〃 42	土木課	車載型	〃	トヨタダン [®] 100す4934
〃 43	土木課	〃	〃	ヒノダン [®] 100せ6186
〃 201	危機管理課	可搬局	〃	防災センター

8-4 湖西市防災相互無線一覧表

(危機管理課)
(令和8年2月現在)

周波数	呼出名称	空中線電力	常置場所		備考
158.35 MHz	こさいぼうたい1	5 W	防災センター		

1 局

8-5 湖西市消防無線一覧表

(消防本部)
(令和8年2月現在)

消防無線総括表	
(1) 基地局 (デジタル)	2 局
(2) 陸上移動局 (デジタル)	42局
(3) 陸上移動局 (アナログ400MHz)	10局

(1) 基地局 (デジタル)

呼出名称	空中線電力	設置場所
こさいしょうぼう	10W	消防本部
しょうぼうこさいしらすか	1 W	白須賀 中継局

2 局

(2) 陸上移動局 (デジタル)

常置場所	呼出名称	空中線電力	型式	積載車
消防本部・ 消防署 (本署)	こさい1	5 W	車載	湖西1号車 (化学車)
〃	こさい2	〃	〃	湖西2号車 (本署タンク車)
〃	こさい3	〃	〃	湖西3号車 (大型水槽車)
〃	こさい41	〃	〃	湖西41号車 (救助工作車)
〃	こさい52	〃	〃	湖西52号車 (指揮車)
〃	こさい61	〃	〃	湖西61号車 (査察車)
〃	こさい71	〃	〃	湖西71号車 (支援車)
〃	こさい72	〃	〃	湖西72号車 (資材運搬車)
〃	きゅうきゅうこさい1	〃	〃	救急湖西1号車
〃	きゅうきゅうこさい2	〃	〃	救急湖西2号車
〃	きゅうきゅうこさい3	〃	〃	救急湖西3号車
〃	こさいみなみ61	〃	〃	湖西南61号車 (連絡車)

常置場所	呼出名称	空中線電力	型式	積載車
〃	こさい101	2 W	携帯	湖西 1 号車 (化学車)
〃	こさい102	〃	〃	湖西 2 号車 (本署タンク車)
〃	こさい103	〃	〃	湖西 3 号車 (水槽車)
〃	こさい141	〃	〃	湖西41号車 (救助工作車)
〃	こさい152	〃	〃	湖西52号車 (指揮車)
〃	こさい153	〃	〃	〃
〃	こさい171	〃	〃	湖西71号車 (支援車)
〃	こさい201	〃	〃	救急湖西 1 号車
〃	こさい202	〃	〃	救急湖西 2 号車
〃	こさい203	〃	〃	湖西52号車 (指揮車)
〃	こさいみなみ161	〃	〃	通信指令室 (予備)
〃	こさい252	5 W	可搬	湖西52号車 (指揮車)
〃	こさい210	〃	〃	本署事務所
〃	こさい119	〃	卓上	通信指令室
消防署 (南分署)	こさいみなみ 1	〃	車載	湖西南 1 号車 (南分署タンク車)
〃	こさいみなみ 2	〃	〃	湖西南 2 号車 (南分署ポンプ車)
〃	こさい31	〃	〃	湖西31号車 (梯子車)
〃	きゅうきゅうこさい みなみ1	〃	〃	救急湖西南1号車
〃	こさいみなみ101	2 W	携帯	湖西南 1 号車 (南分署タンク車)
〃	こさいみなみ102	〃	〃	湖西南 2 号車 (南分署ポンプ車)
〃	こさい131	〃	〃	湖西31号車 (梯子車)
〃	こさいみなみ201	〃	〃	救急湖西南1号車
〃	こさいみなみ210	5 W	可搬	南分署(事務所)
消防署 (西分署)	こさいにし1	〃	車載	湖西西 1 号車 (西分署タンク車)
〃	きゅうきゅうこさい にし1	〃	〃	救急湖西西1号車
〃	こさいにし101	2 W	携帯	湖西西 1 号車 (西分署タンク車)
〃	こさいにし201	〃	〃	救急湖西西1号車
〃	こさいにし210	5 W	可搬	西分署(事務所)

常置場所	呼出名称	空中線電力	型式	積載車
消防総務課 (消防団係)	こさい181	2 W	携帯	消防総務課 (事務所)
〃	こさい182	〃	〃	〃

42局

(3) 陸上移動局 (アナログ400MHz)

常置場所		呼出名称	空中線電力	型式	積載車
消防本部・ 消防署 (本署)		こさい401	1 W	携帯	湖西52号車 (指揮車)
〃		こさい402	〃	〃	〃
〃		こさい403	〃	〃	〃
〃		こさい404	〃	〃	〃
〃		こさい405	〃	〃	〃
〃		こさい406	〃	〃	〃
〃		こさい407	〃	〃	〃
〃		こさい408	〃	〃	〃
〃		こさい409	〃	〃	〃
〃		こさい410	〃	〃	〃

10 局

8-6 避難所用特設公衆電話設置場所一覧表

(危機管理課)

No.	設置場所	No.	設置場所
1	鷺津小学校	10	湖西高校
2	白須賀小学校	11	新居小学校
3	岡崎中学校	12	新居中学校
4	岡崎小学校	13	浜名特別支援学校
5	東小学校	14	新居高校
6	知波田小学校	15	新居体育館
7	湖西中学校	16	新居地域センター
8	白須賀中学校	17	新居幼稚園
9	鷺津中学校	18	アメニティプラザ

8-7 スマートフォン型多機能 I P 無線機配置一覧表

(危機管理課)
(令和 8 年 2 月現在)

統 制 部			
100	災 対 本 部 1		
統 制 班		総 務 班	
101	危機管理 1	109	総務 1
102	危機管理 2	110	総務 2
103	危機管理 3	111	総務 3
104	危機管理 4		
105	危機管理 5		
106	危機管理 6		
107	危機管理 7		
108	危機管理 8		

消 防 本 部					
112	消防本部 1	113	消防本部 2	114	消防本部 3

115	県 西 部 地 域 局

116	浜名湖ボートレース企業団

117	J R 鷺 津 駅

118	予備 1	119	予備 2	120	予備 3
121	予備 4	122	予備 5	123	予備 6
124	予備 7	125	予備 8	126	予備 9
127	予備 1 0	128	予備 1 1 (新居高校貸与)		

生活対策部					
200	災 対 本 部 2				
避難所支援班				224	湖 西 運 動 公 園
201	教 育 総 務 1	213	鷺 津 中 学 校	225	西部地域センター
202	教 育 総 務 2	214	白 須 賀 中 学 校	226	北部多目的センター
203	学 校 教 育 1	215	新 居 中 学 校	227	南部構造改善センター
204	学 校 教 育 2	216	新 居 幼 稚 園		
205	知 波 田 小 学 校	217	アメニティプラザ		
206	東 小 学 校	218	湖 西 高 校		
207	岡 崎 小 学 校	219	浜 名 特 別 支 援		
208	鷺 津 小 学 校	220	中 央 図 書 館		
209	白 須 賀 小 学 校	221	新 居 図 書 館		
210	新 居 小 学 校	222	新居地域センター1		
211	湖 西 中 学 校	223	新居地域センター2		
212	岡 崎 中 学 校				

総 務 対 策 部			
300	災 対 本 部 3		
調 査 班		庁舎車両管理班	
301	税 務 1	308	資 産 経 営 1
302	税 務 2	309	資 産 経 営 2
303	税 務 3		
304	税 務 4		
305	税 務 5		
306	税 務 6		
307	税 務 7		

環 境 対 策 部							
400	災 対 本 部 4						
給水班・下水道班		廃棄物対策班		遺 体 対 策 班			
401	上下水道 1	408	廃棄物対策 1	413	環境 1		
402	上下水道 2	409	廃棄物対策 2	414	環境 2		
403	上下水道 3	410	廃棄物対策 3	415	環境 3		
404	上下水道 4	411	廃棄物対策 4	416	環境 4		
405	上下水道 5	412	廃棄物対策 5				
406	上下水道 6						
407	上下水道 7						

都 市 対 策 部			
500	災 対 本 部 5		
道路河川対策班		住 宅 対 策 班	
501	土 木 1	508	建築住宅 1
502	土 木 2	509	建築住宅 2
503	土 木 3	510	都市計画 1
504	土 木 4	511	都市計画 2
505	土 木 5		
506	土 木 6		
507	土 木 7		

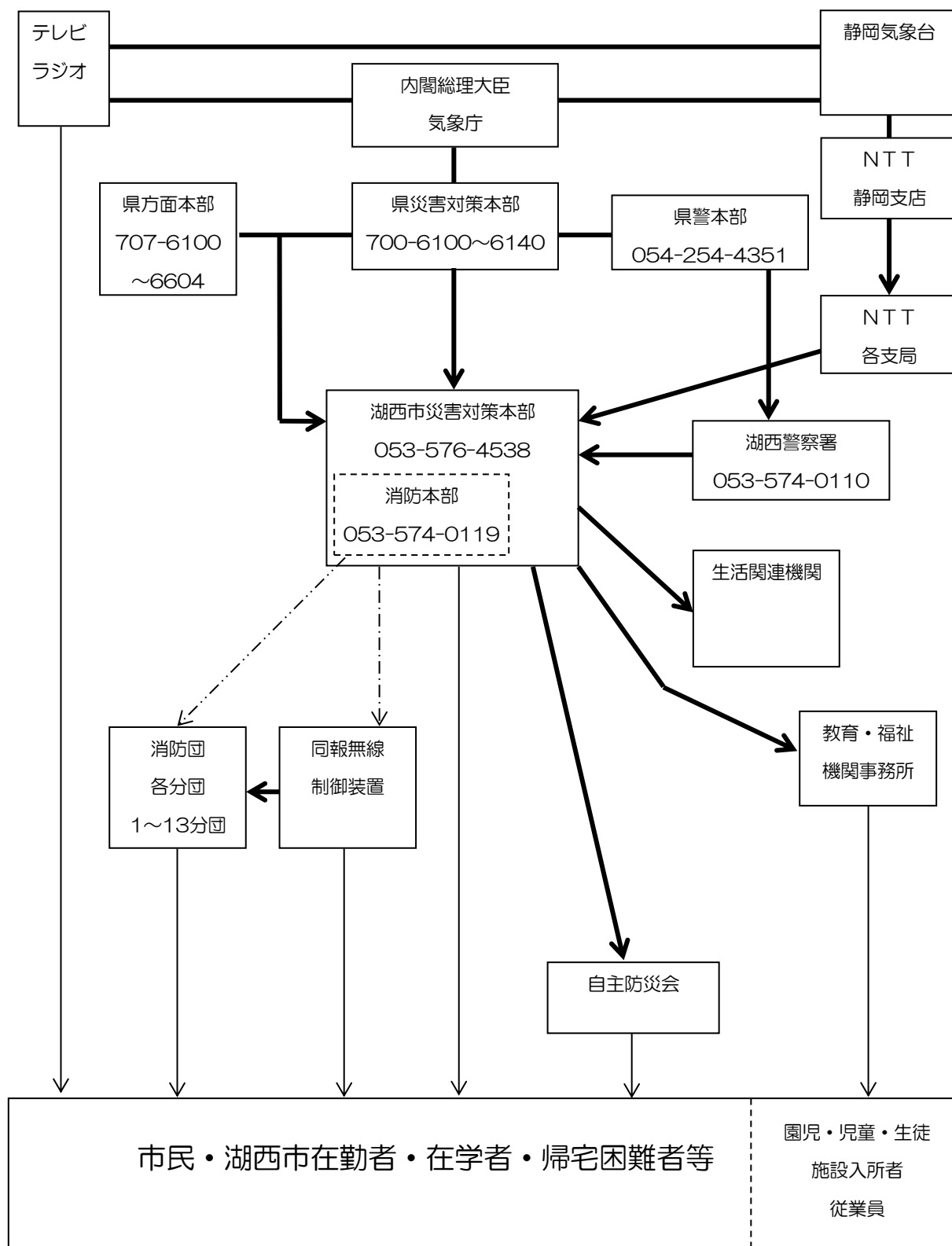
物 資 対 策 部			
600	災 対 本 部 6		
農 水 対 策 班		物 資 対 策 班	
601	産業振興 1	605	保険年金 1
602	産業振興 2	606	保険年金 2
603	産業振興 3	607	保険年金 3
604	産業振興 4		

情 報 対 策 部			
700	災 対 本 部 7		
ネットワーク管理班		外国人支援班	
701	D X 推 進 1	704	市 民 1
702	D X 推 進 2	705	市 民 2
703	D X 推 進 3	706	市民活動センター

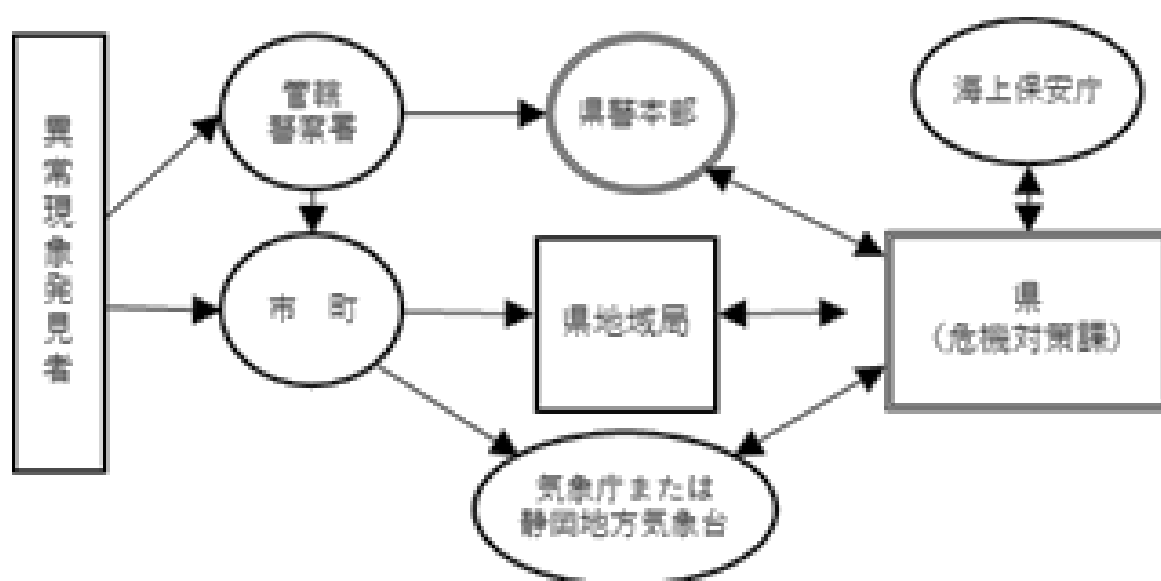
こども対策部					
800	災 対 本 部 8				
園児対策・託児班				816	あらい子育て 支援センター
801	保 育 幼 稚 園 1	809	真愛三ツ谷こども園	817	しんじょ子育て 支援センター
802	保 育 幼 稚 園 2	810	鷲 津 幼 稚 園		
803	こ ど も 政 策 1	811	知 波 田 幼 稚 園		
804	こ ど も 政 策 2	812	おかさきこども園		
805	しらゆりこども園(保)	813	岡 崎 幼 稚 園		
806	しらゆりこども園(幼)	814	希望の杜保育園		
807	真愛白須賀こども園	815	ヒーローズこさい こども園		
808	微 笑 こ ど も 園				

救 護 対 策 部					
900	災 対 本 部 9				
救 護 班				要配慮者対策班	
901	健康増進 1	909	湖西病院 3	916	高齢者福祉
902	健康増進 2	910	湖西病院 4	917	地域福祉 1
903	健康増進 3	911	湖西病院 5	918	地域福祉 2
904	こども未来 1	912	湖西病院 6	919	浜 名 学 園
905	こども未来 2	913	湖西病院 7		
906	こども未来 3	914	湖西病院 8		
907	湖 西 病 院 1	915	浜 名 病 院		
908	湖 西 病 院 2				

(危機管理課)



(危機管理課)



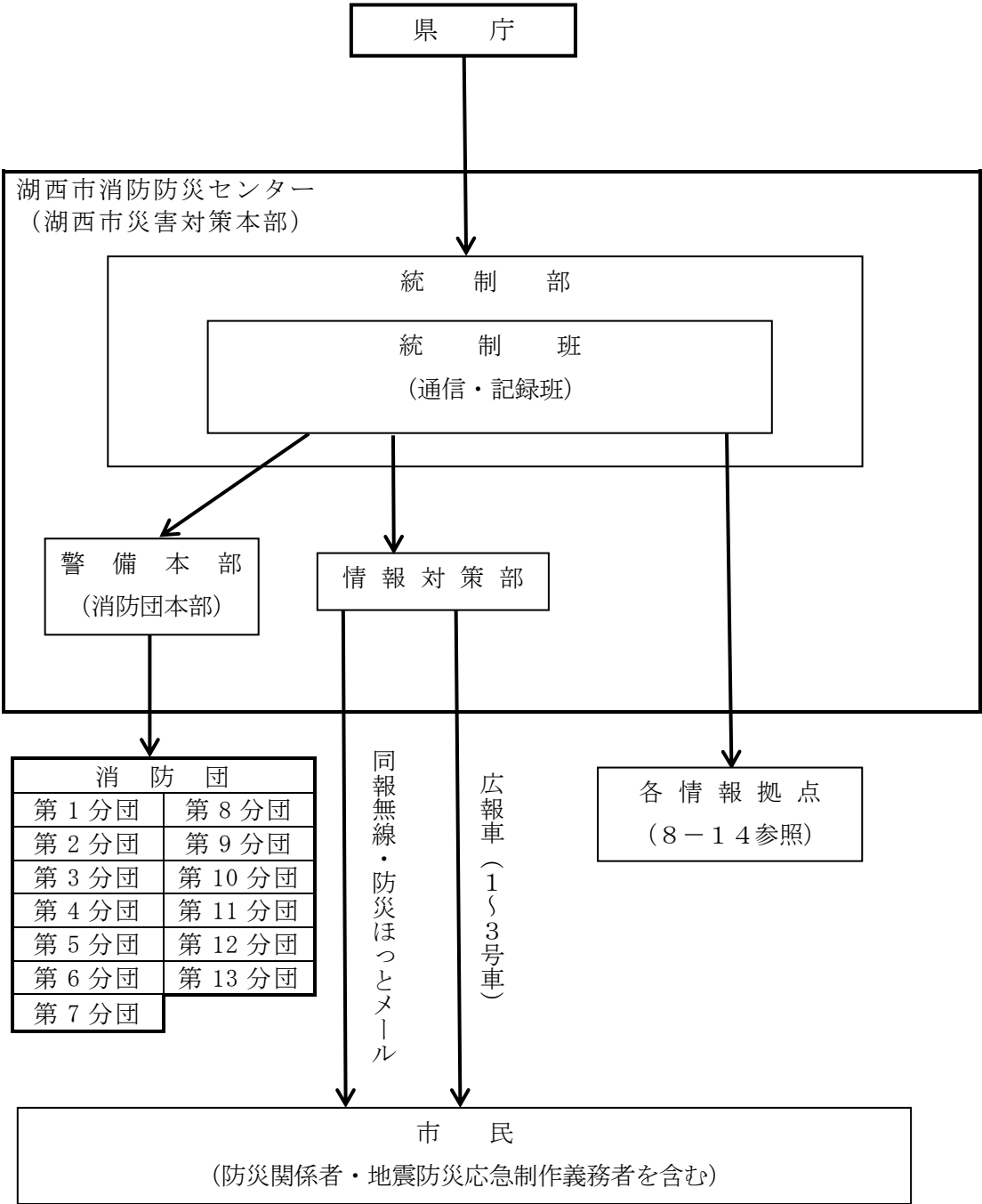
8-10 災害時情報収集伝達用無線系統図

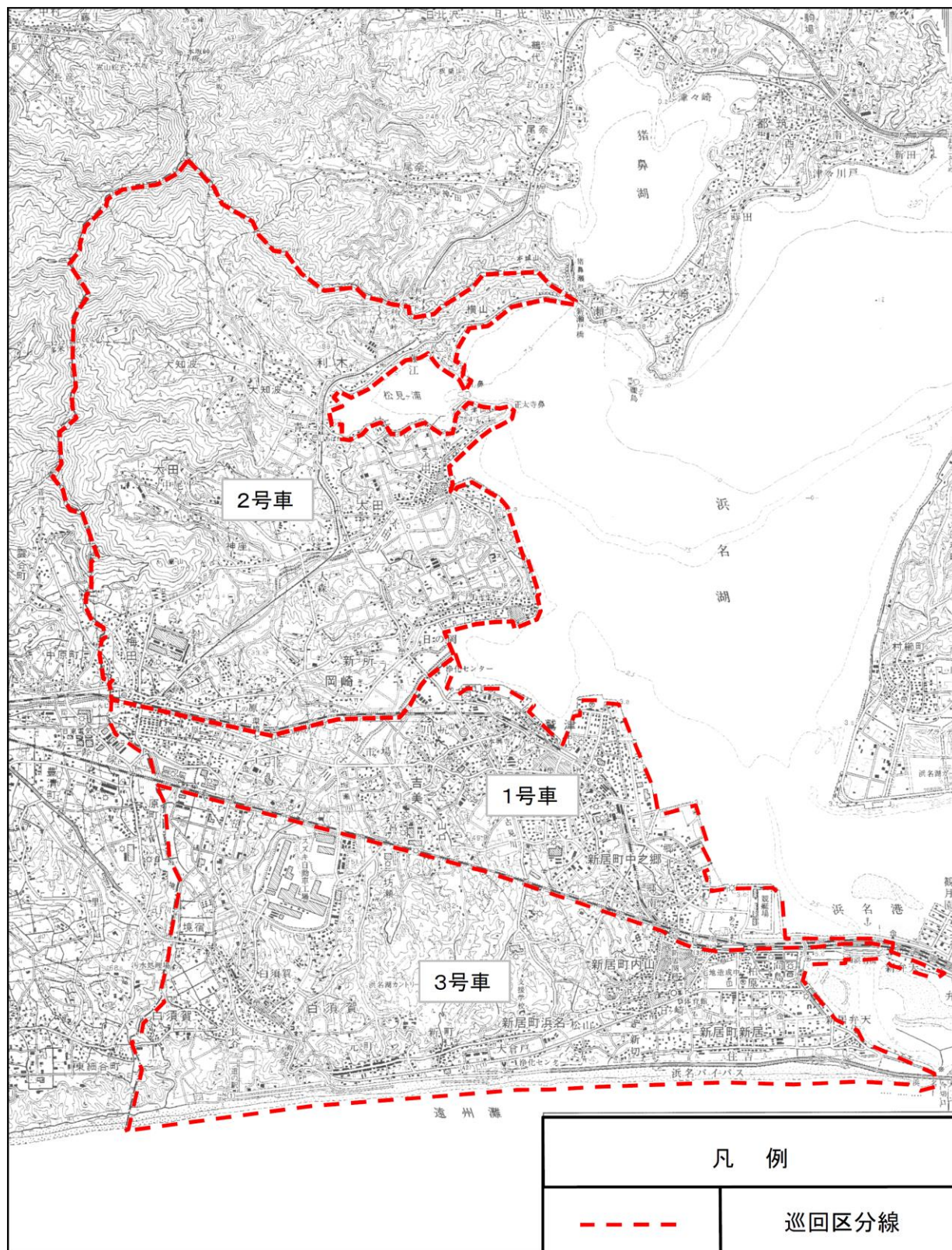
(危機管理課/消防本部)

湖西市消防防災センター	
湖西市災害対策本部	警 備 本 部
統 制 部 (統制班、通信・記録班)	消 防 本 部 消 防 団
基地局移動系 (ぎょうせいこさい) 基地局移動系 (こさいぼうたい) 固 定 系 (こうほうこさい) スマートフォン型多機能 I P 無線機	通 信 指 令 室 基地局 (こさいしょうぼう) 移動局 (車載) 18台 移動局 (携帯) 19台 移動局 (可搬) 4台 移動局 (卓上) 1台



情報拠点等 (スマートフォン型多機能 I P 無線機)		
湖 西 市 役 所	新 居 幼 稚 園	しらゆりこども園 (幼)
県 西 部 地 域 局	ア メ ニ テ ィ プ ラ ザ	真 愛 白 須 賀 こ ど も 園
浜名湖ボートレース企業団	静岡県立湖西高等学校	微 笑 こ ど も 園
J R 鷺 津 駅	静岡県立新居高等学校	真 愛 三 ツ 谷 こ ど も 園
知 波 田 小 学 校	静岡県立浜名特別支援学校	鷺 津 幼 稚 園
東 小 学 校	中 央 図 書 館	知 波 田 幼 稚 園
岡 崎 小 学 校	新 居 図 書 館	お か さ き こ ど も 園
鷺 津 小 学 校	新居地域センター	岡 崎 幼 稚 園
白 須 賀 小 学 校	湖 西 運 動 公 園	希 望 の 杜 保 育 園
新 居 小 学 校	西 部 地 域 セ ン タ ー	ヒ ー ロ ー ズ こ さ い こ ど も 園
湖 西 中 学 校	北 部 多 目 的 セ ン タ ー	医 療 救 護 本 部
岡 崎 中 学 校	南 部 構 造 改 善 セ ン タ ー	市 立 湖 西 病 院
鷺 津 中 学 校	湖 西 浄 化 セ ン タ ー	浜 名 病 院
白 須 賀 中 学 校	湖 西 環 境 セ ン タ ー	浜 名 学 園
新 居 中 学 校	しらゆりこども園 (保)	





8-13 地震防災活動に関する収集及び伝達すべき情報の種類等

(危機管理課)

(1) 収集する情報の種類、担当、方法等

情報の種類	担当	伝達ルート	手段	時期
避難の状況	統制担当 無線担当	防災会長→情報拠点 →本部	スマートフォン型 多機能 I P 無線機 等	状況が生じたとき 直ちに
避難における混乱状況	無線担当	防災会長→情報拠点 →本部	〃	〃
児童・生徒の避難状況	避難所担当	学校・情報拠点 → 本部	〃	開始及び終了時
防災関係機関の応急対策実施状況	〃	各機関 → 本部	NTT電話等	対策実施後速やかに
道路交通状況	道路担当	警察等 → 本部	警察無線 等	随時
情報の変容、流言等の状況	統制担当 広報担当	防災会長等 ↓ 情報拠点 → 本部	スマートフォン型 多機能 I P 無線機 等	〃
消防団の活動	消防部	(各分団) → 消防本部 → 本部	消防無線 等	〃
水防団の活動状況	消防部	各機関 → 消防本部 → 本部	〃	〃
防災会等の応急対策実施状況	統制担当	防災会長→情報拠点 →本部	スマートフォン型 多機能 I P 無線機 等	警戒宣言発令後30 分程度
市の応急対策実施状況	〃	各班	〃	対策実施後速やかに

(2) 伝達する情報の種類、担当、方法等 (地震予知情報を除く。)

情報の種類	担当	伝達ルート	手段	時期
水道、電気等生活関連施設の運営状況	統制担当 広報担当	本部各機関 → 市民	同報無線 広報車	状況に応じて繰り返し

防災会等の応急対策の 実施	〃	本部 → 市民	〃	〃
道路交通状況	〃	本部 → 市民	〃	〃
交通機関の運行状況	〃	本部、各機関 → 市民	〃	〃

8-1 4 情報拠点

(危機管理課)
(令和8年2月現在)

拠点名	スマートフォン型 多機能IP無線機	対象地区
湖西高校	218	表鷺津
鷺津中学校	213	鷺津、河美
鷺津小学校	208	川尻、古見
白須賀中学校	214	白須賀第1、第2
白須賀小学校	209	白須賀第3、第4（笠子地区を除く）、第5、第6
岡崎中学校	212	上ノ原、南上の原第1、南上の原第2、南上の原第3、岡崎、大森
岡崎小学校	207	梅田、新所原
東小学校	206	新所
湖西中学校	211	神座、太田、青平、入出
知波田小学校	205	大知波、利木、横山
新居中学校	215	新居中央（上田町、高見、西町、源太山を除く）、内山、郷南郷北、三ツ谷、あけぼの
新居小学校	210	柏原、ペイリーフ、新居南、住吉、源太山
新居幼稚園	216	新居中央（上田町、高見、西町）
浜名特別支援学校	219	橋本、西浜名
アメニティプラザ	217	市場、山口、坊瀬、白須賀笠子地区
湖西運動公園	224	
西部地域センター	225	
湖西浄化センター	401～407	
湖西環境センター	408～412	
衛生プラント		

8-15 情報拠点の位置及びその圏域図

(危機管理課)



8-16 災害応急活動に関する収集及び伝達すべき情報の種類等

(危機管理課)

(1) 収集する情報の種類、担当、方法等

情報の種類	担当	伝達ルート	手段	時期
被害の状況	情報管理担当	各班長 → 本部	スマートフォン型多機能 I P 無線機等	状況が生じた時直ちに
	情報管理担当	各機関 → 本部	NTT電話等	〃
生活必需物資の在庫及び供給状況	物資担当 救護担当	業者 → 本部	〃	〃
物資の価格、役務の対価動向	物資担当	業者 → 本部	〃	〃
金銭責務処理状況及び金融動向	物資担当	各機関 → 本部	〃	〃
避難所の設置状況	避難所担当	情報拠点 → 本部	スマートフォン型多機能 I P 無線機等	開始及び終了時
避難生活の状況	避難所担当	情報拠点 → 本部	〃	〃
医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の設置	救護担当	各機関 → 本部	〃	〃
応急給水の状況	給水担当			
観光客等の状況	物資担当			
避難情報の発令	広報担当	本部 → 市民	同報無線 広報車	状況に応じて繰り返す

8-17 災害時優先電話一覧表

(危機管理課/資産経営課)

(令和8年2月現在)

No.	電話番号	施設名	No.	電話番号	施設名
1	053-576-2211	市民課	42	053-576-1221	監査委員事務局
2	053-576-1213	市民課	43	053-576-1112	財政課
3	053-576-4911	市民課	44	053-576-4791	議会事務局
4	053-576-4531	市民課	45	053-576-1295	地域福祉課
5	053-576-4530	保険年金課	46	053-576-1114	健康増進課
6	053-576-4585	保険年金課	47	053-576-1156	保育幼稚園課

No.	電話番号	施設名	No.	電話番号	施設名
7	053-576-1141	環境課	48	053-576-1125	こども未来課
8	053-576-4533	環境課	49	053-576-1813	こども政策課
9	053-576-4921	環境課	50	053-576-4794	こども未来課
10	053-574-2211	上下水道課	51	053-576-4799	こども未来課
11	053-4574-2212	上下水道課	52	053-576-4874	こども未来課
12	053-574-2213	上下水道課	53	053-576-4532	地域福祉課
13	053-576-2312	D X推進課	54	053-576-4873	地域福祉課
14	053-576-4909	D X推進課	55	053-576-1104	高齢者福祉課
15	053-576-4535	会計課	56	053-576-1212	高齢者福祉課
16	053-576-1217	税務課	57	053-576-4900	高齢者福祉課
17	053-576-1218	税務課	58	053-576-4916	高齢者福祉課
18	053-576-4536	税務課	59	053-573-0777	アメニティプラザ
19	053-576-1155	秘書広報課	60	053-595-1551	新居浄化センター
20	053-576-4541	秘書広報課	61	053-577-1280	環境センター
21	053-576-4521	企画政策課	62	053-577-2867	西部地域センター
22	053-576-4910	企画政策課	63	053-594-8900	やすらぎ苑（斎場）
23	053-576-4538	危機管理課	64	053-594-3155	新居図書館
24	053-576-1140	文化観光課	65	053-594-1115	新居支所
25	053-576-1230	文化観光課	66	053-594-1116	新居支所
26	053-576-4877	文化観光課	67	053-576-0783	鷺津幼稚園
27	053-576-1216	産業振興課	68	053-577-0328	岡崎幼稚園
28	053-576-1215	産業振興課	69	053-578-0450	知波田幼稚園
29	053-576-4560	都市計画課	70	053-594-0249	新居幼稚園
30	053-576-1178	契約検査室	71	053-576-0049	鷺津小学校
31	053-576-1111	総務課	72	053-577-0003	岡崎小学校
32	053-576-1698	総務課	73	053-578-0034	知波田小学校
33	053-576-4545	土木課	74	053-578-1094	東小学校
34	053-576-4547	土木課	75	053-579-0330	白須賀小学校
35	053-576-1693	都市計画課	76	053-594-0058	新居小学校
36	053-576-3117	都市計画課	77	053-576-0032	鷺津中学校
37	053-576-4925	都市政策課	78	053-578-0033	湖西中学校
38	053-576-4549	建築住宅課	79	053-579-0016	白須賀中学校
39	053-576-4792	教育総務課	80	053-577-2828	岡崎中学校
40	053-576-4798	学校教育課	81	053-594-0004	新居中学校
41	053-576-4875	資産経営課			

9 消火・救急・救助、危険物等施設

第1章 総論

第1節 趣旨

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第2項第15号及び第29条第1項第7号の規定に基づき、湖西市消防本部が同法第1条に規定する任務を遂行するために、必要な計画の範囲と内容を定めるものである。

第2節 基本方針

この計画の基本方針は、管轄区域の特性により生ずる自然的、人為的災害を想定し、新・湖西市総合計画、湖西市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）等を根源とし、消防責任を十分に果たすため、消防諸般の要求に対応する計画を定めるものである。

第3節 計画の大綱

計画は、組織及び施設の拡充を図るとともに、防災活動の万全を期し、災害に対処できるようにするものとし、計画の大綱は、次のとおりとする。

- 1 消防力の整備に関すること。
- 2 防災のための調査に関すること。
- 3 防災教育訓練に関すること。
- 4 災害の予防・警戒・防ぎよに関すること。
- 5 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- 6 その他災害対策に関すること。

第4節 用語の定義

この計画による用語は、次に定めるところによる。

1 災害危険区域

建物、道路、水利、地勢、気象、出火件数、その他火災防ぎよに関する全てのものから判断して、延焼拡大危険が極めて高く、大火となる恐れのある地域又は人命への危険の高い地域をいう。

2 非常災害時

地震、暴風、洪水、大規模火災及び大事故等による激甚災害時等をいう。

第5節 計画の修正

この計画は、検討を加える必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

第2章 組織計画

火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するため、消防機関の組織、事務分掌並びに部隊編成について定めるものとする。

第1節 組織及び事務分掌

消防事務、防災活動等の消防行政の円滑かつ効率的な運用を図るため、組織及び事務分掌を平常時と非常災害時に区分する。

第1 平常時（消防職員を全員招集するまでに至らない場合）

1 組織

（1）消防本部

消防本部の組織は、湖西市消防本部の組織に関する規則（平成22年湖西市規則第149号）の定めるところによる。

（2）消防署

消防署の組織は、湖西市消防署の組織に関する規程（平成22年湖西市消防本部訓令第1号）の定めるところによる。

（3）消防団

消防団の組織は、湖西市消防団の組織等に関する規則（平成3年湖西市規則第13号）の定めるところによる。

2 組織図、事務分掌等

（1）消防本部及び消防署

平常時の消防本部及び消防署の組織図は別表1、事務分掌は別表2のとおりである。

（2）消防団

消防団の組織図は別表3、分団別管轄区域は別表4のとおりである。

第2 非常災害時（消防職員を全員招集した場合）

1 組織及び事務分掌

非常災害時の消防本部及び消防署の組織図は別表5、事務分掌は別表6のとおりである。

第2節 災害時の消防隊の編成

部隊編成は、消防活動を円滑にするため、災害の状況に応じ、通常災害時、大規模災害時、風水害時及び地震災害時に区分する。

第1 通常災害時の部隊編成

（1）消防本部及び消防署

通常時は、火災、救急、救助等に区分し、災害の種別及び規模に応じ、湖西市消防本部警防規程（平成22年湖西市消防本部訓令第7号。以下「警防規程」という。）、湖西市消防本部消防隊出動要領（平成22年湖西市消防本部告示第

36号。以下「消防隊出動要領」という。)の定めるところによる。

(2) 消防団

通常時は、災害の種別及び規模に応じ、湖西市消防団出動要領（平成22年湖西市告示第197号。以下「消防団出動要領」という。）の定めるところによる。

第2 大規模災害時の部隊編成

(1) 消防本部及び消防署

大規模災害時は、火災、救急、救助等に区分し、災害の種別及び規模に応じ、消防隊出動要領の定めるところにより、第3出動及び特命出動するものとする。

なお、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合には、地域防災計画、湖西市災害対応マニュアル、警防規程、消防隊出動要領、災害時初動対応マニュアル（平成23年7月策定）及び多数傷病者発生時における救急活動計画（平成30年5月策定）の定めるところによる。

(2) 消防団

大規模災害時は、災害の種別及び規模に応じ、地域防災計画及び消防団出動要領の定めるところにより、第3出動及び特命出動するものとする。

第3 風水害時の部隊編成

(1) 消防本部及び消防署

風水害時は、地域防災計画、湖西市水防計画、湖西市災害対応マニュアル、警防規程、消防隊出動要領及び災害時初動対応マニュアルの定めるところにより、部隊を編成する。

(2) 消防団

風水害時は、地域防災計画、湖西市水防計画及び消防団出動要領の定めるところにより、部隊を編成する。

第4 地震災害時の部隊編成

(1) 消防本部及び消防署

地震災害時は、地域防災計画、湖西市災害対応マニュアル、警防規程、消防隊出動要領及び災害時初動対応マニュアルの定めるところによる。

(2) 消防団

地震災害時は、地域防災計画及び消防団出動要領の定めるところによる。

第3章 消防力の整備計画

管轄区域の消防力の現勢を把握し、消防力の整備指針及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、消防施設及び人員の充実強化を図るとともに、社会情勢の変化を加味し、諸情勢に対応でき得る消防体制を確立するために必要な事項について

定めるものとする。

第1節 消防力の現勢

第1 人員の現況

(1) 消防本部及び消防署

湖西市職員定数条例（昭和35年湖西市条例第1号）の定めるところによる。

なお、消防職員の定数及び実員は、別表7のとおりである。

(2) 消防団

消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年湖西市条例第8号）の定めるところによる。

なお、消防団員の定数は、別表8のとおりである。

第2 施設の現況

1 消防庁舎

(1) 消防本部及び消防署

近年の社会経済の急激な発展に伴い都市化が著しく、中高層建築物の増加とともに、災害も複雑多様化し、災害活動の拠点となる消防署所を始めとし、消防体制の一層の充実強化が急務である。

なお、消防庁舎の現況は、別表9のとおりである。

(2) 消防団

消防団の全分団に、地域住民の防災拠点として詰所が整備されている。

なお、消防団詰所の現況は別表10、消防団器具庫の現況は、別表11のとおりである。

2 消防車両等

(1) 消防本部及び消防署

消防車両及び資器材は、人員及び消防水利とともに消防力の基準要素であり、住民の安全を確保するため、必要不可欠なものである。

なお、消防車両の現況は別表12、主な資器材の現況は別表13のとおりである。

(2) 消防団

女性分団以外の分団に、消防ポンプ自動車又は救助資機材搭載車を備えるとともに、地域の特性により、一部の分団に可搬運搬車が整備されている。

なお、消防団車両の現況は別表14、消防団小型動力ポンプの現況は別表15のとおりである。

3 消防水利

消防水利の種類には、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と、河川、池等の自然水利があり、火災鎮圧のためには消防車両とともに必要不可欠なものである。

なお、消防水利の現況は、別表16のとおりである。

4 通信施設

通信施設は、災害の受信、伝達、情報収集等、あらゆる災害情報連絡体制の中
枢をなす施設で、平成27年3月に導入したものである。

第2節 消防力の整備

消防の任務遂行上必要な消防力については、消防力の整備指針、救助隊の編成、装
備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）及び新・湖西市総合計画
に基づき人員、施設及び資器材の整備増強を図るものとする。

第1 人員

署所の新設及び機械力の増強を図り、また社会情勢を考慮し、計画的に消防の
任務遂行上に必要な要員等の増員に努める。

第2 施設

1 消防庁舎

（1）消防本部及び消防署

消防体制の充実と出動体制の強化を図るため、市街地の形成状況及び社会情
勢並びに署所の適正配置を考慮し、計画的な見直しのもとに署所を整備する。

（2）消防団

地域の防災拠点にふさわしい詰所、器具庫等の施設を計画的に逐年整備す
る。

2 消防車両

（1）消防本部及び消防署

消防力の整備指針に基づき、消防車両を補助事業の補助処分制限期間、耐用
年数、性能等を考慮し、車両更新計画に基づき整備を図る。

（2）消防団

消防ポンプ自動車、救助資機材搭載車及び可搬運搬車等の性能を考慮し、計
画に基づき消防力の整備を図る。

3 消防水利

消防水利の基準に基づき、消防水利の低充足率地域及び火災危険度の高い地域
等を考慮し、消火栓又は耐震性貯水槽等の設置について、消防施設整備計画に基
づき逐次整備を図る。

第3 資器材

資器材は、一般建物火災のほか中高層建築物、危険物施設等の特殊災害に対応
するため、老朽化資器材の更新とともに必要な整備を図る。

第3節 施設及び資器材の点検整備

施設及び資器材の点検整備は、関係規程によるほか、次のとおり点検整備を行うも
のとする。

第1 消防車両・資器材の点検及び整備

1 消防車両の点検及び整備

消防車両等の安全性の確保と保全を図るため、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）で定める技術上の基準による点検及び整備のほか、湖西市消防本部消防車両等管理要綱（令和6年湖西市消防本部訓令第1号。以下「消防車両等管理要綱」という。）の定めるところにより、点検及び整備を実施する。

2 資器材の点検及び整備

資器材の点検については、円滑な消防業務を遂行するため、資器材の異常の有無及び機能点検を消防車両等管理要綱に準じて実施する。

第2 救急自動車の消毒

救急自動車の消毒は、湖西市消防本部救急業務規程（平成22年湖西市消防本部訓令第10号。以下「救急業務規程」という。）及び湖西市消防本部感染防止対策要綱（平成22年湖西市消防本部告示第25号）の定めるところにより、定期的に実施するほか、使用後においても必要に応じて消毒を実施する。

第3 通信施設の点検及び整備

湖西市消防本部消防通信運用要綱（平成22年湖西市消防本部告示第19号。以下「消防通信運用要綱」という。）、湖西市消防本部消防無線運用規程（平成22年湖西市消防本部訓令第8号。以下「消防無線運用規程」という。）及び湖西市消防本部消防無線保守管理規程（平成22年湖西市消防本部訓令第9号）に基づき点検及び整備を実施する。

第4章 調査計画

火災、風水害及び地震等の災害に迅速、的確な防ぎょ活動をするため、消防地理、消防水利（以下「消防地水利」という。）、消防活動上必要な施設並びに災害危険区域等を的確に把握し、消防活動の円滑化を図るものとする。

第1節 消防地水利調査

消防活動に必要な消防地水利の状況を把握するため、調査するものとする。

第1 消防地水利調査

1 調査の種類

（1）消防地理調査

消防地理は、地形、道路、橋梁、河川、建築物、工作物及びその他の消防活動の際に対象となるものを調査する。

（2）消防水利調査

消防水利は、消火栓、防火水槽、貯水池、プール、河川、池及びその他の消防水利として使用できるものを調査する。

2 調査区域

管轄区域を地域別に区分し、調査区域図に防火対象物、消防水利及びその他の災害防ぎょ上必要な事項を記載する。

3 調査の方法

消防地水利調査は、計画により巡視調査を行うものとする。ただし、住民からの要望及び道路工事等により消防地水利の状況を把握する必要があるときは、その都度巡視調査を行う。

4 調査の結果

消防署長は、調査員の報告に基づき、消防警備上必要な措置をとるとともに、署所相互に情報を交換し、最新の状況を把握するよう努め、消防隊の活動に支障のない対策を講ずる。

第2節 消防活動上必要な施設

防火対象物等に設置された消火活動上必要な施設を有効に活用するため、調査するものとする。

第1 消火活動上必要な施設の調査

1 施設の区分

排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条第6項に定めるものとする。

2 調査の方法

消火活動上必要な施設が設置されたときは、必要に応じ消防隊が消火活動上必要な事項を調査し、署所相互に情報を交換し、最新の状況を把握する。

第3節 災害危険区域等

火災等の災害が発生した場合、人命及び延焼拡大の危険が大きく消火活動が困難な場所等の災害危険区域を調査し、その実態を把握しておくものとする。

第1 災害危険区域等の調査

1 災害危険区域等

（1）火災延焼拡大危険区域

木造建築物が密集し、火災が発生した場合、人命及び延焼拡大の危険が大きく、消防活動が困難な地域

下記アの（ア）～（ウ）のいずれかに該当し、かつ、下記イの（ア）又は（イ）に該当する地域を「火災延焼拡大危険区域」に指定する。

なお、市民に与える影響が大きいことから、当分の間、非公表とする。

ア 消防活動の困難性が高く、下記の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する地域

- (ア) 地勢、道路狹隘等により、水槽付消防ポンプ自動車の進入が困難な地域
 - (イ) 水槽付消防ポンプ自動車の進入可能道路から地域の中心まで50m以上の地域
 - (ウ) 中心部から140m以内において水利部署が困難な地域
 - イ 木造・防火造建築物が密集し、延焼危険が高い地域
 - (ア) 住宅戸数密度（※１）が30戸／ha以上、かつ不燃領域率（※２）が40パーセント未満〔又は木防率2／3（※３）〕である地域
 - (イ) 住宅戸数密度が30戸／ha未満であるが、地勢等の状況から延焼危険が高いと判断される地域
- ※１ 住宅戸数密度
- 地区内の住宅戸数を地区面積で除した密度。その地区の燃え広がり易さを表す。
- ※２ 不燃領域率
- 地区面積に対する不燃化面積の割合。地区内における一定規模以上の道路や公園等の空地面積と、地区内の全建築物の建築面積に対する耐火建築物等の建築面積の比率から算定される。
- ※３ 木防率
- 地区の全棟数に占める木造建築物及び防火造建築物の棟数の割合を示す。

(２) 風水害、土砂災害等危険区域

暴風雨等により、河川の氾濫、浸水、土砂災害等の発生が予測され、家屋倒壊等の危険がある地域

(３) 中高層建築物

地上４階以上の建築物

(４) 特に指定する防火対象物

消防活動が困難で、人命危険があると認められる防火対象物

(５) 危険物製造所等

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第33条及び第34条の規定による著しく消火困難な製造所等

(６) 高圧ガス製造施設等

ア 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第５条の規定による製造施設

イ 高圧ガス保安法第16条の規定による貯蔵所

ウ 高圧ガス保安法第20条の４の規定による販売所

エ 高圧ガス保安法第24条の２の規定による特定高圧ガス消費施設

オ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第３条第２項第２号の規定による販売所

(７) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第12条第１項の規定による火薬庫

(８) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第

- 167号) 第3条の規定による放射性同位元素の使用施設及び貯蔵施設
(9) その他消防長又は消防署長が必要と認める防火対象物

2 調査の方法及び要領

(1) 危険区域

地域内の建築物、道路、消防進入路、消防水利等、消防活動上必要な事項について現況を把握する。

(2) 危険区域以外

防火対象物又は消防対象物の位置、構造、設備等、消防活動上必要な事項について現況を把握する。

(3) 調査方法

消防長又は消防署長が必要と認めた場合は、調査区域又は対象物と担当員を定め、計画的に調査を実施する。

(4) 調査の結果

消防署長は、調査結果に基づき、消防活動上必要な対策を講ずる。

(5) 警防計画の作成

警防規程及び湖西市消防本部警防計画作成要綱（平成22年湖西市消防本部告示第18号）に基づき、警防計画を作成する。

第5章 教育訓練計画

近代化及び高度化される消防機器並びに社会情勢の進展に伴い、多様化する消防活動に対し、消防職員により高度の知識の習得と技能を錬磨させ、消防諸般の要求に対応させるため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条及び消防組織法第52条第1項の規定に基づき実施する教育訓練について定めるものとする。

第1節 教育

職員に対して、消防の任務を正しく認識させるとともに、人格の向上、知識や技術の習得、体力の錬成、併せて規律の保持、協同精神の養成を図り、もって公正明朗、かつ、能率的に職務を遂行できるようその資質を高めるための教育を行う。

第1 学校教育

1 静岡県消防学校

(1) 初任教育

ア 消防職員として必要な確固たる使命感の育成、協同精神の涵養及び規律の厳守

イ 社会情勢に即応できる消防職員に必要な基礎知識の習得と技術の錬磨

ウ 旺盛な体力と気力の錬成及び迅速な行動力の育成

(2) 幹部教育

ア 幹部にふさわしい人格、識見の涵養

イ 消防行政全般の知識の修得

ウ 消防業務に必要な企画力と部下育成に必要な指導力の修得

(3) 専科教育

業務を遂行し、併せて社会の変遷に対応するために必要な専門知識や技術の修得

(4) 特別教育

ア 科学技術の進歩等に応じた知識、技術の修得

イ 資格取得に必要な知識、技術の修得

ウ 消防活動要領と安全管理の知識を修得

2 救急救命士研修所

一定の実務経験を有した救急隊員を対象に、重度傷病者に対する救命率の向上を図るため、より高度な専門的知識及び技能を習得させる。

3 消防大学校

消防大学校の入校基準を有した者のうち、消防長が認めた者を対象に、消防行政に必要な総合的かつ専門的な高度の知識と技能を習得させ、幹部職員として相応の人格、識見及び技能の向上を図る。

第2 一般教養

1 普通教育

所属職員に対して、消防業務上必要な教育を年間計画により実施する。

2 特別教育

(1) 全職員を対象に、消防職員として必要な人格及び識見の向上を図るため、関係機関から講師を招聘し、年1回以上の職員研修会を実施する。

(2) 消防長が認めた者を対象に、消防業務上必要な教育を実施させるため、関係機関が実施する研修や訓練へ参加させる。

第2節 訓練

複雑多様化する災害に寸時の猶予を許さず、あらゆる事態に迅速適正に統制ある行動に対応し得る実力を養成し、消防活動の完遂を期するため、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）及び警防規程の定めるところにより、実行性のある訓練を積み重ねて、消防技術の向上と習熟を図る。

第1 基礎訓練

消防活動の基本である徒歩訓練、礼式、点検その他の訓練を反復行い、消防活動が有効適正に行われるために実施する。

1 規律訓練：職員の体力、士気向上、規律の養成等のために行う訓練

2 基本訓練：消防ポンプ操法、人命救助法、救急処置等の訓練

3 放水訓練：消防車による放水訓練

4 操縦訓練：機関員による消防車、救急車等の操縦訓練

第2 防ぎょ訓練

- 1 図上訓練：火災防ぎょ活動、救急活動、救助活動等についての図上による訓練
- 2 実践訓練：消防隊、救急隊等が特殊建物等を対象に実際活動に準じて行う訓練
- 3 総合訓練：消防本部、消防署、消防団及び関係機関による総合的な訓練
- 4 特別訓練：集团的災害事故その他特殊災害を想定し、実際活動に準じて行う訓練

第3 通信訓練

消防通信運用要綱の定めるところによる消防通信の訓練を、各種防ぎょ訓練に併せて実施する。

- 1 火災通信訓練
- 2 特殊災害等通信訓練
- 3 単独通信訓練

第4 風水害、大火災、大爆発、大事故等（大地震を除く。）を想定した訓練

地域防災計画、湖西市水防計画、災害時初動対応マニュアル及び多数傷病者発生時における救急活動計画に基づき実施する。

- 1 総合防災訓練 9月1日の「防災の日」に実施
- 2 個別・連携防災訓練

第5 大地震（南海トラフ地震を含む）を想定した訓練

地域防災計画及び災害時初動対応マニュアルに基づき実施する。

- 1 総合防災訓練 9月1日の「防災の日」に実施
- 2 地域防災訓練 12月第1日曜日の「地域防災の日」に実施
- 3 津波避難訓練 3月11日を含む10日間の「津波対策推進旬間」中に実施
- 4 個別防災訓練
 - (1) 情報伝達訓練
 - (2) 職員の動員訓練

第6章 災害予防計画

災害発生の危険は、近年の科学技術及び産業の進展と社会生活の向上により増加の一途にある。これら災害発生の未然防止と災害時の被害を軽減するため、消防力の充実強化、消防部隊の効率的運用と相まって、地域住民並びに防火対象物の関係者等による災害予防に対する協力体制の確立が肝要であり、火災予防指導、火災予防査察、風水害等の予防指導及び広報活動の積極的推進を図り、災害予防の万全を期する。

第1節 火災予防指導

防火対象物の関係者、防火管理者、危険物取扱者及び自主防災組織その他各種団体を対象とした防火教室、消防訓練等を通じて適切な指導を行う。

第1 防火・防災管理者

多数の者を収容する防火対象物から出火した場合は、人的、物的被害が大きくなることが予想されるため、消防計画の作成、計画に基づく消防訓練の実施、消防用設備等の点検整備及び自衛消防組織の育成促進、その他防火管理上必要な業務の指導を、湖西市消防本部防災管理者等の資格に関する事務処理要綱（平成22年湖西市消防本部告示第16号）に基づき実施する。

第2 危険物施設関係者

危険物施設は、火災の発生危険と延焼危険が大であり、一旦出火した場合には、その延焼速度も速く消火も困難であるため、危険物の貯蔵又は取扱いに係る関係法令を遵守し、災害発生の防止に努めるよう指導するとともに、消防法（昭和23年法律第186号）第13条の規定に基づく危険物取扱者免状の習得促進、同法第13条の23の規定に基づく危険物取扱者の保安に関する講習会の受講促進、その他の研修行事へ参加促進等を行い、その実施に必要な事項について協力し、その目的達成を図る。

1 危険物取扱者免状試験

静岡県内各地で年に4回以上実施

- (1) 甲種危険物取扱者
- (2) 乙種危険物取扱者（第1類～第6類）
- (3) 丙種危険物取扱者

2 危険物取扱者保安講習

静岡県内各地で年に4回以上実施

- (1) 給油取扱所
- (2) 一般（給油取扱所以外）

3 その他の研修行事

- (1) 一般社団法人静岡県危険物安全協会連合会 危険物管理技術研修会
- (2) 静岡県西部地区危険物安全協会連絡会 会員・幹事研修会
- (3) 静岡県高圧ガス・危険物防災訓練

第3 各種団体等

火災をはじめ、各種災害の予防については、住民全体の自覚と組織的な協力体制の確立が不可欠であるため、各事業所等の自衛消防組織、湖西市少年消防クラブ運営指導協議会、湖西市幼年消防クラブ、自治会、自主防災会等に対し、防火教室、防火映画会等の開催を促して、防火思想の啓蒙普及に努めるとともに、防火、防災訓練の実施と組織の育成指導を行う。

第2節 火災予防査察

管轄区域内の防火対象物の実態を把握し、出火の未然防止と人命危険を排除するとともに消防活動に万全を期するため、消防法第4条及び同法第16条の5の規定に基づき防火対象物に立ち入って、その位置、構造、設備及び管理の状況を検査するものと

し、実施に際しては、湖西市火災予防査察規程（平成22年湖西市規程第15号。以下「査察規程」という。）及び湖西市消防本部火災予防要綱（平成22年湖西市消防本部告示第20号。）の定めるところとする。

第1 査察対象物の指定

査察を行う対象物は、査察規程別表第1に掲げるものとする。

第2 査察の区分

査察は、定期査察、特別査察及び防火診断とする。

1 定期査察

査察規程別表第2の定めるところにより実施する。

2 特別査察

査察規程別表第2の定めるところにより実施する。

3 防火診断

査察規程別表第2の定めるところにより実施する。

第3節 広報活動

災害予防は、地域住民又は施設関係者の積極的な協力に負うところが大である。このため、火災その他の災害の実態、初期消火、早期通報及び各種災害に対応する心構え等、防災知識の普及、啓発について、報道機関及び関係機関等の協力を得て広報活動を行い、災害の未然防止の徹底を期する。

第1 広報責任者と普及方法

1 広報責任者

（1）消防総務課関係の事務	→	消防総務課長
（2）予防課関係の事務	→	予防課長
（3）警防課関係の事務	→	警防課長
（4）消防署関係の事務	→	消防署長

2 普及方法

- （1）報道機関（新聞社・ラジオ・テレビ等）に掲載依頼
- （2）同報無線の使用
- （3）「湖西市防災ほっとメール」の使用
- （4）湖西市ウェブサイトに掲載
- （5）広報誌（広報こさい）に掲載
- （6）ポスター等の掲示
- （7）リーフレット等の配布
- （8）車両による広報
- （9）デジタルサイネージ掲示板に掲載
- （10）SNSに掲載
- （11）その他

第2 諸行事の広報

1 防災とボランティアの日及び防災とボランティア週間

防災関係機関を始め、住民が災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、防災とボランティアの日（1月17日）を中心として災害への備えの充実強化を図る。

（実施期間） 1月15日～1月21日

2 春季火災予防運動

春先の火災が発生し易い時季に、デジタルサイネージの標示、のぼり旗の設置、ポスター・リーフレットの配布等により、その趣旨の周知徹底を図る。

（実施期間） 3月1日～3月7日

3 山火事予防運動

空気が乾燥し、山火事が多発し易い時季に、入山者や住民に対する防火意識の普及啓発活動を行い、煙草の投げ捨てや野焼き等からの出火を未然に防止する。

（実施期間） 3月1日～3月7日

4 車両火災予防運動

交通車両の関係者及び利用者の火災予防意識の高揚を図り、車両火災を予防し安全な運送を確保する。

（実施期間） 3月1日～3月7日

5 津波対策推進旬間

東日本大震災（平成23年3月11日）の発生を契機に、津波対策に係る県、沿岸市町及び自主防災組織等の連携強化並びに沿岸市町住民の意識高揚を図る。

（実施期間） 3月11日を含む10日間

6 危険物安全週間

石油類、高圧ガス等危険物の高温多湿による事故の発生し易い夏季に、危険物の貯蔵、取扱いに対する安全管理意識の高揚を図り、危険物災害の未然防止に万全を期する。

（実施期間） 6月の第2週（1週間）

7 水難事故防止対策強化月間

海や河川で水難事故が最も集中する時季に、観光客や住民等に注意喚起を促し、事故防止を図る。

（実施期間） 7月1日～8月31日

8 防災週間

地震、台風、高潮、津波、集中豪雨及び地滑り等の自然災害について、地域住民に対して、防災の日（9月1日）を中心として防災意識の一層の普及を図る。

（実施期間） 8月30日～9月5日

9 救急医療週間

救急医療や救急業務に対する正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図る。（実施期間）9月9日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）

10 秋季火災予防運動

秋から冬にかけての火災が発生し易い時季に、デジタルサイネージの標示、のぼり旗の設置、ポスター・リーフレットの配布等により、その趣旨の周知徹底を図る。（実施期間）11月9日～11月15日

11 その他

(1) 文化財防火デー（1月26日）	法隆寺金堂の壁画の焼損（昭和24年）を契機
(2) 消防記念日（3月7日）	消防組織法（昭和23年）の施行を契機
(3) 防災の日（9月1日）	関東大震災（大正12年）を契機
(4) 救急の日（9月9日）	昭和57年に指定
(5) 津波防災の日（11月5日）	安政南海地震（1854年）の津波被害を契機
(6) 119番の日（11月9日）	自治体消防発足40周年を契機

第3 車両による巡回広報

災害予防のため特に必要があるときは、車両による管内の巡回及び広報等、災害予防の推進を図る。

第4 民間協力団体等による広報

民間協力団体等を主体に、地域住民の防災活動の推進と防災思想の高揚を図る。

- 1 湖西市危険物安全協会
- 2 湖西市少年消防クラブ運営指導協議会・湖西市幼年消防クラブ
- 3 各自主防災会

第7章 警報発令伝達計画

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく静岡県における気象注意報・警報、南海トラフ地震臨時情報、消防法第22条の規定に基づく火災予防のための気象通報等を確実に受信し、その内容を関係機関及び住民に周知徹底し、災害の未然防止及び被害の軽減を図るための伝達方法を定める。

第1節 火災警報

消防法第22条第3項、湖西市火災予防規則（平成22年湖西市規則第140号）第4条及び警防規程第58条により、火災に関する警報の発令基準及び警報の伝達方法について定める。

第1 火災警報の発令

火災が発生しやすい気象状況下にあり、市長が火災の予防上危険であると認めた場合は火災警報を発令して、火災に対する注意を喚起し、火災予防に努める。

1 火災警報の発令基準

- (1) 実効湿度が60パーセント以下であって、最小湿度が35パーセント以下で、か

つ、平均風速が毎秒10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

- (2) 平均風速12メートルを超える風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨若しくは降雪の場合は、この限りでない。

第2 火災警報の解除

市長が火災の予防上その必要がないと認めたとき

第3 火災警報の伝達及び周知

- 1 火災警報信号は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）別表第1の3の定めによる。
- 2 火災警報信号のサイレン吹鳴は、同報無線で実施し、次のとおり行う。

区 分	サ イ レ ン		
	時 間 (秒)		
発 令	● ————— ●		
	約30秒	(約6秒)	約30秒
解 除	● ——— ● —————		
	約10秒	(約3秒)	約1分

第4 警報発令及び解除の措置

- 1 通信指令室は、次の関係機関に対し、通報及び広報を依頼する。
 - (1) 静岡県危機管理部
 - (2) 湖西市危機管理課
 - (3) 湖西警察署
 - (4) その他消防長が予め指定した関係機関
- 2 火災警報発令及び解除信号の広報は、次のとおり実施する。
 - (1) 同報無線によるサイレンの吹鳴及び広報
 - (2) 「湖西市防災ほっとメール」の送信による広報
 - (3) 車両による巡回広報

第2節 水防予警報

水防予警報等が発せられ、洪水・高潮のおそれがあると認められるときは、地域防災計画、湖西市水防計画、湖西市災害対応マニュアル及び災害時初動対応マニュアルに基づき、水防活動を有効適切に実施し、住民の安全確保に努める。

第1 配備体制

1 配備基準

湖西市災害対応マニュアルの定めによる職員配備体制基準は次のとおりであり、水防予警報等を覚知した場合には、湖西市危機管理課と情報の共有化に努める。

- (1) 事前配備体制基準

- (2) 第1次配備体制基準
- (3) 第2次配備体制基準
- (4) 第3次配備体制基準

2 消防本部及び消防署の体制

災害時初動対応マニュアルの定めにより、次の体制で警戒及び災害対策を実施する。

- (1) 勤務者による対応 (事前配備体制時)
- (2) 警備室による対応 (第1次配備体制時・必要に応じて指定職員を招集)
- (3) 警備部による対応 (第2次配備体制時・指定職員の招集)
- (4) 警備本部による対応 (第3次配備体制時・全職員の招集)

第2 予警報等の伝達及び周知

- 1 地域防災計画に基づくほか、水防予警報等が発せられた場合は、次の措置をとる。
 - (1) 関係機関及び各署に情報伝達を行う。
 - (2) 夜間、休日等の市役所閉庁時で、全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）が自動起動されなかった場合、同報無線及び「湖西市防災ほっとメール」により、住民に広報を行う。
 - (3) 必要に応じて、車両により広報を行う。
 - (4) 必要に応じて、職員安否参集確認システム（以下「ASKシステム」という。）により消防職員・消防団員等へ情報伝達を行う。

第3 予警報発表時等の消防対策

- 1 水防予警報等が発表された場合、次の消防対策を実施する。
 - (1) 気象の急変を把握するため、気象観測体制を強化する。
 - (2) 関係機関との連絡を密にし、情報の収集を図るとともに、特に河川水位、潮位等の情報収集に努める。
 - (3) 河川危険箇所、土砂崩れ危険箇所等の警戒巡視を強化する。
 - (4) 発災に備え、関係機関と連絡を密にし、事前に必要資器材を配備する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報等

南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震臨時情報」が発表される。

この地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言を受けるため、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が開催され、従来の東海地震を対象とした地震防災対策強化地域判定会と一体となって検討が行われる。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	(調査中) ○観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

	(巨大地震注意) ○巨大地震の発生に必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(巨大地震警戒) ○巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震関連 解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

第1 配備体制

1 職員配備基準

湖西市災害対応マニュアルの定めによる職員配備体制基準は、次のとおりであり、南海トラフ地震臨時情報の発表（南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時）等を覚知した場合、又は市内に震度4以上の地震が発生した場合には、湖西市危機管理課と情報の共有化に努める。

- (1) 事前配備体制基準
- (2) 第1次配備体制基準
- (3) 第2次配備体制基準
- (4) 第3次配備体制基準

2 消防本部及び消防署の体制

災害時初動対応マニュアルの定めにより、職員の安全を確保すると共に、次の体制で警戒及び災害対策を実施する。

- (1) 勤務者による対応（事前配備体制時）
- (2) 警備室による対応（第1次配備体制時・必要に応じて指定職員を招集）
- (3) 警備部による対応（第2次配備体制時・指定職員の招集）
- (4) 警備本部による対応（第3次配備体制時・全職員の招集）

第2 地震情報の伝達及び周知

地震情報の伝達は、地域防災計画に基づくほか、次のとおり実施する。

1 伝達

- (1) 職員への情報伝達は、ASKシステムにより行う。
- (2) 夜間、休日等の市役所閉庁時において、緊急度の高い地震関連情報（南海トラフ地震に関連する情報（臨時）・津波（大津波）警報等）を受信し、J-ALERTが自動起動されなかった場合には、同報無線及び「湖西市防災ほっとメール」により住民に広報を行う。

2 広報活動

- (1) 広報実施要領

ア 住民への情報伝達は、同報無線、「湖西市防災ほっとメール」、車両による広報により行う。

イ 車両による広報は、地震災害警戒本部又は災害対策本部と調整し、内容、広報実施区域等を決定するものとする。

(2) 広報開始の時期

広報の開始は、原則として南海トラフ地震臨時情報の発表（南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時）以降とする。ただし、臨時情報の発表時点において、住民等の問い合わせに対しては、次の要領により行う。

※ 職員の自覚

職員は、次の事項を自覚し、住民に対応すること。

南海トラフ地震臨時情報の発表（南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時）は、観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始したことを示すものであり、現時点においては無用の混乱が引き起こすパニックを防止することが、最大の任務である。

(3) 具体的な住民への対応要領

前記(2)※の内容を自覚したうえで、概ね次の事項を住民に対して指導する。

ア 南海トラフ地震臨時情報の発表（南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時）時の対応

(ア) 観測された異常な現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始したため、テレビ、ラジオ等で正確な情報をつかみ、デマに注意して行動する。

(イ) 非常持ち出し品を再点検し、不足している場合は補充する。

(ウ) 建物内の安全点検を行う。

- ・家族等であらかじめ決めてある役割、計画に従って行動する。
- ・高い所に物を置かない。
- ・家具・食器棚等の転倒防止措置を実施する。
- ・出入口・通路等の確保をする。

イ 南海トラフ地震臨時情報の発表（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時）時の対応

(ア) 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価されたため、テレビ、ラジオ等で正確な情報をつかみ、デマに注意して行動する。

(イ) 学校・幼稚園等が閉校・閉園され、生徒・児童・園児等の引き渡しが始まるため、父兄は学校・幼稚園等に迎えに行く。

(ウ) 火災予防対策を実施する。

- ・できるだけ火を使わない。
- ・やむを得ず火を使う場合は、その場を離れない。

- ・ガスの元栓を締め、プロパンガスはボンベのバルブも締める。
- ・必要のない電気器具のコンセントは抜き、外出するときは、ブレーカーを切る。
- ・引火のおそれがあるものは、安全な場所に移動し、転倒防止措置を実施する。

(エ) 津波、山崩れ、崖崩れ等の危険予想地域にいる者は、速やかに避難する。

(オ) 危険予想地域以外にいる者は、建物の内外の安全な場所で地震発生に備える。

第4節 気象予警報

気象予警報は災害の発生が予想される場合に発表されるもので、伝達を受けたときは、直ちに関係機関等へ連絡すると共に、必要に応じて住民に対して広報活動を実施する。

第1 予警報の伝達及び周知

強風及び乾燥注意報等が発令され、火災予防上危険であると認められる場合は、必要に応じて同報無線、「湖西市防災ほっとメール」、車両による巡回広報を実施し、火災予防及び火気取扱いについて住民に呼びかける。

第8章 情報計画

災害が発生し、若しくは災害の発生するおそれがある場合において、その災害活動を有効適切に実施するために必要な気象情報、大規模な災害につながる異常現象及び被害情報等各種の災害情報を迅速、かつ、的確に収集するとともに、防災関係機関に速やかに伝達し、災害の防ぎよに万全を期する。

第1節 情報の収集

各種災害に対処するために必要な情報収集については、消防通信運用要綱の定めによるほか、次のとおり実施する。

第1 119番通報等、通信指令室が直接災害情報を受信した場合

住民からの災害発生情報は、災害活動に必要な最小限の内容を迅速、的確に聴取し、出動指令を発信する。

第2 加入電話・駆け込み通報等で災害情報を受信した場合

災害発生に係る情報を収集するとともに、速やかに通信指令室に情報伝達する。

第3 災害現場の情報

1 最先着隊の小隊長からの情報

現場に最先着した隊の小隊長は、災害現場の状況その他必要な事項を、速やかに他の出動隊及び通信指令室に無線等で連絡するものとする。

2 現場の消防職員からの情報

災害現場にある職員は、災害の発生に直接関係のある者、警察官、現場付近の住民等あらゆる情報媒体を活用して、火災その他の災害発生及び推移等必要な情報収集に努め、災害活動上重要な情報は現場指揮者に報告し、総合的な状況判断と効率的な部隊運用に資するものとする。

第4 地震災害警戒本部又は災害対策本部からの情報

地震災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合は、地域防災計画の定めるところにより、地震災害警戒本部又は災害対策本部を通じて、情報を収集する。

第5 防災関係機関、協力機関等からの情報

災害の状況に応じ、効率的な応急対策を実施するため、防災関係機関その他の協力機関等に対し相互に連携を保ち、情報の収集に努める。

第6 情報収集、伝達系統

情報の収集、伝達経路は、地域防災計画の定めるところによる。

第2節 情報の報告及び連絡

消防機関が収集した災害に関する情報報告及び連絡は、この節の定めるところによる。

第1 災害報告

火災等災害に関する報告は、警防規程及び消防通信運用要綱の定めるところによる。ただし、救急に関する報告は、救急業務規程の定めるところによる。

第2 出動隊への指示、指令連絡

火災、その他の災害に対する指示、指令及び必要事項の連絡については、警防規程及び消防通信運用要綱の定めるところとし、消防部隊の効果的な活用を図る。

第3 防災関係機関への報告及び連絡

防災関係機関への報告及び連絡は、地域防災計画及び関係規程の定めるところにより、有線電話、無線電話又は書類で行う。

第4 地震発生時における情報報告と連絡

大規模な地震災害が発生した場合は、多数の部隊が出動し、通信の輻輳が予想されるため、次頁に掲げる表（情報の収集 優先順位）に定める優先順位に従い情報の収集を行い、通信指令室に報告する。

第3節 情報の広報

災害発生時及び災害発生のおそれがある場合において、一般市民、報道関係者等に対し、被害状況、その他災害状況を的確に周知させるため、消防機関で収集した情報

を総合的に分析し、関係機関と連絡調整のうえ、必要に応じて速やかに広報を行い、人心の安定と社会秩序の維持を図る。

また、その災害活動を有効適切に実施するために必要な気象情報、又は大規模な災害につながる異常現象及び被害情報等各種の災害情報を迅速、かつ、的確に収集するとともに、防災関係機関に速やかに伝達し、災害の防ぎよに万全を期する。

第1 住民に対する広報

一般住民に対する広報は、人心を動揺させることを避け、同報無線、「湖西市防災ほっとメール」、広報車等により実施する。

1 広報の時期

夜間、休日等の市役所閉庁時、又は市役所から要請があった場合で、災害情報等について、住民に周知させる必要があるときに実施する。

(1) 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、被害の防止上必要があると認めるとき

(2) 災害発生後の広報

被害の推移、避難準備の指示、避難場所及び応急措置の状況等を周知させる必要があると認めるとき

2 広報の留意事項

広報は、報道対応及び問い合わせ対応マニュアル【災害情報編】（平成22年3月策定。以下「報道対応マニュアル」という。）の定めによるほか、次の事項に留意し、具体的にわかりやすくまとめ、確実に伝達する。

(1) 災害発生前の広報

災害規模、動向、今後の予想及び被害防止対策等の必要な注意事項について伝達する。

(2) 災害発生後の広報

被害の推移、避難準備の指示、避難場所及び応急措置等を伝達する。

第2 報道関係機関等に対する広報

災害情報の発表は、報道対応マニュアルに基づき、迅速に対応する。

第3 広報活動の実施区分

災害に関する広報は、消防本部（署）及び消防団に区分して行い、広報活動の円滑な処理を図るため、相互に調整して実施する。

なお、災害現場における広報は、軽易な事項を除き、現場指揮者の指示に従い実施する。

表

情報の収集 優先順位

種別	収集優先順位	内 容	
火災	A	延焼火災発生場所、程度、防ぎょ着手の有無、延焼危険とその方向 (防ぎょ不要のものを除く)	
	A	応援部隊の要不要及び鎮火可否の見通し	
	B	消防隊による鎮火火災とその程度	
	C	住民又は企業が消火した火災及び自然鎮火火災	
	C	焼失棟数の概要	
救急・救助	A	死者、行方不明者、負傷者の状況	
	A	大規模な救助、救急事故の発生場所、程度	
	A	医療機関の受入体制	
	B	応急救護所の開設場所、収容能力等	
	C	消防隊による救助者	
上記以外の災害情報	A	危険物、高圧ガス等の大量流出、火災危険	
	A	毒ガス等の流出事故	
	A	堤防・護岸等の損壊	避難を必要とするもの
	C		浸水家屋を伴うもの
	A	崖崩れ	死者のあるもの
	C		交通障害があるもの
	C		その他
	A	道路障害	橋梁、歩道橋の被害（通行不能のもの）
	A		浸水による通行不能箇所
	A		道路損壊による通行不能箇所
	C		交通渋滞箇所
	A	避難指示に必要な情報及び避難命令に関する情報	
	A	避難命令発令時の避難状況及び避難者の動向	
	A	消火栓の使用可否	
	B	電気、ガス、水道の被害状況	
	C	家屋の被害状況	
	C	関係機関の活動状況	
部隊等の情報	A	庁舎の被害又は故障等による出動不能車両	
	A	消防職員の参集状況（出動可能隊数を含む）	
	B	消防団員の参集状況	
	C	食糧、飲料水、燃料等の確保状況	

(注) 収集順位 A 緊急 B 積極的 C 収集して報告に備える

第4節 情報の記録

災害に関する記録は、災害の分析、活動内容の検討、今後における災害対策等の資料として重要なものである。このため、被害状況調査表、災害報告書、記録写真等をそれぞれ災害の種別ごとに、保存しておくものとする。

第9章 火災警防計画

火災の警戒及び鎮圧は、消防対象物並びにその他の消防情勢を把握し、現有の消防力を合理的かつ効果的に運用しなければならない。また、警防活動に万全を期すために、消防職員及び消防団員の非常招集、出動、警戒及び通信の運用等について、それぞれの計画を樹立し、この計画を職員に習熟させ、消防機能を最高限度に発揮するための必要な事項について定めるものとする。

第1節 招集

非常災害時又は災害の発生が予想され、緊急に警防力を増強する必要がある場合は、消防職・団員を非常招集するものとする。

第1 消防職員の招集

1 火災警報発令時

火災警報が発令され、緊急に警防力の強化をする必要があるときは、必要に応じてASKシステム又は消防職員連絡網により招集するものとする。

2 通常災害時

火災等の通常災害時は、警防規程及び消防隊出動要領の定めによるものとし、災害事案に応じてASKシステム又は消防職員連絡網により招集するものとする。ただし、同報無線等により、自主的に招集している場合を除く。

3 非常災害時

大火災、特殊火災、地震災害、特殊災害等の非常災害時等は、地域防災計画、湖西市災害対応マニュアル、湖西市地震災害対応マニュアル、警防規程、消防隊出動要領、災害時初動対応マニュアル及び湖西市消防本部国民保護計画（平成29年9月策定、以下「国民保護計画」という。）の定めによるものとし、ASKシステム又は消防職員連絡網により招集するものとする。ただし、自主的に招集している場合を除く。

第2 消防団員の招集

消防団出動要領の定めによるものとし、災害事案に応じてASKシステム及び同報無線により、分団単位で招集するものとする。

消防職員と消防団員の招集範囲

招集種別		招集範囲	
区 分	状 況	消防職員	消防団員
	第2節の火災 出動基準に同じ		原則として建物火災及び林野火災
第1出動 招集	火災第1出動が指令されたとき	別の災害事案に備え、隊編成のために必要と認める人員	正副団長 管轄方面隊の本部長 管轄・隣接分団 (2個分団)
第2出動 招集	火災第2出動が指令されたとき	上記のほか、左記現場の部隊を増強するために必要と認める人員	団本部(全員) 管轄方面隊 (4～5個分団)
第3出動 招集	火災第3出動が指令されたとき	消防職員全員	団本部(全員) 管轄・隣接方面隊 (8～9個分団)
特命出動 招集	特命出動が指令されたとき		消防団員全員 女性団員の要請可能

第2節 出動

火災等の出動は、災害の規模及び状況に応じ、円滑な防ぎよ体制を確立するため、次のとおり定める。

第1 出動

1 通常災害時の出動

(1) 消防本部及び消防署

災害の種別、規模及び状況に応じ、警防規程及び消防隊出動要領に基づき出動する。

(2) 消防団

災害の種別、規模及び状況に応じ、消防団出動要領に基づき分団単位で出動する。

2 非常災害時（地震災害を除く）の出動

(1) 消防本部及び消防署

大火災、特殊火災等の非常災害時は、地域防災計画、湖西市災害対応マニュアル、警防規程、消防隊出動要領、災害時初動対応マニュアル、警防活動マニュアル（火災編）（平成25年1月策定）、多数傷病者発生時における救急活動計画、化学災害等における消防活動対応マニュアル（平成22年1月策定。以下「化学災害対応マニュアル」という。）及び国民保護計画の定めによるものとし、災害規模及び状況に応じて、応援隊を編成し、必要な車両を増強する。

(2) 消防団

大火災、特殊火災等の非常災害時は、地域防災計画及び消防団出動要領の定

めによるものとし、災害規模及び状況に応じて、必要な車両及び人員を増強し、分団単位で出動する。

3 地震災害時の出動

(1) 消防本部及び消防署

大地震災害時は、地域防災計画、警防規程、湖西市災害対応マニュアル、湖西市地震災害対応マニュアル、消防隊出動要領及び災害時初動対応マニュアルの定めにより出動するものとする。

(2) 消防団

大地震災害時は、地域防災計画、消防団出動要領及び消防団震災活動マニュアルの定めによるものとし、災害規模及び状況に応じて、必要な車両及び人員を増強し、分団単位で出動する。

火災出動基準

区 分	内 容
第1出動	通常の火災出動で、延焼危険が少なく最小の消防力で鎮圧できると判断されるとき
第2出動	・火災警報発令時又はこれに準ずる気象状況下における出火のとき ・主要消防対象物又は市街地等の火災（火災延焼拡大危険区域を含む） ・火災が延焼拡大し、現場指揮者が第1出動では鎮圧が困難であると判断したとき
第3出動	火災が延焼拡大し、現場指揮者が第2出動では鎮圧が困難であり、部隊の増強が必要であると判断したとき
特命出動	消防長又は消防署長が特に必要と判断したとき

第2 火災防ぎょ

1 通常災害時の火災防ぎょ

(1) 消防本部及び消防署

災害の種別、規模及び状況に応じ、警防規程及び警防活動マニュアル（火災編）に基づき活動する。

(2) 消防団

災害の種別、規模及び状況に応じ、消防団出動要領に基づき活動するものとし、災害現場において現場指揮本部と活動内容を調整したうえで、消防団の上席者の指示で活動する。

2 非常災害時の火災防ぎょ

(1) 消防本部及び消防署

大火災、特殊火災等の非常災害時は、地域防災計画、湖西市災害対応マニュアル、警防規程、消防隊出動要領、災害時初動対応マニュアル、警防活動マニュアル（火災編）、多数傷病者発生時における救急活動計画、化学災害対応マニュアル及び国民保護計画の定めによるものとし、災害規模及び状況に応じて、応援隊を編成し、必要な車両を増強し活動する。

(2) 消防団

大火災、特殊火災等の非常災害時は、地域防災計画及び消防団出動要領の定めによるものとし、災害現場において現場指揮本部と活動内容を調整したうえで、消防団の上席者の指示で活動する。

大規模火災防止のための留意事項

火災警報発令時又はこれに準ずる気象状況下の対応

1 出動体制

(1) 消防団を含む出動部隊の増強

- ・第2出動、消防団の増強等、増隊出動を行う。

(2) 水利の確保

- ・消火栓、防火水槽、自然水利等から2系統の水利を確保する。
- ・消防団、建設業者、生コン組合等に防火水槽や簡易水槽への充水を要請する。

2 消火活動

(1) 延焼阻止のための態勢確立

- ・出動した部隊ごとに任務を明確に付与する。
- ・早期から火点包囲に努める。
- ・強風時は風横側を原則とした筒先進入を行う。

(2) 増強した装備の使用

- ・25mm以上の大口径ノズルや65mmホースを使用する。

(3) 水利統制の実施

- ・指揮隊による水利統制を実施する。

(4) 予備注水の実施

- ・延焼又は飛火の危険が認められる物件に予備注水を実施する。

(5) 飛火の警戒

- ・消防団と連携し、飛火への警戒、風下の建物への注意喚起、必要に応じて緊急避難の指示を行う。
- ・飛火警戒 → 本章 第3節 第2 2 (火災) のとおり
- ・避難情報等 → 第12章 (避難計画) のとおり

(6) 防ぎよ線の設定

- ・延焼速度や地勢等を考慮し、防ぎよ線を設定する。

(7) 増隊要請及び広域応援要請の速やかな判断

- ・増隊及び応援の必要性を、応援隊の到着までの所要時間や火災の進展の予測等を踏まえ、速やかに判断し、必要に応じて要請を行う。

(8) ヘリコプター活用の検討

- ・上空からの情報収集や消火について検討し、必要に応じて静岡県消防防災航空隊等を要請する。

(9) 破壊消防の実施

- ・他の消防戦術との損失と効率を比較検討し、破壊消防を実施する。

木造建築物密集地域等の地域（火災延焼拡大危険区域を含む）への対応

1 出動体制

(1) 消防団を含む出動部隊の増強

- ・第2出動、消防団の増強等、増隊出動を行う。
- (2) 水利の確保
 - ・水道事業者に対して増水措置を要請する。
 - ・消火栓、防火水槽、自然水利等から2系統の水利を確保する。
 - ・消防団、建設業者、生コン組合等に防火水槽や簡易水槽への充水を要請する。
- 2 消火活動
 - (1) 中継送水体形の早期確立
 - ・消防団と連携し、車両の配置を行う。
 - (2) 延焼阻止のための態勢確立
 - ・出動した部隊ごとに任務を明確に付与する。
 - ・早期から火点包囲に努める。
 - ・狭隘路では小型車両を優先する。
 - (3) 高床建物への対応
 - ・三連はしご等の資機材やはしご車を活用する。
 - (4) 水利統制の実施
 - ・指揮隊による水利統制を実施する。
 - (5) 予備注水の実施
 - ・延焼又は飛火の危険が認められる物件に予備注水を実施する。
 - (6) 飛火の警戒
 - ・消防団と連携し、飛火への警戒、風下の建物への注意喚起、必要に応じて緊急避難の指示を行う。
 - ・飛火警戒 → 本章 第3節 第2 2（火災）のとおり
 - ・避難情報等 → 第12章（避難計画）のとおり
 - (7) 防ぎよ線の設定
 - ・延焼速度や地勢等を考慮し、防ぎよ線を設定する。
 - (8) 増隊要請及び広域応援要請の速やかな判断
 - ・増隊及び応援の必要性を、応援隊の到着までの所要時間や火災の進展の予測等を踏まえ、速やかに判断し、必要に応じて要請を行う。
 - (9) ヘリコプター活用の検討
 - ・上空からの情報収集や消火について検討し、必要に応じて静岡県消防防災航空隊等を要請する。
 - (10) 破壊消防の実施
 - ・他の消防戦術との損失と効率を比較検討し、破壊消防を実施する。

第3節 警戒

火災発生の恐れが大であるとき、又は火災の発生により混乱を生じる恐れのある場合には、火災の未然防止と被害の軽減を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第1 火災警報発令時

火災警報の発令時は、警防規程に基づき、関係機関への伝達、住民に対する広報、出動体制の強化及び警戒上必要な措置を実施する。

1 消防本部

- (1) 緊急自動車を待機させる。

- (2) 緊急出動要員を編成する。
- (3) 官公署その他事業所等の関係機関への連絡を行う。
- (4) 通信（有線・無線）機能の点検を行う。
- (5) その他の警報上必要な措置をする。

2 消防署

- (1) 人員、装備の増強を行う。
- (2) 各種機械器具の点検を行う。
- (3) 消防団、自衛消防隊等への伝達を行う。
- (4) 車両による住民への広報を行う。
- (5) 警報板及び吹き流しを掲出する。
- (6) その他の警戒上必要な措置を行う。

※ 火災警報の発令に至らない異常気象については、その状況により（１）～（６）を準用する。

3 消防団

- (1) 機械器具の点検及び積載ホースを増強する。
- (2) 管轄区域内における広報活動を行う。

第2 非常災害時

地震災害、大火災、特殊火災、特殊災害等の非常災害が発生した場合、それに対処するための警戒について、必要な事項を定める。

1 地震

地震の発生に伴い、災害対策本部の設置前に行う警戒措置の内容について、必要な事項を次のとおり定める。

- (1) 地震（震度４以上）発生直後、人員、消防車両、庁舎等の安全確認を実施する。
- (2) 余震対策を実施するとともに、必要に応じて人員、消防車両等を安全な場所に移動させる。
- (3) 人員、装備の増強を行う。
- (4) 各種機械器具の点検を行う。
- (5) 通電火災を予防するための広報を行う。
- (6) 津波危険地域及び山・崖崩れ危険地域の住民に対する広報を行う。
- (7) その他の必要な措置を行う。

2 火災

飛火により、第二次、第三次火災を警戒するため、飛火警戒計画の必要な事項を次のとおり定める。

(1) 飛火警戒

飛火により大火を誘引するおそれのある場合、受持ち区域全般の飛火警戒防ぎょ計画を策定する。

(2) 飛火危険の発生

飛火危険は、次の火災に発生するおそれがある。

- ア 強風時における延焼火災
- イ 特殊木造大建築物の延焼火災
- ウ 建物密集地域の延焼火災
- エ 高地又は低地の建物延焼火災
- オ 飛散し易い物件の延焼火災
- カ 延焼拡大火災

(3) 飛火防ぎょ部隊の編成

飛火の防ぎょ部隊は、警戒待機隊と警戒巡ら隊とに区分する。

ア 警戒待機隊

飛火により第二次、第三次の火災が発生した場合、防ぎょする部隊である。

(ア) 所定の防ぎょ部隊以外の予備部隊をもって、1 隊から数隊を編成する。

(イ) 風下方面は、消防団、地域自主防災会等が担当する。

イ 警戒巡ら隊

飛火により発生する火災危険を警戒する部隊である。

(ア) 消防団、地域自主防災会等が担当する。

(イ) 背負式消火水のう、消火器、バケツ等の消火用資器材を携行する。

(4) 飛火警戒の範囲

飛火の危険範囲は一定しないが、次の各号に準拠する。

ア 通常風速 5 メートル以内において、概ね風下 500メートル以内とする。

イ 風速10メートル以内において、概ね風下 1,200メートル内外とする。

(5) 飛火警戒隊の配置

ア 通常、風下方面 400メートル以内は、警戒待機隊（消防吏員）を根幹とし、その他は消防団をもって飛火警戒にあたる。

イ 警戒待機隊の配置は、風下方面概ね 200メートル内外の通信連絡が至便で高所見張りに適する地点とする。

ウ 通常、風下方面 400メートル以上 600メートル以内は、消防団をもって配置する。

エ 通常、風下方面 600メートル以上の飛火危険のおそれがある地域に対しては、自主防災会等で警戒させる。

(6) 飛火警戒の要領

ア 飛火警戒隊は1 名を高所見張員として、飛火の早期発見にあてる。

イ 自主防災会等にはバケツ等を携帯させて、自家の屋上、その他の高所に配置する。

ウ 飛火警戒区域内の広報パトロールを実施する。

エ 防ぎょ部隊が不十分である場合には、自主防災会等を増員して配置する。

第3 特別警戒

火災又はその他の災害の発生を予防し警戒するため、一時的に警戒体制を強化する必要があると認められる場合は、警防規程に基づくほか、必要な事項を定める。

1 社会的な重要な公的行事、会議、特殊な催物等

各種行事に係る消防警戒については、関係機関と協議し、必要に応じて消防隊や救急隊を配置し、火災又はその他の災害の発生を未然に防止し、災害の発生時における初動体制の強化を図る。

2 年末年始

年末年始における火災警戒の万全を期するとともに、住民に警戒心の高揚と火災予防の認識を深めるため、次のとおり実施する。

(1) 車両による広報

(2) 庁舎の広報用掲示板、電光掲示板等による広報

3 大規模な断減水及び道路工事

広域的な水道の断減水や主要道路の交通規制時は、住民に対し火災予防の警戒及び防ぎょ活動に万全を期するため、次のとおり実施する。

(1) 断減水地域、道路工事及び期間について、消防職員に周知徹底を図り、迂回路や消防戦術を事前に検討しておく。

(2) 緊急通行、通水等について、水道管理者、工事関係者等と事前協議しておく。

(3) 必要に応じて出動車両の積載ホースを増強しておく。

第4節 通信

通信運用は、消防業務を遂行するうえで重要なものである。特に非常災害時は、通信の輻輳が予想されるため、これを回避し迅速な通信を確保するため、次のとおり定めるものとする。

第1 平常時の通信体制

平常時の通信は、消防通信運用要綱及び消防無線運用要綱の定めるところによる。

1 有線電話等

(1) 災害発生受信

火災報知専用電話等による災害通報の受信時は、出動指令に必要な内容を聴取し、必要事項を記録する。

(2) 出動指令

消防隊出動要領に定める出動指令を、一斉放送により指令するとともに、署所運用端末装置及び車両運用端末装置（AVM装置）に指令内容を送信する。

(3) 通報連絡

災害時の通報連絡は、次のとおりとする。

ア 消防職員の招集連絡

(ア) 同報無線又は「湖西市防災ほっとメール」による自主的な参集

(イ) A S Kシステム又は消防職員連絡網による招集

イ 消防団員の出動要請連絡

(ア) 消防団出動要領に基づく、同報無線による出動要請

(イ) 消防団出動要領に基づく、A S Kシステムによる出動要請

ウ 火災が発生した場合の住民への広報

(ア) 同報無線

(イ) 「湖西市防災ほっとメール」

(ウ) テレホンサービス

2 無線

消防隊の活動時並びに有線電話の途絶時等において、災害にかかる情報の収集、指示及び命令の伝達など無線通信体制の確立を図るものとする。

(1) 無線通信の確保

災害現場活動の状況等により、無線通信の輻輳が予想される場合は、交信の制限、周波数（チャンネル）の変更、携帯電話の活用等、円滑な通信を確保する。

(2) 無線の通信不感地域は、中継車の配置、携帯電話の活用等、適切な処置をとる。

第2 非常災害時の通信体制

通信の統括は、通信指令室が行い、情報収集、報告、連絡、応援の要請等の通信業務の体制を確立しておくこと。

1 無線優先順位

通信の優先順位は、消防無線運用要綱の定めるところによる。

2 緊急通信の方法

緊急通信を行うときは、消防無線運用要綱に定めるほか、「至急」の呼称を2回送信し、引き続き通信の送信を行う。

第10章 風水害等の警防計画

強風、集中豪雨、洪水及びこれらに起因する災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、それぞれの災害に対処するため、地域防災計画、湖西市水防計画及び湖西市災害対応マニュアルによるほか、必要な事項を定めるものとする。

第1節 招集

第1 消防本部及び消防署

風水害等の発生が予測される場合、又は発生した場合は、それぞれの災害に対処するため、第7章の警報発表伝達計画（第2節水防予警報）の定めるところに

より、消防職員を招集する。

第2 消防団

消防団出動要領の定めによるものとし、災害規模及び状況に応じて、必要な車両及び人員を増強するため、分団単位で招集する。

第2節 出動

出動体制は、地域防災計画、湖西市水防計画、湖西市災害対応マニュアル、警防規程、消防隊出動要領、災害時初動対応マニュアル及び消防団出動要領の定めるほか、風水害時の災害の未然防止と被害の軽減を図るために、その災害の種別並びに体制等に応じた出動を決定するものとする。

第3節 資器材の配備

災害活動に必要な資器材は、原則として消防機関の装備品を使用するものとし、資器材が不足する場合は、災害対策本部に連絡して対応を協議する。

第4節 監視警戒

市災害対策本部より情報を収集することを原則とし、必要に応じて管内パトロール等を実施し、災害の早期発見に努めるものとする。

第1 監視警戒

1 出動

監視警戒は、2名以上を1隊とし、第2節の出動に定めるところによる。

2 報告

監視警戒員は、消防無線等により、次の事項について報告するものとする。

- (1) 河川、ため池等の水位及び被害状況
- (2) 浜名湖の潮位及び被害状況
- (3) 道路、橋梁等の被害状況
- (4) その他、災害防ぎょ活動上必要と認められる事項

第5節 通信統制

情報収集及び災害連絡等は、消防通信運用要綱及び消防無線運用要綱に基づき、有線、消防無線、防災無線等を有効に活用し、被災地域と情報連絡が迅速にできる通信体制を確保するものとする。

第6節 応急給食

風水害の警戒、防ぎょ活動は、長時間になることが多く、消防職・団員の体力保持のため、食糧又は飲料水の確保並びに調達について、必要な事項を定めるものとする。

第1 応急給食の対応

消防職・団員の応急給食は、消防総務課員が対応するものとする。

第2 備蓄食糧の確保

災害時の応急給食を迅速に行うため、計画的な食糧の備蓄確保に努めるものとする。

第3 食糧の調達

食糧の主な調達先は、地域防災計画【資料編】応急食糧調達予定先一覧表のとおりにする。なお、応急食糧調達予定先一覧表により調達できない場合には、他の調達可能な店舗等から調達し、応急給食をするものとする。

第11章 地震災害対策計画

この計画は、地震災害に対応でき得る消防体制を確立するために、関係機関との密接な連携のもとに事前の予防対策を始めとして、地震発生後の消防活動対策等を定め、地震による災害の拡大防止と住民の生命、身体的安全確保を図るものとする。

第1節 予防対策

地震による被害を軽減するため、具体的な予防対策の必要な事項について定める。

第1 出火予防対策・震災に関する知識の普及

1 普及の方法

防火教室、消防訓練等を通じて、住民の防災意識の高揚を図る。

2 普及の内容

- (1) 地震災害の一般的知識
- (2) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの心構え
- (3) 地震発生時の心得
- (4) 出火防止及び初期消火の要領
- (5) 救護、応急手当、搬送の方法
- (6) 避難の方法、避難場所

3 家庭の出火防止

(1) 推進の方法

- ア 適宜、広報こさい、モニター広告等を活用し、広報する。
- イ 春、秋季火災予防運動の重点事項に取り上げ、推進する。
- ウ 関係機関、団体の協力を得て実施する。

(2) 推進内容

- ア 地震時における使用火気の手配の徹底
- イ 耐震装置付火気使用器具の使用と点検の徹底
- ウ 火気使用器具の転倒、落下の防止
- エ 火気使用場所の整理整頓

4 薬品等の安全管理

薬品類、少量危険物取扱い及び貯蔵場所からの出火を防止するために、規制及び指導の強化を図る。

(1) 規制及び指導の方法

- ア 適宜、広報こさい、モニター広告等を活用し、広報する。
- イ 予防規程に基づき、立入検査を実施し、指導の強化を図る。

(2) 指導の内容

- ア 容器類の転倒、落下の防止
- イ 収納庫の不燃化
- ウ 混触出火危険物品保管の徹底
- エ 配管等の耐震措置
- オ 消火設備の整備

5 危険物施設の震災対策

危険物施設から発生する二次的災害の未然防止のため、より安全性を確保する指導を行う。

(1) 指導の方法

- ア 定期点検制度の徹底を図る。
- イ 年間計画に基づき、立入検査を行う。
- ウ 総合防災訓練及び地域防災訓練の日を中心に、震災対策訓練の実施を促進する。
- エ 湖西市危険物安全協会が発行する会報等により、最新情報や基礎的な知識を普及する。

(2) 指導の内容

- ア 施設の耐震性の強化
- イ 消防施設の整備強化
- ウ 防災資器材の準備
- エ 防災体制の確立
 - (ア) 勤務時間中、夜間及び休日等における防災組織の確立
 - (イ) 地震時における命令系統の明確化
 - (ウ) 初動体制時の責務と行動の明確化
 - (エ) 消防機関及び防災機関との連絡並びに通報体制の確立
 - (オ) 避難又は誘導方法の確立
 - (カ) 地域住民との連絡方法の確立
 - (キ) 隣接事業所との相互協力体制の確立

第2 初期消火対策

1 消防水利の確保

地震時による上水道管の断絶等を考慮するとともに、次の事項を留意して消防水利の整備を図る。

- (1) 消防水利は消火栓のみに偏することのないように整備する。
- (2) 避難場所、避難路等の周辺における消防水利の充実を図る。
- (3) 既存の消防水利の耐震性の強化を図る。

2 消火器具の整備

防災訓練及び一般家庭の防火診断等の機会をとらえて、各家庭に消火器、水バケツ等の設置を推進する。

3 自主防災組織の充実、強化

- (1) 住民組織の強化
- (2) 自主防災会等の住民組織を対象に、防火、防災に関する講習会等を開催し、初期消火技術の向上を図る。

4 事業所等の自衛消防体制の強化

通報、消火、避難等の訓練を実施し、震災時の災害防止体制を確立する。また、職域ごとに、地震発生時における出火防止に万全の対策を講ずるよう防災知識の向上を図る。

第2節 地震災害応急対策

地域防災計画に定めるほか、第7章の警報発表伝達計画（第3節南海トラフ地震臨時情報等）に定めるものとする。

第12章 避難計画

消防法第28条の規定に基づく消防警戒区域、災害対策基本法第60条に基づく災害時における危険区域等から、立ち退き避難に関する情報等の伝達、避難所等について、地域防災計画に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第1節 避難情報等の基準

避難情報等は、火災、地震及び風水害等の気象、洪水予警報の発表中、又は災害発生危険が予想されるときで、過去の事例並びに状況から判断して、緊急に必要な場合は、関係住民を安全な場所に避難させるものとする。

特に要配慮者が迅速に避難できるよう、避難準備情報の伝達を行うなど、湖西市津波避難計画、「避難情報等の判断・伝達マニュアル（水害・高潮）（土砂災害）」等に準じた避難支援を行うように努める。

第1 避難情報等

避難情報等は、次頁に掲げる表に定めるところにより実施する。

表

区 分	条 件	伝達内容
高齢者等避難	災害の発生のおそれがあり、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者を立ち退き避難をさせたい場合、又はその他の人に立ち退き避難の準備をさせたい場合	(1) 発令者 (2) 発令日時 (3) 避難情報等の種類 (4) 避難すべき理由
避難指示	災害の発生のおそれが大であり、予想される災害に対応した指定緊急避難場所、又は安全な場所・建物等へ立ち退き避難をさせたい場合	(5) 避難の時期、時間 (6) 避難にあたっての留意事項
緊急安全確保	既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人が、立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急的な避難・緊急的な立ち退きをさせたい場合	

第 2 避難の種類

1 事前避難

長時間の降雨による地勢、水勢の変化、或いは過去の事例等からみて、被害発生が予想される場合は、安全を確保するため事前に避難をさせる。

2 緊急避難

緊急に避難させる必要がある場合は、緊急避難をさせる。

3 収容避難

安全な場所に避難させたが、その場所が危険な状態になった場合は、他の安全な場所に集団で緊急に収容避難を行う。

第 3 避難情報等の発令者

避難情報等は、災害対策本部長（市長）が発令するものとする。ただし、緊急を要する場合は、災害等の現場にある消防職員が災害対策本部長（市長）の権限の一部を代行できる。

第 4 消防警戒区域の設定

消防警戒区域は、消防吏員又は消防団員が設定する。

第 2 節 避難情報等の伝達等

避難情報等の伝達は、迅速、かつ、確実に周知徹底を図るため、次のとおり実施する。

第 1 伝達広報の方法

伝達広報は、同報無線及び「湖西市防災ほっとメール」による伝達、車両による広報、伝達員による各戸ごとに廻り周知する方法を併用し、市役所職員が実施

する。ただし、災害対策（警戒）本部から広報の要請があった場合を除く。

1 伝達員の編成

原則的に2名1組で編成するものとし、必要に応じて災害地を管轄する消防団の分団長が指名する団員2名1組をもって増員する。

2 伝達事項

避難情報等の伝達事項は第1節第1の表（伝達内容）のとおりで、避難上の注意事項は下記のとおりとする。

- (1) 住家の戸締まり
- (2) 電路（ブレーカー）の遮断
- (3) 火の始末
- (4) 携行品と服装
- (5) その他必要な事項

第3節 避難所の指定及び誘導方法

避難並びに誘導を、迅速かつ確実に行うために、避難所の指定及び誘導方法を次のとおり定める。

第1 避難所の指定

地域防災計画【資料編】指定避難所一覧表、津波避難場所等一覧表及び指定福祉避難所避難予定場所一覧表の定めるところによる。

第2 避難誘導者

災害現場にいる消防吏員、災害地を管轄する消防団の分団長が指名する団員及び自主防災会の避難誘導班員があたる。

第3 避難経路

避難経路については、その地域の地形及び道路等の状況により誘導者が決定する。なお、各地区の避難計画については確立しておく。

第4 避難誘導の方法

避難誘導をする場合は、必要事項を周知徹底されると共に、避難者に不安感を持たせないように考慮する。

1 避難誘導の留意事項

- (1) 避難計画に定める避難経路を指示すること。ただし、災害の状況により避難計画に定める避難経路をとり難いときは、その事態に応じ最も安全な避難経路を指示すること。
- (2) 避難経路中の危険箇所は、あらかじめ伝達するとともに、明確な標示及び誘導ロープの使用又は誘導員の配置をする。
- (3) 夜間においては、照明器具を効果的に使用すること。
- (4) 誘導員は、出発及び到着時に人員の点検を行うこと。
- (5) 過度の携行品は持たないよう指導すること。
- (6) 必要に応じて車両による輸送を行うこと。

- (7) 通常時の避難誘導順位は、老幼者、病人、身体不自由者、妊産婦及びこれらの人の介助者を優先し、順次一般住民とする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第5 避難所の警戒

地域防災計画及び湖西市災害対応マニュアルにより派遣された職員が、その避難所の管理にあたる。ただし、状況により消防吏員又は消防団員を配置し、災害対策本部及び消防本部に緊急通報できる体制をとる。

第13章 救急救助計画

各種災害における傷病者の救助、応急処置及び医療機関への搬送等救助救急活動を迅速、かつ、確実に実施するために、地域防災計画に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第1節 災害時の救助・救急隊の編成及び出動

各種災害に対応する救助・救急の部隊編成は、通常災害時と非常災害時に区分する。

第1 部隊編成及び出動

1 部隊編成

(1) 通常災害時

通常災害時は、警防規程、湖西市消防本部救助規程（平成22年湖西市消防本部訓令第11号。以下「救助規程」という。）、湖西市消防本部水難救助規程（平成22年湖西市消防本部訓令第12号。以下「水難救助規程」という。）、救急業務規程及び消防隊出動要領に基づき部隊編成する。

(2) 非常災害時

非常災害時は、地域防災計画、湖西市災害対応マニュアル、湖西市医療救護計画、警防規程、救助規程、水難救助規程、救急業務規程、消防隊出動要領、災害時初動対応マニュアル、多数傷病者発生時における救急活動計画、化学災害対応マニュアル及び国民保護計画に定めるところによるほか、災害の状況に応じて消防長の指示により部隊編成を行う。

2 出動

(1) 通常災害時

通常災害時は、警防規程、救助規程、水難救助規程、救急業務規程及び消防隊出動要領に基づき出動する。

(2) 非常災害時

非常災害時は、地域防災計画、湖西市災害対応マニュアル、湖西市医療救護計画、警防規程、救助規程、水難救助規程、救急業務規程、消防隊出動要領、

災害時初動対応マニュアル、多数傷病者発生時における救急活動計画、化学災害対応マニュアル及び国民保護計画に定めるところによるほか、災害の状況に応じて消防長の指示により出動する。

第2節 医療機関との協力体制

災害事故等による傷病者に対する救急医療体制については、救急医療情報システムを有効に活用するほか、事前に医療機関と協議し、協力体制の確立を図る。

第1 医療機関との協力体制

1 通常災害時

通常災害時の救急医療体制については、医療機関と緊密な連絡協調を図り、救急・救助活動を円滑に推進する。

2 非常災害時

非常災害時は、医療機関の不足、混乱等が予想されるため、災害対策本部（救護対策部）や医療機関の協力を得て医療班を編成し、応急救護所の設置及びこれに必要な医薬品の確保等、応急救護体制の推進を図る。

第2 医療班の編成と出動要請

非常災害時は、救急車以外の車両も有効に活用するほか、関係医療機関に協力を求め、医療班（医師、看護師等）を編成し、現場への出動を要請する。

第3 応急救護所の設置

応急救護所は、医療機関に搬送不可能な場合、又は医療機関の収容能力が限界の場合に、現場付近の安全な場所に設置する。

第14章 応援協力計画

大規模災害及びその他の特異な災害の発生に対して、近隣市町、関係機関等との協力体制を確立するために、地域防災計画に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

第1節 協定機関

消防防災体制を確立するため、次の機関と応援協定等を締結し、業務の万全を期するものとする。

第1 地方公共団体

消防組織法第39条の規定により、火災その他の災害が発生した場合、市町村相互間の消防力を活用し、災害による被害を最小限度に防止することを目的とし、次の相互応援協定を締結する。

1 地方公共団体との協定内容

（1）豊橋市・湖西市消防相互応援協定（平成23年12月1日締結）

（2）浜松市・湖西市消防相互応援協定（平成22年3月23日締結）

一般国道 1 号浜名バイパスにおける消防相互応援協定（平成27年 2 月13日締結）

（3）静岡県消防相互応援協定（昭和62年 3 月 2 日締結）

第 2 関係機関

災害時の消防活動をより効果的に遂行するため、関係機関との協力体制を確立する。

1 関係機関との協定内容

（1）ガス事故防止対策に関する合意書（令和 5 年11月 1 日締結）

（2）浜名湖内における水難事故対策に関する覚書（平成22年10月 1 日締結）

（3）鉄道災害における安全対策に関する覚書（平成16年 4 月30日締結）

（4）新幹線災害時における消防関係機関と鉄道事業者との連携に関する覚書（平成19年 7 月 1 日締結）

第 2 節 受援・応援の方法

受援、応援のいずれの場合も、迅速に対応するために必要な事項について定める。

第 1 受援の方法

地域防災計画に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

1 隣接市等の受援

（1）湖西市消防本部緊急消防援助隊受援計画（平成22年 3 月策定。以下「緊援隊受援計画」という。）に準じて行う。

（2）応援要請

消防長又は消防署長が必要と認めた場合は、災害の区分により要請するものとする。

2 緊急消防援助隊の受援

緊援隊受援計画の定めるところによる。

第 2 応援の方法

1 隣接市等への応援

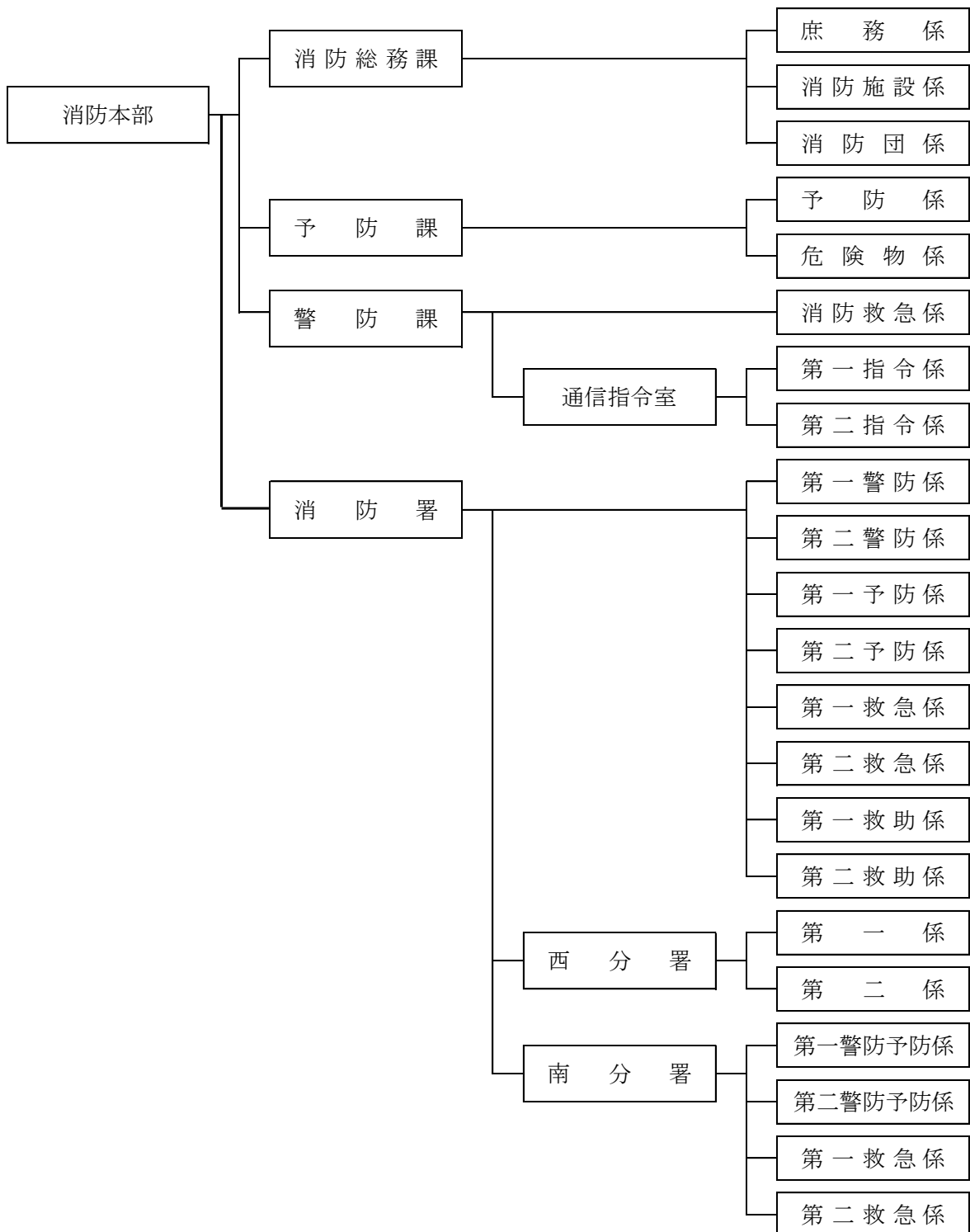
各地方公共団体との協定内容に定めるほか、「消防相互応援協定に基づく応援出動について（平成29年 6 月 5 日付通知）」による。

2 緊急消防援助隊としての応援

湖西市消防本部緊急消防援助隊応援出動計画（平成22年 4 月策定）の定めるところによる。

第2章 組織計画

第1節 組織及び事務分掌

平常時の消防本部及び消防署の組織図

第2章 組織計画

第1節 組織及び事務分掌

平常時の消防本部及び消防署の事務分掌

消防総務課

庶務係

- 1 儀式に関すること。
- 2 文書及び公印に関すること。
- 3 消防職員の任免、進退、賞罰、服務及び身分に関すること。
- 4 消防職員の研修及び教育訓練に関すること。
- 5 消防職員の被服に関すること。
- 6 消防職員の福利厚生及び公務災害補償等に関すること。
- 7 消防職員の安全衛生に関すること。
- 8 消防賞じゅつ金に関すること。
- 9 消防職員委員会に関すること。
- 10 消防長会に関すること。
- 11 消防救急広域化に関すること。
- 12 他の課又は他の係の応援に関すること

消防施設係

- 1 消防水利に関すること。
- 2 消防庁舎及び消防施設の維持管理に関すること。
- 3 消防団車両の更新及び維持管理に関すること。
- 4 消防団資器材の維持管理に関すること。
- 5 新消防庁舎の建設に関すること。
- 6 他の課又は他の係の応援に関すること

消防団係

- 1 消防団員の任免、進退、賞罰、服務及び身分に関すること。
- 2 消防団員の研修及び教育訓練に関すること。
- 3 消防団員の被服に関すること。
- 4 消防団員の福利厚生及び公務災害補償等に関すること。
- 5 消防協会に関すること。
- 6 他の課又は他の係の応援に関すること

予防課

予防係

- 1 火災予防の企画及び指導に関すること。
- 2 火災予防の査察に関すること。
- 3 火災予防に係る違反の処理に関すること。
- 4 火災予防の統計に関すること。
- 5 防火・防火管理の講習に関すること。
- 6 火災予防の広報に関すること。
- 7 消防用設備等の検査に関すること。
- 8 建築物の確認及び許可の同意に関すること。
- 9 各種訓練指導に関すること。
- 10 幼少年消防クラブに関すること。
- 11 火災原因調査に関すること。
- 12 罹災証明書等の発行に関すること。

危険物係

- 1 危険物の調査に関すること。
- 2 危険物の事故調査及び報告に関すること。
- 3 危険物の査察に関すること。
- 4 危険物に係る違反の処理に関すること。
- 5 危険物の統計に関すること。
- 6 消防法（昭和23年法律第186号）第3章の規定に基づく許可、承認、検査及び届出に関すること。
- 7 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化等に関すること。
- 8 煙火の消費許可及び立入検査に関すること。
- 9 危険物申請等の手数料に関すること。
- 10 危険物安全協会に関すること。
- 11 火災の原因調査に関すること。

警防課

消防救急係

- 1 警防の企画に関すること。
- 2 訓練計画に関すること。
- 3 災害の警戒、防ぎょ及び応援に関すること。
- 4 消防車両の更新に関すること。
- 5 大規模災害の消防の相互応援及び訓練調整に関すること。
- 6 警防訓練指導の受付及び指導に関すること
- 7 救急の企画に関すること
- 8 メディカルコントロール体制に関すること。
- 9 救命処置の普及に関すること。
- 10 救急訓練指導の受付及び指導に関すること。

通信指令室

第一指令係、第二指令係

- 1 通信の運用に関すること。
- 2 災害時の出動指令に関すること。
- 3 消防通信設備及び機器に関すること。
- 4 各種災害関係情報の収集及び伝達に関すること。
- 5 気象観測に関すること。
- 6 指令室に係る各種調査、統計及びデータの更新に関すること。
- 7 通信指令装置等の更新に関すること。

消防署

第一警防係・第二警防係

- 1 消防署の沿革に関すること。
- 2 消防署の公印の管理に関すること。
- 3 消防署の文書の收受及び発送に関すること。
- 4 救急搬送証明書等の発行に関すること。
- 5 予算管理に関すること。
- 6 災害の警戒及び防ぎょに関すること。
- 7 大規模災害の消防の相互応援に関すること。
- 8 消防職員の招集に関すること。
- 9 警防資器材の管理及び整備に関すること。
- 10 警防計画に関すること。
- 11 警防訓練計画に関すること。
- 12 消防水利に関すること。
- 13 各種統計に関すること。
- 14 各種訓練指導に関すること。
- 15 他の課又は他の係の応援に関すること。

第一予防係・第二予防係

- 1 火災予防の指導に関すること。
- 2 火災予防の査察に関すること。
- 3 火災の原因調査に関すること。
- 4 危険物等の貯蔵・取扱いの指導に関すること。
- 5 各種届出に関すること。
- 6 各種統計に関すること。
- 7 各種訓練指導に関すること。
- 8 他の課又は他の係の応援に関すること。

第一救急係・第二救急係

- 1 救急活動に関すること。
- 2 救急資器材の管理及び整備に関すること。
- 3 救急訓練計画に関すること。
- 4 メディカルコントロール体制に関すること。
- 5 各種統計に関すること。
- 6 各種訓練指導に関すること。
- 7 他の課又は他の係の応援に関すること。

第一救助係・第二救助係

- 1 人命救助活動に関すること。
- 2 救助資器材の管理及び整備に関すること。
- 3 救助訓練計画に関すること。
- 4 各種統計に関すること。
- 5 各種訓練指導に関すること。
- 6 他の課又は他の係の応援に関すること。

西分署

第一係・第二係

- 1 災害の警戒及び防ぎよに関すること。
- 2 大規模災害の消防の相互応援に関すること。
- 3 消防職員の招集に関すること。
- 4 資器材の管理及び整備に関すること。
- 5 警防計画に関すること。
- 6 警防訓練計画に関すること。
- 7 消防水利に関すること。
- 8 火災予防の指導に関すること。
- 9 火災予防の査察に関すること。
- 10 火災の原因調査に関すること。
- 11 危険物等の貯蔵・取扱いの指導に関すること。
- 12 各種届出に関すること。
- 13 各種統計に関すること。
- 14 各種訓練指導に関すること。
- 15 救急活動に関すること。
- 16 救急訓練計画に関すること。
- 17 メディカルコントロール体制に関すること。
- 18 人命救助活動に関すること。
- 19 他の課又は他の係の応援に関すること。

南分署

第一警防予防係・第二警防予防係

- 1 災害の警戒及び防ぎょに関すること。
- 2 大規模災害の消防の相互応援に関すること。
- 3 消防職員の招集に関すること。
- 4 警防資器材の管理及び整備に関すること。
- 5 警防計画に関すること。
- 6 警防訓練計画に関すること。
- 7 消防水利に関すること。
- 8 火災予防の指導に関すること。
- 9 火災予防の査察に関すること。
- 10 火災の原因調査に関すること。
- 11 危険物等の貯蔵・取扱いの指導に関すること。
- 12 各種届出に関すること。
- 13 各種統計に関すること。
- 14 各種訓練指導に関すること。
- 15 人命救助活動に関すること。
- 16 他の課又は他の係の応援に関すること。

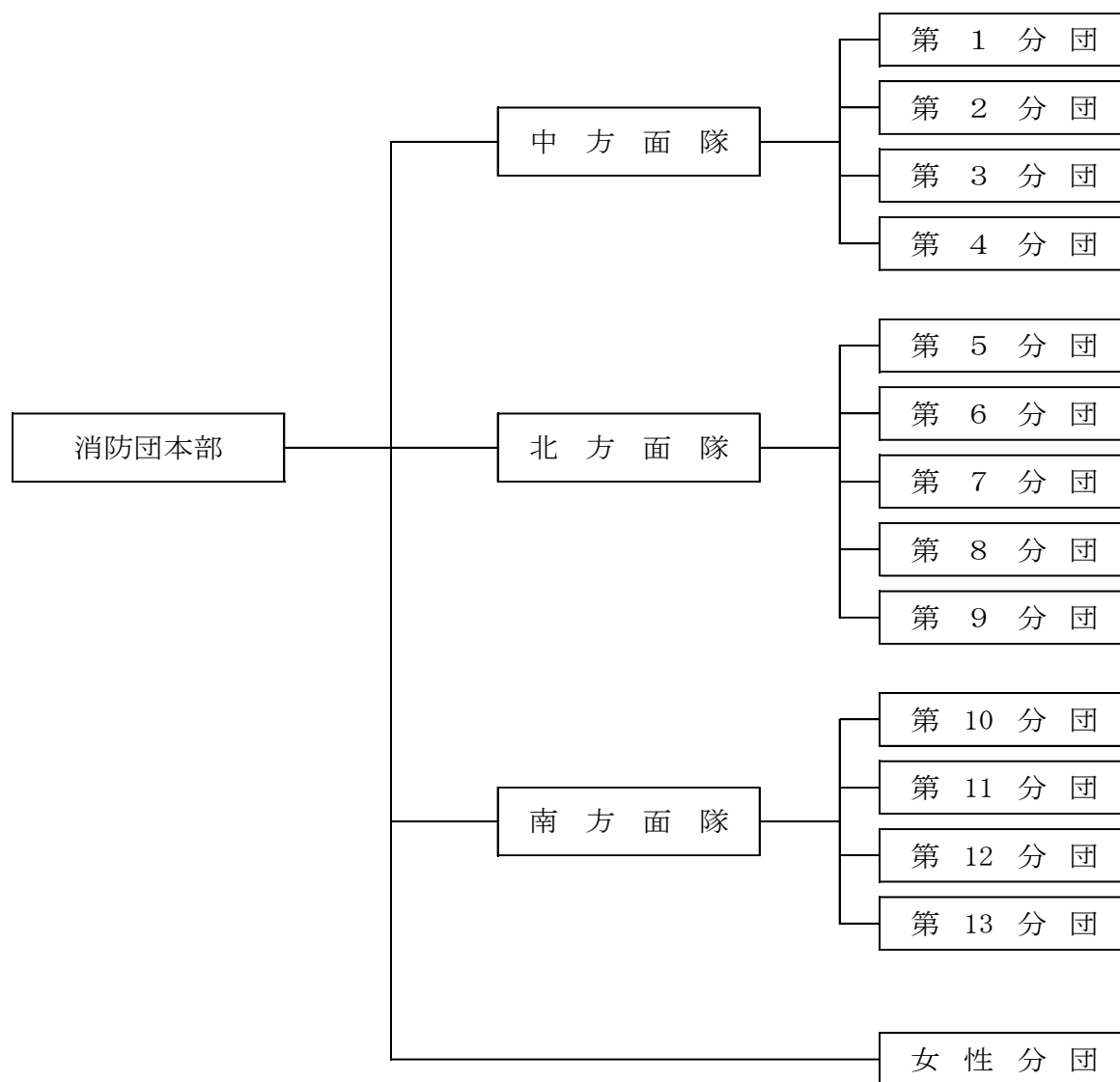
第一救急係・第二救急係

- 1 救急活動に関すること。
- 2 救急資器材の管理及び整備に関すること。
- 3 救急訓練計画に関すること。
- 4 メディカルコントロール体制に関すること。
- 5 各種統計に関すること。
- 6 各種訓練指導に関すること。
- 7 人命救助活動に関すること。
- 8 他の課又は他の係の応援に関すること。

第 2 章 組織計画

第 1 節 組織及び事務分掌

消防団の組織図



第2章 組織計画

第1節 組織及び事務分掌

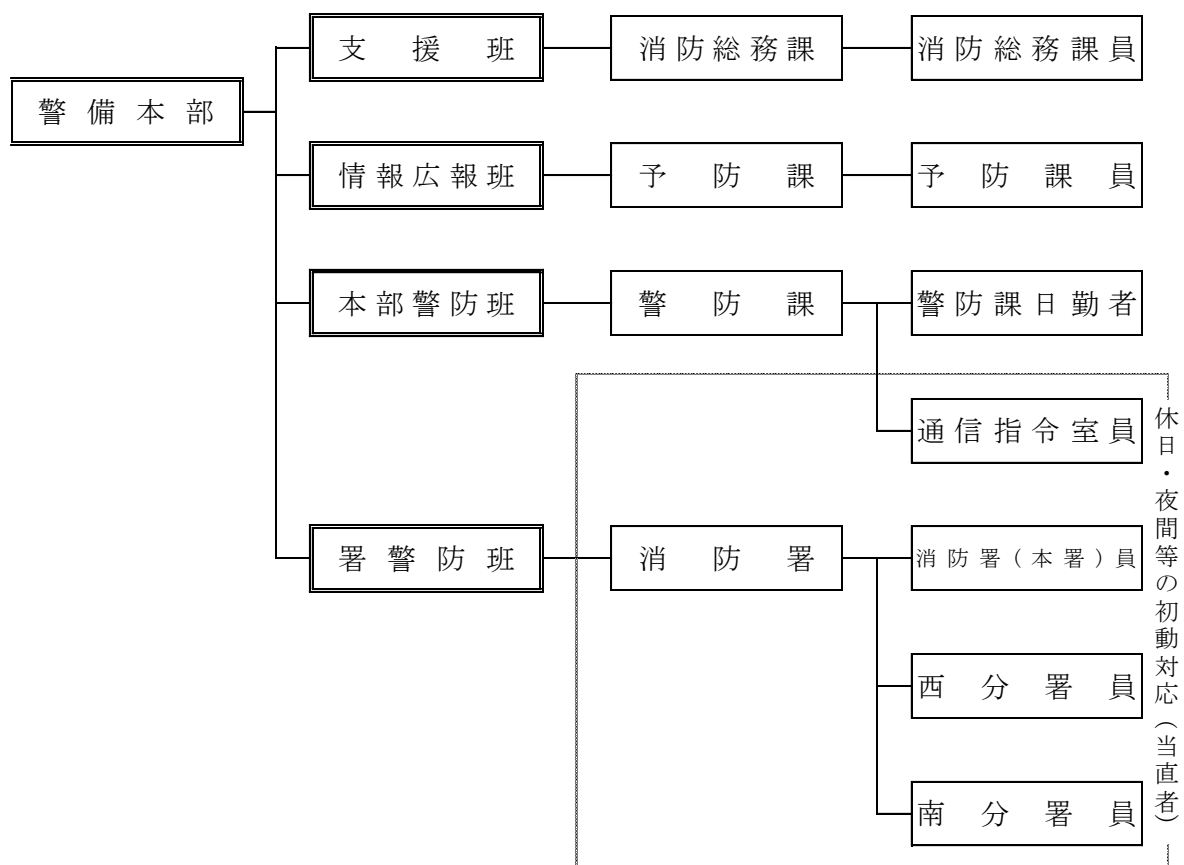
消防団の分団別管轄区域

方面隊名	分団名	詰所の所在地	管 轄 区 域
中方面隊	第1分団	鷺津1021番地の1	南・仲秋・北町・汐路町・鶴殿・富士見町・御幸町・湖陽町・新明町・旭町・分川・東町・八幡町・田町・栄町・本一東・本一西・本二・本三・河原・みのわ・風の杜・駅前
	第2分団	吉美1570番地の2	古見・遠曲谷・郷土・川尻・市場・一の宮・山口・坊瀬
	第3分団	白須賀5665番地の9	新町・元町・宮本・坂下・汐見坂
	第4分団	白須賀4300番地の2	東町・裏町・橋町・若葉台・伝馬・高見・西町・船ヶ谷・笠子・長谷・境宿・堤下・境川
北方面隊	第5分団	新所6079番地の8	女河・中岡・入江・神明・正砂町・日之岡・月見ヶ丘・池・あかつき
	第6分団	岡崎821番地の10	大森・新古・岡崎・上ノ原・南上の原・新所原・梅田・県営新所原団地
	第7分団	入出453番地の17	1町内～12町内
	第8分団	太田140番地の1	神座・太田・中尾平・青平・山脇・花の山・松見
	第9分団	大知波1038番地の1	大原町・上向・上小路・中村・前川岸・山崎・北向・宮町・南山・利木・横山
南方面隊	第10分団	新居町新居1228番地の17	栄町・泉町・中町・高見・西町・上田町・中田町・俵町・船町・新弁天・向島・ペイリーフ
	第11分団	新居町内山1925番地の1	源太山北・源太山中・源太山南・日ヶ崎・若磯・杣川・高師山・松山・大倉戸・内山
	第12分団	新居町新居500番地の161	柏原・港町・ひばりヶ丘・新居弁天・住吉西・住吉東
	第13分団	新居町中之郷3654番地の23	郷南・郷北・三ツ谷・あけぼの

第2章 組織計画

第1節 組織及び事務分掌

非常災害時の消防本部及び消防署の組織図



第2章 組織計画

第1節 組織及び事務分掌

非常災害時の消防本部及び消防署の事務分掌

班	班 長	担 当	事 務 分 掌
本部	消防長 (本部長)	消防本部・ 消防署の 課長級以上 (本部長)	【指揮運用業務】 1 活動方針の決定及び命令に関する事 2 消防隊等の編成及び増強に関する事 3 消防職・団員の動員に関する事 4 部隊運用に関する事 5 消防団の運用に関する事 6 本部員会議の開催に関する事 7 各班の連絡調整に関する事
本部 警防班	警防課長	警防課 日勤者	【指揮運用の支援的な業務】 1 本部の開設に関する事 2 本部運営の補助に関する事 3 本部員会議開催の補助に関する事 4 その他指揮運用の支援的な業務に関する事 5 その他本部長の命ずる事
		通信 指令室員	【通信指令室業務】 1 通信機器等の被災状況の確認と試験に関する事 2 災害情報の覚知に関する事 3 各種防災情報システムによる災害情報の伝達、報告に関する事（即報基準・直接即報基準を含む） 4 県西部危機管理局への職員派遣に関する事 5 その他の通信指令室業務に関する事 6 その他本部長の命ずる事
署 警防班	消防署長 ※初動時は、各当直 上席者が対応	消防署 勤務者	【警防活動業務】 1 勤務者の安否確認に関する事 2 庁舎・車両・資器材等の被災状況の確認に関する事 3 初動時の通信指令室の応援に関する事 4 初動時の情報収集に関する事 5 初動時の活動方針の決定に関する事 6 本部の開設準備に関する事 7 初動時の本部運営（立上げ）に関する事 8 消火、救助、救急活動に関する事 9 ヘリポートの開設準備及びヘリ離発着に関する事 10 火災の原因及び損害等の簡易的な調査に関する事 11 その他の警防活動上必要な業務に関する事 12 その他本部長の命ずる事
		西分署 勤務者	【警防活動業務】 1 勤務者の安否確認に関する事 2 庁舎・車両・資器材等の被災状況の確認に関する事 3 初動時の情報収集に関する事
		南分署 勤務者	4 消火、救助、救急活動に関する事 5 ヘリポートの開設準備及びヘリ離発着に関する事 6 火災の原因及び損害等の簡易的な調査に関する事 7 その他の警防活動上必要な業務に関する事 8 その他本部長の命ずる事

班	班 長	担 当	事 務 分 掌
情報広報班	予防課長	予防課員	【情報活動的な業務】 1 被害情報の収集、集計、整理及び分析に関する事 2 地震災害警戒本部・災害対策本部及び関係機関への情報伝達に関する事 3 危険物等に対する応急措置及び指導に関する事 4 緊急消防援助隊等の誘導及び連絡調整に関する事 5 広報に関する事 6 その他の情報活動上必要な業務に関する事 7 その他本部長の命ずる事
支援班	消防総務課長	消防総務課員	【支援的な業務】 1 職員・家族の安否確認に関する事 2 庁舎等の保全、修理に関する事 3 職員等の労務管理、健康管理に関する事 4 職員の食糧、寝具、衣料等の調達に関する事 5 燃料の確保に関する事 6 車両、重機類及び資器材の調達に関する事 7 緊急消防援助隊の集結場所等の調整に関する事 8 職員、団員等の公務災害補償に関する事 9 その他支援に関する事 10 その他の班に属さないこと 11 その他本部長の命ずる事
市派遣	情報連絡員	消防救急係 消防団係長	【情報活動的な業務】 1 被害情報の収集、集計、整理及び分析に関する事 2 各部の活動内容の調整に関する事 3 警備本部への情報伝達に関する事 4 その他の情報活動上必要な業務に関する事

【備 考】情報連絡員は、本部会議の指示及び決定事項等を班長（課長等）以下に伝達する。

第3章 消防力の整備計画

第1節 消防力の現勢

消防職員の定数及び実員

条例定数 103名

実員数 96名

階級別消防職員数

令和8年1月1日 現在

階 級	消防監	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防士	その他 の職員	合 計
合 計	1	4	14	25	19	13	20		96

所 属	消防 総務課	予防課	警防課	消 防 署			合 計
					西分署	南分署	
日 勤 者	※12	6	4	2			24
隔日勤務者			6	42	8	16	72
合 計	12	6	10	44	8	16	96

※消防長1名、静岡県消防防災航空隊1名、市役所危機管理課1名出向者を含む。

第3章 消防力の整備計画

第1節 消防力の現勢

消防団員の定数及び実員

条例定数 325名

階級別消防団員

令和8年1月1日 現在

階級別 名 称		消防 団長	消防 副団長	本部長	分団長	副 分団長	部長	班長	団員	実員 合 計	定数 合 計
団本部	本部	1	3	9						13	13
中方面隊	第1分団				1	1	1	3	23	29	30
	第2分団				1	1	1	3	18	24	24
	第3分団				1	1	1	3	10	16	16
	第4分団				1	1	1	4	18	25	25
北方面隊	第5分団				1	1	1	3	15	21	21
	第6分団				1	1	1	5	22	30	35
	第7分団				1	1	1	4	14	21	21
	第8分団				1	1	1	3	16	22	22
	第9分団				1	1	1	3	14	20	21
南方面隊	第10分団				1	1	1	3	12	18	19
	第11分団				1	1	1	3	15	21	21
	第12分団				1	1	1	3	15	21	21
	第13分団				1	1	1	3	12	18	18
女性分団					1	1	1	3	5	11	18
合 計		1	3	9	14	14	14	46	209	310	325

第3章 消防力の整備計画

第1節 消防力の現勢

消防庁舎の現況

湖西市消防本部		湖西市消防署	
	○所在地	湖西市古見1076番地	
	○敷地面積	2,576.35㎡	
	○建築面積	552.94㎡	
	○建物延面積	1,065.87㎡	
	○構造	鉄筋コンクリート造	
	庁舎 1F	514.93㎡	
	2F	533.54㎡	
	PH	17.40㎡	
	計	1,065.87㎡	
	【その他】		
	訓練塔	4F	70.72㎡
	空気充填室	1F	8.28㎡
	車庫兼会議室	2F	220.00㎡
湖西市消防署 西分署		湖西市消防署 南分署	
	○所在地	湖西市岡崎821番地の1	
	○敷地面積	1,201.88㎡	
	○建築面積	567.03㎡	
	○建物延面積	816.06㎡	
	○構造	RC一部鉄骨造2階建	
	庁舎 1F	513.65㎡	
	2F	302.41㎡	
	計	816.06㎡	
	○所在地	湖西市新居町浜名657番地	
	○敷地面積	824.00㎡	
	○建築面積	462.23㎡	
	○建物延面積	861.01㎡	
	○構造	鉄筋コンクリート造	
	庁舎 1F	396.58㎡	P1 24.22㎡
	中2F	42.00㎡	P2 9.00㎡
	2F	389.21㎡	
	計	861.01㎡	

第3章 消防力の整備計画

第1節 消防力の現勢

消防団詰所の現況

方 名 面 隊	分団名	所 在 地	構 造	面 積 (㎡)		設置 年月
				建築面積	延べ面積	
中 方 面 隊	第1分団	鷺津1021番地の1	鉄骨造2階建	33.88	67.76	H10.3
	第2分団	吉美1570番地の3	鉄骨造2階建	33.88	67.76	H2.12
	第3分団	白須賀5685番地の9	鉄骨造2階建	33.88	67.76	H2.12
	第4分団	白須賀4300番地の2	鉄骨造2階建	36.12	72.25	H6.11
北 方 面 隊	第5分団	新所6079番地の8	鉄骨造2階建	33.88	67.76	H3.12
	第6分団	岡崎821番地の10	鉄骨造2階建	33.88	67.76	H4.12
	第7分団	入出453番地の17	鉄骨造2階建	32.43	64.86	H2.3
	第8分団	太田140番地の1	鉄骨造2階建	33.88	67.76	H5.12
	第9分団	大知波1038番地の1	鉄骨造平屋建	77.76	77.76	H8.9
南 方 面 隊	第10分団	新居町新居1228番地の17	鉄骨造2階建	75.41	95.66	H4.3
	第11分団	新居町内山1925番地の1	鉄骨造2階建	37.26	69.66	H10.12
	第12分団	新居町新居500番地の161	鉄骨造平屋建	38.61	38.61	S62.3
	第13分団	新居町中之郷3654番地の23	鉄骨造2階建	44.52	89.04	H7.3

第3章 消防力の整備計画

第1節 消防力の現勢

消防団器具庫の現況

方面隊名	分団名	地区名	所在地	構造	寸法又は 建築面積 (㎡)
中方面隊	第1分団	表鷺津	鷺津1822番地の7	鉄骨造2階建	5.4×4.5
		河美区	鷺津406番地の55	プレハブ式1階建	3.0×4.8
	第2分団	山口	山口112番地の2	プレハブ式1階建	3.0×4.8
		坊瀬	坊瀬233番地	プレハブ式1階建	2.14×1.80
	第3分団	新町	白須賀269番地の5	プレハブ式1階建	2.63×2.22
	第4分団	長谷北	白須賀3230番地の1	鉄骨スレート造1階建	3.6×3.6
		西長谷	白須賀2685番地	プレハブ式1階建	2.14×1.80
北方面隊	第5分団	日之岡	新所2946番地、6080番地の2の一部	プレハブ式1階建	3.0×4.8
		女河	新所2番地の1	木造1階建	3.9×4.5
	第6分団	岡崎	岡崎1629番地の2	木造1階建	3.6×2.7
		大森	新所5668番地の2	プレハブ式1階建	2.03×2.21
		南上の原	岡崎1130番地の1	プレハブ式1階建	3.0×4.8
		梅田	梅田124番地の2	プレハブ式1階建	3.0×4.8
	第7分団	3町内	入出654番地の1	プレハブ式1階建	3.0×4.8
		4町内	入出550番地の4	コンクリート ブロック造1階建	4.2×3.2
	第8分団	神座	神座116番地の1	鉄骨造1階建	9.1×5.4
		青平	太田471番地の7	プレハブ式1階建	3.0×4.8
	第9分団	利木	利木166番地の2	鉄骨造1階建	27.42 (㎡)
		横山	横山112番地の9	木造モルタル1階建	3.85×5.4

第3章 消防力の整備計画

第1節 消防力の現勢

消防車両の現況

令和8年1月1日 現在

令和8年1月1日現在

区分	車両名	車両種別	年 式	ポンプ 能力	無線呼称名	登録番号	
消 防 本 部	湖西51号車	指令車	平成8年			浜松 88 さ 364	
	湖西61号車	査察車	平成15年		こさい61	浜松 80 あ 11-86	
	連絡1号車	連絡車	平成17年			浜松 480 い 10-52	
	連絡2号車	連絡車	平成17年			浜松 501 ち 42-75	
	湖西南61号車	連絡車	平成11年		こさいみなみ61	浜松 800 さ 22-20	
消 防 署	湖西52号車	指揮車	平成31年		こさい52	浜松 800 す 79-63	
	湖西1号車	化学車	令和4年	A-2	こさい1	浜松 800 は 12-65	
	湖西2号車	タンク車	平成10年	A-2	こさい2	浜松 800 さ 527	
	湖西3号車	大型水槽車	平成21年	A-2	こさい3	浜松 800 は 610	
	湖西41号車	救助工作車	平成24年		こさい41	浜松 800 は 789	
	救急湖西1号車	高規格救急車	平成25年		きゅうきゅう こさい1	浜松 800 す 46-90	
	救急湖西2号車	高規格救急車	令和5年		きゅうきゅう こさい2	浜松 800 せ 455	
	救急湖西3号車	高規格救急車	平成18年		きゅうきゅう こさい3	浜松 800 さ 96-07	
	湖西71号車	支援車	平成26年		こさい71	浜松 800 は 892	
	湖西72号車	資材運搬車	令和2年		こさい72	浜松 800 す 90-13	
	オートバイ1号車	中型自動二輪	令和5年			1 浜松 と 98-31	
	オートバイ2号車	中型自動二輪	令和5年			1 浜松 と 98-32	
	オートバイ3号車	中型自動二輪	平成10年			1 浜松 さ 52-28	
	水上バイクトレー ラー		平成24年			浜松 800 る 356	
	西 分 署	湖西西1号車	タンク車	平成15年	A-2	こさいにし1	浜松 800 さ 66-67
		救急湖西西1号車	高規格救急車	平成23年		きゅうきゅう こさいにし1	浜松 800 す 35-33
南 分 署	湖西南1号車	タンク車	平成27年	A-2	こさいみなみ1	浜松 800 は 933	
	湖西南2号車	ポンプ車	令和2年	A-2	こさいみなみ2	浜松 800 す 85-25	
	湖西31号車	はしご車	平成28年		こさい31	浜松 800 は 10-38	
	救急湖西南1号車	高規格救急車	平成29年		きゅうきゅう こさいみなみ1	浜松 800 す 72-48	

第3章 消防力の整備計画

第1節 消防力の現勢

主な資器材の現況

令和8年1月1日 現在

警 防 器 具

品 名	数 量			合 計
	消防署	西分署	南分署	
消 防 ホ ー ス (65mm)	190	52	160	402
消 防 ホ ー ス (50mm)	86	24	79	189
消 防 ホ ー ス (40mm)	29	12	21	62
水 幕 ホ ー ス	2		1	3
防 火 衣	80	8	16	104
発 電 機 一 式	9	2	3	14
可 搬 ポ ン プ	1			1
ホ ー ス カ ー	2	1	2	5
背 負 い 器	6	2	6	14
ホ ー ス ブ リ ッ ジ	8	2	7	17
管 鎗 (ヤ リ ノ ズ ル 含 む)	7	3	6	16
無 反 動 ノ ズ ル	6	1	3	10
フ ォ グ ガ ン	3		3	6
プ ロ ジ ェ ク ト ガ ン		1		1
ガ ン タ イ プ ノ ズ ル	9	2	6	17
東 消 式 簡 易 発 泡 器	2		1	3
ピ ッ ク ア ッ プ 式 泡 ノ ズ ル	2	1	2	5
泡 ノ ズ ル	2		1	3
ラ イ ン プ ロ ボ ー シ ョ ナ ー	3		1	4
ジ ェ ッ ト シ ュ ー タ ー	31	14	8	53
ジ ェ ッ ト シ ュ ー タ ー 給 水 器	1			1
送 排 風 機	2			2
オ イ ル フ ェ ン ス	9		3	12
ス コ ッ プ	25	7	17	49
つ る は し	9	3	4	16
掛 矢	10	4	7	21
大 斧	4	1	6	11
万 能 斧	5	2	4	11
バ ー ル	12	1	5	18
金 て こ	18	1	7	26
の こ ぎ り	19	3	11	33
ワ イ ヤ ー ロ ー プ	3	1	1	5
双 眼 鏡	2		2	4
原 因 調 査 用 具 一 式	1	1	1	3

救 急 器 具

品 名	数 量			合 計
	消防署	西分署	南分署	
患 者 監 視 装 置	3	1	1	5
自 動 式 心 マ ッ サ ー ジ 器	1	1	1	3
人 工 呼 吸 器	3	1	1	5
手 動 式 人 工 呼 吸 器	5	3	4	12
電 池 式 吸 引 器	4	2	2	8
全 脊 柱 固 定 器 具	6	3	3	12
自 動 体 外 式 除 細 動 器	3	1	2	6
ビ デ オ 喉 頭 鏡	3	1	1	5
二 酸 化 炭 素 濃 度 測 定 器	3	1	1	5

救 助 器 具

品 名	数 量			合 計
	消防署	西分署	南分署	
かぎ付はしご	2	1	2	5
三連梯子	3		2	5
救命索発射銃	1			1
サバイバースリング又は救命用縛帯	15	1	1	17
油圧ジャッキ	1	1		2
可搬ウインチ	2	1	1	4
マンホール救助器具	1			1
マット型空気ジャッキ	1	1		2
大型油圧スプレッダー	1			1
大型油圧切断機	2			2
ガス溶断器	1			1
チェーンソー	3	1	1	5
空気鋸	1	1		2
電気鋸	1			1
エンジンカッター	2	1	1	4
携帯用コンクリート破壊器	1	1		2
削岩機	1			1
ハンマドリル	2			2
可燃性ガス測定器	2	2	2	6
放射能測定器	4			4
空気呼吸器	36	4	10	50
空気補充用ボンベ	3			3
耐電衣	4		2	6
携帯警報器	14	3	9	26
陽圧式化学防護服	6			6
除染シャワー	1			1
潜水器具	10			10
救命ボート	2			2
船外機	1			1
水上バイク	1			1
水上バイク搬送器具	1			1
水中無線機	1			1
登山器具	1			1
バスケット型担架	3		1	4
簡易画像探索器	1			1
熱画像直視装置	2		1	3
夜間用暗視装置	1			1

通 信 施 設 等

品 名	数 量			合 計
	消防本部 消防署	西分署	南分署	
指令装置一式	1			1
放送設備一式	1			1
気象観測一式	1			1
非常用発電機	2	1	1	4
基地局無線機	1		1（白須賀）	2
移動局無線機（デジタル）	12	2	4	18
携帯無線機（デジタル）	16	3	5	24
署活系アナログ 400MHz	10			10
I P 無線機	15	3	5	23

別表14

第3章 消防力の整備計画

第1節 消防力の現勢

消防団車両の現況

令和8年1月1日 現在

方面隊	分団名	車 両 常 置 場 所	車両種別	年 式	燃 料	ポンプ能力	車両番号	
中方面隊	消防団本部	消防本部	団指令車	令和4年	ガソリン		浜松800 せ 375	
		古見1076番地					浜松41 せ 98-81	
		消防本部	資材運搬車	平成16年	ガソリン		浜松41 せ 98-81	
		古見1076番地					浜松801 ふ …1	
	第1分団	詰 所	ポンプ車	平成19年	軽油	A-2	浜松801 ふ …1	
		鷺津1021番地の1	消防団資材運搬車	平成30年	ガソリン	(B-3)	浜松480 た 77-13	
		表鷺津器具庫					浜松480 な 24-41	
		鷺津1822番地の6					浜松800 す 53-66	
		河美区器具庫	消防団資材運搬車	令和6年	ガソリン	(B-3)	浜松480 な 24-41	
		鷺津384番地の3						
	第2分団	詰 所	救助資機材搭載車	平成26年	軽油	(B-2)	浜松800 す 53-66	
		吉美1570番地の2	消防団資材運搬車	平成24年	ガソリン	(B-3)	浜松483 い 201	
		山口器具庫						
	第3分団	山口112-2,113-1,113-2の一部	ポンプ車	平成30年	軽油	A-2	浜松800 と …4	
		白須賀5665番地の9						
	第4分団	詰 所	ポンプ車	平成17年	軽油	A-2	浜松830 つ …5	
		白須賀4300番地の2	消防団資材運搬車	平成15年	ガソリン	(B-3)	浜松41 す 76-11	
		長谷北器具庫						
		白須賀3230番地の1						
	北方面隊	第5分団	詰 所	救助資機材搭載車	令和5年	ガソリン	(B-2)	浜松800 せ 581
			新所8079番地の8	消防団資材運搬車	平成19年	ガソリン	(B-3)	浜松480 う 83-55
			日之岡 新所2946番地、6080番地の2の一部					
		第6分団	詰 所	ポンプ車	平成24年	軽油	A-2	浜松830 ふ …10
			岡崎821番地の10	消防団資材運搬車	平成14年	ガソリン	(B-3)	浜松41 す 23-87
			梅田器具庫					
			梅田124番地の2	消防団資材運搬車	平成20年	ガソリン	(B-3)	浜松480 え 95-86
			南上の原器具庫 南台2丁目15番36号					
		第7分団	詰 所	ポンプ車	令和元年	軽油	A-2	浜松800 す 84-18
入出453番地の17			消防団資材運搬車	平成11年	ガソリン	(B-3)	浜松41 き 53-16	
3町内器具庫 入出654番地の1								
第8分団		詰 所	ポンプ車	平成18年	軽油	A-2	浜松800 ゆ …8	
		太田140番地の1	消防団資材運搬車	平成10年	ガソリン	(B-3)	浜松41 か 28-16	
		青平器具庫						
		太田471番地の7	消防団資材運搬車	平成13年	ガソリン	(B-3)	浜松41 こ 20-84	
		神座器具庫 神座116番地の1						
第9分団		詰 所	ポンプ車	平成20年	軽油	A-2	浜松830 つ …9	
		大知波1038番地の1	消防団資材運搬車	令和6年	ガソリン	(B-3)	浜松480 な 24-43	
		利木器具庫 利木166番地の2						
		横山器具庫 横山112番地の9	消防団資材運搬車	平成12年	ガソリン	(B-3)	浜松41 け 12-99	
南方面隊		第10分団	詰 所	救助資機材搭載車	令和4年	ガソリン	(B-2)	浜松800 せ . 57
			新居町新居1228番地の17					
		第11分団	詰 所	ポンプ車	平成13年	軽油	A-2	浜松800 さ 51-95
			新居町内山1925番地の1					
		第12分団	詰 所	ポンプ車	平成28年	軽油	A-2	浜松830 に . 12
			新居町新居500番地の161					
		第13分団	詰 所	ポンプ車	平成29年	軽油	A-2	浜松830 み . 13
			新居町中之郷3654番地の23					

【備 考】ポンプ能力欄の（ ）書きは、小型動力ポンプを示す。

第3章 消防力の整備計画

第1節 消防力の現勢

消防団小型動力ポンプの現況

令和8年1月1日 現在

方面隊	分団名	所在地		年式	ポンプ能力	積載車両	
		保管場所	住所			車両種別	車両番号
中方面隊	第1分団	表鷺津器具庫	鷺津1822番地の7	平成28年	B-3	消防団資材運搬車	浜松480 た 77-13
		河美器具庫	鷺津384番地の3	令和6年	B-3	消防団資材運搬車	浜松480 な 24-41
	第2分団	詰所	吉美1570番地の2	平成26年	B-2	救助資機材搭載車	浜松800 す 53-66
		山口器具庫	山口110番地の1	令和元年	B-3	消防団資材運搬車	浜松483 い 201
	第4分団	長谷北器具庫	白須賀3230番地の1	平成19年	B-3	消防団資材運搬車	浜松41 す 76-11
北方面隊	第5分団	詰所	新所6079番地の8	令和5年	B-2	救助資機材搭載車	浜松800 せ 581
		日之岡器具庫	新所2946番地、6080番地の2の一部	平成21年	B-3	消防団資材運搬車	浜松480 う 83-55
	第6分団	南上の原器具庫	南台2丁目15番36号	平成20年	B-3	消防団資材運搬車	浜松480 え 95-86
		梅田器具庫	梅田124番地の2	平成3年	B-3	消防団資材運搬車	浜松41 す 23-87
	第7分団	3町内器具庫	入出654番地の1	平成29年	B-3	消防団資材運搬車	浜松41 き 53-16
	第8分団	神座器具庫	神座116番地の1	平成19年	B-3	消防団資材運搬車	浜松41 こ 20-84
		青平器具庫	太田471番地の7	平成20年	B-3	消防団資材運搬車	浜松41 か 28-16
	第9分団	利木器具庫	利木166番地の2	令和6年	B-3	消防団資材運搬車	浜松480 な 24-43
		横山器具庫	横山112番地の9	平成19年	B-3	消防団資材運搬車	浜松41 け 12-99
南方面隊	第10分団	詰所	新居町新居1228番地の17	令和4年	B-2	救助資機材搭載車	浜松800 せ 57

別表16

第3章 消防力の整備計画

第1節 消防力の現勢

消防水利の現況

消防団分団管轄区域別の水利現況

令和8年1月1日 現在

単位：基

分団別		第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第8分団	第9分団	第10分団	第11分団	第12分団	第13分団	合計
水利種別															
消火栓	地上	80	111	24	90	50	141	51	54	50	2	11	19	4	687
	地下	91	12	3	15	13	55	9	7	5	133	153	116	135	747
	小計	171	123	27	105	63	196	60	61	55	135	164	135	139	1,434
防火用水	100t以上	14	6	1	9	3	12	3	2	2		1	2		55
		14	6	1	9	3	12	3	2	2			2		54
	60～99t		2	2	5		4	1	3	2					19
			1												1
	40～59t	11	14	5	13	4	15	2	4	6	9	14	6	6	109
		11	13	4	8	4	14	1	4	5	8	13	5	6	96
	20～39t	3	2	1	4		4				1	2	1	3	21
											1				1
	20t未満		2		3	4	1		2		1	3			16
															0
	小計	28	26	9	34	11	36	6	11	10	12	20	9	9	220
		25	20	5	17	7	26	4	6	7	9	13	7	6	152
その他の水利	プール	3			2	1	2		1	1	1	1	1		13
	河川・溝	2	2			2	1	1	4	1	5	2	7	1	28
	池・豪	2	4	1	3		5								15
	海	6				1		5		4	4		1	3	24
	井戸					1							1		2
	その他														0
	小計	13	6	1	5	5	8	6	5	6	10	3	10	4	82

備考 は、耐震性貯水槽の数を意味する。

第1章 総 則

(目的)

第1 この計画は、湖西市消防本部管内（以下「管内」という。）において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づく静岡県消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）による応援又は同法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援等を受ける場合において、応援隊が迅速かつ効果的に活動できる体制を確保するため、必要な事項を定める。

(南海トラフ地震に対する対応)

第2 南海トラフ地震時の緊急消防援助隊の受援については、この計画のほか、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（平成28年消防広第69号）及び南海トラフ地震における静岡県広域受援計画（平成28年危政第242号）に基づき対応する。

(用語の定義)

第3 用語については、別表第1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

(応援等要請の基準)

第4 湖西市長又は市長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）は、災害により次に掲げる被害等が発生した場合、消防の応援等の必要性について判断するものとする。

(1) 地震により、震度6強以上の揺れを観測した場合、又は次に掲げる被害等が発生若しくは見込まれる場合

ア 中高層建物の倒壊又は層破壊が発生している場合

イ 地震の揺れによる直接的な被害で広範囲又は複数の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合

ウ 地震に伴う土砂災害により、広範囲又は複数の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合

(2) 土砂・風水害により、次に掲げる被害等が発生又は見込まれる場合

ア 市街地又は準市街地において、浸水深1.5mを超えている場合又は超えると見込まれる場合

イ 土砂災害により、広範囲又は複数の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合

- (3) NBC災害又はNBCの発散が疑われる災害が発生した場合
- (4) その他甚大な被害が見込まれる大規模な災害が発生した場合（大規模火災、航空機事故、鉄道事故、噴火災害、土砂災害、津波災害、特別警報等）
 - ア 広範囲又は複数の火災が同時に発生し、十分な対応が困難と見込まれる場合又は当該火災出動により他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合
 - イ 危険物施設、特定防火対象物、住宅密集地等において大規模な火災が発生し、十分な対応が困難と見込まれる場合又は当該火災出動により他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合
 - ウ 上記以外の災害で、甚大な被害が見込まれる場合
- (5) 管内における119番通報の異常着信（おおむね3時間に1日平均の5倍以上の件数）があった場合

（県内消防機関等の応援等要請の手続）

第5 指揮者は、第4に基づき応援等が必要であると判断した場合には、直ちに消防相互応援協定の規定に基づき、静岡県内応援隊の応援要請を行うものとする。

- 2 指揮者は、前項の連絡を行う場合、静岡県消防相互応援協定覚書に基づき、災害の状況及び応援に必要な隊の種別、規模、活動場所等、応援活動に必要な情報を付するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等要請の手続）

第6 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る連絡は、別図第1のとおり行うものとする。

- 2 指揮者は、静岡県内応援隊の出動が困難な場合又は静岡県内応援隊のみでは十分な対応が困難と判断した場合（被害の詳細が把握できず対応の可否を判断できない場合を含む。）は、知事に対して、緊急消防援助隊の応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて代表消防機関の意見を聴くものとする。
- 3 指揮者は、次に掲げる事項が明らかになり次第、知事に電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリ及び電子メールにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1－2）。

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- 4 指揮者は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。

- 5 指揮者は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模

等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリ及び電子メールにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式１－２）。

- 6 指揮者は、被災地及びその周辺地域に緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、第２項、第４項及び第５項の連絡と併せて報告するものとする。

（迅速出動等適用時の対応）

第７ 指揮者は、要請要綱第５条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となるつぎに掲げる事象が管内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

なお、当消防本部管外（静岡県内）で発生した場合は、被害状況の収集に努めるものとする。

- (1) 最大震度６弱以上の地震が発生した場合
- (2) 大津波警報が発表された場合
- (3) 噴火警報が発表された場合

第３章 受援体制

（指揮本部の設置）

第８ 指揮者は、静岡県内応援隊又は緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、応援隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

- 2 指揮本部の設置場所は、消防本部庁舎２階「警備本部」とする。ただし、被災等により指揮本部を当該場所に設置できない場合は、消防総務課事務所又は西分署庁舎に設置するものとする。
- 3 指揮本部の本部長は、消防長をもって充てるものとする。
- 4 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
 - (2) 消防本部及び消防団の活動並びに被害状況に係る記録に関すること。
 - (3) 静岡県内応援隊又は緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他の受援に必要な事項に関すること。
- 5 指揮本部の業務及び各業務の責任者等は、別表第２のとおりとする。
- 6 指揮本部は、様式１、様式２及び様式３を活用し、運用するものとする。

（緊急消防援助隊の受入れ対応）

第９ 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援本部を設置する候補場所（消防本部庁舎２階「警備本部」、消防総務課事務所、西分署庁舎又は市災害対策本部と協議して決定した場所）を報告し、指揮支援本部の設置場所が決定した際は、調整本部（調整本部が設置されない場合は静岡県災害

対策本部。以下同じ。)と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

- 2 指揮本部は、緊急消防援助隊到着までに、被害状況の集約、地図及び貸出し資器材の準備、派遣する職員の調整を行うなど受入れ体制を整えるとともに、緊急消防援助隊到着後は、受入れ対応に注力するものとする。
- 3 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、自消防本部及び消防団の活動状況、静岡県内応援隊の編成状況、活動状況等を報告するものとする。
- 4 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、静岡県及び代表消防機関（静岡市消防局）に速やかにその任務に係る調整を求めるものとする。

（緊急消防援助隊の進出拠点及び宿泊場所の協議）

第10 指揮本部は、災害の状況、道路の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所について、調整本部と協議するものとする。

- 2 緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所の候補地は、別表第3のとおりとする。

なお、運用要綱第39条2項5号救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）は、別表第3（宿営場所・二次進出拠点）のとおりとする。

（指揮本部員等の派遣）

第11 指揮本部は、情報収集、活動調整、受入れ調整等のため、別表第4のとおり指揮本部員等を派遣するものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

（指揮体制等）

第12 指揮者は、静岡県内応援隊の指揮を行うとともに、緊急消防援助隊指揮支援本部長の補佐を受け緊急消防援助隊の都道府県大隊及び各部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）の指揮を行うものとする。

- 2 指揮者は、ヘリベース指揮者又は静岡県災害対策本部に航空運用調整班が設置されている場合には同班に対し、航空に係る活動要請を行うものとする。

（通信運用体制）

第13 無線通信運用体制及び使用無線波は、別表第5のとおりとする。

- 2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は別表第6のとおりとする。
- 3 当消防本部部隊間の通信は、原則としてIP無線機（1CH）を使用するものとし、運用に際し輻輳が確認された場合、通信指令室が当該トークグループ（1CH～4CH）の統制を行うものとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(任務付与)

第14 指揮者は、次に掲げる事項について、到着した静岡県内応援隊及び緊急消防援助隊に対して情報提供を行うとともに、様式4により任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第15 指揮者は、市災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有、活動調整、二次災害防止等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

- 2 指揮本部は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整、二次災害防止等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。
- 3 現地合同調整所の指揮は、原則、消防署長又は消防署長が指名した者が行う。
- 4 現地合同調整所の指揮者は、必要に応じて会議を開催し、次に掲げる事項について調整することとする。

なお、指揮支援本部長と調整し、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、都道府県大隊等の中の代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長、静岡県内応援隊の代表者の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

- (1) 役割分担
- (2) 活動エリア
- (3) 活動時間
- (4) 活動の中止基準
- (5) 検索救助活動におけるマーキングの手法
- (6) 緊急避難等の合図
- (7) 連絡手段
- (8) その他活動上、必要な事項

(応援隊との連携)

第16 消防署長は、静岡県内応援隊及び緊急消防援助隊と緊密に連携を図るため、別表第4のとおり職員等を派遣するものとする。

(資機材の貸し出し等及び地図の配布)

第17 指揮本部は、静岡県内応援隊及び緊急消防援助隊に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 スピンドルドライバーの口径は「35×38」、形状は「四角形テーパー」である。

3 指揮本部は、静岡県内応援隊及び緊急消防援助隊に対して、必要に応じて次に掲げる地図を配布するものとする。

(1) 広域地図(通行障害の情報を付記したもの)

(2) 住宅地図

(3) ヘリコプターの離着陸場所位置図

(4) 燃料補給場所位置図

(5) 消防水利位置図

(6) 物資等の調達可能場所位置図

(7) 救急搬送医療機関位置図

(ヘリコプターの離着陸場等)

第18 ヘリコプターの離着陸場は、別表第7のとおりとする。

2 指揮本部は、ヘリベース指揮者と調整の上、必要がある場合は、別表第4のとおりランディングポイントに安全管理員を派遣するものとする。

なお、安全管理員は、原則、当該ランディングポイントを管轄する消防署の職員とする。

(燃料補給場所)

第19 陸上隊及び水上小隊の燃料補給場所は、別表第8のとおりとする。なお、燃料補給体制を確保するため、市災害対策本部と調整しておくものとする。

2 予防課は、陸上隊及び航空隊の燃料補給を行うことを目的として、消防法第10条第1項ただし書の規定に基づく「危険物の仮貯蔵・仮取扱」の申請があったとき、速やかに手続を行うものとする。

(物資等の調達)

第20 指揮本部は、食糧、仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、市災害対策本部等へ依頼するものとする。

(緊急消防援助隊の部隊移動)

第21 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別図第2又は別図第3とおり行うものとする。

- 2 指揮者は、長官又は知事から緊急消防援助隊の部隊移動について意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式 6－2 により回答するものとする。

(緊急消防援助隊の増隊要請)

第22 指揮者は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員、装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、知事に対して増援が必要である旨を連絡するものとする。

第 6 章 二次災害防止

(判断基準、安全管理要領、伝達方法等)

第23 指揮者は、陸上に係る緊急消防援助隊の活動中止の判断基準、安全管理要領、伝達方法等（以下「活動中止の判断基準等」という。）について、別紙を参考に定めるものとする。

- 2 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における活動中止の判断基準等に基づき指揮するものとする。

(一体的な活動の中止及び再開)

第24 指揮者は、別紙表 1 に掲げる事象等が発生し、緊急消防援助隊に一体的に二次災害の危険が高まっている場合等において、活動の中止を判断するものとする。

なお、活動中止基準については、現場状況等により適宜見直しを行うものとする。

- 2 指揮者は、活動の中止を判断した場合は、直ちに指揮下の緊急消防援助隊に対して無線、電話、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール等により周知するとともに、調整本部にこの旨を報告するものとする。
- 3 指揮者は、別紙表 1 に掲げる事象等の収束状況を勘案し、当該活動における再開の判断を行うものとする。この判断に当たっては、必要に応じて専門家（T E C－F O R C E、消防研究センターの職員、大学の専門家等。以下「専門家等」という。）の意見を参考にするものとする。

(各活動現場における一時退避)

第25 現場指揮者（各活動現場を管理している大隊長、中隊長、小隊長及び部隊長。以下同じ。）は、活動開始前に別紙表 2 に掲げる一時退避を行う事象等を、管理下の隊員に周知するものとする。

なお、関係機関等が緊急消防援助隊と同一の場所で活動を行う場合は、一時退避の判断基準の統一を図るものとする。

- 2 現場指揮者は、活動開始前に管理下の隊員に一時退避の合図を周知するものとし、関係機関等が緊急消防援助隊と同一の場所で活動を行う場合は、一時退避の合図の統一を図るものとする。

- 3 現場指揮者は、活動開始前に一時退避場所を指定するとともに、管理下の隊員に退避経路の確認及び確保を行わせるものとする。
- 4 各隊員は、一時退避が必要な事象が発生したと判断した場合は、直ちに指定された方法により周囲の隊員に一時退避の合図を行うとともに、退避するものとする。
なお、避難が完了した後に、現場指揮者に対して退避理由を無線で報告するものとする。
- 5 各隊員は、小さな変化でも必要と思われる情報は、積極的に現場指揮者に無線等で報告するものとする。
- 6 現場指揮者は、管理する活動現場で一時退避を行った場合は、必要に応じて上位の管理者に報告するものとする。
- 7 現場指揮者は、建物の倒壊や段階的な山の崩落等による二次災害の恐れがある場合には、監視を行う小隊又は隊員を指名し、監視対象及び監視場所を指定の上、監視を行わせるものとする。
また、必要に応じてモニタリング環境を設定するものとする。
- 8 現場指揮者は、監視対象及び監視場所の指定に当たっては、必要に応じて専門家等の意見を参考にするものとする。
- 9 現場指揮者は、別紙表2に掲げる一時退避を行う事象等の収束状況を勘案し、当該活動における再開の判断を行うものとする。この判断に当たっては、必要に応じて専門家等の意見を参考にするものとする。
なお、余震等の後に活動を再開する場合は、対象物や設定していた資機材等の状況を確認させた上で再開を指示するものとする。
- 10 現場指揮者は、一時退避後に前項の活動の再開が不可能と判断した場合は、上位の管理者を経由して、指揮者に対し活動の中止について具申するものとする。

第7章 応援等の引揚げの判断

(静岡県内応援隊の活動終了に関する連絡)

- 第26 指揮者は、静岡県内応援隊からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、静岡県内応援隊の活動終了を判断し、引揚げを決定するものとする。

(緊急消防援助隊の活動終了に関する連絡)

- 第27 指揮者は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

第 8 章 その他

(情報共有)

第28 指揮本部は、DOIシステム、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的活用し、緊急消防援助隊、静岡県内応援隊等との情報共有に努めるものとする。

特に、DOIシステムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

(地理情報)

第29 湖西市消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市内の地図を作成しておくものとする。

- (1) 広域地図
- (2) 住宅地図
- (3) ヘリコプター離着陸場所
- (4) 燃料補給場所
- (5) 消防水利
- (6) 物資等の調達可能場所
- (7) 救急搬送医療機関

(訓練)

第30 消防長は、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図ることを目的とした訓練を、消防本部内で原則年1回実施するものとする。

(受援計画)

第31 消防長は、受援計画を策定又は変更した場合は、知事に報告するものとする。

- 2 担当者は、別表にある連絡先、ヘリコプターの臨時離着陸場及び進出拠点等の確認を1年に1回程度実施し、修正等の必要がある場合には、静岡県に対して報告するものとする。

附 則 (平成22年3月23日)

この計画は、平成22年3月23日から施行する。ただし、静岡県危機管理部及び静岡市消防局の名称は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月1日)

この計画は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月8日)

この計画は、平成31年1月8日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第1章(総則)第1(目的)の緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年消防震

第 19 号、以下「運用要綱」という。) 第 40 条の規定は、運用要綱の一部改正の施行日から施行する。

2 この計画中のNBC災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の創設（名称）は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日消防震第9号）の一部改正の施行日から施行する。

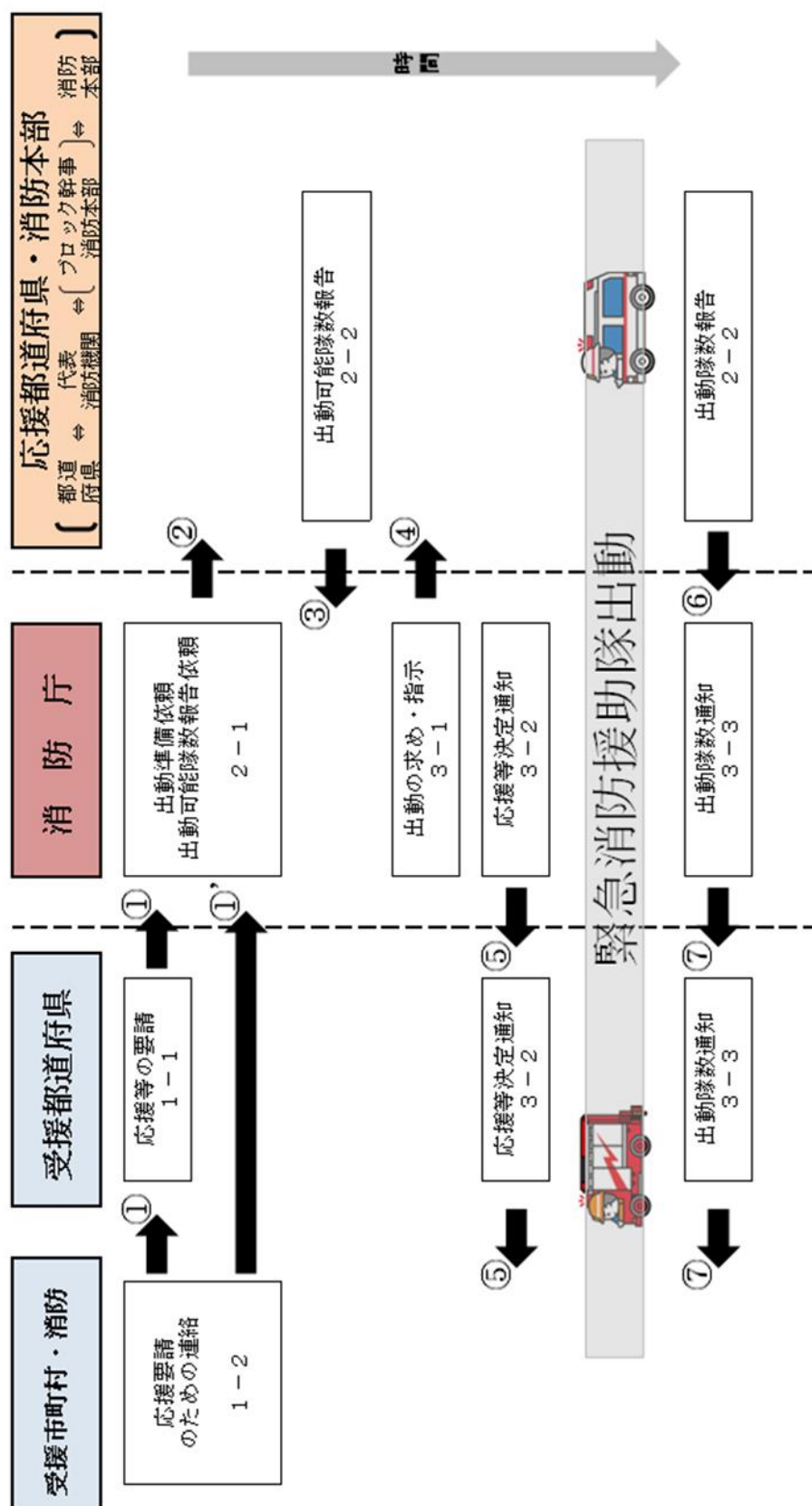
附 則（令和4年4月1日）

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月1日）

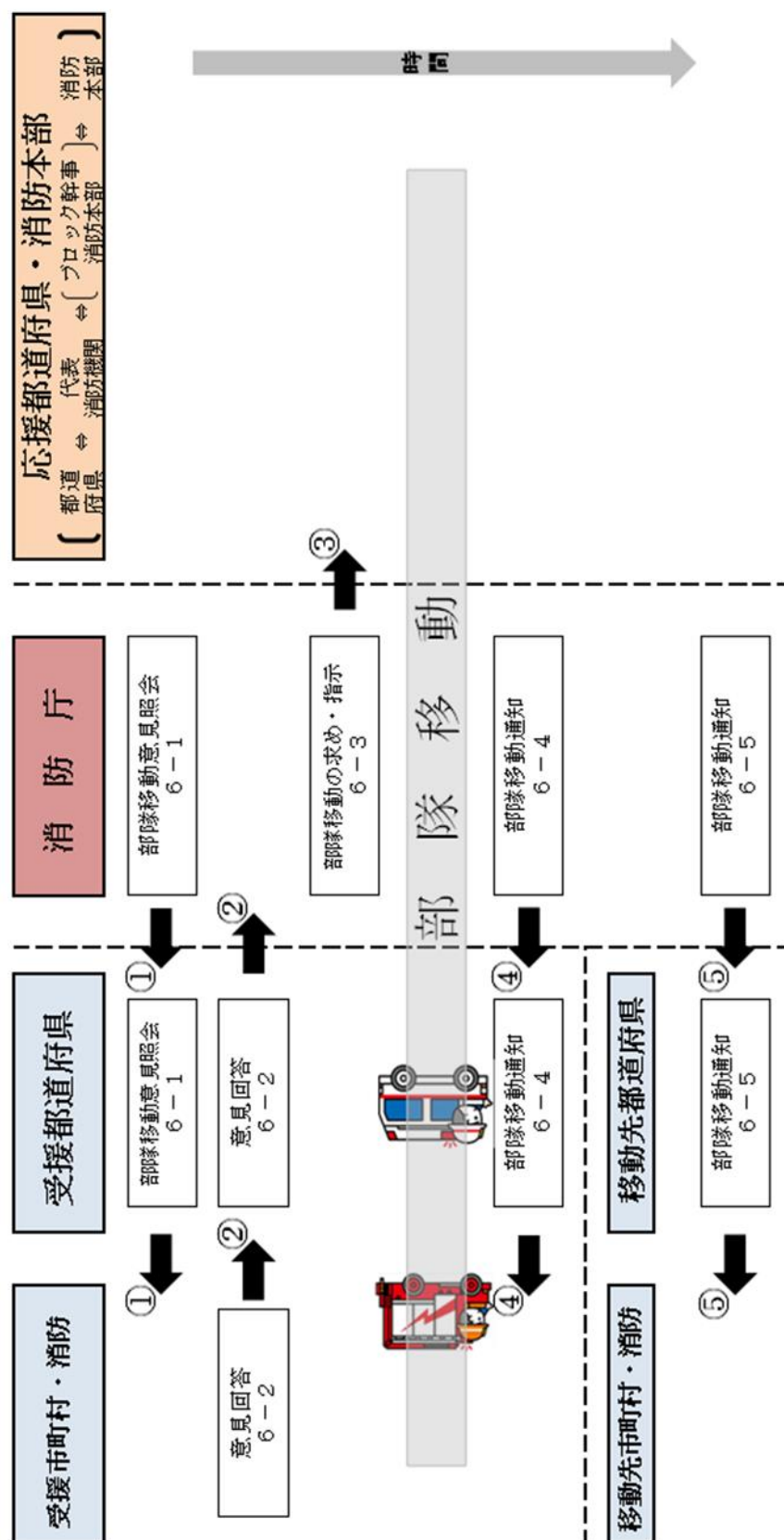
この計画は、令和6年12月1日から施行する。

緊急消防援助隊 応援要請系統図



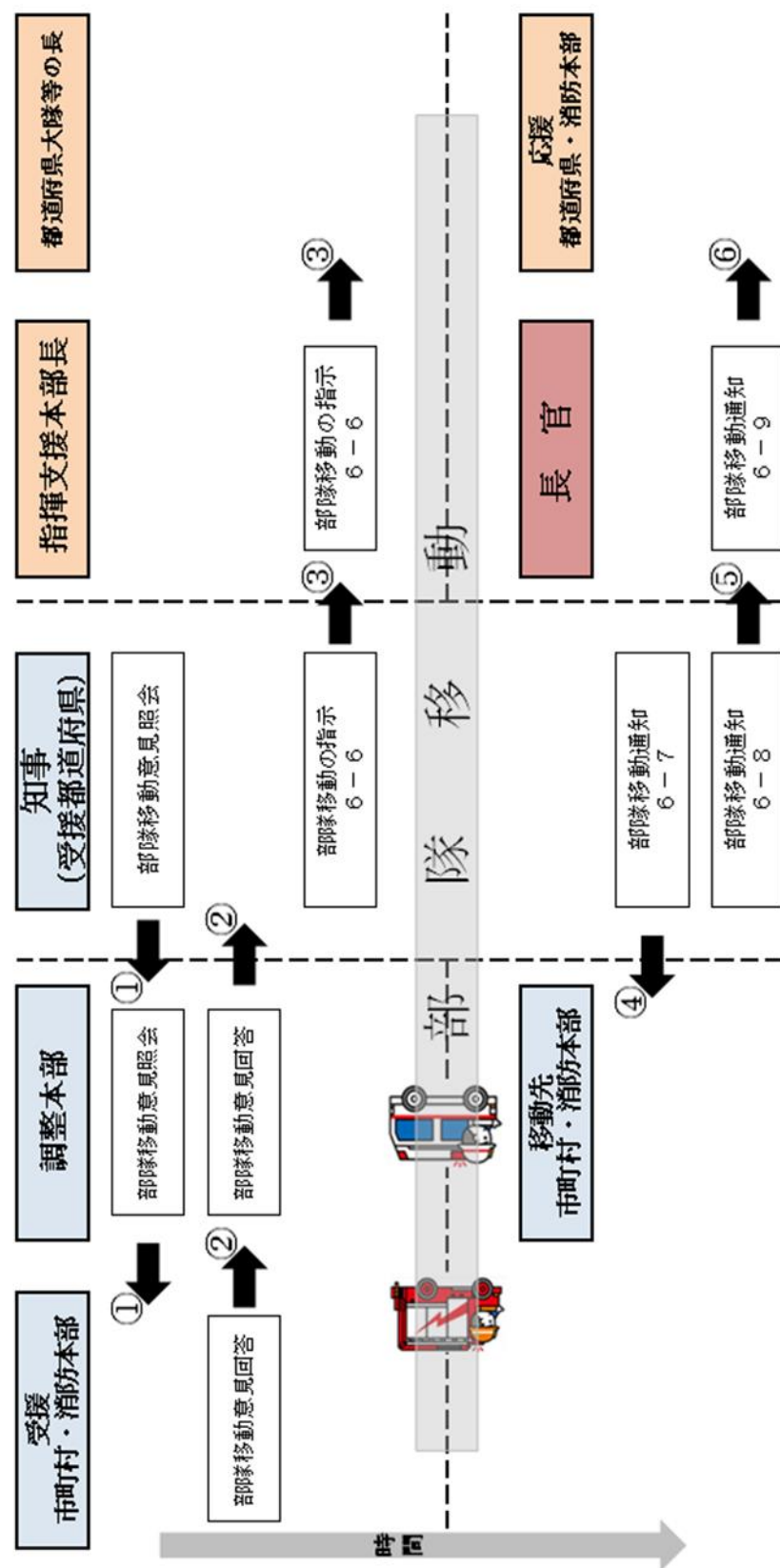
※図中「1-1」等の番号：要請要綱の別記様式番号

緊急消防援助隊 部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示）※都道府県を越える部隊移動



※図中「6-1」等の番号：要請要綱の別記様式番号

緊急消防援助隊 部隊移動系統図（受援都道府県知事による部隊移動の指示）※都道府県内の部隊移動



※図中「6-6」等の番号：要請要綱の別記様式番号

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	応援等	法第44条第1項の消防の応援等をいう。	
3	指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
5	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
6	長官	消防庁長官をいう。	
7	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(17)
8	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
9	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
10	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条
11	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
12	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
13	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3(1)
14	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節2
15	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
16	NBC災害即応部隊	NBC災害(緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。)に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
17	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
18	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	要請要綱第2条(16)

No.	用語	内容	備考
19	代表消防機関	消防庁長官が、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき定めた当該都道府県大隊の出動に関する調整を行う消防機関をいう。	基本計画 第2章第2節2
20	代表消防機関代行	代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。	要請要綱第2条(11)
21	ヘリベース指揮者	航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行う者をいう。	基本計画 第2章第5節1(5)
22	フォワードベース	被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。	
23	ランディングポイント	ヘリベース、フォワードベース以外で、救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う地点をいう。	
24	陸上隊	航空指揮支援隊、航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
25	航空隊	法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。	要請要綱第2条(14)
26	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(21)

指揮本部業務分担表

令和4年度

担当業務	初動時 優先業務	責任者	備 考
消防庁、調整本部、市災害対策本部との 連絡調整	優先	警防課長	緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール等も活用
応援隊に対する情報提供	優先		・被害状況 ・活動状況 ・道路の通行障害 ・共通設備の整備状況（別表第6） ・ヘリ離着陸場所（別表第7） ・給油場所（別表第8）等
応援隊に対する任務付与、活動状況の整理			・活動指示書（様式第4）
応援隊への地図の提供			・広域地図（通行障害を含む） ・住宅地図 ・ヘリコプターの離着陸場 ・消防水利位置図 ・救急搬送医療機関位置図 ・物資等の調達場所 等
関係機関との活動調整 （警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等）			
派遣職員の派遣調整	優先	消防総務 課長	・派遣者選定（別表第4） ・携行品準備（ 〃 ）
宿営場所の選定、設営調整			・進出拠点・宿営場所候補地（別表第3）
燃料の調達			給油場所のみでは十分に供給できない場合に調達
食糧・仮設トイレ等物資の調達、輸送			宿営場所、長期の活動が見込まれる現場等へ必要に応じて仮設トイレを調達
重機・車両・資機材等の手配			不足する場合、協定に基づく手配や都道府県内消防本部へ支援を依頼
被害情報の収集、整理、分析	優先	予防課長	
活動記録			・時系列の整理 ・動画、静止画の撮影 ・資料の整理、保存

進出拠点・宿営場所 候補地

陸上隊進出拠点

一次進出拠点

進出拠点名 住所	最寄IC	駐車台数枠(台)	管轄消防本部	給油施設 有無
浜松市小型自動車競走場 (浜松オートレース場) 浜松市中央区和合町936-19	東名浜松西IC	東駐 約 194 台 中駐 約 388 台 北駐 約 333 台 南駐 約 444 台	浜松市消防局	無
可美公園総合センター (サッカー場) 浜松市南区増家町920-2	東名浜松IC	A駐車場 約 168 台 B駐車場 約 42 台 C駐車場 約 73 台	浜松市消防局	無

陸上隊進出拠点

二次進出拠点

進出拠点名 住所	最寄IC	駐車台数枠(台)	連絡先	給油施設 有無
湖西運動公園駐車場 湖西市吉美830-1	東名三ヶ日IC	75	053-576-8560	無

宿営場所

名称 所在地	宿営場所面積	土地の状況	駐車台数枠(台)	連絡先
湖西運動公園駐車場 湖西市吉美830-1	2,800㎡ (駐車場と同一)	アスファルト (屋 外)	75 (宿営場所と同一)	053-576-8560

受援に係る派遣先

令和4年度

派遣先・担当業務	派遣期間	派遣調整責任者	担当所属	携行品	備考
指揮支援隊 送迎員 (ヘリコプター離着陸場→指揮支援本部)	ヘリ輸送による到着時のみ	消防総務課長	消防総務課	・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・誘導棒	1名派遣 消防総務課 庶務係主任主査
静岡県調整本部 リエゾン (西部方面本部消防応援活動調整本部が設置された場合は西部地域地域局への派遣) ・調整本部の運営 ・活動状況の共有 ・指揮本部との連絡調整 ・関係機関との調整	応援等要請～調整本部廃止 24時間派遣		警防課 消防総務課	・携帯電話 ・都道府県、消防本部受援計画 ・管内地図 ・個人装備品 ・出向用装備品(収納ボックス)	2名派遣 警防課 指令室係長 消防総務課 消防施設係長
湖西市災害対策本部 リエゾン ・市町村災害対策本部の運営 ・活動状況の共有 ・指揮本部との連絡調整 ・関係機関との調整	市町村災害対策本部設置後～活動終了 24時間派遣		警防課 消防総務課	・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・静岡県、消防本部受援計画 ・消防本部初動マニュアル ・個人装備品	2名派遣 警防課 消防救急係主任 消防総務課 消防団係長
進出拠点(宿営場所) 連絡調整員 ・隊名、規模、連絡先の確認 ・被害状況伝達 ・活動場所の指示、経路伝達 ・宿営施設との現地調整 ・受入れ後の施設の説明 ・配置レイアウト案の提示	緊援隊到着前～引揚げ		予防課	・受付用テント、机 ・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・IP無線 ・静岡県、消防本部受援計画 ・管内地図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・誘導棒 ・照明器具 ・カメラ	(災害初期は2名派遣) 予防課 予防係主任 危険物係長又は主査
現地指揮所 連絡調整員 ・活動場所までの誘導 ・現地合同調整所との連絡調整 ・緊急消防援助隊及び各関係機関の活動支援 ・情報共有(支援情報共有ツール等) ・地図、資機材の貸出し	各隊の活動中	消防署長	消防署	・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・被災現場地図 ・ベスト(所属名、役割入り) ・誘導棒 ・カメラ ・貸出し用地図、資機材	各現地指揮所(都道府県内応援隊、緊急消防援助隊の大隊・各部隊)に2名派遣
救急隊、救急小隊 連絡調整員 ・現場、搬送先医療機関までの案内 ・搬送先医療機関の選定	各隊の活動中			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・感染防止衣	救急隊(静岡県内応援隊)、救急小隊(緊急消防援助隊)に職員1名を同乗させる。
ランディングポイント(ヘリコプター離着陸場所) 安全管理員	都度			・携帯電話 ・消防無線(携帯型) ・誘導棒	航空指揮本部と調整の上、必要に応じて配置

無線通信運用体制

1 使用無線一覧

対象範囲	使用無線チャンネル	備考
調整本部 市町村災害対策本部 指揮本部	県防災行政無線	
調整本部 指揮本部 指揮支援本部 緊急消防援助隊各大隊本部 緊急消防援助隊各部隊の指揮隊	統制波 1	【無線統制】指揮支援部隊長 ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから使用波を指定する。
静岡県内応援隊各隊間	主運用波 1	【無線統制】都道府県内応援隊の代表者 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援部長に使用波の調整を依頼する。
緊急消防援助隊各隊間	主運用波 ※各都道府県ごとに指定された主運用波	【無線統制】都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	署活動用無線	緊急消防援助隊は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。

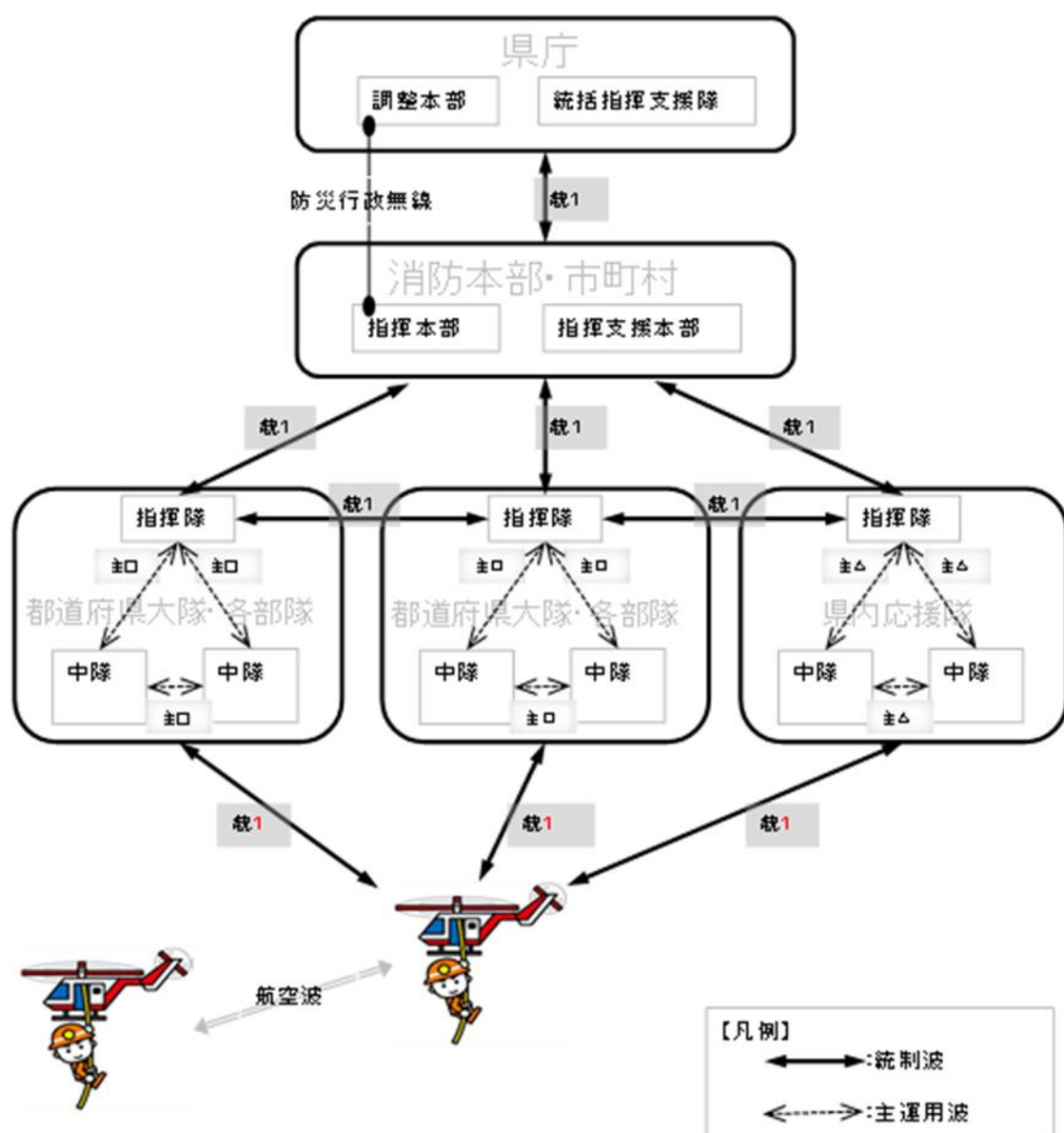
※ 通信は、必要最小限度にとどめるものとする。

2 湖西市消防本部 署活動用無線周波数一覧（実際に使用している周波数のみ記載）

周波数名称	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	G12	G13	G14	G15	G16	G17
使用状況						○										○	
備考						県内共通											

※ 指揮者又は災害現場の管轄消防署長は、必要に応じて緊急消防援助隊各大隊・各部隊の隊長と使用する周波数の調整を行うこと。

無線運用イメージ図



消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況

〇〇消防本部管轄を 覆域としている 基地局名称・住所・座標	送信 出力	統制波の 切替方式	基地局折り返し機能 の起動方法	当該基地局を 直接遠隔操作できる 場所・連絡先	調整本部接続機能		備考
					直接接続 の可否	指令センター経由での接続 指令センター名称 連絡先	
湖西消防基地局 湖西市古見1076 N 34度 43分 14秒 E 137度 31分 52秒	10W	受信: 切替方式 送信: 切替方式	・移動局からの通信 に3秒以内に応答 後、3秒間起動 ・回線制御装置の操 作により強制起動可 能	湖西市消防本部 053-574-0119	×	○ 湖西市消防本部 053-574-0119	

別表第7

ヘリコプター離着陸場所

No	名称 所在地	連絡先	離着陸帯の広さ (m×m)	路面	夜間 照明	緯度・経度	UTMポイント
1	湖西運動公園(陸上競技場) 湖西市吉美830-1	湖西運動公園 053-576-4795	100 × 65	芝・タータン・ 砂地	○	N 34度 43分 07秒 E137度 30分 50秒	53SQU30294466
2	湖西市みなと運動公園(野球 場) 湖西市新居町新居3146	新居体育館 053-574-3911	50 × 50	芝・ 一部転圧地	○	N 34度 41分 16秒 E137度 34分 39秒	53SQU36004150
3						N 度 分 秒 E 度 分 秒	
4						N 度 分 秒 E 度 分 秒	
5						N 度 分 秒 E 度 分 秒	

燃料補給場所

陸上・水上隊燃料補給場所

No	名称 所在地	連絡先	燃料貯蔵量 (kℓ)		営業時間	災害時 中核 S S
			ガソリン	軽油		
1	石原燃料(株) 古見給油所 湖西市古見 980-5	053- 576- 0561	28	9	7:00-19:00	○
2	東海興産(株) 日の岡給油所 湖西市岡崎 2253-11	053- 578- 1414	40	100	7:00-21:00	○
3	東海興産(株) 新居関所給油所 湖西市新居町新居 3444-56	053- 594- 0303	50	20	7:00-20:00	○
4	(株) リキガハマ セルフ湖西北給油 所 湖西市利木 16-1	053- 578- 0818	20	10	7:00-21:00	市協定
5	石原燃料(株) セルフ湖西給油所 湖西市太田 113	053- 578- 0558	40	10	7:00-21:00	市協定
6	(有)石田商店 新所原給油所 湖西市新所原 2-3-5	053- 577- 0018	30	10	7:00-21:00	市協定
7	サンクスメイト(株) Dr.Drive 古見店 湖西市古見 1285	053- 576- 6360	30	10	7:00-21:00	市協定
8	サンクスメイト(株) 浜名湖給油所 湖西市新居町新居 3380-416	053- 594- 0274	40	10	7:00-21:00	市協定

指揮本部の運営に係るチェックリスト

I 応援等要請の検討		チェック欄
1	消防本部管内の被害状況を確認したか？	☐
2	必要に応じて、静岡県の消防防災ヘリに被害状況の確認を依頼したか？	☐
3	必要に応じて、ドローンによる被害状況の確認を行ったか？	☐
4	受援計画第2章第4に規定する応援等要請の基準に該当する状況にあるか？ (1) 地震 (2) 風水害 (3) 火災 (4) NBC災害 (5) 上記以外の災害 (6) 119番異常着信 ※該当事項を記載	☐
5	静岡県内応援隊の応援要請を行ったか？	☐
6	緊急消防援助隊の必要性について判断したか？判断に迷う場合、代表消防機関又は都道府県に相談したか？	☐
7	静岡県又は消防庁の担当者とのホットライン（直通の連絡先、連絡手段）を確保したか？	☐
8	自衛隊の災害派遣要請について検討したか？	☐
9	応援等を必要とする現場の詳細な災害の状況及び必要な隊の種別・規模を確認したか？これらについて応援要請を行った都道府県内消防本部、都道府県に連絡したか？	☐
II 指揮本部の設置		チェック欄
1	静岡県内応援隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() :	☐
2	緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() :	☐
3	指揮本部の設置時刻を確認したか？ 令和 年 月 日() :	☐
4	調整本部に対し、指揮本部設置の連絡をしたか？	☐
5	調整本部、市町村災害対策本部ヘリエゾンを派遣したか？	☐
6	指揮本部の業務について、担当者を指定したか？	☐

Ⅲ 応援隊（都道府県内応援隊、緊急消防援助隊）の受入れ		チェック欄
1	応援要請を行った都道府県内の消防本部に対して、活動場所を指示したか？必要に応じて、進出拠点を設定し、連絡員を派遣したか？	☐
2	指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認、調整したか？ 【確認用様式】様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表	☐
3	指揮支援本部の設置場所は確保できているか？指揮支援部隊長に設置候補場所を報告したか？	☐
4	緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断した場合、受入れ業務の支援について調整本部又は代表消防機関に依頼したか？	☐
5	指揮支援隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？	☐
6	都道府県大隊、各部隊の受入れに関して、様式2、様式3により確認、調整したか？ 【確認用様式】様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表 【確認用様式】様式3 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表 ・隊の種類、規模の確認 ※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（別記様式3-3） ・進出拠点、進出拠点連絡員の調整 ※調整相手：調整本部 ・宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整 ※調整相手：調整本部	☐
7	静岡県内応援隊の編成状況について確認したか？	☐
8	応援隊へ貸し出す資機材（スピンドルドライバー等）について準備しているか？	☐
9	応援隊へ配布する地図を準備しているか？	☐
10	災害現場までのアクセス道に通行不能区間はあるか？通行不能区間について、緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	☐
11	重機派遣の必要性について検討したか？必要に応じて手配したか？	☐
Ⅳ 活動中		チェック欄
1	市災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？	☐
2	災害現場において、必要に応じて現地合同調整所を設置したか？ （目的）自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等との情報共有、活動調整	☐
3	災害現場の管轄消防署長に対し、次の箇所への連絡調整員の派遣を指示したか？ ・都道府県内応援隊及び都道府県大隊・各部隊の現地指揮所 ・救急隊（都道府県内応援隊）、救急小隊（緊急消防援助隊）	☐
4	災害現場付近のヘリコプター離着陸場について、使用可否を確認したか？緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	☐
5	災害現場付近の燃料補給場所について、別表第8に基づき、給油の可否について確認したか？ 緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	☐
6	被害状況を定期的に収集し、整理しているか？	☐
7	調整本部と被害状況等の情報を共有しているか？	☐
8	活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準の統一等）に配慮しているか？	☐
9	静岡県内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？	☐
10	緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の要否について検討したか？	☐
11	活動場所等において、食糧等の物資は足りているか？トイレは不足していないか？	☐
12	緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール等を使用し、必要な情報提供をしているか？	☐

緊急消防援助隊 受入れ管理表

指揮支援隊

指揮支援隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	指揮支援隊員 人数	移動方法					指揮本部 到着時刻
		手段	受入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→指揮本部) [所属] [担当署] [電話番号]	移動距離 [移動距離]	
(消防本部) (氏名)	名	(ヘリコプター (県・市・市ヘリ)	;	;	;	;	;
(連絡先) - -		自動車					

都道府県大隊・各部隊（指揮支援部隊、航空部隊を除く）

都道府県 消防隊	隊の種類	隊の規模	隊の代表者 所属消防本部・氏名・連絡先	進出拠点			寄託場所		
				名称	到着予定 時刻	出発時刻	連絡員の所属・氏名・連絡先	名称	到着予定 時刻
	大隊・総合 エナジー・HCC 土砂風水害	隊 名	所属消防本部 [消防本部] [代表者] [連絡先] - -				所属 [代表者] [連絡先] - -		所属 [代表者] [連絡先] - -
	大隊・総合 エナジー・HCC 土砂風水害	隊 名	所属消防本部 [消防本部] [代表者] [連絡先] - -				所属 [代表者] [連絡先] - -		所属 [代表者] [連絡先] - -
	大隊・総合 エナジー・HCC 土砂風水害	隊 名	所属消防本部 [消防本部] [代表者] [連絡先] - -				所属 [代表者] [連絡先] - -		所属 [代表者] [連絡先] - -
	大隊・総合 エナジー・HCC 土砂風水害	隊 名	所属消防本部 [消防本部] [代表者] [連絡先] - -				所属 [代表者] [連絡先] - -		所属 [代表者] [連絡先] - -
	大隊・総合 エナジー・HCC 土砂風水害	隊 名	所属消防本部 [消防本部] [代表者] [連絡先] - -				所属 [代表者] [連絡先] - -		所属 [代表者] [連絡先] - -

都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表

月 日 : 現在

応援都道府県	隊の種類		指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	水上小隊	特殊災害（毒劇物等対応小隊）	特殊災害（大規模危険物火災等対応小隊）	特殊災害（密閉空間火災等対応小隊）	特殊装備（遠距離大量送水小隊）	特殊装備（震災対応特殊車両小隊）	特殊装備（水難救助小隊）	特殊装備（消防活動二輪小隊）	特殊装備（その他の特殊装備小隊）	合計	備考（特殊車両の有無）		
																		中型水陸両用車	水陸両用バギー	重機	
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害	(人数)																			
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害	(人数)																			
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害	(人数)																			
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害	(人数)																			
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害	(人数)																			
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害	(人数)																			
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害	(人数)																			
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害	(人数)																			

活動指示書

指示日時 月 日 :

大隊長 様

部隊長

湖西市消防本部 指揮本部長

活動場所（範囲）				
活動内容	火災（建物・危険物・林野・車両・その他） 救助（浸水・倒壊建物・土砂・車両・その他） 検索（河川・建物内・その他） その他（ ）			
要救助者	有（ ） ・ 無 ・ 不明			
活動場所 現在の状況				
必要車両・資機材 特記事項				
活動障害		障害の有無	備考	
	道 路	有・無・不明		
	断 水	有・無・不明		
	その他（ ）	有・無・不明		
他消防隊・他機関 活動状況 ※同一の活動場所		活動の有無等	代表者	連絡先
	緊急消防 援助隊 大隊 部隊	有・無・予定・不明		- -
	静岡県内応援隊	有・無・予定・不明		- -
	消防本部	有・無・予定・不明		- -
	消防団	有・無・予定・不明		- -
	警察	有・無・予定・不明		- -
	自衛隊	有・無・予定・不明		- -
	国土交通省	有・無・予定・不明		- -
	DMA T	有・無・予定・不明		- -
	その他（ ）	有・無・予定・不明		- -
別添資料	・広域地図 ・住宅地図 ・消防水利位置図 ・その他（ ）			
連絡調整員の派遣	有（氏名： 連絡先： - - ） ・ 無			
湖西市消防本部 担当者所属・氏名	消防署・ 課 担当： 連絡先： -			

9-3 市内危険物施設一覧

(消防本部)

(令和8年2月現在)

No.	事業所名	設置場所	施設数
1	(株)アイデックス	新居町中之郷1429	1
2	新居浄化センター	新居町浜名2800	1
3	新居マリーナ	新居町中之郷3622-47	1
4	イオインダストリー(株)	新居町新居3380-500	2
5	(有)石田商店 新所原SS	新所原2-3-5	1
6	石原燃料(株) 太田給油所	太田113-1	1
7	石原燃料(株) 古見SS	古見979-5	1
8	石原燃料(株)	鷺津312-1	11
9	(株)ENEOSウイング セルフ新居SS	新居町中之郷2295-1	1
10	F D K(株) 湖西工場	鷺津2281	1
11	F D K(株) 鷺津工場	鷺津614	2
12	(株)エンチョー湖西店	古見697-1	2
13	オーシャン石油販売(株)	新居町浜名3150	1
14	(有)カネス	坊瀬530-2	2
15	(株)加納運輸	新居町新居2967-1	1
16	(株)紀和産業	新居町新居2025-1	1
17	(株)紀和産業 あけぼの工場	鷺津897	1
18	湖西アスコン共同企業体	白須賀3629-1	2
19	湖西市新居温水プール	新居町浜名567	1
20	湖西市新居ごみ焼却場	新居町内山931-123	1
21	湖西市環境センター	吉美3294-47	1
22	湖西市複合運動施設	吉美3294-48	2
23	湖西市役所	吉美3268	1
24	湖西浄化センター	吉美950-28	2
25	コスモ石油販売(株) 東中部カンパニー セルフ湖西	新居町中之郷4030	1
26	コメリH&G 新居店	新居町新居3380-70他	1
27	コメリH&G 湖西店	駅南3-2-46	1
28	三遠煙火(株)	入会地8-76	1
29	三共理化工業(株) 東海工場	南台3-3-1	1
30	(株)G S ユアサ エナジー	境宿555	2
31	(有)白井化工製作所	新居町浜名4207-16	1
32	市立湖西病院	鷺津2259-1	2
33	(株)新光製作所	新居町新居3380-136	1

No.	事業所名	設置場所	施設数
34	(株)親和製作所	吉美2098-1	1
35	杉浦運送(株)	白須賀4035-1	1
36	スズキ(株) 湖西工場	白須賀4520	32
37	(株)スズキ納整センター	白須賀4520	1
38	(株)スズキビジネス プラザ湖西セルフ給油所	白須賀4361-1	5
39	(株)スズキマリン スズキマリーナ浜名湖	新所4494-90	3
40	スズキ(株) マリン技術センター	新居町中之郷3622-48	5
41	鈴和建設(有)	太田391-55	2
42	スズキ(株) 湖西サイト	境宿554	2
43	大東塗装(株)	岡崎754-5	2
44	(株)T F - M E T A L	新居町内山1558	1
45	(株)ティービーエス	新居町浜名2790-1	1
46	(株)デンソー 湖西製作所	梅田390	9
47	東海興産(株) 新居関所給油所	新居町新居3444-56	1
48	東海興産(株) 日の岡SS	岡崎2253-11	2
49	東海興産(株) 鷺津事務所	鷺津1201-1	11
50	東海旅客鉄道(株)	鷺津2486	1
51	(株)トヨピーコーティング	白須賀5292-9	3
52	名倉冶金工業(株)	入出1541-1	1
53	日本ガスコム(株)	新居町中之郷4116	1
54	(有)ニュー東海マリーナ	新居町新居3420-2	1
55	浜名漁業協同組合 新居	新居町新居 無番地	2
56	浜名漁業協同組合 入出支所	入出475	1
57	浜名漁業協同組合 鷺津支所	鷺津2477-81	1
58	浜名湖うなぎ漁業生産組合	吉美1094	2
59	浜名湖観光開発(株)	白須賀5739	3
60	浜名湖ボートレース企業団	新居町中之郷3727-7	4
61	(株)ハマ I N自動車学校	新居町中之郷2350	1
62	浜名湖電装(株) 本社工場	鷺津136	2
63	浜名湖電装(株) 吉美工場	吉美3297-7	1
64	浜名部品工業(株)	鷺津933-1	2
65	(株)袴田精機 新居中之郷工場	新居町中之郷2029-1 他13筆	1
66	浜松生コン(株) 新東生コン工場	新居町新居2780	1
67	(有)ビジネスホテル鈴屋	駅南3-1-1	1
68	(株)ジェイテクトロラムシステム 新居工場	新居町内山1558	2

No.	事業所名	設置場所	施設数
69	(株)ジェイテクトコラムシステム 本社・テクニカルセンター	鷺津2028	1
70	トヨタバッテリー(株) 大森工場	岡崎20	5
71	トヨタバッテリー(株) 境宿工場	境宿555-1	1
72	トヨタバッテリー(株) 新居工場	新居町内山浜名湖西 岸土地区画	16
73	ベルマリン(株)	利木482	1
74	マルシメ(株) マルシメ石油(株)	新居町新居3436	5
75	サンクスモビリティ 古見給油所	古見1285	1
76	サンクスモビリティ 浜名湖給油所	新居町新居3380-509他	1
77	マルシメ石油(株) 向島油槽所	新居町新居3444-9	3
78	(有)山忠商店	古見1164-1	1
79	ヤマハ発動機(株) 新居事業所	新居町新居3399-5	11
80	ヤマハ発動機(株) ヤマハ整備棟	入出1381	2
81	ヤマハマリーナ(株) 浜名湖営業所	入出1380	1
82	ユタカマリーナ	入出1790-2	1
83	ユニクラフトナグラ(株)	入出350-1	2
84	(株)ユニバンス 本社工場	鷺津2418	15
85	(株)ユニバンス 湖西工場	古見28-1	4
86	(株)吉田石油店 ルート42湖西SS	白須賀635-1	1
87	(株)リキガハマ	利木16-1	1
88	ワシズマリーナ(株)	鷺津2527-4	1
89	ワシヅ工業(株)	太田1224-1	1

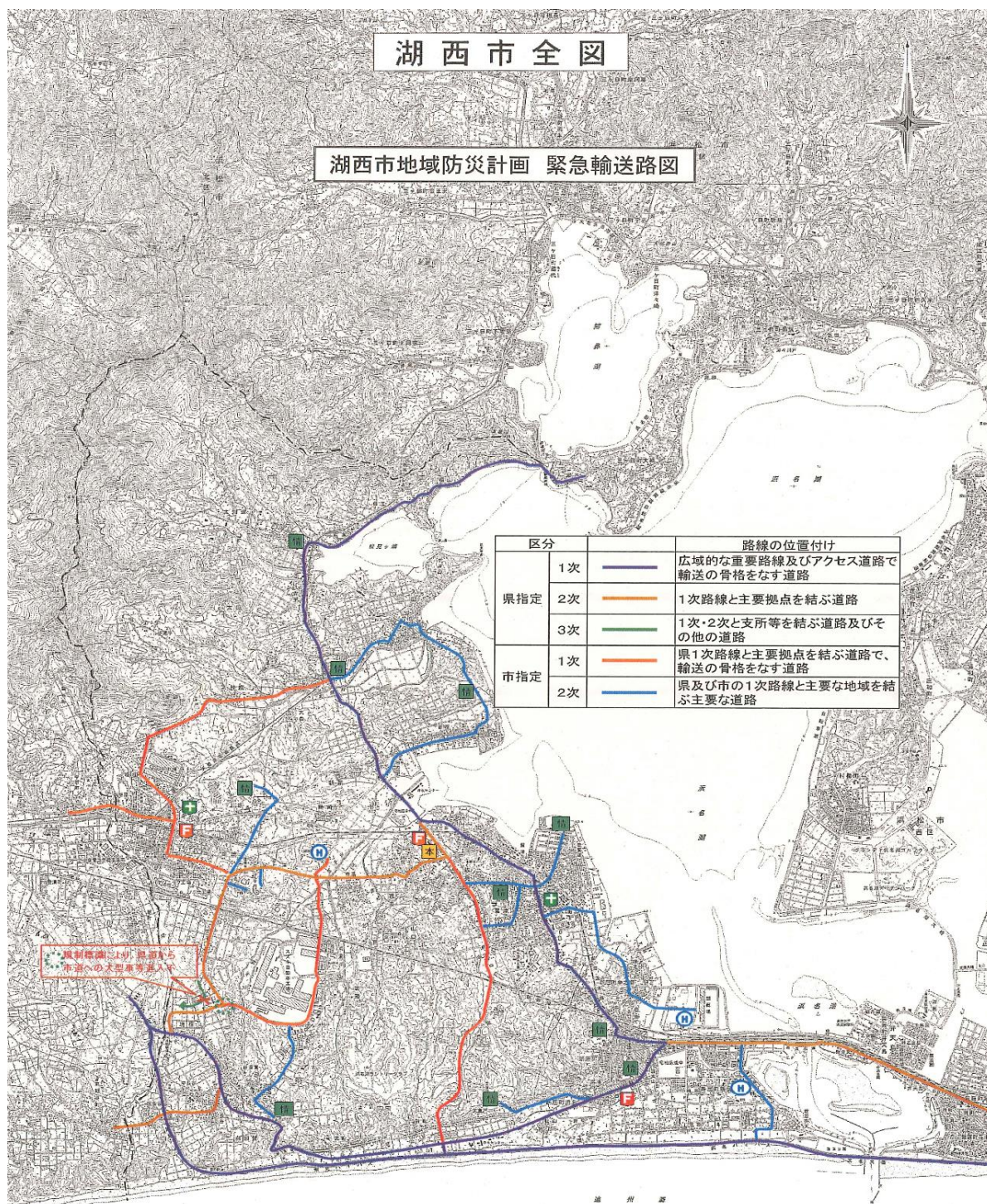
9-4 都市ガス事業者及び高圧ガス事業者

(消防本部)

(令和8年2月現在)

事業所名	所在地	電話番号
サーラE & L 浜松(株) サーラプラザ湖西	新居町中之郷4046	053-594-6123
石原燃料(株)	鷺津377-2	053-576-0395
イワタニ首都圏(株) 静岡支店 湖西営業所	古見855-8	053-576-0308
(有)カネイシ太田屋	新所原3-3-29	053-577-0029
(株)ガスコムサプライ	新居町中之郷4113	053-595-0321
(株)TOKAI 湖西営業所	新居町中之郷2035-15	053-594-2336
(有)創エネの松下	古見1146 - 6	053-576-0209
東海興産(株)新居支店	新居町中之郷4005	053-594-1662
ムツミ電業社(有)	鷺津747	053-576-0136
(有)山口燃料	新居町新居520-1	053-594-0208

1 0 輸送・交通



1 0 - 2 緊急輸送道路一覧表（情報拠点⇔本部）

（都市政策課）

番号	経路	路線名	区分	延長（m）	車道幅（m）	摘要
1	湖西高等学校 ⇔本部	①市道河原川尻線	県2次	180	7.0	
		②国道301号	市1次	450	9.0	
		③主要地方道豊橋湖西線	市2次	970	9.0	
		④市道小名川広谷線	市2次	360	6.0	
		⑤市道大畑ケ小名川線	市2次	300	7.0	
		⑥市道富士紡東側線	市2次	260	7.0	
		⑦市道横須賀橋郷北線	市2次	170	7.3	
		計		2,690		
2	鷺津中学校 ⇔本部	①市道河原川尻線	県2次	180	7.0	
		②国道301号	市1次	450	9.0	
		③主要地方道豊橋湖西線	市2次	560	9.0	
		④分川大沢線	市2次	390	7.0	
		⑤鷺津駅谷上線	市2次	580	6.0	
		計		2,160		
3	白須賀中学校 ⇔本部	①市道河原川尻線	県2次	510	7.0	
		②主要地方道豊橋湖西線	県2次	580	7.0	
		〃	県2次	740	9.0	
		③市道グランド笠子線	市1次	1,560	7.0	
		④市道東笠子6号線	市2次	920	9.0	
		⑤市道鈴木自動車3号線	市2次	370	7.0	
		〃	市2次	480	5.8	
		⑥県道湖西東細谷線	市2次	430	6.5	
		⑦市道旧潮見坂線	市2次	260	5.6	
		〃	市2次	160	6.7	
		計		6,010		
4	岡崎中学校 ⇔本部	①市道河原川尻線	県2次	510	7.0	
		②主要地方道豊橋湖西線	県2次	580	7.0	
		〃	県2次	1,880	9.0	
		③県道新所原停車場白須賀線	市2次	1,000	7.0	
		④県道新所原停車場日ノ岡線	市2次	270	7.0	
		⑤新古6号線	市2次	426	7.0	
		計		4,666		
5	東小学校 ⇔本部	①市道河原川尻線	県2次	180	5.5	
		②国道301号	県2次	620	7.0	

番号	経路	路線名	区分	延長 (m)	車道幅 (m)	摘要
		〃	県1次	860	7.0	
		③市道日ノ岡入出知波田線	市2次	1,530	7.0	
		〃	市2次	700	6.2	
		④市道大口岡2号線	-	40	6.6	進入路
		計		3,930		
6	湖西中学校 ⇔本部	①市道河原川尻線	県2次	180	5.5	
		②国道301号	県2次	620	7.0	
		〃	県1次	2,510	7.0	
		計		3,310		
7	知波田小学校 ⇔本部	①市道河原川尻線	県2次	180	5.5	
		②国道301号	県2次	620	7.0	
		〃	県1次	4,370	7.0	
		③市道小学校正門線	-	60	4.5	進入路
		計		5,230		
8	新居小学校 ⇔本部	①市道河原川尻線	県2次	180	7.0	
		②国道301号	市1次	450	9.0	
		③主要地方道豊橋湖西線	市2次	970	9.0	
		④国道301号	県1次	3,250	7.0	
		⑤県道新居浜名線	県1次	740	8.0	
		⑥市道浜名5号線	-	80	6.5	進入路
		計		5,670		
9	新居中学校 ⇔本部	①市道河原川尻線	県2次	180	7.0	
		②国道301号	市1次	450	9.0	
		③主要地方道豊橋湖西線	市2次	970	9.0	
		④国道301号	県1次	2,150	7.0	
		⑤市道中之郷143号線	-	340	4.5	進入路
		計		4,090		
10	浜名特別支援 学校 ⇔本部	①市道河原川尻線	県2次	180	7.0	
		②国道301号	市1次	450	9.0	
		③主要地方道豊橋湖西線	市2次	970	9.0	
		④国道301号	県1次	3,250	7.0	
		⑤県道新居浜名線	県1次	1,350	8.0	
		⑥市道杣川潮見坂線	市2次	350	6.2	
		〃	市2次	830	8.1	
		⑦市道浜名64号線	市2次	320	3.5	進入路
		計		7,700		

1 0 - 3 道路・橋梁の状況

(土木課)

(令和6年4月1日現在 静岡県道路現況調書より)

区分	路線数	実延長	舗装済		改良済			
			延長	舗装率	延長	改良率	永久橋	木橋
		m	m	%	m	%	橋	橋
国道	3	34,436	34,436	100.0	34,436	100.0	61	—
県道	9	34,283	34,283	100.0	32,760	95.6	37	—
市道	2,655	652,832	536,674	82.2	324,180	49.6	378	1
計	2,664	721,551	605,393	83.9	391,376	54.2	476	1

1 0 - 4 市内の交通量

(都市政策課)

(令和3年度全国道路・街路交通情勢調査より)

基本区間番号 交通調査	路線名	昼間12時間自動車類交通量			24時間自動車類交通量			昼夜率
		上下合計			上下合計			
		小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	
22300011010	一般国道1号（浜名B P）	18295	8296	26591	25218	13605	38823	1.46
22300011020	一般国道1号（潮見B P）	14285	7760	22045	19693	13595	33288	1.51
22300011030	一般国道1号（潮見B P）	14118	7098	21216	19056	11995	31051	1.46
22300011740	一般国道301号	8188	1063	9251	10590	1297	11887	1.28
22300011750	（一）新居浜名線	5168	519	5687	6770	663	7433	1.31
22300011760	一般国道1号	5115	469	5584	6092	555	6647	1.19
22300420010	一般国道42号	5204	597	5801	6865	730	7595	1.31
22300420020	一般国道42号	5204	597	5801	6865	730	7595	1.31
22300420030	一般国道42号	1714	236	1950	2133	305	2438	1.25
22303010010	一般国道301号	9065	1152	10217	11773	1816	13589	1.33
22303010020	一般国道301号	8470	549	9019	10469	608	11077	1.23
22303010030	一般国道301号	8470	549	9019	10469	608	11077	1.23
22303010040	一般国道301号	13909	730	14639	17977	1786	19763	1.35
22303010050	一般国道301号	9042	1322	10364	11528	1842	13370	1.29
22303010060	一般国道301号	9042	1322	10364	11528	1842	13370	1.29
22303010070	一般国道301号	9042	1322	10364	11528	1842	13370	1.29
22303010080	一般国道301号	5746	798	6544	7115	1130	8245	1.26
22303010140	一般国道301号	9108	928	10036	11429	1417	12846	1.28
22400030010	豊橋湖西線	6092	437	6529	7968	650	8618	1.32
22400030020	豊橋湖西線	6092	437	6529	7968	650	8618	1.32
22603300025	豊橋湖西線	6062	484	6546	7432	816	8248	1.26
22400030090	豊橋湖西線	8115	441	8556	10092	860	10952	1.28
22400030100	豊橋湖西線	8115	441	8556	10092	860	10952	1.28
22400030110	豊橋湖西線	8115	441	8556	10092	860	10952	1.28
22400030040	豊橋湖西線	9545	341	9886	11916	837	12753	1.29
22400030050	豊橋湖西線	8786	600	9386	10869	1051	11920	1.27

基本区間番号 交通調査	路線名	昼間12時間自動車類交通量			24時間自動車類交通量			昼夜率
		上下合計			上下合計			
		小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	
22400030060	豊橋湖西線	7729	191	7920	9486	572	10058	1.27
22400030070	豊橋湖西線	7729	191	7920	9486	572	10058	1.27
22400040010	豊橋大知波線	4570	271	4841	6059	331	6390	1.32
22601730010	湖西東細谷線	949	51	1000	1156	104	1260	1.26
22601730030	湖西東細谷線	5461	1141	6602	6855	1464	8319	1.26
22601730040	湖西東細谷線	5461	1141	6602	6855	1464	8319	1.26
22601730050	湖西東細谷線	1289	1026	2315	1725	1122	2847	1.23
22603300010	新所原停車場日の 岡線	1055	314	1369	1339	386	1725	1.26
22603300030	新所原停車場日の 岡線	4854	351	5205	5930	628	6558	1.26
22603300040	新所原停車場日の 岡線	4854	351	5205	5930	628	6558	1.26
22603320010	新所原停車場白須 賀線	5267	322	5589	6424	618	7042	1.26
22603320015	新所原停車場白須 賀線	5267	322	5589	6424	618	7042	1.26
22603320020	新所原停車場白須 賀線	5267	322	5589	6424	618	7042	1.26
22603330010	入出太田線	783	36	819	901	57	958	1.17
22603340010	太田中原線	4159	367	4526	5411	473	5884	1.30

1 0 - 5 市内の交通事故件数等

(危機管理課)

(単位：件・人)

年次	総件数	人身事故	物損事故	死者	傷者
令和3年	1,264	219	1,045	1	279
令和4年	1,342	247	1,095	0	320
令和5年	1,403	224	1,179	2	276
令和6年	1,450	231	1,219	1	294
令和7年	1,348	175	1,173	1	224

資料：湖西警察署

※過去5年間分

10-6 公用車一覧表

(資産経営課/危機管理課)

(令和8年1月現在)

県地域防災計画 資料の巻10-3-5＜緊急通行車両の事前届出手続き＞により、事前届出をする。

登録番号		車名	リース	備考 (バス運転手含まず)	駐車No.
浜松 22 に 700	○	日野中型バス	普通乗合	中型バス41人乗り	車庫
浜松 301 た 6081	○	トヨタ [®] リウス PHV	小型乗用		車庫
浜松 582 こ 4361	●	スズキスペース	軽貨物		13
浜松 300 ふ 7645	○	トヨタハイエースワゴン	普通乗用	10人乗り(白)	駐輪場横
浜松 301 め 5104	○	トヨタハイエースワゴン	普通乗用	○ 10人乗り(シルバー)	車庫
浜松 400 ち 7579	●	トヨタトヨエース	小型貨物	2t車	新居地域センター
浜松 480 と 2728	●	スズキキャリイ	軽貨物	○	エコ
浜松 400 と 1647	●	トヨタ [®] ロボックス	小型貨物	○	18
浜松 480 て 708	●	スズキキャリイダンプ	軽貨物	○ 4WDダンプ	32
浜松 480 そ 9773	●	スズキエブリイ	軽貨物	○	23
浜松 582 う 9113	●	スズキワゴンR	軽乗用	○	17
浜松 582 う 4180	●	スズキスペース	軽貨物	○	21
浜松 800 せ 2212	○	スズキワゴンR	普通特種	パトライト	庁舎東
浜松 400 め 5147	●	トヨタ [®] ロボックス	小型貨物	パトライト	12
浜松 480 い 3425	●	スズキエブリイ	軽貨物	パトライト	25
浜松 480 い 6569	●	アクティダンプ	軽貨物	4WDダンプ MT	15
浜松 480 に 6576	○	ハイゼット	軽貨物	4WDダンプ MT	16
浜松 582 う 9112	●	スズキワゴンR	軽乗用	○	14
浜松 480 す 7492	●	スズキエブリイ	軽貨物	○	29
浜松 400 つ 7793	●	トヨタタウンエース	小型貨物	○	27
浜松 582 け 2970	●	スズキスペース	軽乗用	○	職業訓練センター
浜松 480 す 7083	●	スズキエブリイ	軽貨物	○	20
浜松 400 つ 7894	●	トヨタタウンエース	小型貨物	○	24
浜松 480 と 2674	●	スズキエブリイ	軽貨物	○	3
浜松 480 あ 4492	●	スズキエブリイ	軽貨物		4
浜松 480 と 2691	●	スズキキャリイダンプ	軽貨物		現業棟
浜松 480 な 2003	●	スズキエブリイ	軽貨物	○ 4WD	6
浜松 400 な 623	○	ヒノダンプ	普通貨物	道路維持作業車 2t	現業棟
浜松 100 す 4934	○	イスズダンプ	普通貨物	道路維持作業車 2t	現業棟
浜松 100 せ 6186	○	ヒノダンプ	普通貨物	○ 道路維持作業車 4t	車庫

登 録 番 号		車 名	リ ス	備 考 (バス運転手含まず)	駐車No.
湖西 の 1721	○	コマツハイローダー	小型特殊		車庫
湖西 ひ 87		スズキジョイリ	原付		現業棟
浜松 883 い 531	○	ダイハツハイゼットデックバン	軽特種	○ 公共応急作業車	駐輪場横
浜松 582 う 9115	●	スズキワゴンR	軽乗用	○	8
浜松 480 な 2002	●	スズキエブリイ	軽貨物	○ 4WD	19
浜松 480 そ 9688	●	スズキエブリイ	軽貨物	○	30
浜松 301 な 5465	●	トヨタクラウンHV	普通乗用		車庫
浜松 502 ら 2075	●	トヨタエンタ	小型貨物	○	11
浜松 480 そ 9820	●	スズキエブリイ	軽貨物	○	10
浜松 480 な 1567	●	スズキキャリイ	軽貨物	○	22
浜松 582 う 4182	●	スズキスペース	軽貨物	○	9
浜松 582 け 2971	●	スズキスペース	軽乗用	○	おぼと
浜松 582 う 9118	●	スズキアルトバン	軽貨物	○	おぼと
浜松 582 う 9117	●	スズキアルトバン	軽貨物	○	おぼと
浜松 582 う 4181	●	スズキスペース	軽貨物	○	おぼと
浜松 400 ち 8062	●	ニッサンADバン	小型貨物		おぼと
浜松 582 う 9116	●	スズキワゴンR	軽乗用	○	おぼと
浜松 480 け 270	●	スズキエブリイ	軽貨物	○	おぼと
浜松 582 う 804	●	スズキワゴンR	軽乗用	○	おぼと
浜松 582 う 544	●	スズキワゴンR	軽乗用	○	おぼと
浜松 582 う 9114	●	スズキワゴンR	軽乗用	○	おぼと
浜松 400 な 4526	●	トヨタプロボックスバン	小型貨物	赤十字表示あり	おぼと
浜松 581 は 8106	●	スズキアルト	軽乗用	○	おぼと
浜松 502 み 2410	●	トヨタエンタ	小型乗用		おぼと
浜松 480 く 8574	●	スズキエブリイ	軽貨物	○	中央図書館
浜松 480 そ 9881	●	スズキエブリイ	軽貨物	○	市民活動センター
浜松 480 す 7658	●	スズキエブリイ	軽貨物	○	西部地域センター
浜松 400 つ 7794	●	トヨタタウンエース	小型貨物	○	市民活動センター
浜松 582 う 2148	●	スズキワゴンR	軽乗用	○	市民活動センター
浜松 480 つ 6647	●	スズキキャリイ	軽貨物		浄化センター
浜松 41 こ 1897	●	スズキエブリイ	軽貨物		浄化センター
浜松 41 さ 3635	●	スズキエブリイ	軽貨物		浄化センター
浜松 480 え 7562	●	スズキエブリイ	軽貨物		浄化センター
浜松 41 せ 6524	●	ダイハツハイゼット	軽貨物	軽ダンプ	衛生プラント

登 録 番 号		車 名	リ ス	備 考 (バス運転手含まず)	駐車No.
浜松 480 い 7217	●	スズキエブリイ	軽貨物		環境センター
浜松 480 つ 4911	●	スズキエブリイ	軽貨物	○ 4WD	環境センター
浜松 400 て 5701	○	ミツビシキャンター	普通特種	○ 2tパワーゲート車	環境センター
浜松 480 さ 9163	●	スズキキャリイ	小型貨物	○	笠子
浜松 400 に 1403	○	ヒノデュトロ	小型貨物	○ 2 t 車	環境センター
湖西 の 1663	○	トヨタフォークリフト	小型特種		環境センター
浜松 800 さ 3086	○	ミツビシ糞尿車	普通特種	糞尿車	衛生プラント
浜松 400 セ 3141	●	マツダダンプ	小型貨物	2 t 車	衛生プラント
浜松 480 う 4681	●	スズキエブリイ	軽貨物		環境センター
浜松 480 つ 826	●	ダイハツハイゼット	軽貨物	○	環境センター
浜松 580 と 5698	●	スズキワゴンR	軽乗用		新居地域センター
浜松 480 い 1078	●	スズキキャリイダンプ	軽貨物		新居地域センター
浜松 400 め 3471	●	トヨタプロボックス	小型貨物	○	新居地域センター
浜松 480 に 6486	●	スズキエブリイ	軽貨物		新居図書館
浜松 480 な 3101	●	スズキキャブオーバー	軽貨物	○ 4WD	海湖館
浜松 480 く 8573	●	スズキエブリイ	軽貨物	○	子育て支援センター
浜松 582 う 4179	●	スズキスパーシア	軽乗用	○	子育て支援センター
浜松 482 う 2150	●	スズキワゴンR	軽貨物	○	子育て支援センター
浜松 100 さ 15	○	イズメルファダンプ	普通貨物	水道	車庫
浜松 45 た 3904	○	トヨタタウンエース	小型貨物		倉庫
浜松 480 た 8546	●	スズキエブリイ	軽貨物		上下水道課
浜松 480 な 1090	●	スズキエブリイ	軽貨物	水道	上下水道課
浜松 980 な 1091	●	スズキキャリイ	軽貨物	水道	上下水道課
新居 453	○	ミツビシフォークリフト	小型特種		谷上倉庫
浜松 88 ろ 5675	○	ヒノタンク車	普通特種	水槽タンク車	車庫
浜松 581 き 1888	●	スズキワゴンR	軽乗用		上下水道課
浜松 581 や 7416	●	トヨタC＋pod	軽乗用	○	おぼと
浜松 582 く 5957	●	ジムニー	軽乗用		庁舎
浜松 582 く 5956	●	ジムニー	軽乗用		庁舎
浜松 480 に 4357	○	スズキエブリイ	軽貨物	○ 4WD	環境センター

●＝一般車輛 ○＝特殊車輛

行政無線積載車両一覧

(令和8年2月現在)

No	車両ナンバー	無線呼出名称	車両名	配備場所
1	浜松45た3904	こさい8	タウンエース	上下水道課
2	浜松480い3425	こさい20	エブリイ (危機管理課)	駐車場N o . 25
3	浜松480あ4492	こさい21	エブリイ (土木課)	駐車場N o . 4
4	浜松480い6569	こさい23	アクティダンプ	駐車場N o . 15
5	浜松100さ 15	こさい25	イスゞ ダンプ	上下水道課
6	浜松88ろ5675	こさい36	給水車	車庫 (上下水道課)
7	浜松100す4934	こさい42	イスゞ ダンプ	現業棟
8	浜松41せ6524	あらい9	ハイゼット	衛生プラント

1 0 - 7 都市計画道路の状況

(都市政策課)

(令和7年3月31日現在)

計画決定路線数	計画決定道路延長	改良済延長	改良率
29路線	59,650 m	42,481 m	71.2%

1 0 - 8 輸送業者一覧表

(危機管理課)

(令和8年2月現在)

名称	所在地	連絡責任者	電話番号
遠鉄タクシー(株) 湖西営業所	湖西市鷺津2844-2	—	053-576-1016
浜松バス(株) 湖西営業所	湖西市新居町中之郷1599-8	—	053-415-8601
静岡県トラック協会西部支部	浜松市中央区大島町620	支部長	053-435-0109
遠州鉄道(株) 雄踏営業所	浜松市中央区雄踏町山崎3472-2	所長	053-592-8104
浜名漁協鷺津支所	湖西市鷺津2477-130	支所長	053-576-0138
浜名漁協入出支所	湖西市入出475	支所長	053-578-0008
浜名漁協新居支所	湖西市新居町新居3357-98	支所長	053-594-1311

区分	鉄道	バス
	天竜浜名湖線	浜松バス株式会社
暴風雨、 強風	【運転中止】 風速30m/s以上 【運転規制】 風速25m/s以上	風速20m/s以上、視界20m以下
大雨	【運転中止】 連続降雨量180mm以上かつ時間雨量 30mm以上に達したとき 【運転規制】 連続降雨量200mm以上に達したと き、または時間雨量30mm以上に達 したとき	道路交通規制が行われたとき 水深30cm以上延長50m 以上に 達したとき
河川水位	該当基準なし	危険水位に達したとき
地震	【運転中止】 震度5弱以上のとき 警戒宣言が発令されたとき ※注意情報が発表されたときは最 寄の交換駅までの運行 【運転規制】 震度4以上	地震を感知したとき 警戒宣言が発令されたとき

10-10 ヘリポートの具備すべき条件

(危機管理課)

1 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積

区分 項目		昼間使用	夜間使用
発着場基準	OH-6J 小型 m [全長 9.30 全巾 8.05]		
	UH-1H 中型 m [全長17.40 全巾14.64]		
	CH-47J 大型 m [全長30.18 全巾16.26]		

(注) 民間航空機を除く。

発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点。

無障害地帯 離着陸に障害とならない地域。

民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯。進入区域の長さ500m、

進入表面のこう配8分の1（7°）を最低限確保する必要がある。

ただし、捜査又は救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

(2) 地 表 面

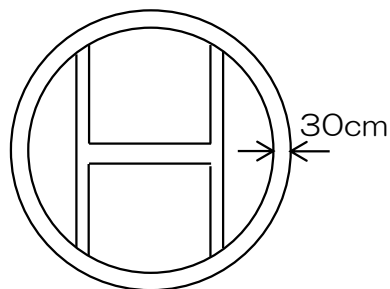
ア 舗装された場合が最も望ましい。

イ グランド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること。
(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のための十分な散水を行う。)

ウ 草地の場合は硬質低草地であること。

2 着 陸 点

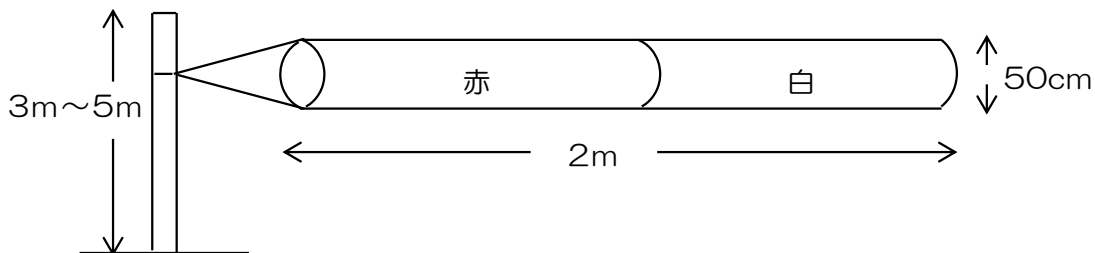
着陸点（直径 30 m）のほぼ中央に石灰等で直径 10 m の正円を描き、中央に H と記す。



3 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、または旗をたてる。

(1) 布 製

(2) 風速 25 m/秒程度に耐えられる強度



4 救急車等、車両の出入りの便がよい場所であること。

5 電話等、通信手段の利用が可能であること。

6 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。

特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部に近づかないよう配慮する必要がある。

1 1 要員の確保

1 1 - 1 中学校及び高校一覧表

(教育総務課)

(令和 8 年 2 月現在)

学校名	生徒数	所在地	電話	備考
鷺津中学校	451人	鷺津 629	053-576-0032	
白須賀中学校	71人	白須賀 986	053-579-0016	
湖西中学校	142人	太田 135	053-578-0033	
岡崎中学校	384人	岡崎 587-2	053-577-2828	
新居中学校	399人	新居町中之郷 1181	053-594-0004	
県立湖西高等学校	346人	鷺津 1510-2	053-575-0511	
県立新居高等学校	448人	新居町内山 2036	053-594-1515	定時制48人含まない

1 2 物資の備蓄・調達・供給

1 2-1 緊急物資調達計画

(危機管理課)

1 調達人口、調達世帯の算出根拠

静岡県第4次地震被害想定（平成25年11月）における生活支障の想定に基づき、発災1ヶ月後の避難者数及び世帯数を用いた。

(人)

世帯	人口	調達世帯	調達人口
21,619	60,107	13,180	40,606

(世帯・人口は平成22年国勢調査による)

2 湖西市における食糧の備蓄

- ① 発災後の食糧の確保については、各家庭における市民自らの備蓄を前提とするが、住居の被災等により家庭内食糧が使用不可能となった場合を想定し、市における備蓄を行う。

(人)

発災後1日後の避難者数	42,846	静岡県第4次地震被害想定数
発災後7日後の避難者数	42,264	静岡県第4次地震被害想定数

市における発災後3日分の備蓄食糧目標数

$$42,846人 \times 9食 = 385,614食$$

(食)

整備目標	整備状況
385,614	157,800

※ 整備状況は平成29年4月末現在

- ② 市内調達が困難な日用品等については、備蓄に努めるものとする。

3 緊急物資調達計画の総括表（参考）

物資名	原単位	調達人口又は 調達世帯	単位	推定必要量
米	1人1日600g4日分	40,606	kg	97,454
かんぱん	1人1日345g1日分	40,606	kg	14,009
漬物・梅干	1人1日60g4日分	40,606	kg	9,745
佃煮・缶詰	1人1日90g4日分	40,606	kg	14,618
味噌	1人1日30g4日分	40,606	kg	4,873
醤油	1人1日30cc4日分	40,606	ℓ	4,873
塩	1人1日20g4日分	40,606	kg	3,248
粉ミルク	1人1日140g7日分	1,187	kg	1,163
毛布	1人2枚	40,606	枚	81,212
シャツ	1人1枚	40,606	枚	40,606

物資名	原単位	調達人口又は 調達世帯	単位	推定必要量
下着類	1人1組	40,606	組	40,606
タオル	1人1本	40,606	本	40,606
運動靴	1人1足	40,606	足	40,606
石鹸	1人1個	40,606	個	40,606
洗剤	1世帯1箱	13,180	箱	13,180
箸・スプーン	1人1ぜん（本）	40,606	ぜん（本）	40,606
皿	1人2枚	40,606	枚	81,212
茶碗	1人1個	40,606	個	40,606
作業衣	1人1着	40,606	着	40,606
軍手	1人1双	40,606	双	40,606
雨具	1人1着	40,606	着	40,606
生理用品	1人1袋	20,303	袋	20,303
おむつ（紙）	1人 8枚/日×7日	1,187	枚	66,472
おむつカバー	1人1枚	1,187	枚	1,187
哺乳瓶	1人1本	394	本	394
トイレットペーパー	1世帯 0.3/1日×7日	13,180	R	27,678
鍋・飯盒	1世帯2個	13,180	個	26,360
やかん	1世帯1個	13,180	個	13,180
バケツ	1世帯1個	13,180	個	13,180
マッチ・ライター	1世帯1個	13,180	個	13,180
懐中電灯	1世帯1本	13,180	本	13,180
乾電池	1世帯4本	13,180	本	52,720
LPガス（20kg）	可能量	13,180	本	13,180
LPガス器具	可能量	13,180	個	13,180

※ 本表は静岡県資料編を参考に作成した。

4 県へ要請する緊急物資及び必要量

市内流通在庫でまかなえない物資について、県へ調達のあつせんを要請するものとする。

1 2-2 給水計画

(上下水道課)

給 水 計 画

第1 基本方針

水道事業における震災対策の基本方針は、水道事業の社会性、公共性にかんがみ、市民への飲料水の確保・供給を緊急に行い、水の欠乏による社会不安の解消を図ることがまず第一であり、併せて施設の早期復旧により安定的に水を供給できる体制に戻すことである。

このため、震災後直ちに湖西市地域防災計画及び湖西市水道事業「震災時給水計画要綱」に基づき災害対策本部上下水道班を設置し、全力を傾注して応急給水及び施設の復旧に努めるものとする。

第2 施設の耐久性

水道施設は取水施設、配水池等の生産貯留施設と送配水管路等の輸送施設からなっている。

各施設とも日本水道協会制定の「水道施設基準」によっている。

第3 施設の予想される被害

(1) 取水施設

上水道の各井戸は、砂礫層の良好な地盤にあるため、構造物の崩壊等はないと考えられるが、一時的に原水の濁りが発生するものと思われる。また、井戸から配水場までの導送水管について、耐震性の低い管路においては、大きな被害が想定される。さらに、震災により電力供給が停止した場合には、自家発電機が設置されている鷺津第4、新所原南第1、鞍見を除き、その他の水源からの取水は不可能となる。

〔取水施設一覧〕

地区	水源名称	種別	構造形状	取水量	備考
湖西	鷺津第2水源	深井戸	口径300mm 深170m	960 m ³ /日	
	鷺津第3水源	深井戸	口径300mm 深189m	1,140 m ³ /日	
	鷺津第4水源	深井戸	口径300mm 深170m	900 m ³ /日	
	鷺津第6水源	深井戸	口径300mm 深170m	800 m ³ /日	
	吉美水源	深井戸	口径300mm 深190m	1,380 m ³ /日	
	新所原南第1水源	深井戸	口径200mm 深124.4m	830 m ³ /日	
	新所原南第2水源	深井戸	口径200mm 深128m	825 m ³ /日	
新居	鞍見水源	深井戸	口径350mm 深180m	900 m ³ /日	
	大沢水源	深井戸	口径250mm 深175m	1200 m ³ /日	

(2) 送水管

浄水池（中継池）から配水池までの送水管はダクタイル鋳鉄管であり、一般的に良好な地盤に埋設されているため大きな被害はないと思われるが、耐震型継手に更新されていない管路の一部破損が想定される。

(3) 滅菌装置

次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、比較的安全と思われる。

滅菌室の倒壊による貯留設備注入設備及び配管等の一部破損が生じると考えられるが、小規模なので外部への影響は少ないと思われる。

(4) 機械・電気設備

機械関係（ポンプ）、計装・監視設備については、一定の耐震対策が施されているため、深刻な被害は比較的少ないと思われるが、停電や断線等が予想される。

(5) 配水池

平成21年に鷺津、吉美、白須賀、神座、知波田の各配水池の耐震診断を実施した結果、鷺津配水池において基礎杭のせん断耐力不足が判明したため、平成23年度に鷺津配水池の耐震補強工事を実施した。その他の配水池及び内山、中之郷の配水池は耐震性のあることを確認している。

配水池は耐震構造のため、本体そのものが崩壊することはないと考えられるが、これに付属する流出入管の継手部分の破損が想定される。

各配水池については、地震計及び流量計をセットした緊急遮断弁が設置されているので貯水量を確保できると想定している。

(6) 配水管

当市の浜名湖に面した地区や、新居関所より東は埋立地で地盤が不安定のため、相当大きな被害が予想される。

〔管路の耐震化率〕

（令和6年3月末日）

配水管全延長 (km)	耐震管延長 (km)	耐震化率 (%)	備考
435.4	166.0	39.2	※良好地盤におけるK形鋳鉄管延長を含む

耐震管…耐震型継手を有するダクタイル鋳鉄管・鋼管（溶接継手）・ポリエチレン管（高密度熱融着）

※液状化の可能性が無い良好地盤に布設されているK形鋳鉄管について耐震性能を有する管として計上する。

第4 応急対策

1. 応急給水源の確保

(1) 本給水計画要綱は、計画給水人口57,800人を想定し策定したものである。

震災時における応急給水源は、主に緊急遮断弁の設置してある配水池を対象とし、鷺津配水池（1,500^m³）・吉美配水池（2,000^m³）・白須賀配水池（1,500^m³）・新所原南配水池（1,800^m³）・神座配水池（2,500^m³）・知波田配水池（1,500^m³）・中之郷配水池（1,100^m³）・内山配水池（5,000^m³）の計16,900^m³

の貯水能力があり、災害時に約10,390 m³の貯水量を確保するように管理している。

従って、阪神大震災における電気の復旧日数7日を当市も採用すると、電気が復旧するまでの給水必要量は、地震発生から3日までは1人1日3ℓで520m³、4日から7日までは1人1日20ℓで4,624m³の計5,144m³となり十分賄うことができる。

(2) これらの配水池は、一週間以上すれば貯水量はなくなり給水は困難となる。そのため、それ以降の応急給水源は、自家発電機及び可搬式発電機により井戸から取水する。

取水する水源井は次のとおりとする。

東部地区の給水は、鷺津水源4本(2,320m³/日)と吉美水源1本(790m³/日)の合計3,110m³/日、西部・南部地区の給水は、新所原南水源2本の720m³/日、新居地区の給水は、鞍見水源1本の520m³/日と大沢水源1本の730m³/日、の計9本で、1日あたり5,080m³、1か月で152,400m³の取水量を確保する。

なお、自家発電機が常設されていない鷺津水源(場外)、吉美水源、新所原南第2水源、大沢水源については、可搬式発電機を設置、運転し取水する。

地震発生から災害復旧するまでの1か月における給水必要量は、震災発生から3日までは1人1日3ℓで520m³、4日から7日までは1人1日20ℓで4,624m³、の計5,144m³、8日から1か月までは1人1日100ℓで138,720m³となり、市内全域での1か月の給水必要量は、143,864m³となり、応急給水源により賄うことができる。

2. 共同水栓仮設計画

二次的な応急措置としては、各給水拠点場所に塩化ビニール管及びポリエチレン管を使用し共同水栓を設置する。また、使用可能な消火栓を利用して20箇所の共同水栓を確保する。

3. 給水車、給水タンク、ポリ容器等の確保

地震発生から災害復旧する1か月までは、震災のため飲料水が不足し、または汚染により飲料水に適する水を確保することができない市民に対し、最小限必要な水を供給する。

(1) 飲料水の供給を受ける者

震災により飲料水の確保ができない者

(2) 飲料水供給の方法

配水池から給水車、給水タンク、ポリ容器等で運搬し、給水拠点場所に備えつけた非常用給水タンク及び市民個々の容器に給水する。

(3) 飲料水の供給量

飲料水の供給量は、(1)の対象者1人当たり1日3ℓとし、震災後4日から7日までは1人当たり1日20ℓとする。

その後は、施設が復旧するまで必要に応じて給水するものとする。

給水タンク、ポリ容器の保有数は、別表 2 のとおりである。

4. 応急給水態勢の確立

災害発生時には、湖西市災害対応マニュアルに基づき、応急給水態勢を確立する。

大規模な地震が発生した場合、電源及び送配水管の損傷が多いとみななければならない、応急給水を必要とする区域が広範囲にわたることが予想され、多人数を要することから、上下水道班は前記マニュアルとは別に災害対策本部が特別に編成するものとする。

5. 応急給水広報

応急給水の迅速化と給水もれをなくすため、湖西市災害対応マニュアルに基づき広報班を編成し、次の広報を行う。

(1) 広報車・同報無線により、対策の周知徹底を図る。

(2) 給水拠点場所（別表 3）を住民に広報し、給水もれのないよう指導する。なお、給水場所は、被害の状況、避難場所等によって変動するものとする。

6. 電源、浄水薬品・燃料等の確保

震災時においても、最小限度の給水はしなければならない。そのためにも非常用電源、防災電源及び浄水薬品、燃料等を確保するものとする。

(1) 非常用電源（別表 4）

中部電力パワーグリッド㈱の給電が停止したときは、別表 4 に掲げる非常用電源をそれぞれ起動させる。起動は停電と同時に自動で行う。ただし、白須賀配水場は据付の発電機を手動で起動させる。

(2) 防災電源（別表 5）

中部電力パワーグリッド㈱の給電装置が破壊され、長期に渡って受電できない場合でも、水源に必要な照明及び工事現場に必要な電源を確保するため、可搬式発電機を設備する。また、夜間の給水、漏水調査、工事等に必要な懐中電灯及び電池並びに工事危険箇所を表示する赤色灯用電池もあわせて確保するものとする。

(3) 薬品・燃料等の確保

災害時における浄水薬品・燃料等の確保については、道路事情の悪化、輸送機能等の麻痺が考えられ、直ちに確保することは難しいので、平常より薬品・燃料の残量を把握し、地震発生から災害復旧する 1 か月までの薬品等を確保し、燃料は非常時の燃料調達先を選定しておく。これらの薬品・燃料等は、使用する各配水場で保管するものとする。

7. 復旧対策

(1) 復旧資材の備蓄（別表 6）

震災時における給水装置及び導送配水管は、広範囲な地域において被害が及ぼ

すものと思われ、復旧するまでに多くの日時と多量の資材を要することが想定される。しかし、道路事情その他の状況により輸送も悪化するため、一時に多量の材料購入は困難と思われるため、平常時より資材の備蓄に努めるものとする。

現在の備蓄資材は別表６のとおりであり、その他については指定工事店等の在庫を借用するものとする。

(２) 復旧機械の確保 (別表７・別表８)

現在、上下水道課における工事用の機械は、別表７のとおりであるが、導送配水管の被害も広範囲にわたることが予想されるので、「災害発生時の復旧工事の施行に関する協定」に基づき、別表８に掲げる湖西市上下水道工事店協同組合にも応援を要請する。

(３) 復旧班の編成 (別表９)

復旧班の編成は、別表９に掲げる災害対策本部環境対策部上下水道班 組織図に基づいて行う。復旧は、配水場及び管路の優先順位に従い、迅速に行うものとする。

(４) 施設の図面等書類の整備

管路の詳細は、水道地図情報システム及び水道管理図による。また、水源施設等の設計図書、認可申請書についても常に整備しておく。

８. その他の対策

日常時の対策として、食料・飲料水・非常持出品の準備等、災害に対する日常のPRを広報こさい、防災訓練等で行う。

- ・食 料… ７日分 (うち非常食 ３日分) 程度
- ・飲料水… １人につき １日 ３ℓの水を最低 ７日分

別表１ 既設配水池一覧表

施設名	貯水能力 (m^3)	揚水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)		予想貯水残量 (m^3)	備考
		公 称	R7現在		
鷺津浄水池	1,400	3,800	2,320	770	自家発電機 (取水・送水) 可搬式発電機 (取水)
鷺津配水池	1,500	—	—	※700	
吉美配水池	2,000	1,380	790	※1,200	可搬式発電機 (取水)
白須賀浄水池	150			60	自家発電機 (送水)
白須賀配水池	1,500	—	—	※1,200	可搬式発電機 (配水)
新所原南配水池	1,800	1,655	720	※900	自家発電機 (取水・配水) 可搬式発電機 (取水)
神座配水池	2,500	—	—	※1,250	
知波田配水池	1,500	—	—	※1,240	
中之郷配水池	1,100			※690	自家発電機 (配水)
内山配水池	5,000	2,100	1,250	※3,200	自家発電機 (取水・送水) 可搬式発電機 (取水)

施設名	貯水能力 (m^3)	揚水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)		予想貯水残量 (m^3)	備考
		公 称	R7現在		
計	18,450	8,935	5,080	11,210	※緊急遮断弁有り 10,390 m^3

別表2 給水車・給水タンク・ポリ容器等

区分	種類	容量 (ℓ)	数量	容量 (ℓ)	保管場所
1	給水車	3,800	1	3,800	市役所西倉庫
2	給水タンク (アルミニウム製)	1,000 2,000	2 5	2,000 10,000	水防倉庫 1,000 $\times$ 2基 鞍見倉庫 2,000 $\times$ 5基
3	給水タンク (合成樹脂製)	1,200	10	12,000	鷺津水源倉庫3 中之郷配水場6 内山配水場1
4	給水タンク (合成樹脂製)	500	1	500	水防倉庫 1
5	ポリ容器	20	170	3,400	防災センター倉庫70個 鷺津水源倉庫80個 内山・中之郷配水場20個
計				31,700	

別表3 給水拠点場所一覧表

(令和7年12月末日)

該当地区	給水拠点場所 (指定避難所)	主要水源	対象戸数 (戸)	対象人口 (人)	1日当り必要水量 (m^3)
表鷺津	湖西高等学校	鷺津配水池	2,032	4,601	14~92
鷺津、河美、古見、川尻	鷺津中学校 鷺津小学校	鷺津配水池 吉美配水池	4,934	10,667	32~213
大森、岡崎、上ノ原、南上の原、新所原、梅田	岡崎中学校 岡崎小学校	神座配水池 新所原南配水池	6,173	13,744	41~275
白須賀第1~第6 ※笠子地区除く	白須賀中学校 白須賀小学校	白須賀配水池	1,580	3,410	10~68
入出、神座、太田青平	湖西中学校	知波田配水池 神座配水池	1,508	3,651	11~73
新所	東小学校	吉美配水池	923	2,178	7~43
大知波、利木、横山	知波田小学校	知波田配水池	648	1,522	5~30
市場、山口、坊瀬、白須賀笠子地区	アメニティプラザ	新所原南配水池	765	1,651	5~33
新居東、町中、中田中町、内山、郷南郷北、三ツ谷あけぼの	新居中学校	中之郷配水池 内山配水池	3,292	7,250	22~145
柏原ベリーフ、新居南、住吉、源太山、西三町	新居小学校 新居幼稚園	中之郷配水池	2,696	6,008	18~120

該当地区	給水拠点場所 (指定避難所)	主要水源	対象戸数 (戸)	対象人口 (人)	1日当り必要水 量 (m ³)
橋本、西浜名	浜名特別支援学 校	内山配水池	852	1,985	6～40
計			25,403	56,667	171～1,133

注) 1日当り必要水量：1人当り30～200として算出

◎給水方法は、給水車、給水タンク、ポリ容器等で給水拠点場所（指定避難場所）まで運搬する。または、自主防災会の協力を得て各配水池で給水する。

別表4 非常用電源一覧表

施設名	非常用電源			
	種類	容量・電圧等	運転可能設備	切替方法
鷺津浄水場	ディーゼル発電機 1台	150kVA*220V*60Hz 定格電流 394A 燃料消費量350/H 燃料タンク 4900	水中ポンプ 1台 送水ポンプ 1台	自動切換
白須賀浄水場	ディーゼル発電機 1台	100kVA*220V*60Hz 定格電流 262A 燃料消費量280/H 燃料タンク 3000	送水ポンプ 1台	自動切換
白須賀配水場	ディーゼル発電機 1台	55KVA*220V*60Hz 定格電流 145A 燃料消費量 160/H 燃料タンク 800	配水ポンプ 1台	手動切換
新所原南配水場	ディーゼル発電機 1台	105KVA*220V*60Hz 定格電流 276A 燃料消費量 270/H 燃料タンク 3000	送水ポンプ 1台	自動切換
中之郷配水場	ディーゼル発電機 1台	120KVA*220V*60Hz 定格電流 315A 燃料消費量 300/H 燃料タンク 3000	配水ポンプ 1台	自動切換
内山配水場	ディーゼル発電機 1台	150KVA*220V*60Hz 定格電流 394A 燃料消費量 350/H 燃料タンク 4900	水中ポンプ 1台 送水ポンプ 1台	自動切換

別表5 防災電源一覧表

保管場所	種類	容量・電圧	運転可能設備	切換方法
鷺津浄水場内倉庫	ディーゼル発電機 4台	25KvA*220A*60Hz 定格電流 65A 燃料消費量50/H 燃料タンク650	発電機 1台付 水中ポンプ 1台	手動切換

別表 6 復旧資材の保有量

(鷺津水源倉庫)

管種及び口径		数量	管種及び口径		数量
HIRR VP	φ 200*5m	5本	VPトレッサー	φ 150	10個
	φ 150*5m	10本		φ 100	20個
	φ 125*5m	10本		φ 75	20個
	φ 100*5m	10本		φ 50	20個
	φ 75*5m	20本	VCトレッサー	φ 200	10個
	φ 50*5m	10本		φ 150	10個
VAトレッサー	φ 150	20個		φ 100	10個
	φ 125	10個	止水金具	φ 150	5個
	φ 100	30個		φ 100	10個
	φ 75	50個		φ 75	10個
	φ 50	50個			
フクロ ジョイント	φ 100	10個	VP継手 HIチーズ	φ 100*100	30個
	φ 75	10個		φ 100*75	30個
VP継手 HIエルボ	φ 100	30個		φ 100*50	30個
	φ 75	30個		φ 75*75	30個
	φ 50	30個		φ 75*50	30個
				φ 50*50	40個

別表 7 所有工事機械一覧表

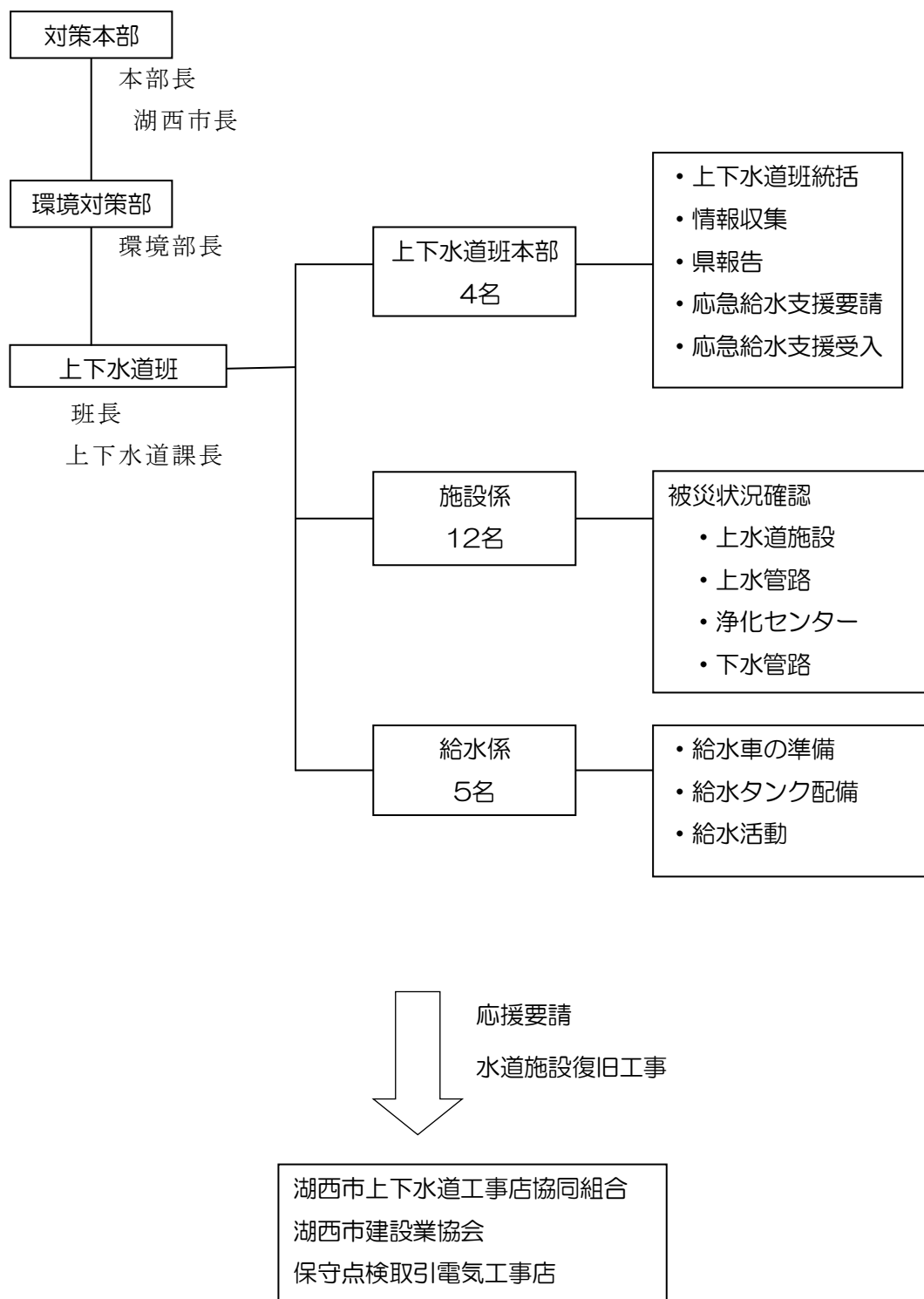
種類	規格	湖西市 (上下水道課)	市内業者全体 (工事店協同組合)
ダンプトラック	11t	-	1
	4t	-	4
	3t	1	0
	2t	-	10
	1t	-	0
	軽四	3	1
トラック	11t	-	1
	4t	-	1
	2t	-	0
	1.5t	-	0
	1.0t	-	2
	0.75t	1	1
	0.5t	-	2
	軽四	-	7
金属探知機		2	0
穿孔機	φ 50～75	1	0
	φ 30～50	1	5
	φ 13～25	1	11
動力ポンプ		1	7
舗装カッター		1	8
コンプレッサー		-	2
発電機		4	12
水中ポンプ		4	17

種類	規格	湖西市 (上下水道課)	市内業者全体 (工事店協同組合)
圧着機		4	18
振動ローラー			2
タンピングランマー		2	4
ランマー		1	2
振動コンパクター			7
バックホー	0.2m ³ 超		5
	0.15以上0.2m ³ 未満		2
	0.10以上0.15未満	1	7
	0.10m ³ 未満		5
エンジンカッター			7
電動カッター			9
漏水探知機		2	1

別表 8 湖西市上下水道工事店協同組合一覧表 (令和 7 年 1 2 月現在)

No.	業者名	所在地	電話
1	(株)松井住設	湖西市神座411-2	053-578-0298
2	ワシツ工業(株)	湖西市太田978-6	053-578-0735
3	(有)宇藤管工	湖西市大知波587-5	053-578-2817
4	湖西設備	湖西市吉美782-1	053-576-0805
5	(有)市川住設	湖西市太田395-37	053-578-3515
6	(有)桶清ポンプ店	湖西市新居町新居1277	053-594-0343
7	ホームテック	湖西市南台2丁目6-1	053-577-5844
8	赤穂設備	湖西市岡崎1818-15	053-570-9332

別表 9 災害対策本部 環境対策部上下水道班 組織図

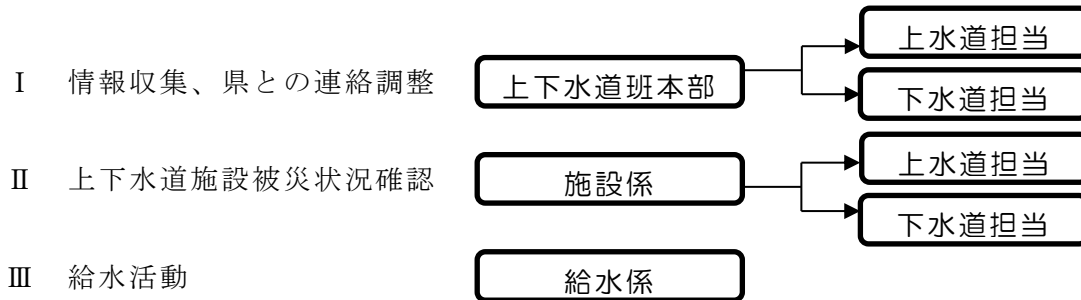


上下水道班初動マニュアル

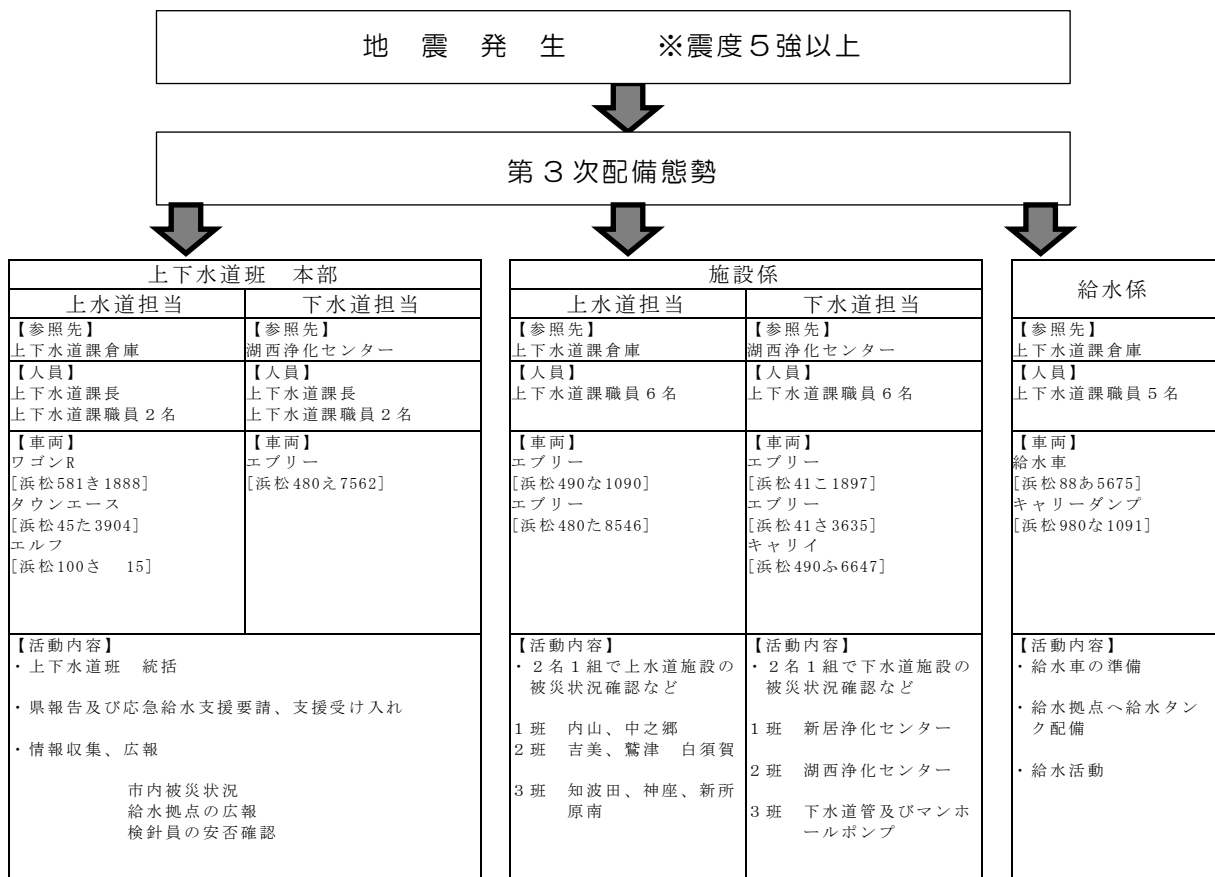
■ 概要

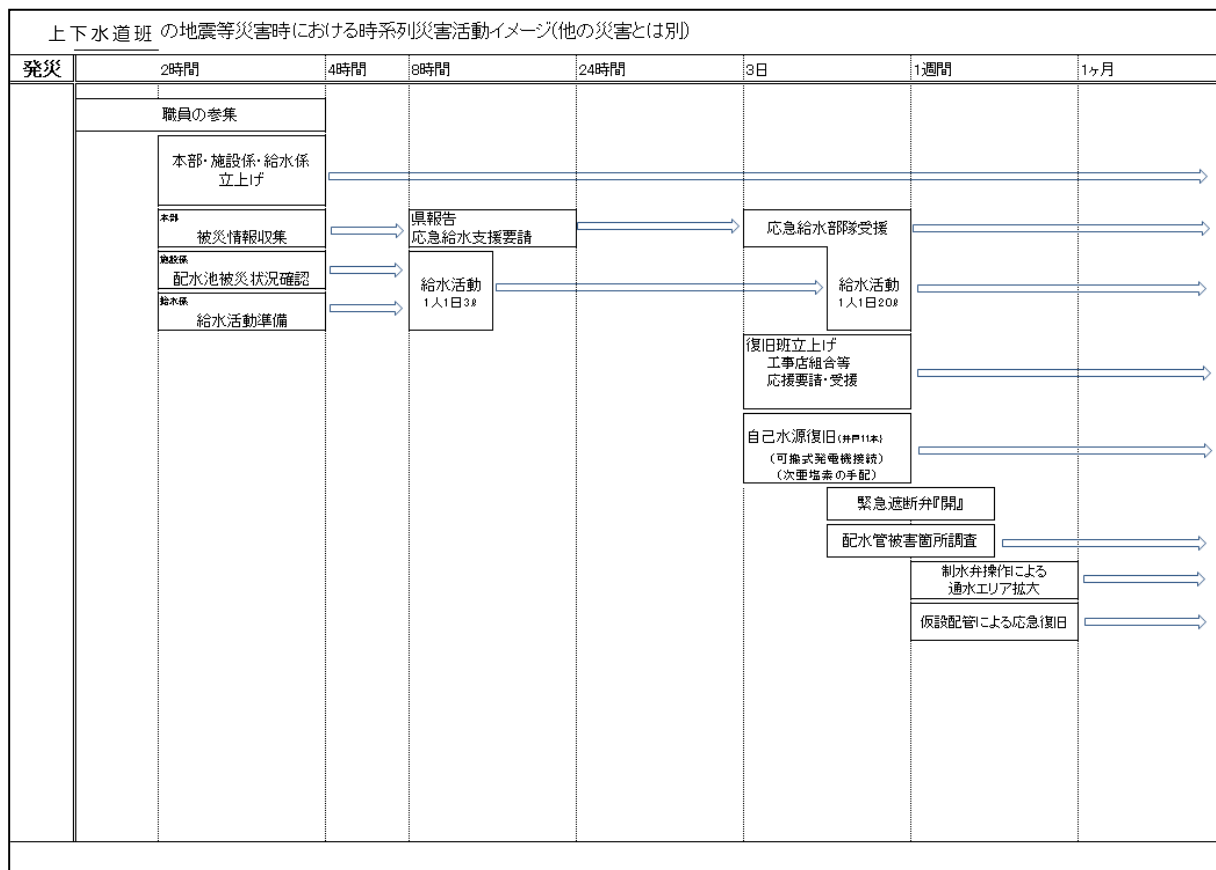
湖西市において震度 5 強以上の地震発生により全職員は参集する。参集先は上下水道課倉庫及び湖西浄化センター。

震災時の初動活動（発災～2 日目）は下記のとおりとし、3 つの係を編成し、活動にあたる。



■ 初動活動イメージ





1 2-3 応急食料調達予定先一覧表

(産業振興課)

(令和8年2月現在)

商号又は名称		所在地	電話番号	備考	災害 協定
とびあ浜松 農業協同組合	湖西営農センター 購買課湖西店	新所5225	053-578-4000		○
三遠中央市場 おいでん村		白須賀2814	053-579-1771		
ファミリーマート	湖西鷺津東店	鷺津1201-1	053-574-1051		
	湖西坊瀬店	坊瀬47-5	053-573-1055		
	湖西なか店	岡崎1343-41	053-573-3001		
	湖西中之郷店	新居町中之郷3956	053-595-1125		
	湖西古見店	古見777-5	053-574-2381		
	湖西吉美店	吉美976-7	053-574-0081		
	湖西梅田店	梅田476-34	053-573-3133		
	鷺津駅前店	鷺津5300	053-575-1845		
	新居中之郷店	新居中之郷836-1	053-595-0261		
セブンイレブン	湖西太田店	太田110-7	053-578-3811		
	湖西鷺津店	鷺津1058	053-576-6281		
	湖西新所原店	新所原2丁目803-1	053-577-2357		
	湖西駅南1丁目店	駅南1丁目6-9	053-577-5400		
	湖西白須賀店	白須賀3985-2837	053-577-1890		
	湖西白須賀南店	白須賀425-2	053-579-1271		
	湖西スズキ工場前 店	白須賀4227-4	053-579-1600		
	新居町浜名店	新居町浜名180-2	053-594-7882		
	新居町中之郷東店	新居町中之郷3621-15	053-594-2436		
	新居文化公園前店	新居町内山2067-6	053-594-4424		
デイリーヤマザキ	湖西古見店	古見1005-2	053-576-2155		
	新居町駅前店	新居町新居3379-84	053-594-7052		
ミニストップ	湖西岡崎店	岡崎500-3	053-577-6185		
ローソン	湖西運動公園前店	吉美740-1	053-575-1135		
	湖西大知波店	大知波1284	053-578-3837		
	湖西市新居町店	新居3380-6	053-594-3810		
橋本屋		鷺津5247	053-576-0043		
遠鉄ストア湖西店		鷺津760-2	053-576-2331		
池喜ストアー		鷺津713	053-576-0421		

商号又は名称		所在地	電話番号	備考	災害 協定
ザ・ビッグ湖西店		鷺津3085	053-574-0260		○
こがねちゃん弁当 新居本店		新居町新居1019	053-594-3135		
藤右工門		新居町新居238-2	053-594-3987		
どんどん湖西店		古見944-21	053-574-3071		
ほっともっと湖西鷺津店		鷺津1061-7	053-574-2601		
南部ショッピングセンター		南台2-5-28	053-577-2163		○
パレマルシェ新所原店		駅南1-3-1	053-577-5111		
新所原米穀店		梅田474-31	053-577-0574		
はっち		岡崎1527-2	053-577-1834		
かきこや	仲町店	新居町新居1498	053-594-0243		○
	プラザ店	新居町新居745-1	053-594-6018		○
	入出店	入出379-2	053-578-1615		○
クックマート浜名湖西店		新居町中之郷4040	053-594-4611		
杏林堂薬局新居店		新居町中之郷2654-1	053-595-3411		○
杏林堂薬局鷺津店		鷺津1095	053-574-0011		○
杏林堂薬局新所原駅南店		駅南3-2-50	053-573-0111		○
知久屋湖西店		鷺津756-1	053-576-3533		
バロー湖西店		古見988-1	053-574-1611		
マックスバリュ湖西新居店		新居町新居250-11	053-525-6770		○

1 2-4 備蓄計画及び保有状況

(危機管理課)

静岡県第4次地震被害想定に基づき改訂中

1 2-5 衣料・生活必需品・その他の物資調達予定先一覧表

(産業振興課)

(令和8年2月現在)

商号又は名称	所在地	電話番号	備考	災害 協定
パシオス湖西鷺津店	鷺津792-1	053-576-8403	衣料品	
サロック	鷺津382-11	053-575-0369	衣料品	
キヌヤ	鷺津722-18	053-575-0303	衣料品	
飯田屋洋品店	鷺津5345	053-576-0328	衣料品	
ザ・ビッグ湖西店	鷺津3085	053-576-0260	衣料品	○
まるい	白須賀3877	053-579-0037	衣料品	
わたや本店	白須賀3908	053-579-0025	衣料品	
タケダヤ	新所原3-3-30	053-577-0006	衣料品	
みかわや	新所原3-3-32	053-577-0044	衣料品	
ブティックモア	駅南2-14-6	053-577-2748	衣料品	
やまもと衣料新所原駅前店	梅田805-14	053-577-0082	衣料品	
アオキ イオンタウン湖西店	鷺津3085	053-574-3188	衣料品	
いわむらやプラザ店	新居町新居745-1	053-594-6011	衣料品	
いわむらや本店	新居町新居1503	053-594-0051	衣料品	
きもののないとう	新居町中之郷3906	053-594-3808	衣料品	
西松屋チェーン湖西店	鷺津3319	053-575-1616	衣料品	
のざわや	新居町新居897-14	053-594-0234	衣料品	
しまむら新居店	新居町中之郷1970	053-595-0032	衣料品	
本多屋呉服店	新居町新居1096	053-594-0078	衣料品	
りせん	新居町新居1519	053-594-2611	衣料品	
ワークマン湖西店	古見698-5	053-575-1533	衣料品	
尾張屋呉服店	鷺津5335	053-576-0172	衣料品	
都泉	鷺津529-13	053-576-4839	衣料品	
わたや商店	鷺津691-5	053-576-0590	寝具	○
シミズヤ	岡崎2251-4	053-578-3415	寝具	○
みずたにふとん	新居町新居745-1	053-594-6376	寝具	
ジャンボエンチャー湖西店	古見697-1	053-576-3201	日用品	○
きりんや	入出519-1	053-578-0758	日用品	
ファミリードラッグシーズ鷺津店	鷺津1144-1	053-575-0788	日用品	
ココカラファイン浜名新居店	新居町中之郷4040	053-595-0066	日用品	
杏林堂薬局新居店	新居町中之郷2654-1	053-595-3411	日用品	○

商号又は名称	所在地	電話番号	備考	災害 協定
杏林堂薬局鷺津店	鷺津1095	053-574-0011	日用品	○
杏林堂薬局新所原駅南店	駅南3-2-50	053-573-0111	日用品	○
サンレイク21シライケンコー ドー	古見997-15	053-575-1193	日用品	○
セリア新居店	新居町中之郷4040	053-594-8500	日用品	
ザ・ダイソーイオンタウン湖 西店	鷺津3085	053-575-0165	日用品	
ザ・ダイソーパレマルシェ 新所原店	駅南1-3-1	053-573-0105	日用品	
与六	白須賀3985-1845	053-579-0029	消毒剤等	
栴山丁佐原商店	白須賀657	053-579-0124	消毒剤等	
大惣商店	太田172-5	053-578-0403	消毒剤等	
イゲタヤ	鷺津5334	053-576-0225	靴・履物 等	
かもしか	新所原3-3-33	053-577-0367	靴・履物 等	
ジャック鷺津駅前ブック館	鷺津1273-1	053-576-5252	文房具	
コメリハード&グリーン新 居店	新居町新居3380-70	053-595-3151	日用品	○
コメリハード&グリーン湖 西店	駅南3-2-46	053-573-3170	日用品	○
ナフコ湖西店	鷺津3085	053-574-1501	日用品	
ウエルシア湖西新所原店	駅南4-4-24	053-573-3100	日用品	
ウエルシア湖西新居店	新居町新居3380-70	053-595-0611	日用品	
ウエルシア湖西新所岡崎 店	新所・岡崎・梅田入会地 15-4	053-573-3222	日用品	
ケーズデンキ湖西店	鷺津757-13	053-576-6000	電化製品	○
マックスバリュ湖西新居店	新居町新居250-11	053-525-6770		○

1 2-6 市の水道施設

(上下水道課)



1 2-7 市上水道配水池一覧表

(上下水道課)

施設名	貯水能力 (m³)	揚水能力 (m³/日)		予想貯水残量 (m³)	備考
		公 称	R7現在		
鷺津浄水池	1,400	3,800	2,320	770	自家発電機 (取水・送水)
鷺津配水池	1,500	-	-	※700	可搬式発電機 (取水)
吉美配水池	2,000	1,380	790	※1,200	可搬式発電機 (取水)
白須賀浄水池	150			60	自家発電機 (送水)
白須賀配水池	1,500	-	-	※1,200	可搬式発電機 (配水)
新所原南配水池	1,800	1,655	720	※900	自家発電機 (取水・配水) 可搬式発電機 (取水)
神座配水池	2,500	-	-	※1,250	
知波田配水池	1,500	-	-	※1,240	
中之郷配水池	1,100			※690	自家発電機 (配水)
内山配水池	5,000	2,100	1,250	※3,200	自家発電機 (取水・送水) 可搬式発電機 (取水)
計	18,450	8,935	5,080	11,210	※緊急遮断弁有り 10,390m³

1 2-8 建築資材調達予定先一覧表

(建築住宅課)

名称	所在地	電話番号	備考
(株)丸大	大知波 247-1	053-578-1355	製材
山昭材木店	新居町新居 2226-3	053-594-1101	製材
武田硝子店	新居町内山 2012-2	053-594-0233	住宅資材
小幡ガラス店	新居町新居 3101-1	053-594-0266	住宅資材
吉原建具店	新居町新居 3132-3	053-594-1784	住宅資材
(有)藤井建材	大知波 333-95	053-578-1318	建材
(有)伴富建材	吉美 3257	053-576-4052	建材
(有)奈良商会	吉美 3249-2	053-576-2618	資材
(有)丸星土木	鷺津 1141-1	053-576-3311	山土、砂
(有)久保田鉄骨工業所	鷺津 867-1	053-576-0392	鉄骨
創建(株)	白須賀 3985-2515	053-577-0075	鉄骨
三榮工業(株)	新居町新居 3444-35	053-594-2226	鉄骨
三協産業(株)	太田 387-1	053-578-2121	生コン
浜松生コン(株)	新居町新居 2780	053-594-1625	生コン
湖西アスコン共同企業体	白須賀 3629-1	053-579-2332	アスファルト

1 2 - 9 市内建設業者一覧表

(土木課/上下水道課)

No	会社名	所在地	電話番号	災害協定		
				湖西建設業協会		単独 締結
1	中村土建(株)	吉美1267-1	053-576-2021	○	(南部)	
2	(有)伴富建材	岡崎455-2	053-573-3110	○	(北部)	
3	白洋実業(株)	白須賀5669-1	053-579-0811	○	(南部)	
4	伴建設(株)	梅田38	053-577-0087	○	(北部)	
5	(株)鳥井工務店	新居町新居896-59	053-594-0761	○	(新居)	
6	(株)鈴喜組	内浦317	053-578-0113	○	(北部)	
7	(株)山下組	梅田610	053-577-0141	○	(北部)	
8	和幸建設(株)	入会地17-110	053-577-1203			
9	ワシヅ工業(株)	太田978-6	053-578-0735	○	(北部)	
10	東海興産(株)	鷺津1201-1	053-576-1411			○
11	エボン建設(有)	岡崎1307	053-577-1898	○	(北部)	
12	鈴和建設(有)	古見1297	053-523-6700	○	(南部)	○
13	(株)史隆	新居町新居2302-3	053-522-8856			○
14	(有)袴田建設	新居町中之郷1599-4	053-594-4356	○	(新居)	
15	(株)松井住設	神座411-2	053-578-0298			
16	(有)湖西土建	新居町浜名2634-1	053-594-1489	○	(新居)	
17	(株)朝倉工務店	鷺津1005-1	053-576-1501	○	(南部)	
18	(有)寿重植木	白須賀2609-6	053-579-0736			
19	(有)山口燃料	新居町新居1144	053-594-0208			
20	(有)アドシステム	吉美1756-2	053-576-1102			
21	(有)カネス	古見432-2	053-576-2421	○	(南部)	
22	(株)丸進造園	新居町新居116-2	053-594-1143			
23	(有)湘南工業	古見1006-1	053-575-2052			
24	(有)新所原土建	梅田826	053-577-0411	○	(北部)	
25	(有)平松建材興業	大知波1348-2	053-578-3337			○
26	(有)桶清ポンプ店	新居町新居1277	053-594-0343			
27	(有)伊東組	南台4-3-39	053-577-0632	○	(北部)	
28	(有)市川住設	太田395-37	053-578-3515			
29	(有)飯田組	吉美2241-2	053-575-1875	○	(南部)	
30	(有)酒井造園	岡崎1273-3	053-577-2604			
31	(株)WEST-STYLE	太田385-10	053-578-1760			
32	須山建設(株) 湖西営業所	鷺津5300	053-575-0318	○	(南部)	

No	会社名	所在地	電話番号	災害協定		
				湖西建設業協会		単独 締結
33	(株)中村組 湖西営業所	吉美3270-5 301	053-576-1360	○	(南部)	
34	神稲建設(株) 湖西営業所	吉美3257	053-543-9026			
35	日管(株) 湖西支店	ときわ3-9-67	053-572-3368			
36	山平建設(株) 新居出張所	新居町浜名224	053-594-0134	○	(新居)	
37	(株)水野組 新居支店	新居町内山2123-1	053-594-1519	○	(新居)	
38	(株)中部 湖西営業所	坊瀬788-1	053-573-1853			
39	湖西設備	吉美782-1	053-576-0805			
40	(有)宇藤管工	大知波587-5	053-578-2817			
41	(株)松井住設	神座411-2	053-578-0298			
42	ホームテック	南台2丁目6-1	053-577-5844			
43	赤穂設備	岡崎1818-15	053-570-9332			
44	ときわ設備	ときわ3丁目7-8	053-572-3830			

(危機管理課)

湖西地区

(令和 8 年 2 月現在)

区分	品目	表賀津				賀津				河美				古	川	市	山	坊	白須賀第1	白須賀第2	白須賀第3	白須賀第4	笠子	白須賀第5	白須賀第6
		セウマセ公	タ防災セイン	風の宮	風の杜	薦津公園	谷上公園	タ防災セイン	公谷上南1園号	みのわ	河原	河原南	見												
情報伝達用具	電池メガホン	1	1	10	2	3	4	0	2	4	3	3	3	4	2	1	4	1	2	1	2	1	3	3	
	衛星携帯電話																								
初期消火用具	粉末消火器		2	5	10		1	1		6	0	3	8	6	0	1	2	1	0	5	0	0		5	
	バケツ		27	20	10	28	37	20	20	24	31	0	19	28	30	7	5	34	33	25	31	30	20	8	
	砂袋					590	200	100	有	0	200	19	150	1,700	200	685	482	30	500	100	200	0	3	700	
	可搬ポンプ	2	1		1	1	1	1	0	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	1	1	0		1	
	ホース		1			18	6	5	0	16	16	2	6	6	17	8	8	2	16	15	1	0		6	
救出用具	バール	3	1	8	3	7	5	4	3	7	4	2	7	7	6	7	7	4	6	6	6	2	3	4	
	はしご、脚立	4	2	3	2	2	2	2	2	2	2	0	5	2	2	2	2	3	2	2	2	1	2	1	
	のこぎり	3	3	5	1	4	4	4	2	4	3	1	5	4	3	4	6	4	3	4	4	8	3	4	
	斧、なた	4	1			14	4	5	3	4	3	3	4	2	4	4	4	3	4	3	5	5	4	4	
	スコップ	3	20	10	5	14	9	10	8	10	10	2	12	17	11	4	5	9	10	9	10	10	10	5	
	つるはし	3	8	4		17	6	6	6	6	3	1	5	7	5	4	6	5	6	6	8	10	5	6	
	くわ	8	2			14	8	7	6	3	3	0	3	3	4	3	3	3	3	3	5	12	3	3	
	箕	6	12					0		6	0	0	6	6	6	5	4	1	6	0	0	0	6	5	
	ベンチブライヤー	5	1			9	1	5	2	2	1	2	4	2	2	2	1	2	2	0	3	7	4	2	
	鉄線ハサミ	2	1	2		7	3	3	3	2	2	1	2	2	2	2	2	1	2	2	3	5	2	2	
	大ハンマー	7	5	4	1	7	3	8	2	7	4	2	9	6	6	6	6	4	7	4	7	10	2	6	
	一輪車	1	2	2	8	6	3	3	3	1	3	2	5	1	3	2	2	3	3	4	3	3	3	2	
	ロープ	3	3	1	1	7	2	3	4	3	3	2	1	3	2	2	2	3	3	5	6	10	3	2	
	投光器		1	1	1	4		2	1	3	4	0	4	2	9	2	4	2	2	2	2	1		2	
	リヤカー	3	1	1	1	4	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1	0	0	0	1	0	1		0	
	ジャッキ	2	1	1	1	6	3	5	3	3	3	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	チェーンソー		1	1	1	2	2	1		2	2	1	1	1	0	0	1	1	2	2	1		1	0	
担架	2	6	5	1	6	3	1	2	2	3	4	4	4	3	3	3	3	1	1	2	3	2	3		
救急セット		1			2		1	2	2	2	1	17	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1		
救護用具	強カライト		6			17	10	5	5	7	5	1	10	7	5	6	3	2	7	6	4	1		5	
	発電機		3	1	2	2	3	2	1	3	3	1	2	3	2	1	2	2	2	2	2	1	2	1	
避難生活用具	コードリール		4	3	4	2		4		2	1	1	4	4	2	2	2	5	2	1	2	1	2	2	
	鍋	10	3		1	14	4	2	3	3	3	1	3	4	3	1	5	2	5	3	2	3	3	1	
	受水槽	1	1			2	1	1	1	2	3	0	2	3	3	1	1	3	3	3	0	1	2	1	
	テント	2	13		4	3	3	1	1	3	2	1	6	3	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	
	ビニールシート	70	6	40	3	110	30	9	60	32	98	4	61	10	30	40	22	6	100	7	8	5	100	10	
	燃料		3		1			0		2	3	2	60	15	有	1	18L	2	2	2	1	0	1	2	
	トイレ関係			20	25	0		21		6	7	2	12	6	0	5	4	0	0	0	0	0	1	2	
毛布	20	20		150			0		5	4	53	14	14	0	20	18	1	2	3	8	0	3	0		

区分	品目	新所		大	岡	上ノ	南上の原						新所	梅田		入	神	青	太	大	利	横
		区 民 広 場	日 ノ 岡				き ず な 館	三 社 神 社	東 1 集 会 場	中 集 会 場	北 集 会 場	西 集 会 所		5 丁 目 県 境	セ テ コ ン タ イ ニ							
情報伝達用具	電池メガホン	10	4	4	2	4	4	3	4	5	2	2	3	3	2	9	2	4	2	2	6	3
	衛星携帯電話																					
初期消火用具	粉末消火器	3		1	2	6	0	0	0	0	0	0	4		5	106		6	0		0	5
	バ ケ ッ	23	29	12	29	1	60	25	22	22	37	38	55	20	15	49	27	24	16	6	25	8
	砂 袋	480	500	200	104	250	545	0	0	0	0	0	200	5	15	662	5	400	100	200	350	700
	可搬ポンプ			1	1	1	1	1	0	1	1	1	1		1	4	1	1	1	1	1	1
	ホ ー ス	7	3	7	19	14	3	10	0	5	2	8	1		10	39	2	10	18	8	5	6
救出用具	バ ー ル	9	4	4	6	8	3	8	0	8	14	12	7	4	5	12	7	7	4	3	4	4
	はしご、脚立	4	2	1	3	2	4	2	0	3	4	3	3	2	3	7	2	3	2	1	1	1
	の こ ぎ り	6	3	2	4	4	2	2	0	8	9	4	7	1	5	11	4	4	3	3	4	4
	斧、なた	8	4	3	3	2	0	3	0	10	6	6	7	4	1	9	4	4	3	1	2	4
	スコップ	11	10	7	9	6	12	9	0	10	20	17	17	10	9	19	10	10	12	3	10	5
	つるはし	11	3	3	5	4	10	5	0	10	16	15	8	2	5	16	6	6	6	3	6	6
	く わ	10	3	3	3	1	3	2	0	10	12	11	8	3	3	13	3	3	3	1	2	3
	箕	10	6		5	5	7	5	0	0	0	0	10	7	13	25	6	6	7		0	5
	ベンチ プレイヤー	3	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	8	2	2	2	1	0	2
	鉄線ハサミ	5	2	2	2	0	5	2	0	5	7	5	0	1	1	7	2	2	2	1	2	2
	大ハンマー 掛	7	4	8	7	6	2	3	0	20	12	14	0	5	4	12	5	5	8	2	2	6
	一 輪 車	4	3	3	3	4	2	2	0	2	5	5	3	3	4	0	3	3	3	1	3	2
	ロ ー プ	2	3	3	2	2	0	1	0	7	15	10	9		1	7	3	3	2		3	2
	投 光 器	2	2	2	5	4	5	4	1	3	3	4	2	2	3	9	2	2	2	2	2	2
	リヤカー	3	1	1	1	1	2	2	0	2	2	4	2	1	1	6	0	0	0	1	1	
	ジャッキ	6	3	2	3	3	3	3	0	3	3	3	3		1	7	3	3	3	1	0	3
	チェーンソー	4		1	1	2	4	2	0	1	1	2	1		6	1	1	1	0	1	0	
	拒 架	5	2	2	3	3	3	1	0	2	1	2	4	3	5	22	3	1	2		3	2
	救急セット	1	1	1	2	3	1	1	0	2	1	1	6	1	4	1	1	1	3		2	1
救 護 用 具	強 カ ラ イ ト	5	5	1	3	4	13	0	0	3	9	9	4	6	5	0	5	5	5	3	5	5
	発 電 機	1	1	2	2	2	3	2	1	2	2	2	2		4	4	1	3	2	3	2	1
避難生活用具	コードリール	3	1	5	3	5	1	2	0	2	2	4	2	2	5	1	2	2	2	2	2	2
	鍋	0	0		2	3	3	3	0	0	3	2	4	3	3	7		3	3	2	3	1
	受 水 槽	2	2	1	2	3	2	5	0	0	0	0	1	3	2	2	3	2	3	1	4	1
	テ ン ト	9	0	2	1	6	4	1	0	2	1	1	4	2	8	9	2	2	1	2	2	2
	ビニールシート	96	100	2		20	105	240	0	5	40	90	30	70	10	71	多数	9	8	15	84	10
	燃 料	5	1	3	少	20	4	2	1	2	2	5	0		39	2	3	10	15		1	
	トイレ関係	9		3		4	218	0	35	0	0	0	4		10	21		60	0	3	10	2
	毛 布	24		10	5	20	36	0	10	3	30	2	9		70	1		18	27	1	30	

新居地区

区分	品目	栄 町	向 島	新 井 天	泉 町	船 町	俵 町	中 町	中 田 町	上 田 町	高 見	西 町	源 太 山	内 山	柏 原	ペ イ リ ー フ
情報伝達用具	電池メガホン	2	3		1	4	1	3	1	2	2	1	7	3	2	2
	衛星携帯電話															
初期消火用具	粉末消火器	6	5	3	11	18	6	22	1	13	18	1	4	0	3	22
	バケツ	16	20	5	17	3	22	18	1	2	6	7	16	6	20	25
	砂袋				20	0		13		13	17	0	50	0	90	0
	可搬ポンプ	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
	ホース	11	8	2	9	25	10	8	1	1	6	8	9	14	2	5
救出用具	バール	6	9	3	4	7	2	4	1	2	6	4	2	13	3	4
	はしご、脚立	2	2	1	2	2	1	3	1	2	3	2	3	7	1	2
	のこぎり	2	0	1	7	2	1	5		2	0	3	3	2	4	1
	斧、なた	2	0	1	2	0		4		2	0	0	4	3	6	2
	スコップ	2	7	6	10	8	7	7	1	2	14	4	5	7	0	4
	つるはし	11	6	4	3	3	7	11	1	8	5	2	6	9	10	3
	くわ		1	1	5	0		9		2	0	6	0	0	0	3
	箕		3	1	3	5		10		4	0	0	1	0	5	2
	ペンチ ブライヤー	1	2	1	2	4	2	3		2	1	1	2	0	2	2
	鉄線ハサミ			1	1	0		1		0	1	1	3	0	2	2
	大ハンマー 矢掛	3	3	2	2	3	2	6	1	2	4	3	1	7	3	3
	一輪車	1	1	1	1	2		3		2	1	1	3	2	1	2
	ロープ	5	7	1	3	3	1	2	1	2	4	5	10	1	1	5
	投光器	3	2	3	4	3	1	6		0	5	4	2	5	5	7
	リヤカー	1	1		1	1		2		1	1	1	2	2	1	1
	ジャッキ	1			1	6		2		2	0	2	1	3	1	2
	チェーンソー	1	2		2	2		1		1	1	1	2	2	0	1
	担架	4	2		2	5	1	6	1	0	1	0	4	4	1	5
	救急セット	2	3	1	0	1		3		1	4	1	2	2	2	1
救護用具	強カライト	2	5	1	4	2	4	1	1	1	2	3	10	4	3	0
	発電機	2	1	1	1	2		3		1	1	1	4	3	4	2
避難生活用具	コードリール	1	1	2	2	2	1	1		1	1	2	1	3	3	3
	鍋	5			1	2		4		0	2	2	1	2	0	2
	受水槽			1	1	0		2		5	0	0	0	0	1	0
	テント	1	3	2	3	5	1	3		1	2	1	2	3	1	8
	ビニールシート	24	4	8	4	2	2	4	1	4	6	6	4	35	7	13
	燃料	0	20	1	2	1		4		1	3	23	20	3	2	1
	トイレ関係	200	3		1	4		3	1	1	1	3	10	2	0	6
	毛布	30	0	1	0	30	10	11	1	10	32	4	30	27	27	6

区分	品目	港 町	ひ ば り ヶ 丘	新 居 井 天	住 吉 西	住 吉 東	日 ヶ 崎	若 磯	杣 川	高 師 山	松 山	大 倉 戸	郷 南	郷 北	三 ツ 谷	あ け ぼ の
情報伝達用具	電池メガホン	1	3	2	4	5	6	2	1	1	2	2	6	5	4	4
	衛星携帯電話															
初期消火用具	粉末消火器	0	20	0	13	9	11	19	10	0	20	3	2	21	23	22
	バケツ	3	11	7	35	10	27	10	5	4	23	12	20	57	12	36
	砂 袋	0	0	0	19	6	0	0		0	0	0	2	58	0	44
	可搬ポンプ	1	1	0	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	0
	ホース	1	3	12	14	9	8	1	9	7	14	19	6	9	6	1
救出用具	バール	2	7	2	8	5	9	5	1	1	4	2	5	5	9	6
	はしご、脚立	2	6	4	4	4	6	2	3	1	2	2	4	4	8	6
	のこぎり	2	5	4	13	6	4	1	1	1	2	7	2	5	3	4
	斧、なた	1	2	0	3	4	1	3	1	0	4	1	0	5	4	3
	スコップ	2	29	5	20	7	27	5	13	8	11	11	8	5	9	4
	つるはし	1	8	6	11	7	15	8	5	3	7	5	12	7	14	6
	くわ	2	3	0	5	3	0	0	7	0	0	2	0	0	3	0
	箕	2	16	2	16	4	2	0	5	6	0	5	4	8	2	3
	ペンチ プライヤー	2	2	10	4	1	1	0	0	0	0	1	1	2	0	2
	鉄線ハサミ	1	1	0	3	2	2	0	1	0	0	1	3	2	1	1
	大ハンマー 掛	4	7	4	5	4	4	4	3	3	7	3	3	5	12	3
	一輪車	0	3	3	4	4	0	3	2	2	7	2	2	2	3	2
	ロープ	2	2	2	4	4	13	1	1	1	5	3	4	5	2	4
	投光器	1	2	5	10	10	10	0	2	3	10	2	8	7	13	4
	リヤカー	0	2	2	2	2	1	1	1	0	1	1	1	2	1	2
	ジャッキ	0	1	0	5	5	3	0	0	0	0	1	0	1	1	5
	チェーンソー	0	2	1	4	4	2	2	1	1	2	2	3	4	2	2
	担 架	0	2	2	3	3	6	2	1	0	4	3	3	5	4	2
	救急セット	2	2	10	0	2	6	2	1	1	0	1	21	5	2	2
救護用具	強力ライト	1	2	3	0	1	2	2	1	1	4	1	16	5	12	1
	発電機	3	3	1	7	4	4	1	2	1	2	2	4	4	4	4
避難生活用具	コードリール	1	4	6	2	2	3	2	1	3	5	1	4	11	6	6
	鍋	3	2	2	4	4	6	1	0	1	3	0	2	8	5	1
	受水槽	5	0	0	10	10	1	0	0	0	1	0	0	5	10	0
	テント	1	4	7	4	4	3	3	2	1	2	2	1	9	10	7
	ビニールシート	3	25	5	116	30	33	11	6	4	3	6	25	29	7	16
	燃 料	3	4	1	3	3	4	1	3	2	0	0	12	7	2	2
	トイレ関係	1	6	0	10	10	13	0	0	0	0	1	8	20	16	8
	毛 布	3	30	5	32	32	20	10	0	25	0	21	83	71	15	25

1 2 - 1 1 医薬品等調達予定先一覧表

(健康増進課)

(1) 医薬品

薬局名	所在地	電話番号
アルフレッサ㈱浜松事業所	浜松市中央区高林3-7-34	053-471-4114
中北薬品㈱浜松支店	浜松市中央区将監町23-1	053-463-1311

(2) 医療材料(窓口)

要請先	所在地	電話番号
協和医科器械㈱浜松支店	浜松市中央区篠ヶ瀬町400	053-423-2110

1 2 - 1 2 消毒薬調達予定先一覧表

(環境課)

名称	所在地	電話番号
中北薬品㈱浜松支店	浜松市中央区将監町23-1	053-463-1311

1 2 - 1 3 燃料確保先一覧表

(危機管理課)

商店名	所在地	電話番号
東海興産㈱ 日ノ岡給油所	岡崎2253-11	053-578-1414
東海興産㈱ 新居関所給油所	新居町新居3444-56	053-594-0303
石原燃料㈱ 古見給油所	古見980-5	053-576-0561
サンクスメイト㈱ Dr.Drive古見店	古見1285	053-576-6360
サンクスメイト㈱ 浜名湖給油所	新居町新居3380-416	053-594-0274
(有)石田商店	新所原2-3-5	053-577-0018

1 2 - 1 4 防災資機材保有状況(災害対策倉庫)

(危機管理課)

(令和8年2月現在)

避難所用防災倉庫一覧

	指定避難所	所在地	電話番号	対象自主防災会	備考
1	湖西高等学校	鷺津1510-2	053-575-0511	表鷺津	
2	鷺津小学校	鷺津670	053-576-0049	古見、川尻	
3	鷺津中学校	鷺津629	053-576-0032	鷺津、河美	
4	白須賀小学校	白須賀030	053-579-0330	白須賀第1、第2	
5	白須賀中学校	白須賀986	053-579-0016	白須賀第3～6	
6	東小学校	新所680	053-578-1094	新所	
7	岡崎小学校	岡崎634-2	053-577-0003	新所原、梅田	

8	岡崎中学校	岡崎587-2	053-577-2828	大森、上ノ原、岡崎、 南上の原第1～第3	
9	湖西中学校	太田135	053-578-0033	入出、神座、太田、青 平	
10	知波田小学校	大知波1144	053-578-0034	大知波、利木、横山	
11	アメニティ プラザ	吉美3294-48	053-573-0777	市場、山口、坊瀬、笠 子	
12	新居幼稚園	新居町新居 1730	053-594-0249	上田町、高見、西町	施設内 に保管
13	新居小学校	新居町新居 1770	053-594-0058	柏原、ベイリーフ、港 町、ひばりヶ丘、新居 弁天、住吉西、住吉 東、源太山	
14	新居中学校	新居町中之郷 1181	053-594-0004	栄町、向島、新弁天、 泉町、船町、俵町、中 町、中田町、内山、郷 南、郷北、三ツ谷、あ けぼの	
15	浜名特別支援 学校	新居町浜名 1855-71	053-594-5658	日ヶ崎、若磯、杣川、 高師山、松山、大倉戸	

保有資機材一覧

避難所開設BOX	一輪車	歯ブラシ	ブルーシート
避難所運営マニュアル	乾電池	便袋	テント
文具	養生テープ	マスク	救急箱
ビブス	簡易トイレ	アルファ米	工具箱
コードリール	トイレットペーパー	備蓄用水	担架
発動発電機	アルコール	哺乳瓶	ロープ
拡声器	ウェットタオル	パーテーション	体温計
ホワイトボード	おむつ	毛布	納体袋
ラジオ	生理用品	防犯ブザー	軍手

12-15 保守委託業者一覧表

(危機管理課)

無線通信関連 保守委託名	業者名	連絡先
湖西市防災行政無線通信施設保守管理	(株)ゼネラル 中部情報通信ネットワーク営業部	TEL:052-775-2361 FAX:052-776-9212

防災はっとメール J アラート連携保守	スパイラルローキャス（株）営業部	TEL:052-485-7870 FAX:050-3606-4443

1 2 - 1 6 物資集積場所一覧表

（危機管理課）

施設名	所在	備考
アメニティプラザ サブアリーナ	吉美3294-48	961㎡
（株）アイデックス 物流センター	新居町中之郷2850-1	倉庫E・倉庫F 各1,320㎡ （協定による）

1 2 - 1 7 市の備蓄用品一覧表

（危機管理課）

静岡県第4次地震被害想定に基づき改訂中

1 3 避難場所・避難所

1 3-1 湖西市災害時避難行動要支援者支援プラン

(地域福祉課)

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。防災対策の推進にあたっては総合的な取組が必要であり、中でも、高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な者の避難支援対策は重要である。

湖西市（以下「市」という。）は、風水害や地震等の災害時及び災害後に、他者の支援が必要となる者が、避難行動を迅速かつ的確に行うために、平常時からの情報把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制の確立を目的として、湖西市災害時避難行動要支援者支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）を作成する。

2 位置づけ

避難支援プランは、湖西市地域防災計画の下位計画として位置づける。また、湖西市地域防災計画中の、高齢者や障害者等のうち自ら避難することが困難な者に関する事項を具体化したものである。

3 構成

避難支援プランは、基本的な考え方を定めた「全体計画」と、一人ひとりの避難に関する詳細の計画「個別避難計画」で構成する。なお、「個別避難計画」については、「全体計画」では基本事項のみ定める。

第2章 避難行動要支援者名簿の作成・活用等

1 避難行動要支援者の定義及び範囲

高齢者や障害者等のうち、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者という。具体的には、次に規定する市内に居住する者のうち生活の基盤が自宅にある者とする。

	対象者である事由	データ所有課
ア	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者	介護保険担当課
イ	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者	障害福祉担当課

ウ	「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者で、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちAの判定を受けている者	障害福祉担当課
エ	湖西市緊急通報装置貸与事業運営要綱（昭和63年告示163号）に規定される緊急通報装置の貸与を受けている者及び湖西市高齢者等食事サービス事業実施要綱（平成13年告示121号）に規定される高齢者等食事サービス事業の利用を受けている者	高齢者福祉担当課
オ	前各号に準じる状態にあると担当地区民生委員及び要支援者対策班長が認めた者	
カ	次のいずれかに該当する者のうち、対象者となることを希望する者 （１）上記のアからエまでに準ずる状態にあると要支援者対策班長が認めた者 （２）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている者 （３）静岡県の難病医療費助成を受給している者 （４）人工呼吸器、在宅酸素供給装置、吸引器等を使用している者 （５）上記の（２）から（４）まで準ずる状態にあると要支援者対策班長が認めた者	障害福祉担当課 福祉総務担当課

2 避難行動要支援者の支援方針

災害が発生した初動段階や大規模な災害発生時には、市による避難支援が困難である。市民一人ひとりが普段から災害に備え適切な対応と行動をとる「自助」、地域による安否確認や避難支援等の「共助」、市による避難行動要支援者の情報整理及び情報提供並びに地域での関係づくりの支援等の「公助」により、自ら避難することが困難な者の円滑な避難支援及び安否確認を実施する。

3 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

避難行動要支援者名簿には次の情報を記載し、年３回程度更新する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 上記以外に避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

4 対象者情報の収集

市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の10第3項に基づき、データ所有課において把握している台帳等に登載されている情報のうち、上記3の各号に掲げる情報を要支援者名簿作成のために内部利用する。

また、法第49条の10第4項の規定に基づき、県健康福祉センターの所有する指定難病及び特定疾患医療受給者に係る情報その他の必要な情報を取得する。

5 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

市は、避難行動要支援者名簿を避難支援の実施及び必要な範囲で避難支援を目的として危機管理部局等内部で共有する。

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難行動要支援者名簿を避難援助及び安否確認を目的として消防機関、警察、民生委員、消防団、市社会福祉協議会、自主防災会、自治会その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に提供することができるものとする。

6 承諾者名簿の作成及び更新

市は、避難行動要支援者名簿の記載者のうち避難支援等関係者へのデータ提供を承諾した対象者名簿（以下「承諾者名簿」という。）を作成するために避難行動要支援者名簿記載者に対して、同意を諮るものとする。承諾者名簿は年1回程度更新するものとする。

承諾者名簿の情報は避難行動要支援者名簿と同様とするが、避難支援等関係者へのデータ提供は必要最低限のものとする。

7 承諾者名簿の利用及び活用

市は、避難支援等関係者に承諾者名簿を提供する。担当地域を有する避難支援等関係者には、各担当地域の承諾者名簿を提供する。

承諾者名簿の活用方法は、「2 避難行動要支援者の支援方針」に基づくものとし、具体的には次の例による。

- （1）承諾者名簿記載者の把握、意思疎通
- （2）承諾者名簿記載者の防災意識の向上、避難経路や避難場所の確認
- （3）承諾者名簿記載者の自助の確認
- （4）避難訓練の実施

第3章 個別避難計画の作成・活用等

1 個別避難計画作成の基本的な考え方

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿及び承諾者名簿の作成に併せて、個別避難計画の作成を進める。

個別避難計画の作成は、承諾者名簿記載者のうち作成に同意した者を対象とする。自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと市が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、令和3年5月の法改正後からおおむね5年程度で取り組むこととする。

個別避難計画の作成にあたっては、市が作成の主体となり、福祉部局と危機管理部局、自治会、自主防災会、民生委員、福祉専門職が連携して進めることとする。

2 個別避難計画の作成

1. 個別避難計画に記載する主な内容

- (1) 避難行動要支援者情報
- (2) 緊急連絡先
- (3) 避難支援等実施者
- (4) 避難行動要支援者に係る留意事項
- (5) 避難場所・避難経路
- (6) 避難行動要支援者住宅の情報

2. 個別避難計画の作成手順

個別避難計画は、次の手順で作成する。なお、市が定めた様式以外に、地域や関係団体において作成した様式で、必要な情報が記載されている場合も、個別避難計画として取り扱う。

- (1) 避難支援等関係者は、「希望・現況調査兼同意確認書」（様式1）により、個別避難計画作成に関する避難行動要支援者の意向を確認する。
- (2) 避難支援等関係者は、個別避難計画の作成を希望した避難行動要支援者に、「個別避難計画の作成・更新・提供に関する同意確認書」（様式2）により、個別避難計画の作成及び更新と、市及び避難支援等関係者への提供に関する同意を得る。
- (3) 避難支援等関係者は、市が提供した承諾者名簿の情報に基づき、避難行動要支援者本人や家族、避難支援等実施者の候補者、福祉専門職等を含めた話し合いを実施するなどして情報を取得し、「避難行動要支援者のための個別避難計画」（様式3）に記入する。
- (4) 避難行動要支援者は、作成された個別避難計画の内容に誤りや記入漏れがないこと確認し、「避難行動要支援者のための個別避難計画」（様式3）の署名欄に署名する。
- (5) 「希望・現況調査兼同意確認書」（様式1）、「個別避難計画の作成・更新・提供に関する同意確認書」（様式2）及び「避難行動要支援者のための個別避難計画」（様式3）の原本は市が保管し、写しを避難行動要支援者本人や家族、避難支援等関係者及び避難支援等実施者が避難支援等に必要な範囲で保管する。

3. 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新することは、避難の実効性を高めるものであり、重要である。

また、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、適時適切に更新することとする。

市は、避難支援等関係者に対し、平常時の訪問や見守り活動、防災訓練などを通じて更新の必要性を確認し、個別避難計画を適切に更新するように働きかける。

避難支援等関係者は、避難行動要支援者本人やその家族から申し出があった場合や、避難行動要支援者の状態及び避難誘導等の変更があった場合等には、個別避難計画を更新することとする。

第4章 個人情報の取扱い

1 避難支援等関係者による個人情報の取扱い

市は、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿または承諾者名簿を提供する際には、法第49条の13により守秘義務が課せられていることを説明する。また、平常時から避難行動要支援者名簿を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の破棄又は返却を求めるものとする。

避難支援等関係者は、受け取った避難行動要支援者名簿又は承諾者名簿を必要以上に複製せず、廃棄する際にはシュレッダー処理するなど、避難行動要支援者の個人情報を適切に管理する。

第5章 災害時の避難支援

1 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難を促すよう努める。また、避難に関する情報が避難支援等関係者や避難行動要支援者に確実に伝わるよう、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

避難支援等関係者は、高齢者等避難、避難指示の情報を把握した場合、可能な範囲で、避難行動要支援者への情報の提供、避難行動支援及び安否確認等を実施する。

2 避難支援等関係者及び避難支援等実施者の安全確保

災害時には、避難支援等関係者や避難支援等実施者本人及びその家族等の生命や身体の安全を守ることが大前提である。

市は、避難支援等関係者や避難支援等実施者に対し、避難行動要支援者への支援は、避難支援等関係者や避難支援等実施者本人及びその家族等の安全を確保したうえで行

われるものであること及び避難支援等に関し法的な責任や義務を負うものではないことを周知する。また、津波到達時間に応じて活動時間を判断するなど、地域で避難支援等関係者や避難支援等実施者の安全確保の措置を決めておくことが重要である旨を周知する。

市は、避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者へのデータ提供の承諾及び個別避難計画の作成により災害時の支援が保証されるものではないこと及び避難支援等関係者や避難支援等実施者が法的な責任や義務を負うものではないことを周知する。

3 災害に対する備えの啓発

市は、「災害時要配慮者支援の手引き（令和３年３月静岡県健康福祉部作成）」を活用し、災害対応の留意点について避難行動要支援者、避難支援等関係者及び避難支援等実施者に周知するよう努める。

1 3-2 市長以外の指示権者

(危機管理課)

指示権者	根拠法
警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
都道府県知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条
都道府県知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条
災害派遣時等の部隊等の自衛官	自衛隊法第94条

1 3-3 津波避難対象地区（自主防災会）

(危機管理課)

(令和6年1月現在)

対象地区（自主防災会）
白須賀第1、白須賀第2、白須賀第5、郷南、栄町、向島、新弁天、泉町、中町、西町、中田町、上田町、高見、内山、船町、俵町、源太山、柏原、ベイリーフ、港町、ひばりヶ丘、新居弁天、住吉西、住吉東、日ヶ崎、若磯、杣川、高師山、松山、大倉戸

※静岡県第4次地震被害想定による。

1 3-4 避難対象地区一覧表

(危機管理課)

静岡県第4次地震被害想定に基づき改訂中

1 3-5 要避難地区一覧表

(危機管理課)

静岡県第4次地震被害想定に基づき改訂中

1 3-6 指定避難所一覧表

(教育総務課/危機管理課/スポーツ・生涯学習課)

	指定避難所	所在地	電話番号	対象地区	運動場面積※1	建物延面積	室数	収容人員 ※2
1	湖西高等学校	鷺津 1510-2	053-575-0511	表鷺津	m ² 39,825 (13,275)	m ² 校舎鉄筋7,605 体育館鉄筋2,515	46	人 1,267 419
2	鷺津小学校	鷺津 670	053-576-0049	古見, 川尻	9,663 (3,221)	校舎鉄筋 7,411 体育館鉄骨1,199	49	1,235 199
3	鷺津中学校	鷺津 629	053-576-0032	鷺津, 河美	8,780 (2,926)	校舎鉄筋6,736 体育館鉄骨1,822 武道場鉄骨628	39	1,122 303 104
4	白須賀小学校	白須賀5030	053-579-0330	白須賀第1, 第2	8,571 (2,857)	校舎鉄筋3,849 体育館鉄骨1,204	20	641 200
5	白須賀中学校	白須賀986	053-579-0016	白須賀第3 ～第6 笠子地区除く	18,738 (6,246)	校舎鉄筋2,893 体育館鉄筋893	16	482 148
6	東小学校	新所 680	053-578-1094	新所	17,785 (5,928)	校舎鉄筋3,299 体育館鉄骨903	23	549 150
7	岡崎小学校	岡崎 634-2	053-577-0003	新所原, 梅田	18,178 (6,059)	校舎鉄筋6447 体育館鉄筋1,045	43	1,074 174
8	岡崎中学校	岡崎 587-2	053-577-2828	大森, 岡崎, 上 ノ原, 南上 の原 第1～第3	23,968 (7,989)	校舎鉄筋 6,445 体育館鉄骨1,334 武道場鉄骨703	33	1,074 222 117
9	湖西中学校	太田 135	053-578-0033	入出, 神座, 太 田, 青平	13,733 (4,577)	校舎鉄筋6,025 体育館鉄骨1,768 武道場鉄骨631	34	1,004 294 105
10	知波田小学校	大知波1144	053-578-0034	大知波, 利木, 横山	6,440 (2,146)	校舎鉄筋2,642 体育館鉄筋821	19	440 136
11	アメニティ プラザ	吉美 3294-48	053-573-0777	市場, 山口, 坊 瀬, 白須賀笠子 地区	敷地面積 29,525	鉄骨コンクリート 10,250 体育館鉄骨 3,112		518
12	新居幼稚園	新居町 新居1730	053-594-0249	新居中央(上田 町・高見・西 町)	1,860 (620)	園舎鉄筋 2,544 遊戯室鉄筋 532	10	424 救護所
13	新居小学校	新居町 新居1770	053-594-0058	柏原, ベイリー フ, 新居南, 住 吉, 源太山	11,053 (3,684)	校舎鉄筋 6,733 体育館鉄筋2,189	46	1,122 364
14	新居中学校	新居町 中之郷 1181	053-594-0004	新居中央(栄 町・向島・新弁 天・泉町・船 町・俵町・中 町・中田町), 内山, 郷南郷 北, 三ツ谷, あ けぼの	12,920 (4,306)	校舎鉄筋9,718 体育館鉄筋1,802 武道場鉄筋1,551	42	1,619 300 258
15	浜名特別支援 学校	新居町 浜名 1855-71	053-594-5658	橋本, 西浜名	20,486 (6,828)	校舎鉄筋4,373 体育館鉄筋622	41	728 103

※1 欄下段()内は収容人員(面積÷3m²)、

※2 収容人員・・・建物延面積÷6m²

1 3-7 津波避難場所等一覧表

(危機管理課)

No.	施設名.	所在地	建物の階数
1	中之郷浄水場前（道路）	静岡県湖西市新居町中之郷916-3	—
2	湖西市立新居中学校	静岡県湖西市新居町中之郷1181	—
3	新福寺	静岡県湖西市新居町新居1341	—
4	泉町公民館	静岡県湖西市新居町新居1314	—
5	中町遊園地	静岡県湖西市新居町新居1392	—
6	浜名湖ユースホステル跡地	静岡県湖西市新居町内山223-2	—
7	鷺栖院	静岡県湖西市新居町新居1739	—
8	湖西市立新居小学校	静岡県湖西市新居町新居1770	—
9	源太ノ山	静岡県湖西市新居町新居1787-1	—
10	若宮八幡宮	静岡県湖西市新居町内山417	—
11	愛宕山	静岡県湖西市新居町浜名101-3	—
12	北山法面	静岡県湖西市新居町内山1035-1	—
13	天神社	静岡県湖西市新居町浜名1301	—
14	内山公民館	静岡県湖西市新居町内山414-2	—
15	静岡県立浜名特別支援学校	静岡県湖西市新居町浜名1855-71	—
16	東新寺	静岡県湖西市新居町浜名2660	—
17	恵比寿神社北（道路）	静岡県湖西市新居町浜名2642	—
18	有限会社丸伸製作所西（道路）	静岡県湖西市白須賀5885-12	—
19	浜名湖カントリークラブ取付道路	静岡県湖西市白須賀5739	—
20	清正公大神社	静岡県湖西市白須賀5661	—
21	神明神社内宮	静岡県湖西市白須賀5451	—
22	分教場跡地	静岡県湖西市白須賀5432-9	—
23	蔵法寺	静岡県湖西市白須賀5350-1	—
24	旧東海道	静岡県湖西市白須賀801-3	—
25	道の駅	静岡県湖西市白須賀1896-2	—
26	白須賀第5北側斜面	静岡県湖西市白須賀2156-1	—
27	静岡県立新居高等学校	静岡県湖西市新居町内山2036	4
28	イオ インダストリー株式会社	静岡県湖西市新居町新居3380-500	3
29	COSTA浜名湖	静岡県湖西市新居町新居3393-11	9
30	特別養護老人ホーム燦光	静岡県湖西市新居町新居1800-1	2
31	ビューテック株式会社新居工場	静岡県湖西市新居町新居3380-65	2
32	ビレッジハウス新居 1	静岡県湖西市新居町新居2660-2	5
33	ビレッジハウス新居 2	静岡県湖西市新居町新居2660-2	5
34	市営松山住宅 A	静岡県湖西市新居町浜名1675	4
35	市営松山住宅 B	静岡県湖西市新居町浜名1675	4
36	市営松山住宅 C	静岡県湖西市新居町浜名1675	4
37	新居地域センター	静岡県湖西市新居町浜名519-1	4
38	紀和産業工場事務室屋上	静岡県湖西市新居町新居2025-1	3
39	新居弁天わんぱくランド津波避難タワー	静岡県湖西市新居町新居3288-201	—
40	高師山地区津波避難タワー	静岡県湖西市新居町浜名3342-1	—
41	日ヶ崎地区津波避難タワー	静岡県湖西市新居町浜名2547	—
42	住吉地区命山	静岡県湖西市新居町新居2105-1	—
43	上田町地区命山	静岡県湖西市新居町592-1	—
44	新居駅西自転車駐車場	静岡県湖西市新居町新居3423-18	2
45	MYUⅢ（共同住宅）	静岡県湖西市新居町新居3360-8	5
46	ロイヤルサンハイツ	静岡県湖西市新居町新居583-2	4
47	ブライトタウン新居（共同住宅）	静岡県湖西市新居町新居248-2	10
48	丸中マンション新居（共同住宅）	静岡県湖西市新居町新居3279-38	3
49	ハイツ栄光Ⅱ（南）	静岡県湖西市新居町新居511	4
50	ハイツ栄光Ⅲ（北）	静岡県湖西市新居町新居511	3
51	新居町商工会	静岡県湖西市新居町新居3380-8	2

1 3-8 協定福祉避難所一覧表

(地域福祉課)
(令和8年2月現在)

施設名	所在地	電話番号
社会福祉法人新和会 特別養護老人ホーム燦光	新居町新居1800-1	053-594-5655
障害者支援施設 浜名学園	新居町浜名1855-3	053-594-1235
社会福祉法人南浜名湖会 特別養護老人ホーム 光湖苑	新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-4511
医療法人宝美会 介護老人保健施設 まんさくの里	岡崎1353-1	053-572-3911
社会福祉法人慈悲庵 特別養護老人ホーム 湖西白萩	太田450-1	053-573-2000
社会福祉法人寿宝会 特別養護老人ホーム 恵翔苑	新居町中之郷3636-21	053-595-1111

1 3-9 自治会（自主防災会）一覧表

(市民課/危機管理課)

自治会名	町内名
表鷺津	南1丁目 南2丁目 仲秋 北町 汐路町 鵜殿 富士見町 御幸町 湖陽町 南3丁目 新明町 風の杜
鷺津	旭町 分川 東町1丁目 東町2丁目 東町3丁目 八幡町 駅前 田町 栄町1丁目 栄町2丁目 栄町3丁目 栄町4丁目
河美	本一東 本一西 本二 本三 河原南1丁目 河原南2丁目 河原中 河原東 河原西 みのわ
古見	古見下町1 古見下町2 古見上町 遠曲谷 郷土
川尻	1町内 2町内 3町内 4町内 5町内
市場	市場東 市場西 一の宮
山口	山口
坊瀬	坊瀬東町 坊瀬西町
白須賀第1	新町南 新町北
白須賀第2	元町東 宮本 元町中 坂下 汐見坂
白須賀第3	東町東(東丁) 東町中(中丁) 東町西(西丁) 浦町(裏町) 橋町 若葉台 東笠子
白須賀第4	東伝馬 中伝馬 西伝馬 高見 西町 船ヶ谷 笠子 笠子北
白須賀第5	東長谷 長谷向側 長谷北町(北丁) 長谷西町(西丁) 西長谷
白須賀第6	境宿東 境宿西 堤下 境川
新所	女河 中岡 入江 神明 正砂町 日ノ岡(日之岡) 月見ヶ丘団地 池 あかつき
大森	1町内 2町内
岡崎	新古 岡崎

自治会名	町内名
上ノ原	1町内 2町内 3町内 4町内
南上の原第1	南上の原東1 南上の原東2 南上の原東3 南上の原東4 南上の原東5 南上の原南1 南上の原南2
南上の原第2	南上の原中1 南上の原中2 南上の原中3 南上の原中4 南上の原中5 南上の原北
南上の原第3	南上の原西1 南上の原西2 南上の原西3 南上の原西4 南上の原西5 南上の原西6 南上の原西7
新所原	新所原1丁目 新所原2丁目 新所原3丁目 新所原4丁目 県営新所原団地
梅田	梅田1町内 梅田2町内 梅田3町内 梅田4町内 梅田5町内
入出	1町内 2町内 3町内 4町内 5町内 6町内 7町内 8町内 9町内 10町内 11町内 12町内
神座	神座東 神座西
太田	太田東 太田西 中尾平
青平	青平 山脇 花の山 松見
大知波	大原町 上向 上小路 中村 前川岸 山崎 北向 宮町 南山 南山東
利木	利木西 利木東
横山	横山

※湖西地区の自主防災会単位は自治会単位と同一

自治会名	町内名
新居中央	栄町 向島 新弁天 泉町 船町 俵町 中町 中田町 上田町 高見 西町 源太山
内山	内山
柏原	柏原
ベイリーフ	ベイリーフ
新居南	港町 ひばりヶ丘 新居弁天
住吉	住吉西 住吉東
橋本	日ヶ崎 若磯 杣川 高師山
西浜名	松山 大倉戸
郷南郷北	郷南 郷北
三ツ谷	1町内 2町内 3町内 4町内
あけぼの	1町内 2町内

※新居地区の自主防災会単位は町内会単位と同一

1 3 - 1 0 活動拠点一覧表

(危機管理課)

No.	名称	内容等	部隊活動拠点			ヘリポート
			警察	消防	自衛隊	
1	消防防災センター (令和8年4月～)	本部				
2	健康福祉センター	救護本部、宿泊場所等(3階、応援職員等)				
3	湖西中学校	情報拠点、避難所				
4	知波田小学校	情報拠点、避難所				
5	岡崎中学校	情報拠点、避難所				
6	岡崎小学校	情報拠点、避難所				
7	白須賀中学校	情報拠点、避難所				
8	白須賀小学校	情報拠点、避難所				
9	東小学校	情報拠点、避難所				
10	鷺津中学校	情報拠点、避難所				
11	鷺津小学校	情報拠点、避難所				
12	(県)湖西高校	情報拠点、避難所				
13	新居幼稚園	情報拠点、避難所、救護所 (遊戯室)				
14	新居小学校	情報拠点、避難所				
15	新居中学校	情報拠点、避難所				
16	(県)浜名特別支援学校 (浜名学園)	情報拠点、避難所				
17	(県)新居高校	津波一時避難施設				
18	市立湖西病院	救護所(病院前)、救護病院				
19	浜名病院	救護所(病院前)、救護病院				
20	勤労者体育センター	遺体安置所				
21	西部地域センター	情報拠点、災害ボランティアセンター				
22	老人福祉センター	災害ボランティアセンターサテライト				
23	南上ノ原公園	災害ボランティア宿营地				
24	アメニティプラザ	情報拠点、避難所(メインアリーナ)、物資拠点(サブアリーナ)、警察活動拠点(プールサイド)	○			
25	環境センター	情報拠点、警察活動拠点(2F会議室)	○			
26	湖西運動公園	情報拠点、緊消隊集結場所(駐車場)、自衛隊活動拠点(運動場・多目的広場等)、ヘリポート(陸上競技場)		○	○	○
27	みなと運動公園	ヘリポート				○
28	浜名湖ボートレース場	ヘリポート(駐車場)				○
29	(株)アイデックス物流センター	物資拠点				
30	湖西浄化センター	情報拠点、防災用地(敷地) ※				
31	新居浄化センター	防災用地(敷地)※				

No.	名称	内容等	部隊活動拠点			ヘリポート
			警察	消防	自衛隊	
32	衛生プラント	情報拠点				
33	中央図書館	宿泊場所等（応援職員等）				

※ ただし、下水施設が建設されるまでの間に限る。

※ 災害拠点病院は市内の指定なし

1 3-1 1 地区防災計画策定地区一覧

（危機管理課）

No.	地区名	計画名	計画の概要
1	住吉西	住吉西地区防災計画 （令和7年1月策定）	1. 計画の対象地区の範囲・計画の策定主体 2. 基本的な考え方 3. 地区の特性 4. 防災活動の内容 5. 実践と検証
2	住吉東	住吉東地区防災計画 （令和8年2月策定）	1. 計画の対象地区の範囲・計画の策定主体 2. 基本的な考え方 3. 地区の特性
3	白須賀第2	白須賀第2地区防災計画 （令和8年2月策定）	4. 防災活動の内容 5. 実践と検証 6. 意見交換会の概要

1 3-1 2 津波・土砂災害・洪水・高潮により被害の恐れのある災害時要配慮者利用施設一覧

（危機管理課）

（令和8年2月現在）

No.	施設名	所在地	土砂災害	津波	洪水	高潮
1	東小学校	新所680	○			
2	新居小学校	新居町新居1770	○			
3	県立浜名特別支援学校	新居町浜名1855-71	○			
4	微笑こども園	梅田128-3	○			
5	グループホーム サンシティあらい	新居町新居117-3		○		○
6	サンシティあらい	新居町新居117-3		○		○
7	デイサービス サンシティあらい	新居町新居117-3		○		○

8	デイサービス あおいくま	新居町新居896-69		○		○
9	燦光	新居町新居1800-1		○		○
10	あらいデイサービスセンター	新居町新居1800-1		○		○
11	特別養護老人ホーム 燦光	新居町新居1800-1		○		○
12	放課後等デイサービスさんしょうか	新居町新居2250-4		○		○
13	ソーシャルインクルーホーム湖西新居町	新居町新居2873-1		○		○
14	駅前デイサービス健康広場	新居町新居3379-11		○		○
15	放課後等デイサービスりんきょうか	新居町新居3393-11 コスタ浜名湖102		○		
16	メディケアレジデンス湖西	新居町新居3394-4		○		
17	ねお放課後デイサービス 新居	新居町新居3395-10 ロイヤルビレッジ1F1・2F2		○		
18	静岡県立新居高等学校	新居町内山2036		○		○
19	湖西市子育て支援センター	新居町浜名485		○		○
20	湖西市社協介護センターあらい	新居町浜名575		○		
21	湖西市老人福祉センター	新居町浜名643-1		○		
22	日ノ岡デイサービス	岡崎2254-2			○	○
23	日ノ岡グループホーム	岡崎2254-2			○	○
24	あおいそらデイサービス	古見1034-7 サンライズヤマヤ103			○	○
25	デイサービスすず	古見996-1			○	
26	放課後等デイサービス きあおら	吉美3270-5 2階			○	○
27	きりつ保育園	古見1155-6			○	○
28	ヒーローズこさい保育園	吉美3279-1			○	○
29	しらゆりこども園	入出377				○
30	愛の家グループホーム湖西	鷺津2522-33				○
31	RYリハビリセンター	鷺津5273				○
32	ケアハウス燦光	新所838				○
33	Advance湖西(ごんまるのはぐくみ)	鷺津5350				○
34	ハートピア・ワーク湖西	鷺津5311				○
35	みらい	鷺津2847				○
36	希望の杜保育園	鷺津2494-1				○
37	高齢者自立支援センターねこのて	新居町中之郷92-7				○
38	でいの楽園	鷺津3085				○
39	でいの楽園～笑～	鷺津3085				○

1 4 医療

1 4-1 湖西市医療救護計画

(健康増進課)

湖西市医療救護計画

1. 計画の目的

- (1) 湖西市地域防災計画における防災応急対策を具体的に推進し、予想される大規模災害から地域住民の生命・健康を守るため、医療救護体制を確立する。
- (2) 風水害等の一般災害を含め、他の災害についても必要に応じて本計画に定める体制に準じて対応する。

2. 基本的な考え方

- (1) 市は、地域住民の生命・健康を守るため、湖西市医療救護計画（以下「計画」という。）を策定し、大規模災害時には地域住民の協力得ながら、医療救護活動を円滑に実施する体制を確立する。なお、この計画は、静岡県医療救護計画との整合性を図るものとする。
- (2) 県、浜名医師会のうち湖西市内で開業する会員（以下「湖西市医会」という。）、浜名歯科医師会、浜松市薬剤師会（湖西地区）（以下、「湖西市医会等三師会」という。）及び湖西市の各自主防災会等は、災害時における各自の役割をあらかじめ把握し、発災時には相互に連携して、迅速かつ円滑な医療救護活動を実施する。
- (3) 地域住民は、「自分の命は自分で守る・自らの地域は皆で守る」、を基本として、家庭救護及び自主防災会による相互扶助体制を確立する。
- (4) 市は、湖西市医会等三師会の他、県助産師会、災害医療救護活動従事看護師等の医療関係団体および災害救護病院と密接に連携し、医療救護活動を実施する。
- (5) 計画は、現在懸念されている大規模災害で死傷者が多数発生する静岡県第4次地震被害想定（以下「被害想定」という。）に基づき、最悪のケースを想定し、算定された死傷者数を勘案して策定する。
- (6) 医療救護の対象者は、以下のとおりとする。ただし、軽易な傷病として家庭救護で対応できる程度の者を除く。なお、医療機関自らの被災により転院を必要とする患者の取り扱いについては、医療機関が当該医療機関の地震防災規程等により定めるものとする。
 - ① 主な対象は災害による負傷者
 - ② 人工透析患者、人工呼吸器装着者等の難病患者及び妊産婦、新生児又は直接災害に起因しない救急患者等
 - ③ 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定や精神疾患等の症状が認められる者
- (7) 医療救護の対象者を以下のとおり区分する。
 - ① 重症患者：生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者
 - ② 中等症患者：多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが入院治療を必要とする者

③ 軽症患者：上記以外の者で処置や治療を必要とする者

(8) 医療救護施設は、湖西市災害対策本部長（以下「本部長」という）が指定する救護所および救護病院とし、各施設が機能を分担し、医療救護活動の機能を十分発揮できるよう努める。

医療救護施設における医療救護活動は、原則として各医療救護施設の管理者の指示により実施し、特別な指示が必要な場合や特定の医療救護活動については、本部長の指示により実施するものとする。

(9) 救護班による医療および助産に要する費用、ならびに救護にかかる薬剤費、治療材料費、破損した器具の修繕費等については、職種ごとに定められた額を、災害対策基本法または災害救助法の規定に基づき取扱うものとする。

(10) 救護班が医療救護活動中に負傷、疾病、または死亡した場合の補償については、災害対策基本法または災害救助法の規定が適用される場合は同法の規定、または現行の保険制度に基づき対応するものとする。

(11) 市は、計画に基づく医療救護体制に沿った防災訓練を、医療関係団体及び医療機関等と定期的に実施することにより、実践的能力を高め、災害時における迅速かつ円滑な医療救護活動の実現を図るものとする。

(12) 市で対応できない広域的医療救護活動が必要な場合は、近隣市町、県及び国の応援を得るものとする。

(13) この計画は災害時の医療救護体制の基本とするが、国・県・関係機関の組織等の変更もあることから、より望ましい医療救護活動を実現するため、その時々に応じた変更を随時加えるものとする。

3. 市民の役割

(1) 災害に備え、安全対策（家具の固定等）を日頃から行っておく。

(2) 災害時に常備薬を含む日常生活用品をすぐに持ち運びできるように準備しておく。

(3) 災害時における擦過傷、切り傷等の軽傷者は、自身で処置できるようにする。

(4) 災害時における重症患者・中等症患者・軽症患者は、救護所へ搬送する。

(5) 家庭救護及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。

4. 自主防災会の役割

自主防災会は、負傷者の応急手当および地域で対応困難な負傷者を搬送する。

(1) 軽症患者の応急処置を行い、自宅又は避難所へ誘導する。

(2) 重症患者・中等症患者は応急処置を行ったあと、開設している最寄りの救護所へ搬送する。

(3) 病院での処置および搬送が必要な傷病者は、救護所を経由して救護病院へ搬送する。

5. 医療救護本部及び救護班、救護班分室の役割

市は、災害時における医療救護活動を統括する組織として、湖西市医療救護本部を救護対策部長の指示により設置し、救護班及び救護班分室を編成する。医療救護本部の拠点は、救護所開設期間中は市立湖西病院内に置き、救護所閉所後は湖西市健康福祉センター内に移すものとする。医療救護本部長は健康増進課長が担い、医療救護活動の指揮・監督を行う。また、救護班の要員には、湖西市医会等三師会、災害医療救護活動従事看護師等から医師、歯科医師、薬剤師、看護師、助産師を充てるほか、必要に応じて医療救護本部長が指名する者を任命し、救護班を運営する。

医療救護本部は、湖西市災害対策本部（以下「災害対策本部」という）と連携し、医療救護活動を実施するものとする。

（１）担当業務

① 医療救護本部の活動

ア) 急性期（発災から救護所閉所まで）における対応

湖西市健康福祉センター内に救護班分室を設置する。

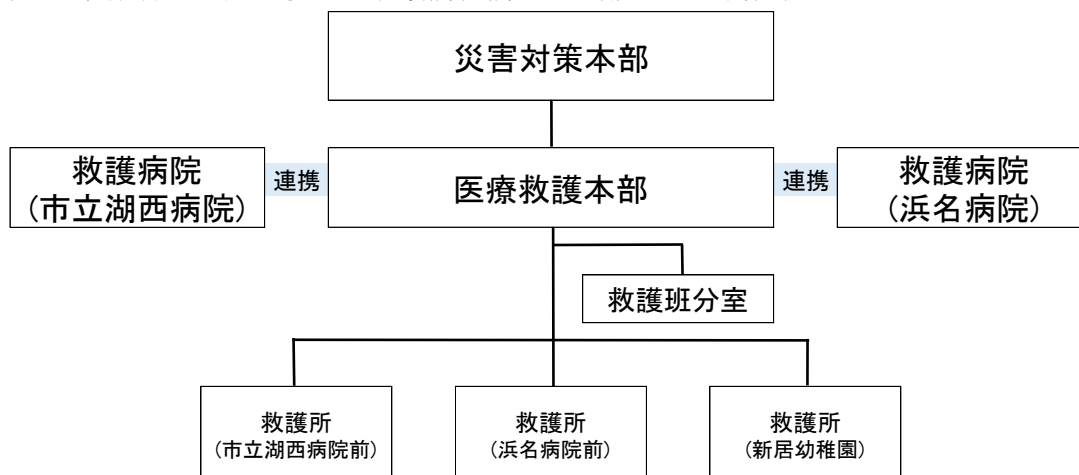
イ) 医療救護活動従事者及び必要な医療救護資材等を確保する。

ウ) 医療救護活動の指示を行い、状況を把握し、活動記録をとりまとめる。また、その他必要な措置を講ずる。

エ) 情報の収集、調整、応援や物資の要請及び受入、搬送調整等を行い、救護班を指揮監督する。

② 医療救護本部の組織体制

（急性期体制図 発災後から救護所閉所まで（概ね１週間））



③ 救護所の活動

ア) 各救護所での医療救護活動を実施する。

イ) 応援や物資の要請及び受入、記録の作成、報告業務を行なう。

④ 救護班分室の活動

ア) 健康支援に向けた受援調整、準備を行う。

イ) 湖西市健康福祉センターにおいて情報収集・情報提供を行う。

6. 医療救護施設

市は、被害状況により、医療救護施設として救護所・救護病院を設置する。

(1) 救護所

救護所は、医療救護対象者の重傷度・緊急度の判定・選別（以下「トリアージ」という。）を行い、軽症者への処置及び必要に応じて重症者、中等症患者に対する応急処置を行う。救護所開設後は、従事医師が管理者となり、医療救護活動を実施する。救護所の詳しい設置・運営内容については別に示す。

① 設置及び組織

ア) 被害状況や医療救護活動従事者の参集状況に応じ、事前に指定した次の施設の中から設置可能な救護所を開設する。ただし、想定を超える被害が生じた場合には、被災状況を踏まえ、他の適切な施設に救護所を開設することができるものとする。

- ・市立湖西病院前救護所
- ・浜名病院前救護所
- ・新居幼稚園救護所

イ) 救護班は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師及び事務補助者の配置について、湖西市医会等と協議する。

② 担当業務

ア) トリアージ

イ) 軽症者の処置及び必要に応じ、中等症者及び重症者の応急処置

ウ) 軽症者への処方・調剤

エ) 救護病院への患者搬送

オ) 医療救護活動の記録

カ) 遺体安置所への搬送手配の要請

キ) 医療材料、医薬品等の管理及び調達

ク) その他必要な事項

③ 運営

ア) 救護班は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表時や、地震が発生した場合には、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう、設備の点検及び設置作業を迅速に行う。

イ) 救護班員（市の職員）は、発災後、湖西市健康福祉センターに参集し、本部長の要請を受けた救護対策部長の指示のもと、直ちに救護所を開設し、医療救護活動を開始する。

ウ) 救護班員は、トランシーバー及び拡声器を携帯する。

エ) 救護所担当の救護班員は、医療救護活動に従事し、救護所ごとに被災の状況を医療救護本部へ報告するとともに、救護所における救護活動を行う。

オ) 湖西市医会等三師会の長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合又は発災後、本部長の要請により救護班と連携し、各会員と連絡（救護所開設等の指示）を取る。

- カ) 湖西市医会等三師会の会員、静岡県助産師会員、災害医療救護活動従事看護師等への出動要請は、安否参集システムを活用し、安否・参集の可否を確認する。参集可能と回答した者については、市立湖西病院へ参集し、医療救護活動を実施する。
- キ) 救護所における医療救護活動は、交替制により運営する。また、夜間は活動を縮小し、状況に応じて一時閉鎖する。
- ク) 救護所の管理者（医師）は、被災により救護所の機能に支障を生じたと認める場合には、医療救護本部に必要な措置を要請する。
- ケ) 医療救護本部長は、事前に参集可能な救護班員の確保に努め、地震発生後の医療救護体制の整備を行うものとする。
- コ) 救護所での医師の診断を必要としない軽症者には、家族救護又は自主防災会による自主的な医療救護活動によって対応するものとする。
- サ) 医療救護活動の終了は、災害対策本部長の指示によるものとする。

④ 施設設備

- ア) 救護所は、安全確保がされ活動に適した広場にテント等を設置するものとする。
- イ) 医療資材、発電機、暖房器具、簡易トイレ及びオムツ等、その他必要な設備等は各救護所倉庫等に備蓄するものとする。

(2) 救護病院

救護病院は、重症者及び中等症者を受け入れ、処置・治療及び収容を行うとともに、日常的に医療を必要とする患者の診療も併せて実施するものとする。また、傷病者の搬送体制を整備するとともに、搬送調整に対応する。

① 設置及び組織

- ア) 救護病院は、市立湖西病院及び浜名病院とする。
- イ) 組織は、同病院の組織をもって充てる。

② 担当業務

- ア) 医療救護対象者のトリアージ
- イ) 重症者・中等症者の受け入れ及び処置・治療
- ウ) 災害拠点病院への搬送及び航空搬送拠点等への搬送手配
- エ) 医療救護活動の記録及び医療救護本部への収容状況報告
- オ) 死亡確認
- カ) 助産
- キ) その他必要な事項

③ 運営

- ア) 救護病院の管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合又は地震が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう、あらかじめ医療従事者の参集方法、役割、ローテーション及び施設設備の利用方法等、医療救護活動に関する計画を作成する。

- イ) 救護病院の管理者は、発災後、直ちに院内の状況及び医療救護活動の状況を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）へ入力し、災害対策本部、医療救護本部に報告し、被災により病院の機能に支障が生じたと認める場合には、必要な措置を要請する。
- ウ) 救護病院は24時間診療体制とする。ただし、状況に応じて受け入れを一時停止する場合がある。また、収容可能な患者数について平常時から掌握しておくものとする。
- エ) 救護病院は、受け入れ体制が整い次第医療救護本部に報告し、患者の受け入れ及び処置・治療を開始する。
- オ) 救護病院において処置・治療及び収容が困難な状況が生じた場合には、災害拠点病院への搬送を含めて、適切な対応に努める。県の応援が必要な場合は医療救護本部を通じ要請する。

④ 施設設備

- ア) 救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。
- イ) 救護病院の管理者は、施設設備の耐震化を図り、ライフラインの確保に努める。
- ウ) 本部長は、当該病院の管理者と協議し、医薬品、食糧、給水等について、あらかじめ備蓄するものとする。

7. 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

本部長は、医療救護施設として指定しない医療機関についても、状況に応じ医療救護活動に参加できるよう、あらかじめ湖西市医会・救護病院・診療所の管理者等と十分に連携を図る。

8. 救護体制の状況報告

災害対策本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合又は地震が発生した場合、救護所の開設状況をFUJISANに登録する。

9. 搬送体制

市は、地域の実情に合わせて搬送区分に応じた搬送体制を整備するとともに、必要な車両、搬送要員、器材及びヘリポート等の確保に努め、弾力的に対応する。なお、発災時には直ちに安全管理体制を整えた使用可能なヘリポートについて県西部方面本部を経由して県に報告する。

（1）搬送区分による搬送方法

次の方法を考慮する。

① 被災現場から救護所及び救護所から救護病院への搬送の場合

負傷者の被災場所から救護所及び救護所から救護病院への搬送は、自主防災会

又は住民が行なう。

② 救護病院から災害拠点病院への搬送の場合

重症患者及び中等症患者を他市の災害拠点病院へ搬送する場合は、消防機関等の救急車を要請する。陸路で搬送出来ない場合、ヘリポートまで搬送し、ヘリコプターで目的地へ搬送する。

③ 遺体安置所への搬送の場合

湖西市遺体処理計画による。

(2) 被害状況に応じた搬送方法

次の方法を考慮する。

① 人力による方法（リヤカー・担架搬送等）

② 車両による方法（救急車・自主防災会車両・公用車・自衛隊車両等）

③ 船舶による方法（漁船・マリーナ等保有船舶）

④ ヘリコプターによる方法（湖西運動公園ヘリポート→広域搬送拠点又は災害拠点病院）

10. 準備体制

災害対策本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された段階で、次の準備体制に入る。

(1) 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。

(2) 医療救護施設の準備・資機材を配置又は点検するとともに、必要に応じて救護所を設置する。

(3) 要救護者の搬送準備を行う。（ヘリポートの準備を含む。）

(4) 住民等に対し、医療救護施設の周知を図る。

(5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表後も、緊急を要する患者に対応可能な医療機関を住民に周知する。

11. 広域医療、応援要請

医療救護本部は、独自で対応できないと判断した場合は、保健医療活動チーム派遣、傷病者の搬送、医薬品・医療材料等を県へ要請する。

(1) 広域的な応援要請

医療救護本部は、救護病院の管理者から応援要請があった場合などに、県西部方面本部へFUJISANシステム等を活用して要請する。また、要請内容については災害対策本部へ適宜報告する。

応援要員の派遣要請に必要な事項は次のとおりとする。

派遣要請に示す事項

① 被災者数

② 必要な職種、保健医療活動チーム数

③ 派遣場所

④ 被災状況

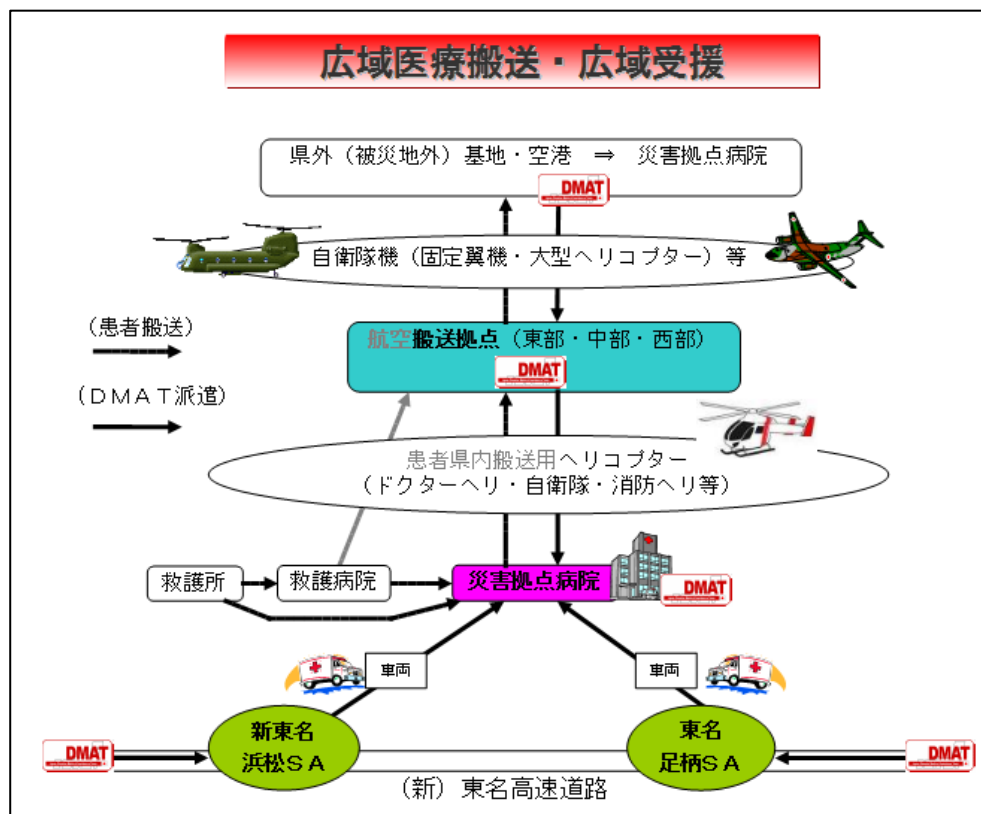
(2) 重症患者の搬送体制

救護病院では治療や収容が困難な重症患者について、災害拠点病院または被災地外の病院へ搬送する場合は、原則として県に搬送の要請を行う。

① 広域搬送の実施

- ア) 救護病院等は、県が定めた広域医療搬送のためのトリアージの基準に該当する者を選定する。
- イ) 救護病院は、医療救護本部へ広域医療搬送を要請し、医療救護本部はヘリポートの状況を確認したうえで、災害対策本部経由で県西部方面本部へ要請する。
- ウ) 医療救護本部は救護病院からヘリポートまでの救急車等の搬送用車両を確保する。

・ 広域医療搬送・広域受援概念図



出典：静岡県医療救護計画（静岡県健康福祉部、平成25年5月）

② 県へ要請を行わない搬送

- ア) 救護病院等は、県が定める広域医療搬送のためのトリアージの基準に該当する者を選定する。
- イ) 救護病院は、ドクターヘリ本部に直接搬送を要請し、医療救護本部はヘリポートの状況を確認して災害対策本部へ報告する。
- ウ) 医療救護本部は、救護病院からヘリポートまでの救急車等の搬送用車両を確保する。

(3) 医薬品等医薬資材の確保

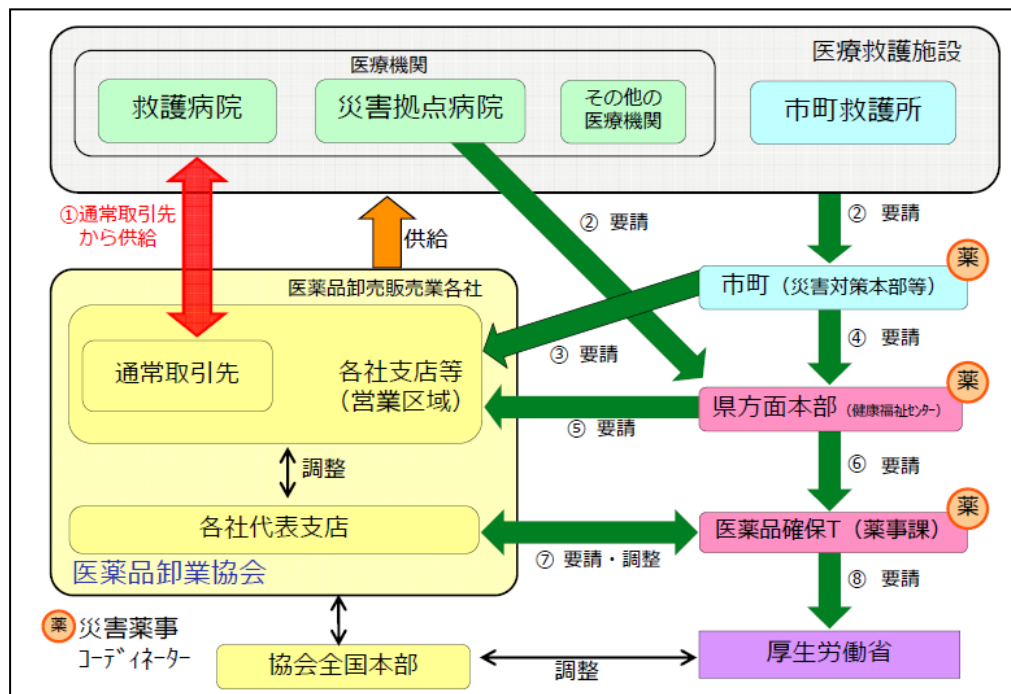
医療救護本部は、災害薬事コーディネーターを活用し、浜松市薬剤師会（湖西地区）との「災害時の医療救護活動にかかる協定書」に基づき、湖西市内の薬局に医薬品の確保の協力を得る。さらに調達が困難な場合は、県が指定する販売業者に調達・斡旋を図る（医療ガスを除く）、又は医療救護本部より県西部方面本部へ要請する。

医療ガスが不足した場合、救護病院の管理者は、通常取引先事業者に供給を要請する。これにより確保できない場合は、医療救護本部より県西部方面本部に供給を要請する。

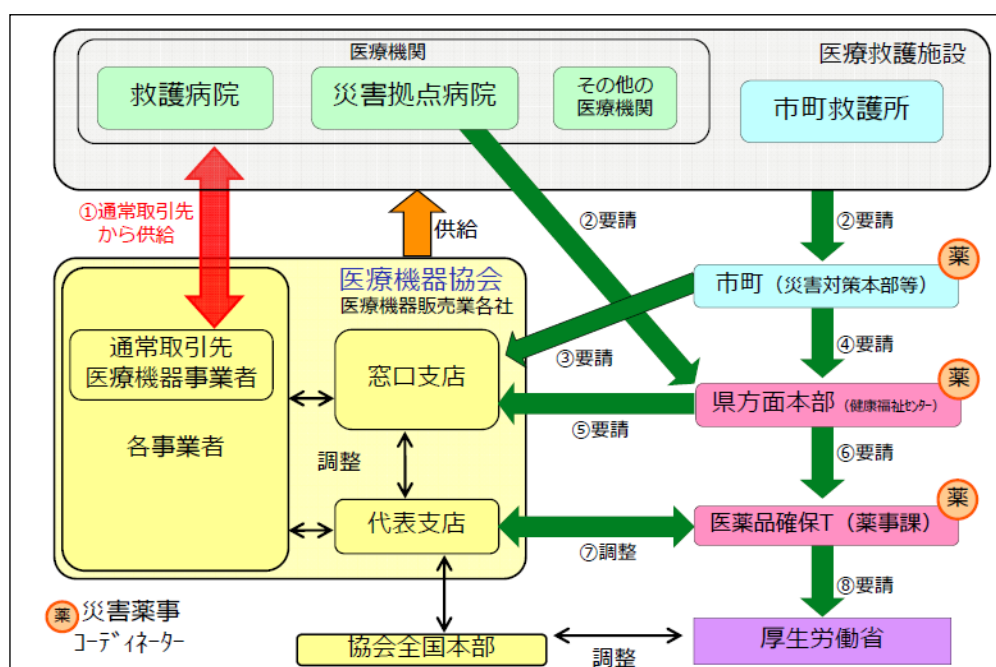
(4) 輸血用血液の確保

輸血用血液が不足した場合、救護病院の管理者は、管轄の血液センターに供給を要請する。これにより確保ができない場合は、医療救護本部より県西部方面本部に調達・斡旋を要請する。

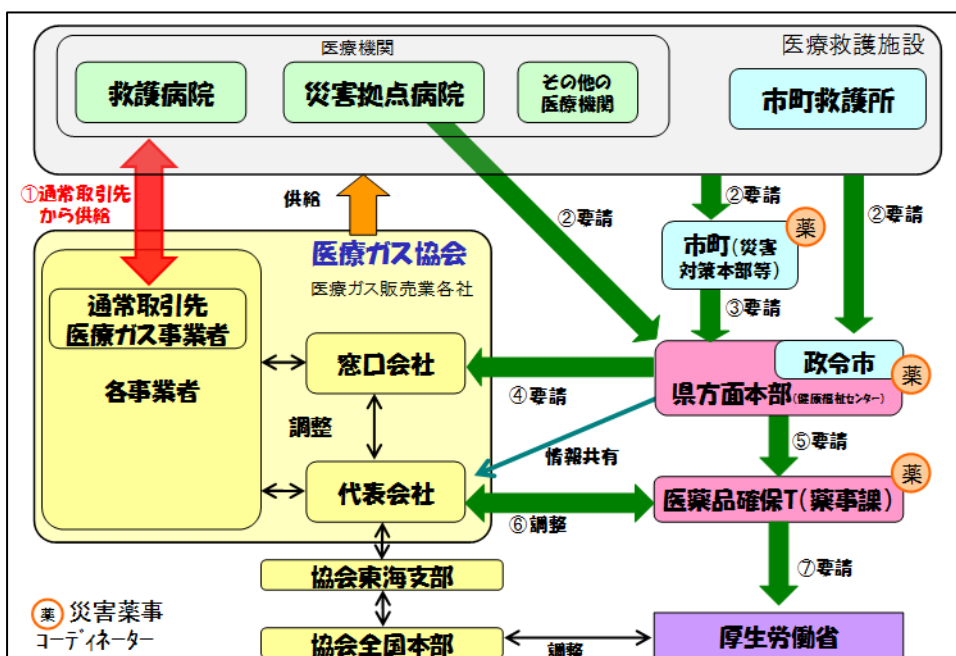
○医薬品等要請の流れ



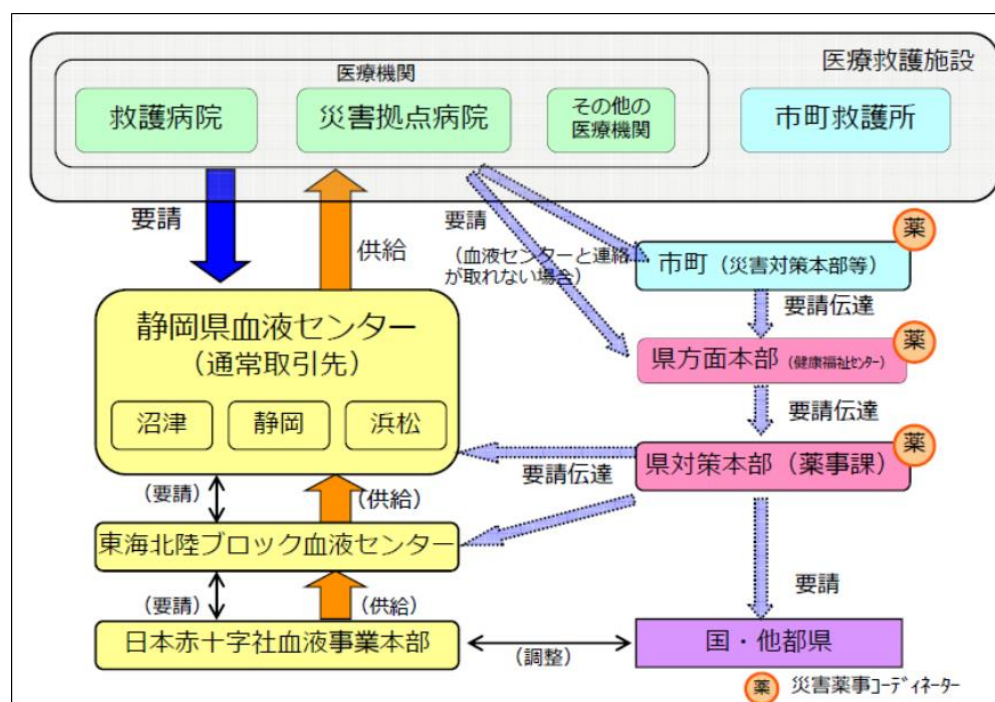
○医療材料等要請の流れ



○医療ガス等要請の流れ



○輸血用血液供給の流れ



1 4 - 2 医療関係団体等一覧表

(健康増進課)

名称	所在地	電話番号
湖西市医会	湖西市古見1041-2	053-576-5510
浜名歯科医師会	湖西市古見994-6 (神谷歯科医院内)	053-576-3331
浜松市薬剤師会	浜松市中央区鴨江2丁目11番2号	053-455-2976

病院

名称	所在地	電話番号	診療科目
市立湖西病院	鷺津2259-1	053-576-1231	内・呼内・消内・循内・腎・脳内・脳外・ 外・呼外・心血外・肛・整・形・精・小・ 皮・泌・産婦・眼・耳・リハ・麻
浜名病院	入会地15-70	053-577-2333	外・内・リハ・整・消外・消内・脳外・眼・ 泌・歯外・小・皮・呼内・循内

診療所

名称	所在地	電話番号	診療科目
あらい青葉クリニック	新居町新居3360-2	053-594-0044	小・内
あらい眼科	新居町浜名205-1	053-594-7104	眼
ありき眼科	鷺津572-1	053-576-0053	眼
いしはま医院	岡崎882-49	053-573-0101	内・小・消
伊藤医院	入出505	053-578-0658	内・小
牛田クリニック	鷺津786-1	053-574-2252	外・内・消内・小・皮
大久保小児科内科 クリニック	新居町浜名168-7	053-594-7311	小・内・アレ
きもと小児科	鷺津1191-1	053-576-1938	小
吉美生活習慣病内科クリ ニック	吉美3257 コサイグリー ンビルA 2-CD	053-488-6095	内・心・精
クリニック井田	新居町中之郷3636-20	053-595-1188	内・外・消・乳
こいで整形外科・皮膚科	古見861-1	053-575-1080	整・リハ・リウ・皮・アレ
坂の上ファミリークリニ ック湖西	鷺津5354 鷺津駅前ビル1 階	053-575-1640	緩和ケア内科・内・外・ 循内・小 (訪問診療)
新所原医院	新所原2-5-26	053-577-0112	耳・皮・内・小・気
西遠皮膚科アレルギーク リニック	鷺津3318-1	053-574-3741	皮・アレ
なかしま内科	古見862-5	053-574-3317	内・消・
長尾クリニック	鷺津740-1	053-574-3222	内・循内・小・糖
なごみ健診クリニック	新居町中之郷2299-3	053-543-7530	内・消
西湖西整形外科	岡崎1286-2	053-522-7001	整・リハ・リウ
はやし耳鼻咽喉科医院	古見671-1	053-574-2315	耳
榛名医院	新所4014	053-578-1092	内・循
疋田クリニック	新居町新居1323-5	053-594-8222	内・循・小
みなとクリニック	新居町新居486-1	053-595-0780	内・循

歯科診療所

診療所名	所在地	電話番号
伊藤歯科医院	白須賀3904	053-579-0752
うちやま歯科クリニック	岡崎2586-38	053-577-5008
遠藤歯科医院	新居町新居100-3	053-594-6480
尾崎歯科医院	新所原2-8-1	053-577-1028
小野田歯科医院	鷺津716-10	053-576-0201
神谷歯科医院	古見994-6	053-576-3331
北原歯科医院	岡崎610-3	053-577-4118
小林歯科医院	駅南2丁目14-9	053-577-1484
歯科天陽堂柴田医院	新居町新居3354-1	053-594-0622
柴田歯科医院	鷺津1228-1	053-576-4012
鳥居歯科医院（新居）	新居町新居1215	053-594-0651
鳥居歯科医院（鷺津）	鷺津538	053-576-0133
はる歯科クリニック	南台4丁目1-1	053-577-5666
三田歯科医院	鷺津1188-1	053-576-1711
守吉歯科医院	新居町中之郷173-1	053-594-3360
山村歯科医院	古見1034-7	053-576-9555
山本歯科医院	新所原3-3-26	053-577-3888

薬局

薬局名	所在地	電話番号
あいあい薬局	鷺津 3143-2	053-574-0880
アイン薬局こさい店	入会地 15-71	053-573-0181
新居いずみ薬局	新居町新居 1323-1	053-523-8949
新居とんぼ薬局	新居町新居 3362-2	053-594-8949
大野薬局（一般医薬品販売業のみ）	新居町新居 3354-4	053-594-0075
杏林堂薬局新居店	新居町中之郷 2654-1	053-595-1611
杏林堂薬局新所原駅南店	駅南 3-2-50	053-573-3311
杏林堂薬局鷺津店	鷺津 1095	053-574-1511
湖西グリーン薬局	岡崎 882-6	053-573-0800
湖西センター薬局	鷺津 1229-12	053-576-2628
古見薬局	古見 862-4	053-574-3130
さかえ薬局	鷺津 780	053-574-2650
さくら薬局 湖西新居店	新居町浜名 169-5	053-594-6699
さつき薬局	鷺津 740-5	053-574-3611
さんさん薬局	新居町新居 488-1	053-595-3300
ドリーム薬局しんじょはら店	新所原 2-5-23	053-577-0710
ひなた薬局	新居町中之郷 2299-2	053-543-9922
ひまわり薬局	新居町内山 2007-15	053-594-1253
ファミリードラッグシーズ薬局 鷺津店	鷺津 1144-1	053-574-0361
ファルコ薬局湖西店	鷺津 3318-3	053-574-3155
鷺津薬局メディックス	鷺津 5114	053-575-1371

1 4-3 救護班等編成一覽表

(健康増進課)

・市職員

(R7)

職種	人数
保健師	18
事務職員	17
栄養士	3
社会福祉士	3
合計	41

(関連団体)

・三師会

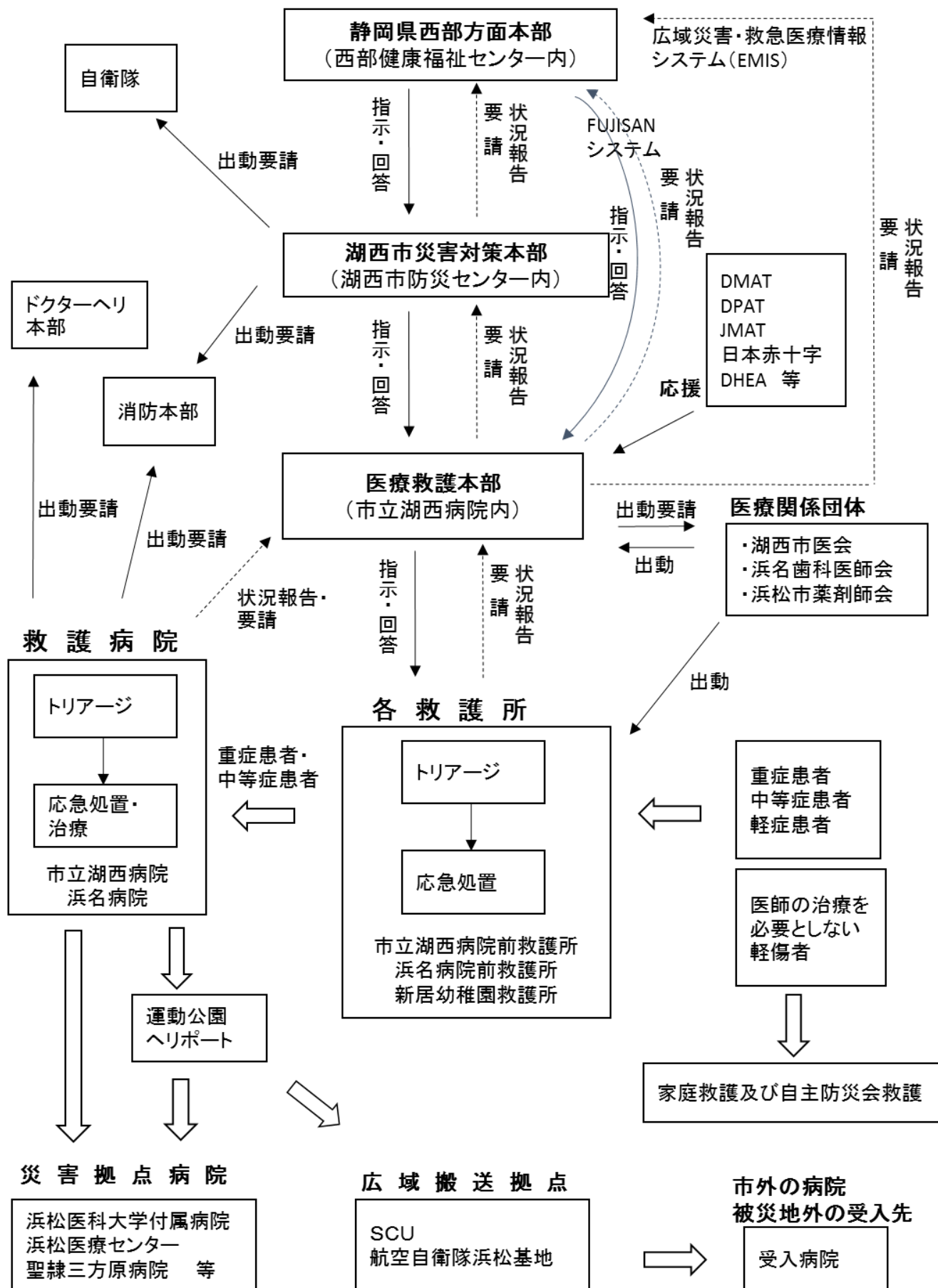
職種	人数
医師	27
歯科医師	24
薬剤師	32
合計	83

- ・災害医療救護活動従事看護師等
- ・県助産師会

(救護病院)

- ・市立湖西病院職員
- ・浜名病院職員

1 4 - 4 災害医療救護体制図



・ 1 4 - 5 救護班備蓄資機材

医療資器材

No.	分類	品 名	仕 様 規 格	単位	数量	滅菌	入替年数
1	注射輸液用具	注射器	10m l	個	60		2
2		静脈留置針（内筒あり）	16G(5本)	袋	5	○	4
3		翼付静脈針セット	24G	個	100		2
4		輸液用留置針	22G	個	90		4
5		輸液用留置針	24G	個	90		4
6		三方活栓	3 方活栓ディスコフィックス	個	40		2
7		小児用輸液セット	テルモ輸液セット	個	30		2
8		成人用輸液セット	テルモ輸液セット	個	30		2
9		延長チューブ	エクステンションチューブ	個	40		2
10	衛生材料	カット綿	3×3 c m 500 g	個	4	○	4
11		未滅菌ガーゼ	尺角 4 つ折り 200 枚/袋	袋	84		2
12		滅菌ガーゼ	尺角 5 枚入 (8 つ折)	袋	40	○	2
13		滅菌ガーゼ	尺角 5 枚入 (4 つ折)	袋	40	○	2
14		滅菌ガーゼ	尺角 8 つ折り 5 枚/袋×20 袋入り	袋	20	○	2
15		滅菌ガーゼ	尺角 4 つ折り 5 枚/袋×20 袋入り	袋	30	○	2
16		綿球	アルミ容器入	個	4	○	4
17		手術衣セット	ディスプレイ (3 ッ組)	組	10	○	6
18		駆血帯	アモム	本	6		2
19		三角巾	105×105×150cm	枚	10	○	6
20	衛生材料	ネオケア処置用キット	10 セット	箱	60	○	2
21		舌圧子	木製(ディスプレイ) 100 枚入り	箱	2	○	2
22		滅菌タワシ	白 (滅菌)	枚	20	○	6
23		刺入部固定テープ		枚	100		2
24		手術用手袋	滅菌 No.7 (6 双)	双	12	○	2
25		手術用手袋	滅菌 No.7.5 (6 双)	双	12	○	2
26		救急絆創膏	4 サイズ入 (50 枚)	箱	10		
27		弾力包帯	3 号 7.5 c m × 4.5 c m 6 巻入	箱	4		4
28		紙絆創膏	12mm×9m (24 巻)	箱	2		
29		紙絆創膏(サージカルテープ)	25mm×9m (12 巻)	箱	10		2
30		紙絆創膏(サージカルテープ)	25mm×9m (24 巻)	箱	2		
31		伸縮絆創膏	2 インチ(6 個入)	箱	12		4
32		布絆創膏	25mm×9m (12 巻)	箱	2		2
33		布絆創膏	25mm×9m (24 巻)	箱	2		
34		布絆創膏	12mm×9m (24 巻)	箱	2		2
35		アルフェンス	2 号・10 号(各 1 箱)	箱	4		4
36		粘着包帯	ユティール 大 10 c m × 5m 3 巻	箱	2		2
37		眼帯	ガーゼ付	枚	12		2
38		伸縮包帯	3 裂 (9 c m) × 9m	個	60		4
39		伸縮包帯	4 裂 (7.5 c m) × 9m	個	60		4
40		伸縮包帯	6 裂 (5 c m) × 9m	個	60		4
41		網包帯	プレスネット (2 号、3 号、4 号) (各 4)	箱	10		4
42		止血帯	エスマル (ナモム)	個	20	○	2

43	薬品・輸液	スワブステイックポピドン ヨードM	個包装 60 本入り	箱	12		2
44		5%ビテン液	500m l	瓶	24		2
45		アルコール含浸綿	100 包/箱	箱	8		
46		イソジン液 10%	250m l 20 本×1 箱	瓶	80		2
47		スワブステイックヘキシジン	0.05% 個包装 60 本入り	箱	2		
48		消毒用エタノール	500m l	瓶	4		2
49		生理食塩水 細口開栓	500m l	本	12		4
50		生理食塩水 細口開栓	500m l 20 本×1 箱	箱	20		
51		アドレナリン注シリンジ	0.1%注シリンジ	箱	10		
52		ラクテック	500ml	本	48		2
53		生理食塩注	500ml	本	48		2
54		ニトロール	(舌下錠) 100 錠	箱	2		2
55		アズレン点眼液	0.02% 5m l	箱	4		2
56		キシロカインゼリー2%	30ml	本	2		2
57		白色ワセリン	500 g	個	4		
58		ワラチュール貼布剤 10 c m	10 c m×10 c m・10 枚	袋	20		2
59		ネオメドロールEE 軟膏	3.0 g	箱	4		2
60		ゲンタシン軟膏 0.1%	1 本=10g	個	40		
61		リンデロン-VG 軟膏 0.12%	1 本=5g	個	40		
62	器具器材	処置シート	ロールシート 37*30 c m120 シート	個	8		2
63		スキンステープラ S	6 個入り 2995J	箱	2	○	4
64		ディスポ縫合セット	外科キット(縫合)S-1	組	4	○	2
65		手動式蘇生器	シリコン蘇生バック・成人マスク(1) リザーバー弁 (1) リザーバー2500m l 手動式吸引器 付(1)	組	2		4
66	雑品	金切鋏	アルフェンス切断用	個	2		10
67		雑剪刀	24cm	丁	2		10
68		血圧計	メーター式(ケース入)	個	2		4
69		血糖測定器	メディセーフスターターキット	組	2		2
70		聴診器	リットマン型 (ケース入)	個	2		4
71		体温計	MC-141W-HP(オムロン)	個	4		6
72		体温計用電池	電池 LR41	個	4		2
73		ペンライト	携帯用 アルカリ単IV電池 2 本	個	2		
74		ペンライト用電池	単IV電池	個	4		4
75		パルスオキシメーター		個	4		電池 4
76	感染対策セット	エプロン	50 枚入り	箱	6		
77		プラスチックガウン	袖付き	枚	50		1
78		感染対策セット	(キャップ・保護メガネ・マスク・ガ ウン・パンツ・シューズカバー入)	セ ット	10		1
79		ウェルパス手指消毒剤 0.2%	500ml	本	10		2
80		ニトリル手袋 S	200 枚入り	箱	2		4
81		ニトリル手袋 M	200 枚入り	箱	6		4
82		ニトリル手袋 L	200 枚入り	箱	4		4
83		防護服	つなぎタイプ (ゴーグルつき) AAMI BP70 レベル 3 以上	枚	10		1
84		マスク	50 枚入り PFE・VFE・BFE 99%	箱	5		4

酸素ボンベ・資器材

N o	項 目	点 検 内 容	単 位	数 量	交 換 年
1	中濃度酸素マスク	消毒(有無)	個	10	2 年
2	高濃度酸素マスク	消毒(有無)	個	5	2 年
3	酸素カニユーラ	消毒(有無)	個	10	2 年
4	減圧弁	作動(メーカー点検)	組	6	点 2 年
5	酸素ボンベ(2Lアルミ)	酸素充填・耐圧試験	本	5	点 2 年
6	酸素ボンベ(5Lアルミ)	酸素充填・耐圧試験	本	4	点 2 年
7	酸素接続チューブ 2.1m	交換	個	20	2 年

備蓄医薬品

No.	分類	品 名	仕 様 規 格	単 位	数 量	滅 菌	入 替 年 数
1	内服薬	カロナール錠	200mg	錠	3000		2
2	内服薬	ロキソプロフェン Na 錠「サワイ」	60mg	錠	1000		2
3	内服薬	クラビット錠	500mg	錠	1200		2
4	内服薬	フロモックス錠	100mg	錠	1500		2
5	内服薬	カロナール細粒	100mg	包	1200		2
6	内服薬	メイアクト MS 小児用細粒	10%0.3g	包	480		2
7	貼付剤	ロキソニンテープ	100mg	袋	100		2
8	吸入薬	シムビコート	60 吸入	本	30		2
9	吸入薬	メプチンエアー	10 μ g 吸入 100 回	瓶	30		2
10	坐剤	ボルタレン坐剤	50mg	個	300		2
11	坐剤	アルピニー坐剤	100mg	個	100		2
12	軟膏	ゲンタシン軟膏	0.1% 1 本=10g	本	400		2
13	軟膏	リンデロン-VG 軟膏	0.12% 1 本=5g	本	100		2
14	注射液	生理食塩注	500ml	本	20		2
15	注射液	ラクテック	500ml	本	20		2

1 5 衛生

1 5-1 災害廃棄物処理計画

(廃棄物対策課)

第1章 基本的事項

1 目的

「湖西市災害廃棄物処理計画」(以下、「本計画」という。)は、「静岡県災害廃棄物処理計画」(以下、「県計画」という。)を踏まえ、国の災害廃棄物対策指針等を参考として、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、とりまとめたものである。

2 対象とする災害

本計画においては、県計画と同様に、静岡県地域防災計画で想定する南海トラフ地震等の地震災害及び水害その他の自然災害であり、地震災害については、地震動により直接に生じる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。

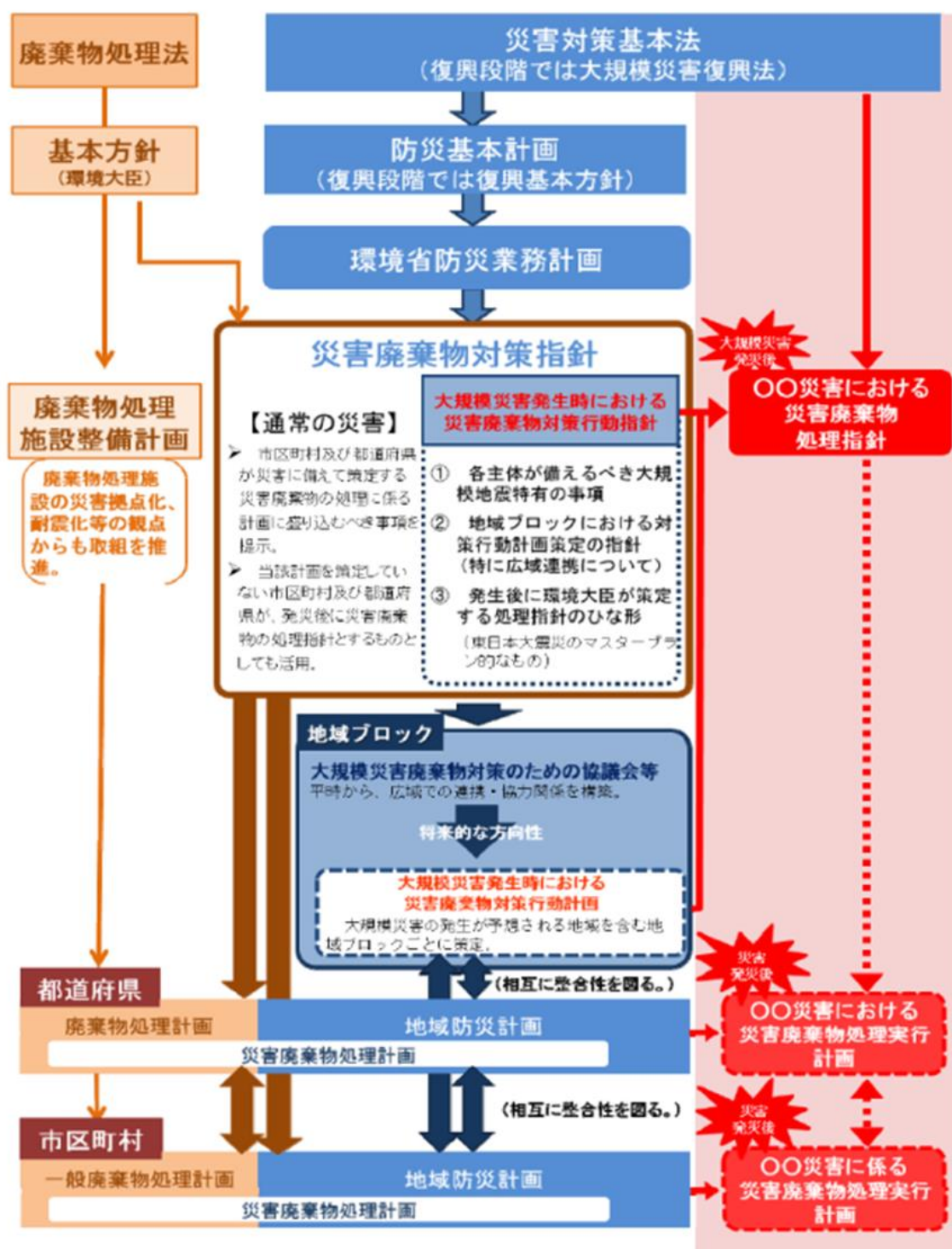
3 対象とする業務と災害廃棄物

本計画において対象とする業務は、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分だけでなく、「災害廃棄物の仮置場の管理」、「二次災害の防止」や作業の一貫性と迅速性の観点から、「個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去」等を含むものとする。

本計画において対象とする災害廃棄物は、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)等に伴い排出される災害廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物である。

4 本計画の基本的な考え方と位置付け

- 国の災害廃棄物対策指針等及び県計画を踏まえた内容とする。
- 災害廃棄物は一般廃棄物であるので、第一義的な処理の責任は本市が負うことになるが、本市単独での処理が困難と想定される場合には、その場合の対応方針も盛り込んだ計画とする。
- 実効性を確保するため、計画は定期的に見直しを行う。



湖西市災害廃棄物処理計画の位置付け

第2章 平時の備え

第1節 組織体制

1 情報収集と連絡体制

災害対策を迅速かつ的確に実施するため、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図る。

2 協力・支援体制

本市では、県に被災状況を報告するとともに、県からの情報収集、指導・助言を受けながら、自衛隊や警察、消防、近隣市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連絡体制・相互協力体制の構築を図る。

なお、県内市町間の協力体制は、「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定」に基づき、本市が個別に調整する。

3 職員への教育訓練

本市は、処理計画の記載内容について、平時から職員に周知するとともに、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育訓練を継続的に行っていく。また、県等が開催する災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する知識・経験を有する専門家を交えた教育訓練や研修会に参加する。

このような教育訓練や研修会等を継続的に参加することで人材の育成を図り、また、その成果を本計画の見直しや、協定の締結等の平時の災害廃棄物対策につなげる。

第2節 災害廃棄物処理

1 発生想定量と処理可能量

(1) 災害廃棄物発生想定量

○災害廃棄物発生想定量

災害廃棄物発生想定量

被害想定	災害廃棄物等発生量(千トン)			災害廃棄物等発生量(千m3)		
	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
レベル1	545	126	671	487	87	573
レベル2	1,750	496	2,246	1,561	339	1,900

○本市の津波堆積物発生想定量

津波堆積物発生想定量

被害想定	津波堆積物発生想定量		採用値 (m ³)
	(トン)	(m ³)	
レベル1	60,000～ <u>126,000</u>	54,000～ <u>87,000</u>	87,000
レベル2	233,000～ <u>496,000</u>	212,000～ <u>339,000</u>	339,000

○仮設トイレのし尿発生想定量

災害廃棄物発生想定量（災害発生当初における仮設トイレのし尿）

被害想定	仮設トイレのし尿発生量 (kl/日)
レベル1	25.0
レベル2	51.5

(2) 処理可能量

○最終処分場の処理可能量は、次のとおり。

既存最終処分場の処理可能量

施設名	埋立容量 (m ³)	令和6年度末 までの埋立容量 (m ³)	残余容量 (m ³)	年間埋立処分量(m ³ /年)
湖西市笠子廃棄物処分場	137,951	129,816	8,135	—
湖西市新居一般廃棄物 処分場	81,073	76,063	5,010	1,800

○し尿処理施設の処理可能量

本市における既存施設でのし尿等災害廃棄物の処理可能量は、次のとおり。

既存し尿処理施設の処理可能量

施設名	処理能力 (kl/日)	年間処理能力 (kl/年)	処理能力に対する 余裕分の割合(%)	処理可能量 (kl/年度)
湖西市衛生プラント	92.3	33,689.5	0	0

2 仮設トイレし尿処理

災害発生当初の仮設トイレの必要数を推計した結果は、次のとおり。

仮設トイレの必要数（災害発生当初）

被害想定	仮設トイレの必要数（基）	
レベル1	仮設・簡易トイレを活用した場合	223
	仮設・簡易・マンホールトイレを活用した場合	218
レベル2	仮設・簡易トイレを活用した場合	664
	仮設・簡易・マンホールトイレを活用した場合	659

3 避難所ごみ

避難所ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設で処理を行う。

避難所ごみの収集・運搬・処理等については、市内廃棄物処理業者に対応を依頼するが、対応が困難な場合は、県や周辺市町等からの支援が必要なため、災害支援協定による支援要請なども含めた体制を構築する。

避難所ごみ発生見込み量（静岡県第4次地震被害想定（第二次報告））

被害想定	発災～3ヶ月後			3ヶ月後～半年			半年～1年後		
	家庭ごみ (t/月)	粗大ごみ (t/月)	計 (t/月)	家庭ごみ (t/月)	粗大ごみ (t/月)	計 (t/月)	家庭ごみ (t/月)	粗大ごみ (t/月)	計 (t/月)
レベル2	約1,400	約800	約2,200	約1,400	約400	約1,700	約1,400	約300	約1,600

4 処理方針

○処理期間：3年間を目標

○処理費用：災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用

○処理方法等：リサイクルを進めて、焼却処理量、最終処分量を少なくする。

5 仮置場

公有地の仮置場候補地

公有別	所在地	概算面積 (千㎡)	地区区分	土地現況
公有地	新居3448他（向島）	45.6	新居	遊休地
公有地	内山2263他（大倉戸）	9.6	新居	廃棄物処分場
公有地	新居3447（向島）	4.2	新居	旧県西部健康福祉センター 浜名分庁舎
公有地	内山931-123他（内山）	7.7	新居	旧ごみ焼却場 ※応急仮設住宅建設予定
公有地	白須賀3985-1961	19.1	白須賀	笠子廃棄物処分場内
公有地	鷺津2861・3081	17.1	鷺津	表鷺津湖岸公園 ※応急仮設住宅建設予定
公有地	小俣19-10	4.2	新所原	西部公園
公有地	内浦359-3	11.3	入出・新所	北部地区運動公園 ※応急仮設住宅建設予定
公有地	大知波2-26	8.0	知波田	おちばの里親水公園
公有地	古見1165-1	2.9	鷺津	遊休地
公有地	入出1636-1他	4.3	入出・新所	遊休地
公有地	吉美950-28	21.6	鷺津	湖西市浄化センター内 ※道路啓開の仮置場
公有地	梅田154	3.9	新所原	湖西連邦ハイキングコース 駐車場
		159.5		

6 人員と資材の確保

仮置場の運営・管理に必要な人員と役割

人員	役割
現場責任者	○仮置場の全体管理 ・場内の安全管理 ・空きスペースの把握 ・連絡調整 等
誘導員	○交通整理 ・出入口での車両誘導、場内の混雑状況の調整 ○排出地域の確認 ・搬入者の免許証やナンバープレート、また可能な時期となれば罹災証明から、被災地域からの搬入であることを確認
補助員	○荷下ろしの補助 ・分別区分の区画ごとに複数名配置し、搬入者の荷下ろしを補助 ○分別指導 ・適切な分別への協力を依頼

仮置場に職員を配置できない場合、建設業者又は廃棄物関係業者、あるいは市町OB の協力、シルバー人材の派遣等、あらゆる手段を尽くして仮置場の受入れ、誘導、積み下ろし補助、受付業務等を行う人員を確保し、常時複数人が作業に当たることができる体制とするよう、事前に体制づくりを行う。

仮置場の設置、管理・運営に必要な資機材

資機材	役割・留意事項
保護具 (手袋、ヘルメット、安全靴、 防じんマスク、安全めがね等)	・管理運営にあたり、処理業者やボランティアに協力を依頼する場合は、必要な保護具の調達について調整が必要
遮水シート、敷鉄板、フレキシブル コンテナバッグ、土嚢袋	・土壌への廃棄物のめり込み、有害物質の浸透、砂じん巻き上げ等の防止
仮囲い	・不法投棄や資源物等の盗難の防止
カラーコーン、パー 杭、ロープ、立て看板	・分別区分の区画や動線の提示 ・搬入された災害廃棄物（段ボールや廃材等）を活用する方法もある
重機 (バックホウ、 ショベルローダー 等)	・廃棄物の積上げ、粗選別、重機による出入り口の封鎖
薬剤	・害虫の発生防止 ※単なる消臭目的のものは補助対象とならない可能性がある るので注意

7 仮置場に搬入できない住民への対応

車両が被災した、高齢であるなどの理由で、仮置場に片付けごみを持ち込めない住民への対応

を事前に検討しておく。市による収集を行う、被災地区内に集積所を設けるなどが考えられるが、通常のごみステーションや住宅地内の小規模公園等を集積所として用いることは、道路通行の支障や生活環境の悪化を招く恐れが高いことから避けることが望ましい。

集積所を設置する場合には、適正に管理するための人員を確保した上で、廃棄物を早期に搬出し、仮置場に搬入するための収集・運搬体制を構築しておく。

8 収集・運搬

災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集・運搬の方法やルート、必要機材、連絡体制・方法について、検討を行う。

また、運搬ルートは道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、選定する。

なお、災害廃棄物の収集・運搬は、対応時期によって異なるため、災害予防、発災時・初動期、仮置場・再資源化施設・処理処分先等への運搬時に分けて検討する。

9 広域処理

ごみ処理、最終処分、し尿処理及び仮設トイレ確保等については、本市単独での対応が困難で、県や周辺市町、事業者団体等からの支援が必要な場合が想定されるため、県に支援要請等を行い、広域処理を検討する。

10 有害廃棄物・処理困難物対策

有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報するものとする。

有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を講じ、適正処理を推進することが重要であり、関連業者へ協力要請を行う。

11 津波堆積物

津波堆積物の性状（土砂へドロ汚染物など）に応じて適切な処理方法（回収方法や収集運搬車両の種類等）を選択し、県、関係団体等と連携して再資源化を目指す。

12 住民等への広報

本市は、次の事項について住民の理解を得られるよう日頃からの広報等を継続的に実施する。

○仮置場への搬入に際しての分別方法

○腐敗性廃棄物等の排出方法

○便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止

また、避難所の被災者に対する災害廃棄物の処理に関する広報について、庁内の広報担当

と調整し、広報誌やマスコミ、避難所等への広報手法・内容等を確認しておくとともに、情報の一元化を図る。

発災直後から仮置場の開設予定や収集の有無等について、できるだけ早い段階で時系列を考慮して広報計画を立てる。

発災後は被災者の片付けを手伝う災害ボランティアにも廃棄物の分別や排出方法を周知する必要がある。災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会と平時から連絡窓口を定め連絡先の確認を行う。

第3章 災害応急対応

第1節 初動期（発災直後～3日後）

1 被災情報の収集

翌日以降の廃棄物処理の可否の判断、災害廃棄物発生量の推計準備、支援要請の検討等を行うため、市内全体の被害状況（建物被害等）や委託先を含む廃棄物処理施設等の被害状況等について情報を収集する。

収集した情報の一部は、都道府県や関係団体等と共有する。（都道府県への報告は、災害対策本部等からも行われる。廃棄物処理に特有な事項を中心に県の廃棄物部局に報告する）

2 災害用トイレの必要数の確保・設置

避難所における避難者の生活に支障が生じないよう必要な数の仮設トイレ等（携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレを含む。）とともに、トイレの衛生管理に必要な用品（消臭剤、脱臭剤、手指用の消毒液、ウェットティッシュ、トイレットペーパーなど）を確保し、設置する。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行う。

必要基数の確保は、市及びし尿収集運搬業者が平常時に備蓄している仮設トイレ等を優先利用し、不足する場合は、災害支援協定に基づいて、建設事業者団体やレンタル事業者団体等から協力を得る。さらに、県に支援要請等を行う。

3 し尿の収集・運搬・受入施設の確保

発災後、生活圏内の公衆衛生を確保するため、下水道、浄化槽（みなし浄化槽を含む）、汲み取り便槽、し尿処理施設等について、速やかに緊急措置を講ずる。

被災により下水道施設・し尿処理施設等への移送が困難な場合は、状況に応じて適正に保管、消毒、仮設沈殿池による一次処理、非被災地域及び稼働可能な施設への広域移送等を行う。

4 仮置場の確保等、災害廃棄物の処理体制の確保

災害廃棄物を回収するために、平時に選定した仮置場候補地から仮置場を決定するとともに、仮置場の管理・運営に必要な資機材や人員を確保し、災害廃棄物の分別方法を決定する。それらの準備が整った後に仮置場を開設し、災害廃棄物の受け入れを開始する。

仮置場の確保に当たっては、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプ

ローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて設定場所を見直す。

並行して、仮置場の場所、開設日時、受入時間帯、分別方法等について住民・ボランティアへ周知する。（住民広報については 10 に記載）

特に水害の場合は、水が引いた直後から片付けごみの搬出が始まるため至急の対応が必要。

また、市町が指定する仮置場や集積所以外の場所に災害廃棄物の集積が行われた場合には速やかに撤去する。

5 環境モニタリングの実施

地域住民の生活環境への影響を防止するために、仮置場内又は近傍において、可能な範囲で大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を住民等へ情報提供する。

特に、発災後、可能な限り早い段階で一般大気中の石綿測定を行うことが重要であり、実施に際しては環境保全部局に協力を要請する。

6 自衛隊等との連携

自衛隊・警察・消防及び所管主体に配慮し、連携して災害廃棄物の撤去、倒壊した建物の解体・撤去、トイレの確保、衛生環境の維持、防犯対策を行う必要がある。特に、初動期での災害廃棄物の撤去、倒壊した建物の解体・撤去は、人命救助の要素も含まれるため丁寧に行う必要がある。

情報の一元化の観点から災害対策本部と調整した上で、自衛隊・警察・消防と連携する。

7 道路上の災害廃棄物の撤去

放置車両等により、道路が遮断されていることも想定されるため、本市において、自衛隊・警察・消防等に収集運搬ルートを示し、協力が得られる体制を確保する。

災害廃棄物等を撤去する際には、石綿や硫酸などの有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、本市はその旨を自衛隊・警察・消防等へ伝えとともに安全確保に努める。また、釘やガラスなどが散乱するため、安全靴やゴーグルなど必要な防具をつける。

8 有害物・危険物の撤去

生活環境保全のため、有害物質の保管場所等について P R T R（化学物質排出移動量届出制度）等に基づいて、あらかじめ作成した地図等を基に、有害物・危険物の種類と量及び拡散状況を把握する。

9 相談窓口の設置

被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い、相談情報を管理する。

10 住民への広報

被災者に対して災害廃棄物に係る広報を行う。広報は、本市広報誌や新聞、インターネット、コミュニティFM及び避難所等への掲示などで行う。その内容として、以下が考えられる。

- ① 災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等）
- ② 収集時期及び収集期間
- ③ 住民が持込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- ④ 仮置場の場所及び設置状況
- ⑤ ボランティア支援依頼窓口
- ⑥ 市町への問合せ窓口
- ⑦ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止

被災者の片付けを手伝う災害ボランティアにも、同様の内容の周知が必要である。ボランティアセンターでの受付の際に周知するなど、ボランティアセンターと連携し対応する。

また、便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロールの実施や広報の強化地域を設定する。

発災直後は、他の優先情報の周知の阻害、情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努め、必要な情報を発信する。

第2節 応急対応前半（発災～3週間程度）

1 災害廃棄物処理実行計画の策定

環境省が策定する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として、地域の実情に配慮した基本方針を策定する。

本計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を策定する。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるが、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要がある、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

2 災害廃棄物発生量・処理可能量の推計

発災後における実行計画の作成、処理体制の整備のため、第一に、実際の被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計する。

処理可能量は、一般廃棄物処理施設等の被害状況等を踏まえ推計する。

3 収集運搬体制の確保

腐敗性廃棄物や有害廃棄物、危険物などを優先して収集運搬する。

火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出や再発火などの可能性があることから、他の廃棄物と混合せずに収集運搬を行う。

4 仮置場の確保（継続）

被害状況を反映した発生量を基に必要面積の確保を引き続き行う。

5 倒壊の危険のある建物の撤去等

通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。
この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。

6 有害物・危険物の撤去

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的にいき、保管又は早期の処分を行う。

7 避難所ごみ等生活ごみの処理

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず、既存の施設で処理を行うことを原則とするが、次の事項を勘案して、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行う。

○避難所ごみの一時的な保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合）

○支援市町等からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保

第4章 災害応急対策（災害対応後半）～災害復旧・復興

第1節 災害廃棄物処理

1 処理フローと処理スケジュールの見直し

災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、災害応急対策時に作成した処理フローの見直しを行う。また、災害廃棄物の処理見込み量の見直しが行われた場合には、適宜処理フローの見直しを行う。

処理・処分先が決定次第、処理フローへ反映させる。また、災害廃棄物の処理見込み量の見直しが行われた場合には、適宜処理フローの見直しを行う。

処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況等を踏まえ、処理スケジュールの見直しを行う。場合によっては、広域処理や仮設焼却炉の必要性が生じることも想定する。

2 収集運搬の実施（継続）

道路の復旧状況や周辺の生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、収集運搬方法の見直しを行う。

3 仮置場の管理・運営

設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物処理が完了できない場合、仮設による破碎や焼却処理を行う仮置場の設置や広域処理が必要となる。

4 環境モニタリングの実施

労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場におい

て環境モニタリングを実施する。

5 被災自動車、船舶等

被災自動車等の状況を確認し、所有者の引き取りの意志がある場合には、所有者に、それ以外の場合は引取業者へ引き渡す。

6 選別・破碎・焼却処理施設の設置

災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性及び必要能力や機種等を決定する。

7 最終処分受入先の確保

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分先の確保が重要である。最終処分場を確保できていない場合には、必要に応じ県と協議の上、経済的な手段・方法で災害廃棄物を搬送できる場所を確保する。

1 5-2 大規模災害遺体対応計画（遺体措置計画）

（環境課）

1 目的

この計画は、大規模災害時に多数の遺体が発生することが予想される場合に、災害救助法に基づいて行う実施項目について事前に定めるもので、静岡県警察本部・湖西警察署と連携し、災害時の遺体の措置などを行う組織をあらかじめ編成し、遺体措置業務を支障なく実施することを目的とする。

2 実施事項

災害救助法に基づいて行う実施項目は、遺体の捜索に始まり、遺体安置所の指定、遺体搬送、身元確認、遺体処置（洗浄等）、検視・検案・歯牙鑑定、引渡し、必要な資機材の調達などを実施する。

3 遺体安置所

湖西市勤労者体育センターとし、災害により勤労者体育センターが被災した場合は、災害対策本部長が指定する場所に設置する。

湖西市遺体安置所	湖西市勤労者体育センター
湖西市古見 1067-3	（S 58 築 RC（一部屋根 S） 1,508 m ² ） 耐震基準 Ib
TEL・FAX 053-576-4540	スマートフォン型多機能 I P 無線機 413～416

4 実施責任

この計画は、市長（災害対策本部長）が主体となり実施するが、災害救助法が適応された場合は、県知事の委任を受け、市長（災害対策本部長）が実施する。

5 組織体制及び事務分掌

発災後、災害対策本部及び遺体対策班等を組織し、職員を本部及び現地の指定された部署に配置する。

（1）災害対策本部

災害対策本部内設置	災害優先Tel053-576-1111 防災行政無線 FAX 053-221-9100

職名	業務内容
環境対策部 （環境部長）	湖西市の遺体措置対策の総括に関すること。 遺体措置に関する人員配置に関すること。 遺体の搬送、埋火葬対策の総括に関すること。 遺体対策班と災害対策本部との連絡調整に関すること。
災害対策本部	遺体の捜索に関する機関（自衛隊・警察・消防）との調整に関すること。（統制班対応） 遺体の検案医師に関する警察署との調整に関すること。（統制班及び救護班対応） 現地遺体措置班の応援要員・交代要員の手配に関すること。（統制班及び総務班対応） 遺体措置に必要な資機材の調達に関すること。（物資対策班対応）

(2) 遺体対策班

職名	業務内容
遺体対策班長	遺体安置所における遺体措置対策の総括に関すること。 遺体措置に関係する機関（警察、医師会）との調整に関すること。 遺体対策班と災害対策本部との連絡調整に関すること。 遺体措置に必要な人員の確保に関すること。 遺体措置に必要な資機材の調達の要請に関すること。 遺体の情報提供などに関すること。 その他の遺体措置に関すること。
遺体対策班	遺体安置所の確保及び機能の確保に関すること。 遺体の一時保存、身元確認、引渡しに関すること。 遺体搬送・火葬に関すること。 相談窓口開設など遺族対応に関すること。 遺体・遺品の受付に関すること。 遺品の管理・引渡しに関すること。 戸籍及び埋火葬許可に関すること。 その他、遺体措置に関する事務的事項全般に関すること。

(3) その他協力機関及び班

職名	業務内容
県警察本部・湖西警察署	検案医師の確保に関すること。 遺体の検視、検案に関すること。 遺体の搜索、搬送、収容に関すること。
救護班長	検案医師、歯牙鑑定歯科医師の確保に関すること。（湖西市医会、浜名歯科医師会等）
警備部	遺体の搜索、搬送、収容の協力に関すること。

6 遺体措置の期間

原則として災害発生の日から 10 日間とする。ただし、11 日目以降も遺体措置の必要がある場合には、期間の延長を知事に申請する。

※ 申請するに当たり、延長の期間、期間の延長を必要とする地域、期間の延長をする理由（具体的に）、その他（期間の延長をすることによって、措置される遺体の数など）を記載し、申請する。

7 市災害対策本部における業務内容

- (1) 遺体安置所の確保、設置を指示するとともに、関係機関、住民などに対し、遺体安置所を設置したことを広報する。
- (2) 遺体安置所の開設及び被災状況を確認し、県西部方面本部及び警察、湖西市医会など関係機関に報告する。
- (3) 遺体搬送する要員（遺体対策班・警備部）及び車両を確保する。
- (4) 協定業者へ連絡し、遺体措置のための必要資機材、不足資機材を調達する。協定業者で対応できないときは、災害対策本部を通じて、県西部方面本部に要請する。
- (5) 検案の医師を湖西市医会、歯牙鑑定の歯科医師を浜名歯科医師会に要請する。医

会、歯科医師会で確保できない場合は、湖西警察署及び災害対策本部を通じて県西部方面本部に要請する。

(6) 遺体対策班から送られた死亡届（遺体検案書）を受理し、埋火葬許可申請を発行し、遺体対策班へ送付する。

(7) 火葬を円滑に行うため、火葬場に対し火葬能力の増強などの必要な指示をする。

(8) 遺体措置の記録、集計、写真などの整理・保管を行う。

※ 留意事項

遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明遺体数などに関しては、安易に死亡者数を公表せず、警察、消防、県など関係機関と協議調整のうえ、公表することとする。

なお、死者としての計上は検視・検案・歯牙鑑定終了後に行うこととする。

8 遺体対策班業務内容

(1) 遺体安置所の開設及び運営

ア 施設を開場し、施設の設備の被災状況を確認（建物自体、電気、水道、トイレ、通信手段の確保など）後、遺体安置所を開設する。開設に際し、二次災害を考慮し安全性の確保に努める。

イ 被災などにより、施設使用が不可能な場合には、必要に応じて代替施設を市災害対策本部に要請する。

ウ 必要箇所に施錠をして、部外者の侵入防止措置を講ずる。

エ 開設に際し、必要資機材・不足資機材などを市災害対策本部に報告する。

オ 開設後、速やかに市災害対策本部に状況を報告する。

カ 施設床面の保護のため、シートを敷く。

(2) 遺体の搬送・収容

ア 応援要員（警備部）なども含め、分担して遺体の搬送・収容に努める。

イ 警察・消防・自衛隊・住民などから、遺体発見の連絡を受け、搬送を要請された場合には、必要に応じて現場に向かい状況を確認し、搬送する。なお、検視・検案・歯牙鑑定が速やかに行われるよう、遺体の発見・収容状況が判る者の確保に努める。

ウ 遺体を遺体安置所に丁寧に収容する。

エ 自治会・消防・警察・自衛隊・ボランティアなどと協力して搬送・収容を行う。

(3) 受付、総務

ア 遺体安置所内に受付及び職員待機スペースを設置する。

イ 受付で、「遺体安置状況票」（様式1）を作成する。

ウ 遺体搬送者から収容される遺体について、遺体発見場所、遺体の氏名、住所などを聞き取り、「遺体個票兼遺体収容票」（様式2）を作成する。（コピーを3部）

エ 遺品などについて「遺体及び遺留品引取書」を作成し、貴重品などの管理を徹底する。

オ 遺体措置に必要な資機材について管理、調整を行う。必要な資機材が不足する場合は、市災害対策本部へ連絡し調達する。

カ 市災害対策本部と遺体対策班との間で、必要とされる事項について検討し調整を実施する。

キ 遺体措置の記録、集計、写真などの整理・保管を行う。また、必要に応じて、パソコン・プリンタなどの文書作成機器の体制を整える。

(4) 遺族対策、相談

ア 遺体安置所内に遺族対策及び相談窓口を設置し、遺体安置、死亡届、埋火葬許可申請、火葬、遺体搬送などの相談を受付ける。

イ 相談を受けた際には、相談受理様式などに記載し、明確かつ確実に対応する。

ウ 職員は遺族感情を十分配慮した相談業務を実施する。

エ 遺族に対し、検視・検案の必要性及び埋火葬の手続きなどを説明する。

(5) 遺体の検視

ア 検視にあたる警察と協議し検視するスペースを確保する。

イ 遺体の検視は管轄警察署などが実施することとなるが、検視が支障なく行えるように協力、補助する。

ウ 「検視及び身元確認状況メモ」(様式2-2)を作成する。

(6) 遺体の検案、歯牙鑑定

ア 検案の医師は、警察が確保した医師のほか、市災害対策本部で調整し、湖西市医会等に要請し確保を図る。

イ 歯牙鑑定の歯科医師は、市災害対策本部で調整し、浜名歯科医師会等に要請し確保を図る。

ウ 医師、歯科医師が不足する場合は、市災害対策本部に検案医師、歯牙鑑定歯科医師の追加派遣を要請する。

(7) 遺体の処置

ア 遺体措置スペースを確保する。

イ 遺体措置スペースにおいて、遺体の洗浄、消毒などの処置を必要に応じて実施する。

ウ 遺体措置に必要な用具を確認する。

エ 身元不明の遺体については、特徴を細かく記載し、写真を撮影しておく。

オ 必要に応じて棺の組み立てなどを行う。

(8) 遺体の一時保存

ア 一時保管場所を確保し、遺体措置スペースから一時保管場所に遺体を移動させる。

イ 「遺体処理台帳」(災害救助法による救助の実施について(昭和40年厚生省社会局長通知)様式20)及び「埋葬台帳」(同様式19)を作成し、遺体を納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺等に添付する。

ウ 遺体保存に必要な資機材を確認し、必要に応じて補充するとともに、不足する

場合は、市災害対策本部に調達するよう要請する。

(9) 遺体の問い合わせ

- ア 市民からの被災者・遺体などについての問い合わせに対応する。
- イ 遺体安置所の見やすい場所に掲示板を設置する。
- ウ 処置済み遺体などの情報を掲示板へ掲示する。
- エ その他、連絡事項を掲示板に掲示する。
- オ 身元不明遺体について身体特徴など（写真）などを掲示板に掲示する。
- カ 関係機関と連携して、身元不明遺体の確認作業を実施する。

(10) 遺体の引渡

- ア 遺族の氏名、続柄、住所、連絡先を確認する。
- イ 遺体・遺品を遺族とともに確認し、遺族に引き渡す
- ウ 被災がひどく、また、遺体を引き取れない遺族については、埋火葬の手続きが終了し、埋火葬に搬送されるまでは、防疫上遺体安置所に安置するよう遺族に要請する。

また、遺族が遺体を引き取れる状況下においても、火葬場が被災した場合は、火葬まで相当の時間を要する可能性もあり、その場合、遺族宅での遺体の長期保管は衛生上の問題があることから、引き続き遺体安置所に安置するよう遺族に要請する。

- エ 必要に応じて祭壇などを準備する。

(11) 死亡届・埋火葬許可手続き

- ア 届出された死亡届（書）及び埋火葬許可申請（書）を処理する。
- イ 埋火葬許可証を遺族などに渡す。
- ウ 遺族に、死亡届と埋火葬許可の手続、近隣火葬場の状況（火葬予約状況など）を説明するとともに、状況により被災地以外の火葬場の利用を遺族に勧める。

9 注意事項

遺体の措置にあたっては、遺体への尊厳、遺族感情、環境汚染及び衛生などに細心の注意を払い、次の点に留意する。

(1) 遺体への尊厳、遺族感情など

- ア 遺体を取り扱うにあたっては、あらゆる局面において、それを単なる物体としてではなく、尊厳の対象である遺体として、常に礼が失われないよう細心の注意を払うとともに、遺族などの心境に十分配慮すること。
- イ 火葬前の遺体は遺族・親族にとって特別のものであることを理解し、死亡したとはいっても必ずしもそれをまだ本心から納得したとはいえない状態であることに注意する。
- ウ 遺族は悲嘆の状況下にあるが、病的な悲嘆反応を示す場合は必要に応じて専門家（ケースワーカーなど）に対応を依頼する必要がある。
- エ すべてにおいて公平な取扱いを基本原則とするとともに、遺体の扱いを通じて知り得た故人、家族などの情報（秘密）を無関係な第三者に対して決して漏らさ

ないよう守秘義務を厳守すること。

オ 関係機関と協力体制を保持すること。

(2) 環境汚染、衛生など

ア 可能な限り浸透性のない白衣などを着用すること。

イ 使い捨てマスクと使い捨てのゴム手袋を必ず着用すること。

ウ 怪我などで傷口がある場合は細心の注意を払うこと。

エ 遺体取扱後は必ずうがいをし、手などをよく洗い、消毒用アルコールなどで消毒すること。

オ 遺体を搬送する際には、納体袋などを使用し、胸などを圧迫しないように注意深く包んで運ぶよう注意すること。

カ 感染症の病原体に汚染された可能性の高い遺体については、医師の指示に従って慎重に取り扱うこと。

遺体措置の流れ	
災害発生 ↓ 遺体発見・通報	災害遺体多数発生 災害現場から遺体発見の通報を本部が受理する。 勤労者体育センター（遺体安置所）、火葬場の被災状況確認。
↓ 遺体安置所設置 市災害対策本部 ↓	遺体対策班は遺体安置所を設置し、活動スペースを確保する。 遺体対策班は警察と協議のうえ、必要な検案医師・歯牙鑑定歯科医師の数を市災害対策本部へ報告する。 市災害対策本部が、救護班と調整し、検案医師・歯牙鑑定歯科医師を要請する。 必要資機材（遺体安置所看板、掲示板、パソコン、プリンター、テープ、紐、机、椅子、住宅地図、コピー機、ブルーシート、棺、市内地図など）を確認する。
遺体搬送 ↓	
遺体の収容 受付 ↓	現場から遺体が搬送されたら、「遺体安置状況票」（様式 1）を作成する。 搬送者から必要事項を確認し、「遺体個票兼遺体収容票」（様式 2）を受領、または、作成する。 納帯袋に通し番号で記入する。（様式 1） 写真の受け渡し、市内地図にマーク、様式 2 を 3 部コピーする。
検視・検案・歯牙鑑定 ・警察による検視 ・医師による検案 （医師は遺族の求めに応じて遺体検案書を作成） ・歯科医師による歯牙鑑定	遺体を検視スペースに移動させ、検視する。医師が検案を行う。 歯科医師が歯牙鑑定を行う。 検視（警察）及び検案（医師）歯牙鑑定（歯科医師）活動を補助する。 遺体を一時保管場所に移動させ、警察・自主防などと協力して身元などの確認作業を行う。（様式 2-2）

遺 体 処 置 (遺体の洗浄・縫合・消毒、遺体及び所持品の写真撮影、遺体・遺品の保管)	●検視・検案・歯牙鑑定が終了した遺体は、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒を行う。 ・「遺体処理台帳」(災害救助法の様式 20) 及び「遺体埋葬台帳」(様式 14) を作成し、遺体を納棺するとともに、氏名・番号を記載した氏名札を棺に添付する。 ・遺族が引き取るまでの間、遺体安置所に一時保管する。
遺体の一時保存	・遺品の保管管理を行う。
身 元 確 認 作 業	●身元不明者については、 ・身元特定のために関係機関と連携して情報収集に努める。 ・遺体及び所持品を写真撮影し、人相・着衣・特徴などを記録し、所持品などを保管する。 ・遺族などが判明しない場合は、遺体の氏名などを掲示するなど遺族の発見に努める。
遺体の引渡し 死亡届の受理	遺族が判明した場合、遺体・遺品を遺族に引き渡す。 遺体の引渡し状況を記載する。(様式 1) 遺族あるいは関係者からの死亡届(死体検案書)を受理し、埋火葬許可証を発行する。
遺 体 の 火 葬 (埋 葬) (広域火葬計画)	遺族などによる火葬(埋葬)が行われる。 遺族などの引取り者がいない場合は、(災害救助法に基づき)火葬し、焼骨を仮収蔵などにより保存する。 火葬場が使用不可能な場合及び火葬場の火葬能力以上の遺体が発生した場合、静岡県広域火葬計画に従い県へ広域火葬を要請する。

NO	収容支部	収容日	死亡者氏名	性別	年齢	住 所	遺留品	身元引受人	同連絡先	遺体等引渡状況	
例	湖西中	12月3日	湖西 太郎	男	60	湖西市吉美〇〇〇	有・無	湖西 〇〇	576-〇〇〇〇	12月5日	湖西 〇〇
1							有・無				
2							有・無				
3							有・無				
4							有・無				
5							有・無				
6							有・無				
7							有・無				
8							有・無				
9							有・無				
10							有・無				
11							有・無				
12							有・無				
13							有・無				
14							有・無				
15							有・無				

湖西市遺体安置所	遺体No.	

遺体個票兼遺体収容票

ふりがな					
氏 名	身元不明				
生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	年	月	日	性 別 男 ・ 女 ・ 不明
住 所	身元不明				
発見時の状況					
死体発見日時及び場所	連絡	令和 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分			
	現場到着	令和 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分			
	発見場所	湖西市 〔 自宅内 自動車内 道路 勤め先 その他 () 〕			
遺体の特徴 及び遺留品の状況	完全遺体 ・ 完全遺体に近似 () の欠損				
	部分遺体 (頭部 ・ 胸部 ・ 腹部 ・ 右腕 ・ 左腕 ・ 右足 ・ 左足)				
	身体特徴		Cm	Kg	
	着 衣 上着等	下着等	靴等		
発見者	住所	電話			
	氏名	死亡者との関係	居所 住所地・その他 ()		
身元引受人	住所	電話			
	氏名	死亡者との関係	居所 住所地・その他 ()		
遺体搬送者	住所(所属)	電話			
	氏名	死亡者との関係	居所 住所地・その他 ()		

確認欄	安置所受付	地図記入	遺品の確認	検視・検案	遺体処置	遺体等引渡
サイン						
月/日 時:分	/ :	/ :	/ :	/ :	/ :	/ :

様式2-2

支部名	支部	遺体No.	
湖西市遺体安置所		遺体No.	

検視及び身元確認状況メモ

検 視 状 況	
身 元 確 認 状 況	

*この様式は、検視・検案時に使用しますが、参考となることがありましたら、搬入者も記入ください。

1 6 ライフライン

1 6 - 1 給水資機材一覧表

(上下水道課/危機管理課)

区分	種類	容量 (ℓ)	数量	容量 (ℓ)	保管場所
1	給水車	3,800	1	3,800	市役所西倉庫
2	給水タンク (アルミニウム製)	1,000	2	2,000	水防倉庫 1,000×2基
		2,000	5	10,000	旧内山焼却場 2,000×5基
3	給水タンク (合成樹脂製)	1,200	10	12,000	鷺津水源倉庫3 中之郷配水場6 内山配水場1
4	給水タンク (合成樹脂製)	500	1	500	水防倉庫 1
5	ポリ容器	20	170	3,400	防災センター倉庫70個 鷺津水源倉庫80個 内山・中之郷配水場20個
計				31,700	

1 7 応急復旧

1 7-1 災害時の応急住宅対策マニュアル

(建築住宅課)

第1章 静岡県地域防災計画

静岡県地域防災計画（平成27年6月）では、次のとおり住宅の応急対策について定めている。

I 一般対策編

第3章 災害応急対策計画

第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

1 主旨

この計画は、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、県の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。

2 災害救助法に基づく県の実施事項

(1) 応急仮設住宅設置

ア 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者

イ 規模及び費用

資料編（20-1）のとおり

ウ 着工期間

災害発生の日から20日以内。

ただし、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 住宅応急修理

ア 修理対象者

災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 規模及び経費

資料編（20-1）のとおり

ウ 修理期間

災害発生の日から1か月以内。

ただし、期間内に完成できない場合は、厚生労働大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長することができる。

3 市町長の要請に基づく県の実施事項

(1) 建築資材及び建築業者等の調達あっせん

建築資材については資料編（12-8）＜建築資材調達予定先一覧表＞に基づき調達をあっせんし、建築業者等については＜第3節応援計画＞により措置する。

（２）輸送方法

ア 調達あっせんによる資材の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。

イ 輸送が当該物資発注先において措置できないときは、＜第17節輸送計画＞に基づき措置するものとする。

4 市町長の要請事項

市町長は、資材等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、知事に調達あっせんを要請するものとする。

ア 被害世帯数（全焼、全壊、流失、半焼、半壊）

イ 住宅設置（修理）戸数

ウ 住宅設置（修理）に必要とする資材品名及び数量

エ 住宅設置（修理）に必要とする建築業者及び人数

オ 連絡責任者

カ その他参考となる事項

5 災害復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の活用

災害復旧用材（国有林材）の供給は、特別措置により、知事、市町長等からの要請で行う。

災害復旧用材（国有林材）の供給の特別措置については資料編（12-7-1）のとおり。

6 災害時要援護者への配慮

応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

7 住宅の応急復旧活動

県及び市町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

Ⅱ 地震対策編

第5編 災害応急対策

第10章 地域への救援活動

510-10 応急住宅の確保

1 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

2 県

（１）被害状況の把握

市町の被災状況により、県下全体の被災状況を把握する。

(2) 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

(3) 応急仮設住宅の建設

ア 被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。

イ あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。

ウ 知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。

(4) 公営住宅等の一時入居

ア 応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。

イ 県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

ウ 国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。

(5) 民間賃貸住宅の応急住宅としての活用

民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。

(6) 応急住宅の入居者の認定及び管理

知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、災害時要援護者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。

(7) 住宅の応急修理

知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。

(8) 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん

ア 県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、「住宅の応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書」を提出した業者等に協力を求めて調達する。

また、建築業者の応援動員、国有林材の購入及び県営林材の利用については、一般対策編による。

イ 市町長からあっせんの要請があったときは、知事はアに定める者に対し協力を要請する。

ウ 資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼するものとする。

なお、当該物資発注先において輸送できないときは、緊急輸送計画の定めるところにより措置する。

(9) 住居等に流入した土石等障害物の除去

知事は、市町長から要請があったときは、障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・あっせんを行う。

3 市町

(1) 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

(2) 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

(3) 応急仮設住宅の建設

ア 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設する。

イ 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。

(4) 応急住宅の入居者の認定

ア 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。

イ 入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。

(5) 市町営住宅等の一時入居

市町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

(6) 応急住宅の管理

ア 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。

応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

イ 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

(7) 住宅の応急修理

建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

また、対象者の認定は、自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に行う。

(8) 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

ア 市町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

(ア) 応急仮設住宅の場合

- ①被害世帯数（全焼、全壊、流失）
- ②設置を必要とする住宅の戸数
- ③調達を必要とする資機材の品名及び数量
- ④派遣を必要とする建築業者数
- ⑤連絡責任者
- ⑥その他参考となる事項

(イ) 住宅応急修理の場合

- ①被害世帯数（半焼、半壊）
- ②修理を必要とする住宅の戸数

③修理を必要とする資機材の品名及び数量

④派遣を必要とする建築業者数

⑤連絡責任者

⑥その他参考となる事項

イ 市町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

(9) 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市町長は、市町のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。

ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）

イ 除去に必要な人員

ウ 除去に必要な期間

エ 除去に必要な機械器具の品目別数量

オ 除去した障害物の集積場所の有無

※ 災害救助法においては、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、住居等に流入した土石等障害物の除去は知事が行うこととされているが、法30条に基づき、本県では、応急仮設住宅の供与を除き、これらの実施を市町長に委任することとしている。

また、応急仮設住宅の供与についても、知事が状況により必要と認めた場合は市町長が行うこととしており、過去の事例では、迅速な救助を実施するため、建設、管理ともに当該市町に委託している場合が多い。

第2章 住宅の応急対策の概要

1 住宅の応急対策の概要

(1) 発災後の応急住宅対策は、時間の経過とともに、危険回避段階、応急避難段階、応急居住段階、恒久居住段階に整理することができる。また、応急段階における居住空間を確保するための行動は、大きく「自立型」と「救済型」に分けられる。

「自立型」…自力で建設のほか、親戚知人宅へ寄留や借家の確保、住宅の応急修理などがある。

「救済型」…避難所や応急仮設住宅、あるいは災害公営住宅の供給により対応する。

各 段 階		自 立 型	救 済 型
1	危険回避段階 (発災～1日) 【安全確保】	・広域避難地 ・公園、空地	・一次避難地 ・学校 ほか
2	応急避難段階 (1日～1週間) 【生活確保】	・住宅応急修理 ・ホテル ・疎開、寄留 ほか	・避難所 ・公的宿泊施設 ・ホテル・船 ほか
3	応急居住段階 (1週間～2年) 【生活再開】	・住宅応急修理 ・民間賃貸住宅入居 ・コンテナハウス ・寄留 ほか	・公営住宅等の一時入居 ・民間賃貸住宅の一時提供 ・応急仮設住宅 ・社会福祉施設の活用 ほか
4	恒久居住段階 (半年～) 【生活再建】	・自力建設、補修 ・民間賃貸住宅入居 ・公的住宅 ほか	・災害公営住宅 ・一般公営住宅 ・その他公的住宅 ほか

(2) 避難所生活を早急に解消し、生活復興に向けての足掛かりとするため、自己の資力で住宅を確保できない者に対し、被災住宅の応急修理、公営住宅の一時入居及び応急仮設住宅の供給等の応急対策を実施する。

ア 住宅の応急修理

イ 公営住宅等の一時入居

ウ 応急仮設住宅

(ア) 民間賃貸住宅の一時提供

(イ) 応急仮設住宅の建設

エ 民間賃貸住宅の情報提供

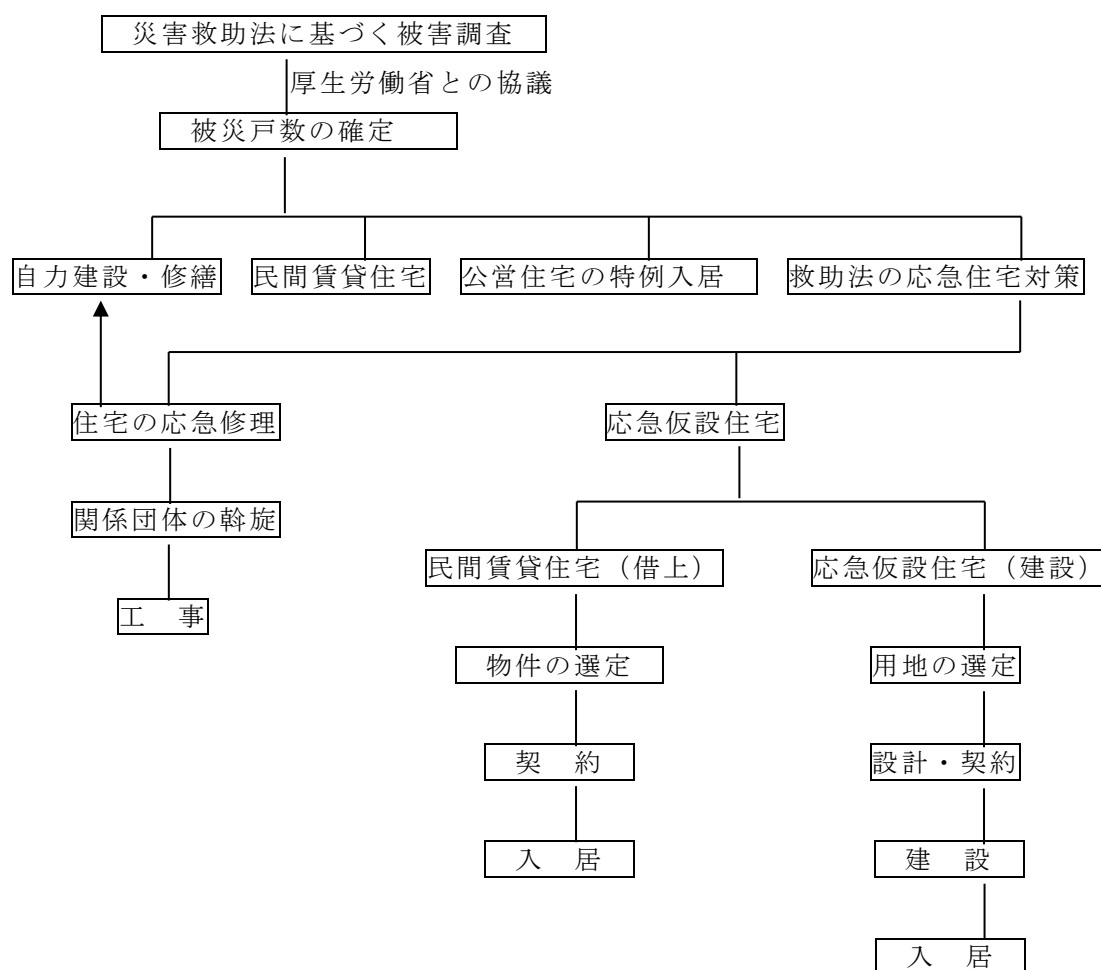
※災害救助法第23条（救助の種類）のうち住宅関係の救助の規定

①避難所の設置（被害を受けた・受けるおそれのある者）

②応急仮設住宅の供与（住家が全壊、全焼、流出し住家がない者）

③住宅の応急修理（住家が半壊、半焼した者）

< 応急住宅対策フロー >



救助法の応急住宅対策

区分	住宅の応急修理	応急仮設住宅	
		民間賃貸住宅（借上）	応急仮設住宅（建設）
程度	半壊（修理して居住）	全壊（居住できない）	
事務	関係団体との協力体制 業者リスト 修理計画 契約・支払い 施工指示	関係団体との協力体制 住宅の確保 契約・支払い 入居事務 管理事務	関係団体との協力体制 建設戸数確定 用地確保 契約・支払い 建設工事 入居事務 管理事務 撤去

2 実施体制

災害救助法は市町（行政区域）単位で適用され、応急救助活動は原則として知事が行う（法定受託事務）が、知事は必要に応じ市町長に事務委任することができる。

（１）県の体制

ア 住宅の応急修理については、災害救助法を所管する健康福祉部政策監付から市町へ事務委任する。

イ 民間の賃貸住宅物件の情報提供については、くらし環境部住まいづくり室が不動産業者団体に協力を要請し実施する。

ウ 公営住宅等の空家の一時入居等の事務については、くらし環境部（公営住宅室）が行う。

エ 民間賃貸住宅の一時提供については、健康福祉部政策監付が不動産業者団体に協力を要請し提供住宅のリストをまとめるとともに、入居、管理等の事務については市町へ委託する。

オ 応急仮設住宅事務全体の総括は根拠法である災害救助法を所管する健康福祉部政策監付が行う。知事が状況により必要と認めた場合は、市町に事務委任する。

仮設住宅の建設に関わる事項については、くらし環境部住まいづくり室が行うが、入居関係の事務、管理事務については市町に委託する。

※災害救助の実施及び市町に対する指導監督は、健康福祉センター長の専決事項（静岡県事務決裁規程第４条）

（２）市町の役割分担

ア 住宅の応急修理を県から委任されて実施する。

イ 県が行う民間の賃貸住宅物件の情報提供に協力する。

ウ 公営住宅等の空き家を一時入居のため提供する。

エ 民間賃貸住宅の一時提供については、県からの委託により入居関係の事務、管理事務を行う。

オ 応急仮設住宅の建設用地の確保は県の協力を得て市町が行う。入居関係の事務、管理事務については、県からの委託により市町が行う。

建設事務について、市町に事務委任された場合は、県は、規格、規模、構造、単価を定め、設計書を市町へ明示する。

市町へ委任した場合の精算方法は、災害救助費の繰替支弁金の精算方法による（「災害救助の手引き」参照）。支出調書、領収書の写し等支払証拠書が必要となる。

（３）その他

担当部署の事務量が膨大であるため、住宅の応急対策の事務量全体を可能な限り正確に把握し、時系列的に処理方法について検討しておくとともに、必要に応じ、あらかじめ

め関係部局と調整を図っておく。

※迅速な住宅の被害状況調査（被害認定）

住宅の被害状況調査は、被災直後において、応急住宅等の必要量の概算、住宅の被害概況の把握・分析、被災者支援のための各制度の資格基準などに必要であり、迅速な実施が必要である。

大規模災害時には膨大な数の調査を短期間に実施することとなるため、市町においては、調査方法（「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府））を十分理解し、実施体制を整備しておくとともに、大規模地震等の被災地で使用された簡便な調査票による実施や、非被災地からの応援要員の受入を想定しておく必要がある。

<参考> 阪神淡路大震災時の例

県の体制

兵庫県の住宅関係の執行体制は、応急仮設住宅建設に関わる国、市町との調整と、管理を除く公営住宅事務全般については住宅建設課が、公営住宅の管理事務については住宅管理課が、また実際の応急仮設住宅の建設については営繕課が行った。

市町の役割分担

阪神・淡路大震災において兵庫県では、用地については市町村が手当し、建設については主として兵庫県が実施したが、後日、神戸市ほか4市も建設を行った。

3 住宅の応急修理

（１）被災住宅の応急修理

災害により、住家が半焼又は半壊の被害を受け、そのままでは当面の生活を営みえず、しかも自らの資力ではその応急修理ができない者に対して、必要最小限度の修理を行い、被災者の生活の安定を図る。

迅速な実施を図るため、修理を必要とする者の居住地の市町長にその修理の実施を委任する。

修理は、委任を受けた市町長が直接又は業者に請負わせて行い、災害発生の日から1ヶ月以内にこれを完了する。

県及び市町は、修理業者の参考とするため住宅直し隊の名簿を住宅相談窓口に配備しておく。

（２）対象者

以下の全ての要件を満たす者

ア 住家が半壊の被害を受けた者

- ・全壊の住宅は修理を行えない程度の被害を受けた住家であり、応急修理の対象としない。

イ 直ちに住宅の応急修理を行わなくては、当面の日常生活が営みえない状態にある者（応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる者）

- ・対象者が避難所、車等で避難生活を送っており、または、自宅にいるが、炊事、排泄、就寝、入浴のためのいずれかの箇所が損なわれ当面の日常生活が困難な者で、応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる者
- ウ 自らの資力をもって応急修理ができない者
 - ・民生委員が指導中の登録世帯及び災害により登録世帯として指導を要することとなった世帯。
- エ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げ、公営住宅の一時入居を含む）を利用しない者
- オ 公営住宅、会社の寮、社宅、飯場、借家以外の住宅に居住している者（ただし、所有者が応急修理を行えないか、又は行わないときを除く）

（３）所得等の要件

- 前年度の世帯収入が、次のいずれかの要件を満たす世帯
- ア 年収 ≤ 500万円
 - イ 500万円 < 年収 ≤ 700万円かつ、
世帯主が45歳以上又は要援護世帯
 - ウ 700万円 < 年収 ≤ 800万円かつ、
世帯主が60歳以上又は要援護世帯
- ※年収の算定方法及び対象となる要援護世帯は被災者生活再建支援法に同じ

（４）修理の範囲

- 居住に必要な必要最小限度の応急修理について実施する。
- ア 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
 - イ ドア、窓等の開口部の応急修理
 - ウ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
 - エ 衛生設備の応急修理

（５）対象修理

- ア 地震等対象災害による被害と直接関係ある修理のみが対象
- イ 内装に関するものは原則として対象外
- ウ 修理方法は代替措置でも可能
- エ 家電製品は対象外

（６）費用の限度額

- ア 一世帯あたり500,000円以内（平成18年度改正）

（７）完了期間

- ア 災害発生の日から1ヶ月以内

< 参考 >

住宅の応急修理要領

1 目的

災害により住家が半壊又は半焼し、そのままでは、当面の生活を営みえず、しかも自らの資力ではその応急修理ができない者に対して、必要最小限度の部分の修理を行いもって生活の安定を図ることを目的とする。

2 対象者

住宅の応急修理を行う者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 「災害り災者調査原票」により調査し、住家が半壊又は半焼と確定された者であること。
- (2) 直ちに住宅の応急修理を行わなくては、当面の日常生活が営みえない状態にある者。
- (3) 自らの資力をもって応急修理ができない者。（民生委員が指導中の登録世帯及び災害により登録世帯とし、指導を要することとなった世帯。）
- (4) 公営住宅、会社の寮、社宅、飯場、借家以外の住宅に居住している者。（会社等の施設の場合で、会社が倒産して応急修理を行えないか、又は行わないときを除く。）

3 規模及び費用

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その費用は、一戸あたり 円以内とする。

4 修理の実施方法

- (1) 救助の迅速を図るため、修理を必要とする者の居住地の市町長にその修理の実施を委任するものであること。
- (2) 委任を受けた市町長は、請書（様式1）に住宅の応急修理を要する者の名簿（様式2）を添えて知事に提出すること。
- (3) 修理は、委任を受けた市町長が直接又は業者に請負わせて行い災害発生の日から1ヶ月以内にこれを完了すること。
- (4) 工事着工の際は、着工届（様式3）に修理設計書（修理平面図、仕訳書）又は資材、労務費（大工、左官、建具職等）見積書及び工事請負契約書の写等を添え、知事に提出すること。
- (5) 工事完了の際は、完了届（様式4）を速やかに知事に提出し、その検査を受けること。

5 委任期間

災害発生の日から1ヶ月以内とする。

6 支払い請求

市町長は、竣工検査が終了した後、請求書（様式5）2部を知事に提出すること。

7 書類の提出

市町にあっては、所轄の県健康福祉センターを経由（事務所控1部を加え）して、健康福祉部政策監付へ提出すること。

4 公営住宅等の一時入居

（1）入居対象者等

① 公営住宅の「一時入居」適用の考え方

被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可として、公営住宅管理者は入居の許可を行うことができる。ただし、「目的外使用」の適用については、事前に国土交通省との協議を要する。（国土交通省との「目的外使用」協議は公営住宅管理者（県、市町）が行う。）

② 原則

入居の条件としては、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令及び公営住宅管理条例等を準用することとなる。

ア 被災者の実情に照らし、適切な入居期限とすること。

イ 収入基準等の入居者資格要件を問わないものとする。

ウ 災害による暫定入居として公募除外対象とすること。

エ 入居者の事情により、適宜家賃等の徴収猶予又は減免を行うこと。

オ 被災者か否かの判断は、市町が発行する罹災証明書等により行うこと。

③ 大規模災害時等

提供可能戸数に比べ、入居希望者数が著しく多いと予想される場合は、応急仮設住宅の入居者条件と均衡を保つため、上記ア、イについて制限を設定する。（公営住宅室と健康福祉部政策監付の協議により設定）

（例）・入居期間を2年間以内とする。

・住家が全焼、全壊または流失した者であること。

・障害者、高齢者、病弱者等であること。

（2）提供可能戸数調査

ア 公営住宅の空家を被災者の一時入居に活用するため、公営住宅の被害状況、空家状況を調査する。（県、市町）

イ 一時入居が可能な公営住宅等のリストを作成する。（県、市町）

（3）入居者の募集・選定

ア 県営住宅の一時入居については、募集・選定の一元化を図るため団地所在地の市町に委任する。

イ 市町は入居者の選定を行う。

(4) 入居後の留意事項

市町は、応急仮設住宅入居者に対して行う福祉サービス等について、公営（県営を含む）一時入居者に対しても同等となるよう努めること。

(5) 一時入居者から正式入居者へ

一時的な入居を行った者について、公営住宅法の入居者資格要件に該当する者については、必要に応じて、災害による特定入居として正式入居とすることができる。（県、市町）

5 応急仮設住宅

（民間賃貸住宅の一時提供及び応急仮設住宅の建設の共通事項）

(1) 供与対象者

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保できない者であること。

（例）・生活保護法の被保護者並びに要保護者

・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等

※ただし、一定額による厳格な所得制限等は行わず、制度の趣旨を理解して運用する。特別な事情により、その他の者に供与すべきときは厚生労働省と協議する。

エ 災害地における住民登録の有無を問わない。

(2) 入居者の決定

ア 対象者の決定事務は基本的に、知事が市町長へ委託して実施する。

イ 入居希望者の中から供与対象要件により対象者を決定する。選考に当たっては、関係者の意見を徴する選考委員会等の設置等により、適正な選考を行うこと。

ウ 一般に、民間賃貸住宅等は応急仮設住宅より住環境が優れていることから、災害時要援護者の優先的入居について配慮する。

エ 入居の際、あらかじめ被災者に本制度の趣旨及び入居期限を徹底するとともに、早期に恒久的な住宅に転居させるよう措置することが必要である。

(3) 供与期間

ア 供与期間は2年以内。2年を超える場合は厚生労働大臣との協議を要する。

(4) 管理

ア 知事は市町長と管理委託契約により事務を委託する。

※ 応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の書類、帳簿等を整備し、保存しておかなければならない。

- ・救助実施記録日計表
- ・応急仮設住宅台帳
- ・応急仮設住宅用敷地賃借契約書
- ・応急仮設住宅用使用賃借契約書
- ・応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、設計書、仕様書等
- ・応急仮設住宅建築のための工事代金等支払い証拠書類 ほか

＜留意事項＞

入居関係

1 対象条件は以下の条件をすべて満たす場合

- (1) 住家が全焼、全壊または流出した者であること。
- (2) 居住する住家がない者であること。
- (3) 自らの資力をもって住宅を確保できない者であること。
(資力については例外の検討も必要)

2 入居希望者の把握

- (1) 各避難所の責任者は仮設住宅の入居希望の有無を確認する。
- (2) 市町は各避難所の入居希望者を集計し、必要戸数及び入居者の優先順位を決定する。

3 優先入居対象者

- (1) 特定の資産のない老人、病弱者並びに身体障害者
- (2) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- (3) 特定の資産のない母子世帯
- (4) 上記各号に準ずる者（柔軟な対応が必要）
例：父子家庭で小さな子どもを抱えて困っている世帯

4 上記以外の者の入居順序・入居地の決定方法

- (1) 応急仮設住宅への入居決定は、個々の世帯の必要度に応じて決定されるべきである。
- (2) 入居順序、入居地の決定は抽選等の客観的な方法を採用する。
- (3) 入居地決定にあっては入居者の希望に配慮する。（抽選用紙に第1希望地、第2希望地等の欄を設ける等）
- (4) その他諸般の事情を考慮して、入居者の優先順位を決定する。
- (5) 入居決定後は、速やかな入居を勧め、決定後でも長期未入居や荷物物置場に使用されるなど、本来の目的を果していない場合は、入居者の意思を確認し、入居に意思がなければ退去を促し、順番を待っている者を入居させる。

5 入居決定に当たっての留意点

- (1) 仮設住宅生活の長期化も想定し、地域における互助等ができるよう、高齢者・障害者が一定の地域に集中しないよう配慮する。
- (2) できる限り被災前のコミュニティ単位で入居させる。
・阪神・淡路大震災では、避難生活の長期化に伴いコミュニティづくりが課題とな

った。

- (3) 市町だけで判断することが困難な場合は、被災者の代表を選考委員会委員に委嘱することも考えられる。
- (4) 入居者には、次のことを説明し、理解を得ておくこと。
 - ・ 応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するものであること。
 - ・ 一定の期間経過後は、撤去等が行われるべき性格のものであること。
- (5) 被災直後の混乱時には各世帯にあった仮設住宅を提供することができないため、1人暮らしの2K入居者が1K（单身者用）に移る場合などが想定されるので、混乱を招かないよう事前に説明しておく必要がある。

管理関係

1 設置方針

- (1) 入居者が地域内で孤立しないように、周辺住民との交流に配慮する。
- (2) 建設の場合、団地内の地域社会づくりのための自治会などの育成を図るとともに、活動の拠点としての集会施設の設置も検討すること。
 - ・ 集会施設は、住民による自主的運営が原則
 - ・ 各種情報が入るよう、必要に応じ情報通信機器の配備等を図る
- (3) 高齢者や单身入居者等の孤立しがちな者に対して、自治会等を中心に、民生委員やボランティア等の連携体制（ネットワーク）による見守り活動や各種保健・福祉サービス等の提供が行われるよう配慮すること。

2 維持管理

- (1) 管理を委託された市町は、建設された応急仮設住宅を公営住宅に準じて維持管理する。
- (2) 入居者の管理については、入居状況の把握に努め、入居者が退去した場合は、健康福祉センターにその旨報告し指示を受けること。
- (3) 市町は、入居者の実態を把握して一般住宅への転居を勧め、各種施策の積極的な活用による応急仮設住宅の早期解消を図ること。

3 入居者への行政サービスの役割分担

- (1) 他市町に居住していた者が当該市町の仮設住宅に入居した場合、前居住市町と当該市町間の負担について検討が必要。
 - ・ 阪神・淡路大震災では、入居者に対するケアは当該市、費用負担は前居住市。市相互で調整。

4 入居者への支援について

- (1) 保健・医療・福祉、住宅、就職相談等各種行政サービスが提供されるよう配慮すること。
- (2) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）など中長期的な精神保健対策の実施に留意すること。
- (3) 日常生活の利便性の向上のため、大規模な応急仮設住宅団地を建設した場合には、

必要に応じて路線バスの増・新設等を行うこと。

(4) 被災者の恒久住宅への移転の推進・支援を行うこと。

- ・恒久住宅需要の的確な把握
- ・住宅再建に対する支援策の周知徹底
- ・公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知、公営住宅の優先的入居の検討
- ・高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等
- ・住宅等に関する十分な情報の提供

< 参考 >

全壊要件の運用例

当該時点では住家に直接被害はないが、二次災害等により被害を受けるおそれがあるなど、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者と同等と見なす必要がある場合は、厚生労働省と連絡調整を図ること。

阪神・淡路大震災では、半壊と認定を受けた住家についても、取り壊さざるを得ない住家は全壊とみなされた。

資力要件の運用例

阪神・淡路大震災では、被害の大きさや深刻さ等を勘案し、所得や資産等の資力要件についての厳格な運用は行わず、必要と考えられる希望者にはできる限り供与された。また、雲仙岳噴火災害においても災害の特殊性を勘案し、同様の考え方で供与された。

供与期間

i 阪神・淡路大震災

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」が適用され、建築基準法上の応急仮設建築物として供与期間を延長した。

ii 雲仙岳噴火災害

基礎の補強等を行うなど建築基準法上の一定の要件に適合させる措置を行い、建築部局の一応の了解を得て供与期間を延長した。

阪神・淡路大震災の応急仮設住宅の状況

兵庫県下における被災状況は全壊家屋（全焼含む）99,996棟、世帯数は188,068世帯（平成8年1月4日兵庫県調べ）。兵庫県における被災者向け建設の応急仮設住宅は48,300戸（兵庫県内建設47,230戸、大阪府内建設1,070戸）で世帯数に対する割合は概ね2.6割。

神戸市では六甲の北側や臨海部で大規模な公的宅地開発が行われており、これらの土地が応急仮設住宅用地や恒久的な住宅対策用地として活用された。このような環境

は本県には乏しい。

5-1 民間賃貸住宅の一時提供

(1) 設置者

ア 原則として、知事が民間賃貸住宅の借上げを行う。

(2) 設置方法

ア 民間賃貸住宅の活用にあたっては、厚生労働省と協議の上実施する。

イ 民間賃貸住宅が災害発生時に優先的に確保できるよう、あらかじめ関係団体等と協定を締結するなど、協力体制の確保に努める。

ウ 災害発生時には、業界団体に住宅の提供及び住宅リストの提出を依頼する。

依頼先：（社）静岡県宅地建物取引業協会

（社）全日本不動産協会静岡県本部

エ 住宅の選定に当たっては、物件の安全確認を行うとともに、住宅の質に著しい差のないよう、同水準の住宅の選定に努める。

(3) 借上げ戸数

ア 提供された民間賃貸住宅戸数等の状況を基に県が決定する。

(4) 住宅の規模

ア 応急仮設住宅の1戸当りの基準面積は29.7㎡（9坪）であることを踏まえ、提供された住宅の中から応急救助の趣旨に反しない程度の規模の住宅を選定する。

イ 世帯規模に合わせ、供与する住戸の規模を検討する。

(5) 国庫負担の対象となる費用・限度額

ア 2年間供与した場合の家賃等の合計額を、1戸当たり限度額2,342,000円（平成18年4月1日改正）以内とする。

イ 限度額を超える場合は、厚生労働大臣と協議する。

※1戸当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、1戸当たりの平均を示したものであり、全体の平均がこの範囲内であれば差し支えない。

(6) 借上げの開始

ア 応急仮設住宅は災害発生の日から20日以内に着工することから、この期間内を目途に借上げを実施する。

(7) 供与期間

ア 6ヶ月を原則とする。延長が必要な場合は6ヶ月以内で延長する。

イ 借上げ期間については厚生労働省大臣と協議する。

ウ 入居期間については、入居前に十分な説明を行うとともに、早期に恒久的な住宅に転居させるよう措置することが必要である。

(8) 処 分

ア 一時入居の民間賃貸住宅がその目的を達したときは、厚生労働大臣の承認を得て、速やかに賃貸契約を解約する。

<留意事項>

安全確認

1 一時提供する民間賃貸住宅の現状把握

(1) 提供する民間賃貸住宅の災害による被害影響を確認する。

ア 住宅が2次災害の生じないことの安全性の確認

イ 高齢者等の入居が可能かどうか

期間の延長

1 2年(処分制限期間)を経過した場合

(1) 経過直後の利用状況を健康福祉センターに提出する。

(2) 応急仮設住宅の供与期間を延長するときは、厚生労働大臣に協議の上、供与期間の延長承認を得る。

<参考>

民間賃貸住宅等の活用

i 阪神・淡路大震災

阪神・淡路大震災では、大量の応急仮設住宅を早期に確保することが著しく困難であったため、6ヶ月間を基本として、緊急に入居を必要とする要援護者のみを対象に、賃貸住宅等の利用による応急仮設住宅を認めた。

ii 新潟県中越地震

新潟県中越地震では、宅地建物取引業協会に協力を要請し、民間賃貸住宅の提供を受けるなど、一時提供住宅の活用を図った。民間賃貸住宅に174世帯が入居。

5-2 応急仮設住宅の建設

(1) 設置者

ア 原則として、知事が自らの責任において行う。

イ 知事が状況により必要と認めた場合は、市町長に委任し実施する。(状況に応じ市町長と協議し決定する。)

(2) 設置方法

ア 応急仮設住宅の建設戸数については、民間賃貸住宅等の活用可能戸数を勘案して決

定する。

イ 市町に建設を委任する場合は、市町間で格差が生じ被災者に不公平感を与えないよう、県において規格・規模・構造・単価等の設計書等を作成し、同質のものをつくるよう指導する必要がある。

ウ 建築資材等の買い取りにより設置しても、リースにより設置しても差し支えない。県においては、基本的にリースによる設置を検討する。

エ 応急仮設住宅の建築は、県又は市町の一括請負工事として実施しても、直営工事として実施しても差し支えない。

オ 公有の倉庫等を改造する場合も規模等が応急仮設住宅の内容に適合していれば仮設住宅として差し支えない。

(3) 設置戸数

ア 設置戸数は市町の被災状況を基に県が決定する。市町は迅速に被災戸数の把握に努めること。

(4) 住宅の規模

ア 応急仮設住宅の1戸当りの基準面積は29.7㎡（9坪）

イ 世帯規模に合わせた多様な住戸の供与が望ましい。

ウ 1戸建て、長屋建て、共同住宅形式のいずれも可能。

エ 高齢者仕様（ユニバーサルデザイン対応）も必要に応じ設置する。

(5) 修理・改造等

応急仮設住宅は県の財産であるので、修理・改造は、財産管理に関する条例または規則等の規制を受ける。

(6) 国庫負担の対象となる費用・限度額

ア 1戸当り限度額 2,342,000円（平成18年4月1日改正）

イ 限度額を超える場合は、厚生労働大臣と協議する。

※1戸当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、1戸当たりの平均を示したものであり、全体の平均がこの範囲内であれば差し支えない。

ウ 原材料費、労務費、付帯工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費が含まれる。

エ 高齢者、障害者等の安全や利便に配慮した構造・設備とするための費用（手すり・玄関取合スロープ等）、暑さ寒さ対策のための断熱材の費用、敷地内の建物に付帯する屋内外の各種設備の整備費用（敷地内外灯、簡易舗装等の外構整備、冷暖房機器等）も設置費用に含まれる。

オ 建物に附帯しない器具・備品の類は、原則として応急仮設住宅の附帯設備の対象としない（ガス台、電灯の傘等は附帯設備とされている。）ので、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与等として取り扱うこと。

(7) 着工期間

- ア 応急仮設住宅は災害発生の日から20日以内に着工する。
- イ 20日以内に着工できない場合には、厚生労働大臣に事前に協議し延長する。（延長することが認められるのは必要最小限の期間。）

(8) 供与期間

- ア 応急仮設住宅については、建築工事が完了した日から2年以内。
 - イ 2年を超える場合は、厚生労働大臣と協議を要する。
 - ウ 建築基準法上は、3ヶ月を超える場合、仮設許可を受けなければならない。（ただし、2年以内の期間に限る。）
- 平成8年6月14日「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特例措置に関する法律」により、非常災害または特定非常災害の場合は、この仮設許可が1年以内の期間で延長が可能。（再延長も可。）

(9) 管 理

- ア 知事は市町長と管理委託契約を締結し、管理事務を委任する。

(10) 処 分

- ア 応急仮設住宅がその目的を達したときは、適正な価格によって換価処分し、負担区分に応じて国庫及び県の収入にすることが原則である。
- イ 国庫負担の対象となった応急仮設住宅を2年以内に目的を達して処分しようとするときは、厚生労働大臣の承認を得なければならない。
- ウ 処分制限期間を経過したものは、経過時点における利用状況を厚生労働省へ報告しなければならない。
- エ 入居者は単に反射的利益として居住する権利が与えられているに過ぎないため、居住権を主張することは認められない。
- オ 処分費用（解体撤去費用、用地の復旧）は原則として県が負担する。

(11) 福祉仮設住宅

- ア 福祉仮設住宅とは、高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する応急仮設住宅であり、必要に応じ設置する。
- イ 福祉仮設住宅は、段差解消のためのスロープの整備及び手すりの設置等に配慮するほか、その他の設備・構造面においても、高齢者、障害者等の安全及び利便に配慮すること。
- ウ 福祉仮設住宅は、老人居宅介護事業等による生活援助員等による支援や居住者の互助が図られ易くするため、生活援助員室や共同利用室を設置できるほか、調理室、風

呂、便所等の一部又は全部を、共同利用を前提とした設備とすることができる。

エ 福祉仮設住宅は、被災者に提供される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数とする。従って、共同で利用する便所、風呂、調理室等の設備、老人居宅介護等事業等により常駐する生活援助員等の部屋は設置戸数として数えない。

オ 福祉仮設住宅の生活援助員は、必要に応じ老人居宅介護等事業等による配置が予定されており、災害救助法による配置は予定していないので、次の点について担当部局と十分に連携を図る必要がある。

① 必要に応じて保健福祉施策により生活援助員を配置する。

② 居住者が必要とする保健福祉サービス等が適切に提供される体制を整備する。

※ 阪神淡路大震災の反省を受け福祉仮設住宅の設置が認められた。

(12) 仮設集会所

ア 仮設住宅を同一敷地内又は隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合に設置する。一施設当たりの規模、費用は、厚生労働省と協議の上個別に定める。

(13) 建設用地の確保

ア 敷地の確保

- ・市町において、予め応急仮設住宅敷地の候補地を選定しておく。県においては、数年毎に市町への用地（候補地）調査を実施する。
- ・飲料水が得やすく、保健衛生上好適な地で、交通の便や教育、コミュニティの維持等に配慮して選定する必要がある。
- ・適当な公有地がなく、私有地を選定する場合には、2ヵ年程度の賃貸借契約を締結する。

伊豆、東部、中部地域では平地が少ない。

土地管理者等との事前の事務的な調整は困難。調査箇所は仮設住宅用地として確定できない。

期間をずらせば、他の用途との重複利用が可能。復興計画用地も含め、時系列での用地確保とその使途を想定しておく必要がある。

イ 用地（候補地）調査

（平成13年11月調査）

第3次地震被害想定に基づく想定戸数（中期的住機能支障世帯数（潜在的需要）（自宅建物が中破の場合、応急仮設住宅及び公営住宅一時入居の割合ゼロのケース））の確保を目標とした。前回調査用地については引続き確保することを前提に目標設定。

（平成17年9月調査）

前回と同じ想定戸数の確保を目標とした。

<留意事項>

建設関係

1 各市町の建設可能用地（候補地）の現状把握

- （１）建設可能用地（候補地）の敷地形状の変化と災害による被害影響を確認する。
- （２）建設予定地が避難所となっている場合は、建設可能となる時期を確認する。
- （３）下記の事項について調査・確認する。

ア 敷地が２次災害の生じないことの安全性の確認

イ 建設資材の搬入ルート

ウ 周辺の被害状況

エ 敷地内の雨水の排水、生活排水先の確保

オ 近隣に給水管・電気等が敷設されているか確認

カ 高齢者等の入居が可能な敷地であるかどうか

※ある程度事前に調査をすることが望ましい。

2 市町別建設戸数の決定

- （１）総建設戸数は数次にわたって決定していくこととなるため、次の事項について注意し、計画的、効率的に行うこと。

ア 被災した市町間の建設優先順位の決定

イ 直ちに建設着手できる敷地の選定

ウ 高齢者等の災害時要援護者を優先し、近傍敷地で建設

エ 必要総建設戸数の把握と決定

- （２）プレハブ建築協会への供給依頼は住まいづくり室が行う。

3 設計図書は以下のものを準備する。

- （１）設計書（標準設計書）：プレハブ建築協会作成のものを使用

- （２）配置図

- （３）平面図（標準平面図）：プレハブ建築協会作成のものを使用

- （４）設備図（標準設備図）：プレハブ建築協会作成のものを使用

- （５）外構図（設備を含む）：プレハブ建築協会作成のものを使用

※標準図等に含まれないものは設計書に計上のこと。

4 住まいづくり室が県下全体の戸数を取りまとめ、プレハブ建築協会に発注する。

- （１）プレハブ建築協会の役割は次のとおり

- ・参加の各メーカーに戸数の割り振りを行う。

- ・県に報告し、実施体制を協議する。

- （２）市町へ委任する場合も、プレハブ建築協会や国への連絡等はすべて県が実施する。

- （３）短時間で建設地を決定し早期発注を図る。

（入居希望者や希望場所、災害時要援護者の優先等を考慮）

5 現場監理（県または委任された市町）

- （１）現場監理者の職務

ア 現場における検査、立会い

- ・縄張り（建物建設位置の確認）
- ・竣工検査（工事完了の検査）
- ・その他業者の要請による検査や立会い

イ 関係諸官庁への許可手続きの業者指示

ウ 仮設住宅に関連するライフライン復旧の調整

エ 住民対応

※阪神・淡路大震災時はイ～エの業務に始終（メーカー担当者）

6 工事の執行体制

（１）プレハブ建築協会の会員は、輸送、作業員、宿舍等の生活環境を自ら用意して工事に当らなければならないため、困難な状況の中で建設工事を行うこととなる。

（２）事前に用意できるものや検討しておくべき事項への対応が必要。

※プレハブ建築協会と予め協議しておく

（３）地元建設業者への発注について、事前に体制準備などの検討が必要。

処分関係

1 原則として適正価格による換価処分する。

2 応急仮設住宅を建設後、2年（処分制限期間）以内に処分する場合

（１）処分できる場合

- ・応急仮設住宅を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供しようとする場合
- ・応急仮設住宅が滅失し、又は著しく破損したため居住に適さなくなった場合

（２）応急仮設住宅処分申請書（様式編参照）により申請

3 2年（処分制限期間）を経過した場合

（１）経過直後の利用状況を健康福祉センターに提出する。

（２）建築基準法上、住宅として使用できない。（建築基準法第85条）

（３）厚生労働省協議、建築基準法への対応

- ・応急仮設住宅の供与期間を延長するときには、厚生労働大臣に協議の上、供与期間の延長承認を得るほか、建築基準法上の問題を解決する措置が必要である。

用地関係

1 用地確保の考え方

（１）原則として、市町が必要な用地を確保する。

（２）やむをえない事情がある場合は、市町相互間において設置戸数の融通ができる。

（『災害救助による救助の程度等』による）

※隣接する他市町に用地を求めることの弊害

- ・行政サービスの低下や連絡の切断、受入市町の経費負担等
- ・復旧の遅れやコミュニティの形成に弊害

2 用地の事前確保

（１）第3次地震被害想定に基づき必要な用地を確保する。

(2) 用地確保のための調査を実施（市町に調査依頼）し、建設可能用地（候補地）を把握。（資料編1参照）

今後、継続的に用地の確認を行う必要がある。

(3) 場所、建設可能戸数を把握し、配置図等を作成する。

(4) 毎年見直し、変更のある場合は再登録する。

(5) 事前準備が望ましい項目

- ・各建設地の平面計画の作成
- ・仮設住宅の仕様（備品含む）検討

(6) 候補地については、事前に給水管、電気など用地の状況調査を実施しておくことが望ましい。（調査票は資料編参照）

3 建設用地に係る留意点

(1) 建設用地は公共敷地を原則とする。（仮設住宅が長期化しても安全かつ対応が可能である公共空地、公共広場等を確保）

(2) 建設地が私有地の場合は、建設着工前に「建設敷地賃借契約」を締結する必要がある。

- ・法による建設は公共地が原則で、土地借料は想定していない。（民有地も無償提供を想定、公租課税は原則減免）

※阪神淡路大震災時は、固定資産税を減免せず、民有地に同額の支出をした例あり。

(3) 学校グラウンドについては、他に用地が確保できない場合に市町の教育部局と調整の上使用することとする。

避難地等として指定されることが多く調整が必要。長期にわたる場合は教育上の問題も生じる。

4 用地調査

(1) 各市町で必要戸数の建設敷地を確保することを原則とする。

(2) 建設可能敷地は、各市町所有地を優先的に記載する。国及び県有地は除外する。

(3) 応急仮設住宅の建築面積は、約30㎡／戸程度なので、建設必要戸数の算定にあたっては、必要敷地面積は通路等を含め60㎡／戸として計算する。

(4) 建設敷地は、安全上、衛生上、構造上、設備上、施工上応急仮設住宅の建設に適する土地とする。

- ・建設地内に高低差が少ない。（建設可能な程度）

<参考>

リース方式による対応

建築資材等をリースにより応急仮設住宅を設置するとき（以下、「リース方式という。」）は、次により取り扱う。

- 1 リース方式の場合は、次年度以降に費用負担が生じる可能性があるが、災害救助費が翌年度にわたる債務負担を想定していないことから、契約は単年度契約とし、2により年度毎に必要な経費を支出することが原則であるが、3により取り扱う

事例も多い。

- 2 単年度契約とし、年度毎に必要な経費を支出する場合は、各年度の応急仮設住宅の設置のため支出できる費用の額、次年度以降の設置継続の要否及びその期間、次年度以降の予算措置、契約の方法等の問題があるので、事前に厚生労働省と連絡調整を行うこと。

翌年度以降の費用が100万円未満となる場合、災害救助法施行令（以下、「令」という。）第25条の規定により国庫負担できない場合が生じることもあるので留意すること。

- (1) 各年度の応急仮設住宅の設置のため支出できる費用の限度は、次の算式により算定した額以内となると考えられる。

$$a \div b \times c$$

a	各年度に支出しなければならない額
b	建設に伴う工事費（工事事務費及び解体撤去費等を含む。）及び建築資材2年（24月）間の借料等の応急仮設住宅の設置のために必要となる総支払予定額
c	基準告示に定める額

- (2) 設置年度には建設に伴う工事費と当該年度の建築資材リース料を計上し、翌年度以降には各年度の建築資材リース料等を計上するのが通例である。

- 3 建築資材の2年間分のリース料、解体撤去時の解体撤去費用等を含め、前払として設置年度に支払った場合は、次の理由からその額を当該年度の費用として差し支えないこととしている。

- (1) 当該年度に支出したものであること。
- (2) リース方式の場合、経費の大半が建設に伴う工事費であり、このほか、建築資材の2年間分のリース料及び解体撤去時の解体撤去費用等を含めて当初に一括払いの契約が行われているのが通例であること。
- (3) 入居者の精神的安定を図るため、一定期間の居住期間を確実に確保しておく必要があること。

なお、設置年度に前払いできる費用は、原則として契約時に払う2年間分以内の建築資材等のリース料及び解体時の解体撤去費（最低限必要な敷地復旧費を含む。）の範囲内に限る。

- 4 上記3により取り扱い、2年未満で供与を中止する場合は、原則として次による。

- (1) 2年間の供与を想定して支出できる費用を定めていることから、原則として、契約に当たっては、極めて短期間のうちに途中解約した場合には返還金が生じる契約とする。
- (2) 概ね2年程度の供与が予定され、途中解約時に返還を求める契約より返還を求めない契約の方が割安となるなどの理由により、返還を求めない契約をする場合は、契約前に厚生労働省と十分に調整を図る。

この場合、交付決定時の交付条件が変わるので特に留意する。

- (3) リース料に返還金が生じた場合、災害救助費負担金の確定時に精算することができる場合は、確定時に精算すること。確定後に返還金が生じた場合には、その返還金の一部を国庫に返還する。

入居者ケアのあり方

1 入居者の状況把握

- (1) 入居者台帳の作成による、入居者の健康状態、必要とする介護の状況等の把握
(2) 台帳のケース記録簿としての活用（入居者の健康状況の変化、必要とする介護の種類、程度を的確に把握、提供できる体制確保）

2 入居者の状況に応じたケア体制の確保

- ・ケースワーカー、民生委員等による巡回相談の実施
- ・保健婦等による健康相談（メンタルヘルス相談を含む）
- ・常設相談員の配置
- ・夜間監視員の配置
- ・ホームヘルパーによるホームヘルプサービスの提供
- ・一人暮らし老人等緊急時に対応するため緊急通報装置の設置

3 介護提供に必要な人材の確保

- (1) ホームヘルパー・保健婦など既存の人材の活用
(2) 緊急時に協力可能な人材を平常時に把握
 - ・ホームヘルパー養成研修修了者や介護研修修了者等
(3) 失業者をケア・サービス要員として雇用

4 常時介護が必要な人に対する対応

- ・介護体制の整った社会福祉施設への緊急入所など

6 民間賃貸住宅の情報提供

(1) 関係団体への協力依頼

県は民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に物件情報を提供するため、協定に基づき、不動産取引業関係団体に協力を依頼する。

7 住宅の再建支援等

被災者の住環境の確保のためには、住宅の応急対策の検討と同時に、被災者自らの住宅再建・修繕への支援が必要である。

(1) 被災者の住宅再建支援制度

ア 被災者生活再建支援制度（国の制度）

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けたものであって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援金を支給

し、その自立した生活の開始を支援する。（被災者生活再建支援法に基づく制度）

- ・生活関係経費（生活必需品の購入費、修理費等）
- ・居住関係経費（解体撤去費、整地費、建築確認・完了検査等申請料、住宅ローン利子、家賃等賃貸料等）

※住宅本体の建築費等は対象外

イ 被災者自立生活再建支援事業（県単独）

（ア）被災者自立生活再建支援制度

自然災害により被災し、経済的理由等により自立して生活を再建することが困難なもので、被災者生活再建支援法の適用を受けない市町に居住するものに対し、県が補助金を交付して、被災規模による支援措置の不公平の解消を図る。

（イ）被災者住宅再建支援制度

国が制度化するまでの暫定的な措置として、被災者生活再建支援制度（国の制度）の対象世帯における住宅本体の建設、購入及び補修に係る経費に対し支援を行う市町へ助成する。

第3章 事務手続きの概要

1 住宅の応急修理

- ア 救助の迅速を図るため、修理を必要とする者の居住地の市町長にその修理の実施を委任する。
- イ 委任を受けた市町長は、請書に住宅の応急修理を要する者の名簿を添えて知事に提出する。
- ウ 県は応急修理について説明会、パンフレット等により関係団体を通じ業者に制度の周知を図る。
- エ 県が応急修理を行う業者のリストを市町に提示し、市町が業者指定を行う。追加・削除等の管理は市町が行う。
- オ 市町は被災者に対する住宅相談を実施し、応急修理制度について説明するとともに業者の斡旋を行う。
- カ 希望する被災者は市町に応急修理申込書を提出し要件審査を受ける。市町は必要に応じ該当者へ修理見積書等工事に必要な書類とともに修理依頼書を交付する。
- キ 被災者は指定業者に修理見積書の作成を依頼するとともに修理依頼書を渡す。
- ク 被災者又は指定業者が修理見積書を市町に提出する。
- ケ 指定業者は工事完了後、工事写真等を添付の上、市町に工事完了報告書を提出し、併せて応急修理に要した費用を市町に請求する。市町は実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。

時系列	実施主体	内容
平常時	健康福祉部 くらし環境部	応急修理実施要領、様式等の作成 市町、関係団体等への制度・手続きの周知、説明会 関係団体との連携
	市町	制度の周知、説明会 関係団体との連携
地震発生直後	健康福祉部 くらし環境部	被害状況の把握 応急修理方針の決定 関係団体への協力要請 暫定の応急修理計画の決定 市町への募集・選定基準の提示、事務の委任
	市町	被害状況の把握、罹災証明の発行
1週間後	健康福祉部 くらし環境部	実施方法・内容についての関係団体への再確認
	市町	募集・選定事務 選定結果の報告
10日後～	健康福祉部	選定結果の集約

		災害救助法に基づき、必要事項を厚生労働省に協議 応急修理計画の決定
	市町	契約等事務

1ヶ月後	健康福祉部	救助法関係事務の調査・確認 1ヶ月以内に修理が完了しない場合には、期間延長を厚生労働省に協議
	市町	完了確認・支払い等事務

2 公営住宅等の一時入居

一時入居可能な公営住宅等を確保し、住宅の応急対策に活用する。

ア 県・市町は公営住宅一時入居（目的外使用）について国土交通省と協議する。

イ 県・市町はそれぞれが管理する公営住宅について被害状況、空家状況を調査し、一時入居可能な住宅のリストを作成する。

ウ 市町はイで作成したリストを県に提出し、県は県営・市町営のリストの集約を行い、市町に提供する。

エ 県は災害の規模により必要な場合は、国・他県等に公的一時提供住宅供与の協力要請を行う。

オ （入居希望者数が著しく多いと予想される場合）応急仮設住宅入居者選定基準との均衡を図るため、公営一時入居者選定基準を設定（県の関係部局間で調整を図る。）

カ 県営・市町営の募集等一元化を図るため、県は市町に入居者の選定事務を依頼する。

キ 市町は被災者に公営住宅等の申込み要領等を周知する。

ク 入居を希望する被災者は市町に申込書を提出し要件審査を受ける。

ケ 市町は審査を行い、要援護者などの優先度の高い対象者から入居者を選定し、管理者へ通知する。（応急仮設住宅入居者選定との均衡に留意する。）

コ 対象公営住宅の管理者は入居者に対し使用条件等を周知し物件を引渡す。

サ 市町は、応急仮設住宅入居者に対して行う福祉サービス等について、公営（県営を含む）一時入居者に対しても同等となるよう努めることとする。

時系列	実施主体	内容
平常時	くらし環境部	実施要領、様式等の作成 準備体制の構築 協力協定等による関係団体との連携 入居者選定、手続き、入居条件等をまとめた要領、入居案内（案）の作成 応急仮設住宅等の管理要領の作成・準備
被災1週間後～	くらし環境部	公営住宅一時入居（目的外使用）に関する国との協議 公営住宅等の状況調査、確保状況の集約、市町への情報提供

		公営住宅等の確保を関係機関へ要請 選定基準の調整（健康福祉部との調整） 市町へ募集・選定・入居手続き事務を委任 市町へ募集基準、選定基準の周知、指導 市町へ入居者名簿の作成・報告を依頼
	市町	市町営住宅の状況調査、提供 募集、選定、入居手続きの実施 ・被災者への募集情報の周知 ・入居基準に基づく入居者選定 ※県外物件の入居希望者を県へ報告 入居決定の被災者への通知、入居説明、手続き 入居者名簿作成、県への報告 応急仮設住宅と同等の福祉サービスの提供
入居～	くらし環境部	市町へ入居者名簿の作成、報告を依頼 市町へ入居者状況調査実施、報告を依頼
	市町	入居者名簿を県へ報告 入居者調査の実施、集計、報告 入居者相談の実施、報告

3 応急仮設住宅

3-1 民間賃貸住宅の一時提供

事前協定に基づき、協力団体に対し、民間賃貸住宅の確保を要請し、一時入居用住宅として借り上げる。

（１）民間賃貸住宅の提供に係る要請・確保

ア 県は関係団体に対し、提供を希望する地区・規模等を明示し、活用可能な民間賃貸住宅の提供を依頼する。

イ 関係団体は、提供可能な住宅のリストを県に提出する。

（２）入居者の募集・選定・入居手続き

ア 県は市町へリストを送付する。

市町は住宅相談等を実施し、被災者に対し入居条件等について説明するとともに入居募集を行う。

イ 入居を希望する被災者は、市町に申込書を提出し要件審査を受ける。

ウ 市町は内容審査を行い、要援護者など優先度の高い対象者等に配慮して入居者を決定する。

エ 県外住宅の入居者については、市町における募集に基づき県が選定する。

オ 市町は入居者に使用条件等を十分周知する。

カ 市町は関係団体の協力を得て、入居者へ物件を引渡す。

キ 県は関係団体の協力を得て、所有者と賃貸借契約を結ぶ。

ク 県は入居実績により、毎月、家賃を支払う。

(3) 一時提供住宅の管理

ア 一時提供住宅の入居者に対して、適宜入居者調査を実施し、生活実態等を把握する。

イ 入居者の退去後の自力再建の支援を行う。

時系列	実施主体	内容
平常時	健康福祉部 くらし環境部	実施要領、様式等の作成 準備体制の構築 協力協定等による関係団体との連携 入居者選定、手続き、入居条件等をまとめた要領、入居案内 (案)の作成 応急仮設住宅等の管理要領の作成・準備
被災1週間後 ～	健康福祉部 くらし環境部	民間賃貸住宅の確保について関係団体へ要請・確保状況の集約 借り上げ契約等事務 一時提供住宅の集約 市町へ募集・選定・入居手続き事務を委任 ※県外住宅の募集含む 市町へ募集基準、選定基準の周知、指導 ※県外への希望者の選定、市町へ通知 市町へ入居者名簿の作成・報告を依頼
	市町	募集、選定、入居手続きの実施 ・被災者への募集情報の周知 ・入居基準に基づく入居者選定 ※県外物件の入居希望者を県へ報告 入居決定の被災者への通知、入居説明、手続き 入居者名簿作成、県への報告
入居～	健康福祉部	市町へ入居者名簿の作成、報告を依頼 市町へ入居者状況調査実施、報告を依頼
	市町	入居者名簿を県へ報告 入居者調査の実施、集計、報告 入居者相談の実施、報告
退去後	健康福祉部 くらし環境部	借り上げ契約等の解約事務

3-2 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅等の建設・撤去

ア 応急仮設住宅の建設に当たっては、公有地をはじめとする多様な用地を確保する。

民有地の確保に際しては、都市計画事業との整合に配慮する。

イ 入居者の世帯規模や災害時要援護者の利用など、可能な限り想定される住民ニーズや、火災・救急等の安全に配慮する。

ウ 同一敷地内又は隣接する地区内に50戸以上建設する場合は集会所を付設する。

エ 撤去時に発生する廃材は適正処分又は可能な限り再利用に努める。

(2) 入居者の募集・選定・入居手続き

ア 入居者募集については、県が実施方法を示し、市町が実施する。募集に当たっては、被災者に対し募集情報を迅速かつ的確に伝達する。

イ 入居者の選定基準設定内容や供給戸数の状況等により、段階的に募集・選定を実施する。

ウ 選定の基準・入居条件等については、できるだけコミュニティの維持・形成に配慮しながら、均衡の取れたものとする。

(3) 応急仮設住宅の管理

ア 市町に入居管理事務を委託する。応急仮設住宅入居者の安否確認を行うとともに、住宅のメンテナンスを実施する。

イ 入居者の改善要望への対応及び退去後の自力再建の支援を行う。

時系列	実施主体	内容
平常時	健康福祉部 くらし環境部	市町等に対する仮設住宅に関する手続き等の周知 関係団体との連携 入居者選定、手続き、入居条件等をまとめた要領、入居案内（案）の作成 維持管理要領等の作成・準備 管理に係る情報交換等市町との連携
被災直後～	健康福祉部 くらし環境部	プレハブ建築協会等関係団体への依頼（業者の斡旋、資材調達等） 施工業者との契約 厚生労働省関係の事務手続き
	市町	用地の確保 （市町施行の場合）施工業者との契約
1週間後～	健康福祉部 くらし環境部	市町へ募集・選定・入居手続き事務を委任 市町へ募集基準、選定基準の周知、指導
	市町	募集、選定、入居手続きの実施 ・被災者への募集情報の周知 ・入居基準に基づく入居者選定 入居決定の被災者への通知 入居説明、手続き 入居者名簿作成、県への報告
着工後	くらし環境部	適切な工程管理

時系列	実施主体	内容
	市町	適切な工程管理への協力
入居～	健康福祉部 くらし環境部	市町へ入居者管理事務を委託 市町へ入居者状況調査実施・報告を依頼 関係団体とメンテナンス契約締結 臨時バス路線の設置等の被災者支援
	市町	入居者名簿更新、県への報告 入居者状況調査の実施、集計、報告 入居者相談業務の実施、報告
退去後	くらし環境部	適正な処分

(4) 応急仮設住宅建設の事務手続き

時系列	健康福祉部 (政策監付)	くらし環境部 (住まいづくり課・公営住宅 課)	市 町
平常時	実施体制の整備	実施体制の整備	実施体制の整備 建設用地(候補地)の 選定
地震発生 直 後	被害状況の把握	仮設住宅班の設置(住まいづく り室) ・人材の確保 ・土木事務所、市町との連絡体 制の確保	被害状況の把握
仮設住宅 建設準備 発災～ 数日後	災害救助法の適用(防災局災 害対策室) 市町へ応急救助を委任(応急 仮設住宅以外) 住まいづくり室へ連絡 仮設住宅の必要戸数調査 ・公営住宅室へ公営住宅等供 給可能数の報告を依頼 ・住まいづくり室を通じ宅建 協会等へ民賃住宅提供リス トの報告を依頼 ・各市町へ応急仮設住宅等の 必要戸数の報告を依頼	プレハブ建築協会(以下プレ 協)へ連絡、調整 東京本部 (代) 03 - 3502 - 9451 (緊急) 090-8641-5354 国土交通省へ依頼 (全国レベルでの支援) 住宅局住宅生産課 03 - 5251 - 1910 〃 建築物防災対策室 03 - 5253 - 8514 公営住宅等供給可能数調査(公 営住宅室)	被害状況の把握・集計 応急仮設住宅の必要戸 数調査(健康福祉セン ター経由) 仮設住宅入居意向調 査、対象者確認等

	必要戸数の全体把握 一時提供住宅（公営住宅・民間賃貸住宅）、仮設住宅の戸数調整	一時提供住宅（公営住宅・民間賃貸住宅）の戸数の確認（公営住宅室、住まいづくり室）	必要戸数の報告 （健康福祉センター経由）
建設戸数調整 事務委任	戸数・建設委任の協議・決定（政策監付・住まいづくり室・関係市町） ・必要戸数（タイプ別）、一時提供戸数、建設戸数の協議 ・当該市町への委任協議 厚生労働省協議（政策監付）		
	委任決裁（健康福祉部長） 市町へ委任通知（健康福祉センター経由）		委任請書の提出 （健康福祉センター経由）
建設計画の決定	建設計画の決定 （地域、工事優先着工箇所の決定） 政策監付、住まいづくり室、プレ協、必要に応じ防災局や関係室を加え協議 契約方式の決定（原則、リースで対応） くらし環境部と協会で協議 厚生労働省と協議（政策監付） 着工が災害発生から20日以内にできない場合、厚生労働省と事前協議（政策監付）		
現地調査 配置図の作成		建設用地の現地調査 ・配置図の確認、建設戸数の再確認 発注用配置図の作成 ・土木事務所、市町と連絡を取り作成 ・外部設備、外構工事 の設計、積算を再確認 ・用地台帳作成時と状況が変化している場合は障害物の除去を含め配置図を修正	土木事務所との連絡調整
建設の 事前準備	建設戸数等の厚生労働省への報告	プレ協との事前調整	建設用地の確保 （私有地などは土地賃貸借契約を締結）
	建設用地ごとに、建設戸数の計画決定		
一時提供住宅の入居者決定			供与対象者の選考 一時提供住宅入居者の選定 名簿の提出

仮設住宅 の入居者 決定			仮設住宅入居者の決定 名簿の提出
建設工事 の準備 (県実施 の場合)	工事依頼書の提出 ・設計工事の契約 ・工事監督 ・検査 等 市町別箇所表添付 ・地質調査は市町で事前に把握すること。	工事契約準備 ・工事の執行体制 ・プレ協との連絡調整 ・工事の施工体制とプレ協の供給体制等を検討し具体的な計画の決定 ・土木事務所と協議し内容の確認 政策監付へ回答	地質調査（事前把握）
(市町委任の場合)	技術援助依頼の提出 ・地質調査 ・設計工事の契約 ・工事監督 ・検査 等 着工状況を住まいづくり室へ報告	設計図書を市町へ提供 ・プレ協と連絡調整 ・土木事務所と協議 （設計・工事監理の援助、検査等）	着工する場合 着工届、工事請負契約書写の提出 （健康福祉センター経由政策監付へ）
建設のための設計 設計図書の作成		設計図面、積算設計書の作成 ・建設敷地の確認、配置図、標準図以外の図面作成（外構図等） ・単価の協議 ・プレ協との協議	
工事の発注	住まいづくり室と調整 (報告)	協会へ工事発注 ・工事請負契約先はプレ協、プレ協でできない場合は協会員	
工事の着手	(市町委任の場合) 市町の着工状況を住まいづくり室へ報告	敷地及び建物の縄張り位置確認後、着工	(市町委任の場合) 着工届の提出
工事の監督		原則、重要工種については、現場を確認	
完成検査	(市町委任の場合) 市町の竣工届を住まいづくり室へ報告 完成検査を依頼	完成検査の実施 検査後 市町へ管理の引渡し	(市町委任の場合) 竣工届の提出 ※建築費の精算は、繰

			替支弁金の支払による。
仮設住宅への入居	入居関係事務の委託 (健康福祉センター経由)		入居募集の実施
仮設住宅の管理	管理委託契約の締結		管理委託契約締結 住宅の管理の実施 ・建物の維持管理 ・入退去の手続き (住宅台帳、住宅使用 契約書の整備等)
仮設住宅の撤去	仮設住宅の処分 ・処分方法を協議（政策監付、住まいづくり室） （市町委任の場合） 住宅処分に係る事務手続 ・処分決定通知の発行（健康福祉センター実施） ・処分報告の提出（政策監付へ提出）		住宅管理者の事務 ・退去の確認・立会い ・現況調、返納見込額 算定調書、処分報告 書、滅失及び破損状 況調の提出 （市町委任の場合） ・処分申請書の提出 （健康福祉センター提 出）
解体工事の発注		（注） リース方式以外は、工事着手 前に解体撤去について、業者 及び処理方法等を十分検討 （プレ協への建築発注時解体 の義務付け等） リース方式は解体撤去費込み で契約	

（５）応急仮設住宅建設の具体的事務

- ・発災後の住宅・建築関係の事務については、相当多岐に渡ることが想定される。阪神・淡路大震災の状況においても行政の窓口相談の 30%が住宅を含んだ建築に関する事であった。
- ・建築技術者を必要とする作業については、具体的な活動を期待するために、事前に、所属毎の災害時の責任者を決めておき、想定作業内容をリストアップしておくことにより、参集した職員へ指示することが適切である。
- ・また、公営住宅の被災状況の把握については、参集途中において『応急危険度判定』を

実施することを検討する必要がある。

ア 住まいづくり課・公営住宅課、土木事務所

具体的な執行体制（県が執行する場合）

- ① 住まいづくり室は政策監付からの工事依頼書（建設市町ごとの箇所表付き）を受け取り、具体的に執行の体制を整備する。
- ② 住まいづくり室は工事の建設単価を早急に協議し、プレハブ建築協会へ総括戸数を依頼する。
- ③ 建設工事の現場監理
 - ・公営住宅室、土木事務所建築職員を中心に、他室の建築技術者、他県からの応援職員により対応する。
 - （阪神・淡路大震災の場合は、住宅課職員以外の応援職員に担って実施している。）
 - ・必要な設備技術者の応援については、設備室に協力依頼し調整する。
- ④ 応急仮設住宅建設工事の発注
 - ・緊急にかつ大量に建設するため、協定を締結しているプレハブ建築協会による建設を優先して実施する。
- ⑤ 応急仮設住宅の建設契約
 - ・発注段階ごとに契約を行う。
 - ・契約内容に複数の市町、建設敷地箇所が含まれるケースが生ずる。
 - ・建設資材の運搬と管理、工事作業員の確保とその間の生活、仮設住宅の工事中から引き渡しまでの管理はメーカーが行う。
 - ・工事契約事務は、緊急の場合正常なルートでは処理が不可能である。→県からの発注書をプレハブ建築協会の求めに応じて発行する。
 - 当面これを発注書とする。
 - 正式な契約書としての締結は、事後に行う。
 - ・リース契約の場合は2年間の契約とし、解体撤去を含む。
- ⑥ 応急仮設住宅の仕様
 - ・仮設住宅は、標準仕様とする。
 - ・事務処理の落ちつきをみて、逐次、単身住宅対応タイプ、多人数世帯タイプや集団生活型など多様なニーズに対応していくこととする。
- ⑦ 完成後の維持管理は、市町に委任する。

（６）市町において想定される分担事務

- ・情報の収集・報告・既設公営住宅の被害状況の把握・応急仮設住宅の建設・公営住宅一時入居・住宅相談・他県を含む応援職員の受入れ等多岐にわたる事務が想定される。
- ・責任者は、これらの作業を他の応急危険度判定等の作業と時間的な調整を図りながら進めていく。

ア 住宅関係の情報収集・報告

(ア) 情報収集体制の確保

- ・地域の情報をいち早く収集することが事後の対策に不可欠である。
- ・事務所へ到着したならばまず土木事務所との通信手段の確認を行なう。

(イ) 収集が必要な情報

- ① 管内の県営・市町営住宅・他の公的住宅・民間住宅の被害状況
- ② 交通事情の状況 等

イ 公営住宅にかかる事務

(ア) 公営住宅の被害状況

- ① 入居者の被災情報の把握
- ② 建物の被害状況調査（応急危険度判定の実施）
 - ・崩壊の危険がある場合などは、避難誘導する。
 - ・建物に被害がある場合は、補修工事を行う。

(イ) 入居の可否の確認

- ① 空き住居の被害状況の把握と一時入居に支障がないか確認
- ② 付近道路の状況や民間住宅等の確認
- ③ 空き地は、資材置き場等活用が可能か確認
- ④ 仮設住宅の建設が可能か確認

(ウ) 公営住宅の一時入居

- ・災害が発生した場合、被災者の一時入居・他県よりの応援職員の宿舎等、活用範囲が広くそのまますぐ使用できるので、県営住宅・特優賃住宅・市町営住宅・公社住宅・公団住宅等を大至急調査して、利用できる空き家戸数を把握しておく。
- ・入居の事務については、公営住宅法による目的外使用であるため、福祉関連部局と一時入居の基準、入居者の選定・決定、手続き等被災者を対象とした事務と復旧対策のためのその他の事務との役割分担の取決めが必要である。
- ・仮設住宅の戸数に関係するため、調査した空き家戸数は土木事務所に報告をし、協議をしてから入居を許可する必要がある。

ウ 応急仮設住宅の建設

- ・災害救助法が適用される災害において、建設戸数は、市町の要請により健康福祉センターを通じ、県健康福祉部が総括して決定する。
- ・東海地震では、県下全ての市町が被害を受ける前提であるので、被害状況、敷地の確保、資材搬入の問題等により1次、2次、3次と段階をおって配分調整を行いながら建設を進める。
- ・新規の用地を使用する場合、当該市町が敷地調査をする。

(ア) 県が応急仮設住宅を建設する場合

- ・県は市町と協力して、建設予定敷地はあらかじめ作成してある建設用地（候補地）台帳に基づき、選定していく。
- ・市町は県と協力して敷地の周辺の道路事情、敷地の被害状況、整地工事、給排水工事、電気引き込み、ガス工事、その他の障害の対策等が必要かどうかについて調査する。

(イ) 市町が応急仮設住宅を建設する場合（県の委任を受けた場合）

- ・建設の際には、市町により担当課が様でない、経験・技術がないなどの理由により、市町内において内部の連携を密にし、県土木事務所、県健康福祉センターとの連携、協力を得て、建設にあたる。
- ① 応急仮設住宅建設工事の準備
 - ・市町が建設予定敷地を確認して、土木事務所に報告する。
 - ・建設の準備を行うとともに必要な報告を健康福祉センターに行う。
 - ② 応急仮設住宅建設工事の発注
 - ・県が提供する設計図書により、工事を発注する。
 - ・プレハブ建築協会との連絡調整は、住まいづくり室にて実施し、必要な情報提供を受けながら執行する。
 - ・県から発注書にかわる協力依頼文を発行する。
 - ③ 応急仮設住宅建設の留意点
 - ・市町においては、的確に入居対象者を把握し、緊急性に応じて順次入居させるため、効果的に建設箇所を選定していくことが大切である。

エ 住宅・建築相談業務

(ア) 災害を受けた住民から、次のような住宅に関するさまざまな相談が予想される。

- ・自宅が安全かどうか（応急危険度判定）
- ・補修はどうしたら良いか（業者の紹介依頼）
- ・応急仮設住宅の入居
- ・融資制度等の相談事務

< 参考 >

1 阪神・淡路大震災の事例

7,400件余の相談があり、建築士会等の応援を得て対処している。

2 静岡県災害対策本部の事務分掌

室名	事務分掌
企画監 (企画・広報)	災害救助法に関する国との調整及び救助費の精算 災害救助法に基づく救助を市町長が行うこととする通知及び告示 災害救助法に係る市町への指導

	被災者生活再建支援金に係る（財）都道府県会館との調整及び申請書の取りまとめ 被災者自立生活再建支援補助金（県単）の交付 応急仮設住宅の入居者の認定
建築安全推進室	震災建築物の被災度区分判定・災害復旧の技術指導等 建築物の被害調査 地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定
住まいづくり室	住宅（公営住宅を除く）の被害調査 住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援
公営住宅室	公営住宅の被害調査 応急仮設住宅の建設及び公営住宅への一時入居 災害公営住宅の供給及び指導等 県営住宅の応急修理

4 民間賃貸住宅の情報提供

ア 県は関係団体と協定に基づき、被災後の民間賃貸住宅の提供体制の確保を図る。

時系列	実施主体	内容
平常時	くらし環境部	関係団体との連携
被災後	くらし環境部	賃貸住宅の紹介を関係団体へ要請 相談体制を市町へ周知

様式 1 (様式 日本産業規格 A 4 縦型)

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長名



請 書

年 月 日付け 第 号をもって委任された、災害救助法による住宅の応急修理事業を下記条件により承諾する。

記

- 1 委託金額 円
- 2 委託期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 事業内容 上記金額以内をもって 1 戸 円以内で
戸の住宅の応急修理事業を行う。

様式 2 (様式 日本産業規格 A 4 縦型)

災害にかかった住宅の応急修理を要する者の名簿

被害区分	修理箇所	修理面積	単価	合計	市町名		備考
					住所	氏名	
			円	円			
計							

1 7 - 2 応急仮設住宅建設予定地一覧表

(建築住宅課)

地区	No.	建設予定地	重複している用途
湖西地区	1	北部地区運動公園	がれき置き場
	2	市営五田住宅西側市有地	
	3	南上ノ原公園	ボランティア宿营地
	4	表鷺津湖岸1号公園	がれき置き場
	5	表鷺津湖岸3号公園	がれき置き場
	6	城山公園	
地区新居	7	新居文化公園	
	8	新居地区旧焼却場	がれき置き場
	9	市営住吉西北住宅跡地	

1 8 広域応援

第 1 章 基本的な考え方

1. 策定の目的

過去の大規模災害における自治体の災害対応において、「被災地外の自治体や防災関係機関をはじめ民間事業者、NPO やボランティア等」による応援は多岐にわたり、特に復旧期において大きな役割を果たした。

一方、広域な応援に対しての受入窓口や各課・各班の受入体制などの運用方法・役割分担が確立されていなかったことから、応援職員等の力を活用するまでに時間を要した。

想定される南海トラフ地震が発生した場合、本市においても、職員だけでは全ての災害業務を実施することはできないことは明白であり、災害時相互応援協定都市をはじめとする「被災地外の自治体や防災関係機関をはじめ民間事業者、NPO やボランティア等」の応援を幅広く受け入れるためには、事前に準備をしておく必要がある。

このため、本市において大規模災害が発生した際に、迅速かつ効率的に広域な応援を受けることで、市民の生命・安全を守るために「湖西市広域受援計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

本計画では、「受援」と「応援」を、次のように位置づける。

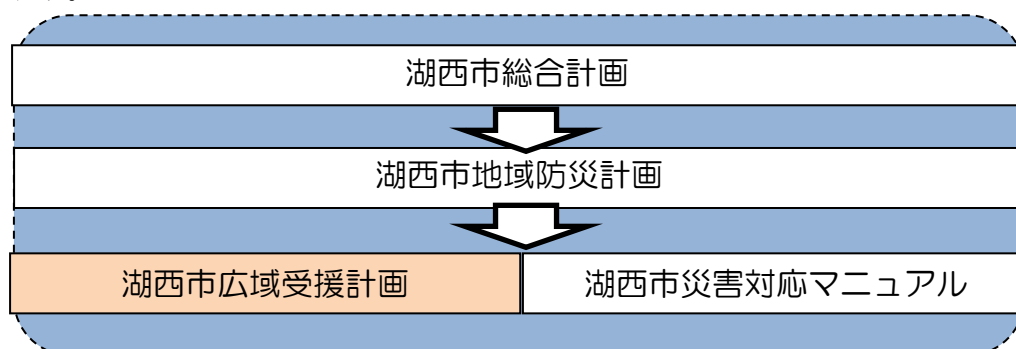
受援	災害時に、他の自治体や指定行政機関、指定公共機関、民間事業者、NPO やボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用すること。
応援	災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、又は自主的に人的・物的などの支援・提供すること。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「湖西市地域防災計画」の下位計画に位置づける。

なお、個別の対応詳細については、「湖西市災害対応マニュアル」や、災害対策本部各対策部（以下、「各対策部」という。）、災害対策本部各対策班（以下、「各対策班」という。）の対応計画（業務継続計画、初期対応マニュアル等）において示す。

また、本計画は「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」の修正、訓練等を通じた検証、国・県・市及び防災関係機関等の体制変更や施設整備の進捗等に応じて、必要な見直しを行う。



3. 適用する災害

- (1) 本計画は、「湖西市災害対応マニュアル」に規定する「第3次配備体制（全職員参集体制）」をとるような大規模災害が発生した際に適用する。
- (2) その他、大規模な災害が発生し、市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合に適用する。

4. 計画の考え方

(1) 基本的な考え方

大規模災害時には、各対策部・各対策班において非常時優先業務やその後の復興業務について必要な人員や物資を確保する必要がある。応援を受け入れる業務に関しては、平時から各対策班で業務の内容を明確にするとともに、受入体制について主体的に検討する。また、各対策班において、災害に関する協定についても把握・検討する。

(2) 受援に関する組織図

受援に係る指揮命令系統を明確にし、応援を円滑に受け入れるため、災害対策本部に次のとおり窓口を担当する組織及び各対策部・各対策班の受援体制を設置する。

① 本部受援担当

災害対策本部統制班が担当する。受援に関する全体調整を図り、関係機関との連携を担う。

② 応援を受け入れる各対策班

ア 指揮命令者（班長・副班長を想定）

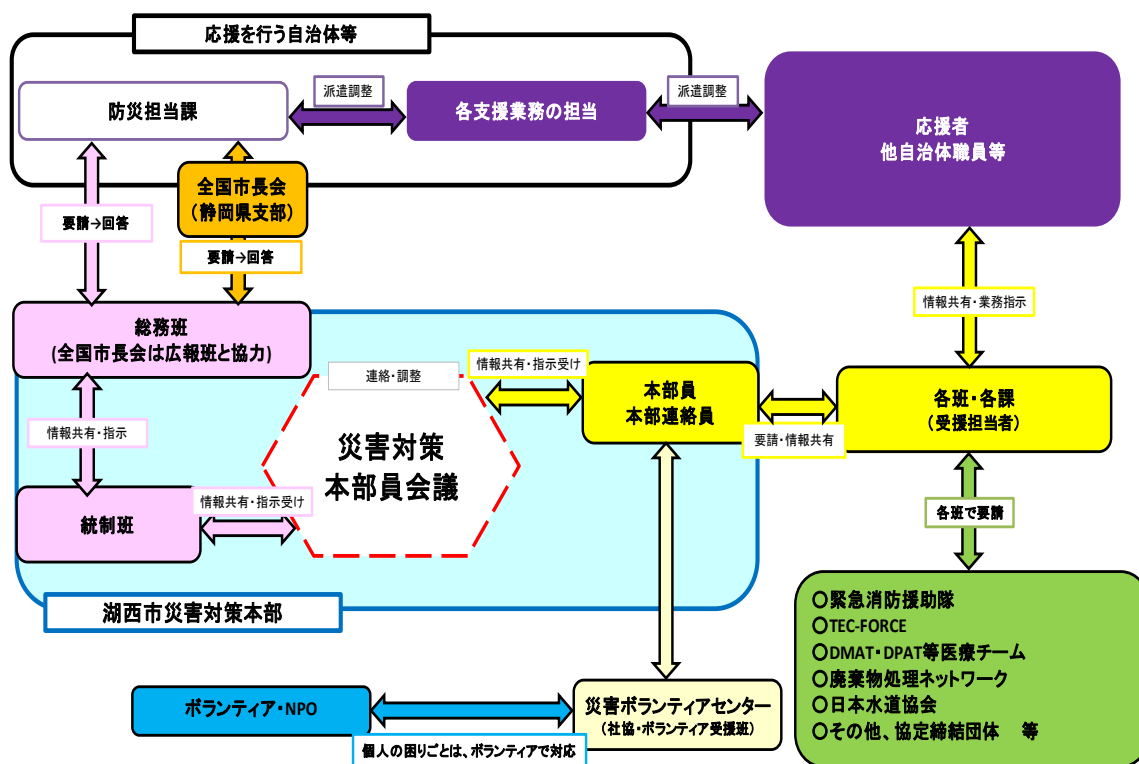
平常時から応援職員等に依頼する業務内容を把握し、業務マニュアルの更新や災害協定の更新等を指示する。

災害時には、応援職員等に対して、業務に関する指揮命令を行う。

イ 受援担当者（主査級以上の職員を想定）

平常時から、応援職員等に依頼する業務内容を明確にするため、業務マニュアルの更新や災害協定の更新等を中心に行う。

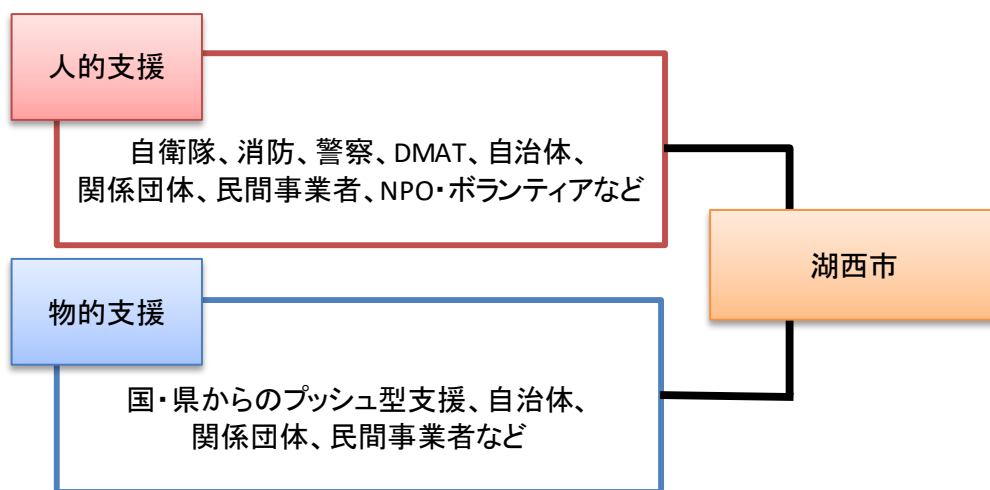
災害時には、受援に関して、情報共有や執務環境の確保及び活動サポートに努める実務責任者として活動する。



【図 1-1 受援体制】

(3) 受援の区分

受援は、災害時相互応援協定を締結している自治体や関係団体等から人員の応援や派遣を受ける人的支援と、水・食料・生活用品・車両・燃料などの物的支援に区分される。



【図 1-2 受援区分】

第2章 人的支援

1. 人的支援の種類

(1) 行政による支援

初動期・応急期・復旧期【初期】 復旧期【中期以降】・復興期	種類及び根拠	想定業務
	○災害対策基本法に基づく応援 ・災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。 ・応援期間は短期間であり、応援職員等の身分異動は伴わない。なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 【根拠】 災害対策基本法に基づく市町村長等の間（第 67 条） 市町村長等と都道府県知事等の間（第 68 条）	・避難所運営支援 ・物資集積所支援 ・住家被害認定調査 など
	○相互応援協定に基づく応援 ・本市との災害時相互応援協定に基づく派遣。 ・応援期間は基本的に短期間であり、応援職員の身分異動は伴わない。 【根拠】 本市が締結している災害時相互応援協定書	協定に規定されている業務
	○地方自治法に基づく派遣 ・地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別な必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。 ・復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として過去の災害（東日本大震災）においても実施された。 ・派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動に伴う。（派遣先の身分と併任） 【根拠】 地方自治法第 252 条の 17 第 1 項	災害査定等の社会基盤施設の復旧業務など

(2) ボランティアによる支援と連携

「地方公共団体は災害時に住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務がある」と災害対策基本法に規定されているとおり、被災者支援は行政の責務である。また同法では、国、都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関には、各々、防災に関する計画を作成し、それを実施するとともに、相互に協力する等の責務があることが規定されている。

◆災害対策基本法

第5条（市町村の責務）

市長村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

ただし、被災者支援は必ずしも直接行うことを意味するものではない。被災自治体の業務量は膨大なものとなるため、避難所運営や災害ボランティアセンターの運営など、市民（市民団体等）の手助けを得て、任せるべき部分を任せることが大切である。これにより、行政にしかできない業務に職員を集中させることが可能となる。

こうした観点から、本市が被災者支援の責務を果たすには、自治体間や公共機関のみならず、町内会、自主防災会、さらには NPO 法人やボランティア等との連携も重要であり、災害対策基本法に規定されている。

◆災害対策基本法

第5条の2（地方公共団体相互の協力）

地方公共団体は、第4条第1項及び前条第1項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

第5条の3（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

このため、平時から湖西市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの運営体制を確立するとともに、NPO やボランティア等多様な主体が行う支援活動との連携・調整を担えるよう受援体制の確立を図るものとする。

2. 受援が必要と予想される業務

担当対策部 対策班	活動内容	応援団体	応援の時期					
			1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内	1か月 超
関係対策部 関係対策班	総合相談窓口業務	他自治体						
救護対策部 救護班	医療救護本部及び救護所・ 救護病院の開設・運営	医師会、歯科医師会、 薬剤師会、DMAT、 DHEAT、看護協会等						
救護対策部 救護班	被災者に関する健康支援	医師会、歯科医師会、 薬剤師会、JMAT、JDA- DAT、看護協会等						
救護対策部 要支援者対策班	福祉避難所の開設・運営	DWAT、社会福祉協議会 等						
救護対策部 要支援者対策班	被災者生活再建支援制度、 災害弔慰金の給付等	他自治体						
生活対策部 避難所支援班	避難所受付業務等	他自治体、NPO・ボラン ティア等						
総務対策部 調査班	住家被害認定調査	他自治体						
環境対策部 遺体対策班	遺体安置所の開設・運営	医師会、歯科医師会、 警察、協定事業所等						
環境対策部 廃棄物対策班	がれきの仮置き場の管理等							
環境対策部 上下水道班	応急給水	他自治体、協定事業所 等						
環境対策部 上下水道班	水道の被害調査、応急復旧	他自治体、協定事業所 等						
環境対策部 上下水道班	下水道の被害調査、応急復 旧	他自治体、管路協静岡 県部会等						
都市対策部 道路河川対策班	道路啓開	他自治体、TEC-FORCE、 協定事業所等						
都市対策部 住宅対策班	被災建築物応急危険度判定	他自治体、建築関係団 体等						
物資対策部 物資対策班	物資拠点の開設・運営	静岡県トラック協会、 協定事業所等						
情報対策部 外国人支援班	避難所の巡回、通訳翻訳派 遣業務等	自治体国際化協会、 NPO・ボランティア等						

3. 受援に関する役割

(1) 統制班の役割（人的支援※）

※災害ボランティアに関する内容は、ボランティア受援班が行う。災害ボランティアに関することは「6. 災害ボランティアの受入れ」を参照。

受援窓口	・ 人的応援の申し入れがあった場合、最初の窓口となる。
受援調整	・ 庁内で不足する職員数(人的ニーズ)をとりまとめる。 →誰を、いつまで、どのくらい、応援が必要か。
調整会議の開催	・ 各対策班または課が応援を必要とする業務と人数を把握する。 ・ 受入れ状況を共有し、必要に応じて応援職員等の差異を調整する。
応援要請	・ 協定締結自治体等に対し、人的支援を要請する。
受援の準備	・ 応援受援管理票（人的支援）を作成し、管理を行う。 ・ 応援職員等の待機（ミーティング）スペースを確保する。 ・ 受入れに必要な資機材の準備をする。 ・ 宿泊施設の紹介、あつ旋をする。 ・ 応援職員等の食料等の確保を行う。 ・ 必要に応じて応援職員等の執務場所の調整を行う。 ・ 各対策班または課の受援担当者が、適切な執務環境を提供しているか把握する。
応援職員等の受入れ	・ 応援職員等名簿を作成し、受入後の状況を一元管理する。
応援職員等による業務の実施	・ 業務実施内容や進捗状況のとりまとめを随時行う。
受援の終了	・ 各対策班による受援終了の状況把握を行う。 ・ 市全体の受援終了を判断する。 ・ 支援機関との終了時期の調整を行う。 ・ 受援に際してかかった費用の清算を行う。

(2) 物資対策班の役割（物的支援）

受援窓口	・ 物的応援の申し入れがあった場合、最初の窓口となる。
受援調整	・ 庁内で不足する職員数(人的ニーズ)をとりまとめる。 →誰を、いつまで、どのくらい、応援が必要か。
応援要請	・ 協定締結自治体等に対し、物的支援を要請する。
受援の準備	・ 応援受援管理票（物的支援）を作成し、管理を行う。 ・ 受入れスペースを確保する。 ・ 受入れに必要な資機材の準備をする。
物的応援の受入れ	・ 応援受援管理票（物的支援）を作成し、受入後の状況を一元管理する。

	・物資受入にかかった費用の清算を行う。

(3) 各対策班(課)の役割

応援要請	・班内の業務の実施に必要な人的・物的ニーズをとりまとめる。 →誰を、いつまで、どのくらい、応援が必要か。 ・個別の協定締結自治体等に対し、人的・物的支援を統制班へ要請する。
受援調整会議への参加	・統制班が実施する調整会議に参加する。 ・受入状況の共有・情報交換を行う。
受援の準備	・応援期間との連絡調整を行う。 ・業務に必要な場所、待機場所、資機材等の執務環境を確保する。 ・市職員と応援職員等の業務分担を明らかにする。 ・応援受援管理票を作成し、管理を行う。 ・統制班と連携して、待機場所、執務場所の確保調整を行う。
応援職員等の受入れ	・応援職員等の受付を行う。 ・業務内容の説明を行う。 ・応援職員等名簿を作成・管理し、統制班へ報告する。
受援による業務の実施	・原則として毎日、朝礼やミーティングを実施し、応援職員等に対して、業務内容の指示や情報共有を行う。 ・応援職員等の交代に際、適切に引継ぎが行われるよう配慮する。 ・統制班に業務実施状況を報告する。
受援の終了	・受援終了の判断をし、統制班へ報告する。 ・支援機関との終了時期の調整を行う。 ・受援に際してかかった費用の清算を行う。

4. 人的支援の受援の手順

(1) 統制班による要請

①対象となる団体

- ・ 自衛隊
- ・ 緊急消防援助隊（消防庁）
※市長が消防長へ権限を委任した場合は、緊急消防援助隊の要請は消防長（警備本部）が行う。
- ・ 警察災害派遣隊（警視庁）
- ・ TEC-FORCE（国土交通省）
- ・ 国・県・災害時相互応援協定を締結した自治体
- ・ 応援の申出のあった自治体
- ・ 全国市長会などの団体

②応援要請の流れ

災害対策基本法又は個別に定められた方法による

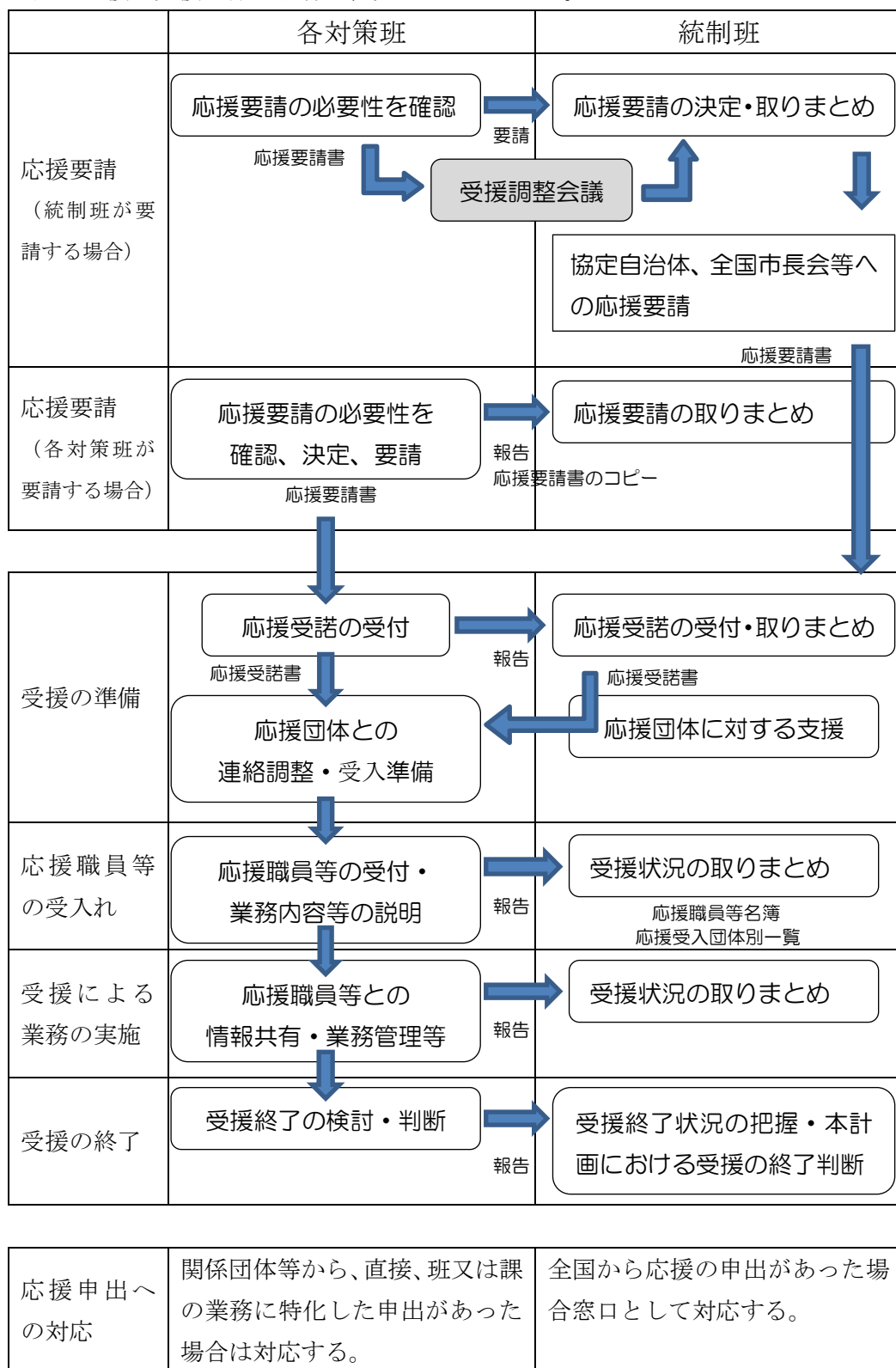
(2) 各対策班又は課による要請

①対象となる団体等

- ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、建設事業関係他
- ・ 各対策班又は課が所掌する業務に関する災害時応援協定を締結した団体等
- ・ 各対策班又は課の業務に特定した応援の申出があった団体等

(4) 人的支援の受援フロー

人的支援の受援に係る事務は、次のとおりである。



5. 応援職員の受入れ

(1) 応援職員等への携行要請物資

本市の被災状況によっては応援職員等に対し、物資等の支給が困難な状況が想定される。特に災害発生直後は、応援職員等に対し、相当日数の物資等の携行を要請する。

【携行品の例】

- 食料・飲料水
- 寝袋・毛布など
- 携帯トイレ・ウェットティッシュ
- 個人装備（着替え、ヘルメット、ライト、手袋、マスク、筆記用具、充電器等）
- パソコン（ポケット Wi-Fi などあれば）
- デジタルカメラ
- 地図、車両等の移動手段、燃料等

(2) 応援職員等の受入れに関する支援内容

応援職員等の受入れにあたり、業務や活動を実施するためのスペースや資機材を確保し提供する。応援職員等の多くは、短期派遣であるが数日間は滞在することになるため、宿泊場所の情報提供など、必要最小限の便宜供与を行う。

応援職員等への支援内容

項目	内容
宿泊場所の提供	市内の宿泊施設の確保を基本とするが、不足する場合公共施設を一時的に宿泊施設として提供する。市内での確保が困難な場合は、近隣市町を含めてあつ旋を検討する。 (宿泊施設) 市内ホテル、旅館等 (公共施設) 湖西市健康福祉センター（3階）、中央図書館
スペースの確保	応援側の現地本部として執務できるスペースや、待機・休憩スペースを可能な範囲で提供する。 (現地本部) 湖西市健康福祉センター（3階）、中央図書館
資機材等の提供	執務を行う上で必要な事務用品や資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	執務できる環境として、机、椅子、電話、インターネット回線を可能な範囲で用意する。

6 災害ボランティアの受入れ

(1) 要旨

被災地の復旧・復興支援において重要な役割を果たす災害ボランティア活動が効果的に行われるよう、災害ボランティア本部を運営する湖西市社会福祉協議会と連絡を密に行い、受入れを行う。

(2) 災害ボランティアセンター等の設置及び活動状況の把握

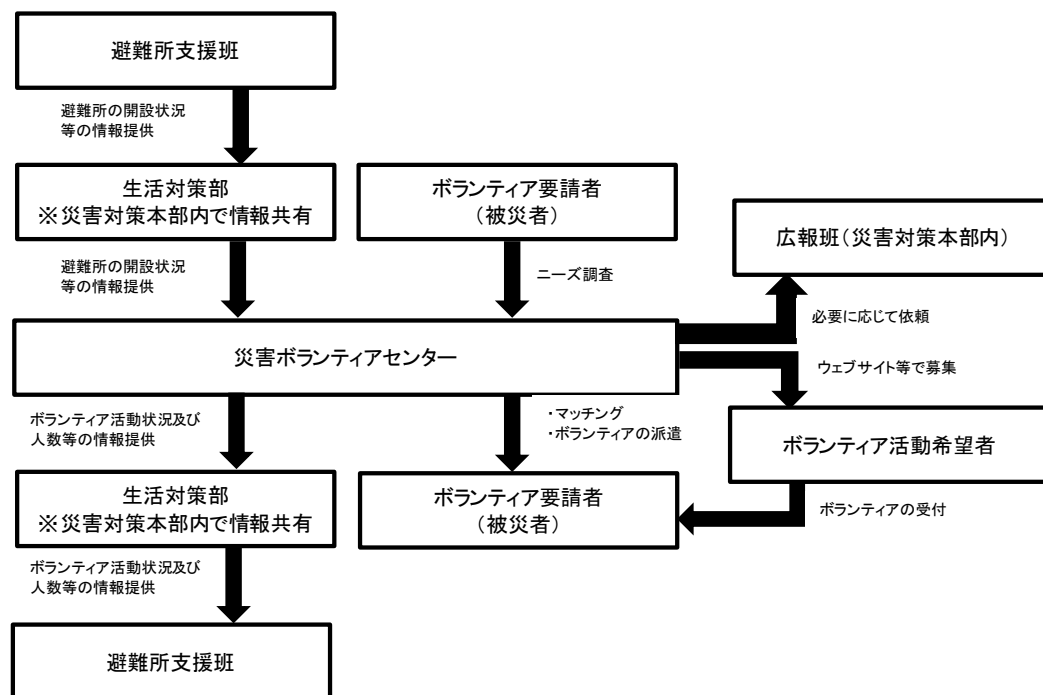
①災害ボランティアセンター等の設置

ボランティア受援班は、湖西市社会福祉協議会と連携のもと、西部地域センターに「災害ボランティアセンター」を設置する。

なお、ボランティアのニーズ調査、募集、受付、マッチングについては湖西市社会福祉協議会の取決めに従う。

②活動状況の把握

ボランティア受援班は、災害ボランティアセンターの活動状況を把握し、生活対策部長と情報を共有する。



【図 2-1 活動状況の情報の流れ】

(3) その他

①一般ボランティアへの要請が想定される業務

- ・屋内・屋外片付け（被災住民宅の片付け、家具の移動、がれきやゴミの片付け手伝い）
- ・物資の仕分け・配布（避難所や救援物資拠点などでの救援物資の仕分け・配布）
- ・避難所運営支援（炊き出し・洗濯等）
- ・被災者の話し相手（避難所や福祉施設の「要配慮者」の傾聴・心理ケア）
- ・被災住民の安否確認（被災地で安否が確認されていない家庭への訪問と安否確認）
- ・情報提供支援（生活関連・福祉・医療・保健等各情報発信のチラシ・ニュースレター作成）
- ・買物（在宅避難者、避難所生活者のための買物代行）
- ・仮設住宅への引っ越し手伝い
- ・復興期の支援（復興期における地域おこしの手伝い）
- ・災害ボランティアセンターの運営支援
- ・その他、人出が必要な業務など

②想定される専門ボランティア

- ・医療従事者、福祉従事者、遺体処置従事者
- ・応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、土地家屋調査士
- ・外国語の通訳
- ・弁護士、行政書士
- ・被災住宅支援（建築士による住宅再建相談、家屋のブルーシート張り、重機による支援など）

第3章 物的支援

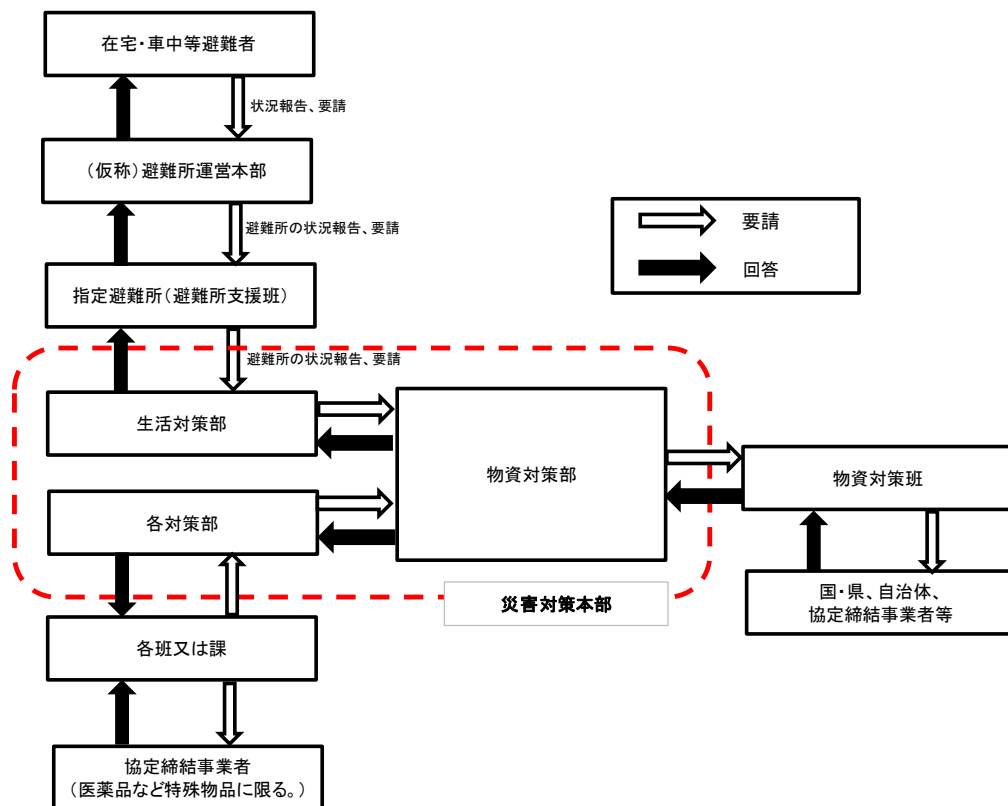
1. 物資の調達及び物流に係る受援の概要

本計画の対象とする物的支援の概要は、次のとおりである。

- ①避難所や在宅避難者の物資ニーズは、避難所支援班が集約し、物資対策班へ要請する。
- ②各対策班で必要な物資をとりまとめ、物資対策班へ要請する。
- ③各対策班で個別の協定先に支援を要請し調達する場合は、支援を要請し回答を得た時点で、納品される物資名、数量、納期等を物資対策班へ報告する。
- ④物資対策班により、民間事業者、国、県、自治体に要請した物資は、応援側の手配により物資集積所（アメニティプラザ※）へ納品される。

※アメニティプラザが使用できない場合は、㈱アイデックス 物流センターを物資集積所とする。

- ⑤物資集積所は物資対策班が運営するが、物資の仕分け・管理・輸送は民間輸送業者等に支援を要請する。



【図 3-1 物資要請の流れ】

2. 物資の調達先ごとの対応等

区分	説明
市備蓄品	災害発生後、2日～3日を目安とし、市指定避難所や防災倉庫（旧内山焼却場、新居総合倉庫）にある物資を、物資対策班の判断により避難者等へ配布する。なお、配布にあたっては、民間輸送業者等の協力を得て行う。
民間事業者・団体	原則として物資対策班が各対策班の要請に基づき、協定を締結した民間事業者や団体等へ物資の納品を要請し調達する。
自治体	災害時相互応援協定自治体、全国市長会、全国青年市長会、申出のあった自治体等に支援を要請し調達する。 自治体への要請は、物資対策班がとりまとめた数字を基に、統制班が要請窓口となり調整を行う。
国・県	概ね4日目を目安として、国が実施するプッシュ型支援物資の品目（食料、毛布、紙おむつ、（小児用、大人用）、育児調整粉乳、携帯/簡易トイレ）を緊急物資集積所で受け入れる。 物資対策班は、プッシュ型支援に含まれないものや民間事業者等での調達が困難な物資について、FUJISANシステムにより調達の要請を行う。
個人・団体	不特定多数からの小口支援申出については、仕分け、保管等に多大な労力や時間を要するため、原則として受け入れないこととし、ウェブサイト等で周知する。
その他	各対策班が個別の協定先に支援を要請し調達する場合、支援を要請し回答を得た時点で、納品される納品場所、物資名、数量、納期等について物資対策班に報告する。

第4章 計画の推進

1. 本計画の活用・訓練の実施

業務継続計画及び本計画を実行性あるものとしていくため、職員を対象とした研修や訓練を実施する。各職員においては、災害対応において、すぐには帰宅できない場合があるため、本人及び家族の生命・身体の安全確保対策について、平時から取り組み、非常時における体制の確保に努めるとともに、本計画について十分理解し、災害時の役割を明確にする。

また、国内で大規模災害が発生した場合、応援側として被災地を支援するためにも、応援・受援の役割を理解し、積極的に派遣体制を検討する。

研修・訓練計画

研修・訓練等の種類	内容	対象	頻度（時期）
新規採用職員研修	・ 災害時の市の体制の把握	新規採用職員	毎年1回程度
職員動員訓練	・ 日時を公表せず、訓練を実施 ・ 参集基準の確認 ・ 初動対応の確認	新規採用職員 または全職員	毎年1回程度 5年に一度全職員を対象とした訓練を実施
災害対策本部運営訓練	・ 本部体制の確認 ・ 情報伝達訓練	本部員及び本部にて活動する職員	年3回程度
職員安否参集確認訓練	・ 職員安否参集確認システム（ASK）を活用した訓練	全職員	月1回程度
防災訓練	・ 初動対応の確認 ・ 各対策班マニュアルの確認	全職員	年2回程度
関係機関との連携訓練	・ 他組織との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練	他組織と連携する業務に係る職員	年1回程度

2. 計画の見直し

計画の実行性を高めていくためにも、研修や訓練による点検・検証の実施、計画の見直し、改定を繰り返していくことが重要である。

また、組織体制の変更等に伴う「湖西市災害対応マニュアル」改訂など、関係する計画等
の見直しがあった場合は、適宜、計画を見直す。

3. 今後の取組

(1) 受入体制の強化について

業務ごとの具体的な要請手順等を記した湖西市広域受援計画（資料編）を策定・
更新を行う。

各対策班は、災害時に迅速かつ円滑に応援を受け入れるため、以下のとおり平常
時から準備を行う。

①受援対象業務の選定及び必要に応じた改正

②受入れの準備

- ・ 応援職員等の執務スペースを選定する。
- ・ 業務に必要な地図・資料・資機材を用意する。
- ・ 応援職員等に渡すことができる業務ごとのマニュアルを用意する。

③受入後の報告準備

- ・ 費用負担等調整のため、受入後の報告書類についても用意する。

沿 革

令和 6 年 3 月

湖西市広域受援計画 本編

作成

18-2 自衛隊の駐留場所

(危機管理課)

No.	名称	内容等	部隊活動拠点			ヘリポート
			警察	消防	自衛隊	
27	湖西運動公園	情報拠点、緊消防隊集結場所 (駐車場)、自衛隊活動拠点 (運動場・多目的広場等)、 ヘリポート(陸上競技場)		○	○	○

※13-10 活動拠点一覧より抜粋

18-3 自衛隊地震防災派遣の概要

(危機管理課)

(静岡県地域防災計画地震対策編から)

自衛隊別	地震防災派遣		
	任務	区域	航空機
陸上	1 情報収集及び提供 2 救急患者等の輸送 3 状況により人員・物資の緊急輸送	県内 (西部地区 12旅 団担当)	小型ヘリ 中型ヘリ 大型ヘリ (機数は、状況に 応じる)
海上	1 県庁への連絡官、移動通信班の派遣 2 艦艇による進出待機(ヘリコプター搭載護衛艦を含む。) 3 人員、物資の海上輸送(要請による) 4 NHK 要員の関東地区から強化地域への空輸(令による) 5 情報収集、港湾調査等	遠州灘 駿河湾 相模湾	回転翼機(状況に 応じる機数) 固定翼機(状況に 応じる機数) (母基地で1時間 待機) 即時可動回転翼機 ×2~3(進出中の ヘリコプター搭載護 衛艦)
航空	1 情報収集、人員・物資の緊急輸送 2 偵察機による上空撮影及び解析 3 NHK 要員のの中京地区から強化地域への空輸	西部地区 (一部地 域)	固定翼機 回転翼機 (機数は状況に応 じる。)

1 9 災害協定等

19-1 災害に関する協定等一覧表

(危機管理課)

(令和8年2月現在)

協定の名称	締結年月日	締結機関	締結内容	担当部・班
三遠南信災害時相互応援協定書	R2. 3. 1	三遠南信地域の39市町村	職員派遣、資機材・物資提供・貸与、被災者の一時受	統制班
大規模災害に係る相互応援に関する協定	H8. 8. 5	裾野市	大規模災害時の相互応援	統制班
災害時相互応援協定	H23. 10. 12	木曽町	災害時の相互応援協力	統制班
災害時相互応援協定	H24. 3. 12	登米市	災害時の相互応援協力	統制班
災害時における相互応援に関する協定	H24. 8. 30	蔵市	災害時の相互応援協力	統制班
災害時相互応援協定	H26. 3. 11	大和町	災害時の相互応援協力	統制班
避難誘導案内看板設置等に関する協定	H24. 4. 19	NPO法人 日本ソフトインフラ研究センター	避難誘導案内看板	統制班
災害時の情報交換に関する協定	H23. 2. 25	国土交通省中部地方整備局	災害時の各種情報交換	統制班
災害時における施設の使用に関する協定	R2. 10. 1	湖西警察署	湖西警察本部の代替施設（環境センター大会議室兼研修室）	統制班
大規模災害発生時浜松土木事務所（新居分庁舎新居班の接地使用に関する協定）	H24. 7. 26	静岡県浜松土木事務所	浜松土木新居班の災害対策本部内接地	統制班
災害時等帰宅困難者支援に関する協定書	H25. 11. 22	コンビニエンスストア各社	災害時の支援協力	統制班
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	R7. 1. 30	静岡県行政書士会	被災者支援に係る窓口相談業務	統制班
災害時司法書士相談業務の支援に関する協定	H26. 6. 5.	静岡県司法書士会	災害時の支援協力	統制班
大規模災害時の社会保険労務士業務の支援に関する協定	R8. 1. 28	静岡県社会保険労務士会	労働、雇用、労働者災害、健康保険、年金保険、その他社会保険労務士法に定める業務に関する相談	統制班
湖西市の避難所等情報提供に関する協定	H27. 3. 26	ファーストメディア(株)	位置情報の提供・市民への情報提供	統制班
災害時等における避難場所等の提供に関する協定書	H31. 3. 25	浜名湖電装(株)	避難場所の提供 井戸水・電源・仮設トイレの使用可	統制班
平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する湖西市と静岡県弁護士会との協定書	R2. 1. 30	静岡県弁護士会	被災者への法律相談、支援活動	統制班
湖西市と株式会社杏林堂薬局との包括連携に関する協定書	R3. 2. 9	(株)杏林堂薬局	一時的な避難場所、薬剤師・栄養士の被災者相談対応、液体ミルク等の物資供給	統制班

協定の名称	締結年月日	締結機関	締結内容	担当部・班
災害に係る情報提供発信等に関する協定	H27. 2. 25	ヤフー(株)	災害時の湖西市サイトのキャッシュ化	統制班 広報班
災害時における非常災害放送に関する協定	H23. 7. 21	静岡エフエム放送(株)	災害時の非常災害放送協定	広報班
災害時における非常災害放送に関する協定	H25. 2. 21	浜松エフエム放送(株)	災害時の非常災害放送協定	広報班
災害時における緊急放送に関する協定	H31. 3. 25	浜松ケーブルテレビ(株)	緊急放送 インターネットによる情報発信	広報班
災害時に要介護者等の避難施設として介護老人保健施設を使用することに関する協定	H13. 8. 20	社会福祉法人南浜名湖会（特別養護老人ホーム光湖苑）	避難行動要支援者等の収容協力	要支援者対策班
災害時に要介護者等の避難施設として介護老人保健施設を使用することに関する協定	H14. 2. 12	医療法人宝美会（介護老人保健施設まんさくの里）	避難行動要支援者等の収容協力	要支援者対策班
災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	H18. 3. 15	社会福祉法人新和会（特別養護老人ホーム燦光）	避難行動要支援者等の収容協力	要支援者対策班
災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	H20. 8. 1	浜名学園組合	避難行動要支援者等の収容協力	要支援者対策班
災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	H20. 11. 5	社会福祉法人慈悲庵（特別養護老人ホーム湖西白萩）	避難行動要支援者等の収容協力	要支援者対策班
災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	H24. 8. 31	社会福祉法人寿宝会（特別養護老人ホーム恵翔苑）	避難行動要支援者等の収容協力	要支援者対策班
災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	R3. 3. 4	(有)ビジネスホテル鈴屋	要支援者等の収容等の協力	要支援者対策班
災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	R3. 3. 4	(株)呉竹荘	要支援者等の収容等の協力	要支援者対策班
災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	R3. 3. 4	(株)NANVAN	要支援者等の収容等の協力	要支援者対策班
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	R2. 10. 26	一般社団法人日本福祉用具供給協会	福祉用具の調達	要支援者対策班
災害時における福祉避難所の運営に関する協定書	R8. 2. 24	社会福祉法人湖西市社会福祉協議会	福祉避難所の運営	要支援者対策班
災害時の医療救護活動に関する協定書	H15. 12. 1	湖西市薬剤師会	災害時の医療従事者の派遣・輸送等	救護班
災害時の医療救護活動に関する協定書	H15. 12. 1	浜名歯科医師会	災害時の医療従事者の派遣・輸送等	救護班
災害時の医療救護活動に関する協定書	H15. 12. 1	湖西市医会	災害時の医療従事者の派遣・輸送等	救護班
湖西市地域防災計画に基づく救護病院への資機材に関する覚書	H17. 7. 15	宝美会浜名病院	救護病院に必要な資機材の管理	救護班
災害時における湖西市と一般社団法人静岡県助産師会との協力に関する協定	H30. 3. 14	(社)静岡県助産師会	妊産婦のケア、健康相談及び支援、搬送要否判定、分娩介助等	救護班

協定の名称	締結年月日	締結機関	締結内容	担当部・班
災害時等における湖西市指定金融機関の事務取扱いに関する協定	H26. 10. 31	静岡銀行	金融機関取扱業務	会計財政班
災害時における電気の保安に関する協定書	H23. 5. 19	(財) 中部電気保安協会	電気の保安	庁舎車両管理班
災害救助及び救援に必要な車両等の調達に関する協定書	H21. 2. 13	湖西自転車組合	車両の調達	庁舎車両管理班
災害時における応急対策への協力に関する協定書	H23. 2. 24	社団法人静岡県自動車整備振興会	障害物の除去、被災者の救援、緊急自動車の整備、資機材の提供等	庁舎車両管理班
災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	H21. 3. 26	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町、静岡県土地家屋調査士会	災害時の家屋被害認定調査協力	調査班
災害時における棺及び葬祭用品等の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	H26. 3. 12	新居商工葬祭協同組合、湖西市商工セレモニー共同組合、(株)田中仏具店、(有)丸金横江仏具店	遺体の搬送、収容等	遺体対策班
災害時における棺及び葬祭用品等の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	R6. 12. 25	株式会社トワーズイズモ株式会社	遺体の搬送、収容等	遺体対策班
災害時における棺及び葬祭用品等の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	R7. 10. 1	株式会社東海典礼	遺体の搬送、収容等	遺体対策班
災害時の火葬に要する人員及び機材の提供等に関する協定書	H26. 3. 12	新居斎場	火葬業務	遺体対策班
災害時等非常時における企業協力に関する協定書	R3. 2. 24	国際航業株式会社静岡支店	非常用電源の供給	遺体対策班 統制班
災害発生時の復旧工事の施行に関する協定書	R3. 4. 30	湖西建設業協会	車両・資材・人員の派遣等	道路河川対策班
災害救助及び救援に必要な建設用機械等のリースに関する協定書	H21. 1. 8	レンテック大敬(株)	建設用機械等のリース	道路河川対策班
災害発生時の復旧工事施行に関する協定書	H21. 1. 15	湖西市建築業組合	車両・資材・人員の派遣等	道路河川対策班
災害発生時の応急復旧業務に関する協定書	H23. 10. 4	(株)山開発	車両・資材・人員の派遣等	道路河川対策班
災害発生時の応急復旧業務に関する協定書	H24. 4. 9	東海興産(株)	車両・資材・人員の派遣等	道路河川対策班
災害発生時の応急復旧業務に関する協定書	H24. 4. 25	鈴和建设(有)	車両・資材・人員の派遣等	道路河川対策班
災害救助及び救援に必要な建設用機械等のリースに関する協定書	H21. 3. 17	向和リース(株)	建設用機械等のリース	道路河川対策班
災害時における応急復旧業務に関する協定	H26. 9. 4	(有)平松建材興業	車両・資材・人員の派遣等	道路河川対策班

協定の名称	締結年月日	締結機関	締結内容	担当部・班
災害時における物資供給に関する協定	H26. 10. 9	(株)アクティオ	建設用機械等のリース	道路河川対策班
災害時における測量設計等業務委託に関する協定	H27. 1. 19	静岡県測量設計業協会	測量・設計・用地測量及び用地調査業務	道路河川対策班
災害時における緊急解体業務に関する協定	H27. 3. 23	静岡県解体工事業協会	建築物等の緊急解体業務	道路河川対策班
災害時等における緊急輸送路確保業務の協力に関する協定書	R2. 1. 30	(株)モーターハウス土屋	緊急輸送路の確保	道路河川対策班
災害時等における公共建築物の応急復旧工事の設計等業務に関する協定	R6. 10. 25	一般社団法人 静岡県建築士事務所協会	公共建築物の被災度区分判定業務 公共建築物の応急復旧工事の設計等の業務	住宅対策班
漁船による緊急輸送活動に関する協定書	H10. 4. 13	静岡県、浜松市、浜名漁業協同組合	地震災害時の漁船による緊急輸送活動	物資対策班
災害の救助又は救援に必要な物資の調達に関する協定	H12. 8. 7	とぴあ浜松農業協同組合	物資の調達	物資対策班
災害時における自動車等に必要な燃料の供給に関する協定	H12. 8. 7	静岡県石油商業組合湖西支部	災害時の燃料供給協力	物資対策班
災害時において緊急物資集積所として使用することに関する協定書	R3. 4. 6	(株)アイデックス	緊急物資集積所としての使用	物資対策班
災害救助又は救援に必要な物資の調達に関する協定書	H21. 1. 15	(株)エンチャー湖西店	物資の調達	物資対策班
災害救助及び救援に必要な物資の調達に関する協定書	H21. 2. 14	(株)浜松ケーズ	物資の調達	物資対策班
災害救助及び救援に必要な物資の調達に関する協定書	H25. 4. 30	マックスバリュ東海(株)	物資の調達	物資対策班
災害救助及び救援に必要な物資の調達に関する協定書	H21. 2. 25	(株)かきこや	物資の調達	物資対策班
災害救助及び救援に必要な物資の調達に関する協定書	H21. 3. 18	(有)南部ショッピングセンター	物資の調達	物資対策班
災害救助及び救援に必要な物資の調達に関する協定書	H21. 3. 23	ふとんのシミズヤ	物資の調達	物資対策班
災害救助及び救援に必要な物資の調達に関する協定書	H21. 4. 27	わたや	物資の調達	物資対策班
災害救助又は救援に必要な資機材の供給に関する協定書	H25. 2. 26	(株)ナガワ	災害救助又は救援に必要な資機材	物資対策班
災害時における物資調達に関する協定書	H25. 5. 31	セッツカートン(株)	物資の調達に必要な資材	物資対策班
災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定書	R3. 1. 6	静岡県トラック協会	物資の輸送業務	物資対策班
災害時等における避難場所及び移動手段等の提供に関する協定締結	H29. 7. 5	遠鉄タクシー(株)	一時的な避難場所、L P ガス設備の利用、タクシーによる物資輸送	物資対策班
災害時等における物資供給に関する協定	H29. 7. 26	NP0法人コメリ災害対策センター	物資の調達	物資対策班
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	R3. 1. 6	トミタパックス(株)	段ボールベッド・間仕切り等の調達	物資対策班

協定の名称	締結年月日	締結機関	締結内容	担当部・班
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	R3. 3. 26	株式会社大村総業 磐田工場	段ボールベッド・間仕切り等の調達	物資対策班
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	R3. 5. 26	日本紙工業株式会社	段ボールベッド・間仕切り等の調達	物資対策班
災害時における一時避難場所等施設利用に関する協定書	R3. 6. 29	石原燃料株式会社	一時的な避難場所、災害用バルクの使用、資器材の提供	物資対策班
災害時における一時避難場所等施設利用に関する協定書	R4. 6. 22	株式会社袴田精機	一時的な避難場所、電源供給所、災害用バルクの利用、資機材の提供	物資対策班
災害時等での施設利用の協力に関する協定書	R4. 8. 3	株式会社ダイナム	車中泊者の一時的な避難場所（施設駐車場の一部）、トイレ等（水道施設）の提供	物資対策班
災害発生時における緊急物資輸送及び救援・支援物資の調達に関する協定書	R5. 11. 6	一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク	救援・支援物資の緊急輸送と調達	物資対策班
災害時における応急支援物資の供給協力に関する協定	R5. 12. 18	プラス株式会社ジョイントテックスカンパニー	生活用品等の物資供給	物資対策班
湖西市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定書	R5. 3. 1	社会福祉法人湖西市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置運営	受援班
災害発生時の復旧工事の施行に関する協定	H12. 8. 7	湖西市上下水道工事店協同組合	車両・資材・人員の派遣等	給水班
災害時における水道資材の供給協力に関する協定	H20. 9. 3	明和興業(株)	水道資材の供給	給水班
災害時における水道資材の供給協力に関する協定	H20. 9. 3	安田(株)静岡支店	水道資材の供給	給水班
災害時に必要な物資のリースに関する協定書	H20. 12. 16	浜名環境(株)	仮設用トイレのリース	廃棄物対策班
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	H17. 3. 31	日本環境保全協会 静岡県環境整備事業協同組合	災害時のし尿・浄化槽汚泥収集運搬	廃棄物対策班
一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書	H13. 3. 30	静岡県内市町（一部事務組合含）	災害時の一般廃棄物処理に係る相互援助	廃棄物対策班
災害支援協力に関する協定	H29. 6. 9	浜名環境(株)、環境保全(株)、ハイクリーン湖西	し尿、浄化槽汚泥の収集運搬	廃棄物対策班
一般廃棄物の処理に関する災害時等の相互応援に関する協定書	R6. 2. 21	豊橋市	災害時等の一般廃棄物処理に係る相互援助	廃棄物対策班
津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	H26. 2. 5	静岡県立新居高等学校	津波避難	統制班
災害時における避難所の施設利用等に関する協定書	R4. 4. 22	静岡県立湖西高等学校	避難所使用	避難所支援班

協定の名称	締結年月日	締結機関	締結内容	担当部・班
災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書	R4. 4. 22	静岡県立浜名特別支援学校	避難所使用	避難所支援班
災害時における電力供給に関する協定書	H26. 11. 7	(有)創エネの松下	太陽光発電・LPガス供給	避難所支援班
津波災害又は水害時における避難施設としての使用に関する協定書	H23. 10. 11	イオインダストリー(株)	津波避難ビル	統制班
津波災害又は水害時における避難施設としての使用に関する協定書	H24. 3. 12	ビューテック(株)新居工場	津波避難ビル	統制班
津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	H23. 8. 22	独立行政法人雇用・能力開発機構	津波避難ビル	統制班
津波災害又は水害時における避難場所としての利用に関する協定書	H23. 9. 15	浜名湖競艇企業団	津波避難ビル	統制班
津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	H24. 2. 1	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	津波避難ビル	統制班
津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	H25. 5. 1	静岡県浜松土木事務所	一時避難ビル	統制班
津波発生時における避難場所としての使用に関する協定書	H24. 4. 17	浜名湖観光開発(株)	津波施設	統制班
災害時における地図作成等の供給等に関する協定	H28. 7. 1	(株)ゼンリン	地図製品等の供給	統制班
避難誘導電柱広告に関する協定	H29. 7. 5	中電興業(株)静岡支店 東海広業(株)	避難誘導電柱広告	統制班
津波災害又は水害時における避難施設としての使用に関する協定書	H29. 9. 5	(株)紀和産業	津波避難ビル	統制班
日本郵便株式会社との包括連携協定	R3. 12. 8	日本郵便株式会社	被災者の避難先に関する情報共有 郵便業務の災害特別事務取扱い等	統制班
湖西市とコカ・コーラボトラーズジャパンとの包括連携に関する協定書	R3. 11. 8	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	防犯・防災に関すること	統制班
包括的連携に関する協定書	R3. 12. 20	サーラエナジー株式会社	一時的な避難場所、災害時ガス復旧	統制班
災害等における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定	R3. 12. 22	中部電力パワーグリッド株式会社	災害等における道路啓開・相互連携	統制班
津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	R4. 8. 25	社会福祉法人双樹会希望の杜保育園	施設の一部（屋上広場、遊戯室）を一時避難場所として提供	統制班
災害時等での船舶による輸送活動等の協力に関する協定	R5. 2. 27	(公財) 浜名湖総合環境財団 静岡県マリーナ協会西部支部	生活必需品等、人員、資機材等の輸送活動輸送拠点としてマリーナ施設の利用	統制班

協定の名称	締結年月日	締結機関	締結内容	担当部・班
津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定	H24. 3. 5	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構	津波避難ビル	統制班
広域水災発生時の共同取組に関する覚書	R5. 3. 17	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	火災保険契約者の罹災証明書申請に関するサポート ドローン画像の提供	統制班
災害時における防災活動協力に関する協定	R5. 4. 20	イオンタウン株式会社 マックスバリュ東海株式会社	食料、生活物資等、一時的な避難場所の提供	統制班
災害時における防災活動協力に関する協定	R7. 5. 28	トヨタバッテリー株式会社 浜名湖電装株式会社 株式会社デンソー湖西製作所 株式会社ジェイテクトコラムシステム	物資・資機材の提供、車両貸与、施設使用、人的支援	統制班
災害援助に必要なL Pガスの供給等に関する覚書	R6. 1. 22	静岡県L Pガス協会 湖西地区会	L Pガスの供給	統制班
災害時における一時避難場所等施設利用に関する協定書	R6. 11. 20	株式会社紀和産業	施設及び設備を一時的な避難場所・電源供給所として提供	統制班
災害時応援協定書	R6. 12. 27	(株)スズキ自販浜松 スズキ株式会社	軽商用車の無償貸与 電気自動車の無償貸与	統制班
ガス事故防止対策に関する合意書	R5. 11. 1	サーラエナジー(株) 浜松供給センター	ガス事故防止対策	消防部
湖西市と区域内事業所との災害応援活動に関する協定書	H15. 12. 22	スズキ(株)湖西工場	自衛消防隊による応援活動	消防部
湖西市と区域内事業所との災害応援活動に関する協定書	H15. 12. 22	FDK(株)	自衛消防隊による応援活動	消防部
湖西市と区域内事業所との災害応援活動に関する協定書	H15. 12. 22	デンソー(株)	自衛消防隊による応援活動	消防部
湖西市と区域内事業所との災害応援活動に関する協定書	H15. 12. 22	富士機工(株)	自衛消防隊による応援活動	消防部
湖西市と区域内事業所との災害応援活動に関する協定書	H15. 12. 22	ユニクラフトナグラ(株)	自衛消防隊による応援活動	消防部
湖西市と区域内事業所との災害応援活動に関する協定書	H15. 12. 22	(株)フジユニバンス	自衛消防隊による応援活動	消防部
湖西市と区域内事業所との災害応援活動に関する協定書	H15. 12. 22	浜名湖電装(株)	自衛消防隊による応援活動	消防部
湖西市と区域内事業所との災害応援活動に関する協定書	H19. 10. 9	G Sユアサエナジー(株)	自衛消防隊による応援活動	消防部
災害時における応援業務に関する協定	H29. 12. 22	静岡県西部生コンクリート協同組合	消防用水、飲料水を除く生活用水、資機材の提供・運搬	消防部

19-2 湖西市と区域内事業所との災害応援活動に関する協定書（例）

（危機管理課）

湖西市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）

は、地震等の災害時における消防、防災に関する応援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、湖西市の区域内において災害が発生した場合に、甲の要請に基づき乙の自衛消防隊が保有する資機材等を活用して、甲の指揮命令の下に乙が消火、救急及び救助の活動を行うことにより、湖西市内にある乙の事業所周辺地域の被害を軽減するとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発令時に、乙の自衛消防隊のうち市内の従業員を招集するにあたり、甲が同報無線により伝達することにより、乙の防災態勢を早期に図る。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、大規模な地震による火災その他の救急・救助活動が必要な災害のうち、甲が要請を必要と認める災害をいう。

2 この協定において、「自衛消防隊」とは、消防法（昭和23年法律第186号）の規定により乙の事業所に設置された自衛消防組織をいう。

3 この協定において、「応援活動」とは、乙の自衛消防隊が甲の応援要請を受けて消火、救急及び救助のため乙の事業所を出発し、応援を終えて乙の事業所に帰着するまでのことをいう。

4 この協定において、「同報無線」とは、甲が設置した親局から、市内の各自主防災会に設置した子局及び特定の事業所に設置されている個別受信機を通じて、市民に伝達する設備をいう。

（応援の要請）

第3条 甲は、災害が発生し必要と認めるときは、湖西市長名により乙に応援を要請するものとする。

2 要請は、次の事項を明らかにしたうえで行うものとする。

- （1）災害の発生場所及び応援場所
- （2）災害種別及び状況
- （3）要請人員、機械器具、資機材等
- （4）甲の現場指揮者の職・氏名
- （5）その他必要な事項

3 乙は、応援要請の内容が乙の能力において対応できる範囲でその要請に応ずるものとする。

（応援活動の範囲）

第4条 乙の応援活動範囲は、概ね乙の事業所から半径2キロメートルの範囲とする。

(応援活動を行う自衛消防隊の指揮)

第5条 乙は、応援要請を受け出動したときは、甲の現場指揮者の指示に基づき活動を実施するものとする。

(応援活動を行う自衛消防隊長の報告)

第6条 応援活動を行う自衛消防隊長は、現場に到着したときは出動責任者、出動時間、隊員数、資機材の搬入等について、現場を引き揚げるときは、活動状況について甲の現場指揮者に対して口頭により報告するものとし、後日、災害応援活動記録報告書(様式第1号)により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が応援活動に要した資機材の燃料、消耗品、活動により損傷した機材の修繕等の経費については、甲の負担とする。ただし、応援活動に要した労務費は、乙の負担とする。

2 前項の規定による経費の支払方法は、現物支給または費用弁償によるものとし、乙は、その都度、甲に書面により請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があった場合には、内容を確認したうえで速やかに支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 応援活動に伴い、乙が第三者に損害を与えたときは、その責めについては、原則としてが負うものとする。

(損害補償)

第9条 甲は、応援活動中、乙の隊員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となった場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)または、湖西市消防団員等公務災害補償条例(昭和42年湖西市条例第25号)に定めるところにより、これを補償するものとする。

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発令時の自衛消防隊員への伝達)

第10条 甲は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発令時には、乙の自衛消防隊員が至急乙の事業所に招集することについて、同報無線で伝達するものとする。

2 前項の同報無線による伝達内容は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発令時自衛消防隊員への伝達内容(様式第2号)により行うものとする。

(連絡会議等)

第11条 甲及び乙は、この協定の効果を高めるため会議、研修等を行い、常に緊密な連携を図るものとする。

(連絡先の届出)

第12条 乙は、応援要請時の連絡先を連絡先届(様式第3号)により甲に届け出るものとする。

2 乙は、変更が生じたときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(協定の期間)

第13条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、期限満了の1

ケ月前までに甲・乙いずれかから申し出がない限り、更に1年その効力を有するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議 のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定書は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 この協定書の施行に伴い、旧協定書（平成15年8月26日締結）は廃止する。
- 3 この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

湖西市吉美3268番地

甲

湖西市長

乙

災害応援活動記録報告書

災害応援協力隊名			
災 害 種 別		火災 救急 救助	
活 動 場 所		湖西市 番地 (付近) 方 (付近)	
要 請 日 時		令和 年 月 日 () 時 分頃	
出 動 日 時		令和 年 月 日 () 時 分	
帰 社 日 時		令和 年 月 日 () 時 分	
応 援 活 動 内 容			
活動人員 人	活動延時間	時 分	活動に要した主要機材
	放水延時間	時 分	

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 発令時自衛消防隊員への伝達内容	
広報対象地域 市 内 全 域	広報の方法 同 報 無 線
広報時期 令和 年 月 日	時 分頃
広報文 「 時 分、南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）が発令されました。 今後、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒 戒）が発令されるおそれがありますので、テレ ビ・ラジオで情報の収集に努めて下さい。 各事業所の自衛消防隊員は、各事業所に集合 し、所定の任務に就いて下さい。 落ち着いて行動して下さい。」 上記の広報を 時 分終了しました。 広報実施者名 広報班 確認 広報班長	

- 487 -

2 0 関係法令及び規約等

20-1 災害救助法費用限度額一覧表

(地域福祉課)

(令和7年12月現在)

救助の種類	費用の限度額			
避難所の設置	1 基本額	避難所設置費 1人1日あたり360円以内		
	2 加算額	福祉避難所を設置した場合 通常の実費		
	3 その他	避難所での生活が長期にわたる場合においては、健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げ可能		
応急仮設住宅	1 建設型応急住宅	(1) 規格 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 (供与期間 最長2年以内)		
	(2) 限度額	1戸あたり7,089,000円以内		
	(3) その他	同一敷地内等に戸数に応じた集会施設の設置可能 要配慮者等を収容する、福祉仮設住宅の設置可能		
	2 賃貸型応急住宅	(1) 規格 建設型応急住宅に準ずる		
	(2) 限度額	地域の実情に応じた額		
炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給	1 炊き出しその他による食品の供給	(1) 1人1日1,390円以内		
	(2)	主食、副食、燃料等の経費を含む		
	2 飲料水の供給	当該地域における通常の実費		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1	夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。		
	2	下記金額の範囲内		
	区 分		1人世帯	2人世帯
	全壊、全焼、流失		20,300円	26,100円
			33,700円	43,500円
	半壊、半焼、床上		6,700円	8,900円
	浸水		10,700円	14,000円
			19,900円	
	区 分		4人世帯	5人世帯
	全壊、全焼、流失		46,200円	58,500円
			70,900円	89,300円
	半壊、半焼、床上		16,300円	20,500円
	浸水		23,600円	29,800円
			3,900円	

救助の種類	費用の限度額
医療	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院・診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者による場合 地域における協定料金の額以内
助産	1 救護班による場合 使用した衛生材料費等の実費 2 助産師の場合 地域における慣行料金の8割以内の額
被災者の救出	地域における通常の実費
福祉サービスの提供	地域における通常の実費
被災した住宅の応急修理	1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (ア) 半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯 53,900円以内 2 居室、炊事場および便所等日常生活に必要な最小限度の部分の修理 (ア)(イ)に掲げる世帯以外の世帯 739,000円以内 (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内
学用品の給与	1 教科書及び教材（いずれも教育委員会に届出又は承認を受け使用しているもの）の実費 2 文房具及び通学用品 (1) 小学校児童 1人あたり5,500円以内 (2) 中学校生徒 1人あたり5,800円以内 (3) 高等学校等生徒 1人あたり6,300円以内
埋葬及び死体の捜索、処理	1 埋 葬 (1) 1体あたり大人（12歳以上）232,200円以内 (1) 1体あたり小人（12歳未満）185,700円以内 2 捜 索 地域における通常の実費 3 処 理 (1) 洗浄、消毒等 1体当たり3,700円以内 (2) 一時保存 ア 既存建物 通常の実費 イ 既存建物以外 1体当たり5,900円以内 ウ ドライアイスは通常の実費を加算 (3) 検案 救護班によることができない場合は慣行料金の額以内
障害物の除去	市内において障害物の除去を行った1世帯あたり 143,900円以内

救助の種類	費用の限度額
応急救助のための輸 送費及び賃金職員等 雇上費	次に掲げるもの地域における通常の実費 (1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 福祉サービスの提供 (5) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (6) 死体の搜索 (7) 死体の処理 (8) 救援用物資の整理、配分

2 1 相談窓口・巡回業務

2 1 - 1 相談・受付等窓口一覧表

(関係各課)

共通

段 階	窓 口	対 象	設置場所	実施主体
平常時	地震対策の相談窓口	市民	各機関 危機管理課 建築住宅課	市
災害応急対策時	自衛隊との連絡交渉 の窓口			
復旧・復興時	り災証明発行窓口	希望者		市
	り災証明調査窓口	希望者		市
	義援金受付窓口		市役所	市
	市相談窓口			市
復旧災害応急対 策時・復興時	健康相談の窓口			市、県
	心の健康に関する相 談窓口			市、関係機関
	医療救護の案内窓口	傷病者		市
	ボランティアの受入 れ窓口		西部地域センタ ー	市
	ボランティアの紹介 窓口		西部地域センタ ー	県

地震災害

段 階	窓 口	対 象	設置場所	実施主体
平常時	建築相談窓口	市民		市・県
災害応急対策時	建築相談窓口			
復旧・復興時	相談窓口			
	総合的な相談窓口			市

大事故災害

段 階	窓 口	対 象	設置場所	実施主体
平常時	連絡窓口			関係防災機関

原子力災害

段 階	窓 口	対 象	設置場所	実施主体
平常時	住民相談窓口	市民		市、県、国
災害応急対策時	専用電話を備えた窓 口	市民		市、県、国、関係 機関
復旧・復興時	心身の健康相談及び 健康調査	居住者		市、県、国

2 1 - 2 巡回業務一覧表

(関係各課)

共通

段 階	巡回業務	対 象	実施主体
災害応急対策時	保健師等による巡回健康相談	避難所	市
		要配慮者	市・県
	ガス施設の巡回点検	ガス施設	都市ガス事業者
復旧・復興時	応急住宅入居者への巡回相談	応急住宅入居者	市
	在宅福祉サービスの拡充のための巡回	要配慮者	市
	被災児童に対する学校相談窓口	被災児童	市

地震災害

段 階	巡回業務	対 象	実施主体
平常時	山・崖崩れ危険箇所の巡回監視		市・県
災害応急対策時	応急住宅入居者への入居者調査、巡回相談		市
復旧・復興時	応急住宅入居者への巡回相談	応急住宅入居者	市
	在宅福祉サービスの拡充のための巡回	要配慮者	市
	被災児童に対する学校相談窓口	被災児童	市

大規模事故

段 階	巡回業務	対 象	実施主体
復旧・復興時	巡回健康診断		市

2 2 湖西市の地勢・気象

2 2 - 1 湖西市の気象

(消防本部)

気象概況

年	気温 (℃)			平均湿度 (%)	降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	最大風速 (10分間) (m/s)
	平均	最高	最低				
平成28年	17.8	39.1	-3.5	74.1	2,123.0	2.4	23.6
平成29年	16.9	37.8	-2.3	75.4	1,784.0	2.7	31.4
平成30年	17.7	40.4	-2.6	78.9	2,103.0	2.6	32.9
令和元年	17.6	37.3	0.2	※	1,858.0	2.7	26.8
令和2年	17.4	39.3	0.0	67.3	2,053.0	2.7	27.5
令和3年	17.3	37.5	-1.8	68.8	2,003.0	2.6	26.9
令和4年	17.2	38.5	-1.6	70.1	1,860.5	2.6	28.2
令和5年	17.8	38.4	-3.2	71.0	2,263.5	2.5	26.6
令和6年	18.3	39.5	-0.8	69.4	2,382.0	2.6	26.1
令和7年	17.7	39.1	-1.2	67.0	1,546.5	2.6	26.4

※ 令和元年7月30日から令和元年12月17日まで湿度計故障のため平均湿度算出不能

気象警報、地震情報

年	気象警報					地震情報	
	火災警報	暴風警報	大雨警報	洪水警報	高潮警報	津波警報	有感地震
平成28年	0	2	10	10	1	0	3
平成29年	0	5	7	4	1	0	4
平成30年	0	4	6	3	2	0	7
令和元年	0	2	5	4	1	0	6
令和2年	0	0	6	2	0	0	8
令和3年	0	0	3	1	0	0	7
令和4年	0	0	8	5	0	0	3
令和5年	0	1	4	1	0	0	2
令和6年	0	0	2	3	0	0	11
令和7年	0	1	1	0	0	1	5

平均温度 (℃)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成28年	7.1	7.6	11.2	16.6	20.6	23.1	27.2	29.0	25.9	21.0	14.2	9.7
平成29年	6.0	6.5	9.2	15.3	20.4	22.4	28.6	28.8	24.7	19.3	13.2	7.0
平成30年	5.3	5.8	12.2	17.0	19.9	23.4	29.0	29.4	24.6	19.8	15.3	9.7
令和元年	6.5	8.5	11.1	14.9	20.4	23.2	25.8	28.5	26.6	21.1	14.4	10.3
令和2年	8.7	8.2	11.2	13.8	20.3	23.9	25.3	29.8	25.5	18.7	14.8	8.6
令和3年	6.0	8.4	12.9	15.4	19.6	22.9	27.0	27.7	24.4	20.1	13.8	8.5
令和4年	5.2	5.3	11.7	16.5	19.1	23.3	27.0	28.6	26.0	18.9	15.6	7.9
令和5年	6.3	7.7	13.0	16.0	19.8	23.3	27.8	28.7	27.0	18.9	14.4	9.3
令和6年	7.4	9.2	9.6	17.4	19.7	23.3	29.6	29.5	27.6	22.1	15.6	8.1
令和7年	6.5	5.5	11.2	15.7	19.3	24.5	28.6	29.5	27.3	20.9	13.6	9.5

降水量（mm）

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成28年	58.0	111.5	179.5	245.5	252.0	239.0	176.5	40.0	439.5	145.5	114.0	122.0
平成29年	27.5	48.5	92.0	247.0	90.0	258.0	38.0	239.5	165.0	501.0	55.0	22.5
平成30年	59.0	19.0	223.5	231.0	341.5	283.5	206.0	180.5	412.5	42.5	36.0	68.0
令和元年	12.5	62.5	62.0	178.5	244.0	199.5	403.0	99.5	49.0	425.5	56.5	65.5
令和2年	79.5	73.5	247.0	155.0	135.0	293.0	500.5	7.5	309.5	206.5	37.0	9.0
令和3年	70.5	65.5	254.5	186.0	218.0	112.0	329.0	351.5	183.5	59.0	74.0	99.5
令和4年	26.0	37.5	128.0	187.0	267.0	110.0	417.0	117.5	362.5	70.5	116.5	21.0
令和5年	50.5	35.0	117.5	172.0	274.0	506.0	150.5	477.0	118.0	188.5	124.5	50.0
令和6年	28.5	143.0	197.5	169.5	298.5	299.5	80.0	598.5	136.5	310.5	120.0	0
令和7年	41.5	16.5	93.5	204.5	315.0	203.5	105.0	13.5	385.0	102.0	14.0	52.5

2 2 - 2 河川の概況

（土木課）

図面 番号	河川名	種別	水系名	流域自治会名	流路延長
1	笠子川	2級河川	都田川	市場、新所、川尻	3,020 m
2	坊瀬川	2級河川	都田川	坊瀬、市場	2,800 m
3	入出太田川	2級河川	都田川	南上の原、上の原、大森、神座、太田、入出	3,100 m
4	梅田川 (半尻川)	2級河川	梅田川	梅田、新所原、南上の原第3	1,320 m
5	境川	2級河川	梅田川	白須賀第4、第5、第6、南上の原第3	4,800 m
6	今川	2級河川	都田川	大知波、青平	3,730 m
7	笠子川	準用河川	都田川	白須賀第3、第4、市場	2,900 m
8	坊瀬川	準用河川	都田川	坊瀬、白須賀第3	1,100 m
9	境田川	準用河川	都田川	梅田、新所原、上の原	1,010 m
10	神座川	準用河川	都田川	神座、太田	2,000 m
11	早稲川	準用河川	都田川	太田、神座	2,500 m
12	大沢川	準用河川	梅田川	白須賀第3、第4、第5、第6	2,000 m
13	カン寺川	準用河川	都田川	大知波	1,300 m
14	古見川	準用河川	都田川	内山、あけぼの、古見、川尻	4,727 m
15	日の岡川	準用河川	都田川	市場、岡崎、新所	1,100 m
16	一の宮川	準用河川	都田川	市場、川尻	4,100 m
17	山口川	準用河川	都田川	山口	2,300 m
18	光頭川	準用河川	都田川	内山	1,327 m
19	大谷川	準用河川	都田川	内山、三ツ谷、郷南郷北	2,700 m
20	浜名川	準用河川	都田川	橋本、ベイリーフ、新居南、新居中央	3,950 m
21	浜名川支川	準用河川	都田川	住吉、柏原、新居南	1,600 m
22	洲崎川	準用河川	都田川	新居中央	415 m
23	大正川	準用河川	都田川	郷南郷北、新居中央	1,630 m

(土木課)



2 3 過去の災害等

(危機管理課)

県西部地方に影響を与えた大地震の震源地は次の図と表に示すとおり、大別すると東海沖（遠州灘沖）と南海沖であるが、それぞれの震源地において発振した地震で、最も近時の被害状況は次のとおりである。

35°

34°

136°

138°

140°

0 50 100km

1861 1940 1945 1696 1857 1539 1841 1965 1930 1928 1782 1763 1605A 1854B ? 1967 1854A 1498 1361 1675B 887

$M \geq 8.0$
 $7.0 \leq M < 8.0$
 $6.0 \leq M < 7.0$
 西部地域に大被害をもたらした地震

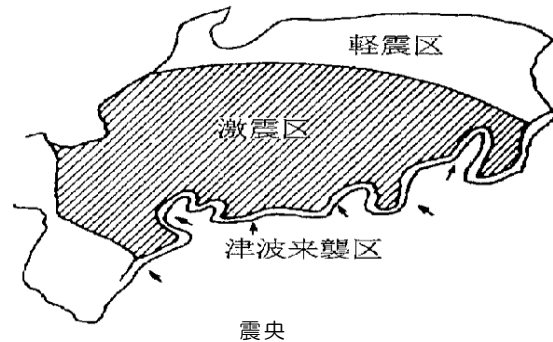
発生時代		震央規模				被害概要
		経度	緯度	地域名	マグニチュード	
887	仁和 3	E 133.5	N 33.0	南海道 東海道沖	8.6	津波あり死傷者多し
1096	永久 1	137.3	34.2	東海道沖	8.4	駿河津波による社寺民家百姓の 流失400余
1361	天正16	135.0	33.0	南海道沖	8.4	沼津、阿波に津波
1498	明応 7	138.0	34.0	東海道沖	8.6	浜名湖今切決壊
1605	慶長 9	134.9	33.0	南海道沖	7.9	浜名湖口橋本で100戸のうち80 戸流失死傷者多し、船山際まで 打上られる
1707	宝永 4	135.9	33.2	東海道 南海道沖	8.4	被害地全域の被害死者4,900 潰家29,000 富士山噴火宝永山生ず
1854	安政 1	137.8	34.0	東海道沖	8.4	大津波あり被災地域全域の被害 倒壊流失8,300、焼失300、 死者1,000
1944	昭和19	136.6	33.8	東南海道	8.0	被災地域全域の被害 死者998 重症2,135 全壊26,130 半壊46,950, 流失3,059、全壊11

ア 安政大地震

- (ア) 発震時 安政元年（1854年）11月4日（新暦12月23日） 9時頃
(イ) 震 央 137.8° E 34.0° N（遠州灘沖東部海底）
(ウ) 規 模 マグニチュード 8.4

過去の地震のなかで最大クラスとみられている安政大地震の震度分布は、右図のとおりである。激震区の広いこと、被害が大きかったことも最大で、記録によれば沿岸全般に大津波が起こり倒壊流失家屋 8,300戸、消失 300戸、死者 1,000人をかぞえたといわれるが、実際にはこれよりも大きかったものと推定されている。県西部地域は、この地震による被害の激甚地域であり、記録に残る地震災害では西部地域に最大の被害を与えた地震であるといわれている。東海道の各宿場は、壊滅的な被害を蒙っており、家屋の倒壊は軟弱地盤の低地にとどまらず砂礫質地盤の沖積低地や台地上でも生じており、人家の過半が潰れたと記録されている。

安政大地震の震度分布図

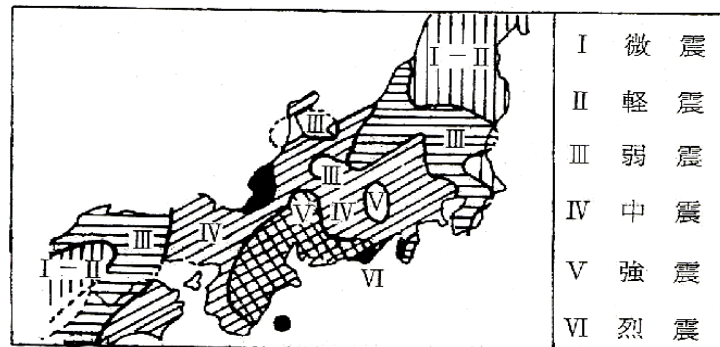


イ 東南海地震

- (ア) 発震時 昭和19年（1944年）12月7日 13時36分
(イ) 震 央 136.6° E 33.8° N（東南海沖）
(ウ) 規 模 マグニチュード 8.0
(エ) 震 度 浜松 5

この地震による震度分布は右図に示すとおりで、被災地域を通じての被害は、死者 998人、重傷 2,135人、住家全壊 26,130 戸、半壊 46,950 戸、流失 3,059戸、全壊 11戸であった。

東南海地震の震度分布図



(2) 地震災害に伴う危険地域

県が実施した「静岡県地震対策基礎調査報告書」に基づく危険地域は次のとおりである。

ア 浜名湖は、多数の溺れ谷からなる複雑な海岸線を持っており、これらの溺れ谷の一部は、埋められて陸化し小規模な谷底低地になっている。谷底を埋めている堆積物の層厚はそれほど大きくはないが、泥質で軟弱な地盤となっている。

東南海地震では、湖岸の埋立地では局部的に著しい被害が生じているが、一般

に被害は軽微であった。

イ 剛構造の建物では、液状化現象が最もおそろしい。

県西部地域では、地震時に液状化する可能性のある緩い砂地地盤が分布する地域が、各地に指摘されている。

2 3-2 過去の災害（風水害）

（危機管理課）

（１）昭和49年7月7日 台風8号及び梅雨前線による集中豪雨

死者	0 人	田	流失・埋没	31 ha	< 気象概況 > 降雨量 226mm (7日9時～8日9時) 最大時間雨量 57mm (7日22時～23時)
負傷	0 人		冠水	350 ha	
行方不明	0 人	畑	流失・埋没	9 ha	
住宅	全壊		冠水	6 ha	
	半壊	10 棟	道路	177 箇所	
	流失	0 棟	橋梁	6 箇所	
	一部破損	18 棟	河川	227 箇所	
	床上浸水	267 棟	水道	5 箇所	
	床下浸水	839 棟	崖くずれ	121 箇所	
非住家	35 棟				
り災世帯数	289 世帯		被害総額	3,078百万円	

（２）平成2年9月30日 台風20号

死者	0 人	田	流失・埋没	2 ha	< 気象概況 > 降雨量 185mm (30日0時～20時) 最大時間雨量 64mm (30日12時～13時)
負傷	0 人		冠水	291 ha	
行方不明	0 人	畑	流失・埋没	2 ha	
住宅	全壊		冠水	201 ha	
	半壊	0 棟	道路	151 箇所	
	流失	0 棟	橋梁	6 箇所	
	一部破損	2 棟	河川	71 箇所	
	床上浸水	41 棟	水道	8 箇所	
	床下浸水	811 棟	崖くずれ	77 箇所	
非住家	36 棟				
り災世帯数	854 世帯				

（３）平成6年9月29日 台風26号（竜巻）

死者	0 人	田	流失・埋没	0 ha	< 気象概況 > 降雨量 99mm (29日23時～30日2時) 最大時間雨量 29mm (29日23時～24時)
負傷	0 人		冠 水	0 ha	
行方不明	0 人	畑	流失・埋没	0 ha	
住宅	全壊		冠水	0 ha	
	半壊	0 棟	道路	0 箇所	
	流失	0 棟	橋梁	0 箇所	
	一部破損	76 棟	河川	0 箇所	
	床上浸水	0 棟	水道	0 箇所	
	床下浸水	0 棟	崖くずれ	0 箇所	
非住家	25 棟				
り災世帯数	世帯				

2 3-3 過去の災害（火災）

（消防本部）

（令和 8 年 1 月 現在）

発生年月日	焼失数	場所	記事
市の消防力を超える火災は発生していない。			

※昭和48年以降のものに限る。

2 4 被害想定

2 4-1 静岡県第4次地震被害想定結果

(危機管理課)

想定を行った「地震動」「液状化」「人工造成地」「津波」「山・崖崩れ」「火災」の各要因別の建物被害棟数において、各要因間の重複を取り除く処理を以下の基本的な考え方に基づいて行った。

表 被害要因間の重複を取り除く基本的な考え方

順位	基本的な考え方
①	液状化被害を受けた建物は、液状化により地震動が低減するため、地震動による被害は受けない。
②	建物被害は複数の要因で重複して被害を起こす可能性（例；地震動によって全壊した後に津波で流失）があるため、「液状化」→「地震動」→「津波」→「火災」の順で被害の要因を割り当てる。 半壊よりも全壊を発生させる被害要因の方に優先的に割り当てる。 （例；地震動で半壊、津波で流失 ⇒ 津波による全壊）
③	人工造成地被害は、他の被害とは異なり、被害発生要因で区分されたものではなく、特定地域に発生する被害である。 人工造成地における被害は、地震動による建物被害と重複するため、人工造成地における建物被害は「人工造成地被害」として取り扱い、「地震動による建物被害」では考慮しない。
④	山・崖崩れによる建物被害は他の要因と重複する確率が小さいと考えられるので、重複処理の対象から除外する。

1 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）の被害想定の結果

（1）建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約3,400			約3,400
	半壊	約4,100	約4,100	約3,900	約4,100
液状化	全壊	約50			約50
	半壊	約200	約200	約200	約200
人工造成地	全壊	約300			約300
	半壊	約800	約800	約800	約800
津波	全壊	約10			約10
	半壊	約40	約40	約40	約40
山・崖崩れ	全壊	約30			約30
	半壊	約80	約80	約80	約80
火災	焼失	約200	約300	約900	約10
建物棟数		24,570			
建物被害総数	全壊及び焼失	約4,000	約4,000	約4,600	約3,800
	半壊	約5,200	約5,200	約5,000	約5,200
建物被害率	全壊及び焼失	約16%	約16%	約19%	約15%
	半壊	約21%	約21%	約20%	約21%

ブロック塀等転倒数	約200件
屋外落下物が発生する建物数	約700棟

「－」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(2) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目		被害区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物)		死者数	約60 (約10)	約30 (約10)	約50 (約10)	約20 (—)	約10 (—)	約20 (—)
		重傷者数	約400 (約40)	約600 (約30)	約400 (約30)	約100 (約10)	約200 (約10)	約100 (約10)
		軽傷者数	約1,100 (約100)	1,000 (約100)	約900 (約100)	約300 (約30)	約300 (約30)	約300 (約30)
津波	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—	—	—	—	—
		軽傷者	—	—	—	—	—	—
	早期避難率低	死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—	—	—	—	—
		軽傷者	—	—	—	—	—	—
山・崖崩れ		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—	—	—	—	—
		軽傷者	—	—	—	—	—	—
火災		死者数	—	—	約10	—	—	—
		重傷者	—	—	約10	—	—	—
		軽傷者	約10	約10	約40	—	—	—
ブロック塀の転 倒、屋外落下物		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—	—	—	—	—
		軽傷者	—	—	—	—	—	—
死傷者数 合計	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	約70	約40	約60	約20	約10	約20
		重傷者	約400	約700	約400	約100	約200	約100
		軽傷者	約1,100	約1,000	約1,000	約300	約300	約300
	早期避難率低	死者数	約70	約40	約60	約20	約10	約20
		重傷者	約400	約700	約400	約100	約200	約100
		軽傷者	約1,100	約1,000	約1,000	約300	約300	約300
自力脱出困難者 数・要救助者数		地震動	約300	約300	約300	約90	約80	約90
		津波	—	約10	約10	—	—	—

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者

・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、わずか(早期避難率高＋呼びかけ)～約10人(早期避難率低)

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

(1) 建物等被害に係る想定結果

(ア) 【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約3,400			約3,400
	半壊	約3,600	約3,600	約3,500	約3,600
液状化	全壊	約50			約50
	半壊	約200	約200	約100	約200
人工造成地	全壊	約300			約300
	半壊	約800	約800	約800	約800
津波	全壊	約2,000			約2,000
	半壊	約1,300	約1,300	約1,200	約1,300
山・崖崩れ	全壊	約30			約30
	半壊	約80	約80	約80	約80
火災	焼失	約200	約200	約800	約10
建物棟数		24,570			
建物被害総数	全壊及び焼失	約6,000	約6,000	約6,600	約5,800
	半壊	約5,900	約5,900	約5,700	約6,000
建物被害率	全壊及び焼失	約24%	約24%	約27%	約24%
	半壊	約24%	約24%	約23%	約24%

ブロック塀等転倒数	約200件
屋外落下物が発生する建物数	約700棟

「－」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(イ) 【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約11,000			約11,000
	半壊	約2,500	約2,500	約2,400	約2,500
液状化	全壊	約50			約50
	半壊	約90	約80	約80	約90
人工造成地	全壊	約1,300			約1,300
	半壊	約3,800	約3,800	約3,800	約3,800
津波	全壊	約1,200			約1,200
	半壊	約800	約800	約700	約900
山・崖崩れ	全壊	約40			約40
	半壊	約100	約100	約100	約100
火災	焼失	約700	約800	約1,400	約400
建物棟数		24,570			
建物被害総数	全壊及び焼失	約14,000	約14,000	約15,000	約14,000
	半壊	約7,300	約7,200	約7,000	約7,400
建物被害率	全壊及び焼失	約57%	約57%	約61%	約57%
	半壊	約30%	約29%	約35%	約30%

ブロック塀等転倒数	約500件
屋外落下物が発生する建物数	約5,500棟

「－」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(ウ) 【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約9,900			約9,900
	半壊	約2,600	約2,600	約2,500	約2,600
液状化	全壊	約50			約50
	半壊	約100	約100	約90	約100
人工造成地	全壊	約1,100			約1,100
	半壊	約3,300	約3,300	約3,300	約3,300
津波	全壊	約1,300			約1,300
	半壊	約900	約900	約800	約1,000
山・崖崩れ	全壊	約40			約40
	半壊	約100	約100	約100	約100
火災	焼失	約600	約800	約1,400	約300
建物棟数		24,570			
建物被害総数	全壊及び焼失	約13,000	約13,000	約14,000	約13,000
	半壊	約7,000	約7,000	約6,800	約7,100
建物被害率	全壊及び焼失	約53%	約53%	約57%	約53%
	半壊	約28%	約28%	約28%	約29%

ブロック塀等転倒数	約400件
屋外落下物が発生する建物数	約4,600棟

「ー」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(2) 人的被害に係る想定結果

(ア) 【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目		被害区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		死者数	約60 (約10)	約30 (約10)	約50 (約10)	約20 (—)	約10 (—)	約20 (—)
		重傷者数	約400 (約40)	約600 (約30)	約400 (約30)	約100 (約10)	約200 (約10)	約100 (約10)
		軽傷者数	約1,100 (約100)	約1,000 (約100)	約900 (約100)	約300 (約30)	約300 (約30)	約300 (約30)
津波	早期避難率高＋ 呼びかけ	死者数	約1,600	約300	約400	約500	約300	約300
		重傷者	約10	—	—	—	—	—
		軽傷者	約10	—	約10	—	—	—
	早期避難率低	死者数	約4,200	約2,600	約2,900	約500	約300	約300
		重傷者	約20	約10	約20	—	—	—
		軽傷者	約40	約30	約30	—	—	—
山・崖崩れ		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—	—	—	—	—
		軽傷者	—	—	—	—	—	—
火災		死者数	—	—	約10	—	—	—
		重傷者	—	—	約10	—	—	—
		軽傷者	約10	約10	約30	—	—	—
ブロック塀の転倒屋 外落下物		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—	—	—	—	—
		軽傷者	—	—	—	—	—	—
死傷者数合計	早期避難率高＋ 呼びかけ	死者数	約1,700	約400	約500	約500	約300	約400
		重傷者	約400	約700	約400	約100	約200	約100
		軽傷者	約1,100	約1,000	約1,000	約300	約300	約300
	早期避難率低	死者数	約4,300	約2,600	約3,000	約500	約300	約400
		重傷者	約400	約700	約400	約100	約200	約100
		軽傷者	約1,100	約1,100	約1,000	約300	約300	約300
自力脱出困難者数・ 要救助者数		地震動	約300	約300	約300	約90	約80	約90
		津波	約1,500	約1,400	約1,400	約200	約200	約200

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者

・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約30人(早期避難率高＋呼びかけ)～約200人(早期避難率低)

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

(イ) 【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目		被害区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物 移動・転倒、屋内 落下物)		死者数	約500 (約40)	約300 (約30)	約400 (約30)	約200 (約10)	約90 (約10)	約100 (約10)
		重傷者数	約1,200 (約100)	約2,200 (約100)	約1,300 (約100)	約300 (約30)	約600 (約30)	約400 (約20)
		軽傷者数	約1,700 (約500)	約2,600 (約400)	約1,700 (約400)	約500 (約100)	約700 (約100)	約500 (約90)
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約1,800	約400	約600	約500	約300	約400
		重傷者	約10	—	—	—	—	—
		軽傷者	約10	—	約10	—	—	—
	早期避難率低	死者数	約4,300	約2,600	約3,000	約500	約300	約400
		重傷者	約20	約10	約20	—	—	—
		軽傷者	約40	約30	約30	—	—	—
山・崖崩れ		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—	—	—	—	—
		軽傷者	—	—	—	—	—	—
火災		死者数	約90	約60	約200	約20	約10	約10
		重傷者	約10	約20	約30	約10	約10	約10
		軽傷者	約40	約50	約90	約20	約30	約30
ブロック塀の転 倒、屋外落下物		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—	—	—	—	—
		軽傷者	—	約10	約20	—	—	—
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約2,500	約800	約1,200	約700	約400	約500
		重傷者	約1,200	約2,200	約1,400	約400	約600	約400
		軽傷者	約1,800	約2,600	約1,900	約500	約800	約500
	早期避難率低	死者数	約5,000	約3,000	約3,700	約700	約400	約500
		重傷者	約1,200	約2,200	約1,400	約400	約600	約400
		軽傷者	約1,800	約2,700	約1,900	約500	約800	約500
自力脱出困難者 数・要救助者数		地震動	約3,000	約3,200	約3,000	約900	約900	約900
		津波	約1,500	約1,400	約1,400	約200	約200	約200

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約30人（早期避難率高+呼びかけ）～約200人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

(ウ) 【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目		被害区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		死者数	約400 (約40)	約200 (約30)	約400 (約30)	約100 (約10)	約70 (約10)	約100 (約10)
		重傷者数	約1, 100 (約100)	約2, 000 (約100)	約1, 200 (約90)	約300 (約30)	約600 (約20)	約400 (約20)
		軽傷者数	約1, 700 (約500)	約2, 400 (約400)	約1, 600 (約400)	約500 (約100)	約700 (約90)	約500 (約80)
津波	早期避難率高＋ 呼びかけ	死者数	約1, 800	約400	約600	約500	約300	約400
		重傷者	約10	—	—	—	—	—
		軽傷者	約10	—	約10	—	—	—
	早期避難率低	死者数	約4, 300	約2, 600	約3, 000	約500	約300	約400
		重傷者	約20	約10	約20	—	—	—
		軽傷者	約40	約30	約30	—	—	—
山・崖崩れ		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—	—	—	—	—
		軽傷者	—	—	—	—	—	—
火災		死者数	約60	約40	約100	約10	約10	約10
		重傷者	約10	約20	約30	約10	約10	約10
		軽傷者	約30	約50	約80	約20	約20	約20
ブロック塀の転倒屋 外落下物		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—	—	—	—	—
		軽傷者	—	約10	約20	—	—	—
死傷者数合計	早期避難率高＋ 呼びかけ	死者数	約2, 300	約700	約1, 100	約600	約400	約500
		重傷者	約1, 100	約2, 000	約1, 300	約300	約600	約400
		軽傷者	約1, 700	約2, 400	約1, 800	約500	約700	約500
	早期避難率低	死者数	約4, 800	約2, 900	約3, 500	約600	約400	約500
		重傷者	約1, 100	約2, 000	約1, 300	約300	約600	約400
		軽傷者	約1, 700	約2, 400	約1, 800	約500	約700	約500
自力脱出困難者数・ 要救助者数		地震動	約2, 400	約2, 400	約2, 400	約700	約700	約700
		津波	約1, 500	約1, 400	約1, 400	約200	約200	約200

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約30人（早期避難率高＋呼びかけ）～約200人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

3 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果

（１）建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	—		
	半壊	—	—	—
液状化	全壊	—		
	半壊	—	—	—
人工造成地	全壊	—		
	半壊	—	—	—
津波	全壊	—		
	半壊	約10	約10	約10
山・崖崩れ	全壊	—		
	半壊	—	—	—
火災	焼失	—	—	—
建物棟数		24,570		
建物被害総数	全壊及び焼失	—	—	—
	半壊	約20	約20	約20
建物被害率	全壊及び焼失	約0%	約0%	約0%
	半壊	約0.08%	約0.08%	約0.08%

ブロック塀等転倒数	—
屋外落下物が発生する建物数	—

「—」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(2) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		死者数	－ (－)	－ (－)	－ (－)
		重傷者数	－ (－)	－ (－)	－ (－)
		軽傷者数	－ (－)	－ (－)	－ (－)
津波	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	－	－	－
		重傷者	－	－	－
		軽傷者	－	－	－
	早期避難率低	死者数	－	－	－
		重傷者	－	－	－
		軽傷者	－	－	－
山・崖崩れ		死者数	－	－	－
		重傷者	－	－	－
		軽傷者	－	－	－
火災		死者数	－	－	－
		重傷者	－	－	－
		軽傷者	－	－	－
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	－	－	－
		重傷者	－	－	－
		軽傷者	－	－	－
死傷者数合計	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	－	－	－
		重傷者	－	－	－
		軽傷者	－	－	－
	早期避難率低	死者数	－	－	－
		重傷者	－	－	－
		軽傷者	－	－	－
自力脱出困難者数・ 要救助者数		地震動	－	－	－
		津波	－	－	－

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5 以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者

・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、わずか。

4 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果

（1）建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	—		
	半壊	—	—	—
液状化	全壊	—		
	半壊	—	—	—
人工造成地	全壊	—		
	半壊	—	—	—
津波	全壊	—		
	半壊	約20	約20	約20
山・崖崩れ	全壊	—		
	半壊	—	—	—
火災	焼失	—	—	—
建物棟数		24,570		
建物被害 総数	全壊及び焼失	—	—	—
	半壊	約20	約20	約20
建物被害率	全壊及び焼失	約0%	約0%	約0%
	半壊	約0.08%	約0.08%	約0.08%

ブロック塀等転倒数	—
屋外落下物が発生する建物数	—

「—」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(2) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		死者数	－ (－)	－ (－)	－ (－)
		重傷者数	－ (－)	－ (－)	－ (－)
		軽傷者数	－ (－)	－ (－)	－ (－)
津波	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	－	－	－
		重傷者	－	－	－
		軽傷者	－	－	－
	早期避難率低	死者数	－	－	－
		重傷者	－	－	－
		軽傷者	－	－	－
山・崖崩れ		死者数	－	－	－
		重傷者	－	－	－
		軽傷者	－	－	－
火災		死者数	－	－	－
		重傷者	－	－	－
		軽傷者	－	－	－
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	－	－	－
		重傷者	－	－	－
		軽傷者	－	－	－
死傷者数合計	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	－	－	－
		重傷者	－	－	－
		軽傷者	－	－	－
	早期避難率低	死者数	－	－	－
		重傷者	－	－	－
		軽傷者	－	－	－
自力脱出困難者数・要救助者数		地震動	－	－	－
		津波	－	－	－

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※ 夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、わずか。

